

田原本町地域防災計画

令和5年度修正

田原本町防災会議

- 目次 -

第1編 総則

第1節	目的	1-1
第1	計画の目的	1-1
第2	計画の基本方針	1-1
第3	計画の構成	1-2
第4	計画の推進	1-3
第5	計画の修正	1-3
第2節	業務の大綱及び住民等の責務	1-4
第1	田原本町	1-4
第2	奈良県広域消防組合・国保中央病院組合	1-5
第3	奈良県	1-5
第4	指定地方行政機関	1-7
第5	自衛隊	1-10
第6	指定公共機関	1-10
第7	指定地方公共機関	1-12
第8	公共的団体・機関	1-14
第9	住民等の責務	1-15
第3節	町の概要	1-16
第1	地勢及び歴史	1-16
第2	河川・水路	1-17
第3	地形・地質	1-18
第4	気象	1-20
第5	人口	1-21
第6	交通網	1-23
第7	産業・遺跡	1-23
第4節	災害危険性	1-24
第1	風水害	1-24
第2	地震	1-28
第5節	被害想定	1-29
第1	洪水による浸水想定（洪水ハザードマップ）	1-29
第2	地震被害想定	1-31

第2編 災害予防計画

第1章	災害に強いひとづくり	2-1
-----	------------	-----

第1節	防災知識の普及	2-1
第1	住民に対する防災教育	2-1
第2	学校等における防災教育	2-2
第3	職員に対する防災教育	2-5
第4	防火管理者等に対する防災教育	2-5
第5	災害教訓の伝承	2-5
第2節	自主防災体制の整備	2-6
第1	自主防災組織の育成	2-6
第2	企業防災の促進	2-8
第3	地区防災計画の作成	2-10
第4	救助・初期消火活動の支援	2-10
第3節	消防団による地域防災体制の充実強化	2-11
第1	消防団の役割	2-11
第2	他の組織との連携	2-11
第3	消防団員数の確保	2-12
第4節	防災訓練の実施	2-13
第1	総合防災訓練	2-13
第2	個別防災訓練	2-13
第3	各地域での防災訓練	2-13
第5節	要配慮者の安全確保	2-15
第1	福祉のまちづくりの推進	2-15
第2	要配慮者避難体制の整備	2-16
第3	避難支援プランの作成	2-16
第4	在宅の要配慮者対策	2-19
第5	社会福祉施設等における対策	2-20
第6	外国人等への対策	2-21
第6節	帰宅困難者支援体制の整備	2-23
第1	帰宅困難者対策の普及啓発	2-23
第2	帰宅困難者への支援体制の整備	2-24
第7節	ボランティア活動支援環境の整備	2-25
第1	受入体制の整備	2-25
第2	人材の育成	2-25
第3	活動支援体制の整備	2-26
第2章	災害に強いまちづくり	2-27
第1節	まちの防災機能強化	2-27
第1	災害に備えた計画的なまちづくり	2-27
第2	災害に強いまちづくり施策	2-28
第3	防災空間の確保	2-28
第4	都市基盤施設の耐震対策及び防災機能の強化	2-29

第2節	建築物等の安全対策の推進	2-32
第1	建築物等の耐震対策	2-32
第2	建築物等の防火・安全化対策	2-33
第3節	文化財保護体制の整備	2-35
第1	文化財建造物の耐震性向上対策	2-35
第2	美術工芸品等文化財の予防対策	2-35
第3	文化財の火災予防対策	2-36
第4節	ライフライン施設等の災害予防対策の推進	2-37
第1	上水道施設	2-37
第2	下水道施設	2-38
第3	電力施設	2-39
第4	電気通信施設	2-39
第5	放送施設	2-40
第5節	危険物施設等の災害予防対策の推進	2-41
第1	危険物施設災害予防対策	2-41
第2	高圧ガス・LPガス施設災害予防対策	2-42
第3	毒物・劇物施設災害予防対策	2-42
第4	放射性物質保管施設災害予防対策	2-42
第5	原子力災害予防対策	2-42
第6節	水害予防対策の推進	2-44
第1	河川・水路の改修等	2-44
第2	水害防止対策の推進	2-45
第3	農地・ため池の防災対策	2-47
第7節	地盤災害・風害・雪害の予防対策の推進	2-48
第1	地盤災害予防対策	2-48
第2	風害予防対策	2-48
第3	雪害予防対策	2-49
第8節	火災予防対策の推進	2-50
第1	出火防止及び初期消火の徹底	2-50
第2	火災拡大要因の除去	2-51
第3章	災害に備えた防災体制づくり	2-52
第1節	総合的防災体制の整備	2-52
第1	災害組織体制等の整備	2-52
第2	防災関係機関等との連携体制の整備	2-53
第3	地域防災拠点の整備・充実	2-54
第4	防災用資機材等の確保	2-55
第5	防災に関する調査研究の推進	2-56
第2節	情報収集伝達体制の整備	2-57
第1	情報収集伝達体制の強化	2-57

第2	通信手段の整備	2-58
第3	災害広報体制の整備	2-59
第4	災害情報共有化の推進	2-59
第3節	消防・救助・救急体制の整備	2-61
第1	消防力の充実	2-61
第2	水防活動体制の整備	2-62
第3	救急・救助体制の充実	2-62
第4節	災害時医療体制の整備	2-64
第1	初期医療体制の整備	2-64
第2	後方医療体制の充実	2-65
第3	医療品等の確保	2-65
第4	患者等搬送体制の確立	2-66
第5	災害医療に関する普及啓発	2-66
第5節	緊急輸送体制の整備	2-67
第1	陸上輸送体制の整備	2-67
第2	航空輸送体制の整備	2-68
第3	交通混乱の防止対策	2-68
第6節	避難体制の確立	2-70
第1	避難場所及び避難路の選定等	2-70
第2	避難誘導體制の整備	2-72
第3	防災上重要な施設における計画	2-75
第4	住民自らが取り組むべきこと	2-76
第7節	避難運営体制の整備	2-77
第1	避難所の選定等	2-77
第2	避難所の運営管理体制の整備	2-79
第3	在宅被災者等への支援体制の整備	2-80
第4	住民自らが取り組むべきこと	2-81
第8節	二次災害防止体制の整備	2-82
第1	被災建築物応急危険度判定制度の整備	2-82
第2	宅地等災害予防対策	2-82
第9節	緊急物資供給体制の整備	2-84
第1	住民、町、県の役割分担	2-84
第2	給水体制の整備	2-85
第3	食料・飲料水及び生活必需品の確保	2-85
第10節	防疫体制の整備	2-87
第1	町防疫班の編成	2-87
第2	防疫・保健衛生用資機材等の整備	2-87
第3	職員の訓練	2-87
第11節	廃棄物処理体制の整備	2-88
第1	廃棄物処理施設の整備等	2-88

第2	災害時の相互協力体制	2-88
第3	廃棄物仮置き場等の配置計画	2-88
第12節	火葬場等の確保	2-90
第1	火葬データベースの整備	2-90
第2	応援協力体制の確立	2-90
第13節	応急住宅等供給体制の整備	2-91
第1	応急仮設住宅の供給体制の整備	2-91
第2	町営住宅の空き家状況の把握	2-91
第3	民間賃貸住宅等の借り上げに係る連絡体制等の整備拡充	2-91
第14節	交通確保体制の整備	2-92
第1	鉄道施設	2-92
第2	道路施設	2-92
第15節	防災営農対策の推進	2-93
第1	指導体制の確立	2-93
第2	営農技術の確立及び普及	2-93
第3	畜産対策	2-93

第3編 風水害等応急対策計画

第1章	災害警戒期の活動	3-1
第1節	気象予警報等の収集・伝達	3-1
第1	情報の収集	3-1
第2	情報の伝達系統	3-4
第2節	組織体制	3-8
第1	田原本町防災会議	3-8
第2	活動体制の確立	3-8
第3	風水害等警戒体制	3-9
第4	災害対策本部の設置	3-9
第3節	動員体制	3-14
第1	動員人員	3-14
第2	動員方法	3-14
第3	福利厚生	3-17
第4節	警戒活動	3-18
第1	水防活動	3-18
第2	ライフライン・交通等警戒活動	3-18
第5節	応急避難	3-20
第1	避難指示等の発令	3-20
第2	警戒区域の設定	3-26
第3	避難	3-28

第4	要配慮者（避難行動要支援者）への避難支援	3-30
第2章	災害発生後の活動	3-34
第1節	情報の収集・伝達	3-34
第1	気象予警報等の収集・伝達	3-34
第2	災害情報の収集・伝達系統	3-34
第3	被害状況の把握	3-35
第4	避難及び応急対策の実施状況の把握	3-38
第5	被害状況等の集約・整理等	3-39
第6	県及び国への報告	3-39
第7	通信手段の確保	3-40
第2節	災害広報・広聴対策	3-43
第1	災害広報	3-43
第2	報道機関への情報提供	3-44
第3	広聴活動の実施	3-45
第3節	応援協力活動	3-46
第1	行政機関等との協力体制の確立	3-46
第2	消防活動に係る応援の要請・受入れ	3-50
第3	民間との協力	3-52
第4節	自衛隊災害派遣の要請要求・受入れ	3-54
第1	自衛隊災害派遣要請の要求等	3-54
第2	災害派遣部隊の受入れ	3-55
第3	派遣部隊の撤収要請	3-56
第5節	救助・救急活動	3-57
第1	災害発生状況の把握	3-57
第2	人命救助活動	3-57
第3	行方不明者の捜索	3-58
第6節	医療救護活動	3-59
第1	医療情報の収集・提供活動	3-59
第2	医療対策	3-60
第3	後方医療対策等	3-61
第4	医薬品等の調達・確保	3-62
第7節	避難所の開設・運営	3-65
第1	避難所の開設	3-65
第2	避難所の管理・運営	3-66
第3	避難所の閉鎖及び縮小	3-69
第4	在宅被災者等への支援	3-69
第5	車中泊者への対応	3-69
第6	被災者の安否情報	3-70
第8節	要配慮者の支援	3-72

第1	安否の確認・被災状況の把握	3-72
第2	要配慮者への支援活動	3-72
第3	外国人への支援活動	3-74
第9節	公共土木施設等・建築物応急対策	3-75
第1	公共土木施設等	3-75
第2	公共建築物等	3-76
第10節	ライフライン等の確保	3-77
第1	上水道	3-77
第2	下水道	3-78
第3	電力	3-78
第4	LPガス等	3-79
第5	電気通信	3-80
第6	公共交通	3-82
第11節	交通規制・緊急輸送活動	3-84
第1	緊急輸送体制の確立	3-84
第2	陸上輸送	3-85
第3	航空輸送	3-87
第4	交通規制	3-87
第12節	災害救助法の適用	3-90
第1	災害救助法の適用基準等	3-90
第2	災害救助法の適用手続き	3-91
第3	救助の実施	3-91
第3章	応急復旧期の活動	3-93
第1節	緊急物資の供給	3-93
第1	給水活動	3-93
第2	水・食料及び生活必需品の供給	3-95
第2節	防疫・保健衛生活動	3-99
第1	防疫活動	3-99
第2	食品衛生管理	3-101
第3	保健衛生活動	3-101
第4	愛玩動物の収容対策等	3-102
第3節	遺体の収容・処理及び火葬等	3-103
第1	遺体の収容	3-103
第2	遺体の処理及び火葬等	3-104
第4節	廃棄物の処理等	3-106
第1	し尿処理	3-106
第2	生活ごみ処理	3-108
第3	がれき処理	3-109
第4	環境保全対策	3-111

第5節	住宅応急対策	3-112
第1	住居障害物の除去	3-112
第2	被災住宅の応急修理	3-113
第3	被災宅地の危険度判定	3-113
第4	応急仮設住宅の建設	3-113
第5	公営住宅等への一時入居	3-114
第6	住宅に関する相談窓口の設置等	3-114
第6節	応急教育等	3-115
第1	学校・園施設の応急対策	3-115
第2	応急教育の実施	3-118
第3	園児・児童・生徒に対する援助	3-119
第4	社会教育施設等の応急対策	3-120
第7節	文化財応急対策	3-122
第1	被害状況の把握	3-122
第2	応急措置（文化財別の保護の方法）	3-122
第3	埋蔵文化財に関する措置	3-123
第8節	ボランティア等自発的支援の受入れ	3-125
第1	ボランティアの受入れ	3-125
第2	義援金・救援物資の受入れ及び配分	3-126
第3	海外からの支援の受入れ	3-128
第4章	その他災害応急対策	3-129
第1節	大規模火災対策	3-129
第1	消火活動	3-129
第2	人命救助活動	3-130
第3	消防活動に係る応援の要請・受入れ	3-130
第4	地域住民との連携	3-130
第2節	危険物施設等災害応急対策	3-131
第1	危険物施設等災害応急対策	3-131
第2	高圧ガス施設等災害応急対策	3-132
第3	毒物・劇物施設災害応急対策	3-134
第4	放射性物質保管施設災害応急対策	3-135
第5	原子力災害応急対策	3-135
第3節	突発重大事故災害応急対策	3-137
第1	突発重大事故災害の種類	3-137
第2	応急対策	3-137

第4編 地震災害応急対策計画

第1章	応急活動実施体制の確立	4-1
第1節	組織体制	4-1
第1	田原本町防災会議	4-1
第2	活動体制の確立	4-1
第3	休日・夜間等地震初動体制	4-2
第4	災害対策本部の設置	4-3
第2節	動員体制	4-8
第1	動員人員	4-8
第2	動員方法	4-8
第3	福利厚生	4-11
第3節	情報の収集・伝達	4-12
第1	地震情報等の収集・伝達	4-12
第2	災害情報の収集・伝達系統	4-19
第3	被害状況の把握	4-20
第4	避難及び応急対策の実施状況の把握	4-23
第5	被害状況等の集約・整理等	4-23
第6	県及び国への報告	4-24
第7	通信手段の確保	4-25
第4節	災害広報・広聴対策	4-28
第1	災害広報	4-28
第2	報道機関への情報提供	4-29
第3	広聴活動の実施	4-30
第5節	応援協力活動	4-31
第1	行政機関等との協力体制の確立	4-31
第2	消防活動に係る応援の要請・受入れ	4-35
第3	民間との協力	4-37
第6節	自衛隊災害派遣の要請要求・受入れ	4-39
第1	自衛隊災害派遣要請の要求等	4-39
第2	災害派遣部隊の受入れ	4-40
第3	派遣部隊の撤収要請	4-41
第7節	交通規制・緊急輸送活動	4-42
第1	緊急輸送体制の確立	4-42
第2	陸上輸送	4-43
第3	航空輸送	4-45
第4	交通規制	4-45
第8節	災害救助法の適用	4-48
第1	災害救助法の適用基準等	4-48

第2	災害救助法の適用手続き	4-49
第3	救助の実施	4-49
第2章	初動期の応急活動	4-51
第1節	大規模火災対策	4-51
第1	消火活動	4-51
第2	人命救助活動	4-52
第3	消防活動に係る応援の要請・受入れ	4-52
第4	地域住民との連携	4-52
第2節	危険物施設等災害応急対策	4-53
第1	危険物施設等災害応急対策	4-53
第2	高圧ガス施設等災害応急対策	4-54
第3	毒物・劇物施設災害応急対策	4-56
第4	放射性物質保管施設災害応急対策	4-57
第3節	救助・救急活動	4-58
第1	災害発生状況の把握	4-58
第2	人命救助活動	4-58
第3	行方不明者の捜索	4-59
第4節	応急避難	4-60
第1	避難指示等の発令	4-60
第2	警戒区域の設定	4-63
第3	避難	4-65
第4	要配慮者（避難行動要支援者）の避難支援	4-66
第5節	医療救護活動	4-69
第1	医療情報の収集・提供活動	4-69
第2	医療対策	4-69
第3	後方医療対策等	4-71
第4	医薬品等の調達・確保	4-72
第6節	避難所の開設・運営	4-74
第1	避難所の開設	4-74
第2	避難所の管理・運営	4-75
第3	避難所の閉鎖及び縮小	4-78
第4	在宅被災者等への支援	4-78
第5	車中泊者への対応	4-78
第6	被災者の安否情報	4-79
第7節	要配慮者の支援	4-81
第1	安否の確認・被災状況の把握	4-81
第2	要配慮者への支援活動	4-81
第3	外国人への支援活動	4-83
第8節	帰宅困難者の支援	4-84

第1	発災直後の対応	4-84
第2	帰宅困難者への支援活動	4-84
第9節	ライフライン等の確保	4-85
第1	上水道	4-85
第2	下水道	4-86
第3	電力	4-86
第4	LPガス等	4-87
第5	電気通信	4-88
第6	公共交通	4-90
第10節	その他二次災害防止のための応急対策	4-92
第1	公共土木施設等	4-92
第2	被災建築物・被災宅地	4-93
第3	地震水防活動	4-94
第3章	応急復旧期の活動	4-96
第1節	緊急物資の供給	4-96
第1	給水活動	4-96
第2	水・食料及び生活必需品の供給	4-98
第2節	防疫・保健衛生活動	4-102
第1	防疫活動	4-102
第2	食品衛生管理	4-104
第3	保健衛生活動	4-104
第4	愛玩動物の収容対策等	4-105
第3節	遺体の収容・処理及び火葬等	4-106
第1	遺体の収容	4-106
第2	遺体の処理及び火葬等	4-106
第4節	廃棄物の処理等	4-109
第1	し尿処理	4-109
第2	生活ごみ処理	4-111
第3	がれき処理	4-112
第4	環境保全対策	4-114
第5節	住宅応急対策	4-115
第1	住居障害物の除去	4-115
第2	被災住宅の応急修理	4-116
第3	応急仮設住宅の建設	4-116
第4	公営住宅等への一時入居	4-117
第5	住宅に関する相談窓口の設置等	4-117
第6節	応急教育等	4-118
第1	学校・園施設の応急対策	4-118
第2	応急教育の実施	4-121

第3	園児・児童・生徒に対する援助	4-122
第4	社会教育施設等の応急対策	4-123
第7節	文化財応急対策	4-124
第1	被害状況の把握	4-124
第2	応急措置（文化財別の保護の方法）	4-124
第3	埋蔵文化財に関する措置	4-125
第8節	ボランティア等自発的支援の受入れ	4-127
第1	ボランティアの受入れ	4-127
第2	義援金・救援物資の受入れ及び配分	4-128
第3	海外からの支援の受入れ	4-129

第5編 災害復旧・復興計画

第1章	被災者のくらしとしごとの再建の支援	5-1
第1節	罹災証明書の交付及び被災者台帳の作成	5-1
第1	被災者台帳の作成	5-1
第2	罹災証明書の交付	5-1
第2節	被災者の生活確保	5-3
第1	被災者生活再建支援金	5-3
第2	住宅の確保	5-4
第3	雇用対策	5-5
第4	町税等の減免・徴収猶予等	5-5
第5	災害援護資金・生活資金等の貸付	5-6
第6	災害弔慰金等の支給	5-7
第2章	被災者のこころとからだのケア	5-8
第1節	被災者生活再建相談窓口の開設	5-8
第1	被災者生活再建相談窓口の開設	5-8
第2	相談内容・要望の処理	5-8
第2節	被災者健康維持活動	5-10
第1	巡回相談等の実施	5-10
第2	心の健康相談の実施	5-10
第3章	公共施設の災害復旧及び経済の振興対策	5-11
第1節	公共施設等の復旧	5-11
第1	災害復旧事業計画の作成	5-11
第2	災害復旧事業の実施	5-12
第2節	激甚災害の指定	5-13
第1	激甚災害指定の手続き	5-13
第2	激甚災害の指定促進措置	5-13

第3節	被災中小企業の振興	5-14
第1	資金需要の調査	5-14
第2	中小企業者に対する支援制度の周知	5-14
第4節	被災農業者への融資	5-15
第1	資金需要の調査	5-15
第2	農業者に対する支援制度の周知	5-15
第4章	災害復旧・復興計画の策定	5-16
第1節	災害復旧・復興方針	5-16
第1	基本方針	5-16
第2	復旧・復興対策体制の整備	5-16
第2節	災害復旧・復興計画の策定	5-18
第1	復旧・復興計画の策定	5-18
第2	事前の復旧・復興対策	5-18
第3	地域住民の合意形成	5-19
第4	技術的・財政的支援	5-19

第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節	総則	6-1
第1	推進計画の目的	6-1
第2	基本的な考え方	6-1
第3	防災関係機関が行う事務又は業務の大綱	6-2
第2節	南海トラフ地震臨時情報	6-3
第1	地震の時間差発生による災害の拡大防止	6-3
第2	南海トラフ地震臨時情報の発表	6-3
第3	南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項	6-5
第4	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項	6-5
第3節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	6-7
第1	地震防災緊急事業五箇年計画の推進	6-7
第2	南海トラフ巨大地震等に備えた計画的なまちづくりの推進	6-7
第4節	防災訓練計画等	6-9
第1	防災訓練計画	6-9
第2	公共施設における防災対策の充実	6-9
第5節	地震防災上必要な防災知識の普及計画	6-10
第1	職員に対する防災知識の普及	6-10
第2	住民等に対する防災知識の普及	6-11
第3	学校教育等における地震防災上必要な防災知識の普及計画	6-11

第6節	地域防災力の向上に関する計画	6-13
第1	自主防災組織の災害対応能力の向上	6-13
第2	事業所等の災害対応能力の向上	6-13
第7節	広域かつ甚大な被害への備え	6-14
第1	建築物の耐震性の確保	6-14
第2	長周期地震動対策	6-15
第3	液状化対策	6-15
第4	時間差発生による災害の拡大防止	6-15
第5	帰宅困難者対策	6-16
第6	支援・受援体制の整備	6-16
第8節	地震発生時の応急対策等	6-17
第1	南海トラフ巨大地震等の関連情報が発表された場合の対応	6-17
第2	災害対策本部の設置等	6-17
第3	資機材、人員等の配備手配	6-18
第4	地震発生時の応急対策	6-18
第5	広域的な連携による応急対策	6-20

第1編 総則

第1節 目的

町域における大規模な災害に対処し、災害から「人命を守る」ことを最大の目標に、できる限り被害の減少を図るため、計画の基本方針等について定めるとともに、この計画に掲げる事項の推進を図る。

第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づいて、田原本町（以下「町」という。）の町域に係る防災に関し田原本町防災会議が定める計画であって、町と町域に関係する公共的団体・機関（以下「防災関係機関」という。）が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、これにより防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、住民の生命、身体、財産を災害から保護するとともに、災害による被害を軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉に資することを目的とする。

第2 計画の基本方針

いっどこでも起こり得る災害による人的被害及び経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、住民一人一人が自発的に行う防災活動である「自助」及び身近な地域コミュニティや自主防災組織をはじめとした、地区内の居住者等が連携して行う防災活動である「共助」が必要である。

この計画は、災害対策基本法第2条の2の基本理念にのっとり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して「減災」の考え方に基づいて、「自分の命は自分で守る」という意識のもと、「自助」・「共助」の取り組みを推進するとともに、町及び県による「公助」と連携して、総合的かつ計画的に災害対策の整備及び推進を図る。

なお、計画の推進にあたっては、下記の事項を基本とする。

- 1 災害による死者をなくすこと及び人命を守ることを最大の目標とし、できる限り被害を最小化することの推進
- 2 自助・共助を基本とした、住民による主体的な自主防災体制の確立
- 3 町、防災関係機関並びに住民及び企業それぞれの役割と連携
- 4 防災関係機関相互の協力体制の推進
- 5 ハード対策及びソフト対策を組み合わせた災害対策事業の推進
- 6 過去の災害の教訓を踏まえた対策の推進
- 7 関係法令の遵守
- 8 要配慮者等の多様な視点を生かした対策の推進
- 9 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立

第3 計画の構成

この計画は、町域における防災に関する総合的かつ基本的な計画であると位置付け、以下の構成とする。

1 町地域防災計画【本編】

(1) 第1編 総則

この計画の基本方針、町及び防災関係機関等が地震災害、風水害等に対して処理すべき事務及び業務の大綱、想定される災害被害等など、計画の基本となる事項を示す。

(2) 第2編 災害予防計画

災害による被害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限度にとどめるための措置について定める。

(3) 第3編 風水害等応急対策計画

風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合の防御措置、災害の拡大防止措置及び被災者に対する応急救助の措置について定める。

また、危険物等災害、大規模交通災害などの突発重大事故をはじめ、不測の災害に対応するため、町及び防災関係機関等の活動内容を定める。

(4) 第4編 地震災害応急対策計画

地震発生直後からの人命救助等の活動、災害の拡大防止措置及び被災者に対する応急救助の措置について定める。

(5) 第5編 災害復旧・復興計画

災害発生後における住民の生活安定のための措置、公共施設の災害復旧等について定める。

(6) 第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画

南海トラフ地震等の広域災害に備えるため、国が公表した被害想定及び最終報告に基づき、本町における南海トラフ巨大地震等の広域災害対策の推進に係る措置等について定める。

なお、本計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に関し、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項その他南海トラフ地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項等を定める計画とみなす。

2 町地域防災計画【資料編】

防災関係の資料、様式等を取りまとめる。

第4 計画の推進

町及び防災関係機関は、この計画の遂行にあたって、それぞれの責務が果たせるよう、必要に応じて具体的な活動計画を作成するなど、この計画に掲げられた事項の推進に努めるとともに、住民への周知を図るため広報・啓発活動に努める。

また、分野ごとに緊急度の高いものから順に災害対応マニュアルの策定を進める。

なお、マニュアル策定後は、訓練を定期的実施してマニュアルを検証し、必要に応じて修正を加え、より実践的なマニュアルづくりを目指す。

第5 計画の修正

町及び防災関係機関は、この計画を現状に即したものにするため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、これを修正する必要があると認める場合は、町防災会議に諮り修正する。

第2節 業務の大綱及び住民等の責務

町、奈良県広域消防組合・磯城消防署（以下「磯城消防署」という。）、磯城郡水道企業団、国保中央病院、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体・機関、住民等は、おおむね次の業務を処理する。

第1 田原本町

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
田原本町	<ol style="list-style-type: none"> 1. 町防災会議に関する事務 2. 気象予警報の伝達 3. 防災知識の普及 4. 地域住民による自主防災組織等の育成及び防災資機材の整備 5. 防災訓練・避難訓練の実施 6. 防災活動体制・通信体制の整備 7. 消防力・消防水利等の整備 8. 救急・救助体制の整備 9. 危険物施設等の災害予防 10. 公共建築物・公共施設の強化 11. 都市の防災構造の強化 12. 水道の確保体制の整備 13. 避難計画の作成及び避難所等の整備 14. ボランティア活動支援の環境の整備 15. 要配慮者の安全確保体制の整備 16. 食料、飲料水、生活必需品の備蓄 17. 防疫予防体制の整備 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 町災害対策本部に関する事務 2. 災害対策要員の動員 3. 早期災害情報・被害状況等の報告 4. ヘリコプターの受入準備 5. 災害広報 6. 被災者の救出・救難・救助等 7. ボランティアの活動支援 8. 要配慮者の福祉的処遇 9. 避難の指示 10. 避難所の設置・運営 11. 災害時における交通・輸送の確保 12. 食料、飲料水、生活必需品の供給 13. 危険物施設等の応急対策 14. 防疫等応急保健衛生対策 15. 行方不明者の捜索、遺体の火葬等 16. 廃棄物の処理及び清掃 17. 災害時における文教対策 18. 復旧資材の確保 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被災施設の復旧 2. 義援金の配分の支援 3. その他法令及び町地域防災計画に基づく復旧・復興対策の実施

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
	18. 廃棄物処理体制の整備 19. 火葬場等の確保体制の整備	19. 被災施設の応急対策 20. 義援金の募集活動の支援	
田原本町消防団	1. 火災予防対策 2. 救助体制の整備	1. 消防活動 2. 救助活動 3. 水防活動	

第2 奈良県広域消防組合・磯城郡水道企業団・国保中央病院組合

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
奈良県広域消防組合 磯城消防署	1. 火災予防対策 2. 救急救助体制の整備	1. 消防活動 2. 救急活動 3. 救助活動	
磯城郡水道企業団	1. 応急給水対策 2. 応急給水体制の整備	1. 応急給水活動 2. 施設及び管路復旧活動 3. 広報	
国保中央病院	1. 医療体制の整備 2. 病院施設の防災対策	災害時医療活動	

第3 奈良県

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
奈良県 (中和土木事務所、 中和保健所、 中和福祉事務所、 景観・環境総合 センター他)	1. 防災に関する組織の整備・改善 2. 防災に関する知識の普及・教育及び訓練の実施 3. 都市整備、治水、砂防、治山等災害に強い県土づくりの推進 4. 災害危険箇所の災害防止対策 5. 防災に関する施設・設備の整備、点検 6. 災害応急対策又は復旧に必要な物資・資材の備蓄、整備、点検 7. 県防災行政ネットワーク	1. 被害規模の早期把握及び情報の迅速な収集・伝達並びにそのための通信手段の確保 2. 活動体制の確立、他機関との連携による市町村応援体制の確立 3. 災害救助法の運用 4. 消火・水防等の応急措置活動 5. 被災者の救助・救急及び医療措置の実施 6. 保健衛生、廃棄物処理に関する措置 7. 緊急輸送体制の確保	1. 被災地域の復旧・復興の基本方針の決定と事業の計画的推進 2. 民生の安定化策の実施 3. 公共施設の早期復旧等、災害復旧対策の実施 4. その他法令及び奈良県地域防災計画に基づく災害復旧・復興対策の実施 5. 義援金の受入・配分等に関する計画

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
	クの整備、運用、点検 8. 消防防災ヘリコプターの運用、点検 9. 国、他都道府県、防災関係機関との相互連携体制の整備 10. 自主防災組織等の育成支援 11. ボランティア活動の環境整備 12. 災害が発生した場合における災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善 13. その他法令及び奈良県地域防災計画に基づく災害予防の実施	8. 緊急物資の調達・供給 9. 児童、生徒の応急教育 10. 施設、設備の応急復旧 11. 県民への広報活動 12. ボランティア、救援物資の適切な受入 13. その他法令及び奈良県地域防災計画に基づく災害応急対策の実施	
奈良県警察本部 (天理警察署)	1. 危険箇所等の実態把握と基礎資料の整備 2. 災害警備に必要な装備・資機材の整備充実 3. 道路実態の把握と交通規制の策定 4. 防災訓練の実施 5. 災害に関する住民等に対する啓発及び広報活動	1. 被害の実態把握 2. 被災者の救出救護及び被害の拡大防止 3. 行方不明者の捜索 4. 危険区域内の居住者、滞在者その他の者に対する避難の指示及び誘導 5. 死体の調査等及び検視 6. 緊急交通路の確保等被災地及びその周辺の交通規制 7. 被災地、避難場所等における犯罪の予防検挙 8. 広報活動 9. 防災関係機関の行う災害復旧活動に対する援助活動	1. 交通情報の収集・伝達及び交通規制 2. 交通信号施設等の復旧 3. 防災関係機関の行う災害復旧活動に対する援助活動

第4 指定地方行政機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
近畿総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時に備えての電気通信施設の高度化、整備の促進及び電波の監理 2. 非常通信協議会の指導育成 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時における通信手段の確保 2. 災害対策用移動通信機器等の貸出し 	
近畿財務局 (奈良財務事務所)			<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害復旧事業費査定 の立ち会い 2. 金融機関に対する緊急措置の指導要請 3. 地方公共団体に対する単独災害復旧事業費(起債分)の審査及び災害融資 4. 地方公共団体に対する災害短期資金(財政融資資金)の融資 5. 国有財産の無償貸付等に関する事
近畿厚生局		<p>救援等に係る情報の収集及び提供</p>	
奈良労働局 (ハローワーク桜井)	<p>工場、事業場における産業災害防止の指導監督</p>	<p>災害応急対策に要する労務の確保に関する事</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 職業のあっせん 2. 雇用保険料の納期の延長に関する事 3. 雇用給付金の支給等に関する事

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
近畿農政局 (奈良農政事務所)	1. 農地、農業用施設等の災害防止事業の指導並びに助成 2. 農作物等の防災管理指導	1. 土地改良機械の緊急貸付 2. 農業関係被害情報の収集報告 3. 農作物等の病虫害の防除指導 4. 食料品、飼料、種もみ等の安定供給対策	1. 各種現地調査団の派遣 2. 農地、農業用施設等に係る災害復旧事業の指導並びに助成 3. 被害農林漁業者等に対する災害融資に関する対策
南近畿土地改良 調査管理事務所	所管基幹水利施設の保全	所管基幹水利施設の応急対策	所管被災水利施設の復旧
近畿経済産業局		1. 災害対策用物資の供給に関する情報の収集及び伝達 2. 電力・ガスの供給の確保 3. 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達	1. 生活必需品、復旧資材等の調達に関する情報の収集及び伝達 2. 被災中小企業の事業再開に関する相談・支援 3. 電力・ガスの復旧支援
近畿地方整備局 (奈良国道事務所)	1. 国管理の公共土木施設の整備と防災管理に関すること 2. 応急復旧資機材の整備及び備蓄に関すること 3. 国管理の公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること 4. 指定河川の洪水予報及び水防警報の発表及び伝達に関すること	1. 国管理道路の災害時における道路通行規制及び道路交通の確保に関すること 2. 国管理の公共土木施設の二次災害の防止に関すること	国管理の公共土木施設の復旧に関すること
近畿運輸局 (奈良運輸支局)	所管する交通施設及び設備の整備についての指導	1. 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達 2. 災害時における交通機関利用者への情報の提供 3. 災害時における旅客輸送確保にかかる代	

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
		替輸送・迂回輸送等 実施のための調整 4. 災害時における貨物 輸送確保にかかる貨 物運送事業者に対す る協力要請 5. 特に必要があると認 める場合の輸送命令	
大阪管区気象台 (奈良地方気象台)	1. 気象予警報等の発表 2. 気象・地象の観測及 びその成果等の収集 と発表 3. 防災気象知識の普及 啓発 4. 防災対策に関する技 術的な支援・助言 (職員の派遣等)	1. 災害発生後における 注意報・警報・土砂 災害警戒情報の暫定 基準の運用 2. 災害時の応急活動を支 援するため、災害時気 象支援資料の提供	
近畿地方環境事務所			1. 廃棄物処理施設等の 被害状況、がれき等 の廃棄物の発生量の 情報収集及び災害査 定業務に関すること 2. 特に必要な場合の有害 物質等の発生状況等の 情報収集及び関係機関 との連絡・調整

第5 自衛隊

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
陸上自衛隊 (第4施設団)	1. 災害派遣計画の整備 及び派遣準備 (1) 防災関係資料 (災害派遣に必要な 情報)の収集 (2) 災害派遣計画の 作成 (3) 災害派遣計画に基 づく訓練の実施 2. 防災訓練等への参加	1. 被害状況の把握 2. 避難の援助 3. 要救助者等の搜索救助 4. 水防活動 5. 消防活動 6. 道路又は水路の啓開 7. 応急医療・救護・防疫 8. 人員及び物資の緊急 輸送 9. 炊飯及び給水 10. 救援物資の無償貸与 又は譲与 11. 危険物の保安及び除 去等	災害復旧対策の支援

第6 指定公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
日本郵便株式会社 (田原本郵便局)		1. 災害地の被災者に対 する郵便葉書等の無 償交付 2. 被災者が差し出す郵 便物の料金免除 3. 被災地宛て救助用郵 便物等の料金免除 4. 被災地宛て寄附金を 内容とする郵便物の 料金免除	

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
西日本電信電話株式会社 (奈良支店)	1. 電気通信設備の保全と整備 2. 気象情報の伝達	1. 電気通信設備の応急対策 2. 災害時における非常緊急通信の調整	被災電気通信設備の災害復旧
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 KDDI株式会社 株式会社NTTドコモ ソフトバンク株式会社	電気通信設備の保全と整備	1. 電気通信設備の応急対策 2. 災害時における非常緊急通信の調整	被災電気通信設備の災害復旧
日本赤十字社 (奈良県支部)	1. 医療救護班の派遣準備 2. 被災者に対する救援物資の備蓄 3. 血液製剤の確保及び供給体制の整備	1. 災害時における医療救護 2. 防災ボランティアの派遣 3. 血液製剤の確保及び供給 4. 救護物資の配分	義援金の受入・配分の連絡調整
日本放送協会 (奈良放送局)	1. 放送施設の保全と整備 2. 気象予警報等の放送	1. 気象情報等及び災害情報の放送 2. 災害時における広報活動 3. 放送施設の応急対策	被災放送施設の復旧
日本通運株式会社 (奈良支店) 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社		災害時における緊急陸上輸送の協力	復旧資材の輸送
関西電力送配電株式会社 (奈良支社)	電力施設の保全	1. 災害時における電力供給対策 2. 電力施設の応急対策	被災電力施設の復旧

第7 指定地方公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
近畿日本鉄道株式会社	輸送施設等の保全と整備	1. 災害時における交通輸送の確保 2. 輸送施設等の災害応急対策	被災輸送施設等の復旧
奈良テレビ放送株式会社 関西テレビ放送株式会社 讀賣テレビ放送株式会社 株式会社毎日放送 朝日放送テレビ株式会社 朝日放送ラジオ株式会社	1. 放送施設の保全と防災管理 2. 気象予警報等の放送	1. 気象情報等及び災害情報の放送 2. 災害時における広報活動 3. 放送施設の応急対策	被災放送施設の復旧
株式会社朝日新聞社 (奈良総局) 株式会社毎日新聞社 (奈良支局) 株式会社讀賣新聞大阪本社 (奈良支局) 株式会社産業経済新聞社 (奈良支局) 株式会社日本経済新聞社 (奈良支局) 株式会社中日新聞社 (奈良支局) 株式会社奈良新聞社 一般社団法人共同通信社 (奈良支局) 株式会社時事通信社 (奈良支局)	1. 住民に対する防災知識の普及 2. 住民に対する予警報等の周知徹底	住民に対する災害情報及び災害応急対策等の報道	
一般社団法人 奈良県医師会	1. 防災訓練の実施 2. 防災知識の普及 3. 医療救護班 (JMAT) の編成及び派遣体制の整備	災害時における医療の確保及び医療救護班 (JMAT) の派遣	1. 医療機関の早期復旧 2. 避難所の医療救護及び保健衛生の確保
一般社団法人 奈良県病院協会	1. 防災訓練の実施 2. 防災知識の普及 3. 医療救護班の編成及び派遣体制の整備	災害時における医療の確保及び医療救護班の派遣	医療機関の早期復旧

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
一般社団法人 奈良県薬剤師会	1. 防災訓練の実施 2. 防災知識の普及	1. 医療救護所における 服薬指導 2. 医薬品等集積所にお ける医薬品の管理等	
一般社団法人 奈良県歯科医師会	1. 歯型による身元確認 等の研修 2. 歯科医療救護班の編 成及び派遣体制の 整備	1. 災害時における医療 の確保及び医療救護 班の派遣 2. 身元確認班の派遣 3. 口腔ケア物資の供給	1. 避難所への口腔ケア 班の派遣による肺 炎予防活動 2. 歯科医療機関の早期 復旧
公益社団法人 奈良県看護協会	1. 防災訓練の実施 2. 防災知識の普及	1. 災害支援ナースの派 遣要請 2. 災害支援ナースの派 遣調整	
一般社団法人 奈良県LPガス協会	LPガスによる災害 の防止	LPガスによる災害 の応急対策	LPガスの災害復旧
公益社団法人 奈良県トラック協会		1. 緊急物資の輸送 2. 緊急輸送車両の確保	
奈良県土地開発公社	所管施設の整備	所管被災施設の応急 対策	所管被災施設の復旧

第8 公共的団体・機関

団体・機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
奈良県農業協同組合	共同利用施設の整備	<ol style="list-style-type: none"> 共同利用施設の災害応急対策 農業生産資材及び農家生活資材の確保あっせん 県・町が行う被災状況調査及びその応急対策についての協力 農作物の被害応急対策の指導 	<ol style="list-style-type: none"> 被災共同利用施設の復旧 被災組合員に対する融資又はあっせん
病院等	<ol style="list-style-type: none"> 災害時における診療機能維持のための施設・設備の整備 防災訓練 	災害時における医療の確保及び負傷者の医療・助産救護	病院機能の早期復旧
金融機関			<ol style="list-style-type: none"> 被災事業者に対する資金融資その他緊急措置 預貯金の中途解約、払出事務の簡便化など特例措置
田原本町商工会		<ol style="list-style-type: none"> 物価安定についての協力 救助用物資・復旧資材の確保・協力あっせん 	<ol style="list-style-type: none"> 商工業者への融資あっせん実施 災害時における中央資金源の導入
社会福祉法人 奈良県社会福祉協議会	<ol style="list-style-type: none"> 関係機関との連携 県災害ボランティア本部の設置・運営訓練 	町災害ボランティアセンターの運営支援	
社会福祉法人 田原本町社会福祉協議会	<ol style="list-style-type: none"> 地域における要配慮者の把握等への協力 防災訓練、防災に関する知識の普及への協力 	<ol style="list-style-type: none"> 町が行う避難及び応急対策への協力 被災者の保護及び救護物資の支給 	被災者に対する支援への協力
奈良県葬祭業協同組合		<ol style="list-style-type: none"> 棺及び葬祭用品の供給 遺体の搬送等の協力 	

第9 住民等の責務

住民・事業所	責務
住民	<ol style="list-style-type: none">1. 食料、飲料水等の備蓄や建築物の補強、家具の転倒防止措置等2. 救助、初期消火等の応急対策活動実施のための自主防災組織の結成、強化3. 町及び防災関係機関による防災事業及び災害発生時の応急対策活動への協力
事業所	<ol style="list-style-type: none">1. 災害時の事業所内の従業員、利用者等の安全確保2. 地域の防災対策への協力、地域防災への寄与3. 町及び防災関係機関による防災事業及び災害発生時の応急対策活動への協力

第3節 町の概要

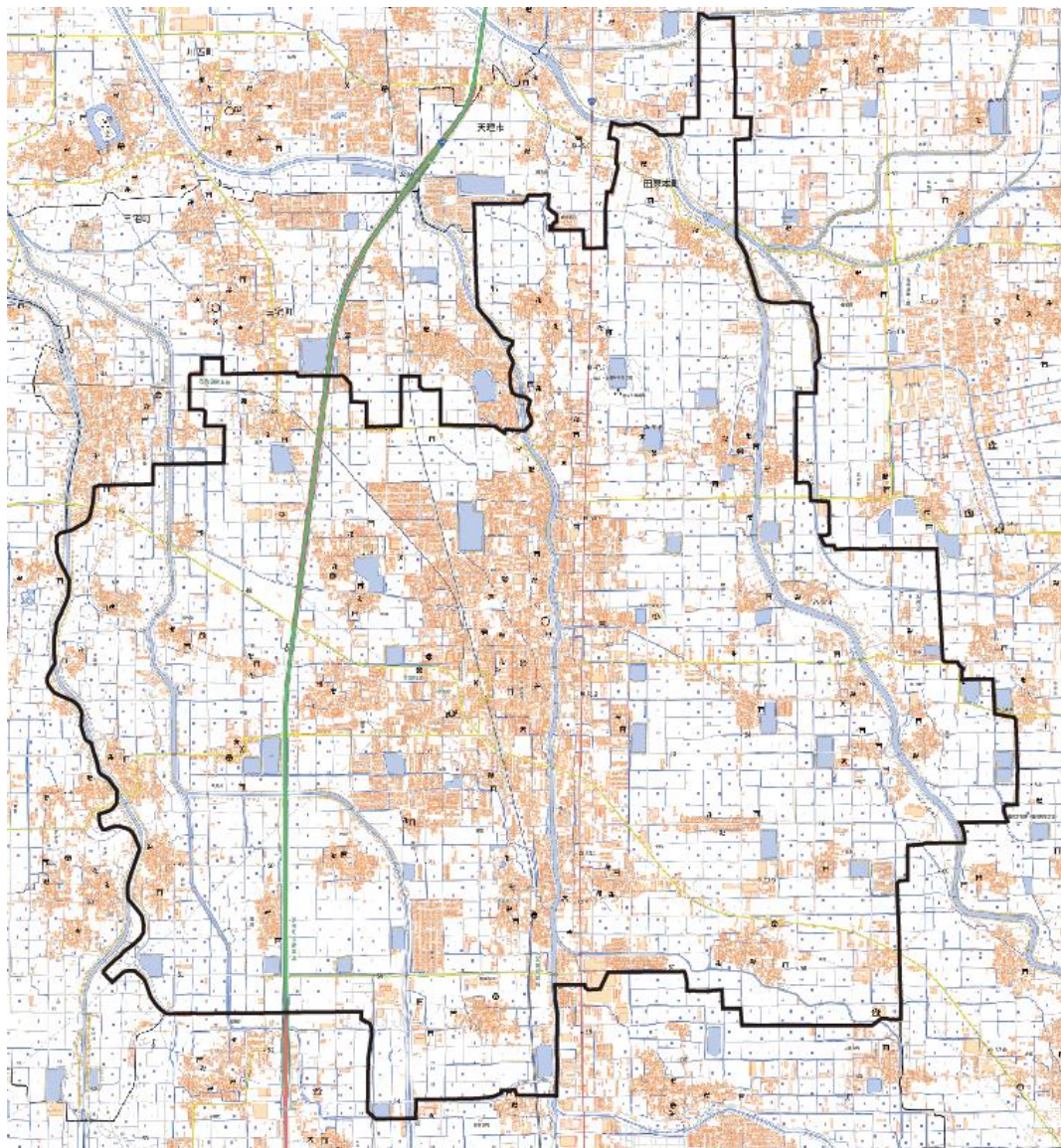
第1 地勢及び歴史

田原本町は、近畿地方のほぼ中心部、奈良盆地の中央低地地帯に位置し、東西5.9km・南北6.7km、総面積は21.10km²のまちである。本町は、歴史の国、大和の中でもっとも早くから開けたところで、弥生時代の大遺跡「唐古・鍵遺跡」など数多くの文化遺産がある。

水田は、古代から条理制が整備され、中世には、東大寺や興福寺などの荘園が設けられた。

また、水陸交通の要衝の地にあることから、町の中心の田原本地区は中世に楽田寺の門前として開け、近世には教行寺の寺内町として発展した。江戸時代には交代寄合の平野氏の陣屋町として栄え「大和の大坂」といわれるほど商業が盛んとなった。

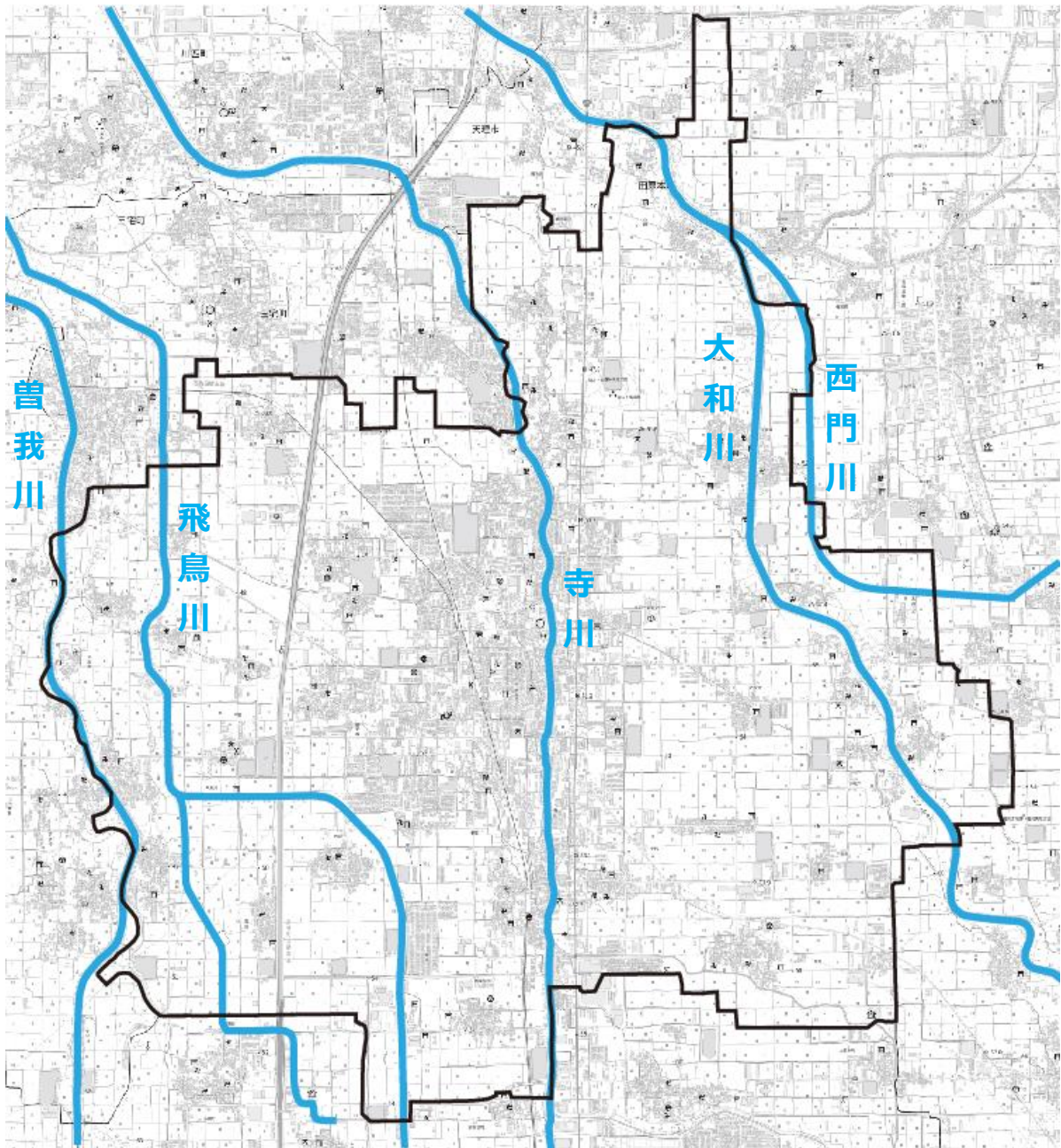
昭和31年には、多村、川東村、平野村、都村、田原本町が合併して新しい田原本町が誕生した。



地形図（出典：「国土地理院」）

第2 河川・水路

町の東部を大和川、中央部を寺川、西部を飛鳥川、曾我川がそれぞれ北流し、これらの河川にはさまれた平坦地として形成され、豊かな田園都市という風貌を見せている。



河川網図

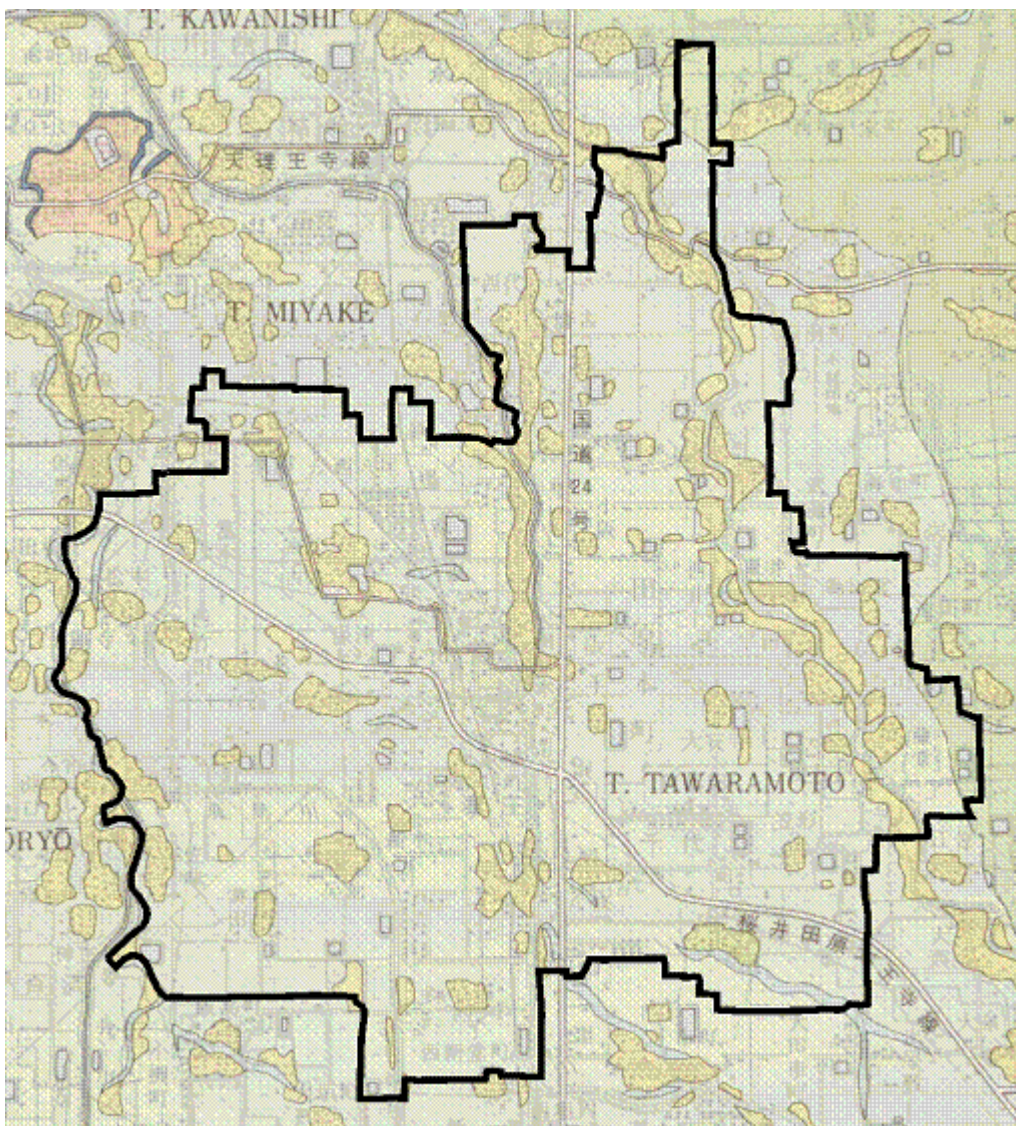
第3 地形・地質

1 地形


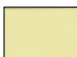
田原本町は、ほぼ平坦でありながら東高西低の中央低地帯に位置し、自然堤防と氾濫平野に大別できる。

自然堤防では、現在の河道から離れても氾濫平野上に多数の自然堤防状の微高地が分布し、氾濫平野上において集落や畑地の立地するところとなっている。寺川の西方でみると、八尾等に断続的に連なる自然堤防列が認められ、大和川の現流路沿いにおいても東井上、平田に自然堤防列がある。

氾濫平野では、歴史時代においては、洪水氾濫は繰り返し発生してきたが、人工流路より溢流した洪水流は地形に影響されながらも、現在の地形に残されている旧流路跡や自然堤防に至る砂堆列で示されるような流路を取って氾濫平野が形成された。



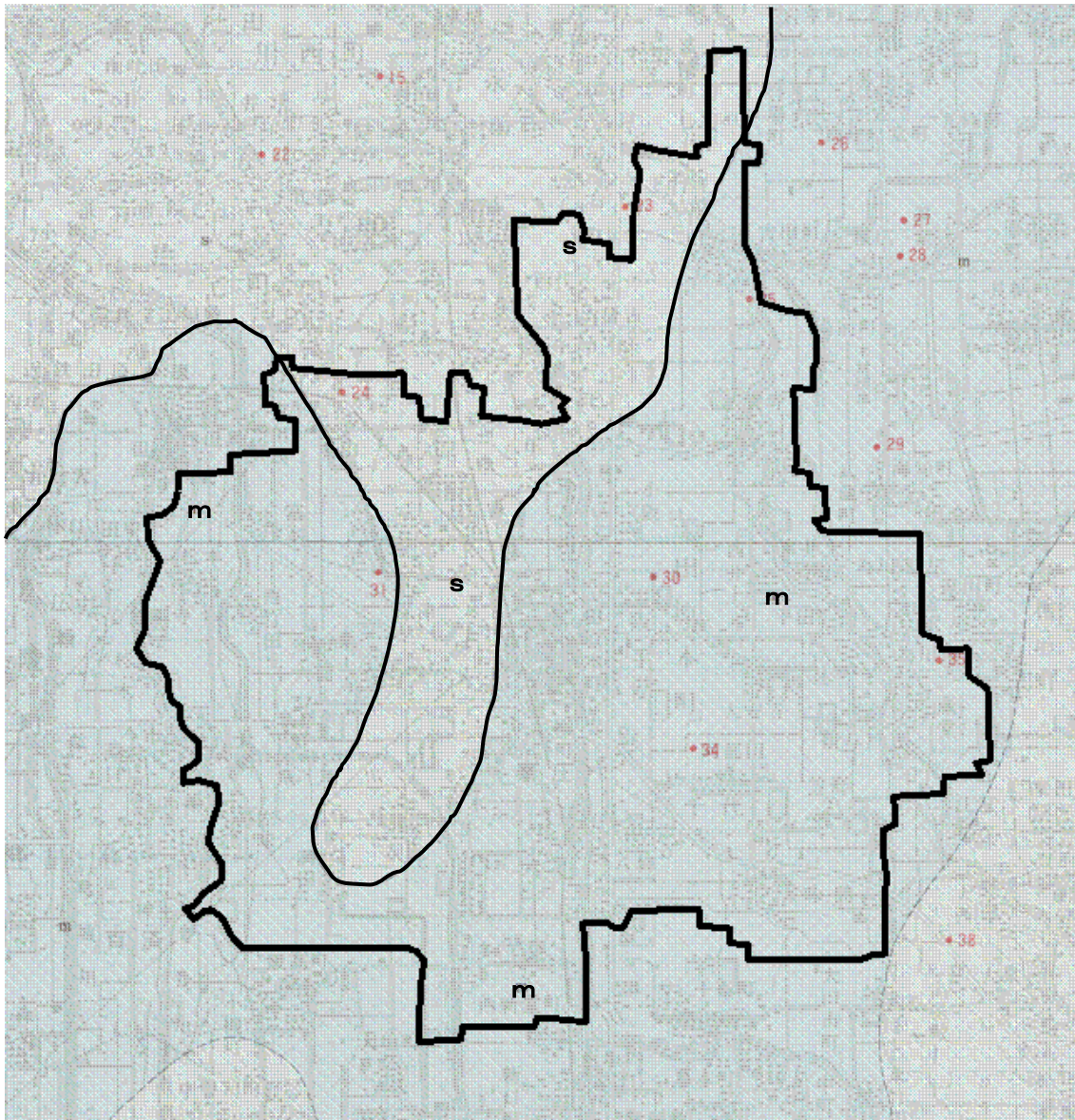
5万分の1 地形分類図 (出典：土地分類基本調査「桜井」、奈良県)

凡 例	
	氾濫平野
	自然堤防

2 地質

田原本町が属している大和平野は、西側の低地部と東部の高原状をなす大和高原にわけることができ、これらの地形は南北性の構造とこれらと直交する東西系の断層系で支配されている。本町は、大和平野の低地部に属し、低地・緩扇状地の地質は、沖積層の礫・砂・泥である。泥がち堆積物は、大和平野に広く分布し、旧河川の自然堤防外の滞水域で形成されたとみられ、シルトないし泥がちであるが、砂層・泥炭層を挟む。

大和平野の中央・大和川合流部は、旧河川の堆積物と考えられ、その多くは放射性同位元素を利用した年代測定法により、今から20,000年前より新しい時期に形成されたものと考えられている。



5万分の1 表層地質図 (出典：土地分類基本調査「桜井」、奈良県)

凡 例

s	砂がち堆積物
m	泥がち堆積物

第4 気象

1 一般気象

気候は一般的に温和で、降水量も比較的少ないという奈良盆地の特色を示し、気温は年平均14～15℃であり、1～2月は寒く日最低気温が0℃を下回る日が半数ほど見られるが、積雪は少ない。風向きは、初夏から冬にかけて東北東、冬から初夏にかけて北北西の風が多い。

2 気象統計

奈良アメダスの平年値の主な要素を見てみると、平均気温は14.9℃（1981-2010平均値）、日最高気温は8月で32.6℃（1981-2010平均値）、日最低気温は1月で-0.2℃（1981-2010平均値）、年間降水量は1316.0mm（1981-2010平均値）である。月平均降水量が多いのは主に梅雨時期であるが、それ以外に台風期である9月も月平均降水量が多い。

田原本アメダスの記録では、年間降水量は、2015年1359.0mm、2016年1435.5mm、2017年1421.5mm、2018年1567.0mm、2019年1370.5mm、2020年1495.0mmと推移している。

3 気象極値

降水量は田原本アメダスより集計し、積雪深は奈良アメダスより集計し、下表にまとめた。

気象極値

（統計期間：1976.1～2020.12）

種別 順位	月降水量mm	日降水量mm	時間降水量mm	最大積雪深cm
1位	474.5 (2017.10)	214.5 (2017.10.22)	80.0 (2010.08.27)	21.0 (1990.2.1)
2位	417.5 (2020.07)	191.0 (1982.08.01)	77.0 (1976.07.28)	19.0 (1963.3.13)
3位	414.0 (1982.08)	148.5 (2014.08.09)	67.0 (2017.09.12)	17.0 (1996.2.18)
4位	393.0 (1990.09)	123.0 (1979.06.27)	66.0 (1998.08.27)	15.0 (2014.2.14)
5位	372.0 (1999.06)	119.0 (1998.08.27)	63.0 (2004.07.10)	14.0 (1984.1.31)

（注）最大積雪深は、最寄り観測されている奈良アメダスを利用（統計期間：1953～2021.1）

第5 人口

本町の平成27年10月1日現在の人口（国勢調査）は、31,691人であり、平成17年までは一貫して増加傾向で推移してきたが、平成22年の調査では、908人、平成27年の調査では、430人減少している。

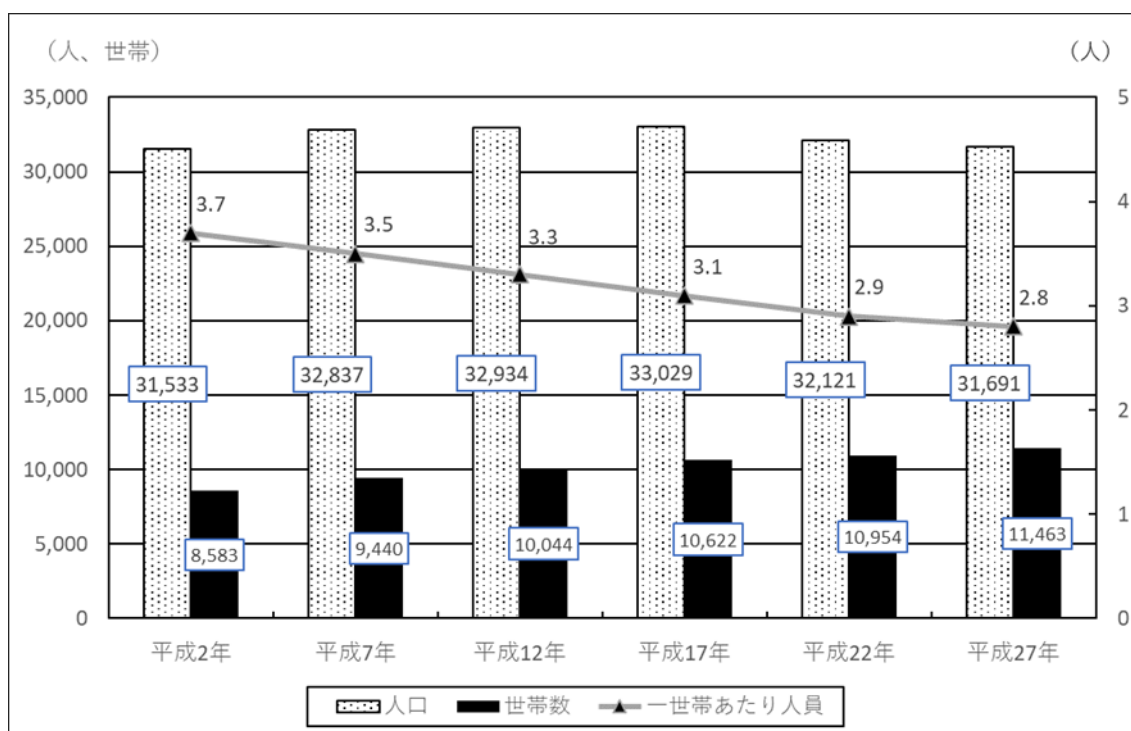
世帯数については、微増している一方、一世帯あたり人員については、減少傾向を示しており、核家族化の進行が伺える。

また、小学校区別に人口を見てみると、田原本地区に町全体の1／3弱の人口が集中している。一方、最も人口が少ないのは東地区で、65歳以上の人口割合も37.1%と高くなっている。

人口、世帯数の推移

(人、世帯)

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
人口	31,533	32,837	32,934	33,029	32,121	31,691
世帯数	8,583	9,440	10,044	10,622	10,954	11,463
一世帯あたり人員	3.7	3.5	3.3	3.1	2.9	2.8



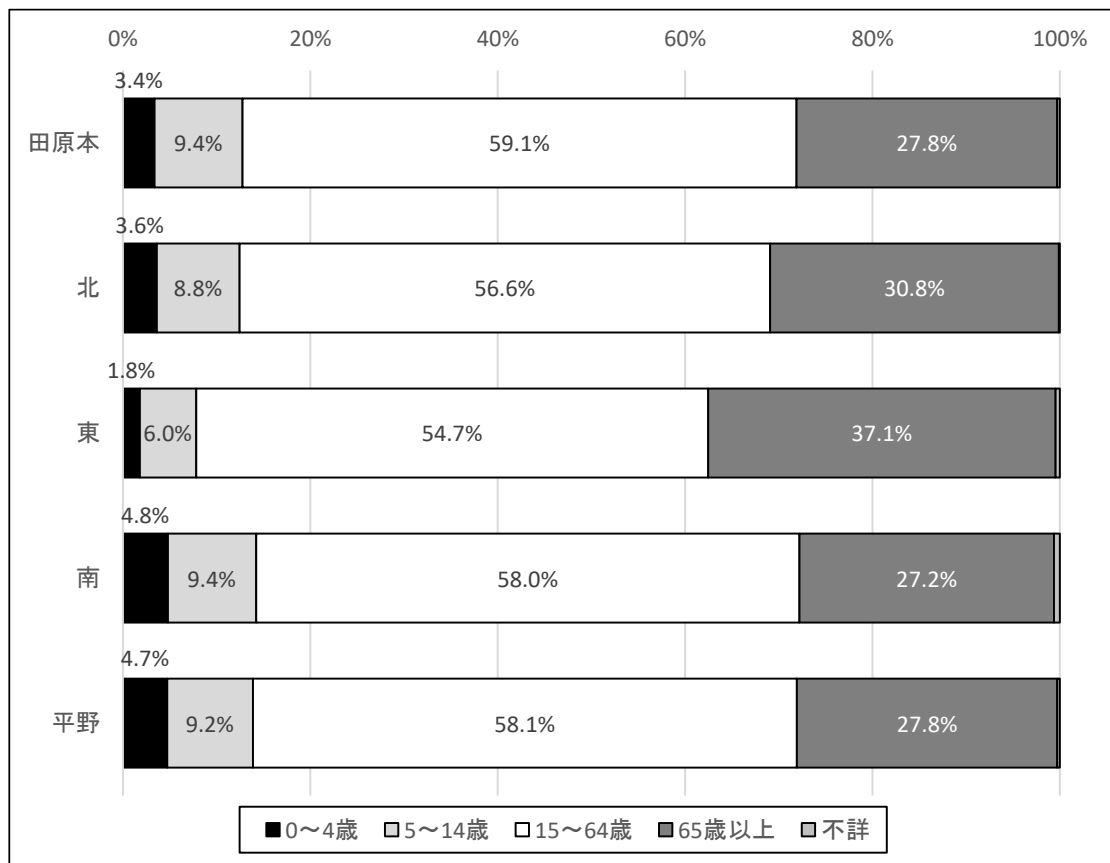
(出典：国勢調査)

小学校区別人口数

(人)

地区名	年齢区分					合計
	0～4歳	5～14歳	15～64歳	65歳以上	不詳	
田原本	389	1,088	6,843	3,223	31	11,574
北	139	341	2,184	1,189	4	3,857
東	51	172	1,562	1,060	13	2,858
南	325	643	3,952	1,851	43	6,814
平野	310	603	3,826	1,831	18	6,588
田原本町計	1,214	2,847	18,367	9,154	109	31,691

※国勢調査小地域集計結果を基に、本町の小学校区の区分と照合しながら集計。但し、本町の小学校区は、国勢調査の小地域（字・町丁等）の単位よりを細かく区分されているため、実際の小学校区の人口と一致しない場合がある。



(出典：国勢調査)

第6 交通網

1 一般道

田原本町では、国道24号が観光・経済・文化上特に重要な幹線道路となっている。

また、町内には、主要地方道桜井田原本王寺線、主要地方道天理王寺線、主要地方道大和高田桜井線、県道田原本広陵線、県道柳本田原本線、県道結崎田原本線等の幹線道路網が通り、ネットワークとして活用されている。

2 鉄道

田原本町には、近鉄橿原線と近鉄田原本線の2路線があり、町内には田原本駅、笠縫駅、西田原本駅、黒田駅がある。

近鉄線は、住民の地域間連携・交流を促進する鉄道であり、近隣都市への通勤や通学に利用される重要なものである。

第7 産業・遺跡

1 農業

本町の農業は、日本の農業がおかれている事情と同様に農畜産物価格の低迷、農業就業人口の減少・担い手不足、高齢化の進行、耕作放棄地の増大など多くの課題に直面し、大変厳しい状況におかれている。農業者の高齢化、担い手不足は今後も進行すると考えられるため、生産性と効率性の高い農業経営のための事業を推進している。

2 商業

近年、商業者の高齢化や後継者不足により中心市街地の空洞化、商店街の活力の低下などが大きな課題となっており、駅前商店街における空洞化現象が進むなか、本町では、地域活性化対策の一環として、空き店舗を活用した観光ステーション「磯城の里」を開設し、観光客の誘致や町のPRを行っている。

3 観光

田原本町には、歴史的な遺跡・古墳、国指定文化財、県指定文化財、町指定文化財、古社・古寺が多く、まつり等の行事も盛んである。

遺跡・古墳では、唐古・鍵遺跡、多遺跡、黒田大塚古墳、笹鉾山古墳、羽子田古墳群、団栗山古墳、平野氏陣屋跡、保津環濠集落、今里の浜等が存在する。

第4節 災害危険性

田原本町において過去に発生した水害と地震の災害履歴と、浸水実績図や地震による地域危険度マップをもとに町内の災害危険性について整理した。

第1 風水害

1 風水害による被害履歴（奈良県内）

奈良県内で受けた風水害による被害は、資料編で示すとおりである。

2 風水害による地域危険性

田原本町では、昭和57年7月31日から8月3日にかけて、町内の法貴寺南側で大和川の堤防が決壊し、昭和34年の伊勢湾台風以来の大水害となった。この水害は、法貴寺で8月1日に大和川左岸の一部が決壊し、引き続いて3日の夜半に2回目の決壊となったことで、より被害が大きくなった。このため町の北部一帯には洪水とともに大量の土砂の流入や堆積があり、家屋や農作物に多大の被害が生じた。

浸水は、唐古付近で深い所では約2m、また西代の西北部一帯でも約2mに達し、大型のビニールハウスが浸水した。浸水の激しい東北部の地域では、多数の住民が小学校・中学校・公民館などに避難した。

平成7年の水害は、寺川右岸側の西代において浸水しており、昭和57年8月に浸水した地域と浸水範囲が重なっている。その他の平成7年の浸水地区は、大和川右岸側の金沢、寺川へ流入するかがり川右岸側の味間等である。

また、平成10年の台風7号では、強風により町内でも建築物、樹木、農業施設、農作物等に大きな被害が生じたほか、平成19年7月には暖気の移流等により寺川右岸側の阪手で浸水被害が発生している。

過去の浸水履歴では、寺川や大和川の自然堤防及びその後背部で浸水していることが確認されている。自然堤防は、過去の洪水流が河道をあふれ、周囲に溢流するときに洪水流によって運ばれた粗流物質が堆積して形成されたものであり、後背湿地には砂及びシルトが互層し、軟弱地盤を形成している。

昭和57年、平成7年及び平成19年における本町の浸水履歴については、次図のとおりである。

なお、本町の地形上、比較的狭い区域内に複数の河川が流れていることから、これらの河川が一度に氾濫することも想定される。大和川流域においては、いったん雨が降り続くと奈良盆地を流れる川はたちまち洪水を起こしており、各河川で設定されている「氾濫注意水位」や「避難判断水位」に達する前でも、過去の災害の経験から時間雨量が50mm以上となった場合や降り始めからの流域全体の総雨量が150mm以上となった場合は注意する必要がある。

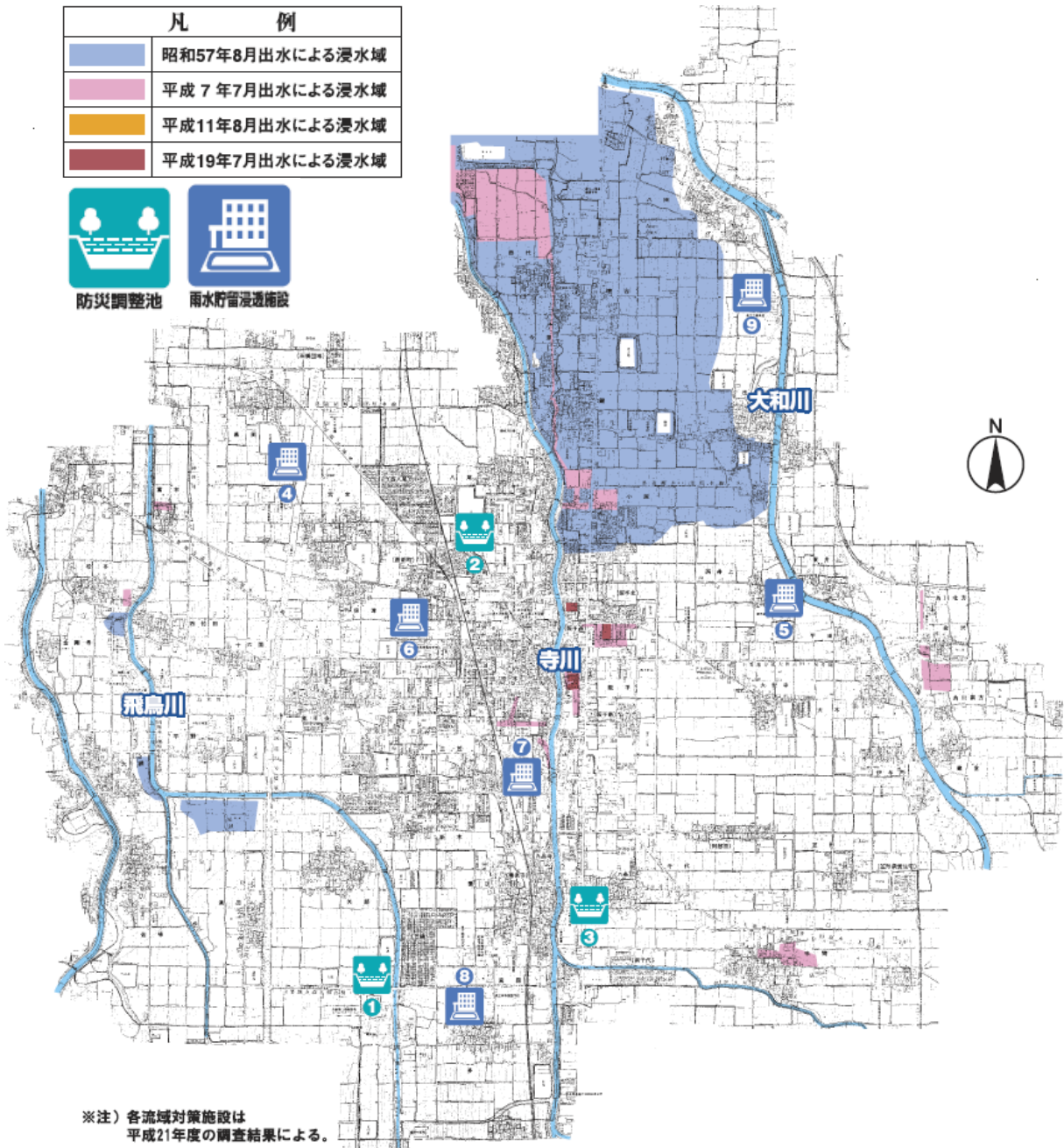
凡 例	
	昭和57年8月出水による浸水域
	平成7年7月出水による浸水域
	平成11年8月出水による浸水域
	平成19年7月出水による浸水域



防災調整池



雨水貯留浸透施設



※注) 各流域対策施設は
平成21年度の調査結果による。

大和川水系の浸水履歴 (出典: 大和川浸水実績図)

3 近年の風水害による被害

本町の近年の風水害として、平成29年10月20日から23日の間で近畿・四国・東海地方を中心に強風害と浸水害をもたらした台風21号がある。

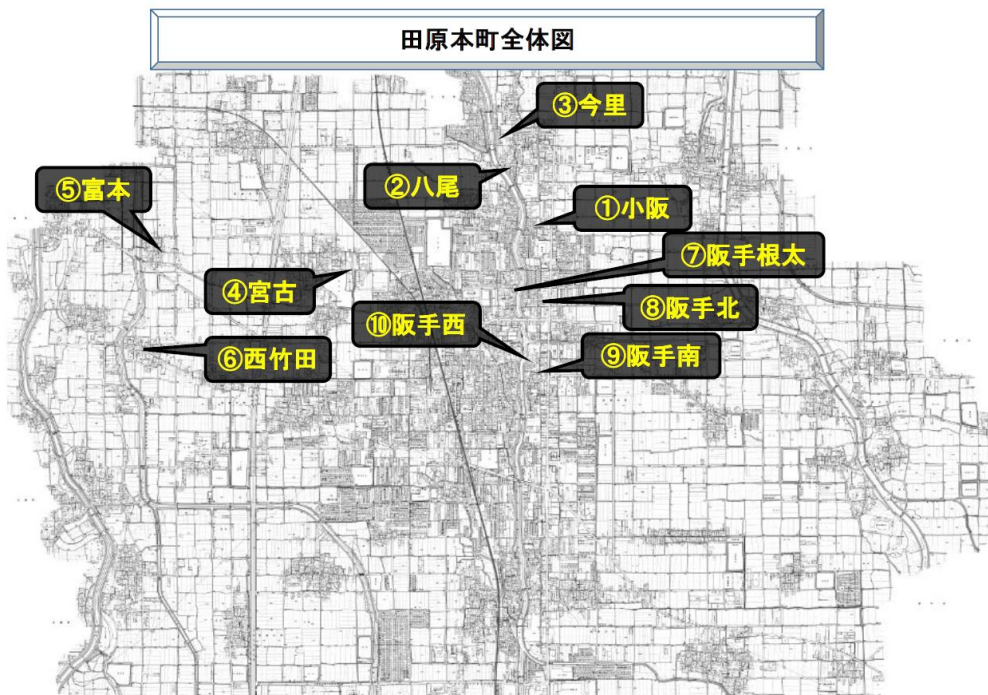
(1) 台風21号の概況

台風21号は、日本の南の海上を北上し、超大型で強い勢力を保ったまま、23日03時頃に静岡県御前崎市付近に上陸した。大阪管内では21日夜、四国地方から次第に強風域に入り、22日の夜から23日明け方にかけて、近畿・四国地方では、暴風域に入った。また、台風21号の北上に伴い、本州南岸の前線の活動が活発となり、特に22日午後から23日明け方は台風の影響により、奈良県では暴風雨を伴った大雨となった。期間中の最大1時間降水量は、下北山佐田で53.5ミリを観測し、風については、五條三在町で北の風22.2メートルの最大瞬間風速を観測した。

(2) 本町における被害

本町においては、時間最大雨量（観測時間：21時）20.0ミリ、日降水量214.5ミリ（歴代1位）を観測し、小阪、八尾、今里、宮古、富本、西竹田、阪手根太、阪手北、阪手南、阪手西で床上浸水、床下浸水、道路冠水などの浸水被害があり、24日9時時点で床上浸水が10棟、床下浸水が46棟の家屋被害がみられた。

雨の状況		観測所名：田原本 時間最大雨量(観測時間：21時)：20.0ミリ 日降水量：214.5ミリ(歴代1位)
被害状況	人的被害	なし
	家屋被害	○床上浸水 10棟 ○床下浸水 46棟(農業用倉庫等含む。)
停電		なし



台風21号による本町の被害地域

(3) 災害対応と避難等の状況

22日5時42分に大雨警報（土砂災害）が発表されたと同時に本町では、予備動員体制へ移行し、15時10分には自主避難所への案内を開始した。19時15分に災害対策本部を設置し、20時から逐次14箇所全ての指定避難所を開設して住民避難に対応した。22時に避難所の北中学校の入り口が冠水したため、北小学校に変更し、北中学校の避難所を閉鎖した。避難者数は89人であった。翌23日8時の気象警報解除に伴い、災害対策本部を廃止した。

第2 地震

1 地震による被害履歴（奈良県内）

近畿地方に大きな影響を与えた地震は、生駒断層帯や有馬－高槻断層帯、木津川断層帯など内陸部の活断層を震源とする「内陸型地震」と、東南海・南海沖のプレートの沈み込みによって起こると考えられる「海溝型地震」に区分できる。

これらのうち、奈良県内・近傍を震源とする地震では、生駒断層帯付近でM6級の地震が過去に数回発生した記録が残されており、近代では1936年に死傷者68名（うち県内8名）、家屋全半壊148戸の被害を出した河内大和地震が発生している。

昭和以降に、奈良県内で受けた地震被害は、資料編に示すとおりである。

2 地震による地域危険性

田原本町では、内閣府の技術資料の考え方にに基づき、町に大きな被害を及ぼす以下の5断層を想定し、地震ハザードマップと地域危険度マップを作成した。

- (1) 奈良盆地東縁断層帯地震
- (2) 生駒断層帯地震
- (3) 中央構造線断層帯地震
- (4) 大和川断層帯地震
- (5) 東海・東南海・南海地震

地震ハザードマップによると、町全域において震度6強となる。

本町においては、地質的に砂がち堆積物の地域である。

地域危険度マップでは、家屋の倒壊危険度は、地域の震度と建築年別・構造別家屋数をもとに、50mメッシュ単位で家屋の倒壊率を推計し、危険度を評価している。

地域危険度マップによると、町南部で全壊率が高く、北部ほど低くなり危険度が小さくなる。

【本節に関する資料】

資料編 1-1-1 奈良県における主な風水害の履歴

資料編 1-1-2 奈良県における主な地震災害の履歴

第5節 被害想定

田原本町洪水ハザードマップと第2次奈良県地震被害想定調査をもとに、田原本町における洪水及び地震の被害想定について整理した。

第1 洪水による浸水想定（洪水ハザードマップ）

1 想定洪水

田原本町洪水ハザードマップは、大和川、曾我川、飛鳥川、寺川及び米川流域の各洪水浸水想定区域図（想定最大規模降雨）からそれぞれ浸水深の深い数値を採用して合成し、町内の浸水想定区域図を作成している。その想定条件は、以下のとおりである。

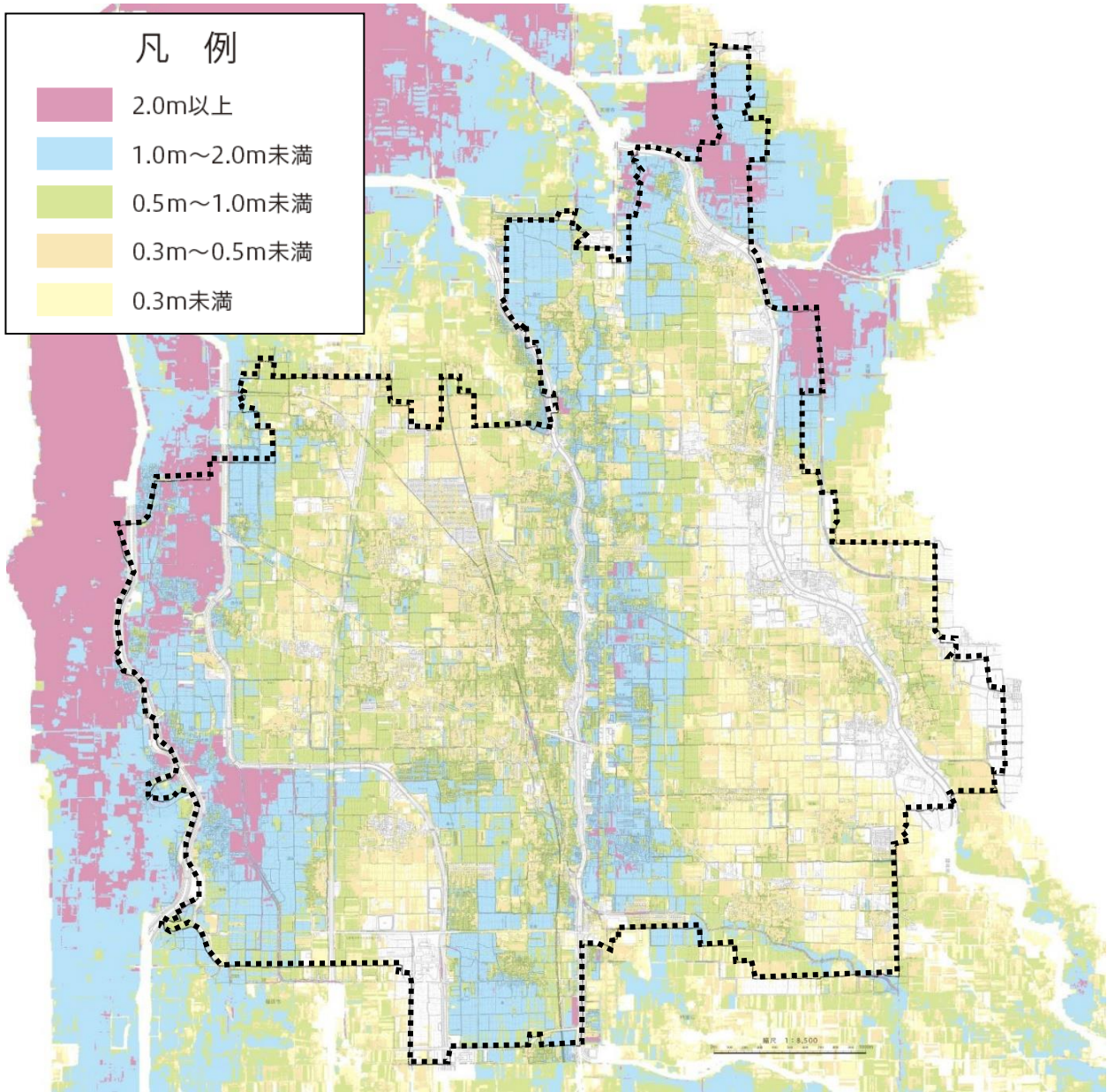
シミュレーションにおける想定最大規模降雨

河川	想定最大規模降雨
大和川	大和川流域に12時間総雨量316mmの降雨がある場合
曾我川、飛鳥川、寺川及び米川	

2 浸水想定

田原本町は、河川に囲まれた平坦地のため、豪雨などにより河川氾濫が生じた場合に被害が広範囲に及ぶ恐れがある。大和川、曾我川、飛鳥川、寺川及び米川の想定最大規模のシミュレーション結果では、町ほぼ全域で0.5m～1.0m未満程度の浸水深となる。特に、本川との合流部や河川沿いの低平地等では、一部2.0m以上の浸水が想定される。

なお、道路交通ではアンダーパスが主要地方道桜井田原本王寺線と近鉄橿原線の交差部と、薬王寺と平野を結ぶ町道32号線と国道24号橿原バイパスの交差部、一般国道24号（京奈和自動車道）と宮古地内側道（歩道）の交差部に3箇所あり、洪水時には冠水するおそれがあるため注意が必要である。

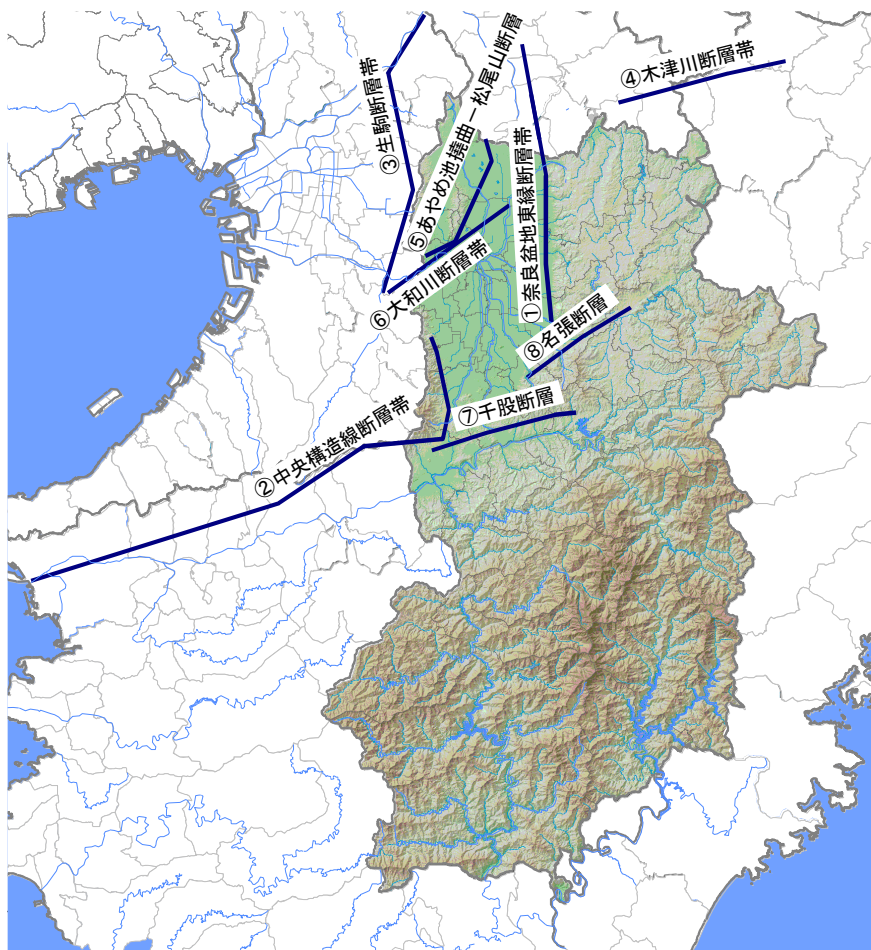


浸水想定（出典：田原本町洪水ハザードマップを加工）

第2 地震被害想定

1 地震被害想定概要（第2次奈良県地震被害想定調査）

「第2次奈良県地震被害想定調査」では、まず奈良県内に強く影響する「内陸型地震」として、奈良盆地東縁断層帯、中央構造線断層帯、生駒断層帯、木津川断層帯、あやめ池撓曲—松尾山断層、大和川断層帯、千股断層、名張断層帯の8つの起震断層を設定している。

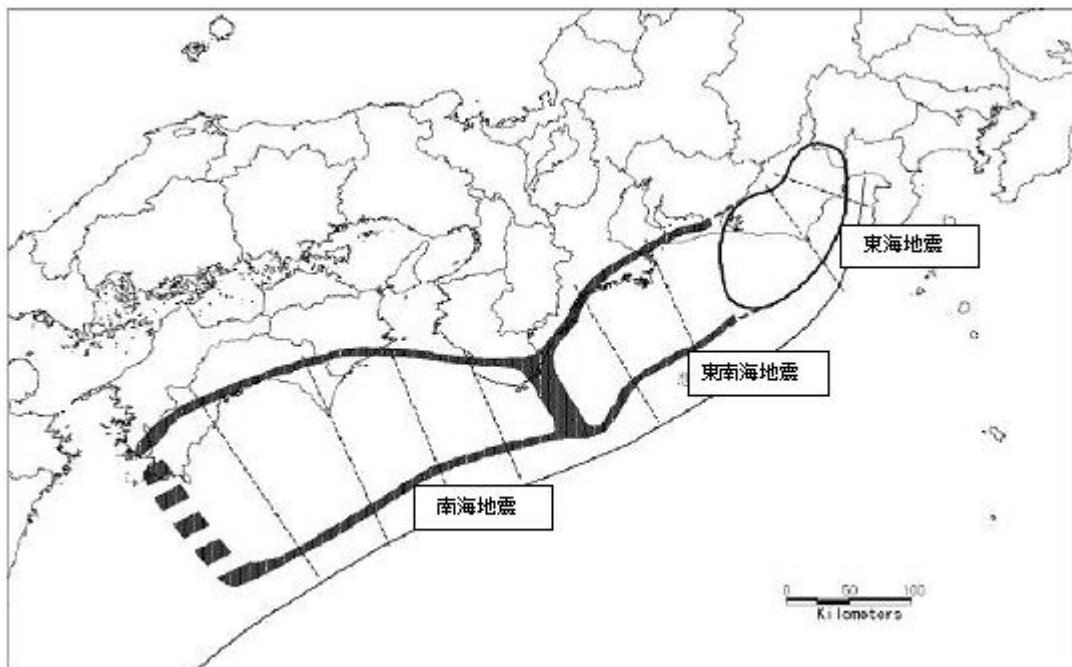


対象地震	断層長さ (km)	想定マグニチュード
①奈良盆地東縁断層帯	35	7.5
②中央構造線断層帯	74	8.0
③生駒断層帯	38	7.5
④木津川断層帯	31	7.3
⑤あやめ池撓曲—松尾山断層	20	7.0
⑥大和川断層帯	22	7.1
⑦千股断層	22	7.1
⑧名張断層	18	6.9

内陸型地震の想定震源（出典：第2次奈良県地震被害想定調査、奈良県）

一方、海溝型地震に関与する四国から駿河湾までの太平洋沖に存在する南海トラフでは、マグニチュード8.0クラスの大地震が繰り返し発生していることが知られている。

海溝型地震では、「東南海、南海地震等に関する専門調査会（中央防災会議）」で想定された東海、東南海、南海地震の5つの組み合わせのケースで想定している。



対象地震	想定マグニチュード
①東南海・南海地震同時発生	8.6
②東南海地震	8.2
③南海地震	8.6
④東海・東南海地震同時発生	8.3
⑤東海・東南海・南海地震同時発生	8.7

海溝型地震の対象地震（出典：第2次奈良県地震被害想定調査、奈良県）

ここからは、第2次奈良県地震被害想定調査から、本町に最も大きな被害を及ぼす奈良盆地東縁断層帯による地震と東海・東南海・南海地震が同時に発生した海溝型地震による震度予測の想定結果を整理する。

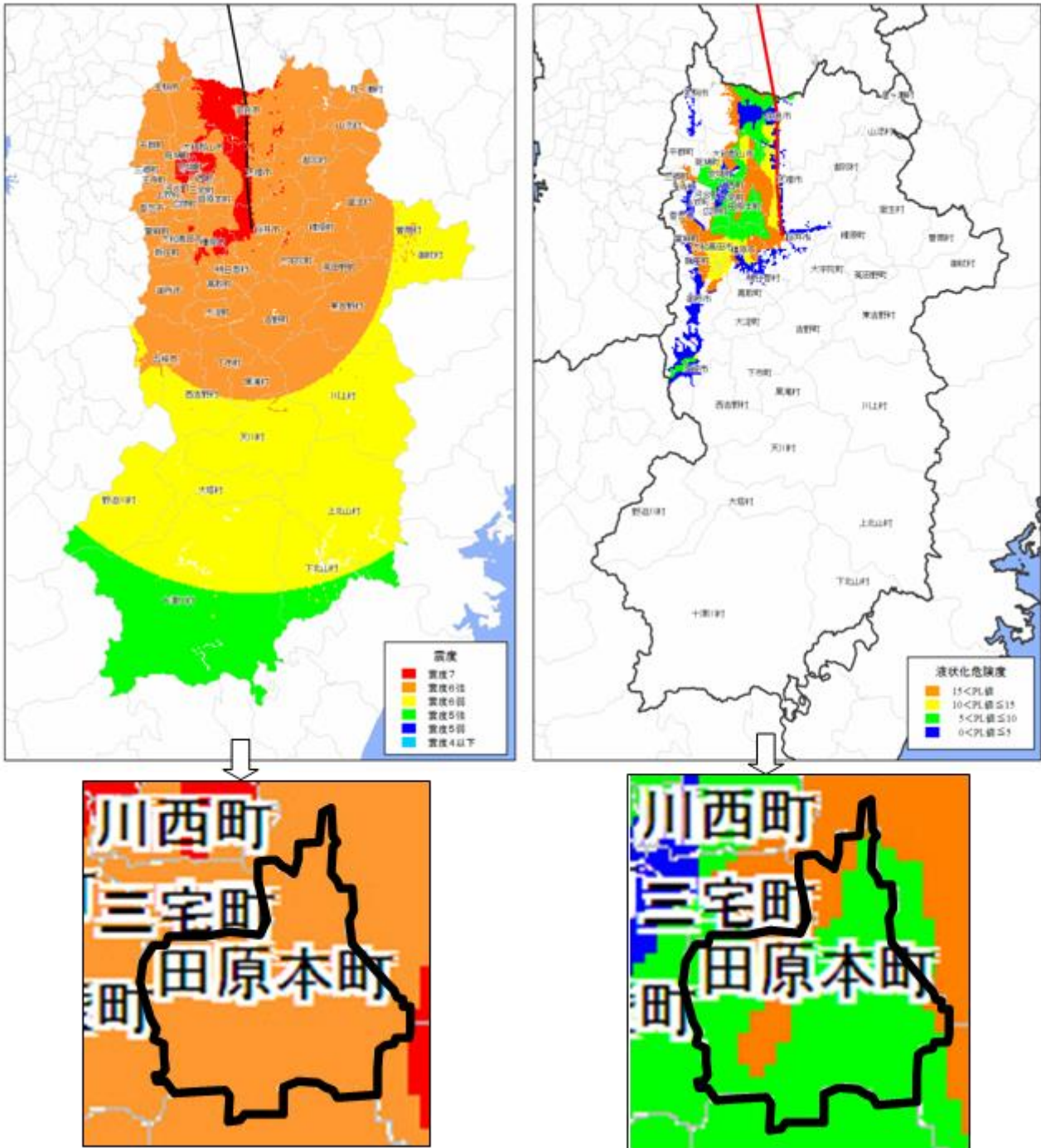
(1) 奈良盆地東縁断層帯地震による地震動（揺れ）及び液状化

地震調査研究推進本部（文部科学省研究開発局地震・防災研究課）では、毎年、主要活断層帯の長期評価を行っている。

奈良盆地東縁断層帯などの活断層で起きる地震（内陸型地震）は、発生間隔が数千年度と長いため、今後30年以内の発生確率は、「ほぼ0～5%」と低くなっている。

内陸型地震の想定マグニチュード

対象地震（震源の深さ10km）	断層長さ（km）	想定マグニチュード
奈良盆地東縁断層帯	35	7.5



奈良盆地東縁断層帯地震（出典：第2次奈良県地震被害想定調査、奈良県）

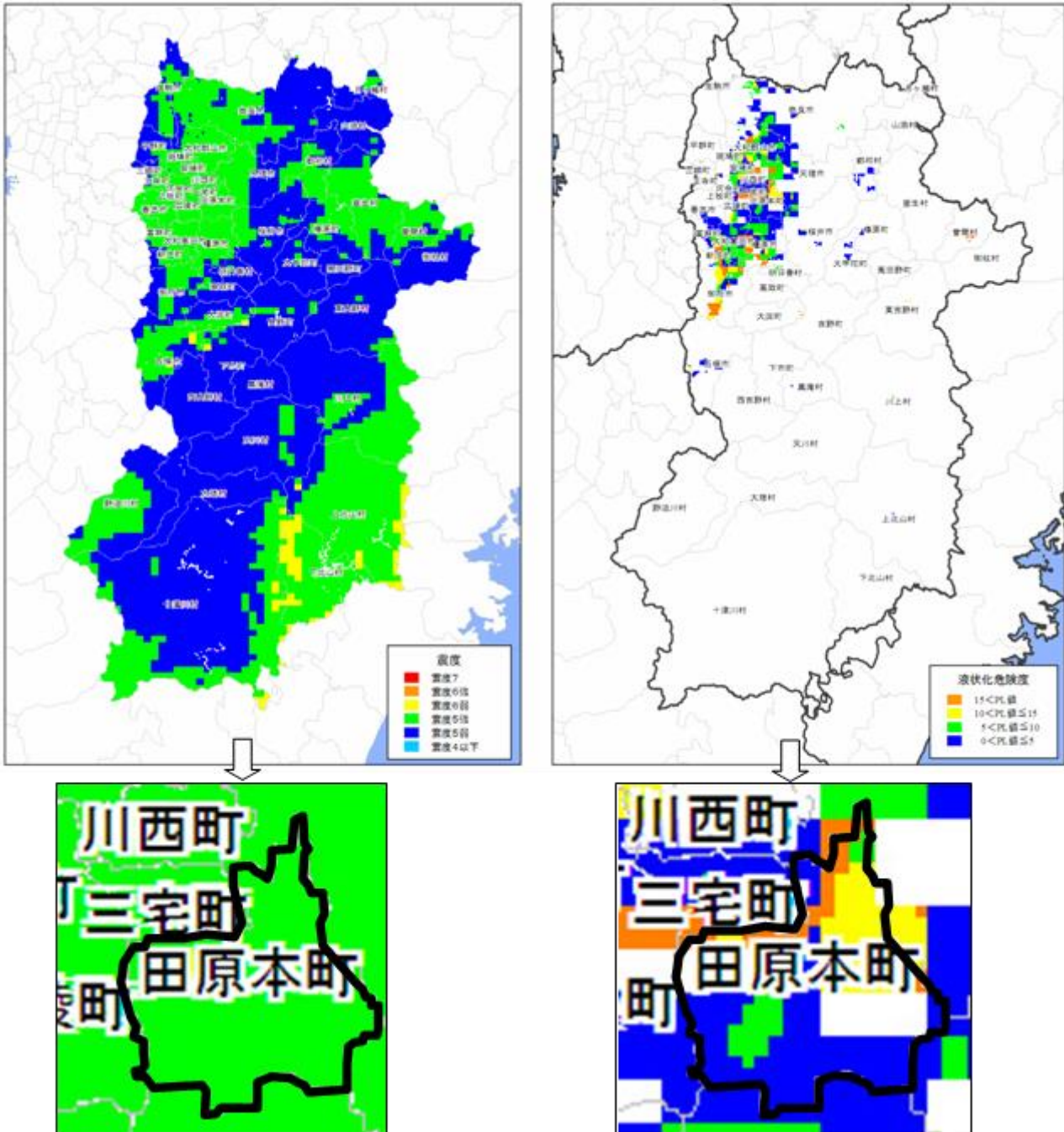
奈良盆地東縁断層帯による地震の震度分布、液状化危険度分布は、上図のとおりである。これによれば、本町全域で震度6強の揺れとなることが予想され、液状化の危険度は本町全域にあり、一部地域は最高ランクの危険度が予想される。

(2) 海溝型地震による地震動（揺れ）及び液状化

南海トラフを震源とする海溝型地震（M8～M9クラス）についての地震調査研究推進本部の長期評価では、今後30年以内の地震発生確率は70%程度と高くなっている。

海溝型地震の想定マグニチュード

対象地震	想定マグニチュード
東海・東南海・南海地震同時発生	8.7



東海・東南海・南海地震（同時発生）（出典：第2次奈良県地震被害想定調査、奈良県）

東海・東南海・南海地震同時発生による地震の震度分布、液状化危険度分布は、上図のとおりである。これによれば、本町全域で震度5強の揺れとなることが予想され、液状化の危険度は本町の8割程度の地域であり、一部地域は最高ランクの危険度が予想される。

(3) 被害想定結果

地震被害想定は、以下のとおりである。

ア 建物及び人的被害

県内全域での建物全壊棟数・半壊棟数、炎上出火件数、焼失棟数、死者数、負傷者数の被害想定結果は、次表のとおりである。

これによれば、奈良盆地東縁断層帯では、建物の全壊棟数が119,535棟、半壊棟数が83,442棟、炎上出火件数が1,199件、焼失棟数が16,284棟、死者が5,153人、負傷者が19,045人と予想される。

東海・東南海・南海地震同時発生では、建物の全壊棟数が1,253棟、半壊棟数が1,184棟、炎上出火件数が0件、焼失棟数が0棟、死者が4人、負傷者が414人と予想される。

建物及び人的被害想定（全県）

	全壊棟数	半壊棟数	炎上出火件数	焼失棟数	死者数	負傷者数
奈良盆地 東縁断層帯	119,535	83,442	1,199	16,284	5,153	19,045
東海・東南海 ・南海地震	1,253	1,184	0	0	4	414

(出典：第2次奈良県地震被害想定調査（冬早朝5時（全被害）・冬夕刻6時（火災））、奈良県）

本町での建物全壊棟数・半壊棟数、炎上出火件数、焼失棟数、死者数、負傷者数の想定結果は、次表のとおりである。

これによれば、奈良盆地東縁断層帯では、建物の全壊棟数が5,820棟、半壊棟数が3,725棟、炎上出火件数が42件、焼失棟数が832棟、死者が256人、負傷者が449人と予想される。

東海・東南海・南海地震では、建物の全壊棟数が101棟、半壊棟数が90棟、炎上出火件数が0件、焼失棟数が0棟、死者が0人、負傷者が24人と予想される。

建物及び人的被害想定（田原本町）

	全壊棟数	半壊棟数	炎上出火件数	焼失棟数	死者数	負傷者数
奈良盆地 東縁断層帯	5,820	3,725	42	832	256	449
東海・東南海 ・南海地震	101	90	0	0	0	24

(出典：第2次奈良県地震被害想定調査（冬早朝5時（全被害）・冬夕刻6時（火災））、奈良県）

イ ライフラインの被害

本町のライフライン関係の被害は、次表のとおりである。

水道の被害は内陸型地震では、断水が全世帯10,044世帯で発生し、海溝型地震では2,371世帯と予想される。下水道は全延長116.7kmのうち、内陸型地震では17.1km、海溝型地震では0.3kmで被害発生と予想される。

電力では、供給障害世帯数が内陸型地震では全世帯10,052世帯で発生し、海溝型地震では2,525世帯と予想される。電話では、電話使用不能世帯数が内陸型地震では全世帯10,044世帯のうち1,419世帯で発生し、海溝型地震では発生なしと予想される。

ライフラインの被害想定（田原本町）

区分	項目	総数	奈良盆地 東縁断層帯	東海・東南海 ・南海地震
水道	断水世帯数（直後）	10,044	10,044	2,371
下水道	下水道被害（km）	116.7	17.1	0.3
電力	供給障害世帯数（直後）	10,052	10,052	2,525
電話	電話使用不能世帯数	10,044	1,419	0

（注）総世帯数：10,044（2000年国勢調査）（出典：第2次奈良県地震被害想定調査、奈良県）

ウ 避難人口

本町の避難人口は、地震発生直後の避難人口は奈良盆地東縁断層帯の場合で9,628人、東海・東南海・南海地震の場合で275人が避難をすると予測される。

避難人口が最大となる1週間後では、奈良盆地東縁断層帯で、9,835人、東海・東南海・南海地震の場合で328人が避難をすると予測される。

避難人口（田原本町）

区分	奈良盆地東縁断層帯	東海・東南海・南海地震
避難人口（避難所）直後	9,628	275
避難人口（避難所）1週間後	9,835	328

（注）避難人口は、避難所の人数を示す。（出典：第2次奈良県地震被害想定調査、奈良県）

エ 1日あたりの飲食・必要物資

1日あたりの飲食・必要物資の必要量は、次表に示すとおりである。

必要量は、阪神・淡路大震災の事例に基づき、避難人口（避難所）直後の1.2倍を対象者とし、食料は1日3食、飲料水は1日3リットル、生活必需品は1人あたり1組としている。

これによれば、食料及び飲料水は内陸型地震の場合で34,661食と34,661リットルが必要となり、海溝型地震の場合で990食と990リットルが必要と予測される。

生活必需品（毛布、肌着）は内陸型地震の場合で、11,554組、海溝型地震の場合で330組が必要と予測される。

1日あたりの飲食・必要物資（田原本町）

区 分	奈良盆地東縁断層帯	東海・東南海・南海地震
食料（食）	34,661	990
飲料水（リットル）	34,661	990
生活必需品（毛布、肌着）（組）	11,554	330

（出典：第2次奈良県地震被害想定調査、奈良県）

オ 瓦礫発生量

地震による瓦礫の発生量に関する予測は、次表のとおりである。

奈良盆地東縁断層帯では、806,731 tが発生するものと予測され、東海・東南海・南海地震では、15,842 tの発生量が予想される。

瓦礫の発生量（田原本町）

区 分	奈良盆地東縁断層帯	東海・東南海・南海地震
瓦礫発生量（t）	806,731	15,842

（出典：第2次奈良県地震被害想定調査、奈良県）

(4) 地震被害想定のおまとめ

本町の地震被害想定の結果をまとめると、次のとおりである。

想定地震	奈良盆地東縁断層帯	東海・東南海・南海地震
断層長さ (km)	35	—
想定マグニチュード	7.5	8.7
震度分布	全域で震度6強	全域で震度5強
液状化危険度分布	全域で危険性が高いとやや低いランクとなる	約80%の地域で危険性がある
全壊棟数	5,820	101
半壊棟数	3,725	90
全半壊棟数	9,545	191
炎上出火件数	42	0
焼失棟数	832	0
死者数	256	0
負傷者数	449	24
水道断水世帯数 (直後)	10,044	2,371
下水道被害 (km)	17.1	0.3
電力供給障害世帯数 (直後)	10,052	2,525
電話使用不能世帯数	1,419	0
避難人口 (直後)	9,628	275
避難人口 (1週間後)	9,835	328
食料 (食)	34,661	990
飲料水 (ℓ)	34,661	990
生活必需品(毛布、肌着) (組)	11,554	330
瓦礫発生量 (t)	806,731	15,842

(注) 避難人口は、避難所の人数を示す。

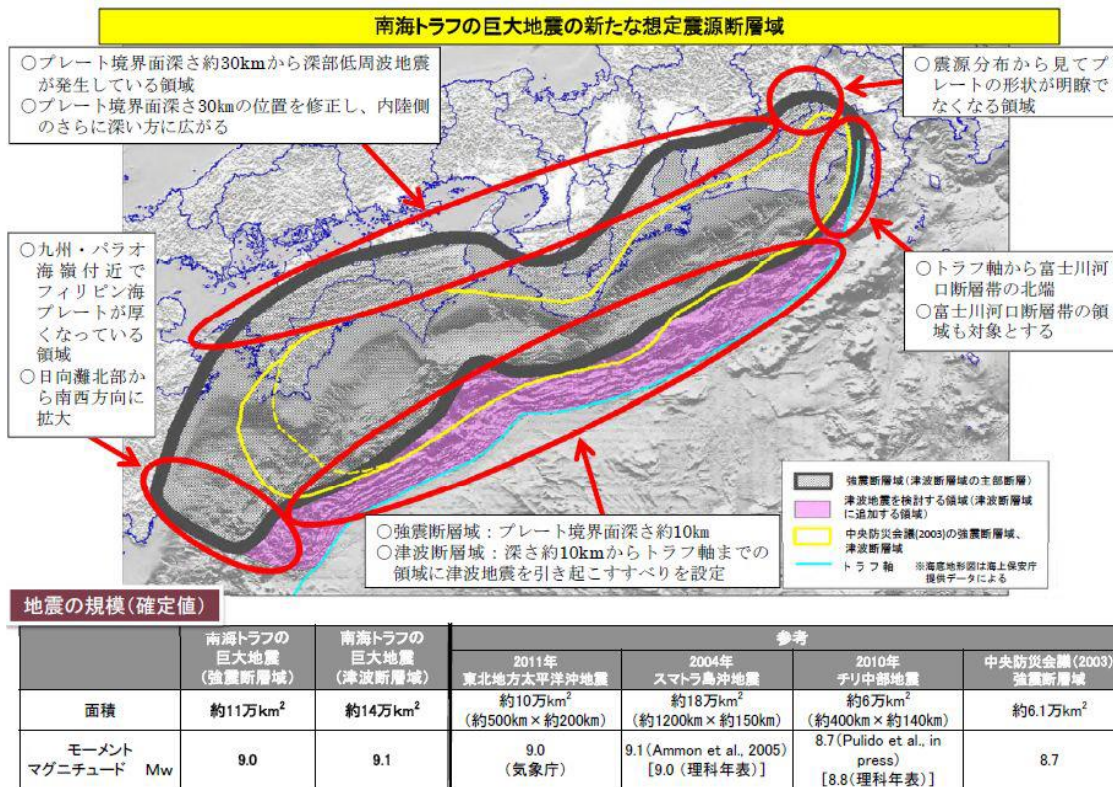
(出典：第2次奈良県地震被害想定調査 (冬早朝5時 (全被害)・冬夕刻6時 (火災))、奈良県)

2 南海トラフ巨大地震の被害想定

(1) 南海トラフ巨大地震の性格

内閣府では、平成23年に発生した東北地方太平洋沖地震で得られたデータを含め、現時点の最新の科学的知見に基づき、平成15年に公表した東海・東南海・南海地震想定を見直し、発生しうる最大クラスの地震・津波（想定される地震規模:マグニチュード9.1）を推計している。（平成24年に第一次報告、平成25年に第二次報告を公表。）

この「最大クラスの地震・津波」は、現在の研究レベルではその発生時を予測することはできないが、その発生頻度は千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いものであると推定されているものの、仮に発生すれば、西日本を中心に甚大な被害をもたらすだけでなく、人的損失や国内生産・消費活動、日本経済のリスクの高まりを通じて、影響は我が国全体に及ぶ可能性がある。



南海トラフ巨大地震の想定震源断層域（出典：南海トラフの巨大地震に関する被害想定（第一次報告））

(2) 本町において想定される震度

南海トラフ巨大地震による本町の最大震度は、6強であり、県内では、すべての市町村において震度6弱以上の揺れが想定されている。

(3) 被害想定と比較

南海トラフ巨大地震における被害想定を東北地方太平洋沖地震及び平成15年に公表した東海・東南海・南海地震想定と比較すると次のとおりである。

なお、今回内閣府が発表した南海トラフ巨大地震の被害想定は、主として広域的な防災対策を検討するためのマクロ的な被害の想定を行ったものであり、今後、町等が個別の地域における防災対策を検討する際には、県や地域の状況を踏まえたより詳細な検討を行う必要がある。

被害が最大となるケースと東北地方太平洋沖地震との比較

	マグニ チュード※ ¹	浸水面積	浸水域内人口	死者・行方 不明者	建物被害 (全壊棟数)
東北地方太 平洋沖地震	9.0	561km ²	約62万人	約18,800人※ ²	約130,400棟※ ²
南海トラフ 巨大地震	9.0 (9.1)	1,015km ² ※ ³	約163万人※ ³	約323,000人※ ⁴	約2,386,000棟※ ⁵
倍 率		約1.8倍	約2.6倍	約17倍	約18倍

被害が最大となるケースと2003年東海・東南海・南海地震想定※との比較

	マグニ チュード※ ¹	浸水面積	浸水域内人口	死者・行方 不明者	建物被害 (全壊棟数)
2003年想定	8.7 (8.8)	—	—	約24,700人※ ⁶	約940,200棟※ ⁷
南海トラフ 巨大地震	9.0 (9.1)	1,015km ² ※ ³	約163万人※ ³	約323,000人※ ⁴	約2,386,000棟※ ⁵
倍 率		—	—	約13倍	約2.5倍

(出典：南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ（第一次報告）

追加資料「東北地方太平洋沖地震、2003年東海・東南海・南海地震想定との比較」)

- * 中央防災会議東南海、南海地震等に関する専門調査会「東南海、南海地震の被害想定について」（平成15年9月17日）における「想定東海地震、東南海地震、南海地震の震源域が同時に破壊される場合」

※1：（ ）内は津波のMw

※2：平成24年6月26日緊急災害対策本部発表

※3：堤防・水門が地震動に対して正常に機能する場合の想定浸水区域

※4：地震動（陸側）、津波ケース（ケース①）、時間帯（冬・深夜）、風速（8m/s）の場合の被害

※5：地震動（陸側）、津波ケース（ケース⑤）、時間帯（冬・夕方）、風速（8m/s）の場合の被害

※6：時間帯（5時）の場合の被害

※7：時間帯（18時）の場合の被害

第2編 災害予防計画

第1章 災害に強いひとづくり

第1節 防災知識の普及

町は、災害発生時における被害の軽減を図るため、防災業務に従事する職員の防災知識の向上及び技能の習得を図ることはもとより、住民一人一人が日頃から災害に対する正しい知識を身につけるため、防災知識の普及と防災意識の高揚に努める。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 住民に対する防災教育	防災課	
第2 学校等における防災教育	教育総務課	県（教育委員会）
第3 職員に対する防災教育	防災課、秘書広報課	
第4 防火管理者等に対する防災教育	総務課	
第5 災害教訓の伝承	総務課	

第1 住民に対する防災教育

災害から、住民の生命、身体、財産を守るためには、各防災関係機関による災害対策の推進はもとより、住民一人一人が災害について関心を持ち、「自らの生命は自ら守る」ことができるよう、日頃から災害に対する正しい知識を身につけておく必要がある。

町は、防災に関する知識の普及啓発活動を積極的に行うことで、住民の防災意識の高揚を図り、住民の災害に対する備えを進める。

また、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

1 普及啓発の内容

普及する知識は、次の点に重点をおき、住民の自助の促進に役立つものであることに留意する。

(1) 災害の知識

- ア 気象知識（特に近年の局地的大雨、竜巻等への対応）
- イ 各防災関係機関の防災体制及び活動内容
- ウ 地域の災害危険箇所
- エ 過去の主な災害事例及びその教訓

(2) 災害への備え

- ア 最低3日間、推奨1週間分の飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトペーパー及び生活必需品の備蓄、自動車へのこまめな満タン給油
- イ 非常持ち出し品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備

- ウ 家具、什器類の固定、家屋・施設・塀・擁壁の安全対策
 - エ 避難場所・避難所・避難路の確認及び家族との連絡方法等の確認、飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備
 - オ 自主防災組織活動、防災訓練などへの参加
 - カ 各自感染症対策に必要な備品の準備
 - キ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
- (3) 災害時の行動
- ア 身の安全の確保方法、初期消火、救出救護活動、応急手当の方法
 - イ 情報の入手方法
 - ウ 自家用車の使用自粛等の注意事項
 - エ 要配慮者への支援
 - オ 心肺蘇生法、応急手当の方法
 - カ 避難生活に関する知識
 - キ 家族の安否確認方法
 - ク 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養管理

2 普及啓発の方法

- (1) パンフレット等による啓発
- ア 広報紙、防災パンフレット等の作成・配布
 - イ 町ホームページ等による啓発
 - ウ 自治会有線放送、デジタルMC A同報通信システム、広報車の巡回等
- (2) 活動等を通じた啓発
- ア 講演会、防災展等の開催
 - イ 映画、スライド上映会の開催
 - ウ 住民参加型防災訓練の実施
 - エ 地域社会活動の促進・活用
- (3) 避難訓練（特に水害のリスクがある学校）等

3 被災者等への的確な情報伝達活動

防災関係機関は、災害時における放送事業者及び通信事業者等による被害に関する情報、被災者の安否情報等の収集・伝達が効果的、効率的に図られるよう、平常時から他の防災関係機関との連携に努めるとともに、安否情報の確認手段についての普及啓発に努める。

第2 学校等における防災教育

学校等における防災教育は、災害安全に関する教育と同義で、減災についての教育も含まれ、安全教育の一環として行われるものであり、「災害に適切に対応する能力の基礎を培う」ため、園児・児童・生徒の発達段階を考慮して、関連する教科、総合的な学習の時間、特別活動など教育活動全体を通じた展開が必要である。

町は、防災意識の高揚を図るため、それぞれの発達段階に応じた防災教育を支援する。

1 学校等における防災教育のねらい

- (1) 自然災害等の現状、原因及び減災等について理解を深め、現在及び将来に直面する災害に対して、的確な思考・判断に基づく適切な意思決定や行動選択ができるようにすること。
- (2) 地震、台風等の発生時に伴う危険を理解・予測し、自らの安全を確保するための行動ができるようにするとともに、日常的な備えができるようにすること。
- (3) 自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校（園）、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加・協力し、貢献できるようにすること。

2 各校種ごとの目標

発達段階に応じた系統的な指導が必要となることから、各校種ごとの目標により園児・児童・生徒の発達の段階を考慮し指導する。

なお、障害のある園児・児童・生徒については、各校種ごとの目標のほかに、障害の状態、発達の段階、特性及び地域の実態に応じて、危険な場所や状況を予測・回避したり、必要な場合には援助を求めたりすることができるように配慮する。

(1) 幼稚園段階における目標

安全に生活し、緊急時に教職員や保護者の指示に従い、落ち着いて素早く行動できるようになること。

(2) 小学校段階における目標

日常生活の様々な場面で発生する災害の危険を理解し、安全な行動ができるようにするとともに、他の人々の安全にも気配りができるようになること。

(3) 中学校段階における目標

日常の備えや的確な判断のもと主体的に行動するとともに、地域の防災活動や、災害時の助け合いの大切さを理解し、進んで活動できるようになること。

3 防災教育の内容

- (1) 火災発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- (2) 地震発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- (3) 風水害、落雷等の気象災害発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- (4) 放射線の理解と原子力災害発生時の安全な行動の仕方
- (5) 避難所の役割と避難経路についての理解、避難の仕方
- (6) ハザードマップ等の災害に関する情報の活用や災害に対する備えについての理解
- (7) 地域の防災活動や災害時の支援活動への理解と積極的な参加・協力
- (8) 災害時における心のケア

4 防災教育に関する指導計画の作成

防災教育に関する指導計画は、教育活動全体を通じて組織的、計画的に推進するための基本計画である。したがって、防災教育の基本的な目標、各学年の指導の重点項目・指導内容、指導の時期、配当時間数、安全管理との関連、地域の防災関係機関との連携などの概要について明確にしたうえで、項目ごとに整理するなどして作成する。

指導計画作成にあたっての配慮事項

- (1) 防災教育は、地震など共通に指導すべき内容と学校等が所在する地域の自然や社会の特性、実情等に応じて必要な指導内容等について検討し、家庭、地域社会との密接な連携を図りながら進める必要があること。
- (2) 学習指導要領等における防災教育に関連する指導内容を整理し、課外指導等も含め各教科等の学習を関連づけるなどして、教育活動全体を通じて適切に行えるようにすること。
- (3) 防災教育に関する指導計画は、系統的・計画的な指導を行うための計画であるが、年度途中で新しく生起したり、緊急を要する問題の出現も考えられ、必要に応じて弾力性を持たせること。
- (4) 避難訓練の計画を立てるにあたっては、学校等の立地条件や校舎の構造等に十分考慮し、火災、地震、浸水など多様な災害を想定すること。
- (5) 訓練の実施時期や回数は、年間を通して季節や社会的行事等との関連及び地域の実態を考慮して決定するものとし、その際は、休憩時間、清掃時間など災害の発生時間に変化を持たせ、園児・児童・生徒が様々な場所にいる場合にも自らの判断で安全に対処できるよう配慮すること。
- (6) 学級（ホームルーム）活動との連携を図り、事前・事後の指導を行い、自然災害の種類やその発生メカニズム、種類や災害の規模によって起こる危険や避難の方法について理解させるとともに、訓練の反省事項についてもよく指導し、訓練の効果が高められるように配慮すること。
- (7) 避難訓練の実施に際しては、地域の消防署や警察署、町の防災担当部局と連携して、計画実施に努めること。
- (8) 防災教育の授業を実施するにあたっては、園児・児童・生徒が興味関心を持って積極的に学習に取り組めるよう、防災関係機関等で作成した指導資料や副読本、視聴覚教材等を活用するとともに、コンピュータや情報ネットワークを活用するなど指導方法の多様化にも努めること。
- (9) 園児・児童・生徒が体験を通して勤労の尊さや社会に奉仕する精神を培うことができるよう、日頃から地域社会と連携したボランティア活動に関する学習の場を設定できるよう検討すること。
- (10) 障害のある園児・児童・生徒について、個々の障害の状況等に応じた指導内容や指導方法を工夫すること。特別支援学級を設置している学校においては、特別支援学校等の助言等を活用すること。
- (11) 防災教育の推進にあたっては、家庭、地域と連携した実践的な防災教育の実施について検討するものとし、その際、地域の防災関係機関、自主防災組織等との情報交換及び協議を行うなど、計画の作成及び実践が円滑に行われるようにすること。
- (12) 学校は、保護者参観等の機会を捉え、防災に関する講演会を開催したり、児童・生徒を地域行事（地域で行われる防災訓練など）に参加するように促す等、日頃から「開かれた学校づくり」に努めること。
- (13) 教職員の防災に関する意識を啓発し、防災教育に関する指導力の向上を図るため、防災教育・防災管理に関する教職員の研修を計画し、実施すること。
- (14) 学校は、防災教育の評価を多面的に行うため、教職員による評価に加え、「災害に適切に対応する能力は身に付いたか」などに関して、児童・生徒による自己評価を実施すること。
- (15) 外部評価の導入も積極的に検討し、その方法としては保護者や地域住民等による評価をはじめ、学校や防災関係機関で構成する地域学校安全委員会等を活用すること。

5 教育の方法

教育にあたっては、防災教育に関する指導計画に基づき、次のような方法で行う。

- (1) 防災週間等における訓練の実施
- (2) 防災をテーマにした図画、作文の作成
- (3) 教育用防災副読本、ビデオの活用
- (4) 特別活動を利用した教育の推進

6 教職員に対する防災研修

教職員の防災に係る知識を習得させるための研修を定期的実施する。

また、学校内においては、防災委員会や職員会議を通して、教職員の防災に対する意識を高揚するとともに、災害発生時の児童・生徒に対する的確な指示、誘導や初期消火及び負傷者に対する応急手当等防災に関する専門的な知識の習得及び技能の向上を図る。

第3 職員に対する防災教育

町は、職員に対して、災害時における適正な判断力を養い、防災活動を的確に遂行できるよう、次のような個人の役割分担等に関する講習会、研修会等を実施するとともに、防災知識の手引書等を配布して、防災知識の普及徹底を図る。

- 1 災害時における災害対策本部の一員としての立場と心構え
- 2 災害対策活動の概要
- 3 災害時の役割の分担
- 4 災害時の指揮系統の確立
- 5 その他必要な事項

第4 防火管理者等に対する防災教育

町及び県は、防火管理者等に対し防災教育を実施して、防災知識の普及啓発を図る。

また、防災上重要な施設の管理者は、防災関係機関と協力して防災訓練、安全講習会等を通じて職員の防災意識の高揚を図り、出火防止、初期消火、避難誘導等災害時における的確な行動力を養い、自主防災体制の整備を図る。

第5 災害教訓の伝承

町は、過去に発生した災害の教訓を後世に伝えるために、当該災害に係る資料を収集・保存し、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。

【本節に関する資料】

資料編 3-7-4 マイ・タイムライン

第2節 自主防災体制の整備

住民及び事業所等による自主的な防災活動が、被害の拡大の防止に果たす役割を踏まえ、地域における自主防災体制の整備に努める。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 自主防災組織の育成	防災課	磯城消防署
第2 企業防災の促進	防災課、地域産業推進課	田原本町商工会
第3 地区防災計画の作成	防災課	
第4 救助・初期消火活動の支援	防災課	

第1 自主防災組織の育成

町は、コミュニティ活動を促進し、地域の連帯感の育成に努めるとともに、資機材の支援、技術的指導に努め、自主防災組織の育成を図る。

1 実施責任者

- (1) 町長は、災害対策基本法第5条第2項の規定に基づき、自主防災組織の充実を図り、地域防災のための住民活動の推進に努める。
- (2) 住民は、災害に備えるための手段を講じるとともに、自主防災組織等の防災活動に積極的に参加し、防災に寄与するよう努める。

2 自主防災組織の結成促進

住民相互の助け合いの精神による自主的な防災活動の推進を図るため、自治会等を単位とした自主防災組織の結成を促進するものとし、その際、女性の参画の促進に努める。

また、住民においては、自らの安全確保と被害の防止・軽減を図るため、自主的な防災組織づくりに主体的に参加する。

3 自主防災組織の規約・防災計画等

自主防災組織は、おおむね情報班、消火班、救出救護班、避難誘導班、給食給水班等で構成するが、これらについては、それぞれの組織において、その活動がより効率的に行われるよう、町及び磯城消防署と協議のうえ、規約、防災計画、中長期の活動目標を定めて活動する。

4 活動内容

(1) 平常時の活動

ア 地震、風水害のほか各種災害に対する防災の知識の普及や啓発

防災新聞等による避難勧告等の避難情報のもつ意味の普及、災害時行動マニュアルの作成、

言い伝えや警戒碑等が示す過去の災害の伝承等

イ 地域における危険箇所の把握

町が作成したハザードマップの現地情報確認、石塀やブロック塀等倒れやすいものの点検等

ウ 地域における消防水利の確認

消火栓の位置確認と保守点検、ため池・川などの把握と現状確認等

エ 家庭における防火・防災予防上の措置及びその啓発

家具固定や建物の耐震化の啓発、物資備蓄の周知等

オ 地域における情報収集・伝達体制の確認

有線、無線、広報車、近所の呼びかけ等多様な手段による避難勧告等の避難情報の伝達訓練等

カ 要配慮者の把握

要配慮者とそれを支援する人の名簿やマップの作成等

キ 避難場所・避難所・医療救護施設及び避難経路の確認

ワークショップにおける地域の防災マップの作成を通じた災害種別の安全な避難方法と経路の検討、避難所の設備の点検等

ク 防災資機材の整備、配置及び管理

バール、のこぎり、ジャッキ等の整備、発電機動作確認、消火器の点検等

ケ 防災訓練の実施及び町等が実施する訓練への参加

初期消火訓練、避難誘導訓練、図上訓練、地域のイベント時における災害疑似体験等

コ 各自感染症対策に必要な備品の準備

(2) 災害時の活動

ア 出火防止と初期消火による延焼の阻止

イ 負傷者の救出救助、応急手当、医療救護施設・救護所への搬送

ウ 地域住民の安否確認

エ 正しい情報の収集、伝達

オ 避難誘導と早期に自主避難が可能な場合はその勧誘

カ 避難所の運営、避難生活の指導

キ 給食・給水、備蓄・救援物資の運搬・配分

ク 災害ボランティア受入れの調整、被害がより大きい近隣地域への応援等

5 育成方法

自治会単位の自主防災組織の育成に努め、自主防災組織に対する意識の高揚を図るとともに、次の方法で活性化を支援する。

(1) 自主防災組織の必要性の啓発など、各コミュニティへの個別指導・助言

(2) 地域住民組織に対する情報提供（研修会等の実施）

(3) 自主防災組織が主体となり実施する訓練や研修会への積極的な支援・指導

(4) 防災リーダーの育成

(5) 防災拠点施設の整備、防災資機材の給付又は整備助成、倉庫の整備助成及び支援

(6) 初期消火防災訓練、応急手当等の訓練の実施

(7) 自主防災組織同士のネットワーク構築の支援（相互に情報交換できるしくみづくり）

6 各種組織の活用

まとい会、磯城婦人防災クラブなど防災・防火に関する組織のほか、婦人会、日赤奉仕団等の住民の各種組織における自主的な防災活動の促進を図る。

7 自主防災組織への支援

地域住民による自主防災組織が自発的に行う消火・救助・救護活動に必要な資機材の支援や技術的指導に努める。

(1) 資機材の支援

自主防災組織の活動に必要な資機材の支援に努める。

(2) 技術的指導

自主防災組織のリーダー研修等の実施に努め、防災活動の技術的指導、助言を行うとともに、自主防災組織防災計画の作成、啓発資料の作成、情報の提供、防火・防災講習会、防災訓練、応急手当訓練等の支援に努める。

第2 企業防災の促進

町は、従業員及び利用者等の安全確保と、企業・事業所における災害時に果たすべき役割（生命の安全確保、事業の継続等）を十分に認識させ、防災活動の推進や被災後速やかに事業を再開できるようにするための事業継続計画（BCP）又は事業継続力強化計画の策定等を支援する。

1 企業・事業所の役割

(1) 災害時に果たす役割

企業・事業所（以下「事業所等」という。）は、災害時に果たすべき役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める、

災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の提供を業とする者（例：スーパーマーケット、コンビニエンスストア、飲食料品メーカー、医薬品メーカー、旅客（運送）事業者、建設業者等）は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、国、県及び町が実施する防災に関する施策に協力するように努めなければならない。

なお、事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(2) 平常時の対策

ア 体制、設備の整備

事業所等は、勤務時間外の連絡体制の整備、非常時体制の整備、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、建物の耐震化、機械設備等の転倒・落下防止対策、二次災害

(爆発、火災、毒劇物の漏洩、エレベーター内への閉じ込め等)の防止対策等を講じる。

また、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。

イ 従業員の安全確保等

従業員の安全等確保のため、事業所からの避難経路の確保、周知、避難訓練等の防災訓練の実施、災害時に公共交通機関の停止等により帰宅できない従業員のための食料等物資の備蓄に努めるなど、平常時からの防災体制の構築に努めるとともに、従業員の防災意識の高揚、取組の評価などによる企業防災力の向上に努める。

ウ 事業継続計画（BCP）・事業継続力強化計画

災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）又は事業継続力強化計画を策定し、運用するよう努め、事業継続計画（BCP）等を策定した事業所等は、定期的に内容の点検を行い、見直しを行う。

なお、対策の実施にあたっては、事業継続計画（BCP）等の策定だけでなく、被災従業員への支援も含む防災計画を作成するよう努める。

事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）

災害時等にあたっても特定された重要業務が中断しないこと、また、万一事業活動が中断した場合にあたっても目標復旧時間内に重要な機能を再開させ、業務中断に伴う顧客取引の競合他社への流出、マーケットシェアの低下、企業評価の低下などから企業を守るための経営戦略として、その方法、手段などをあらかじめ取り決めておく計画のこと。

バックアップシステムの整備、バックアップオフィスの確保、安否確認の迅速化、要員の確保、生産設備の代替などの対策を実施する。

事業継続力強化計画

中小企業・小規模事業者が、自然災害等による事業活動への影響を軽減することを目指し、事業活動の継続に向けた取組を計画するもの。経済産業大臣による事業継続力強化計画認定制度が設けられ、認定を受けた中小企業・小規模事業者に対する税制優遇などの支援策を実施。

2 町の役割

町は、地域経済への影響を最小限にとどめるため、事業所等が被災後、速やかに事業を再開できるよう事業継続計画（BCP）策定に必要な情報提供を行うなど、危機管理体制の整備が図られるよう普及啓発活動等を行う。

さらに、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、商工会・商工会議所と連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

また、事業所等を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

3 商工団体等の役割

田原本町商工会等は、事業継続計画（BCP）等の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により、会員・組合員等の防災力向上の推進に努める。

さらに、商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、市町村と連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

また、会員・組合員等に対し、企業防災の重要性や事業継続計画（BCP）等の必要性について啓発するとともに、行政等の支援策等情報の会員・組合員等への周知に協力する。

第3 地区防災計画の作成

町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行う。

第4 救助・初期消火活動の支援

町は、地域住民による自主防災組織が自発的に行う人命救助活動を支援するため、河川防災ステーション、各避難所、消防団詰所など必要な場所に救助・救急用資機材を配置する。

また、初期消火活動に活用できるよう、地域の実情に応じて消火用資機材の配置に努める。

【本節に関する資料】

資料編 2-1-1 自主防災組織一覧表

資料編 2-1-2 田原本町自主防災組織補助金交付要綱

第3節 消防団による地域防災体制の充実強化

消防団の育成や消防団員数の確保に努めるとともに、幅広い防災力と地域コミュニティとの連携を強化し、地域住民の被害軽減・安全確保に努め、防災力・消防力の強化を図る。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 消防団の役割	防災課	田原本町消防団
第2 他の組織との連携	防災課	田原本町消防団、磯城消防署
第3 消防団員数の確保	防災課	

第1 消防団の役割

田原本町消防団は、町と連携し、地域住民を中心とした組織として、幅広い防災力と地域コミュニティとの連携を強化し、地域住民の被害軽減・安全確保に努める。

第2 他の組織との連携

田原本町消防団は、町と連携し、以下のように他の組織との関係強化に努める。

1 常備消防との関係

地域の防災力の柱となる磯城消防署との連携をさらに強化する。

- (1) 消防防災に関する普及啓発、特別警戒等の予防活動
- (2) 大規模災害時を想定した実践的な実動・図上訓練

2 自主防災組織との関係

自主防災組織との連携をさらに強化する。

- (1) 定期的な合同訓練等による連携強化
- (2) 自主防災組織の活性化等を図る際の積極的な協力

3 事業所との関係

団員を雇用している事業所等の理解と協力を得るための取り組み、事業所等の防災活動との連携のための取り組みを強化する。

- (1) 特別の有給休暇（ボランティア休暇）や社内表彰等を活用する事業所に対して表彰制度の創設・充実
- (2) 事業所等の自衛消防組織との連携の促進

4 地域コミュニティとの関係

将来を見据えた住民ニーズや地域の実情を踏まえつつ、地域コミュニティにおいて田原本町消防団の果たすべき役割を検討する。

第3 消防団員数の確保

田原本町消防団は、以下のように消防団員数の確保に努める。

1 総団員数の確保

要員動員力等の特性を發揮するため、各地域の実情に応じた適正な団員数の確保を図る。

2 被雇用者（サラリーマン）団員の活動環境の整備

就業構造の変化等に対応し、サラリーマン団員の活動環境の整備を図る。

3 若年層の入団促進と高齢化への対応

消防団の組織の活性化のため、女性消防団員及び若年層の入団促進と、団員数の確保を図る。

また、機能別分団員（大規模災害・予防広報等特定の活動を実施する分団員）についても同様に入団の促進と団員数の確保を図る。

第4節 防災訓練の実施

町は、災害発生時において、住民（自主防災組織等）、県、その他防災関係機関等と連携して防災活動を的確に実施できるよう、各種防災訓練を実施する。特に「住民避難」は、災害による死者をなくし、人命を守るために重要であるため、水防月間、全国火災予防運動等を通じて、住民参加型の避難訓練、避難所開設・運営訓練等の積極的かつ継続的な実施に努める。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 総合防災訓練	防災課、関係各課	
第2 個別防災訓練	防災課、関係各課	
第3 各地域での防災訓練	防災課、関係各課	

第1 総合防災訓練

町及び県は、単独又は共同して、防災関係機関等の連携体制の強化及び地域住民や事業者がコミュニケーションを図り、災害に備えた避難方法の検討や訓練、災害発生時の速やかな避難行動、避難後の避難所運営の手助けなど、自助・共助に基づく自発的な地区内の防災活動を推進する等、住民の防災意識の向上を図ることを目的として、防災関係機関等の参加と住民の協力を得て、通信、動員、本部運営、消防、災害警備、交通規制、避難、救助、応急復旧等様々な形態の個別訓練を基礎とした各種の訓練を総合的に実施する。

第2 個別防災訓練

町、県及びその他防災関係機関等は、単独又は共同して、下記の防災訓練を実施する。
また、地震、水害等、災害の種別ごとに、テーマを明確にした実践的な訓練を実施するよう努める。

- 1 非常参集訓練
- 2 水防訓練
- 3 非常通信訓練
- 4 図上の訓練

第3 各地域での防災訓練

1 訓練の考え方

町は、第2次奈良県地震被害想定調査報告書等を参考に、大規模災害を想定した訓練を行うものとし、訓練の実施にあたっては、夜間・休日等実施時間を工夫する等様々な条件を設定するとともに、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的な訓練となるよう努める。

また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練を実施して訓練成果をとりまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じて体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させる。

2 町

町は、災害時に住民組織が適切に行動できるよう、自主防災組織を中心とした救出救護、消火、避難等の訓練を適宜実施する。

なお、避難訓練の実施に当たっては、自力避難が困難な高齢者や障害者等の要配慮者への避難行動支援も踏まえて実施する。

「住民参加型」訓練では、特に「住民避難」に重点を置き、要配慮者の参加を含めた多くの住民の参加が得られるよう留意する。

- (1) 安全な避難ルートの確認等のための避難訓練
- (2) 避難所開設・運営訓練
- (3) 安否確認訓練
- (4) 避難勧告・指示等の避難情報の持つ意味など、防災知識を得るための研修会等

3 防火管理者

消防法で定められた防火管理者は、その定める消防計画に基づき、避難訓練を毎年定期的に実施し、実効性のある消防計画及び自営消防体制の確保等を進める。

4 その他

特に、災害時には状況が刻々と変化していくこと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、町は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。

第5節 要配慮者の安全確保

町は、災害時における自力避難が困難な高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、傷病者、内部障害者、難病患者、外国人等（以下「要配慮者」という。）の安全を確保するため、福祉のまちづくりを推進する。

また、要配慮者は災害時に被害を受ける可能性が高いため、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」、「奈良県災害時要援護者支援ガイドライン」等に基づき、地域住民や自主防災組織と協力しながら、避難支援体制の確立に努めるとともに、在宅の要配慮者対策、社会福祉施設等における対策及び外国人等への対策を推進する。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 福祉のまちづくりの推進	健康福祉課、長寿介護課	町社会福祉協議会
第2 要配慮者避難体制の整備	健康福祉課、長寿介護課、こども未来課、防災課	磯城消防署、田原本町消防団、町社会福祉協議会、天理警察署
第3 避難支援プランの作成	健康福祉課、長寿介護課、こども未来課	町社会福祉協議会
第4 在宅の要配慮者対策	健康福祉課、長寿介護課、こども未来課	町社会福祉協議会
第5 社会福祉施設等における対策	健康福祉課、長寿介護課、こども未来課	
第6 外国人等への対策	地域産業推進課	町社会福祉協議会

第1 福祉のまちづくりの推進

町は、要配慮者に配慮したまちづくりを推進するため、地域社会・環境の整備を図る。

- 1 町内の社会福祉施設、民間福祉団体、町社会福祉協議会等との相互の連携に努め、地域ぐるみの支援体制づくりを推進する。
- 2 公共施設の整備・改善を推進し、要配慮者の積極的な社会参加の促進とともに、地域住民相互間の交流と支え合いによるコミュニティ活動の基盤整備を推進する。
- 3 民間施設についても、住民、企業、防災関係機関との連携を図り、都市環境の整備にあわせた防災環境の整備促進を図る。

第2 要配慮者避難体制の整備

町は、福祉部局、防災関係部局、防災関係機関と連携し、平成25年の災害対策基本法の改正に基づき策定された「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（以下この節において「指針」という。）」に基づき、避難行動要支援者の安全確保体制の整備を図る。

第3 避難支援プランの作成

町は、町内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、避難行動要支援者について避難支援、安否確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成し、避難行動要支援者の避難支援等を実施する防災関係機関（以下「避難支援等関係者」という。）に情報を提供することにより、発災時に迅速な対応がとれるよう備える。

また、平成25年の災害対策基本法の改正に基づき策定された指針に基づき、町地域防災計画の下位計画として「避難支援プラン（全体計画）」を作成する。なお、避難行動要支援者の安全確保体制の整備を図る。

なお、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援等を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。

1 避難支援等関係者となる者

避難行動要支援者の避難支援等には、マンパワー等の支援する力が不可欠であるため、町は、次の機関（避難支援等関係者）と連携のもと、災害時における情報伝達や救助、避難誘導等、地域社会全体で避難行動要支援者を支援するための体制づくりを行う。

また、必要に応じて消防機関、警察、自主防災組織、町社会福祉協議会、社会福祉事業者等に協力を要請する。

- (1) 民生児童委員
- (2) 自治会長
- (3) その他地域住民等の日常から避難行動要支援者と関わる者

2 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

本町における避難行動要支援者の範囲は、生活の基盤が田原本町内の自宅にある者のうち、次の基準に該当する者とする。

なお、要件から漏れた者についても、自らの命を主体的に守るため、町に対し自ら名簿への掲載を求めることができるものとする。

- (1) 単身世帯又は高齢者のみの世帯に属する高齢者（75歳以上）で要支援1・2又は要介護1・2

の認定を受けている者

- (2) 要介護認定3以上の者
- (3) 障害者手帳1・2級（肢体、視覚、聴覚・言語、内部）を所有する者
- (4) 療育手帳A判定所持者
- (5) 精神障害者保健福祉手帳1級所持者
- (6) 重症難病患者（特定疾病医療受給者）
- (7) その他避難支援等関係者が支援の必要を認めた者

3 避難行動要支援者名簿の作成

- (1) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

ア 町における情報の集約

災害対策基本法第49条の10第3項に基づき、町は、避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する避難行動要支援者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有にあたって特定された利用の目的以外のために内部で利用することができる。

町は、避難行動要支援者名簿を作成するにあたり、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、町の関係部局で把握している要介護高齢者や障害者等の情報を集約するよう努めるものとし、その際は、要介護状態区分別や障害種別、支援区分別に把握する。

イ 県等からの情報の取得

難病患者に係る情報等、町で把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認められるときは、知事その他の者に対して、情報提供を求め、必要な情報の取得に努める。

なお、情報提供の依頼及び提供に際しては、法令に基づく依頼又は提供であることを、書面をもって明確にする。

- (2) 避難行動要支援者名簿のバックアップ

災害規模等によっては、町の機能が著しく低下することを考え、クラウドでのデータ管理や県との連携などによる避難行動要支援者名簿のバックアップ体制の構築を検討するとともに、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新の情報を各課で保管する。

4 避難行動要支援者名簿の更新及び情報の共有

- (1) 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化するから、町は避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つ。

- (2) 避難行動要支援者情報の共有

避難行動要支援者名簿は平常時から避難支援等関係者に提供され、共有されていることで、いざというときの円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、町は、避難行動要支援者の名簿情報について、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供する。

避難支援等関係者に名簿情報を提供するにあたっては、個人情報の保護に関する法律や田原本町個人情報保護条例等に留意し、本人からの同意を得ることを前提に、避難支援等関係者が適正な情報管理を図る。

なお、避難行動要支援者の避難支援等に必要な事項に変化が生じた時は、その情報を町及

び避難支援等関係者間で共有する。

また、転居や入院により避難行動要支援者名簿から削除された場合、該当者の名簿情報の提供を受けている避難支援等関係者に対し周知する。

5 名簿情報の漏えい防止措置

町は、避難行動要支援者名簿が適正に情報管理されるよう、情報セキュリティ対策については、総務省の「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に基づき、機密性に応じた情報の取得方法等を具体的に定めた「情報セキュリティポリシー」の遵守を徹底し、次の措置を講じる。

(1) 町が講じる措置

ア 避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。

イ 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。

ウ 避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報取り扱いに関する研修を開催する。

(2) 避難行動要支援者名簿の提供先に求める措置

ア 町内の一地区の自主防災組織に対して町内全体の避難行動要支援者名簿を提供しないなど、避難行動要支援者に関する個人情報の無用な共有、利用の禁止

イ 避難行動要支援者名簿の施錠可能な場所への保管

ウ 受け取った避難行動要支援者名簿の必要以上の複製の禁止

エ 避難行動要支援者名簿提供先団体内部での取扱者の限定

オ 避難行動要支援者名簿情報の取扱状況の報告

6 要配慮者が円滑に避難のための立ち退きを行う事ができるための通知又は警告の配慮

町は、ひとり暮らしの高齢者や障害者、視覚障害者等の安全を確保するための緊急通報システムや聴覚障害者等への災害情報の伝達を効果的に行うための文字放送受信装置等の普及に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、自動消火装置及び火災報知器等の設置の推進に努める。

7 避難支援等関係者の安全確保

町は、避難支援等関係者の避難支援時における安全を確保するため、避難行動要支援者や避難支援等関係者を含めた地域住民全体で、次の事項に留意してルールや計画を作成し、周知する。

(1) 一人ひとりの避難行動要支援者に避難行動要支援者名簿制度の活用や意義等について理解してもらうこととあわせて、避難支援等関係者等は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあることを理解してもらうこと。

(2) 地域において、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義、あり方を説明するとともに、避難支援等関係者の安全確保の措置を決めておくこと。

(3) 避難支援は避難しようとする人を支援するものであり、避難することについての避難行動要支援者の理解は、平常時に避難行動要支援者名簿の提供に係る同意を得る段階で得ておくこと。

8 避難誘導体制の整備

(1) 避難支援プラン（個別計画）の作成

町は、避難支援等関係者の協力を得て、避難行動要支援者一人ひとりに対する避難支援方策等を記載した避難支援プラン（個別計画）を作成する。

避難支援プラン（個別計画）の作成にあたっては避難行動要支援者本人も参加し、避難支援等関係者、避難所、避難方法等について確認するものとし、避難場所やその避難経路、避難時に危険な場所等はないか、避難行動要支援者を誘導する際、支障となる段差等はないかなど、実地調査等を通じて確認し、それをマップに落とし込むことで避難経路の判断などに役立てるものとする。

また、避難支援プラン（個別計画）は、個人情報保護に留意のうえ、避難行動要支援者本人だけでなく、避難支援等関係者にも配布し、地域で情報共有しておくよう努める。

(2) 避難支援者の定め方

避難支援者を定めるにあたっては、避難支援等関係者自身が被災する場合等もあることから、複数の避難支援等関係者を定めるよう努めるものとし、一人の避難支援等関係者が何人もの避難行動要支援者を支援するような個別計画を作成することは避けるよう配慮する。

なお、重度の介護の必要な者の避難受入れ先は、できる限り介護老人社会福祉施設、介護老人保健施設等とし、あらかじめこれらの施設と受入れに関して協議する。

第4 在宅の要配慮者対策

町は、災害発生時における在宅の要配慮者の安全確保のため、対象者を把握し、防災指導・啓発等を行うとともに、避難所の整備や転送体制の整備に努める。

1 在宅の要配慮者の把握

地域住民、民生児童委員、町社会福祉協議会等の協力を得て、対象者の状況把握に努める。ただし、これらの対象者情報については、プライバシー保護の立場からその管理・取り扱いに十分注意する。

2 防災指導・啓発

広報等によって在宅の要配慮者をはじめとして、家族、地域住民に対して要配慮者の状況及び地域実態を考慮し、防災指導・啓発を行う。

(1) 在宅の要配慮者及びその家族に対する指導・啓発

- ア 日常的に防災に対する理解を深め、防災対策に対する協力体制づくりに取り組む。
- イ 災害発生時には近隣の協力が得られるよう環境づくりに努力する。
- ウ 地域において防災訓練等が実施される場合は積極的に参加を勧める。

(2) 地域住民に対する指導・啓発

- ア 自治会等において、本人の意思及びプライバシーの保護に十分留意しつつ、地域内の在宅要介護者の把握に努め、その支援体制を平素から整備する。
- イ 災害発生時には対象者の安全確保に協力する。
- ウ 地域防災訓練等に在宅要介護者及びその家族が参加するよう働きかける。

3 情報連絡手段の整備

災害発生時に、情報入手が困難な障害者等に対する情報伝達手段の整備を推進する。

4 安全機器の普及促進

災害発生時に、介護支援を必要とする対象者への防火指導とあわせて、簡易型の警報設備等安全機器の普及促進に努める。

5 避難対策

(1) 避難所の整備

ア 避難所となる施設において福祉仕様のトイレ、スロープ、手すり等の整備及び必要に応じ仮設トイレ・スロープの確保に努める。

イ 避難所等へ手話通訳、要約筆記、介護等ニーズに応じた支援活動を行う一般ボランティア等の派遣ができるよう、平常時から町社会福祉協議会等との連携に努める。

(2) 福祉避難所の充実強化

町は、要配慮者が必要な生活支援や相談が受けられるなど、安心して生活できる体制が整えられ、滞在するために必要な居室が確保された施設を福祉避難所として指定する必要がある。そのため、町は、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、障害者支援施設、ふれあいセンターなどで、耐震やバリアフリーの構造を備え、テレビ・ラジオといった情報関連機器が整備され、避難した要配慮者を支援する介助員を置くことができる福祉避難所の充実強化に努めるとともに、受入可能人数や受入条件等を明確にする。

なお、要配慮者が避難生活を送るために必要となるトイレ、車椅子、簡易ベッド等の障害者・高齢者用備品やミルク、ほ乳びん等の乳児用備品及び授乳に配慮するための設備などは、あらかじめ避難施設等への配備に努める。ただし、個別の事情による医薬品等については、支援者で備えることとする。

(3) 転送体制の整備

ア 入所可能な社会福祉施設を把握する。

イ 災害発生時の受入れについて、協力を依頼する。

第5 社会福祉施設等における対策

要配慮者利用施設の所有者又は施設管理者は、町と連携し、災害発生時における通入所者の安全確保のため、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するとともに、防災マニュアルの策定、防災訓練の実施、地域社会との連携体制の整備推進等の対策を講じる。

1 防災マニュアルの策定

災害発生時の職員の任務分担、動員体制等の防災組織の確立、保護者等への緊急連絡、地域との

連携等を網羅した綿密な防災マニュアルを施設ごとに策定する。

2 防災訓練の実施

災害発生時に円滑に消火、避難等が実施できるよう、施設ごとに定期的に防災訓練を実施する。

3 施設等の安全対策

災害発生時に施設自体が倒壊したり、火災が発生したりすることのないよう、施設及び附属する危険物を常時点検する。

また、火気の取り扱いについては十分留意するとともに、日頃から安全点検を行う。

4 緊急連絡先の整備

災害発生時には保護者又は家族と確実に連絡がとれるよう、通入所者の安否確認も含め、速やかな確認体制・緊急連絡先の整備を行う。

5 地域社会との連携

社会福祉施設の通入所者の避難等については、日頃から施設と地域社会との連携を密にし、災害発生時には地域住民の協力が得られる体制づくりを推進する。

第6 外国人等への対策

町は、言葉に不自由又は地理に不案内な外国人、旅行者等が安心して行動できるような環境をつくるため、防災情報の提供及び地域での支援体制づくりに努める。

1 指定避難所における外国人対策

外国人が安心して避難所で過ごすことができるよう、災害に関する情報や食料・トイレ等避難生活に関する基本的な情報について、多言語や「やさしい日本語」に対応した例文やピクトグラムによる案内板をあらかじめ作成し、避難所運営マニュアル等に記載する。

災害時に外国人が迅速に避難できるよう、県及び町は、日頃から防災パンフレットやホームページ、SNSを活用し、多言語や「やさしい日本語」により、指定避難所の周知に努める。

2 外国人に対する情報提供

外国人には日本語が十分には理解できない方や災害に不慣れな方が多いため、町及び県は、日頃から多言語や「やさしい日本語」による、防災パンフレットの作成・配布や、ホームページ、SNS等での情報発信等を行い、災害に関する知識や、災害時に取るべき行動などの防災啓発に努める。

外国人は、災害時に情報弱者になりやすいため、町及び県は、多言語や「やさしい日本語」によるホームページ、SNS、等の様々な情報伝達手段を確保する。また、災害時に災害情報の通訳や翻訳の活動を行うことができるボランティア等の確保及び養成に努める。

また、町及び県は、NPOや民間機関などの協力を得て、連携しながら情報伝達を行う。

【本節に関する資料】

資料編 3-7-2 福祉避難所一覧表

第6節 帰宅困難者支援体制の整備

大規模地震や大規模水害、台風等の発生により公共交通機関が運行に支障をきたした場合には、帰宅困難者*の発生が予想されるため、町は、東日本大震災、平成30年7月豪雨、平成30年台風第21号、大阪府北部地震等の事例や教訓を踏まえて帰宅困難者対策の推進を図る。

※ 帰宅困難者の定義

大規模地震や大規模水害、台風等の発生により、通勤、通学、買い物、観光等で外出して町内に滞在している者及び町内から外出して町外に滞在している者のうち、交通機関の途絶等により、自宅への帰宅が困難になる者

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 帰宅困難者対策の普及啓発	防災課	
第2 帰宅困難者への支援体制の整備	防災課	

第1 帰宅困難者対策の普及啓発

町は、「むやみに移動しない」という基本原則の周知徹底を図るとともに、各主体に対し以下の内容の啓発を行う。

1 住民への普及啓発

災害発生時には帰宅困難になる場合があること、日頃からの携帯ラジオや地図等の準備、家族との安否確認方法や災害時帰宅支援ステーションについて意識啓発を図る。

2 企業等への普及啓発

出勤時間帯では出勤の停止を、帰宅時間帯では従業員等を一定期間事業所内にとどめておくためのルールづくりや、そのための食料、飲料水、毛布等の備蓄について啓発を行う。

3 集客施設や公共交通機関への普及啓発

災害発生時の利用者の安全確保に関する計画の作成や、施設の安全確保対策について啓発を行う。

第2 帰宅困難者への支援体制の整備

町は、以下のように帰宅困難者の支援体制に必要な体制の整備に努める。

1 情報提供の体制づくり

避難所等に関する情報、鉄道等の運行や復旧情報に関する情報等を、駅や交番における張り紙、放送機関からの放送等により、迅速に提供できる体制を整備する。

2 一時滞在施設の確保

幹線道路沿いに、道の駅等等公共施設等を活用した一時滞在施設を配置し、水、食料、トイレ、情報等の提供が行えるよう努める。その際、コンビニエンスストア、外食事業者等の民間事業者の協力を求める。

第7節 ボランティア活動支援環境の整備

町は、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、被災地のニーズに即した円滑なボランティア活動を進められるよう、平常時から町及び県の社会福祉協議会と協働して、県内外のボランティア団体、NPO等の関係機関・関係団体との相互の連携を図り、支援のための環境を整備する。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 受入体制の整備	健康福祉課	町社会福祉協議会
第2 人材の育成	健康福祉課	町社会福祉協議会
第3 活動支援体制の整備	健康福祉課	町社会福祉協議会

第1 受入体制の整備

町は、災害発生時にボランティアの受入れを円滑に実施するため、平常時から町社会福祉協議会、ボランティア団体及びNPO等の関係機関・関係団体と連携・協働し、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

1 受入窓口の整備

災害発生時にボランティア活動を行おうとするボランティアの受入れ・活動の調整を行う窓口の運営について、必要に応じ災害ボランティアセンターを設置するなど、平常時から町社会福祉協議会との間で円滑な情報交換・連絡調整を行う。

また、町内のボランティア組織等への協力依頼に努める。

2 事前登録への協力

町社会福祉協議会との連携のもと、災害発生時にボランティアとの情報連絡が円滑に行えるよう、県が行う事前登録に関する協力を努める。

第2 人材の育成

町は、災害時における活発なボランティア活動が展開できるよう、災害ボランティアコーディネーター等の養成に努めるとともに、ボランティア活動に対する住民の意識の高揚を図る。

1 ボランティアの育成

町社会福祉協議会と連携し、ボランティア学習講座を開催するなどボランティア活動を行う人材

を育成するとともに、災害時に迅速かつ的確に活動できるよう、平常時から研修等への参加促進に努める。

2 災害ボランティアコーディネーター等の養成

町社会福祉協議会、日本赤十字社奈良県支部、その他ボランティア活動推進機関・関係団体等と相互に連携して、ボランティア活動の需要と供給の調整を行う災害ボランティアコーディネーターの養成、ボランティア活動のリーダーの養成に努める。

3 意識の高揚

防災とボランティアの日（1月17日）及び防災とボランティア週間（1月15日から21日まで）の諸行事等を通じ、ボランティア活動に対する住民の意識の高揚を図る。

第3 活動支援体制の整備

町及び県は、町及び県の社会福祉協議会、ボランティア団体及びNPO等の関係機関・関係団体と連携・協働するとともに、中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらと異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時におけるボランティア活動の支援を行うネットワークを構築・強化する。

第2章 災害に強いまちづくり

第1節 まちの防災機能強化

町は、町域における災害の発生をできるだけ未然に防止し、災害が発生した場合の被害を可能な限り軽減する「災害に強いまちづくり」を進めるため、県及び防災関係機関と連携のもと、まちの防災構造の強化を行う。

また、災害時には公園・緑地が避難場所や地域の活動拠点としての役割を果たすことから、都市公園等においては災害応急対策施設等の機能整備を進める。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 災害に備えた計画的なまちづくり	防災課、まちづくり建設課	
第3 防災空間の確保	まちづくり建設課	
第4 都市基盤施設の耐震対策及び防災機能の強化	まちづくり建設課、下水道課	奈良国道事務所、中和土木事務所、近畿日本鉄道株式会社

第1 災害に備えた計画的なまちづくり

町は、次の事項に配慮のうえ、災害に備えた計画的なまちづくりを推進する。

1 防災ブロックの強化

災害時の火災の被害を最小限にするため、道路、公園・緑地、河川等の都市施設や不燃建築物群等による延焼遮断帯を配置し、延焼拡大を防ぐ防災ブロックの強化に努める。

また、各防災ブロック内においては、防災活動の拠点及び住民の避難地の体系的な整備を進める。

2 災害に強い計画的な土地利用

災害に強く、人々が安全で安心して暮らせるまちづくりを進めるため、田原本町都市計画マスタープランに定める防災に関する方針と都市計画との連携により、防災構造の強化に努める。

また、地震時の市街地火災等を防止するため、商業系地域、幹線道路沿道で土地の高度利用を図るべき地域及び防災上不燃化を推進する必要がある地域、密集市街地については、都市計画の見直し時期に、可能な限り防火地域、準防火地域の指定又は拡大に努め、都市の耐火・不燃化の促進を図る。

第2 災害に強いまちづくり施策

1 中心市街地整備の方針

本町においては、近鉄田原本・西田原本駅前広場の整備を完了させ、一定の都市機能の更新は図られているが、今後も継続的に中心市街地の面的な防災機能の向上に努める。

また、防災上の観点より、建築物の壁面の後退、垣又は柵の構造制限等の地区計画や緑地協定を定め、敷地内空間の確保や民有緑地の保全・整備を推進する。

(1) 駅周辺地区

駅前広場整備と、市街地再開発により、新しい高度な都市サービス機能を形成する。

(2) 商業業務地区

駅周辺地区の南側において、都市計画道路王寺田原本桜井線を主軸とする商業業務地を形成する。

(3) 旧陣屋町地区

伝統的町家景観を活かしつつ、老朽住宅の密集等による災害危険性の低減に努めるため、居住環境・公共施設及び生活環境施設の整備を促進する。

2 各種事業の活用

県をはじめ防災関係機関と連携のもと、以下に示す施策等により、健全で災害に強いまちづくりを推進する。

(1) 都市防災総合推進事業の活用

市街地の防災機能を強化するため、既成市街地の避難地、道路、応援、防災まちづくりの拠点施設（耐震性貯水槽整備手法の研究、備蓄倉庫、非常時通信システム等）の整備、避難場所、避難路等周辺の建築物の不燃化・難燃化を図る。

(2) 土地区画整理事業の活用

都市災害の防止を図るため、道路・公園等の生活基盤施設と住宅地を一体的に整備するとともに、既成市街地及びその周辺部のスプロール化を防止し、健全な市街地の形成を図る。

第3 防災空間の確保

公園・緑地、道路、河川等の都市基盤施設は、災害時における避難場所、避難路及び火災の延焼防止のためのオープンスペースとして機能するとともに、応急救助活動、応急物資集積の基地として活用できる重要な施設である。

このため、町及び防災関係機関は、次の機能を有する施設の整備に努め、防災空間の確保を図る。

1 公園、緑地の防災機能

災害時の避難地、延焼遮断空間及び災害救援活動の拠点としての機能

2 道路の防災機能

災害時の緊急輸送道路、避難路及び延焼遮断帯としての機能

3 河川の防災機能

災害時の一時集合場所や防災活動の拠点、延焼遮断帯としての機能

第4 都市基盤施設の耐震対策及び防災機能の強化

町及び防災関係機関をはじめ、都市基盤施設の管理者は、自ら管理する施設について、次の方針に基づき耐震対策を進めるとともに、災害対策において有効な防災機能の整備を進める。

1 耐震対策の基本的考え方

- (1) 施設構造物の耐震対策にあたっては、以下の地震動を考慮の対象とする。
 - ア 供用期間中に1～2度発生する確率を持つ一般的な地震動
 - イ 発生確率は低いが高レベルの地震動又は海溝型巨大地震に起因する高レベルの地震動
- (2) 施設構造物は、一般的な地震動に対しては機能に重大な支障が生じることなく、高レベルの地震動に対しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標とし、町の地域特性や地盤特性、施設構造物の重要度に即した耐震対策を実施する。
- (3) 防災性の向上にあたっては、個々の施設構造物の耐震性の強化のほか、代替性や多重性をもたせるなど都市防災システム全体としての機能確保に努める。
- (4) 埋土地、旧河川敷等の軟弱地盤に設置された構造物については、液状化対策にも十分配慮する。

2 道路の防災機能の強化

道路は、住民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものであるため、定期的にパトロールを実施するとともに、「なら安心みちネットプラン」に基づき道路ネットワークの遮断回避を重視した計画的な耐震対策・防災対策に取り組む。

また、避難路、延焼遮断帯としての機能を強化するため、幅員の不十分な既存道路の拡幅、不法占有物件の除去に努める。

さらに、消防活動が困難である区域の解消に資する道路の整備に努める。

- (1) 道路ストック総点検（道路防災総点検）
 - ア 橋梁、舗装、法面・盛土・擁壁等、道路附属物の5分野を対象に、道路ストックの総点検を実施し、自然災害により道路交通への被害の発生のおそれのある箇所を把握する。
- (2) 道路・緑道の機能充実及び整備
 - ア 道路ストック総点検の結果に基づき、道路の防災工事が必要な箇所を指定し、その対策工事を実施する。
 - イ 避難路、緊急輸送道路のネットワーク化を図るため、代替ルートを確保した生活道路ネットワークの整備を促進する。
 - ウ 避難所、避難路及び主要幹線道路を結ぶ交通路のネットワーク化、街路で囲まれた市街地の防火区画化を図るため、都市計画道路の整備を推進する。
 - エ 避難路、延焼遮断空間としての機能を強化するため、既存幹線道路等について歩道の拡幅、不法占有物件の除去を推進するとともに、沿道建築物の不燃化、工場等の大規模沿道施設の緑

化を促進する。

(3) 橋梁の整備

橋梁は、道路機能を確保するために特に重要な道路施設であるため、奈良県橋梁長寿命化修繕計画に基づいて補修等対策工事の必要な箇所を指定し、施設の強化を図るための補強整備を進める。

(4) アンダーパスの整備

道路機能を確保するため、アンダーパスの安全点検を行い、補修等対策工事の必要な箇所について、重要度の高い順に整備を進める。

(5) 道路附帯施設等の整備

街路灯、道路標識、街路樹等の道路附帯施設については、強風及び地震に対する防災性能の向上を図るために必要な対策を講じる。

3 公園等の防災機能の強化

公園等の整備を行う際は、災害時に有効な防災機能を有するよう十分考慮し整備を進める。

(1) 都市公園等の整備

災害時における利用者の安全を確保するため、災害時の被害を最小限にとどめるとともに、災害時に避難場所や防災・復旧活動拠点として機能できるよう、都市公園、道の駅等の体系的な整備を推進する。

あわせて、貯水槽、備蓄倉庫などの災害応急対策施設としての整備を進める。

(2) 緑地・広場等の整備・保全

火災による延焼防止を図るため、道路、公園・緑地、広場等のオープンスペースの整備を推進するとともに、並木、工場等の大規模施設の周辺緑地、農地の保全に努め、延焼遮断効果の向上を図る。

4 河川・水路の防災機能強化

(1) 河川・水路による災害を防止するため、国や県と協力して堤防、護岸等の河川構造物を調査し、危険箇所には必要な対策を講じて、河川構造物の耐震性の向上に努める。

(2) 河岸の河川空間が避難路や延焼遮断機能を有するよう整備する。

(3) 災害時には河川・水路の流水が消防水利や生活用水として活用できるよう、適所に階段護岸等を導入するなど、親水性が高い護岸整備等を推進する。

5 鉄軌道施設

近畿日本鉄道株式会社は、駅舎、橋梁、盛土部等の点検を行い、耐震対策を実施するとともに、防災機能の強化を図る。

(1) 橋梁の維持補修並びに管理強化

(2) 河川改修に伴う橋梁管理

(3) 法面、土留擁壁の維持改修並びに管理強化

(4) 建物等の維持補修並びに管理強化

(5) 線路周辺の環境条件の変化による災害予防の強化

(6) 電線路支持物の維持補修並びに管理強化

(7) その他防災上必要な設備管理

6 ため池施設

ため池による災害を防止するため、老朽化が予想されるため池の堤防等を調査し、危険箇所には必要な対策を講じるとともに、構造物の耐震性を向上するよう、ため池管理者に対して啓発指導を行う。

また、地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池については、緊急連絡体制等を整備するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、耐震化や統廃合などを推進するものとする。

さらに、国・県の補助等による補強事業の推進を図る。

【本節に関する資料】

- 資料編 2-1-3 準防火地域の指定状況
- 資料編 2-1-4 都市計画道路の整備状況
- 資料編 2-1-5 都市計画公園一覧表

第2節 建築物等の安全対策の推進

町は、所管する施設について、地震及び大火災による建築物被害の防止並びに軽減を図るため、県及び防災関係機関と連携のもと、建物の点検整備を強化し、耐震・耐火性を保つよう努める。特に、公立教育施設、庁舎、会館等の公共建築物について耐震化・不燃化を推進する。

また、民間の建築物についても、耐震化・不燃化の促進を図るとともに、その重要度に応じて防災対策の周知徹底を図り、安全性の指導に努める。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 建築物等の耐震対策	まちづくり建設課 (注) 町有建築物は各所管課	
第2 建築物等の防火・安全化対策	防災課、まちづくり建設課	

第1 建築物等の耐震対策

町は、「田原本町耐震改修促進計画」に基づき、耐震性が不十分な建築物について、耐震診断及び耐震改修等を促進し、平成27年度の町内建築物の耐震化率9割の目標達成をめざす。

1 町有建築物の耐震性の確保

(1) 防災上重要な役割を果たす建築物

防災拠点となる庁舎等、被災者の救護活動を担当する地域の医療機関のうち、中心的な役割を果たす病院、避難所となる学校、体育館、公民館等を新築する場合、関係省庁連絡会議による「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に準ずるよう、また、当該既存建築物についても同基準に基づく耐震診断・改修の実施を推進するよう努める。特に、災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。

(2) その他の町有建築物の耐震性の確保

その他の町有建築物の耐震診断については、耐震改修促進法の趣旨、官庁施設の総合耐震診断・改修基準及び防災上の観点から民間建築物の模範となるよう、率先して「田原本町耐震改修促進計画」に基づいて推進する。

耐震診断の結果、耐震改修が必要な施設については、計画的に耐震改修を促進する。

(3) 非構造部材の耐震対策

町有又は町の管理に係る公共建築物について、天井等の非構造部材の耐震点検及び脱落防止等の耐震対策を推進するよう努める。

2 民間建築物の耐震性の確保

(1) 耐震性向上の普及啓発

既存建築物の耐震性の向上のため、ガイドブックの作成、耐震改修事例集の作成等による広報の充実や相談窓口の設置等により、広く分かりやすい耐震知識、耐震診断・改修の必要性、助成制度、補強技術等の普及啓発を図る。

また、民間団体等を構成員とする奈良県住宅・建築物耐震化等促進協議会を通じて耐震診断・耐震改修の円滑な促進を図る。

(2) 民間建築物の耐震診断・改修の促進

建築物の重要度を考慮しつつ、「田原本町耐震改修促進計画」に基づいて、災害時に重要な機能を果たすべき建築物や特定建築物（一定規模以上の病院等多数の人が利用する建築物）等の所有者に、耐震性の向上に努めるよう指導するとともに、市街地の防災性能の向上に寄与する耐震改修の促進に努める。

(3) 木造住宅の耐震診断・改修の促進

地震による人的被害の軽減のために重要である住宅の耐震化を進めるため、木造住宅の耐震診断・改修の促進に向けて、耐震フォーラム等の実施により指導・啓発を行うとともに、「田原本町既存木造住宅耐震診断事業」の周知に努め、住民に対しても耐震診断・改修の促進を図る。

(4) 非構造部材の耐震対策

既存建築物について、天井等の非構造部材の耐震点検及び脱落防止等の耐震対策の促進に努める。

第2 建築物等の防火・安全化対策

町は、建築物の安全性を確保し、住民の生命を保護するため、県と連携のもと、建築物の敷地、構造及び設備等について、建築基準法等に基づく指導・助言を行うとともに、関係部署と連携し、防災知識の普及や要配慮者対策を実施し、建築物などの安全対策を推進する。

1 公共施設の安全性・防災機能の強化

災害時に住民等の生命を守ることを最優先とし、行政機能、病院、福祉施設等の最低限の社会経済機能の確保を行う。

(1) 避難所、防災拠点施設等の安全確保

災害時に住民の生命・身体を守る学校、公民館及び公園・緑地等の避難施設や防災拠点の耐震化・不燃化の整備を進める。

(2) 避難場所、防災拠点を支える都市機能の整備

ア 避難施設への避難及び防災拠点等へ物資を輸送するため、避難路、緊急輸送道路等の一定以上の幅員への拡幅、耐震性確保及び沿道施設の耐震化、不燃化の整備を進める。

イ 二次災害を最小限に抑えるために、災害時でも必要なサービスを受けることができるよう、上下水道等の公共公益施設の耐震化、自家発電設備の整備を進める。

ウ 避難路が寸断されると、救援に時間を要することも想定し、生活必要物資を備蓄するための倉庫や防火水槽の整備を進める。

2 民間建築物等の安全性・防災機能の強化

密集市街地地区において、住宅地区改良事業等の各種住環境整備事業の推進により、道路・公園等の都市基盤施設の整備や住環境の改善を図るとともに、建築物の耐震化・不燃化を推進する。

なお、防災対策上重要な緊急輸送道路や避難路に沿った地区、木造住宅が密集する出火危険度及び延焼拡大度の高い地区については、面的に耐震改修を促進する。

3 防災知識の普及

防災関係機関と連携のうえ、ポスターや印刷物の配布、広報紙の活用、講習会の開催等によって、住民に対し建築物に関する防火対策、液状化対策等の災害予防の知識の普及に努める。

4 建築物等の要配慮者対策

建築物等の福祉的整備を図る。

5 ブロック塀・石塀等対策

ブロック塀等の倒壊による災害を未然に防止するため、ブロック塀の安全点検の実施について、普及・啓発を行う。また、既存塀の改修も含め、ブロック塀等の耐震性向上の促進について、取り組み強化を図る。

6 工事現場災害防止対策

落下物に対する防護、土留め工事の崩壊防止等、工事現場の危害防止について防災関係機関の指導により安全確保を図る。

7 落下等対策

地震による落下物からの被害を防止するため、市街地における窓ガラス、看板、タイル等の落下危険のあるものについて、防災関係機関との連携のもとに、設置者に対して改善措置を講じるよう指導する。

8 家具等転倒防止対策

地震発生時に一般家庭等の家具等什器の転倒による被害を防止するため、住民に対しリーフレット類を配布するなど、家具類の安全対策の知識の普及を図る。

第3節 文化財保護体制の整備

田原本町に存在する文化財建造物や美術工芸品等は、地震によって直接の被害を受ける可能性が大きいだけでなく、その地域の条件によっては地震後の出火、延焼という二次災害によって文化財そのものが焼損する可能性があり、さらには、未評価の美術工芸品や史料が処分され、散逸するおそれもある。

このため、町は関係機関、文化財所有者、地域の住民、専門家を含めた総合的な対応を行う必要があり、文化財に対する災害予防対策を推進するとともに、災害時には、文化財の保護と修復等に重点をおいた体制の整備に努める。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 文化財建造物の耐震性向上対策	文化財保存課	
第2 美術工芸品等文化財の予防対策	文化財保存課	
第3 文化財の火災予防対策	文化財保存課	磯城消防署

第1 文化財建造物の耐震性向上対策

文化財建造物の防災対策について、震災の直接被害に対する耐震対策とともに、二次災害としての防火対策も含めて県及び文化庁の指導を受けつつ、「文化財建造物等の地震時における安全性確保に関する指針」（平成8年1月策定）等に則し、必要な対策について進める。

第2 美術工芸品等文化財の予防対策

1 美術工芸品の転倒、転落防止対策

町内の重要文化財等の所有者に対して「文化財（美術工芸品等）の防災に関する手引」を送付し、美術工芸品の保存、展示に際しての注意を喚起するとともに、所有者等からの相談に応じる。

また、木造建造物内に保管されている場合も多い保管施設の対策も含め、震災等による転倒、転落防止対策については、今後とも県及び文化庁及び所有者等と協議を行い、必要な対策について検討する。

2 美術工芸品等文化財台帳等の整備

災害による文化財の被害は、災害の種類により、また、文化財の材質、形状等によって異なり、緊急的な保存措置等についても柔軟な対応が求められる。特に文化財の所在台帳や写真を整備するなど、保存の現状を把握する。

また、未指定、未評価の文化財についても所有者への啓発や所在台帳の整備を検討する。

3 美術工芸品等文化財の搬出作業の準備の指導

損壊した建物等から文化財を搬出し、他の施設に移動して保管する場合、搬出作業を円滑に行うためには、日頃から次の点について留意するよう指導を行う。

- (1) 必要な備品、資材を十分に確保する。特に梱包資材のように大量に必要とするものについて、災害発生時に被災地周辺から集中的に投入できる体制を整備する。
- (2) 搬出後に適当な一時保管場所を確保しておく。

第3 文化財の火災予防対策

1 所有者、管理者等への火災予防指導

防火管理者等に対し、自主防火管理体制の確立を指導・助言する。

また、文化財の近隣住民等に対して、日常の防火対策や火災発生時の消火、通報、文化財の搬出など消防訓練等を通じて防災意識の育成を図る。

2 喫煙・たき火等を制限する区域の指定

文化財所有対象物の建造物の付近やその内部を喫煙・たき火等を制限する区域に指定し、一般に公示するとともに、各指定区域に制札による掲示を行い、出火防止を図る。

3 文化財と地域を一体としてまもる取り組みの推進

大規模な延焼から文化財をまもるためには、文化財とその周辺地域を一体としてまもる取り組みが必要であり、初期消火・自衛体制の確立、防災関係機関及び文化財所有者、地域住民との連携強化により、災害時の協力体制の整備を推進し、予防体制の確立を図る。

【本節に関する資料】

資料編 2-1-6 指定文化財一覧表

資料編 2-1-7 田原本町文化財分布図

第4節 ライフライン施設等の災害予防対策の推進

町及び各ライフライン施設の管理者は、災害時における被害の拡大防止、ライフラインの安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うため、施設の防災機能強化を図る。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 上水道施設	総務課	磯城郡水道企業団
第2 下水道施設	下水道課	
第3 電力施設	総務課	関西電力送配電株式会社
第4 電気通信施設	総務課	西日本電信電話株式会社等
第5 放送施設	秘書広報課	NHK奈良放送局、 奈良テレビ放送株式会社等

第1 上水道施設

磯城郡水道企業団は、災害時における被害の拡大防止、水道水の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を実施するため、防災体制を整備する。

1 水道施設の耐震化

配水場・主要管路等重要度の高い基幹施設等について、施設の新設・拡張・改良とあわせて計画的に耐震化を図る。

また、老朽管路の更新は、耐震性の高い管材料、伸縮可とう継手の採用等に努めるものとし、あわせて基幹施設の分散、系統多重化による補完機能の強化を進める。

2 水の融通体制の確立

送水管路及び配水幹線が地震で被害を受けると、その系統の全給水区域が断水となり大きな影響を受けるため、送水及び配水幹線の各段階で異なる系統間との相互連絡を検討する。

また、隣接市町間等においても、協定を締結し、幹線の広域的な相互連絡や広域情報ネットワークの整備を行うことを検討する。

3 応急復旧体制の強化

(1) 被害状況の迅速かつ的確な把握及び円滑な応急復旧を実施するため、あらかじめ損傷度が高いと予想される施設の把握に努める。

(2) 水道事故対策書等の習熟に努め、必要に応じ改善を図るとともに、管路図等の管理体制を整備する。

4 災害対策用資機材の整備点検

- (1) 被災した上水道施設を迅速に応急復旧できるよう、必要な応急復旧用資機材等の備蓄を推進するとともに、調達体制の整備に努める。
- (2) 給水車等の保有資機材の点検に努める。

5 給水データベースの整備

給水車・給水タンク等給水機材の保有状況、支援可能人員等給水に必要なデータを整備する。

6 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び防災関係機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

7 協力体制の整備

- (1) 災害時に資機材や復旧要員等の応援が得られるよう、関係業者等との協定締結に努めるなど、協力体制を整備する。
- (2) 災害時に迅速な応急復旧活動等に必要な情報を収集し、総合調整、指示、支援を実施するため、県及び近隣市町村と相互に協力する。
また、災害時に備え平常時から県営水道との連携体制の強化に努める。

第2 下水道施設

町は、災害時における被害の拡大防止、衛生的生活環境の維持及び迅速かつ的確な応急復旧を実施するため、防災体制を整備する。

1 下水道災害予防

町は災害時に備え、施設の漏水、腐食箇所がないか補修点検を徹底する。定期的にマンホール等の地表よりの異常の有無を調査するとともに、計画的に管路内の異常の有無を調査する。また、雨天時の流入量が増大することから不明水の究明も継続的に進める。

2 下水道施設の耐震化

施設の新設、増設にあたっては、「下水道施設設計指針と解説」、「下水道施設地震対策指針と解説」に基づき耐震性を考慮した設計を行うとともに、新たに、耐震性向上のため開発される資機材、工法なども積極的に取り入れ、より耐震性のある施設となるよう配慮する。

また、施設の耐震化を図るとともに、老朽化した施設の更新にあたっては、耐震性を考慮する。

3 応急復旧体制の強化

被害状況の迅速かつ的確な把握及び円滑な応急復旧を実施するため、応急復旧活動マニュアル等を整備するとともに、施設管理図書等の整備・分散保管を図る。

4 災害対策用資機材の整備点検

被災した下水道施設を迅速に応急復旧できるよう、可搬式排水ポンプその他必要な応急復旧用資機材等の調達体制の整備及び保有資機材の点検に努める。

5 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び防災関係機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

6 協力体制の整備

- (1) 災害時に資機材や復旧要員等の応援が得られるよう、関係業者等との協定締結を行い、協力体制を整備する。
- (2) 県と協力して「下水道事業災害時近畿ブロック支援に関する申し合わせ」に基づく近畿2府7県の支援体制の整備をはじめ、国、他の地方公共団体等との相互支援要請体制を推進する。

第3 電力施設

関西電力送配電株式会社は、災害による設備被害を軽減し、安定した電力供給確保を図るため、電力設備の整備・強化とそれに関連する防災対策について定め、災害予防対策を実施する。

第4 電気通信施設

1 西日本電信電話株式会社

西日本電信電話株式会社は、災害・重大事故が発生した場合に電気通信設備の被害を未然に防止するため、災害に強い信頼性の高い通信設備の構築並びに災害対策機器類の配備等の電気通信設備等の防災に関する防災業務計画を策定し、実施する。

また、災害が発生し又は発生のおそれがある場合に重要通信を疎通させるため、関係法令に定める地域及び災害実績等を参考とし、電気通信設備等の防災に関する計画を策定し、実施する。

2 株式会社NTTドコモ（携帯電話）

株式会社NTTドコモは、災害が発生した場合に電気通信設備の被害や通信サービスの途絶を未然に防止するため、災害に強い信頼性の高い通信設備の構築並びに災害対策機器類の配備等の防災に関する防災業務計画を策定し、実施する。

3 KDDI株式会社（携帯電話）

KDDI株式会社は、災害・重大事故が発生した場合に電気通信設備の被害を未然に防止するため、災害に強い信頼性の高い通信設備の構築並びに災害対策機器類の配備等の電気通信設備等の防災に関する防災業務計画を策定し、実施する。

また、災害が発生し又は発生のおそれがある場合に通信を疎通させるため、関係法令に定める地域及び災害実績等を参考とし、電気通信設備等の防災に関する計画を策定し、実施する。

4 ソフトバンク株式会社（携帯電話）

ソフトバンク株式会社は、「情報＝ライフライン」ということを自覚し、災害時でもサービスが確保できるよう、通信設備に対する防災設計を行い、災害に強い通信設備の構築を図るとともに、災害対策用機器、車両等の配備、社内体制などを整備し、従業員が迅速かつ適切に防災業務を遂行できるよう、従業員に対する教育・訓練を毎年実施する。

第5 放送施設

NHK奈良放送局、奈良テレビ放送株式会社等は、災害に強い施設の構築、非常用放送設備及び連絡通信手段の確保を積極的に推進する。

また、大規模災害を想定した防災計画に基づく災害対策の円滑、適切な実施に向けて、放送設備の保守点検や災害訓練等を定期的を実施する。

第5節 危険物施設等の災害予防対策の推進

町及び磯城消防署は、危険物施設の火災やガス爆発等による災害発生を未然に防ぐため、県等防災関係機関と連携のもと、消防法をはじめ関係法令の周知徹底、規制を行うとともに、危険物施設における自主保安体制の確立、保安意識の高揚に努める。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 危険物施設災害予防対策	防災課	磯城消防署、 危険物取扱事業所等
第2 高圧ガス・LPガス施設災害予防対策	防災課	磯城消防署、 LPガス事業者等
第3 毒物・劇物施設災害予防対策	防災課	磯城消防署、 毒物・劇物保管施設管理者等
第4 放射性物質保管施設災害予防対策	防災課	磯城消防署
第5 原子力災害予防対策	防災課	

第1 危険物施設災害予防対策

磯城消防署及び危険物取扱事業所等は、危険物施設等が地震動や液状化、浸水等によってその施設が損傷し、危険物の飛散・漏洩・爆発・火災等により広範囲にわたる被害を未然に防ぐため、保安体制の強化を図る。

1 保安教育の実施

磯城消防署は、保安管理の向上を図るため、県と連携し、危険物事業所の管理責任者、危険物保安監督者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する関係法令及び災害防除の具体的方法について、視聴覚教育を含む的確な教育を行う。

2 規制の強化

磯城消防署は、危険物施設等の設置又は変更許可にあたって、製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造及び設備が技術上の基準に適合し、かつ、当該製造所、貯蔵所又は取扱所においてする危険物の貯蔵又は取り扱いが、公共の安全の維持又は災害の発生の防止に考慮し、次の事項を重点に適時立入検査等を実施するとともに、強力な行政指導を行い、災害の発生と拡大の防止を図る。

- (1) 危険物施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に従って、維持管理に関する検査の強化
- (2) 危険物の貯蔵、取扱、運搬、積載の方法についての検査及び安全管理についての指導の強化
- (3) 危険物施設の管理者、危険物保安監督者に対する非常時にとるべき措置の指導の強化
- (4) 地震及び浸水等による危険物施設等の影響に対する安全措置の指導の強化

3 事業所等の防災組織の強化

危険物取扱事業所は、施設の基準や定期点検の規定を遵守するとともに、設置地盤の状況を調査し、耐震性の強化に努める。

また、事業所等における防災組織の結成を促進し、自主的な災害予防体制の確立を図るとともに、隣接する危険物施設の企業間の相互応援協定の締結など地域内での協力体制の形成を促進し、企業の消防力向上を図る。

第2 高圧ガス・LPガス施設災害予防対策

町は、関係法令による規制、保安のための指導、各種講習会・研修会の実施など、適切な災害予防対策が講じられるよう、県が実施する啓発活動等に協力する。

LPガス事業者等は、LPガス漏洩による災害事故を未然に防止するため、「高圧ガス保安法」、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」及び「ガス事業法」に基づき、保安対策の計画を定め、実施に努める。

また、一般消費者等に対してガス漏れ警報器、自動ガス遮断装置、耐震ガス遮断装置等安全機器の設置を推進するとともに、災害時の対処法について周知徹底をする。

第3 毒物・劇物施設災害予防対策

町は、毒物・劇物保管施設の管理者による、施設の管理・点検等の強化、保健所等防災関係機関への届出体制の確立、除毒作業に必要な中和剤の備蓄、従事者に対する教育・訓練等の災害予防対策が適切に講じられるよう、県が実施する指導、保安教育等に協力する。

第4 放射性物質保管施設災害予防対策

磯城消防署は、放射性物質施設で取り扱っている放射性物質等の使用形態、種類及び数量等の実態について事前調査を行い、消防活動が有効かつ的確に遂行できるように努める。

第5 原子力災害予防対策

町内及び県内には原子力施設は存在しないが、奈良県の近くにある原子力施設で原子力緊急事態が発生した場合に備え、町は、住民の心理的動揺や混乱をできる限り低くするよう、県が実施する啓発活動等に協力する。

また、原子力発電所事故による原子力災害の正確な情報を、住民等に対して確実かつ速やかに伝達できる広報体制の整備を図るとともに、住民等からの原子力発電所事故による原子力災害に関する相談、問合せに対し、迅速かつ円滑に対応できる相談体制を整備する。

なお、体制については、要配慮者及び一時滞在者に十分配慮し、整備を図るものとする。

また、県又は原子力発電所立地市町村等から避難者の受入体制の整備について要請があった場合、可能な限り要請に応じ、避難所の提供等について検討を行う。

【本節に関する資料】

資料編 2-2-6 危険物施設等一覧表

第6節 水害予防対策の推進

町は、台風、集中豪雨、地震に伴う水防施設の崩壊による河川・水路、ため池における洪水等による災害を未然に防止するため、県及び防災関係機関と連携のもと、計画的な水害予防対策を実施する。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 河川・水路の改修等	まちづくり建設課	中和土木事務所
第2 水害防止対策の推進	まちづくり建設課、防災課	中和土木事務所
第3 農地・ため池の防災対策	まちづくり建設課	

第1 河川・水路の改修等

町及び防災関係機関は、河川・水路の決壊等による水害の未然防止を図るため、河川・水路の改修等を推進するとともに、各種情報システムの活用に努める。

また、観測機器や資機材倉庫・資機材の整備点検を実施する。

1 水害の防止

- (1) 県と共同して大和川水系の全体計画に基づいた改修整備を促進し、都市化による雨水流出量の増大に対処する。
- (2) 町内河川の河道改修を促進するとともに、流域での保水・遊水機能を向上させるため、防災調節池、治水緑地、多目的遊水池などの整備を促進する。
- (3) 町が管理する水路の改修や雨水貯留施設の整備に努める。
- (4) 町は、雨期前に水路の重点箇所(point)の点検、浚渫、清掃を実施するとともに、県、土地改良区に対し、河川施設の点検整備や構造物等へ引っ掛かった浮遊物等の除去を要請する。
- (5) 町は、浸水被害対策区域において、民間の雨水貯留施設等の整備と連携して浸水被害の軽減を推進する。

2 水防施設等の点検・整備

- (1) 河川施設等の点検・整備
氾濫防止と治水機能維持のため、各河川管理者は、水防施設の点検・整備を行う。
- (2) 雨量計・量水標の点検・整備
各河川管理者は、観測に障害が発生しないよう、定期的に機器を点検・整備するとともに、必要に応じて観測機器を増設する。

3 水防倉庫（河川防災ステーション等）・資機材の点検・整備

各河川管理者は、応急対策活動に支障がないよう、鍵の管理、倉庫内の整理、資機材の調達を行うとともに、必要に応じて倉庫の増設や資機材の見直しを行う。

4 気象及び河川情報システムの活用

各河川管理者は、広域的な雨量情報や河川水位情報の迅速な収集伝達を図るため、気象及び河川情報システムを活用する。

第2 水害防止対策の推進

町は、県が行う水位情報、浸水想定区域の公表に基づいて、洪水に対する事前の備えと洪水時の迅速かつ確かな情報伝達・避難体制の整備を行う。

町は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供に努める。

1 浸水想定区域における避難確保措置

浸水想定区域の指定があったときは、浸水想定区域ごとに、洪水予報及び水位到達情報の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定める。

また、水防法第15条に基づき、浸水想定区域内の要配慮者利用施設の名称と所在地及びその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定める。

なお、浸水想定区域内の要配慮者利用施設の名称と所在地は、資料編に示すとおりである。

2 水位情報の通知及び周知

町内では、大和川、曾我川、飛鳥川、寺川が、県知事により水防法による水位周知河川に指定されている。

住民の円滑な避難のため、河川ごとに水防団待機水位（通報水位）、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位（特別警戒水位）が設定されており、河川水位がこれに達したときは、県から町に通知されるため、避難判断水位（特別警戒水位）に到達した旨の情報等の伝達方法を、事前に住民に周知する措置を講じる。

3 洪水ハザードマップの作成・更新等

県により大和川、曾我川、飛鳥川、寺川、葛城川及び米川による浸水想定区域が公表されており、これらに基づき、避難確保のため必要な事項を図面表示等にまとめた洪水ハザードマップを作成し住民に周知する。

浸水想定区域等の見直しがあった場合など、必要に応じマップの更新等を行い周知に努める。

4 避難の判断伝達マニュアルの作成

【警戒レベル4】避難指示（緊急）、【警戒レベル3】高齢者等避難について、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成し、日頃から住民への周知徹底に努める。

また、町長は水位周知河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民等へ周知する。

5 要配慮者利用施設の避難確保計画の作成等

浸水想定区域内に位置し、資料編で名称及び所在地を定められている要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを町長に報告する。

また、訓練を実施するとともに、自衛水防組織を置くように努める。

なお、町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

第3 農地・ため池の防災対策

町及び県、土地改良区、ため池管理者、水利組合は、水路の氾濫、ため池の決壊等による農地の湛水被害を防止するため、農業用排水路の整備、ため池堤防の強化等に努める。

1 農地関係湛水防除

農地内の湛水による被害を防止軽減するために、農業用排水路、排水施設の整備を進める。

2 老朽ため池

ため池の決壊による災害を防止するため、老朽ため池の改修、防災上重要なため池を中心に、改修補強工事を実施する。

3 水防監視体制の強化

- (1) ため池管理者は、随時ため池を巡視して危険箇所の把握に努め、立札等により住民に注意を促すとともに、毎年出水期に先立ち、門扉の操作に支障がないよう整備点検及び監視体制を強化する。
- (2) 町は、ため池管理者の報告等により災害発生のおそれがある場合には、田原本町消防団等の協力を得て、巡視等監視体制の強化に努める。
- (3) ため池管理者は、ため池水防上の必要度に応じて所要の資機材を整備する。
- (4) 農業用施設等の管理者は、常に気象予警報等に注意し、これらの巡回・点検を行い、現地に適した災害の未然防止に万全を期すものとする。

4 防災減災対策の啓蒙・普及活動の実施

町は、ため池の破損、決壊による災害を未然に防止するため、管理者等に対して、日常の管理・点検実施の周知徹底や防災情報連絡体制、緊急連絡体制の整備等の指導を行う。

【本節に関する資料】

- | | | |
|-----|-------|--------------------|
| 資料編 | 2-2-1 | 重要水防箇所一覧表 |
| 資料編 | 2-2-2 | 雨水対策施設整備箇所一覧表 |
| 資料編 | 2-2-3 | 井堰・樋門一覧表 |
| 資料編 | 2-2-4 | 水防倉庫・水防資機材等一覧表 |
| 資料編 | 2-2-5 | 田原本町河川防災ステーション設置条例 |
| 資料編 | 3-5-3 | 要配慮者関連施設一覧表 |

第7節 地盤災害・風害・雪害の予防対策の推進

町は、地震による地盤災害（液状化被害）、風害、雪害を未然に防止するため、県及び防災関係機関と連携し、有効な災害防止対策を実施するよう努める。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 地盤災害予防対策	まちづくり建設課	中和土木事務所
第2 風害予防対策	防災課、地域産業推進課、 まちづくり建設課	中和土木事務所
第3 雪害予防対策	まちづくり建設課	中和土木事務所

第1 地盤災害予防対策

町は、第2次奈良県地震被害想定調査等を踏まえ、地震による地盤災害（液状化被害）を防止するため、防災関係機関の協力を得て公共施設等の液状化被害の防止対策（地盤改良等）の促進に努める。また、住民、事業者等に対しても、液状化の危険性と予防対策の周知及び実践の促進に努める。

第2 風害予防対策

町は、風害の予防について、暴風施設の整備等によりその効果を期すものとするが、台風等に対する当面の災害予防は、予想し得る気象状況を早期に把握し、必要な措置を講じる。

1 台風に伴う風害の予防対策

台風の襲来等に伴う風害を防止するため、住民等に対して次のような家屋等の予防対策の促進に努める。

- (1) 戸、窓、壁等で弱体と思われる箇所には、筋かい、支柱等の補強材による応急的な補強工事を行う。
- (2) 倒壊のおそれのある建物は、支柱、ロープ等で補強する。
- (3) 煙突、看板、塀、立木、テレビアンテナ等の補強を行う。
- (4) 電灯引込線のたるみや破損の点検を行い、必要に応じて関西電力送配電株式会社に連絡する。

2 農作物の防災対策

農作物の適地適作等により災害の回避を図るとともに、県が実施する耐倒伏性品種の導入、肥培管理や水管理の適正化による倒伏防止、防風垣、防風林等の防風施設の設置、強化に協力する。

第3 雪害予防対策

町は、大雪等による被害を防止するため、防災関係機関との連携により、雪害予防対策に努める。

1 雪害情報の連絡体制の確立

気象予警報の伝達システムにより、雪害情報の連絡体制の確立を図る。

2 積雪時における消防体制の確立

積雪時の消防活動が十分に行われるよう、道路の除雪、排雪、消火水路の確保等に努める。

3 融雪剤の設置

冬季の路面凍結に備えて路面凍結の発生しやすい町道に融雪剤を設置する。

第8節 火災予防対策の推進

町及び磯城消防署は、火災による被害を最小限にとどめるため、消防力の充実を図り、火災予防対策の推進に努める。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 出火防止及び初期消火の徹底	防災課	磯城消防署
第2 火災拡大要因の除去	まちづくり建設課	磯城消防署

第1 出火防止及び初期消火の徹底

磯城消防署は、町と連携し、以下により住宅、事業所等からの出火防止及び初期消火の徹底を図る。

1 指導

(1) 予防査察

防火対象物の防火管理及び消防用設備の維持管理状況の査察、指導を行う。

ア 予防査察の方法

学校、病院等、消防法施行令に掲げる防火対象物について、消防設備、火気使用器具等の位置、構造及び管理の状況に関係法令、条例に基づいて検査するとともに、地震時における転落、落下物等による出火危険についても十分考慮し、火災予防上必要があると認める場合、又は、火災が発生すれば人命に危険があると認められる場合には、その所有者、管理者等に対し必要な改善等を行わせるものとする。

イ 予防査察の実施

(ア) 管内の全防火対象物に対し、年間を通じ定期的に予防査察を実施し、常に防火対象物の状況を把握する。

(イ) 防火対象物の種類に応じ、出火危険時期等を考慮し定期の予防査察の他に随時予防査察、特別予防査察を実施する。

(2) 関係者に対する指導

防火管理者に対し、消防計画の作成、消火、通報及び避難の訓練の実施等について指導する。

(3) 法令違反に対する措置

査察の結果、消防関係法令に違反し、かつ、是正されない事項について諸法令に照らし合わせて警告、命令又は告発等違反処理を行い、早期是正を図る。

(4) 初期消火の実効性の確保

災害時における初期消火の実効性を高めるため、家庭、地域、事業所等に火災警報器、消火器、消火バケツの設置を促進する。

2 啓発

- (1) 春秋に全国一斉に実施される火災予防運動により、住民に対し防火意識の啓発を図る。
- (2) 町内一般住宅に対し、防火診断を実施するとともに、住民に対し、出火防止や火気の取り扱いなど火災予防知識の啓発、消火器具等の普及を推進するとともに、地震発生時の火気使用器具の取り扱い及び初期消火の方法について指導を行い、出火防止と初期消火の徹底を図る。
- (3) 住民に対する講演会、映画会、初期消火訓練等の実施に努める。
- (4) 事業所等における防火管理知識、消防用設備の維持管理等防火管理体制の強化を図るため、防火管理者及び危険物取扱者並びに関係者に対する講習会、説明会、研究会等を開催し防火意識の向上を図る。

3 消火訓練の実施

地域及び事業所等において女性防火クラブや自衛消火隊等の自主的な防災組織を編成し、磯城消防署の指導のもとで、消火訓練を実施し、初期消火体制の充実を図る。

第2 火災拡大要因の除去

町は、消防活動が困難である区域の解消に資する道路の整備に努める。

第3章 災害に備えた防災体制づくり

第1節 総合的防災体制の整備

町及び防災関係機関は、平常時から、自らの組織動員体制及び資機材等の整備を図るとともに、防災活動を実施するための拠点整備や、防災訓練の実施などを通じ、防災関係機関と相互に連携しながら総合的な防災体制の確立に努める。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 災害組織体制等の整備	防災課	
第2 防災関係機関等との連携体制の整備	防災課	
第3 地域防災拠点の整備・充実	防災課	国保中央病院
第4 防災用資機材等の確保	防災課、まちづくり建設課	
第5 防災に関する調査研究の推進	防災課、まちづくり建設課	

第1 災害組織体制等の整備

1 防災組織体制の整備・充実

町は、防災組織体制について、意思決定者の明確化、配備基準の明確化、指揮命令系統の簡略化等に配慮した配備等を行う。

また、職員の分担業務については、平常時から、職員研修、防災訓練等の機会を通じて、習熟を図る。

2 動員配備体制の整備・充実

町は、災害時の応急対策活動が迅速かつ的確に実施できるよう、地震災害、風水害等における動員・配備体制について、明確な基準を定めるとともに、勤務時間外の参集体制の整備を図る。

また、配備基準ごとの参集要員及び連絡網等については、職員の異動等必要に応じて随時更新する。

3 災害従事者用物資の確保体制の整備

災害応急対策に従事する職員の食料、飲料水、衣料、毛布等の確保についての備蓄・調達計画を作成し、災害発生時に迅速に対応できる体制を確保する。

4 人材の育成、確保

町は、防災体制の強化と合わせて、災害対応力の向上を図るため、職員への防災教育の充実に努めるとともに、災害時において迅速かつ的確な災害応急対策が行えるよう、防災訓練時における諸問題、町地域防災計画の改訂等を踏まえ、職員の防災マニュアルの習熟と改訂に努める。

また、町は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるとともに、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方をあらかじめ整えるように努める。

5 業務継続計画

町は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、災害時に業務が継続できるよう、次に掲げる特に重要な6要素等を定めた業務継続計画を策定する。

- (1) 町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- (2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の確保
- (3) 電気・水・食料等の確保
- (4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- (5) 重要な行政データのバックアップ
- (6) 非常時優先業務の整理

第2 防災関係機関等との連携体制の整備

町は、以下のように防災関係機関等との連携体制の整備を図る。

1 防災関係機関・民間団体等との連携体制

防災関係機関、防災上重要な施設の管理者、その他民間の災害応急対策組織との連携強化を図るとともに、磯城消防署、田原本町消防団との連携及び協力体制を強化する。

また、被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等の、民間事業者へ委託可能な災害対策に係る業務について、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結するとともに、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。

なお、町、国及び県は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

2 防災関係情報の共有化

災害発生時、防災関係機関が持つ被災・復旧情報、観測情報等を迅速かつ的確に収集する体制の整備を図るとともに、防災関係機関相互で情報の共有化を図る。

3 県現地災害対策本部との連携

災害の状況に応じ設置される県現地災害対策本部との連携、連絡体制の充実を図る。

4 広域的な応援体制の確立

災害時の広域的な防災協力体制の確立のため、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなど、実効性の確保に留意しつつ、災害時相互応援協定の締結を推進するほか、大火

災等に対処するため、消防組織法第39条の規定による隣接市町相互間の連携の強化を図る。

また、応援を受けた場合の執務場所、駐車場等についてあらかじめ計画を作成しておくものとし、必要な事務手続き等がスムーズに行えるよう、定期的に訓練を実施するなど、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務場所の確保を行う。

5 自衛隊との連携体制

大規模災害時に自衛隊との連携を円滑に行うため、平常時から連絡体制の強化や派遣の要請手続きの明確化など、自衛隊との連携体制の整備に努める。

6 緊急消防援助隊の受入体制の整備

大規模災害時における救出救助活動等をより効果的に実施するため、緊急消防援助隊との連携、受入体制の整備に努める。

7 広域緊急援助隊の受入体制の整備

大規模災害時における災害警備活動を円滑に実施するため、広域緊急援助隊との連携、受入体制の整備に努める。

第3 地域防災拠点の整備・充実

町は、災害発生時に的確な避難誘導等の応急対策活動が実施できるように、平時から防災活動の中心となりうる施設及び場所を防災拠点と位置づけ、防災拠点の機能充実を図るとともに、安全性の確保に努める。

1 災害対策本部設備の整備

(1) 本部室の耐災害性の確保

町は、災害対策本部の設置予定場所の耐震化を進めるとともに、設備、備品等の転倒・落下防止対策を講じる。

また、本部設置予定施設が被災した場合に備え、代替場所の確保・整備を行う。

(2) 本部設置資機材の整備

本部設置予定場所には、通信施設、情報収集設備、応急対策用地図、その他本部運営に必要な資機材を迅速に設営できるよう、耐災害性が確保された場所に保管する。

また、災害発生直後に情報交換が必要な防災関係機関・団体、田原本町消防団、自治会、自主防災組織等の代表者名簿等を平常時から一定の場所に保管し、災害発生時に速やかに活用できるようにする。

2 地域防災拠点の機能整備

町域における応援部隊の受入れ及び活動拠点、備蓄拠点、物資輸送拠点として、県の広域防災拠

点及び物資輸送拠点等と連携した地域防災拠点の整備に努める。

(1) 情報通信拠点の整備

町役場、駅、避難所等を災害時情報拠点として設定し、災害対策本部との連絡体制を強化するため、通信設備の充実に努める。

(2) 医療救護拠点

国保中央病院を医療救護拠点として位置づけ、災害時には医療機関相互の連絡調整を図るなど、町の医療・救護活動を統括する上での必要な整備を図る。

(3) 応援部隊の受入れ及び活動拠点

自衛隊をはじめとする応援部隊を受入れるため、史跡公園、道の駅等を後方活動拠点として位置づけ、連絡機能の整備を図る。

(4) 備蓄拠点

救助物資の備蓄は、指定避難所等に計画的に行うものとし、備蓄体制の確立に努める。

(5) 物資輸送拠点

緊急輸送道路の指定状況や県の広域防災拠点及び物資輸送拠点の位置を勘案し、救助物資の集出荷を行う輸送拠点として史跡公園や道の駅等を指定し、仮設の防災倉庫の設置等必要な措置を講じる。ただし、史跡公園での設置場所についてはあらかじめ指定された場所とする。

また、物資輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

(6) ボランティア拠点

災害時にボランティア活動が円滑に実施されるよう、町社会福祉協議会をボランティア拠点として位置づけ、災害時には災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアに関する情報提供や相談、登録等を行うボランティア活動を支援する体制の整備に努める。

(7) 緊急避難拠点

大規模な災害に備え、一時的に多くの住民が避難できる延焼の危険性が少ないオープンスペースを有する史跡公園や道の駅等を災害時の緊急避難的な避難場所として活用できるよう、災害対策本部及び各避難所と連動した情報の収集機能を有するものとして整備する。

3 防災機能の充実

指定避難所、公園等への耐震性貯水槽整備手法の研究や、耐震性防火水槽の整備に努めるとともに、防災用資機材の整備、非常用食料等の備蓄など、防災機能の充実を図る。

第4 防災用資機材等の確保

町は、応急対策及び応急復旧を、迅速かつ的確に実施するため、必要な人材、装備、資機材等の確保、整備に努める。

1 人材、装備、資機材の確保

防災用資機材等の充実に努めるとともに、関係団体等との協定締結を推進し、災害発生時における技術者や資機材等の確保に努める。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料

の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。

また、被害の状況に応じて消毒を行うため、必要な防疫用薬剤等の確保に努める。

2 資機材の点検

災害応急対策に万全を期するため、保有する車両、水防資材、救助用資機材等の定期的な点検・整備、補充交換を行う。

3 データの保全

地籍、権利関係書類並びに測量図、構造図等の復旧に必要な各種データを整備、保管する。特に、データ及びコンピューターシステムのバックアップ体制に万全を期する。

第5 防災に関する調査研究の推進

町は、災害の未然防止と被害の軽減を図り、総合的かつ計画的な防災対策を推進するため、災害要因及び被害想定の調査研究を実施するとともに、円滑な災害復興が行えるよう、まちづくりの研究を推進する。

1 被害想定 of 調査研究

災害の未然防止と被害の軽減を図り、総合的かつ計画的な防災対策を推進するため、災害要因、被害想定、防災体制等について調査研究を継続的に実施する。

2 災害復興のまちづくりの研究

地震災害や大規模市街地火災によって、木造密集市街地が壊滅的な被害を受けた場合、被災後の市街地の復興（新しいまちづくり）が円滑に進められるよう、あらかじめ木造密集市街地の整備のあり方、整備手法、土地利用計画などについて住民の意見を聴取しながら検討が進められる体制づくりに努める。

【本節に関する資料】

資料編 3-4-2 災害時相互応援協定一覧表

資料編 3-4-3 消防相互応援協定一覧表

第2節 情報収集伝達体制の整備

町は、災害発生時に、被害情報を迅速に収集するとともに、相互の情報連絡が円滑に行われるよう、平常時から、通信施設等の整備拡充など、情報収集伝達体制の確立に努めるとともに、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

また、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め、常に伝達できるよう、体制及び施設の整備に努める。

また、災害の未然防止と被害の軽減を図るため、気象予警報の伝達体制の整備に努める。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 情報収集伝達体制の強化	防災課	
第2 通信手段の整備	防災課	奈良県広域消防組合、 西日本電信電話株式会社
第3 災害広報体制の整備	防災課	
第4 災害情報共有化の推進	防災課	

第1 情報収集伝達体制の強化

町は、災害発生時間にかかわらず、災害応急活動が迅速かつ的確に実施できる情報収集伝達体制の整備を図る。

1 勤務時間内の情報の収集及び伝達

県から伝達される防災情報を町が受理し、必要な情報は庁内放送等によって職員に伝達するとともに、町教育委員会、田原本町消防団幹部、町社会福祉協議会、自治会長に電話等で伝達し、町教育委員会は学校へ、自治会長は住民に伝達できる体制を整備する。

2 勤務時間外の情報の収集及び伝達

県から伝達される防災情報を町が受理し、必要な情報は関係各課及び機関へ伝達できる体制を整備する。

3 住民等からの情報収集体制の確立

災害時の被害情報は、自治会、自主防災組織等を通じて速やかに町に通報するよう住民に周知する。

4 職員参集時の情報収集

職員は参集途上における被害状況の把握に努めるよう周知徹底する。

5 非常通信体制の充実強化

電波法第74条第1項に規定する通信及びその他非常時において用いられる必要な通信（以下「非常通信」という。）の円滑な運用を図るため、防災関係機関相互の協力による非常通信体制の整備、充実に努める。

また、災害時の非常通信の円滑かつ効率的な運用を図るため、各機関相互の協力による通信訓練を実施し、平時より非常通信の習熟に努める。

第2 通信手段の整備

町は、災害発生時の情報体制を確保するため、平常時から、通信手段の整備を図るとともに、保守管理の徹底を行う。

1 通信系の確保

町は、災害に関する情報連絡等について、有線電話等の機能を常時維持するため、保守管理を徹底し整備を行うとともに、災害に備え機器の転倒防止、自家用発動発電機等の予備電源の確保を図る。

また、西日本電信電話株式会社に対し、あらかじめ指定した加入電話を災害時優先電話として申し出て協議し、災害時において必要な有線電話を確保する。

さらに、自治会有線放送についても各自治会に対し、整備の働きかけを積極的に行う。

2 通信手段の多様化

町は、携帯電話、衛星通信、防災配信メール等の連絡手段の整備充実を図り、非常時の職員への連絡体制の強化に努めるとともに、情報収集の能力の向上を図る。

3 防災行政無線等の利活用

(1) 町は、災害時における情報の収集、連絡活動を迅速かつ的確に行うために、災害時に必要な情報を住民に伝達する手段として、デジタルMC A同報通信システムや全国瞬時警報システム（J - A L E R T）などの防災行政無線を利活用する。

(2) 多重無線通信システム

有線途絶時の情報連絡及び災害現場からのファクシミリ、静止画像等を通信するため、多重無線通信システムの整備を検討する。

(3) 無線従事者の養成

防災行政無線局等の運用を円滑に実施するため、無線従事者を養成し、その適正配置に努める。

4 消防無線の整備充実

奈良県広域消防組合は、災害時における情報の収集・連絡活動を迅速かつ的確に行うため、消防無線の整備充実を努める。

5 災害時のWi-Fiの活用

災害時にWi-Fiが認証手続きなしで使用できるよう解除の手順については、災害対策本部の本部長（町長）が必要と認めたときに、Wi-Fi解除の連絡を通信事業者に行う。

解除レベルの判断基準としては、「災害対策本部が設置され、本部長が必要と認めたとき」とする。また、周知方法については、避難者等に、掲示、放送等による周知を行う。

第3 災害広報体制の整備

1 住民への情報提供体制

町は、報道機関を通じた情報提供、デジタルMC A同報通信システム及び広報車や自治会有線放送による広報等の体制を確立するとともに、町ホームページ等により情報を提供する。

また、住民への防災情報伝達手段として、デジタルMC A同報通信システム及び携帯電話事業者が提供する緊急速報メールにより、自然災害の情報や避難情報などを放送・配信するとともに、避難所となる学校等への電話、ファクシミリ等の通信手段の整備及び要配慮者にも配慮した、多様できめ細かな広報手段の確保に努める。

2 住民への広報手段の周知

- (1) 災害時は、デジタルMC A同報通信システム、広報車、自治会有線放送、テレビ、ラジオ、町ホームページ、SNS等で情報の入手に努めるよう周知徹底を図る。
- (2) 平常時から災害時情報拠点（町役場、駅、避難所等）を住民に周知するとともに、災害情報、生活関連情報などを掲示板等で広報する体制の整備に努める。

3 災害時の広聴体制の整備

町は、住民等から寄せられる被害情報や災害応急対策状況に関する問い合わせ、要望、意見等に対して適切に対応できるよう、電話やファクシミリ、相談窓口の設置などの広聴体制の整備に努める。

4 Lアラート

町は、災害発生時の情報伝達手段として、Lアラート等の普及に向けて、県及び他市町村との検討を進める。

第4 災害情報共有化の推進

町は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努める。

また、平常時のみならず災害時においても、情報を各部で共有することによって、災害応急対策を迅速かつ的確に実施できるよう、地図情報システムを利用した災害情報システム構築の推進を検討する。

【本節に関する資料】

資料編 3-2-3 田原本町デジタルMCA同報通信システム管理運用要綱

第3節 消防・救助・救急体制の整備

町及び奈良県広域消防組合は、火災の発生を防止するとともに、地震等に伴う大規模市街地火災に対し、延焼の拡大を防止するため、出火防止と初期消火の徹底、事業所をはじめとする防火管理体制の強化を図り、あわせて地域住民に対し消火器や地震発生時の火気の取り扱い等の啓発活動の推進と自主防災組織の育成に努める。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 消防力の充実	防災課	奈良県広域消防組合、田原本町消防団
第2 水防活動体制の整備	防災課	奈良県広域消防組合、田原本町消防団
第3 救急・救助体制の充実	防災課	奈良県広域消防組合

第1 消防力の充実

町と奈良県広域消防組合は、大規模火災などに備えて、消防力の充実に努める。

1 消防施設の充実

「消防力の整備指針」（平成12年1月20日 消防庁告示第1号）に基づき、消防車両などの消防施設情報を活用した情報収集体制、通信機能の強化を図るための消防設備など、総合的消防力の増強充実に努める。

(1) 消防機動力の増強

情報収集伝達能力の強化のための通信設備、消防車両等の資機材の整備に努める。

(2) 消防ポンプ自動車等の整備

田原本町消防団の施設・設備の充実に努めるとともに、地域住民が発災直後において、円滑に初期消火を行うための、消防ポンプ自動車等の消防設備の整備に努める。

2 消防水利の整備

災害時の消火栓の使用不能、防火水槽の破損等に対処するため、耐震性防火水槽等の計画的な設置・拡充を進めるとともに、プールや河川、ため池等の利用を含め、地域の実情に応じた消防水利の多様化を推進し、消防水利の確保を図る。

また、「消防水利の基準」（昭和39年12月10日 消防庁告示第7号）に基づき、消火栓を配置する。

3 活動体制の整備

迅速かつ的確な消防活動を実施するための初動体制、情報収集体制、通信運用体制、火災防衛体

制、救助・救急体制、後方支援体制等の整備に努める。

4 消防団の活性化

地域に密着した田原本町消防団の活動能力の向上を図るため、組織の活性化に努める。

(1) 体制整備

若手リーダーの育成、青年層・女性層等の消防団活動への積極的な参加の促進、事業所の従業員に対する入団促進などによって、組織の強化に努める。

(2) 消防施設・装備の強化

消防団詰め所やポンプ器具庫の耐震化、消防車両・小型動力ポンプ・車載無線等の資機材の充実強化を図る。

(3) 田原本町消防団員の教育訓練

田原本町消防団員の防災に関する知識の高度化及び技能の向上を図るために教育訓練を実施する。

第2 水防活動体制の整備

町は、水防活動の円滑な実施を図るため、水防活動要員の育成を行うとともに、訓練等の実施を通じ水防活動体制の整備に努める。

1 水防協力団体、水防活動要員の育成

水防管理団体は、次に掲げるような業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人、その他これに準ずるものとして国土交通省で定める団体を申請により水防協力団体として指定することができる。

- (1) 水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力
- (2) 水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供
- (3) 水防に関する情報又は資料の収集、提供
- (4) 水防に関する調査研究
- (5) 水防に関する知識の普及、啓発

2 水防訓練、避難訓練の実施

町は、毎年1回以上なるべく出水期前に、田原本町消防団、奈良県広域消防組合及び水防協力団体と協力して水防訓練を実施し、水防技術の向上を図る。

また、洪水ハザードマップを活用し、安全な避難ルートの確認等、自主防災組織などの避難訓練の充実を図る。

第3 救急・救助体制の充実

- 1 奈良県広域消防組合は、救急隊員の専任率の向上を図るとともに、救急の高度化を図るため、高規格救急自動車の整備拡充及び救急救命士の活用に努める。
- 2 奈良県広域消防組合は、災害時に救急隊員が救護所等において負傷者のトリアージ（負傷者の程

度別判別)が適切に実施されるよう研修の実施に努める。

- 3 町は、奈良県広域消防組合と連携し、住民に対して心肺蘇生法などの応急手当に関する知識・技能の普及を推進する。
- 4 町は、奈良県広域消防組合と連携し、地域住民が地域レベルでの防災活動の用に供するため、エンジンカッター、チェーンソー、ジャッキその他救助活動に必要な資機材の整備を促進する。
- 5 町は、奈良県広域消防組合と連携し、自らが保有する救助用資機材だけでは不足する場合に備えて、民間団体の重機等の提供が受けられるよう協力体制の整備に努める。
- 6 町及び県は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておく。

【本節に関する資料】

資料編 2-3-1 消防力の現況

資料編 2-3-2 消防水利の現況

資料編 2-3-3 田原本町消防団の現況

第4節 災害時医療体制の整備

町は、災害時に迅速かつ的確な医療が行えるよう、県及び医療関係機関と連携しながら、医療情報の収集伝達体制、医療救護班の整備、災害医療の拠点の確保、医薬品の確保等を図り、災害時の医療体制を整備する。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 初期医療体制の整備	健康福祉課	国保中央病院、中和保健所、田原本町医師会
第2 後方医療体制の充実	健康福祉課	国保中央病院、中和保健所、田原本町医師会
第3 医療品等の確保	健康福祉課	国保中央病院、中和保健所、田原本町医師会
第4 患者等搬送体制の確立	健康福祉課	奈良県広域消防組合
第5 災害医療に関する普及啓発	健康福祉課	奈良県広域消防組合

第1 初期医療体制の整備

町は、町内の医療機関と協力し、災害時に通常の医療体制では対応できない多数の患者が発生した場合や、医療機関の被害によって被災地域に医療の空白が生じた場合に、適切な医療が実施できるよう、現地医療体制を平常時から整備する。

1 災害医療情報の収集伝達体制の整備

災害発生直後において初動医療救護活動を円滑に実施するために、迅速かつ的確な情報の収集伝達ができる通信手段や情報収集システムの整備に努める。

2 国保中央病院、田原本町医師会との協力体制の確立

町は、町域における災害医療の拠点となる国保中央病院等医療機関の整備を図り、多数の傷病者の収容力を確保するとともに、一時に多数の傷病者が発生したり、交通が混乱して患者の搬送ができない場合に対応するため、国保中央病院、田原本町医師会等と常に協力体制を形成しておくなど、確実な現地医療体制を整備する。

また、県及び医療関係機関に対して医療救護班の派遣を要請した場合において、円滑な受入れ及び救護所への配置調整が行える体制と窓口を整備する。

3 医療救護班の整備

国保中央病院、田原本町医師会等の協力を得て、医療救護班の編成数や構成、派遣基準や派遣方法等について計画の作成を推進する。

4 医療救護所設置予定施設の整備

災害発生直後から主に軽症患者に対する医療や被災者等の健康管理が行えるよう、指定避難所となる小中学校や高等学校など医療救護所設置予定施設を調査・検討し、住民へ周知する。

なお、医療機関を指定する場合は、開設者と調整するものとし、必要に応じ、自家発電設備等の整備を図る。

第2 後方医療体制の充実

県は、各保険医療圏において、中心的役割を担う地域災害拠点病院を指定している。

災害拠点病院は、災害による重篤患者の救命医療等、高度の診療機能を有し、被災地からの患者受入れ、広域医療搬送に係る対応、自己完結型の災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣等の機能を有する医療機関である。

町は、災害時における医療スタッフの受入れ及び医療資器材等の応援要請がスムーズに進み、協力病院をはじめ、田原本町医師会等との連携した医療活動が実施できるよう、平常時から地域の実情に応じた医療体制づくりを推進する。

また、県指定の地域災害拠点病院である済生会中和病院（東和保健医療圏）を中心に、多数の傷病者発生に対応できるよう、県の調整のもと、協力病院の拡充を推進する。

災害拠点病院

区分	災害拠点病院名
基幹災害拠点病院	県立医科大学付属病院
地域災害拠点病院（二次医療圏：東和保健医療圏）	済生会中和病院

第3 医療品等の確保

町は、医療関係機関及び関連業者の協力を得て、医療用資器材、医薬品等の確保体制を整備する。

1 医療用資器材の確保体制の整備

災害の発生後、緊急に必要な医療用資器材等について、備蓄を推進する。

また、田原本町医師会や関連業者との協力によって医療用資器材の調達体制の整備を図る。

2 医薬品等の確保供給体制の整備

国保中央病院を中心に医療品等の備蓄を推進するとともに、平常時から奈良県薬剤師会や関連業者との協力体制の整備に努める。

また、備蓄のあり方についての検討を進める。

第4 患者等搬送体制の確立

1 患者搬送

町は、県と連携し、特定の医療機関へ患者が集中しないよう、広域災害・救急医療情報システムの受入可能病床情報等に基づく適切な搬送体制を確立する。

また、ヘリコプターの活用を含めた適切な搬送体制を確立する。

2 医療救護班の搬送

医療救護班の搬送は、原則として各医療機関が所有する緊急車両又は町の公用車等を活用して行う。

3 医薬品等物資の搬送

医薬品等の受入れ及び救護所等への配送供給体制を確立する。

第5 災害医療に関する普及啓発

町及び奈良県広域消防組合は、住民に対する救急蘇生法、止血法、骨折の手当法、トリアージ（負傷者の程度別判別）の意義、メンタルヘルス等災害時の医療的措置等についての普及啓発に努める。

【本節に関する資料】

資料編 3-5-1 医療機関一覧表

第5節 緊急輸送体制の整備

町は、災害発生時に救助・救急、医療、消火及び緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の整備に努める。

また、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努める。この際、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努める。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 陸上輸送体制の整備	防災課、まちづくり建設課	中和土木事務所、県公安委員会、奈良県広域消防組合
第2 航空輸送体制の整備	防災課	奈良県広域消防組合
第3 交通混乱の防止対策	まちづくり建設課	天理警察署

第1 陸上輸送体制の整備

町は、災害応急活動を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送道路の選定や効率的な陸上輸送を行うための事前対応に努める。

1 緊急輸送道路ネットワークの区分

緊急輸送道路については、防災拠点としての重要度、道路啓開（道路の障害物を除いて通行できるようにすること。）といった災害後の復旧活動を考慮して次の3つに区分されている。

(1) 第1次緊急輸送道路

ア 他府県と連絡する広域幹線道路（高規格幹線道路、一般道路）

イ 災害発生時においてすべての防災拠点を管理すべき県庁所在地、生活圏中心都市等の災害管理対策拠点を相互に連絡する道路

(2) 第2次緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路と災害発生直後において必要とされる防災拠点（町役場等の災害管理対策拠点、輸送拠点、ライフライン拠点、救助活動拠点）を連絡する道路

(3) 第3次緊急輸送道路

第1次及び第2次緊急輸送道路と防災拠点を連絡する道路

2 緊急輸送道路の選定

(1) 県選定の緊急輸送道路

県が選定している町に係る緊急輸送道路は、資料編に示すとおりである。

(2) 町の緊急輸送道路の選定

防災関係機関と協議のうえ、県選定の緊急輸送道路と町内の防災拠点等を連絡する道路を町の緊急輸送道路として選定・整備に努める。

3 緊急輸送道路の周知

緊急輸送道路については、住民、事業所等への周知徹底を図る。

4 緊急通行車両の事前届出

町は、災害時において迅速かつ円滑な輸送を図るため、緊急通行車両の事前届出制度を活用し、緊急通行車両として使用される町有車両について県公安委員会に事前に届出をするとともに、防災関係機関への周知を図る。

5 備品等の整備

通行禁止等を示す看板、カラーコーンなど必要な備品の整備に努める。

6 道路障害物除去対策の検討

- (1) 障害物を除去する道路の優先順位及び障害物除去方法の検討を推進する。
- (2) 防災関係機関や道路管理者と、災害時のための対処方法の協議に努める。
- (3) 建設用重機を所有する民間団体や業者等との協定締結を推進するなど、災害時の協力体制の確立に努める。

第2 航空輸送体制の整備

町は、県等の防災関係機関の協力による災害時の救助・救護活動、緊急物資の輸送等に、ヘリコプターの機動性を生かした応急活動を円滑に実施するため、災害時用臨時ヘリポートの整備に努めるとともに、新規の災害活動用緊急ヘリポートについて、着陸適地であるか調査を行い、その拡充を図る。

また、地域の実情を踏まえ、消防防災ヘリ、自衛隊ヘリ、警察ヘリ、ドクターヘリなど災害時のヘリコプターの利用についてあらかじめ協議する。

第3 交通混乱の防止対策

1 災害時の応急点検体制の整備

町は、平常時から緊急輸送道路の安全性を十分に確認するとともに、災害時の通行支障に関する情報収集体制や応急点検体制の整備に努める。

2 災害時避難のあり方の周知徹底

町は、災害時の避難にあたって、車両を使用してはならない旨を広報等によって周知徹底に努める。

3 交通規制・管制体制の整備

町は、交通安全施設の整備など県公安委員会及び天理警察署が行う交通規制・管制体制の整備に

協力する。

【本節に関する資料】

資料編 3-6-1 緊急輸送道路

資料編 3-6-3 災害時用臨時ヘリポート一覧表

第6節 避難体制の確立

町、県及びその他防災関係機関は、住民への「自らの命は自らが守る」意識の徹底と、正しい避難行動の周知に努めるとともに、災害から住民を安全に避難させるため、避難路、避難場所を選定し、住民に周知するなどの体制の整備に努め、日頃から適切な避難計画の整備、避難対策の推進を図る。その際、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 避難場所及び避難路の選定等	総務課、防災課、まちづくり建設課	
第2 避難誘導體制の整備	総務課、健康福祉課、長寿介護課、保険医療課	磯城消防署、田原本町消防団
第3 防災上重要な施設における計画	教育総務課、健康福祉課、長寿介護課、こども未来課	

第1 避難場所及び避難路の選定等

町は、災害が発生した場合に住民の生命、身体を保護するため、次により指定緊急避難場所・避難路を選定し、日頃から住民への周知徹底に努める。

1 避難の定義

本計画では、「避難」を「安全確保行動」と定義づけ、「災害から生命、身体を守る危険回避行動」と「自宅を離れて一定期間仮の生活をおくる行動」の2つに分類する。

本節でいう「避難」は「災害から生命、身体を守る危険回避行動」を意味するものである。

2 指定緊急避難場所、指定避難所の区分

町では、避難所及び避難場所を緊急避難のための指定緊急避難場所、収容避難のための指定避難所、要配慮者の避難する福祉避難所に区分する。

町では、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねている。

避難所区分	概要
指定緊急避難場所	切迫した災害の危険から逃れるための場所又は施設 (最寄りの公園、広場等で原則として給食等を行わない。)
指定避難所	一定期間滞在して避難生活をする施設 (避難者を収容するための施設であって、容易に給食、物資を搬送できる場所で、30人以上収容することができる建物とする。)

3 避難路の選定基準

町は、次の事項に留意して避難路を選定し、日頃から住民への周知徹底に努める。

- (1) 避難路となる道路、橋梁等、道路施設自体の安全性について十分検討し、必要ならば適切な措置を講じる。
- (2) 原則として指定緊急避難場所又はこれに準ずる安全な場所に通じる道路とする。
- (3) 避難路は、道路沿いに火災、爆発等の危険性の大きい工場等がない道路とする。
- (4) 浸水等の危険のない道路とする。
- (5) 主要道路、鉄道、河川等を横断して避難することをできるだけ避ける。

4 指定緊急避難場所の指定

(1) 指定基準等

町長は、災害時における緊急の避難場所として、次の基準に適合する施設又は場所を、災害の種類ごとに指定する。なお、指定の際には災害の種類ごとにより避難に適した施設又は場所を指定緊急避難場所に指定するよう努める。

指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておく。

ア 災害の種類

- (ア) 洪水
- (イ) 地震
- (ウ) 大規模な火災
- (エ) 内水氾濫・外水氾濫による浸水

イ 指定基準

- (ア) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において居住者、滞在者その他のもの（以下「居住者等」という。）等に開放されること。
- (イ) 災害が発生した場合において、人命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域（以下「安全区域」という。）内にあるものであること。ただし、下記（エ）、（オ）に適合する施設については、この限りでない。
- (ウ) 居住者等の受入れの用に供すべき屋上その他の部分（安全区域外にある場合は、当該部分及び当該部分までの避難上有効な階段その他の経路）について、物品の設置又は地震による落下、転倒若しくはその他の事由により避難上の支障を生じさせないものであること。
- (エ) 災害により生ずる水圧、震動、衝撃その他の予想される事由により当該施設に作用する力によって損壊、転倒、滑動又は沈下その他構造耐力上支障のある事態を生じない構造のものであること。
- (オ) 洪水等が発生し、又は発生するおそれがある場合に使用される施設にあっては、想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等の受入れの用に供すべき屋上その他の部分が配置され、かつ、当該居住者受入用部分までの避難上有効な階段その他の経路があること。

(2) 指定にあたっての注意事項

町長は、指定緊急避難場所を指定しようとするときは、当該指定緊急避難場所の管理者（町有施設を除く。）の同意を得なければならない。

(3) 県への通知

町長は、指定緊急避難場所を指定したときは、その旨を、知事に通知するとともに公示しなければならない。

(4) 指定の取消

町長は、当該指定緊急避難場所が廃止され、又は基準に適合しなくなったと認めるときは、指定を取り消すものとする。その際、その旨を、知事に通知するとともに、公示しなければならない。

(5) 留意事項

指定緊急避難場所から指定避難所への円滑な移動を図るため、普段から住民等に対して制度の趣旨と指定緊急避難場所等の所在地情報の周知徹底を行うようにする。その際、災害の種類に適合した指定緊急避難場所へ避難すべきことの周知に努める。

5 指定緊急避難場所及び避難路の整備

町は、指定緊急避難場所及び避難路について、自ら、若しくはその管理者（設置者）と十分調整を図り、次のとおり整備に努める。

- (1) 指定緊急避難場所に指定されている施設等の耐震性の確保
- (2) 高齢者や障害者等に配慮した指定緊急避難場所への避難誘導標識等の整備
- (3) 幅員や明るさなど避難路における通行の安全性の確保
- (4) 近隣居住者等を加えた指定緊急避難場所の鍵の分散管理
- (5) 指定緊急避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担うなどの避難活動の促進
- (6) 誘導標識の設置の際は日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用し避難所の災害種別を明示

6 指定緊急避難場所の公表

町は指定緊急避難場所の安全性や整備状況について把握し、最新の情報を住民に公表する。

第2 避難誘導體制の整備

町は、災害発生時に、安全かつ円滑に避難させるための体制を整備する。

1 避難指示等の具体的な発令基準の策定及び体制の構築

発災時に、迅速かつ的確な避難指示等の発令が行えるよう、避難指示等に係る具体的な発令基準を策定する。河川の水位や気象情報を使用した具的な基準を策定する。また、指示等を有効なものとするため、発令する対象地域を適切に設定するよう留意する。策定にあたっては、「避難情報に関するガイドライン、（令和3年5月 内閣府（防災担当））」等を参考にする。

なお、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な

避難行動の喚起に努める。

また、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割分担を明確にするタイムラインを作成するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

さらに、避難指示についてはそれらの解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

また、避難指示の発令の際には、避難所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するものとする。

風水害による被害を軽減するためには、近年の気象・水象予測精度の高度化を踏まえ、事前に住民の避難誘導を行うなどの種々の措置を的確に行うことが重要である。特に、【警戒レベル3】高齢者等避難の発令により、高齢者や障害者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するなど、町があらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行う。

2 住民への情報伝達手段の確保

発災時には通信施設の被災等により、想定していた情報提供手段が利用できないおそれがあることから、確実に住民に情報が伝達できるよう、下記に挙げるような可能な限り多様な情報伝達手段を適切に組み合わせた周知に努める。

その際は、要配慮者等の特性等に応じた適切な配慮を行うとともに、行政、防災関係機関、福祉機関等で、連携を行うことが必要である事に留意する。

- (1) 防災行政無線の屋外スピーカー
- (2) 広報車による呼びかけ
- (3) インターネットやSNS
- (4) 緊急速報メール、安心安全メール
- (5) ファクシミリ 等
- (6) IP通信網、テレビ網 等

3 住民への周知及び啓発

(1) 災害リスク等の開示

円滑な避難が行われるよう住民に対し、広報紙、掲示板、パンフレット等により、地域の指定避難所や避難路、避難指示等の発令基準などを周知する。

あわせて、町は、住民が自らの地域の災害リスクに向き合い、被害軽減の取組を行う契機となるよう分かりやすい災害リスクの開示に努める。

また、建物の特性や位置、災害の種別等によって有効な避難行動の方法は異なることへの理解が深まるよう、周知に努める。

(2) ハザードマップの内容の理解促進

町は、洪水ハザードマップ、震度被害マップ及び液状化被害マップ等のハザードマップを作成

し、洪水浸水想定区域、早期の立退き避難が必要な区域の明示など、地域の危険性についても周知する。その際、ハザードマップは安全な場所を示す「安全マップ」ではないことを理解してもらうとともに、ハザードマップの内容が正しく住民に伝わり、避難に対する意識の向上や訓練の実施等につながるようにする。

また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

(3) 迅速かつ適切な避難行動等の促進

ア 町は、災害時の迅速な住民避難につながるよう、災害に関する情報を自らが積極的に収集して早めに避難することの重要性や、雨の際は川や田畑、用水路等に近づかないことを住民に対し啓発するようにする。

イ ひとりで2階に上がれない・玄関を出られない避難行動要支援者については、親族や近隣住民等の助けが必要であるため、一人ひとりに合った避難行動のあり方を定めるよう、町や自治会等が連携して取り組む。

ウ 「避難」は必ずしも指定避難所等へ行くことを指すものではなく、場合によっては指定避難所等へ行くことがかえって危険となる場合もあることに留意する。町は、これを適切に住民へ周知するとともに、近隣のより安全な建物等への緊急的避難や、屋内でもより安全な場所へ移動する安全確保措置も有効であることを平時から周知するよう努める。

エ 町は、避難指示等を発令したが、被害が生じなかった場合にも、その理由、状況等を住民に周知する。

オ 指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

(4) 生活再建に向けた事前の備え

町は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの早期な立退き避難を求めるとともに、水・食料の備蓄、ライフライン途絶時の対策、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えについて普及啓発を図る。

4 避難計画の策定

災害時において安全かつ迅速な避難、誘導を行うことができるよう、あらかじめ次の事項を内容とした避難計画を策定する。

- (1) 【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】避難指示、【警戒レベル5】緊急安全確保を発令する基準及び伝達方法
- (2) 避難指示等の発令区域・タイミング
- (3) 水害、複数河川の氾濫など、複合的な災害の発生

- (4) 指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- (5) 指定避難所への経路及び誘導方法
- (6) 指定避難所の整備に関する事項
- (7) 避難準備及び携帯品の制限等
- (8) その他必要な事項

5 要配慮者避難誘導體制の整備

- (1) 民生児童委員等と協力のうえ、本人の意思及びプライバシーの保護に十分留意しながら要配慮高齢者、障害者等の所在等の把握に努める。
- (2) 要配慮高齢者、障害者等の避難が円滑になされるよう、自治会、自主防災組織等の協力が得られる体制づくりを推進する。
- (3) 言葉の不自由な外国人に対しては、あらかじめ外国語による避難等に関するパンフレットを作成・配布するよう努める。
- (4) 防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者、障害者等の避難行動に対する理解の促進を図る。

第3 防災上重要な施設における計画

防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、避難訓練を行い、避難の万全を期する。特に、洪水浸水想定区域等内における避難確保計画の策定が義務づけられており（平成29年6月法改正）、該当施設の管理者や管轄市町村は、適切に避難確保計画の策定がなされるよう留意する。

1 学校等

学校等においては、それぞれの地域の特性を考慮したうえで、園児・児童・生徒の身体及び生命の安全を確保するため、次の事項に留意して避難計画を策定する。

- (1) 避難場所及び避難経路
- (2) 避難誘導及びその指示伝達の方法
- (3) 避難場所の選定、収容施設の確保
- (4) 避難後の教育、保健、衛生、給食等の実施方法

2 病院

病院においては、患者等を他の医療機関又は安全な場所へ集団で避難させるため、次の事項に留意して避難計画を策定する。

- (1) 避難場所及び避難経路
- (2) 避難誘導及びその指示伝達の方法
- (3) 避難場所の選定、収容施設の確保及び移送方法
- (4) 避難後の治療、保健、衛生、給食等の実施方法

3 社会福祉施設等

社会福祉施設等においては、それぞれの地域の特性等を考慮したうえで、次の事項に留意して避難計画を策定する。

- (1) 避難場所及び避難経路
- (2) 避難誘導及びその指示伝達の方法
- (3) 避難場所の選定、収容施設の確保及び移送方法
- (4) 避難後の保健、衛生、給食等の実施方法

第4 住民自らが取り組むべきこと

住民は、自主防災組織を結成し、住民主体の避難訓練の実施や避難経路作成等により、地域全体の防災意識を向上させ、災害発生時の安全・確実な避難行動や住民間のお互いの避難の声かけを実現し、地域の避難体制の強化を図る。町は、住民の防災活動を全面的に推進、支援、協力を行う。県は町に対し必要な支援、助言を行う。

第7節 避難運営体制の整備

町は、避難所を指定するとともに、日頃から地域住民と協力して避難所運営訓練を実施するなど、災害発生時に円滑な避難所運営ができるよう努める。

また、在宅被災者等についても必要な情報や物資を確実に受け取れるよう、その支援体制の整備に努めるとともに、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスや帰宅困難者等について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 避難所の選定等	防災課	
第2 避難所の運営管理体制の整備	防災課、教育総務課	
第3 在宅被災者等への支援体制の整備	防災課、教育総務課	

第1 避難所の選定等

町長は、災害が発生した場合に住民の生命、身体を保護するため、次により避難所を指定し、日頃から住民への周知徹底に努める。

1 定義

本計画では、「避難」を「安全確保行動」と定義づけ、「災害から生命、身体を守る危険回避行動」と「自宅を離れて一定期間仮の生活をおくる行動」の2つに分類しており、本節でいう「避難」は「自宅を離れて一定期間仮の生活をおくる行動」を意味するものである。

2 指定避難所の指定基準

町は、次の事項に留意して避難所を指定し、日頃から住民への周知徹底に努める。

- (1) 避難のための立退きを行った居住者等又は被災者（以下「被災者等」という。）を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。
- (2) 速やかに、被災者等を受入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。
- (3) 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。
- (4) 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。
- (5) 主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確

保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制、その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について基準に適合するものであること。

3 避難所の指定

(1) 指定にあたっての注意事項

町長は、避難所を指定しようとするときは、当該指定避難所の管理者（町有施設を除く。）の同意を得なければならない。

(2) 県への通知

町長は、避難所を指定したときは、その旨を知事に通知するとともに、公示しなければならない。

(3) 指定の取消

町長は、指定避難所が廃止され、又は基準に適合しなくなると認めるときは、指定を取り消すものとする。その際、その旨を、知事に通知するとともに、公示しなければならない。

(4) 住民への周知

町長は、広報紙、掲示板、パンフレット等により、指定避難所の場所を周知するとともに、避難所の安全性や整備状況について把握し、毎年公表する。

4 多様な施設の利用

町は、防災関係機関との連携を図り、多様な施設の利用について検討する。

(1) 県有施設の利用

県と連携のもと、指定避難所の不足に備えて県有施設の指定を検討する。

(2) 民間施設の利用

指定した避難所では避難者に対して収容人数が不足する場合に備えて、寺院、自治会館等の民間施設の利用についても検討する。

(3) 隣接市町等における受入体制の検討

避難所の不足や災害の想定等により必要に応じて、隣接市町等との間で災害発生時における避難者の受入れや指定緊急避難場所の設置等に関する検討を事前に行う。

(4) その他の施設の利用

国の施設や個人の住宅も指定避難所の対象として検討する。

指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるように努める。

5 避難所の整備

町は、避難施設について、自ら、若しくはその管理者（設置者）と十分調整を図り、次のとおり施設・設備の整備に努める。

(1) トイレのバリアフリー化等

要配慮者をはじめ誰もが健康を維持できる環境で避難生活を送れるよう、当該指定避難所におけるトイレのバリアフリー化等の整備を図る。

(2) 避難所に指定されている施設等の耐震性の強化

避難所として指定する施設は、耐震性、耐火性の確保に加え、非構造部材についても耐震対策を図るとともに、耐震性がない、または耐震性が明らかでない施設については、代替施設を検討する。

(3) 設備の充実による避難施設としての機能強化

避難所として指定する施設は、次のような設備の充実を図り、避難施設としての機能強化を推進するとともに、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。

- ア 非常用電源、自家発電機
- イ 衛星携帯電話等複数の通信手段
- ウ 換気や空調、照明設備
- エ 食料、飲料水、生活用品
- オ マスクや手指消毒液、体温計（非接触型）、ゾーニング用テープ、パーテーション（感染症流行時等）、衛生用品（石けん、アルコール等消毒液、ビニール手袋、ペーパータオル等）
- カ 暖房器具
- キ マッチ、プロパンガス、固形燃料等の燃料
- ク 簡易トイレ
- ケ パーテーション 等
- コ スロープ、多目的トイレ等、要配慮者等をはじめ誰にでも対応できるバリアフリー化された衛生設備

(4) 要配慮者や女性等に配慮した避難施設・設備の整備

要配慮者や女性等の利用を考慮し、次のような設備、備蓄品等の整備に努める。

なお、特に外国人などで、宗教上あるいは嗜好上の理由で食べられないもの、食べることを好まないものがある場合を想定し、備蓄する食料に配慮する。

- ア 紙おむつ等の介護用品
- イ 口腔ケア用品（歯ブラシ、歯磨剤等）
- ウ 高齢者や食物アレルギーを持つ人に対応した食事
- エ 生理用品
- オ 粉・液体ミルク、おむつ等の乳幼児用品

6 避難所の鍵の分散管理

町は、避難所開設時のリスク回避のため、避難所の鍵を近隣に居住する複数名の者に管理させるなどして、迅速かつ確実な避難所開設を目指すように努める。

7 指定避難所の公表

町は、指定避難所の安全性や整備状況について把握し、最新の情報を住民に公表する。

第2 避難所の運営管理体制の整備

町は、自主防災組織等と協力して、避難所の運営管理体制について、以下の体制等を整備する。

1 避難所運営マニュアルの整備

災害時における迅速かつ円滑な避難所の管理・運営等を図るため、県が作成した「奈良県避難所運営マニュアル」を参考とし、必要に応じて、地域の実情に応じた適切な避難所運営のためのマニュアルの整備・見直しに努める。その際、町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように留意する。また、感染症蔓延時の開設手順、役割分担、ゾーニング設定、利用ルール等の確認も行う。

2 住民等による避難所の運営体制の整備

地域による避難所の自主運営の考え方について周知し、災害時の円滑な自主運営体制の確立を図る。また、避難所における正確な情報の伝達、食料・飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努める。

3 避難所開設・運営訓練の実施

地域の自主防災組織や住民等と協力し、避難所運営マニュアルに沿った避難所開設・運営訓練を実施するとともに、定期的に開設手順の確認を行い、実際の災害に備える。

また、町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。

4 避難所としての学校施設利用計画の策定

町は指定避難所である学校施設について、地域住民の円滑な誘導や避難所となる学校施設の効果的な活用のため、学校と連携し学校施設利用の計画策定に努める。また、作成した計画は避難所運営マニュアルとも調整し、マニュアル内へ位置づけるよう努める。

5 女性等の多様な視点の取り入れ、プライバシーの確保

町は、住民主体の避難所運営組織と連携し、避難所の設営や運営において、女性をはじめとする多様な視点を幅広く取り入れて、誰もが最低限健康を維持できる環境づくりを目的とし、設備面の改善や住民への意識啓発等の対応を進める。県は住民への啓発や市町村への支援、助言を行う。

町は、全ての避難者が安心して過ごせるよう、避難所におけるプライバシーの確保のため、パーテーション等を確保する。また、警察と連携し、盗難や性暴力等の犯罪抑止対策に努める。

第3 在宅被災者等への支援体制の整備

町は、在宅被災者が食料・物資及び必要な情報や支援・サービスを確実に受け取ることのできるよう、支援体制の整備に努める。

第4 住民自らが取り組むべきこと

住民は、いつ災害が起きても対応できるよう、施設管理者、周辺事業所なども含めて、避難所運営組織を編成して避難所運営に係わる事項を協議するなど、事前対策に努める。

町は、住民の避難所運営活動を全面的に推進、支援、協力を行う。

【本節に関する資料】

- 資料編 3-7-1 指定避難所一覧表
- 資料編 3-7-2 福祉避難所一覧表
- 資料編 3-7-3 避難所位置図
- 資料編 3-7-4 マイ・タイムライン

第8節 二次災害防止体制の整備

町は、地震災害後の二次災害発生を防ぐため、県及び建築関係団体と協力し、地震により被災した建築物や宅地の危険度を判定するための制度を整備する。

なお、被災宅地の危険度判定は、風水害による場合でも制度上は可能である。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 被災建築物応急危険度判定制度の整備	まちづくり建設課	県（建築課）
第2 宅地等災害予防対策	まちづくり建設課	県（建築課）

第1 被災建築物応急危険度判定制度の整備

町は、住民の安全確保を図るため、県及び建築関係団体と協力し、地震によって被災した建築物等の危険度判定実施体制の整備を行う。

1 実施体制の整備

県と連携のもと、大規模な地震発生後の被災建築物応急危険度判定活動を速やかに実施できるよう、奈良県被災建築物・宅地応急危険度判定連絡協議会を通じ、建築関係団体等を含めた被災建築物応急危険度判定の実施体制（連絡網の構築、資機材の備蓄等）を構築するとともに、相互支援体制の整備に努める。

さらに、応急危険度判定に必要なマニュアル、備品、宿泊施設の整備に努めるとともに、県から派遣された被災建築物応急危険度判定士の受入体制の整備を図る。

2 制度の普及啓発

県及び建築関係団体と協力して、被災建築物応急危険度判定制度の趣旨について住民の理解が得られるよう、広報紙等を通じて普及啓発に努める。

第2 宅地等災害予防対策

町は、豪雨や地震による宅地災害の発生を未然に防止するため、宅地の安全性の向上を図るとともに、大規模な宅地災害が発生した場合の二次災害の軽減・防止対策の整備を図る。

1 宅地の安全性の向上

(1) 宅地の安全性

近年の豪雨災害や熊本地震等の教訓を踏まえ、豪雨による宅地への災害を防止するため、より一層、「宅地造成等規制法」並びに「計画都市法」の適切な運用に努め、安全性の向上を図る。

(2) 宅地防災パトロール

宅地造成工事現場等の宅地防災パトロールを強化し、危険箇所の応急工事の勧告又は改善命令を行うなど、宅地災害の発生防止に努めるとともに、毎年5月を宅地防災月間として、啓発ポスター、パンフレットの配布等、広く住民に周知し、宅地の安全についての意識の高揚を図る。

2 二次災害の軽減・防止対策

(1) 被災宅地応急危険度判定士の養成、登録

被災宅地の被害の程度を調査し、危険度を判定する被災宅地危険度判定士の養成に努めるとともに、奈良県被災建築物・宅地応急危険度判定連絡協議会が実施する実施訓練等により、判定士の技能向上を図る。

また、県と連携のもと、災害後の被災宅地危険度判定活動を速やかに実施できるよう、奈良県被災建築物・宅地応急危険度判定連絡協議会を通じて、被災宅地危険度判定の実施体制（連絡網の構築、資機材の備蓄等）を構築するとともに、相互支援体制の整備に努める。

さらに、被災宅地応急危険度判定に必要なマニュアル、備品、宿泊施設の整備に努めるとともに、県から派遣された被災宅地応急危険度判定士の受入体制の整備を図る。

(2) 制度の普及啓発

県及び建築関係団体と協力して、被災宅地応急危険度判定制度の趣旨について住民の理解が得られるよう、広報紙等を通じて普及啓発に努める。

第9節 緊急物資供給体制の整備

町は、災害による住家の全壊、全焼、浸水、流失等により、水、食料、生活必需品（以下「物資」という。）の調達及び供給について、住民、町、県等それぞれの役割分担を明確にして、平常時からの体制の確立を図る。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 住民、町、県の役割分担	防災課	
第2 給水体制の整備		磯城郡水道企業団
第3 食料・飲料水及び生活必需品の確保	防災課	

第1 住民、町、県の役割分担

1 住民の役割

住民は、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄に努めなければならない。

また、東日本大震災の経験から、交通及び物流ネットワークの寸断により、支援物資がすぐにいきわたらない可能性もあることから、防災の基本である「自らの安全は自らが守る」という原則に基づき、3日分できれば1週間分以上の食料、飲料水及び生活必需品を非常時に持ち出しができる状態で備蓄するよう努める。特に、食物アレルギー等の食事に関して配慮が必要な住民は、平常時から1週間分の分量を自ら確保するよう努める。

なお、この分量を確保するにあたっては、ローリングストック法*等によりストックが可能な食料及び生活必需品を備蓄し、日常生活の中で、継続して備蓄できるように努める。

また、家族構成を考慮して、避難するときに持ち出す最低限の生活用品についてもあわせて準備するよう努める。

※ ローリングストック法

ローリングストック法とは、備蓄用の特別な食料を確保しておく必要はなく、普段食べている食料を古いものから順に使い、食料を循環させる方法

2 町の役割

町は、被災住民や一時的滞在者に対して物資を供給するために、物資の調達及び供給計画を策定し、その計画に基づき、調達及び供給を行うための環境整備に努める。特に災害発生時に、被災住民へ物資を円滑に供給するため、民間の施設やノウハウを活用できるよう整備に努める。

また、町は、平時から訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

3 県の役割

県は、被災住民に供給する物資及び市町村の要請を受けて必要となる物資の広域的かつ一元的な調達及び供給を行うための環境及び体制の整備に努めるとともに、市町村における計画策定にかかる指導を行うこととしている。特に災害発生時に、被災した市町村へ物資を円滑に供給するために、倉庫協会等の民間の施設及び物流事業者等のノウハウを活用できるよう、協定等に基づき整備に努める。

第2 給水体制の整備

磯城郡水道企業団は、震災時において、被災者1人あたり1日3リットル以上の飲料水供給を確保できるよう、給水拠点、応急給水用資機材等の整備・充実を図るとともに、応急給水を実施する体制の整備を図る。

1 給水拠点、応急給水用資機材等の整備・充実

- (1) 町内の配水場を災害時の給水拠点として整備を図る。
- (2) 応急配管及び応急復旧用資機材の備蓄を充実する。

2 応急給水体制の整備

- (1) 給水拠点における応急給水及び給水車による応急給水体制の整備を図る。
- (2) 被災の状況に応じて町内各所の消火栓を活用した応急給水を実施する体制の整備を図る。
- (3) 県との相互協力を図る。

第3 食料・飲料水及び生活必需品の確保

町は、重要物資の備蓄に努めるとともに、その他の物資の確保体制等を整備する。

1 重要物資の備蓄

重要物資として以下の品目を備蓄する。

- (1) 非常食、水
- (2) 要配慮者向け非常食
- (3) 毛布
- (4) 衛生用品(おむつ、生理用品等)
- (5) 簡易トイレ

2 その他の物資の確保

備蓄物資の他に必要な物資を確保するため、民間業者等と緊急時の物資調達に関する協定を締結するなど確保体制を整備する。

なお、確保する物資は次のとおりである。

- (1) 精米、即席麺などの主食
- (2) 野菜、漬物、菓子類などの副食
- (3) 被服（肌着等）
- (4) 炊事道具・食器類（鍋、炊飯用具等）
- (5) 光熱用品（L P ガス、L P ガス用品、簡易コンロ、乾電池、懐中電灯等）
- (6) 日用品（石鹸、タオル、ちり紙、歯ブラシ、ラップ等）
- (7) 医薬品等（常備薬、救急セット）
- (8) 感染症対応品（マスク、手指消毒液等）
- (9) 要配慮高齢者・障害者等用介護機器、補装具、日常生活用具等（車椅子、トイレ、盲人用つえ、補聴器、点字器等）
- (10) 棺桶、遺体袋
- (11) その他必要物資

3 備蓄・供給体制の整備

危険分散を図り、また迅速に備蓄物資を輸送、提供するため、分散備蓄などの体制整備に努める。

- (1) できる限り避難所及びその周辺での備蓄倉庫の確保
- (2) 備蓄物資の点検及び更新
- (3) 定期的な流通在庫量調査の実施
- (4) 供給体制の整備（自主備蓄、生産者備蓄、流通備蓄）
- (5) 市町村間の応援協定の締結

4 平常時の報告

平常時から調達物資の品目・数量・集積場所・民間との災害時応援協定の締結状況及び担当部署を少なくとも年1回、県に報告する。

【本節に関する資料】

- | | | |
|-----|-------|---------------|
| 資料編 | 3-8-1 | 上水道施設の現況 |
| 資料編 | 3-8-2 | 応急給水用資機材の現況 |
| 資料編 | 3-8-3 | 備蓄倉庫・備蓄品目等一覧表 |

第10節 防疫体制の整備

町は、災害防疫実施のための各種防疫作業実施の直接組織として、次の班等を編成しておく。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 町防疫班の編成	健康福祉課	
第2 防疫・保健衛生用資機材等の整備	健康福祉課	中和保健所
第3 職員の訓練	健康福祉課	中和保健所

第1 町防疫班の編成

町は、防疫実施のため数名（4～5名）からなる防疫班を編成する。

第2 防疫・保健衛生用資機材等の整備

町は、災害防疫に備えるべき物件については、あらかじめ周到な計画を立て整備を図る。

第3 職員の訓練

町は、平常時より防疫作業の習熟を図るとともに、災害時を想定した防疫訓練を実施する。

【本節に関する資料】

資料編 3-5-2 防疫用備蓄品の現況

第11節 廃棄物処理体制の整備

町は、災害の発生に備え廃棄物処理施設の稼働が円滑に行われるよう平素より維持管理のための点検や体制づくり等を整備する。

また、町は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示す。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 廃棄物処理施設の整備等	環境管理課、 環境未来推進課	
第2 災害時の相互協力体制	環境管理課、 環境未来推進課	
第3 廃棄物仮置き場等の配置計画	環境管理課、 環境未来推進課	

第1 廃棄物処理施設の整備等

- 1 町は、災害により一般廃棄物処理施設の円滑な稼働を損なわれることのないよう平常時から施設設備の整備点検と施設保護のための周辺の整備に努める。
- 2 町は、停電時の非常用自家発電設備及び浸水等の被害により施設の稼働が不能となった場合の代替設備の確保に努める。

第2 災害時の相互協力体制

町は、動員体制の整備及び市町村間の応援協定、関係業者等との協定・覚書の締結に努める。

また、「奈良県災害廃棄物等の処理に係る相互支援に関する協定（平成24年8月1日締結）」（以下「相互支援協定」という。）に基づき、県が調整する相互支援体制（施設・人員等）の整備に協力するとともに、関係する施設等が最大限の処理能力を発揮できるよう平常時から必要な整備・維持管理に努める。

第3 廃棄物仮置き場等の配置計画

- 1 町は、仮設トイレ及びその管理に必要な薬剤等の備蓄、調達等の体制の整備に努める。
- 2 町は、一般廃棄物の収集車両の確保及び収集体制の整備に努める。
- 3 町は、生活ごみ及びがれき等の一時保管場所の配置計画による応急体制の確保を図る。

【本節に関する資料】

資料編 3-9-1 ごみ・し尿処理施設一覧表

資料編 3-9-2 ごみ・し尿収集・処理対策に関する業者

第12節 火葬場等の確保

町は、災害の際に死亡した者について、混乱期に際しその遺族等が埋葬を行うことが困難な場合における応急的な遺体処理及び火葬等について円滑に実施するための体制を整備する。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 火葬データベースの整備	健康福祉課	
第2 応援協力体制の確立	健康福祉課	

第1 火葬データベースの整備

町は、葬祭業者等を把握し、火葬データとして整備する。

第2 応援協力体制の確立

町は、葬祭業者等との連携・協力体制、近隣市町村間の応援体制の整備を推進する。

【本節に関する資料】

資料編 3-9-3 火葬場施設一覧表

第13節 応急住宅等供給体制の整備

町は、災害によって住家が滅失し、自らの資力では住宅を確保できない被災者に対し、早期に一時的な居住の安定が図られるよう体制の整備に努める。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 応急仮設住宅の供給体制の整備	まちづくり建設課	
第2 町営住宅の空き家状況の把握	まちづくり建設課	
第3 民間賃貸住宅等の借り上げに係る連絡体制等の整備拡充	まちづくり建設課	

第1 応急仮設住宅の供給体制の整備

1 必要戸数の把握

町は、応急仮設住宅の設置について、住宅被害想定に基づき、必要戸数の想定を検討するとともに、災害に対する安全性に配慮しつつ応急仮設住宅を設置できる用地を把握し、応急仮設住宅建設候補地台帳の作成に努める。

2 実施体制の整備

町は、県及び一般社団法人プレハブ建築協会と連携しつつ災害時における応急仮設住宅の設置が円滑に実施できるよう体制の整備に努める。

また、大規模災害時には市町村間を跨いだ避難者にも柔軟に対応できるよう、県の調整のもと、広域的な観点にたった実質的な供給体制が構築できるよう、防災関係機関との検討・調整に努める。

第2 町営住宅の空き家状況の把握

町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な町営住宅の空き家状況を把握し、災害時に迅速に提供できるよう体制の整備に努めるとともに、被災者の生活再建を支援する観点から、入居の資格を緩和する。

また、所得金額から損害額を控除した額が減免基準以下である場合、家賃を軽減する。

第3 民間賃貸住宅等の借り上げに係る連絡体制等の整備拡充

町は、大規模災害時には一般社団法人プレハブ建築協会による応急仮設住宅や木造応急仮設住宅の供給が不足する可能性等も踏まえ、民間賃貸住宅等を応急借上住宅として迅速に活用できるよう、関係団体等との連絡体制及びその運用についての整備・拡充に努める。

第14節 交通確保体制の整備

鉄道及び道路施設の管理者は、災害発生時においても安全かつ円滑な交通を確保するため、平常時から体制を整備するよう努める。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 鉄道施設	まちづくり建設課	近畿日本鉄道株式会社
第2 道路施設	まちづくり建設課	奈良国道事務所、中和土木事務所

第1 鉄道施設

近畿日本鉄道株式会社は、列車運転の安全確保に必要な路線及び諸施設の実態と周囲の諸条件を把握し、施設の維持管理に努めるとともに各種災害に対処し得る体制の整備を図る。

第2 道路施設

町は、道路の障害物除去のための道路啓開用資機材を整備するとともに、防災関係機関との協力体制の充実を図る。

また、災害発生直後の被害状況調査及び安全点検を行い、応急点検体制の整備に努める。

第15節 防災営農対策の推進

町は、災害による農作物等の被害（病害虫を含む。）の減少を図る防災営農を推進するため、関係機関と連携のもと、防災営農技術の浸透に努めるとともに、県の援助を得て、指導体制の確立と、その普及に努める。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 指導体制の確立	地域産業推進課	奈良県農業協同組合
第2 営農技術の確立及び普及	地域産業推進課	
第3 畜産対策	地域産業推進課	

第1 指導体制の確立

町は、防災関係機関及び団体と連携し、農業協同組合の営農指導職員による各農家への指導体制を確立する。

第2 営農技術の確立及び普及

町は、防災営農技術の確立を図るとともに、地域ごとに各農家への広報活動を行い、農地及び農業用施設の防災営農技術の普及に努める。

第3 畜産対策

町は、家畜伝染病の予防について平素から畜産農家にその指導を行うとともに、県の指示に基づきまん延防止に努める。

第3編 風水害等応急対策計画

第1章 災害警戒期の活動

第1節 気象予警報等の収集・伝達

町は、奈良地方気象台から発表される注意報、警報、特別警報、気象情報（以下「気象予警報等」という。）を収集し、あらかじめ定めた経路・方法によって、防災関係機関及び住民に迅速に伝達する。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 情報の収集	総務部、 産業建設部	奈良地方気象台、中和土木事務所、磯城消防署、 田原本町消防団、西日本電信電話株式会社
第2 情報の伝達系統	各部	西日本電信電話株式会社、 磯城消防署、天理警察署

第1 情報の収集

1 気象予警報等の種類

(1) 気象、地象、水象

奈良地方気象台は、気象業務法に基づき気象予警報等を発表して注意を喚起し、警戒を促す。

ア 注意報

大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

イ 警報

大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報

ウ 特別警報

大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報

エ 気象情報

注意報、警報、特別警報の利用効率を高め、防災対策への支援をより効率的にするために、気象現象の推移や観測成果、防災上の注意事項等を具体的に説明し、一般の利用に供されるために発表されるものである。

(2) 水防警報及び避難判断水位（特別警戒水位）到達情報

県知事（中和土木事務所長）は、水防法の規定に基づき県知事が指定する河川について、必要と認める場合、水防警報及び避難判断水位（特別警戒水位）到達情報を発表する。

町域を流れる河川のうち指定されている河川は、大和川、曾我川、飛鳥川、寺川の4河川であ

る。

ア 水防警報

洪水により重大な損害を生ずるおそれがあると認められるとき水防のため必要な措置をとるよう関係水防管理者に通知される。

県知事が発令する水防警報の基準は次のとおりである。

階級	警報の種類	内容及び時期
第1段階	待機	水防機関の出動のため待機を目的とするもので、気象予報の内容、又は上流の降雨状況により行う。
第2段階	準備	水防資機材の点検、排水門・取水門等の開閉準備、巡視の強化及び水防機関の出動準備等に対するもので、水防団待機水位（通報水位）を超えたとき、又は重要な水防事態の発生が予測されるときに出す。
第3段階	出動	水防機関の出動の必要を警告して行うもので、氾濫注意水位（警戒水位）を超えたとき、又は事態が切迫したときに出す。
第4段階	解除	水防活動終了の通知
適宜	水位	上流の雨量、水位、流量より水位の昇降、滞水時間、最高水位及び時刻等、水防活動上必要な水位状況を通知する。
地震による堤防の漏水、沈下等の場合は上記に準じて水防警報を発表する。		

（但し、「待機」「準備」の2段階は省略することができる。）

イ 避難判断水位（特別警戒水位）到達情報

町長の避難指示等の発令判断のめやす及び住民の避難判断の参考となる水位（避難判断水位＝特別警戒水位）に達したときに、その旨について通知される。

(3) 火災気象通報及び火災警報

ア 火災気象通報

火災気象通報は、消防法の規定に基づいて奈良地方気象台長が気象の状況が火災予防上危険であると認めるとき、その状況を県知事に対し通報するもので、県知事は「火災気象通報」を受けたときは直ちに町長に通報する。

火災気象通報の通報基準は、乾燥注意報及び強風注意報の基準と同一とする。ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨、降雪時には火災気象通報として通報しないことがある。

イ 火災警報

町長は、県知事から「火災気象通報」を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めたとき、消防法の規定に基づき関係団体及び住民等に火災警報を発表する。

「火災警報」を発したとき及び解除したときは、県知事に対し通報するほか、広報車、磯城消防署・田原本町消防団消防車両等による火の使用制限の呼びかけや、予想される災害の応急対策に関する指示もあわせて行うよう措置する。

2 雨量・河川等水位情報の観測

(1) 雨量の観測

総務部本部班（防災課）は、必要に応じて関係雨量観測所の情報を収集する。

(2) 河川水位の観測

産業建設部まちづくり建設班は、管内河川の水位に関する情報を観測・集約し、その状況を総務部本部班（防災課）へ通知する。

(3) ため池水位の観測

産業建設部まちづくり建設班は、管内ため池の水位に関する情報を観測・集約し、その状況を総務部本部班（防災課）へ通知する。

また、ため池管理者は、常に的確な気象状況の把握に努め、ため池水位の観測・監視を行うとともに、管理するため池の水位が上昇し、又は降雨等の状況により出水のおそれがあると認めた場合は、直ちに総務部本部班（防災課）へ通知する。

(4) 隣接市町との情報交換

総務部本部班（防災課）は、隣接市町防災担当と相互に雨量・河川等水位に関する情報の交換に努める。

3 異常現象の発見及び通報

(1) 発見者の通報義務

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なく、町又は警察官に通報する。

(2) 警察官の措置

異常現象の通報を受けた警察官は、その旨を速やかに町に通報する。

(3) 町の措置

異常現象の通報を受けた町は、災害対策基本法第54条第4項に基づき、速やかに県（防災統括室）及び奈良地方気象台に通報するとともに、現象によって予想される災害と関係のある県事務所あるいは隣接市町村に連絡する。

また、状況に応じて警戒区域等の設定、又は防災関係機関に警戒区域等の設定を要請する。

異常現象の種類と内容

異常現象の種類	内容
気象	竜巻、ひょう、突風等で激しく異常なもの
水象	河川、ため池等の異常水位、堤防等の水もれ
地象	地割れ等
その他	ガス・石油等の流出

4 気象予警報等に関する情報の収集

県及び西日本電信電話株式会社から通知される情報のほか、ラジオ、テレビ、インターネット、並びにファクシミリ・電話等、防災関係機関との連携によって収集する。

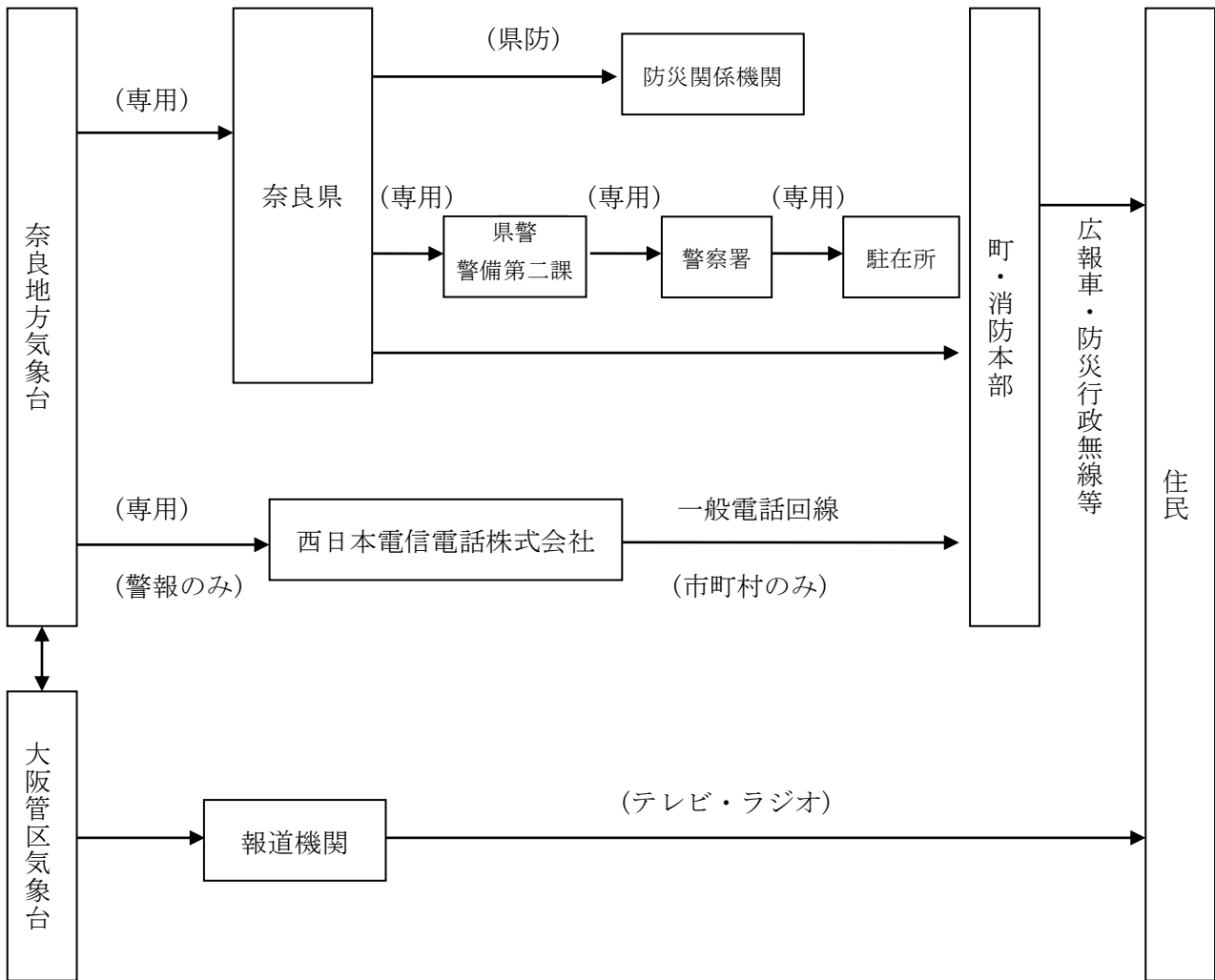
第2 情報の伝達系統

1 気象予警報等の伝達経路

被害を及ぼす可能性のある気象状況等が予想される場合、県が奈良地方気象台から通知を受けたときの県各関係部から町への伝達経路は、次のとおりである。

なお、気象警報については、あわせて西日本電信電話株式会社からNTT回線ファクシミリにより町に通知されるが、この伝達は、警報の種別のみであるため、県防災行政通信ネットワーク、ラジオ及びテレビ放送並びに奈良県広域消防組合消防本部（以下「消防本部」という。）、天理警察署等防災関係機関と連絡を密にし、的確な気象情報の把握に努める。

	種類	伝達経路
勤務時間内	風雪注意報、強風注意報、雷注意報、乾燥注意報 着雪注意報 暴風警報、暴風雪警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報 他課の所管しない気象情報及び火災気象通報	防災統括室 → 田原本町 県防災行政通信ネットワーク・FAX
	大雨注意報、洪水注意報 大雨警報、洪水警報、大雨特別警報 関連する大雨情報・台風情報等の気象情報	河川課 → 田原本町 県防災行政通信ネットワーク・FAX
	大雪注意報、濃霧注意報 大雪警報、大雪特別警報	道路管理課 → 田原本町 県防災行政通信ネットワーク・FAX
勤務時間外	気象予警報等	県庁宿日直室 → 田原本町 県防災行政通信ネットワーク・FAX



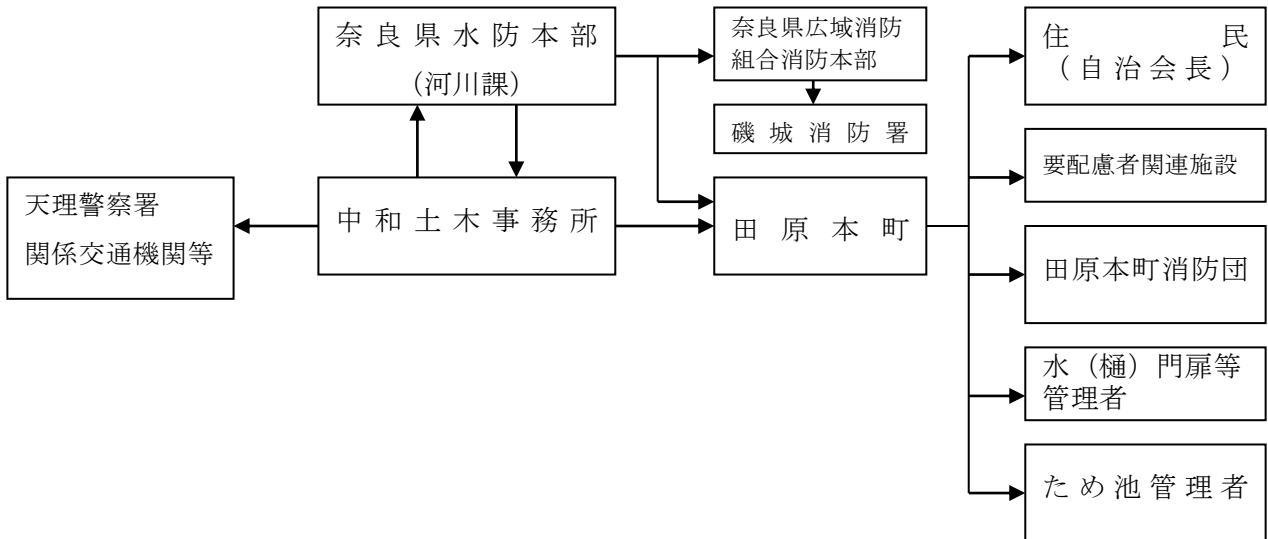
(注) (県防) は県防災行政通信ネットワーク、(専用) は専用線又は専用無線を表す。

伝達系統概念図

2 水防警報及び避難判断水位（特別警戒水位）到達情報の伝達経路

大和川水系各河川に関する水防警報及び避難判断水位（特別警戒水位）到達情報の県からの伝達経路、並びに町内における主な伝達経路は、次のとおりである。

なお、以下の図は、水防法15条に基づく浸水想定区域内の要配慮者関連施設への水位情報等の伝達経路を示すものでもある。



水防警報及び避難判断水位（特別警戒水位）到達情報の伝達経路

3 庁内における伝達方法

(1) 勤務時間内

ア 勤務時間内において総務部本部班（防災課）が受けた気象予警報等は、必要に応じて庁内放送で放送し、出先機関に連絡する。

イ 気象警報、水防警報、避難判断水位（特別警戒水位）到達情報及びその他重要なものについては、あわせて電話又は伝令で行う。電話及び伝令は、予備動員指定職員及び災害対策本部本部員となる各部長等に対して行うが、部長等に連絡できない場合は、これに代わる職員に対して行う。

(2) 勤務時間外

ア 勤務時間外において宿日直業を従事する者が受けた気象予警報、並びに異常現象発見者からの通報は、宿日直業を従事する者が防災課安全防災係長に対し電話で連絡する。係長に連絡できない場合は、これに代わる職員に対して行う。

イ その他の当番予備動員指定職員に対する連絡は、防災メール等あらかじめ定められた連絡網による連絡方法で行う。

4 住民等への周知

気象予警報等は、ラジオ、テレビ、新聞等の報道機関を通じて住民等に周知されるが、特殊な情報、特定地域のみに対する情報等については、予想される事態並びにこれに対してとるべき措置もあわせて周知する。

また、周知にあたっては、要配慮者に配慮する。

なお、住民等は、ラジオ、テレビを利用して気象予警報等を知るよういつも留意するものとする。

(1) 勤務時間内

ア 勤務時間内において総務部本部班（防災課）が受けた気象予警報等は、必要に応じて庁内放送等を行う。

イ 特別警報、気象警報、水防警報、避難判断水位（特別警戒水位）到達情報等で重要なものについては、広報車等による巡回広報を行い、あわせて各自治会長及び田原本町消防団各分団に対し電話で連絡し、自治会有線放送による放送連絡並びに要配慮者への周知徹底協力を要請する。

また、健康福祉部は要配慮者関連施設に対し電話で連絡し、通入所者の安全確保を要請する。

ウ 特別警報の伝達を受けたとき、あるいは異常現象を覚知したときは、住民及び防災関係機関に対し、直ちに周知するとともに対策等を講じる。

(2) 勤務時間外

勤務時間外における住民等への周知については、勤務時間内に準じて当番予備動員指定職員が行う。

【本節に関する資料】

- 資料編 3-2-1 奈良地方気象台が発表する気象予警報等の種類及び発表基準
- 資料編 3-2-2 奈良県知事の指定する水位周知河川及び水防警報指定河川
- 資料編 3-5-3 要配慮者関連施設一覧表

第2節 組織体制

町は、町域内に災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合、迅速かつ的確に災害予防対策及び災害応急対策を実施するため、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、災害の規模に応じた組織体制をとるものとする。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 田原本町防災会議	各部	
第2 活動体制の確立	各部	
第3 風水害等警戒体制	各部	
第4 災害対策本部の設置	各部	磯城消防署、田原本町消防団 磯城郡水道企業団

第1 田原本町防災会議

防災会議は、田原本町防災会議条例（昭和37年12月8日条例第12号）に基づき設置される組織で、町長を会長とし、町地域防災計画の作成と実施を行う。

町域において、災害が発生し、各種の応急対策活動を実施する上で必要のある場合は、防災会議を開催し、防災関係機関相互の情報交換等を行い、円滑な防災活動の実施に努める。

第2 活動体制の確立

職員の活動体制は次のとおりとする。

体制	動員区分	設置基準・状況	動員配備基準
風水害等警戒体制	注意配備	①暴風雪又は大雪のいずれかの警報が発表されたとき。 ②大雨又は洪水注意報が発表され、被害の発生するおそれがあるとき。 ③総務部長が必要と認めたとき。	①防災課の必要人員
	予備動員	①暴風、大雨又は洪水のいずれかの警報が発表されたとき。 ②大和川水系河川のいずれかに「水防団待機水位（通報水位）」到達情報が通知されたとき。 ③町長が必要と認めたとき。 (台風接近のため厳重な警戒が必要なとき。)	①各班長（部長） ②各班の当番予備動員職員 ※1個班体制

体制	動員区分	設置基準・状況	動員配備基準
災害対策本部	1号動員	①暴風かつ大雨警報が発表されたとき。 ②大和川水系河川のいずれかに「氾濫注意水位（警戒水位）」到達情報が通知されたとき。 ③町長が必要と認めたとき。 (台風により重大な災害が発生するおそれがあると認められるとき。)	①各班長（部長） ②各班の当番予備動員職員 ③各班の次班牙備動員職員 ※2個班体制
	2号動員	①大雨、暴風、暴風雪又は大雪のいずれかの特別警報が発表されたとき。 ②大和川水系河川のいずれかに「避難判断水位（特別警戒水位）」到達情報が通知されたとき。 ③町長が必要と認めたとき。 (災害救助法を適用をしなければならないような災害が予想されるとき。)	全職員をもって対処

第3 風水害等警戒体制

気象状況等により災害の発生が予想され警戒を必要とされる場合は、災害対策本部設置以前の体制として、風水害等警戒体制をもって災害の警戒にあたり、気象、水防等の情報収集等、災害対策に関する連絡調整に万全を期する。

なお、調査の結果、災害対策本部を設置して災害応急対策を実施する方が望ましいと町長が認めた場合は、災害対策本部体制に切り替える。

風水害等警戒体制は、上記表に示す設置基準により設置し、災害発生のおそれが解消した場合、又は町長がその必要がないと認めた場合、解散する。

町長は、風水害等警戒体制を設置した場合又は解散した場合は、各部に通知するとともに必要に応じて県知事、防災関係機関等にその旨を通知する。

災害対策本部の設置前で、一時的な自主避難者を受け入れる場合は、総務部防災課が窓口となり、各部と連携し、庁舎及び適当な避難所にて受入れる。その際に、浸水の危険性・感染症の流行時等に留意するとともに、感染症の症状がある者は、感染させない対応（マスク）をとる。

また、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

第4 災害対策本部の設置

町長は次の設置基準に該当する場合に災害対策本部を設置する。

1 設置基準

- (1) 気象業務法に基づく気象予警報等が発表され、本部を設置してその対策を必要とするとき。
- (2) 町に大和川水系河川「氾濫注意水位（警戒水位）」又は「避難判断水位（特別警戒水位）」到達情報が通知された場合

- (3) 町において大規模な火災、爆発等が発生し、又は発生するおそれが生じた場合において、本部を設置してその対策を必要とするとき。
- (4) その他災害対策本部を設置してその対策を必要すると町長が認めたとき。

2 解散基準

- (1) 災害対策を一応終了したとき。
- (2) 災害発生のおそれがなくなり、本部の解散を適当と認めたとき。

3 組織及び運営

(1) 災害対策本部の組織

災害対策本部に部及び班を設ける。

その他災害対策本部の組織、運営については、別に定める災害対策本部組織及び事務分掌による。

(2) 本部会議

災害に対する総合対策その他必要な事項を協議するため、災害対策本部に本部会議を置く。

本部会議は重要な節目ごとに開催し、災害応急対策に関する重要事項について検討し、実施の指令を行うため、本部長（町長）が必要に応じて招集する。ただし、本部長（町長）は、極めて緊急を要し本部会議を招集するいとまがない場合は、副本部長又は一部の本部員との協議をもってこれに代える。

なお、本部員が出席できないときは、副本部長又は班長等が代理出席する。

ア 構成員

本部会議の構成員は、次のとおりである。

なお、磯城消防署長、田原本町消防団長は、あらかじめ併任手続をとっておくものとする。

職名	構成員
本部長	町長
副本部長	副町長、教育長
本部員	総務部長、町長公室長、住民環境部長、健康福祉部長、産業建設部長、教育部長、（磯城消防署長、田原本町消防団長、磯城郡水道企業団局局長）

イ 協議事項

- (ア) 災害予防、災害応急対策に関すること。
- (イ) 動員・配備体制に関すること。
- (ウ) 災害対策本部の解散に関すること
- (エ) 各部間調整事項に関すること。
- (オ) 住民への【警戒レベル3】高齢者等避難・【警戒レベル4】避難指示・及び警戒区域の設定に関すること。
- (カ) 県及び防災関係機関との連絡調整に関すること。
- (キ) 自衛隊災害派遣要請に関すること。
- (ク) 他の市町村への応援要請に関すること。
- (ケ) 災害救助法の適用要請に関すること。
- (コ) 激甚災害の指定の要請に関すること。
- (サ) 災害復旧に関すること。

(シ) その他災害応急対策の実施及び調整に関すること。

ウ 災害対策本部の庶務

本部の庶務は総務部本部班が行う。

エ 決定事項の通知

本部会議等の決定事項のうち必要と認める事項は、その都度、各防災関係機関に通知する。

また、職員に周知を要するものについては、庁内放送等により速やかに周知徹底を図るとともに、総務部長は各部相互間の連絡調整を迅速に行うものとする。

4 設置及び解散の通知

本部長（町長）が災害対策本部を設置又は解散した場合、総務部本部班は各部、県知事、防災関係機関、防災会議委員、報道機関に連絡するとともに、各自治会長及び田原本町消防団各分団に対し電話で連絡し、自治会有線放送による放送連絡、並びに要配慮者への周知徹底協力を要請する。

5 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、町役場内に設置する。ただし、当該施設が使用不可能と判断される場合、又は特別な事情がある場合は、本部長（町長）の判断によりその他の町施設に設置する。この場合、各部、県知事、防災関係機関、防災会議委員、報道機関等に電話等によって周知徹底を図るものとする。

災害対策本部を設置する場合、総務部本部班は、直ちに設置される場所の安全を点検し、必要な機器等を配置する。

6 標識

災害対策本部が設置された場合、町役場正面玄関及び本部の入口等に「田原本町災害対策本部」の標識を掲示する。

7 職務・権限の代行

- (1) 災害対策本部の本部長は町長があたり、町長が何らかの事情により不在の場合には、副町長、総務部長の順位で代行する。
- (2) 本部員（各部長）及び班長の代行は、各部においてあらかじめ指名した副部長又は班長、副班長その他の班員が行う。

8 対策の実施

各部は、それぞれの組織を整備し、本部の決定に基づき災害応急対策活動を実施する。

9 県との連携

県が現地災害対策本部を設置した場合は、この組織と連携を図ることとし、職員を連絡要員として派遣する。

10 現地災害対策本部の設置

本部長（町長）は、災害応急対策を局地的又は特定地域を重点的かつ臨機応変に実施する必要がある場合、災害現地に近い町施設その他適当と認める施設に現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部は、本部長（町長）が指示する業務内容に応じて、災害対策副本部長、災害対策本部員、及びその他の職員の中から必要な人員を指名確保し、必要な権限を委譲するなど弾力的に構成する。

本 部 会 議	本部長	町長	部	総務部 部長： 総務部長	本部班（本部事務局担当） 〃（関係機関との連絡調整担当） 〃（被害状況把握・集約担当） 総務班（庶務・調達担当） 〃（輸送調整担当） 〃（通信システム担当） 〃（議会担当） 〃（経理担当） 調査班（被害調査・応援担当）
	副本部長	副町長 教育長		町長公室部 部長： 町長公室長	秘書広報班（庶務・情報・広報担当） 企画財政班（災害予算・義援金担当） 人事班（職員の福利厚生・受援要請・調整担当）
	本部員	総務部長 町長公室長 住民環境部長 健康福祉部長 産業建設部長 教育部長 (磯城消防署長) (田原本町 消防団長) (磯城郡水道 企業団局局 長)		住民環境部 部長： 住民環境部長	総合窓口班（庶務、相談窓口担当） 環境管理班（ごみ、し尿、がれき担当）
				健康福祉部 部長： 健康福祉部長	健康福祉班 （庶務、医療・衛生・火葬・障害者等 救援担当） こども未来班（妊婦・就学前児童担 当） 長寿介護班（高齢者救援担当） 保険医療班（避難・救援物資担当）
				産業建設部 部長： 産業建設部長	地域産業推進班（庶務・農商工業・観 光客担当） まちづくり建設班（道路・河川・建築 物担当） 〃（環境保全・応急仮設住宅担 当） 下水道班（下水道・応援担当）
				教育部 部長： 教育部長	教育総務班 （庶務・避難所・応急教育担当） 生涯教育班（応援担当） 文化財保存班（文化財・応援担当） 図書館班（応援担当）
		田原本町消防団	消防団本部 各分団（6）		
		磯城消防署	火災等防御班		
		磯城郡水道企業団	応急給水等		

奈良県広域消防組合
消 防 本 部

災害対策本部組織図

【本節に関する資料】

資料編 3-1-1 田原本町防災会議条例

- 資料編 3-1-2 田原本町防災会議委員
- 資料編 3-1-3 田原本町災害対策本部条例
- 資料編 3-1-4 災害対策本部組織及び事務分掌

第3節 動員体制

町は休祝日・勤務時間外に災害が発生した状況等又は発生すると予想される状況に応じて、迅速かつ的確に災害応急対策が実施できるよう、予め指定された職員を動員配備する。

勤務時間内においては、各部それぞれの所掌業務により災害対応を行うものとする。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 動員人員	各部	奈良県広域消防組合、 田原本町消防団
第2 動員方法	各部	
第3 福利厚生	総務部	

第1 動員人員

職員の動員は次のとおりとする。

動員区分	動員人数		
注意配備	総務部防災課	2名	
	関係部関係課	関係部長が必要と認める人数	
予備動員	1班	部長級1名以上含む30名程度	の輪番制とし、状況により 出動班を増やす。
	2班	部長級1名以上含む30名程度	
	3班	部長級1名以上含む30名程度	
	4班	部長級1名以上含む30名程度	
予備動員の交代	待機期間を約1ヶ月とし、交代時期を月初めとする。交代については本部班（防災課）から防災メール、ガルーンにて連絡する。		
1号動員	2個班体制		
2号動員	全職員		

(注) 奈良県広域消防組合については、奈良県広域消防組合消防本部 警防規定による。なお、町が予備動員体制を敷いた場合は、田原本町消防団長・副団長は町役場庁舎、各分団長は各分団器具庫に待機し、本部長（町長）の出動指令に備える。また、町が災害対策本部を設置し、1号動員体制を敷いた場合、田原本町消防団全団員は、特に指名されたものを除き各分団器具庫へ集合（出動）し警戒配備につく。

第2 動員方法

1 出動指令の決定

(1) 注意配備

注意配備についての事務は次のとおりとして、総務部防災課において行う。

ア 注意配備動員発令のための準備は、情報の収集、関係部関係課との協議などである。

イ 注意配備動員の発令

(2) 予備動員

予備動員についての事務は次のとおりとして、総務部防災課において行う。

ア 予備動員発令のための準備は、情報の収集、関係部関係課との協議などである。

イ 予備動員の発令

総務部長は、配備動員を発令するとともに、町長にこれを報告し、総務部防災課は予備動員の発令を各防災担当職員に伝達するものとする。

ウ 被害報告等のとりまとめ

エ 被害報告等のとりまとめの結果、1号動員ないし2号動員の必要がある場合は、町長にこれを報告し、その指示により町災害対策本部会議を招集する。

(3) 1号動員及び2号動員

ア 1号動員又は2号動員は、本部長（町長）が発令する。本部長（町長）は、必要と認めた場合は、本部会議を経ずして、発令することができるものとする。

なお、本部長（町長）が不在のときは副本部長（副町長）又は総務部長がこれを代行する。

イ 各部長は、動員が決定された場合は、直ちに各班長に連絡しなければならない。

連絡を受けた各班長は、所定の動員を行うとともに動員した人員、その他必要な事項を総務部本部班（防災課）に連絡しなければならない。

2 勤務時間内の動員方法

(1) 連絡体制

各部への連絡は、総務部防災課がガルーン、防災メール等によって行う。

総務部防災課は警戒体制に移行し、県防災情報システムにより県との連絡体制を維持する。

各部は警報発表時の災害対応について、所掌業務に基づき各班に指示するものとする。

また、勤務時間外に移行する場合の予備動員の招集については、総務部防災課がガルーン、防災メール等によって行う。

(2) 活動体制への移行

総務部防災課は、警戒体制に移行する。

連絡を受けた場合、各部は平常の勤務体制から各班を編成して直ちに災害応急活動体制に切り替える。

なお、勤務時間外の災害応急活動体制に移行する場合は、確実に引継ぎを行うものとする。

3 勤務時間外の動員方法

(1) 勤務時間外に職員の非常招集を行う必要が生じた場合にあっては、防災課長は直ちに総務部長を通じて町長に状況を報告し、その指揮を受けて招集するものとする。

なお、警報発表時の当番動員指定職員は、所定のとおり自主的に参集するものとする。

(2) 町長が職員に非常招集を命じたときは、防災課長は直ちに副町長、教育長、各部長等に連絡しなければならない。

各部長等は、あらかじめ定めた連絡網により所属の職員を招集する。

(3) 非常招集の方法

担当部課長による非常招集の方法は、防災メール、電話等によることとする。

4 動員状況の報告及び連絡

- (1) すべての職員は参集後、所属班長に参集を報告する。
- (2) 各班長は、参集職員の氏名、参集時刻、参集免除者等の班員参集状況を部長に報告する。
- (3) 各部長は、各班の参集状況を総務部本部班（防災課）へ報告する。
- (4) 総務部本部班（防災課）は、防災活動を実施するため職員を動員した場合は、その状況を速やかに県に報告する。

5 連絡責任者

連絡責任者（各班長）は、所属班と町災害対策本部との連絡にあたる。

6 過渡的措置

各部長は、勤務時間外の過渡的措置として非常時の配備体制に移行した場合、職員の参集状況に応じて順次応急的な班編成を行い、正規の班編成と異なる体制をもって緊急の応急対策活動を実施する。

7 人員の確保

(1) 注意配備の場合

総務部防災課で対応するが、現状の人員で対応しがたいと判断される場合、総務部長は総務部から職員を増員して対応する。

(2) 予備動員の場合

各部長は、災害警戒活動の遂行において、現状の人員で対応しがたいと判断される場合には、出動班を増やし対応する。

(3) 1号動員の場合

各部長は、各部の応急対策活動の遂行において、現状の人員で対応しがたいと判断される場合には、部内で配備人員を増員し、その旨を総務部本部班へ報告する。

(4) 2号動員の場合

各部長は、各部の防災活動の遂行において、部内の人員で対応しがたいと判断される場合には、応援を総務部長に要請する。この場合、総務部長は各部長と調整し、速やかに可能な範囲内において、応援要員の派遣を行う。

8 平常業務の機能確保

2号動員体制下では、災害の発生からの時間経過とともに、平常業務の機能を確保していく必要があるため、これらの業務機能確保については、総務部長と協議のうえ、住民サービス部門等から平常業務を確保していく。

9 災害時における職員の服務

- (1) 職員は、この計画の定めるところにより、上司の指揮に従って防災活動に従事しなければならない。
- (2) 職員は、出動指令が出されたときはもちろん、災害が発生し、又は発生するおそれのあること

を知った場合は、配備区分に従い速やかに所定の勤務場所に参集しなければならない。

10 動員対象から除外する職員

次に掲げるいずれかに該当する職員は、非常招集を免除する。これに該当する職員は、速やかに所属班長に連絡し、以後の指示を受ける。ただし、参集を妨げる事態が収束でき次第、直ちに参集しなければならない。

- (1) 公務のため管外出張中の場合
- (2) 職員自身が災害発生時に療養中又は災害の発生によって傷病の程度が重傷である場合
- (3) 親族に死亡者又は重傷の傷病者が発生し、当該職員が付き添う必要がある場合
- (4) 自宅から火災が発生し、又は周辺で火災が発生し、延焼するおそれがある場合
- (5) 同居する家族に高齢者、障害者、乳幼児等がおり、当該職員の介護や保護がなければ、その者の最低限の生活が維持できない場合
- (6) 当該職員が居住する自宅が全壊、全焼、流失、床上浸水等の被害を受けた場合
- (7) その他事情により特に所属班長がやむを得ないと認めた場合

第3 福利厚生

総務部長は、災害対策の第一線で勤務する職員の体力・知力・判断力持続のため、健康管理、勤務条件等を考慮し、活動の長期化に対処するとともに、他の市町村の職員等の受入れに際し、福利厚生の実現を図る。

1 宿泊及び仮眠施設等の確保

災害対策活動従事者の宿泊及び一時的な仮眠施設を公共施設、公営住宅の利用、民間宿泊施設等の随時借り上げによって確保・調整に努める。

2 食料等の調達

総務部本部班は、災害対策活動従事者への食料等を備蓄食により供給するとともに、健康福祉部保険医療班及び産業建設部地域産業推進班と協議のうえ、協定業者等から調達する。

なお、配送については、被災者への救護物資及び給食等の配送とあわせ、輸送の合理化を図る。

3 勤務状況の把握・管理

災害対策活動従事者の勤務時間の把握・管理に努め、各部の実情に即し適宜要員の交替等を行う。

第4節 警戒活動

町は、風水害等が発生するおそれがある場合、状況に応じた水防活動を実施するとともに、ライフライン・交通等の警備警戒体制を確保し、警戒活動を行う。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 水防活動	総務部、産業建設部	中和土木事務所、 磯城消防署、田原本町消防団
第2 ライフライン・交通等 警戒活動	総務部、産業建設部	奈良国道事務所、 中和土木事務所、 関西電力送配電株式会社、 西日本電信電話株式会社等、 L P ガス事業者等、 近畿日本鉄道株式会社 磯城郡水道企業団

第1 水防活動

町長は、町域において水防事態発生が予想される場合には、水防管理者として田原本町消防団（本町では、田原本町消防団が水防団の任にあたる。）に出動を指令し、水防活動を実施する。

水防活動の詳細は、田原本町水防計画によるものとする。

第2 ライフライン・交通等警戒活動

ライフライン、交通等に関わる事業者は、豪雨、暴風等によって発生する災害に備える。

また、町は、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行う。

1 ライフライン事業者

気象情報等の収集に努め、必要に応じて警備警戒体制を確保し、警戒活動を行う。

(1) 上・下水道（産業建設部、磯城郡水道企業団）

- ア 緊急対策要員の確保（待機及び非常招集体制の確立）
- イ 応急対策用資機材の確保
- ウ 浸水のおそれのある施設の巡回・点検、必要な場合の浸水等防御措置

(2) 電力（関西電力送配電株式会社）

- ア 応急対策要員の確保（待機及び非常招集体制の確立）

- イ 応急対策用資機材の確保
- (3) 電気通信（西日本電信電話株式会社）
 - ア 災害情報連絡室の設置
 - イ 情報の収集、報告（気象状況、災害予報等）
 - ウ 応急対策要員等の事前確保
 - エ 復旧資機材の調達及び災害対策機器・工事車両等の確保
 - オ 防護措置の実施
- (4) LPガス等（LPガス事業者等）
 - ア 応急対策要員の確保（待機及び非常招集体制の確立）
 - イ 応急対策用資機材の確保
 - ウ 浸水のおそれのある施設の巡回・点検、必要な場合の浸水等防御措置

2 交通施設管理者

気象情報等の収集に努め、必要に応じ警備警戒体制をとるとともに、施設設備の点検及び利用者の混乱を防止するため適切な措置を講じる。

- (1) 鉄軌道施設（近畿日本鉄道株式会社）
 - ア 定められた基準により、列車の緊急停止、運転の見合わせ、若しくは速度制限を行う。
 - イ 適切な車内放送、駅構内放送を行い、必要に応じて利用者を安全な場所へ避難誘導する。
- (2) 道路・橋梁施設（産業建設部、中和土木事務所、奈良国道事務所）
 - ア 定められた基準により通行の禁止、制限若しくは速度規制を行う。
 - イ 交通の混乱を防止するため、迂回、誘導灯等の適切な措置を講じる。

【本節に関する資料】

- 資料編 2-2-1 重要水防箇所一覧表
- 資料編 2-2-2 雨水対策施設整備箇所一覧表
- 資料編 2-2-3 井堰・樋門一覧表
- 資料編 2-2-4 水防倉庫・水防資機材等一覧表

第5節 応急避難

町は、災害から住民の安全を確保するため、防災関係機関と相互に連携し、避難指示等の発令、警戒区域の設定、避難誘導並びに要配慮者の避難完了確認等必要な措置を講じる。

町長は、積極的な災害情報の収集に努め、気象情報や河川水位情報を基に、あらかじめ作成した発令基準に則って、避難指示等を発令する。その際、避難時間等を考慮した早めの発令を心がけ、躊躇なく発令し、速やかに居住者等に伝える。また、台風による大雨発生など事前に予測可能な場合は、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達するよう努める。

町民は、「自らの命は自らが守る」意識を持ち、避難先である指定避難所だけでなく、安全な親戚・知人宅に避難することなど災害の状況に応じて適切な避難行動に努める。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 避難指示等の発令	総務部、産業建設部、健康福祉部	磯城消防署、田原本町消防団、中和土木事務所、天理警察署
第2 警戒区域の設定	総務部、産業建設部	磯城消防署、田原本町消防団、中和土木事務所、天理警察署
第3 避難	健康福祉部	磯城消防署、田原本町消防団、中和土木事務所、天理警察署
第4 要配慮者（避難行動要支援者）への避難支援	健康福祉部、教育部	町社会福祉協議会

第1 避難指示等の発令

1 避難行動時の役割

(1) 県

被害情報を収集・分析し、各市町村に対して避難指示等の発令などの注意喚起等を行う。

(2) 町

避難は原則として避難者各自が行うものであるが、豪雨等が予想される場合などは、避難指示等の発令など早めに住民避難を呼びかける。

伝達手段としては、防災行政無線の屋外スピーカー、災害電話サービス、広報車等による広報、インターネット、安全安心メール、緊急速報メール、ファクシミリ、SNS、Lアラート等可能な限り多様な手段を活用し、確実に住民に対し情報伝達を行う必要がある。その際、受け手が情報の意味を直感的に理解できるよう、わかりやすい情報伝達を行うよう努める。

なお、住民に対する避難のための準備情報の提供や指示等を行うにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における準備情報の提供に努める。

(3) 住民

- ア 気象情報等積極的な情報収集に努め、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの意思で行動するようにする。特に、自分だけは大丈夫といった思い込みや正常性バイアスによる避難の遅れが生じることのないよう留意する。
- イ 避難所への移動時間も考慮して早めのタイミングで避難する。
- ウ 夜間等避難ルートの安全が確保できないなど、緊急の場合は、建物の高いところなどに垂直避難する。
- エ 雨が収まってもすぐに帰宅しないようにする。
- オ 避難の際は、隣近所に声を掛け合い、ともに避難するようにする。特に新しい地区住民や観光客等には努めて声を掛けるようにする。
- カ 浸水想定区域外でも災害が発生するおそれがあることを忘れず、十分注意するようにする。

避難指示等一覧

区分	発令時の状況	住民に求める行動
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難に時間のかかる高齢者等の要配慮者とその支援者は立退き避難する。 ・ その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 ・ 特に、急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。
【警戒レベル4】 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全員が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害が発生するおそれが極めて高い状況 	<p>全員避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。 ・ 指定緊急避難場所への立退き避難に限らず、「近隣の安全な場所」※1への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2を行う。 ・ 避難指示は、地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合などに発令されるものであり、必

		ず発令されるものではないことに留意する。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	・既に災害が発生している状況	・既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。

※1 近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等

※2 屋内安全確保：その時点で居る建物内において、より安全な部屋等への移動

注 突発的な災害の場合、市町村長からの避難勧告等の発令が間に合わないこともあるため、自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断するとともに、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。

2 避難指示等の実施機関

【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】避難指示、【警戒レベル5】緊急安全確保の発令の実施責任者は次のとおりである。

本部長（町長）は、災害対策基本法等に定めるところにより、県及び気象台から提供される、河川水位情報や気象予警報等、避難指示等の判断に際して参照すべき情報に基づき、あらかじめ作成した発令基準に該当する場合、又は地震による土砂災害の発生等、二次災害の危険性が高い場合、避難指示等を発令する。その際、避難時間等を考慮した早めの発令を心がけ、夜間等避難に危険を伴うような時間の発令を避けるようにする。

また、必要に応じて県及び奈良地方気象台に対し避難指示等に関する助言を求める。

なお、県知事は、町が災害により全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、本部長（町長）が実施すべき事務の全部又は一部を代わりに実施する。

区分	実施責任者	要件	措置	根拠規程	災害の種類
【警戒レベル3】 高齢者等避難	町長	・人的被害の発生する可能性の高まった場合において、避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する必要があると認められるとき。	・住民に対する避難準備（要配慮者等に対する避難行動の開始）	災害対策基本法第56条	災害全般
【警戒レベル4】 避難指示	町長	・災害が発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認められるとき。	・立退きの指示（必要があると認めるときは立退き先の指示） ・屋内安全確保（垂直避難等）の指示	災害対策基本法第60条	災害全般

区分	実施責任者	要件	措置	根拠規程	災害の種類
	知事	・災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	・立退きの指示（必要があると認めるときは立退き先の指示） ・屋内安全確保（垂直避難等）の指示	災害対策基本法第60条	災害全般
	警察官	・町長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は、町長から要請があったとき。	・立退きの指示（必要があると認めるときは立退き先の指示） ・屋内安全確保（垂直避難等）の勧告	災害対策基本法第61条	災害全般
		・人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある天災、事変、工作物の損壊、交通事故、危険物の爆発、狂犬・奔馬の類等の出現、極端な雑踏等危険がある場合で、特に急を要するとき。	・避難等の措置	警察官職務執行法第4条	災害全般
	自衛官	・災害により特に急を要する場合において、警察官がその場にはいないとき。	・避難等の措置	自衛隊法第94条	災害全般
	知事又はその命を受けた職員又は水防管理者	・洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。	・立退きの指示	水防法第29条	洪水
【警戒レベル5】 緊急安全確保	町長	・災害が発生したとき	・命を守るための最善の行動を促進	災害対策基本法第60条	災害全般

3 【警戒レベル3】高齢者等避難

気象予警報等に基づき、浸水などによる被害を受けるおそれがあり、事態の推移によっては当該地域等に避難の指示を発令することが予想される場合は、当該地域の住民に対し、【警戒レベル3】高齢者等避難を周知する。

(1) 【警戒レベル3】高齢者等避難の指示

本部長(町長)は、大和川水系河川で「氾濫注意水位(警戒水位)」に達し、洪水によって被害が発生するおそれがある場合は、その危険地域の住民に対し、「【警戒レベル3】高齢者等避難」を発令し、自治会有線放送、広報車等によって避難の準備を指示する。

なお、水防警報指定河川以外の河川、ため池、その他の災害危険の場合について、高齢者等要配慮者の迅速な避難に配慮し、先行的に「【警戒レベル3】高齢者等避難」を発令し、同様に行うものとする。

(2) 【警戒レベル3】高齢者等避難の周知の実施要領

【警戒レベル3】高齢者等避難を周知する場合の実施要領は、次のとおりである。

なお、周知漏れを防ぐため、【警戒レベル3】高齢者等避難の発令は、庁内放送、町ホームページ掲載を行うとともに、町内全自治会長に対し、その旨を通報する。

ア 健康福祉部各班は、「【警戒レベル3】高齢者等避難」が発令された場合は、その対象地域内にある高齢者等要配慮者関連施設の管理者に対し、その旨を通報し、通入所者・利用者の安全避難の確保を図るよう指示する。

イ 各部各班は、「【警戒レベル3】高齢者等避難」が発令された場合は、その対象地域内にあるそれぞれ所管する施設、各種サービス事業者、団体等の管理者等に対し、その旨を通報し、特に高齢者等要配慮者の安全避難に配慮するよう要請する。

区分	基準及び方法
条件	災害発生のおそれがあり、事態の推移によっては、避難の指示等を発令する必要が予想される場合
伝達内容	発表者、危険予想地域、避難準備すべき理由、避難に際しての携帯品、避難方法
伝達方法	デジタルMC A同報通信システム、広報車による伝達、自治会有線放送(各自治会長に要請)、町ホームページ、その他必要に応じてテレビ放送、ラジオ放送(NHK奈良放送局等報道機関に要請)を併用する。

4 【警戒レベル4】避難指示

住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難のための指示を行う。

本部長(町長)は、指示を行った場合、その旨を速やかに防災関係機関に通報する。

なお、緊急の場合以外は、原則として実施責任者相互の連絡協議のもとに行う。

(1) 【警戒レベル4】避難指示

本部長(町長)は、大和川水系河川で河川氾濫の前兆(漏水、堤防の洗掘、変形等)が発生したその危険地域住民に対し、「【警戒レベル4】避難指示」を発令し、自治会有線放送、広報車等によって避難を指示する。

なお、水防警報指定河川以外の河川、ため池、その他の災害危険の場合についても、同様に行うものとする。

(2) 【警戒レベル4】避難指示の周知の実施要領

【警戒レベル4】避難指示を周知する場合の実施要領は、次のとおりである。

なお、周知漏れを防ぐため、【警戒レベル4】避難指示発令は、庁内放送、町ホームページ掲載を行うとともに、町内全自治会長に対し、その旨を通報する。

ア 健康福祉部各班は、「【警戒レベル4】避難指示」が発令された場合は、その対象地域内にある高齢者等要配慮者関連施設の管理者に対し、その旨を通報し、通入所者・利用者の安全避難の状況について確認し、未了の場合は、所定の計画に基づき緊急的な安全確保を図るよう指示する。

イ 各部各班は、「【警戒レベル4】避難指示」が発令された場合は、その対象地域内にあるそれぞれ所管する施設、各種サービス事業者、団体等の管理者等に対し、その旨を通報し、特に高齢者等要配慮者の安全避難に配慮するよう要請する。

【警戒レベル4】避難指示

区分	基準及び方法
条 件	状況が悪化し、避難すべき時期が切迫した場合
伝 達 内 容	避難対象地域、指示者、避難すべき理由、避難先、避難経路、避難時の注意事項等
伝 達 方 法	デジタルMCA同報通信システム、自治会有線放送（各自治会長に要請）、町ホームページ、テレビ放送、ラジオ放送（NHK奈良放送局等報道機関に要請）、電話による口頭伝達、サイレン（水防第4号信号）を併用する。（注）

（注）洪水時の広報車による伝達は、浸水20cm程度でも普通自動車の場合車輪全体の3分の1程度水没し、勢いよく進入するとエンジン停止の可能性があり、使用困難と想定し除外

5 屋内での退避等の安全確保措置、【警戒レベル5】緊急安全確保

本部長（町長）は、避難のための立ち退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき又は災害が発生した時は、屋内での退避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置（以下「屋内での退避等の安全確保措置」という。）若しくは命を守る最善の行動を指示することができる。

区分	基準及び方法
条 件	避難のための立ち退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき又は災害が発生した時
伝 達 内 容	避難対象地域、指示者、避難すべき理由、避難先、避難経路、避難時の注意事項等
伝 達 方 法	デジタルMCA同報通信システム、自治会有線放送（各自治会長に要請）、町ホームページ、テレビ放送、ラジオ放送（NHK奈良放送局等報道機関に要請）、電話による口頭伝達、サイレン（水防第4号信号）を併用する。（注）

(注) 洪水時の広報車による伝達は、浸水20cm程度でも普通自動車の場合車輪全体の3分の1程度水没し、勢いよく進入するとエンジン停止の可能性があり、その際は使用困難であると想定されるため使用しないこととする。

6 報告等

(1) 県への報告

本部長（町長）は、【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】避難指示、【警戒レベル5】緊急安全確保を発令し、又は屋内での退避等の安全確保措置を指示したときは、可能な限り次の事項と併せ、その旨を速やかに県知事に報告する。

また、警察官が避難の指示や屋内での退避等の安全確保措置の指示を行い、その旨を本部長（町長）に報告してきたときも同様の扱いとする。

ア 【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】避難指示、【警戒レベル5】緊急安全確保、屋内での退避等の安全確保措置の種類

イ 発令時刻

ウ 対象地域

エ 対象世帯数及び人員

オ その他必要事項

なお、避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、速やかに県知事に報告する。

(2) 相互連絡

町、県、警察及び自衛隊は、避難の指示等をしたときは、その内容を相互に連絡する。

第2 警戒区域の設定

住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じる。

1 設定権者

警戒区域の設定権者は、次のとおりである。

なお、県知事は、町が災害により全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、災害対策基本法第63条第1項の規定により、実施すべき応急措置の全部又は一部を代わりに実施する。

設定権者	要件	措置	根拠規程	災害の種類
町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町の職員	・災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるとき。	・災害応急対策に従事する者以外の者に対する警戒区域への立入制限、立入禁止、警戒区域からの退去	災害対策基本法第63条	災害全般

設定権者	要件	措置	根拠規程	災害の種類
知事	・災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	・災害応急対策に従事する者以外の者に対する警戒区域への立入制限、立入禁止、警戒区域からの退去	災害対策基本法第63条	災害全般
警察官	・町長若しくは町長の委任を受けた町の職員が現場にいないとき、又は、これらの者から要請があったとき。	・災害応急対策に従事する者以外の者に対する警戒区域への立入制限、立入禁止、警戒区域からの退去	災害対策基本法第63条	災害全般
	・消防職員又は消防団員が火災の現場にいないとき、又はこれらの者から要請があったとき。	・消防警戒区域からの退去、消防警戒区域への出入り禁止、制限	消防法第28条第36条	火災
	・消防団長、消防団員、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者から要請があったとき。	・水防警戒区域からの退去、水防警戒区域への出入り禁止、制限	水防法第21条	水災
自衛官	・町長若しくは町長の委任を受けた町の職員及び警察官が現場にいないとき。	・災害応急対策に従事する者以外の者に対する警戒区域への立入制限、立入禁止、警戒区域からの退去	災害対策基本法第63条	災害全般
消防職員又は消防団員	・円滑な消火活動等の確保のため、必要があると認めるとき。	・消防警戒区域からの退去、消防警戒区域への出入り禁止、制限	消防法第28条第36条	火災
消防団長、消防団員若しくは消防機関に属する者	・円滑な水防活動等の確保のため、必要があると認めるとき。	・水防警戒区域からの退去、水防警戒区域への出入り禁止、制限	水防法第21条	水災

(注) 警察官は、消防法第28条、水防法第21条の規定によっても、第1次的な設定権者が現場にいないか、又は要請があった場合は、警戒区域を設定できる。

2 規制の実施

警戒区域の設定のために必要な措置は、以下のとおりとするが、総務部本部班が町におけるとりまとめにあたる。

- (1) 本部長（町長）は、警戒区域の設定については、警察署長等関係者との連絡調整を行う。
- (2) 本部長（町長）は、警戒区域を設定した場合、必要な区域を定めて、ロープ等によりこれを明示するとともに、警察署長に協力を要請して警戒区域からの退去又は立入禁止の措置をとる。

(3) 本部長（町長）は、天理警察署、田原本町消防団、自治会、自主防災組織等の協力を得て、住民の退去を確認するとともに、防犯、防火の警戒を行う。

3 警戒区域の設定の周知

避難の指示などと同様、防災関係機関及び住民にその内容を周知し、警戒区域内に住民が立ち入らないように措置する。

4 警戒区域への一時帰宅、一時立入

警戒区域を設定した場合においても、行政機関や、復旧工事等に携わる事業者等やむを得ず立ち入らなければならない者には本部長（町長）が許可証等を発行し、一時立入を認めることができる。

また、住民には、警察、消防機関、町職員等の監視のもと、日時を設定して一時帰宅を認めることができる。

一時立入、一時帰宅を許可するにあたっては、危険が切迫している度合や天候等を勘案し、国（近畿地方整備局）、県、消防機関、警察、住民、専門家等の意見を聞くための協議会等の場で慎重に検討する。その基準は、住民に対して分かりやすいものとすることや、生活面での影響、経済的な影響、観光面での影響等に十分配慮することが望ましいが、「災害による死者をなくす・人命を守る」ことを念頭に置いて、安全面を第一に考えて基準を策定する。

5 警戒区域の縮小・解除

警戒区域を縮小・解除する場合は、専門家の意見も十分に考慮し、協議会等の場において慎重に検討したうえで決定する。

また、警戒区域を解除した後の監視体制や、避難指示の継続についても協議会等の場で検討する。

第3 避難

災害から住民の安全を確保するため、防災関係機関相互に連携のもと、要配慮者に配慮しつつ、避難誘導等必要な措置を講じる。

1 避難にあたっての留意点

避難にあたっては、あらかじめ次の事項の周知徹底を図る。

- (1) 避難にあたっては、必ず火気・危険物等の始末を完全に行うこと。
- (2) 大雨、台風期には、災害に備え家屋を補強し、浸水が予想される場合は、家財を2階に移動させるなど、浸水防止のための家財の整理をしておくこと。
- (3) 事業所等は、浸水その他の被害による油脂類の流失防止及び発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安処置を講じること。
- (4) 避難者は、食料、飲料水、手ぬぐい、着替え用の肌着等必要最小限度の見回り品のほか、必要に応じ防寒雨具、懐中電灯、携帯ラジオ、常備薬等を携行する。
- (5) 避難者は、できれば氏名票（氏名、住所、本籍、年齢、血液型を記入したもので水に濡れてもよいもの）を肌に着用すること。

- (6) 服装は軽装とするが、素足、無帽は避け、できれば頭をヘルメット等で保護すること。
- (7) 貴重品以外の荷物は持ち出さないこと。
- (8) 上記のうちから、必要なものを「非常持ち出し袋」に準備しておくこと。
- (9) その他避難の指示が発令されたとき、直ちに避難できるよう準備を整えておくこと。

2 避難路の確保

産業建設部まちづくり建設班は、県、天理警察署、道路管理者との連携のもと、住民の安全のために避難路の確保に努める。

3 避難誘導

本部長（町長）が避難指示を行った場合は、住民の避難誘導を実施する。

(1) 指定避難所への住民の避難誘導

健康福祉部保険医療班は、田原本町消防団、天理警察署の協力を得るとともに、自治会、自主防災組織、日赤奉仕団等の住民組織等と連携して実施する。

(2) 学校、病院、社会福祉施設等公共施設における避難誘導

原則として、施設の管理責任者及び防火管理者が実施する。

(3) 事業所及び店舗等における避難誘導

原則として、事業所等の管理責任者及び防火管理者が実施する。

(4) 交通機関等における避難誘導

その交通機関の防災計画及び避難計画に基づいて実施する。

4 避難誘導の方法

避難誘導にあたっては、できるだけ集団避難を実施するとともに、要配慮者の確認と誘導に配慮する。

- (1) 避難の順序は、緊急避難の必要のある地域から行うものとし、老人、幼児、傷病者、障害者、妊産婦及びこれらに必要な介助者を優先して行う。
- (2) 避難の経路については、あらかじめ選定した経路の安全を確認し、危険箇所には表示、なわ張り等を行うほか、要所に誘導員を配置して事故防止に努める。
- (3) 夜間においては、照明器具を携行した誘導員を配置するとともに、できるだけ、投光機、照明器具を使用し、避難方向を照射する。
- (4) 浸水地等においては、必要に応じ船艇、ロープ等の資機材を配置して、誘導の安全を期する。
- (5) 避難のための輸送は、避難者が各個に行くことを原則とするが、避難者が自力で立ち退き不可能な場合や避難先が遠い場合等は、必要に応じ車両等によって実施する。
- (6) 浸水、火災等で最初の避難所が危険と判断された場合は、総務部本部班の指示に基づき、近くの他の避難所へ移動する。

5 避難所の開設及び避難収容状況のとりまとめ

- (1) 本部長（町長）は、災害から住民の安全を確保するため、【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】避難指示、【警戒レベル5】緊急安全確保の発令を行った場合又は避難を求めらる住民がいる場合は、その状況に応じて安全な避難所を指定し、住民にその旨を周知する。避難

所を指定した場合、施設管理者は、速やかに避難所を開設する。ただし、施設管理者が開設困難な場合は所管する職員が開設する。

(2) 教育部教育総務班は、指定した避難所について、避難収容状況のとりまとめを行う。

6 避難の解除

総務部本部班は、災害に伴う危険が解消したと認められた場合、避難指示の伝達と同様に、速やかに避難の解除を指示し、その旨を公示する。

第4 要配慮者（避難行動要支援者）への避難支援

1 避難行動要支援者の避難支援対応

(1) 避難支援等関係者等の対応原則

平常時から名簿情報を避難支援等関係者に提供することに同意した避難行動要支援者の避難支援については、名簿情報に基づいて避難支援を行う。

なお、避難行動要支援者の避難支援にあたっては、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提となるため、避難支援等関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮する。

(2) 名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務の考え方

名簿情報の提供を受けた者が、災害発生時に、避難行動要支援者の避難支援等に必要な応援を得るため、緊急に名簿情報を近隣住民等に知らせるような場合は、「正当な理由」に該当すると考えられるため、守秘義務違反にはあたらないものとする。ただし、避難支援等の応援を得ることを目的とした場合であっても、災害が現に発生していない平常時から、他者に名簿情報を提供することは、「正当な理由」には該当しないものとする。

(3) 避難行動要支援者名簿の平常時からの提供に不同意であった者への避難支援

ア 不同意者を含む避難行動要支援者名簿の提供

現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するため、特に必要があるときは、その同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供できる。ただし、発災時等であれば無条件に認められるものではなく、予想される災害種別や規模、予想被災地域の地理的条件や過去の災害経験等を総合的に勘案し、同意のない避難行動要支援者名簿の情報を提供することが適切かを判断することに留意する。

イ 不同意者を含む避難行動要支援者名簿の提供先

自衛隊の部隊や他の都道府県警察からの応援部隊など、他地域から避難支援等が受けられる場合、それらの者にも名簿情報を提供することができる。

また、平常時から民間企業等とも協定を結ぶなど、あらかじめ関係者と連携して避難支援に取り組むものとする。

ウ 不同意者を含む避難行動要支援者名簿の情報漏えいの防止

発災時に、本人の同意の有無に関わらず、緊急に名簿情報を提供する場合、あらかじめ定め

られた避難支援等関係者のみならず、平常時から名簿情報を保有していない者に対しても名簿情報を提供することが考えられるため、これらの者が適正な情報管理を図るよう、名簿情報の廃棄・返却等、情報漏えいの防止のために必要な措置を講じる。

(4) 避難支援等関係者の安全確保の措置

避難支援等関係者の避難支援時における安全を確保するため、避難行動要支援者や避難支援等関係者を含めた地域住民全体で、次の事項に留意してルールや計画を作成し、周知する。

ア 一人一人の避難行動要支援者に避難行動要支援者名簿制度の活用や意義等について理解してもらうこととあわせて、避難支援等関係者等は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあることを理解してもらうこと。

イ 地域において、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義、あり方を説明するとともに、避難支援等関係者の安全確保の措置を決めておくこと。

ウ 避難支援は避難しようとする人を支援するものであり、避難することについての避難行動要支援者の理解は、平常時において、避難行動要支援者名簿の提供に係る同意を得る段階で得ておくこと。

(5) 避難行動要支援者情報等の引継ぎ

避難場所等において、避難行動要支援者及び名簿情報が避難支援等関係者から避難場所等の責任者に適正に引き継がれるよう、その方法等について、あらかじめ規定し、避難行動要支援者の引継ぎを行うとともに、その際、名簿情報を避難所生活後の生活支援に活用できるよう配慮する。

2 情報伝達、避難誘導等

要配慮者（避難行動要支援者）の避難は、「【警戒レベル3】高齢者等避難」、「【警戒レベル4】避難指示」、「【警戒レベル5】緊急安全確保」の段階ごとに健康福祉部健康福祉班が以下のとおり関係各部、各施設管理者、自治会、自主防災組織、団体・事業所、並びに田原本町消防団、磯城消防署の協力を得て行う。

また、「【警戒レベル4】避難指示」、「【警戒レベル5】緊急安全確保」が発令された場合、「【警戒レベル3】高齢者等避難」発令段階において、避難完了が確認されない避難行動要支援者及び在宅の要配慮者の避難については、状況に応じて、最寄りの避難所等へ緊急避難するよう措置する。

(1) 避難行動要支援者

避難行動要支援者避難支援プラン等に基づき避難支援等関係者による情報伝達及び避難誘導の支援を行うとともに、避難確認を行う。

なお、避難経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。

(2) 在宅の要配慮者

原則として「【警戒レベル3】高齢者等避難」発令段階において、完了させるものとし、その状態や特性に応じた適切な情報提供、避難誘導を行うとともに、避難確認を行う。

(3) 要配慮者関連施設の通入所者・利用者

各施設管理者が健康福祉部に対し、【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】避難指示、【警戒レベル5】緊急安全確保の段階ごとに避難完了を速やかに報告する。その場合、安否・所在の確認された施設利用者の氏名をあわせて報告する。

3 要配慮者（避難行動要支援者）の安否確認の実施

健康福祉部健康福祉班は、要配慮者（避難行動要支援者）の避難状況を速やかに確認し、優先的に避難所を確保するとともに、健康状態等を把握する。

なお、避難行動要支援者の安否確認にあたっては、健康福祉部で把握している避難行動要支援者名簿と教育部が把握する避難者名簿とを照合し、避難完了を確認する。

【本節に関する資料】

- 資料編 3-7-1 指定避難所一覧表
- 資料編 3-7-2 福祉避難所一覧表
- 資料編 3-7-3 避難所位置図
- 資料編 3-7-4 マイ・タイムライン

削除

第2章 災害発生後の活動

第1節 情報の収集・伝達

町は、災害発生後、県及び防災関係機関との連携協力のもと、直ちに防災行政無線や県防災行政通信ネットワークシステム等を活用し、被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集並びに伝達活動を行う。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 気象予警報等の収集・伝達	総務部、産業建設部	奈良地方気象台、中和土木事務所
第2 災害情報の収集・伝達系統	各部	磯城消防署、田原本町消防団 天理警察署
第3 被害状況の把握	各部	中和土木事務所、中和保健所、 天理警察署、磯城消防署
第4 避難及び応急対策の実施状況の把握	各部	磯城消防署、田原本町消防団、 天理警察署
第5 被害状況等の集約・整理等	各部	
第6 県及び国への報告	各部	
第7 通信手段の確保	総務部	西日本電信電話株式会社、 磯城消防署

第1 気象予警報等の収集・伝達

気象予警報等が発表された場合は、災害発生以前から継続して気象情報等の収集・伝達を行う。

第2 災害情報の収集・伝達系統

町は、収集した情報を、有効かつ適切に利用できるよう、各部及び防災関係機関相互の迅速かつ的確な伝達系統を確保する。

1 情報の収集・伝達手段

- (1) 防災行政無線
- (2) 自治会有線放送、電話、携帯電話、ファクシミリ等の通信手段
- (3) 車両、バイク、自転車等を用いた伝令

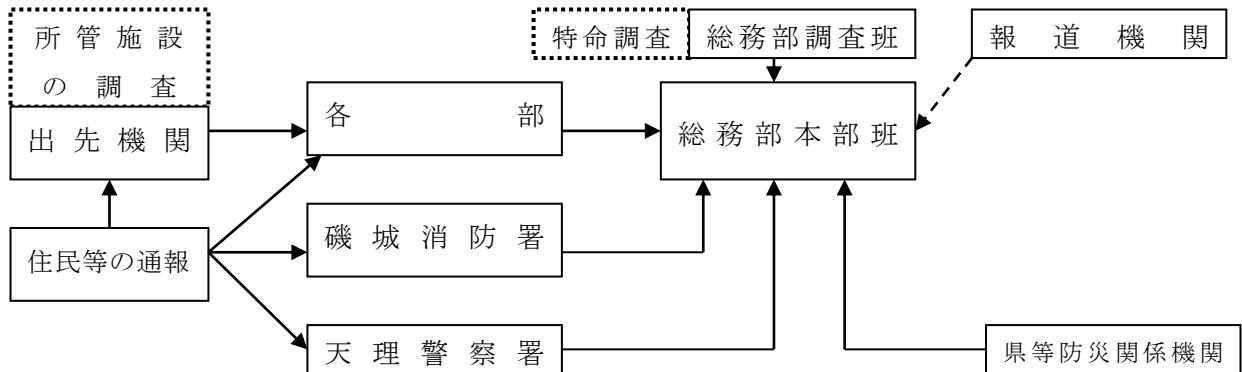
2 情報収集・伝達系統

各部は、災害発生後直ちに所管施設の被害の有無・活動拠点施設としての機能の現況を最優先で把握し、総務部本部班に報告する。

総務部本部班は、県、磯城消防署、天理警察署等防災関係機関から情報を収集し、人的被害の有無・活動拠点施設の機能の現況を最優先で把握する。

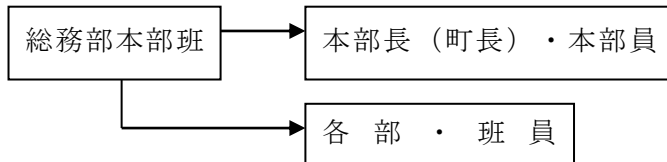
情報の収集及び伝達については、情報のとりまとめにあたる総務部本部班を中心とし、以下の系統で行う。

(1) 情報収集系統

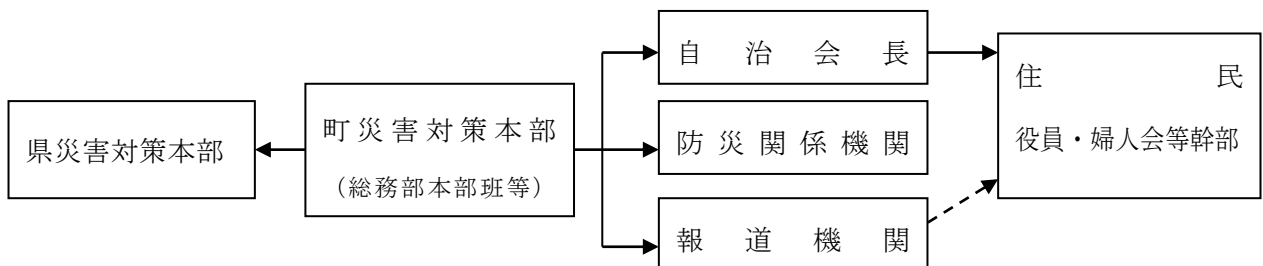


(2) 情報伝達系統

ア 庁内伝達系統



イ 住民及び防災関係機関との伝達系統



第3 被害状況の把握

町は、迅速かつ的確な応急対策活動の実施に必要な被害概況について、災害発生後、なるべく早期に把握するとともに、防災関係機関、住民等の協力を得て、詳細な被害状況を把握する。

1 被害概況の把握

町は、被害の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報（以下「災害情報」という。）を収集する。その際、当該被害が自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができない災害である場合は、他機関への応援要請等を検討するため、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意する。また、報告・公表等に用いる人的被害の数が統一的に行われるよう、関係機関との緊密な連携を図り、人的被害の数の一元的な集約・調整等を行うよう留意する。

(1) 実施担当

各部各班は、事務分掌に基づき、被害概況を把握し総務部本部班に報告する。

なお、勤務時間外の場合は、参集途上の情報も把握する。

(2) 把握する内容

- ア 人的被害の発生状況
- イ 床上浸水・床下浸水、流失家屋等の状況
- ウ 河川堤防・ため池等の亀裂等発生状況、危険性
- エ 避難の状況、住民の動向
- オ 浸水（アンダーパス、低地区間等）、倒木その他による通行障害等道路交通の状況
- カ 公共交通機関（電車・バス）の状況
- キ ライフラインの被害状況、供給等の停止状況
- ク その他災害の拡大防止措置上必要な状況

(3) 把握の手段

- ア 防災行政無線を用いる。
- イ 電話、携帯電話、ファクシミリ等を用いる。
- ウ 町が所有する車両の乗り合い利用、職員のバイク・自転車の借り上げ、徒歩等によって行う。

2 被害概況の集約

総務部本部班は、各部各班からの報告に基づき、被害概況を随時とりまとめる。

とりまとめる被害概況は、次のとおりである。

(1) 人的被害

死者、行方不明者、負傷者の状況

(2) 建物被害

床上浸水・床下浸水、全壊（流失）、半壊、全焼・半焼等の状況

(3) 公共土木施設等の被害

- ア 道路、橋梁の状況
- イ 河川、水路、ため池の状況
- ウ 道路交通、公共交通機関（電車・バス）の状況
- エ ライフラインの状況

(4) その他

- ア 消火・人命救助活動の状況
- イ 医療活動の状況
- ウ 【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】避難指示、【警戒レベル5】緊急安全確

保、警戒区域の設定の状況

エ その他必要な情報

3 詳細被害状況の把握

各部各班は、自己の班に属する被害状況を把握する。

なお、自己の班に属さない被害であっても、緊急の報告を受けた場合は、速やかに総務部本部班へ報告する。

また、被害状況を専門的に把握するために必要と認められる場合は、部内で調整のうえ、他班の協力によって調査を行う。把握する内容及び実施担当は、次のとおりである。

	把握する内容	実施担当
人的被害	死者、行方不明者の状況	総務部調査班
	負傷者の状況	総務部調査班
住家被害	床上浸水・床下浸水、全壊（流失）、半壊、一部損壊、土砂流入等の状況	総務部調査班
非住家被害	公共建物（官公署庁舎、公民館等）	産業建設部まちづくり建設班 各所管部
	その他（倉庫、土蔵、車庫、納屋）	各所管部
その他被害	田畑の被害状況	産業建設部地域産業推進班
	文教施設の被害状況	教育部各班
	医療機関の被害状況	健康福祉部健康福祉班
	浸水等の道路関連被害状況	産業建設部まちづくり建設班
	河川、水路、ため池の被害状況	産業建設部まちづくり建設班
	下水道施設の被害状況	産業建設部下水道班
	ごみ・し尿処理施設等の被害状況	住民環境部環境管理班
電気、ガス、上水道、電話、鉄道の被害状況	総務部本部班	

4 罹災状況、被害金額の把握

詳細被害状況に基づき、罹災状況と被害金額を把握する。

把握する内容及び実施担当は、次のとおりである。

	把握する内容	実施担当
罹災状況	罹災世帯数、罹災者数	総務部調査班
被害金額	公共文教施設の被害金額	教育部各班
	農業施設の被害金額	産業建設部地域産業推進班、 まちづくり建設班
	その他公共施設の被害金額	各所管部
	農林、商工の被害金額	産業建設部地域産業推進班

5 リエゾン（災害時緊急連絡員）との連携

県は、平常時から「災害時緊急連絡員」を編成し、県が災害対策本部を設置するような災害が発生した際には、災害時緊急連絡員に登録されている職員の中から必要な人員を抽出し、速やかに被災市町村に派遣することとしており、町に派遣された連絡員は、原則として、連続7日間を上限として、町が把握した災害情報、人員、物資等の不足の程度等の情報について、迅速かつ的確に県災害対策本部に報告する。

総務部本部班は、町内で災害が発生し、災害時緊急連絡員の派遣を受けた場合、災害時緊急連絡員と連携し、円滑な災害情報の収集・伝達の実施に努める。

第4 避難及び応急対策の実施状況の把握

その後の応急対策の方針を決めるため、時間の経過とともに変化する避難及び応急対策の実施状況をなるべく詳細に把握する。

1 避難状況の把握

各実施担当は、避難状況を把握し教育部教育総務班に報告する。教育部教育総務班は、報告をとりまとめ本部長（町長）に報告する。

把握する内容と実施担当は、次のとおりである。

	把握する内容	実施担当
避難の状況	所管施設の避難状況	各部各班
	避難所の状況	教育部教育総務班
	要配慮者の避難状況	健康福祉部健康福祉班、 長寿介護班

2 応急対策の実施状況の把握

各実施担当は、応急対策の実施状況を把握し総務部本部班に報告する。

把握する内容と実施担当は、次のとおりである。

	把握する内容	実施担当
応急対策の 実施状況	応急給水	総務部総務班
	給食の状況	健康福祉部保険医療班 教育部教育総務班
	救護所の開設状況、医療・救護活動の状況等	健康福祉部健康福祉班
	防災活動に必要な情報及びその他応急対策に必要な状況	総務部総務班、調査班、 町長公室部秘書広報班

第5 被害状況等の集約・整理等

1 被害状況等の集約・整理

総務部本部班、町長公室部秘書広報班は、各部各班から収集した被害状況等の情報及び資料を集約・整理するとともに、各部や防災関係機関からの求めに応じて速やかに報告できるよう準備する。
また、必要に応じて次に掲げる資料を作成する。

- (1) 災害関連情報、配備指令等の状況、被害状況等
- (2) 被害分布図等

なお、必要に応じて派遣される I S U T（災害時情報集約支援チーム）とも連携し、対応に当たる。

2 集約・整理の注意事項

被害状況等の集約・整理にあたっては、次の点に留意する。

- (1) 確認された情報と未確認の情報（至急確認すべき情報）を区別すること。
- (2) 確認された情報に基づき災害の全体像を把握すること。
- (3) 応援要請等に係る情報を整理すること。
- (4) 情報の空白地を把握すること。
- (5) 被害が軽微な地区又は被害がない地区を把握すること。

3 被害状況等に基づく判断

総務部本部班は、町単独の災害応急対策実施が困難であるか否かの判断を最優先で行う。
困難であると判断された場合は、迅速に県への応援要請を行う。

第6 県及び国への報告

被害状況等の報告については、災害対策基本法第53条第1項並びに消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）に従い、基本的に県に対して実施する。この場合、県（防災統括室）への報告は総務部本部班が、県（事業担当課）への報告は各部事業担当班が行う。

1 報告すべき災害の基準

町が報告すべき火災、事故、災害等の詳細な基準は、資料編「火災・災害等即報要領」の定めるところによる。

2 総務部本部班による県（防災統括室）への報告

総務部本部班は災害が発生した時から、当該災害に対する応急対策が完了するまでの間、県（防災統括室）に対して、次の報告区分及び要領により報告を行う。

- (1) 報告区分
 - ア 災害概況即報（第1報）

災害覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲（例えば死傷者の有無、火災の発生の有無等）で災害に関する第1報を報告する。

イ 被害状況即報（逐次報告）

第1報を報告し、以後判明したものから区域内の被害状況及び応急措置の実施状況等を取りまとめ、逐次報告する。

ウ 災害確定報告

応急対策終了後、14日以内に「被害状況即報」と同じ様式により報告する。

エ 災害年報

毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況を翌年3月10日までに「災害年報」様式により報告する。

(2) 報告要領

ア 災害概況即報、被害状況即報は、県防災行政通信ネットワーク等で迅速を旨として報告する。

イ 県への報告が、通信の途絶等によって不可能な場合は、一時的に報告先を総務省消防庁に変更する。ただし、この場合にも県との連絡確保に努め、連絡が取れるようになった後は、県に対し報告する。

ウ 即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合、第1報を県に対してだけでなく総務省消防庁に対しても原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。ただし風水害についての直接即報基準は定められていない。

エ 火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到した場合には、直ちに消防庁、県（防災統括室）それぞれに対し、通報が殺到している状況を報告する。

オ 被害状況即報は、定時の被害状況即報等、県知事（県災害対策本部長）が必要と認めた場合はその指示に従い報告する。

カ 応急対策の実施状況については、避難者の人員に占める要配慮者の人員を併記する等日常的に介護を必要とする要配慮者の被害状況に特に配慮する。

3 各部各班による県（事業担当課）への報告

各部各班は、担当する調査事項について、被害状況を取りまとめ、県の所定の様式により、県地域防災計画に定める被害状況等報告先に従って県の各事業担当課へ報告する。

第7 通信手段の確保

災害発生時における通信連絡を迅速かつ的確に実施するため、通信混乱の防止に努めるとともに、有線電話が途絶した場合の緊急通信体制を確保する。

1 県防災行政通信ネットワークの活用

県防災行政通信ネットワークシステムは、県と市町村、消防本部、防災関係機関及び県出先機関相互を結ぶ無線通信網で一斉通信（ファクシミリ）、回線統制等の機能を有している。

県から町等へ気象予警報、地震情報及び災害に関する情報を伝達するときは、一斉通信により行

われる。総務部本部班は、県防災行政通信ネットワーク等を活用し、迅速かつ円滑に県との情報連絡を行う。

2 無線通信機能の点検及び復旧

総務部本部班は、災害発生後、直ちに防災行政無線の通信機能を点検するとともに、支障を発見した場合は、施設設備の復旧を行う。

3 災害時優先電話・衛星携帯電話の確保及び通信取扱責任者の指定

(1) 災害時優先電話

総務部本部班は、災害時においてその機能が発揮できるように災害時優先電話を定め、原則として着信を防止し、本部からの指示伝達用として発信専用とし、迅速かつ円滑な通信連絡を確保する。

(2) 衛星携帯電話

総務部本部班は、災害発生時における通信連絡を確保するため、必要に応じ、県を通じて国や通信事業者に対し、衛星携帯電話の貸与を要請する。

(3) 通信取扱責任者

各部及び防災関係機関は、災害時の防災関係機関相互の迅速かつ円滑な通信連絡を確保するため専任の通信取扱責任者を指定する。通信取扱責任者は、各部及び防災関係機関相互の通信連絡を統括する。

4 電気通信設備の利用

(1) 電気通信事業者への要請

総務部本部班は、西日本電信電話株式会社に対し、応急回線の作成、利用制限等の措置による通信輻輳の緩和及び通信の疎通確保を要請する。

(2) 優先利用

総務部本部班は、必要に応じて西日本電信電話株式会社に対して非常電話又は非常電報を申し込み、電気通信設備の優先利用による非常通信を行う。

5 有線電話途絶時の措置

有線電話途絶のため、災害情報の収集・伝達に支障をきたす場合は、次のような措置を講じる。

(1) 県、近隣市町村との連絡

県防災行政通信ネットワークを利用して行う。

また、必要に応じ消防無線、警察無線、非常通信、携帯電話を活用するとともに、状況によっては伝令の派遣を行う。

(2) 防災関係機関との連絡

総務部本部班は、防災関係機関に対し、連絡要員の町本部への派遣及び所属機関との連絡用無線機等を可能な限り携行するよう要請する。

(3) 非常通信の利用

総務部本部班は、有線電話が途絶し、かつ防災行政無線による通信が困難な場合、電波法（昭和25年法律第131号）第52条に基づき、次に掲げる機関の無線局を利用し、災害に関する通信の

確保を図る。

ア 天理警察署、近畿日本鉄道株式会社等の防災関係機関が保有する無線

イ 放送局の有する無線

ウ アマチュア無線等

(4) 放送機関への放送要請

総務部本部班は、加入電話及び県防災行政通信ネットワークが使用不能になったときは、災害対策基本法第57条の規定に基づき、県を通じ放送機関に対し、連絡のための放送を要請する。

6 災害現場等出動者との連絡

災害現場等に出動している各部職員との連絡は、携帯電話、防災行政無線、伝令（自転車、バイク、徒歩等）等の適当な手段によって行う。

7 無線通信の統制

災害発生時には、各種通信の混乱が予想されるため、それぞれの無線通信施設の管理者は、適切な通信の統制を実施し、円滑・迅速な通信の確保に努める。

【本節に関する資料】

資料編 3-2-3 田原本町デジタルMCA同報通信システム管理運用要綱

資料編 3-2-4 防災関係機関連絡先一覧表

資料編 3-3-1 被害報告基準

資料編 3-3-2 大規模半壊世帯の認定基準

資料編 3-3-3 被害状況等報告先

資料編 5-1 応急被災状況報告書

資料編 5-2 被害状況報告様式（災害概況即報・被害状況即報）

資料編 5-3 災害報告取扱要領

資料編 5-4 火災・災害等即報要領

資料編 5-5 被害状況等報告様式

第2節 災害広報・広聴対策

町は、情報不足による混乱の発生を防止するため、平常時の広報手段を活用するほか、避難所への広報紙の掲示、報道機関による報道など、住民一人一人が漏れなく正確な情報を得られるよう多様な方法によって広報活動を実施する。

また、被災者の不安や悩みの解消に努めるため、被災者相談窓口を設置し、広聴活動を実施する。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 災害広報	町長公室部	
第2 報道機関への情報提供	町長公室部	NHK奈良放送局、奈良テレビ放送株式会社
第3 広聴活動の実施	町長公室部、 住民環境部	

第1 災害広報

災害発生直後の速やかな災害情報の広報は、人心の安定やパニック防止等を図るうえで重要であることから、総務部本部班及び町長公室部秘書広報班は、防災関係機関と協力のうえ、住民向けの広報活動を実施する。

1 広報の内容

次の事項を中心に広報活動を実施する。

なお、広報内容は簡潔で誤解を招かない表現に努めるとともに、重複をいとわず繰り返し行う。

(1) 災害発生直後の広報

- ア 気象等の状況
- イ 要配慮者への支援の呼びかけ
- ウ 浸水箇所・通行止め区間の周知等二次的災害危険防止のための呼びかけ

(2) その後の広報

- ア 避難所に関する情報
- イ 被災状況とその後の見通し
- ウ 被災者のために講じている施策
- エ ライフライン、交通施設等の復旧状況
- オ 医療機関などの生活関連情報
- カ 交通規制情報
- キ 応急給水及び給食、その他の救援活動の情報
- ク 義援物資等の取り扱い及びボランティアの受入れ等
- ケ 教育及び福祉関連情報

2 広報の方法

- (1) 町ホームページ、SNSによる広報
- (2) デジタルMCA同報通信システム、広報車、携帯マイク等による現場広報
- (3) 広報紙の掲示、配布等による広報
- (4) 避難所への職員の派遣による広報
- (5) 自治会有線放送等住民組織による地区広報
- (6) 報道機関による広域報道

3 要配慮者への広報

要配慮者への広報は、拡大文字、ボランティアなどの協力による手話、点字、録音、外国語等によるよう努める。また、文字放送やファクシミリ、テレホンサービスや町ホームページ等のメディアを活用する。

第2 報道機関への情報提供

町長公室部秘書広報班は、情報不足による混乱の発生を防止するため、報道機関と連携し住民への総合的な災害情報提供に努める。

1 災害情報の報道依頼

各部からの災害情報の報道依頼をとりまとめ、新聞等の報道機関へ報道を依頼する。

テレビ・ラジオ等については、県（広報広聴課）を通じて「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定」に基づき、NHK奈良放送局及び奈良テレビ放送株式会社に対し放送要請する。

2 災害情報の提供

災害情報を総括し提供するためのプレスセンターを災害対策本部とは別の施設又はフロアに設置し、広報担当者が報道機関に対し、資料配布・掲出及び本部長記者会見設定等により適宜情報の発表を行う。

なお、個人情報については十分にプライバシー保護に配慮する。

3 情報提供の内容

情報提供の主な項目は、次のとおりである。

- (1) 災害発生の場所及び発生日時
- (2) 被害状況
- (3) 応急対策の状況
- (4) 住民に対する【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】避難指示、【警戒レベル5】緊急安全確保等の発令状況
- (5) 住民に対する協力呼びかけ及び注意喚起事項
- (6) 支援施策に関すること

第3 広聴活動の実施

1 被災者相談窓口による広聴活動

町は、災害によって家や財産が滅失した被災者の不安や悩みを解消し、生活再建を支援するため、被災者相談窓口を開設し、積極的な広聴活動を実施する。

(1) 被災者相談窓口の開設

住民環境部総合窓口班は、被災地域の住民の要望事項等を把握するとともに、住民からの各種問い合わせ及び相談に対応するため、防災関係機関と連携し、必要に応じて町役場等に被災者相談窓口を開設する。

(2) 相談内容

被災者相談窓口への相談内容については、被害及び復旧の状況、時間の経過とともに異なるが、主に次のようなものが考えられる。

- ア 土地、建物の登記に関すること。
- イ 住宅の応急復旧、解体、融資制度の利用に関すること。
- ウ 町税等の減免、徴収猶予等に関すること。
- エ 要配慮者対策等の福祉に関すること。
- オ 災害弔慰金等の支給に関すること。
- カ 災害援護資金・生活資金等の貸付に関すること。
- キ 罹災証明書の発行に関すること。
- ク 上水道・下水道の修理に関すること。
- ケ 中小企業及び農業関係者の支援に関すること。
- コ その他生活再建に関すること。

(3) 実施体制

- ア 各部から広聴担当者として対応職員を派遣し、電話及び住民対応業務全般について実施する。
- イ 相談窓口の開設時には、設置場所、開設時間等について、広報紙等で住民へ周知する。

(4) 要望の処理

- ア 被災した住民からの相談・要望・苦情等の積極的な聞き取りに努める。
- イ 被災者相談窓口で聴取した要望事項は、直ちに関係各部及び防災関係機関へ連絡し、必要なものについては速やかに対応できるよう努める。

2 記録写真の撮影、収集並びに記録動画等の作成

町長公室部秘書広報班は、災害記録作成のため、必要に応じ、災害現地において災害現地写真を撮影する。

また、災害写真等を撮影したときは、速やかに県（広報記録班）に提供する。

第3節 応援協力活動

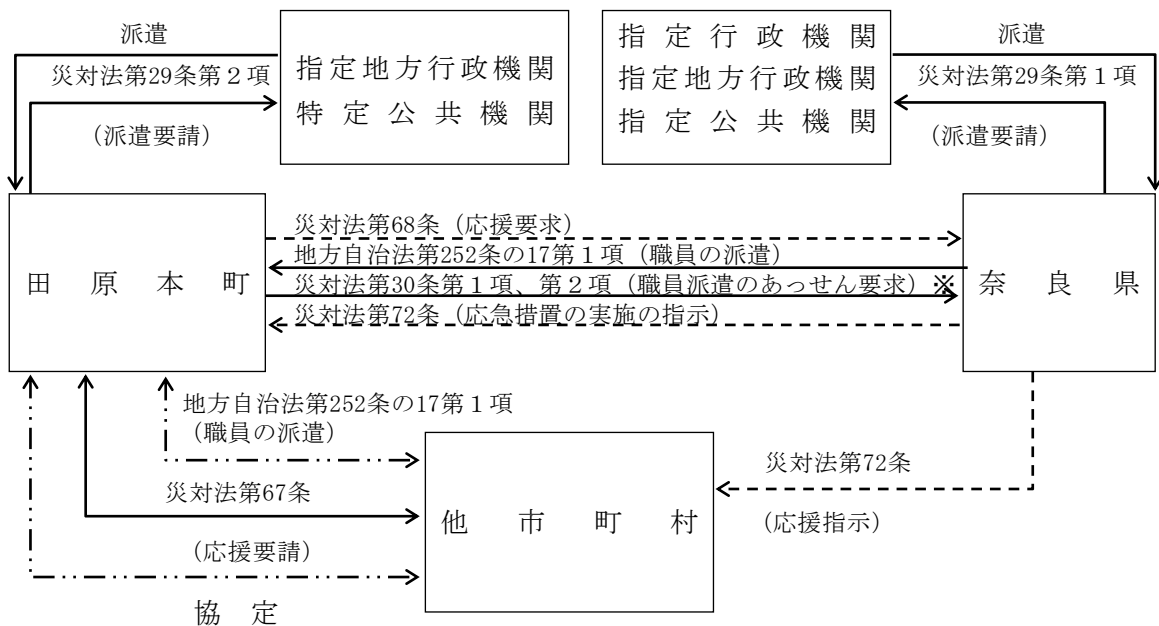
町は、住民の生命又は財産を保護するため必要と認めた場合、県、他の市町村等への応援を要請するとともに、受入体制を整備し、災害応急対策に万全を期する。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 行政機関等との協力体制の確立	各部	
第2 消防活動に係る応援の要請・受入れ	総務部	奈良県広域消防組合消防本部
第3 民間との協力	各部	ハローワーク桜井

第1 行政機関等との協力体制の確立

本部長（町長）は、町単独では十分に被災者に対する救助等の応急措置が実施できない場合、法令及び市町村相互応援協定等に基づき、必要事項を明確にしたうえで、所定の手続きにより応援協力を要請する。



- - - -> 全般的な相互応援協力要請

- - - -> 応急措置の応援要求、指示

—> 職員の派遣要請、派遣、派遣のあっせん要求

※奈良県（知事）に職員のあっせんを要求する対象
 災対法第30条第1項：指定地方行政機関、特定公共機関
 災対法第30条第2項：他の地方公共団体、特定地方公共機関
 （災対法：災害対策基本法）

法律、協定に基づく応援協力の要請系統

1 県及び他市町村との相互協力

本部長（町長）は、町単独では十分に被災者に対する救助等の応急措置が実施できない場合、法令及び市町村相互応援協定等に基づき、必要事項を明確にしたうえで、所定の手続きにより応援協力を要請する。

なお、要請に関する窓口業務については、町長公室部人事班が行う。

また、他市町村が被災し、応援を要請されたときは、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、速やかに応援体制を整える。

(1) 応援要請の種類

災害時における応援要請の種類は以下のとおりである。

- ア 食料、飲料水及び生活必需品並びにその他供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- イ 応急対策及び復旧対策に必要な職員の派遣
- ウ 被災者の一次収容のための施設の提供及びあっせん
- エ その他特に要請のあった事項

(2) 応援要請の手続き

ア 他の市町村の応援を必要とするときは、必要とする応援内容をできるだけ明らかにし、県に対して電話等により応援要請の依頼を行う。

イ 応援要請の依頼を受けた県は、他の市町村に対し、速やかに応援要請を行う。

ウ 応援を受けた場合、県及び応援を実施した市町村に対し、後日速やかに以下の事項を記載した要請に関する文書を提出する。

(ア) 災害の状況

(イ) 応援を要請する理由

(ウ) 応援を希望する物資・資材・機械・器具等の品名及び数量

(エ) 応援を必要とする活動内容

(オ) その他必要事項

(3) 応援部隊の受入れ

応援部隊の派遣が決定した場合は、派遣を要請した各部は、次の点に留意して応援部隊の活動が十分に行えるよう努める。

ア 応援部隊の宿泊施設は、基本的に応援部隊で確保を行い、必要に応じて宿泊施設の確保に努める。

イ 応援部隊との連絡調整のため連絡担当者を指名する。

ウ 作業実施期間中は、現場に責任者を置き、応援部隊指揮者と協議し、作業の推進を図る。

エ 必要に応じて天理警察署に対して、被災地域等への誘導を依頼する。

オ ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期する。

(4) 自主応援の実施

ア 町は、被災市町村又は県からの応援要請がない場合であっても、自主的に被災市町村の被災状況等に関する情報収集を行い、被害の状況に応じ自主的に応援を行う。

イ 上記アにより自主的に行う応援については被災市町村からの応援要請があったものとみなして市町村相互応援協定を適用する。

2 ヘリコプター等の派遣要請及び受入れ

本部長（町長）は、救出救助活動、人員・物資の輸送活動、空中消火活動、上空偵察活動等のためにヘリコプターの派遣要請を必要とする場合は、防災関係機関と迅速かつ的確に連絡を取り、派遣の要請を行うとともに、受入れの調整や準備を行う。

(1) 県消防防災ヘリコプターの派遣要請

ア 緊急運航の要件

県消防防災ヘリコプターの緊急運航は、「奈良県消防防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「奈良県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」に基づき実施するものとし、主に次に掲げる活動等で、地域並びに地域住民の生命、身体、財産等を災害から保護することを目的とするなど公共性を有し、緊急で差し迫った必要性が認められ、県消防防災ヘリコプター以外に適切な手段がない場合に実施する。

(ア) 救急・救助活動

(イ) 災害応急対策活動

(ウ) 火災防御活動

(エ) 広域航空消防防災応援活動

イ 県消防防災ヘリコプターの派遣要請手続き

本部長（町長）は、緊急運航が必要と認める場合、「奈良県消防防災ヘリコプター支援協定」に基づき、県に対し、県消防防災ヘリコプターの派遣要請を行う。

(2) その他の機関に対するヘリコプターの派遣要請

本部長（町長）は、県と連携のもと、必要に応じて、自衛隊及び奈良県警察本部等に対し、ヘリコプターの派遣要請を行う。

(3) 離着陸不能の条件

ヘリコプターの飛行又は離着陸不能の条件はおおむね次のとおりである。

ア 雨天又は霧等が発生し、視界が不良の場合

イ 前線通過などのため突風や乱気流のある場合

ウ 日没後から日の出前

エ 着陸地の傾斜及び障害物が規定以上である場合

(4) 受入体制の整備

本部長（町長）は、緊急運航を要請した場合、県防災航空隊及び奈良県広域消防組合消防本部と緊密な連絡を図るとともに、次の受入体制を整える。

ア 離着陸場所の確保及び安全対策

(ア) ヘリポートに紅白の吹流し又は国旗等を掲揚して、地上の風向を知らせる。

(イ) 離着陸地点には (H) 記号を石灰等を用いて表示する。

(ウ) ヘリポート周辺への一般人の立入りを禁止し、事故防止に努める。

(エ) ヘリポートの離着陸に障害となる物体については、除去又は物件所在地の表示をする。

なお、表示方法は、上空から良く判断できるよう白布又は赤布等を縛り付ける。

(オ) 離着陸周辺の木片、小石等は吹き飛ばされるので、できるだけ取り除く。

(カ) 離着陸時の砂塵発生の防止対策として消防車等による散水を行う。

また、総務部本部班及び災害時用臨時ヘリポート施設の管理者はヘリポートの被災状況を調査し、県災害対策本部に報告する。

(キ) 道路通行規制時における、ヘリコプターによる救援物資の迅速な搬送を確保するため、県と連携し、ヘリポートの再確認を行う。

イ 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配

ウ その他必要な事項

3 職員の派遣・派遣あっせんの要請及び受入れ

本部長（町長）は、職員のみでは十分に被災者に対する救助等の応急措置が実施できない場合、防災関係機関に必要な職員の派遣を要請する。

(1) 職員の派遣要請

国土交通省近畿地方整備局との災害時等の応援に関する申し合わせ及び災害対策基本法第29条の規定に基づき、指定行政機関又は地方行政機関の長に対して職員の派遣を要請する。

また、地方自治法第252条の17の規定に基づき、県知事又は他市町村長に対して職員の派遣を要請する。

要請にあたっては、次の事項を記載した文書を提出するものとするが、そのいとまがない場合には、電話又はファクシミリによって要請を行い、事後速やかに文書を提出する。

ア 派遣を要請する理由

イ 派遣を要請する職員の職種別人員数

ウ 派遣を必要とする期間

エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件

オ その他必要な事項

(2) 職員の派遣あっせん要請

災害対策基本法第30条に基づき、県知事に対して指定地方行政機関、特定公共機関、他の地方公共団体、特定地方公共機関の職員の派遣あっせんに要請する。

要請にあたっては、次の事項を記載した文書を提出するものとするが、そのいとまがない場合には、電話又はファクシミリによって要請を行い、事後速やかに文書を提出する。

ア 派遣あっせんに要請する理由

イ 派遣あっせんに要請する職員の職種別人員数

ウ 派遣あっせんに必要とする期間

エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件

オ その他必要な事項

(3) 経費の負担

派遣職員の待遇及び経費の負担については、災害対策基本法第32条、第92条、同施行令17、18、19条に定めるところによる。

(4) 従事内容

派遣要請を受けた職種に応じ指示された業務に従事する。

(5) 派遣職員の受入れ

派遣職員の派遣が決定した場合、派遣を要請した各部署は、次の点に留意して派遣職員の活動が十分に行えるよう努める。

ア 派遣職員であることの住民への周知、広報上の配慮を行う。

イ 作業の実施に必要な資機材は可能な限り準備するほか、必要な設備の使用等に配慮する。

第2 消防活動に係る応援の要請・受入れ

1 消防相互応援協定に基づく応援要請

奈良県広域消防組合消防本部長は、災害による災害の拡大が著しく、単独では十分に消防活動が実施できない場合又は資機材が必要な場合は、奈良県消防相互応援協定に基づき奈良市消防局、生駒市消防本部の応援を要請する。

2 航空消防応援の要請

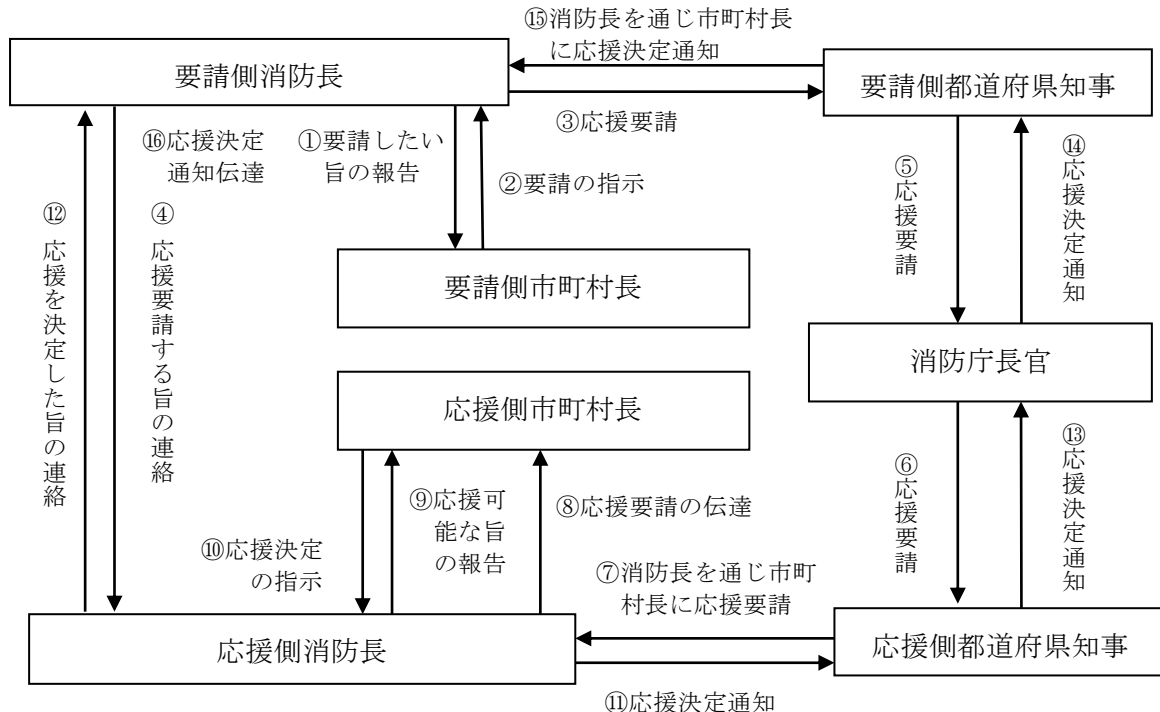
大規模特殊災害時にヘリコプターを使用することが、必要と認められる場合、本部長（町長）は、奈良県広域消防組合消防本部長と相互に連携のもと、県知事を通じて航空消防応援を要請する。

(1) 対象とする災害

- ア 大規模な地震、風水害等の自然災害
- イ 高層建物の火災
- ウ 航空機事故、列車事故等集団救助・救急事故
- エ その他上記各号に掲げる災害に準ずる災害

(2) 要請の方法等

応援要請及び決定ルートは次のとおりである。この場合、要請は原則として、電話、無線、ファクシミリ等により行い、後日、正式文書を送付する。



広域航空消防の応援要請及び決定通知ルート

3 緊急消防援助隊の応援要請

(1) 緊急消防援助隊の応援要請の流れ

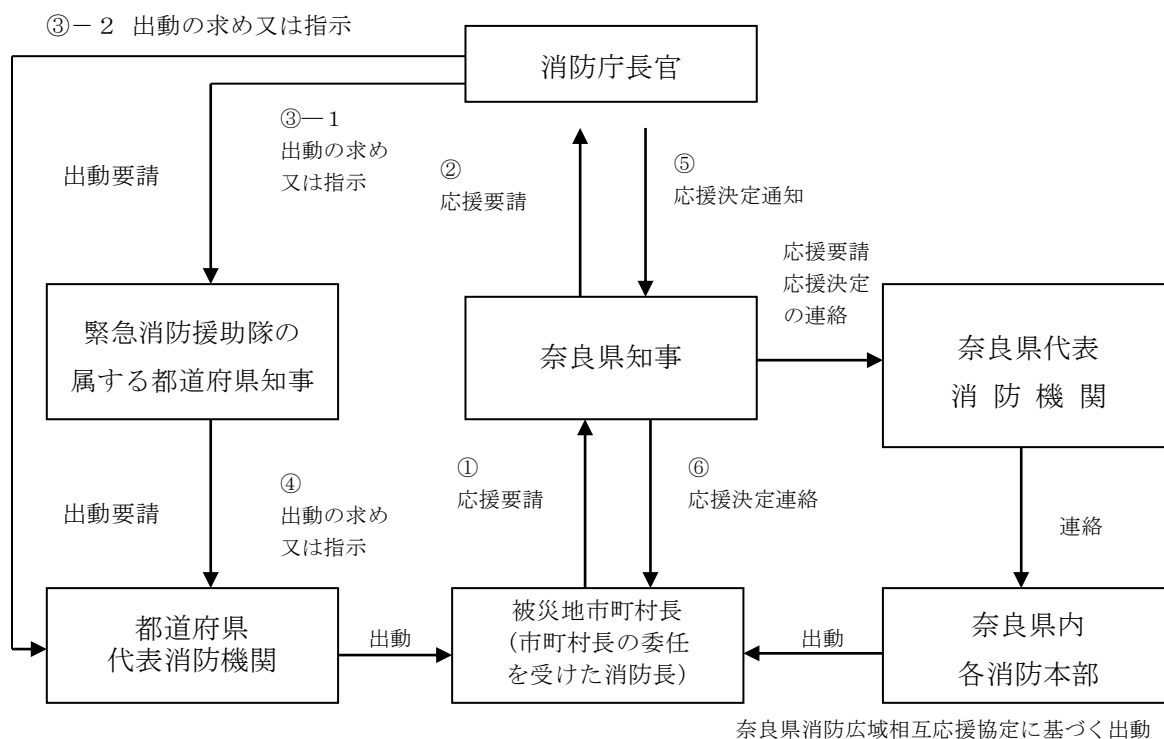
本部長（町長）は、被害の状況、町の消防力及び県内の消防応援だけでは、十分な対応がとれ

ないと判断した場合、消防組織法第44条に基づき、速やかに県知事に対して緊急消防援助隊の出動要請を行う。ただし、この場合において、県知事との連絡がとれない場合には、直接、消防庁長官に対して要請を行う。

(2) 緊急消防援助隊の活動内容

緊急消防援助隊の活動内容は次のとおりである。

- ア 消火活動
- イ 要救助者の検索、救助活動
- ウ 救急活動
- エ 航空機を用いた消防活動
- オ 特殊な災害（毒劇物等）に対する消防活動
- カ その他特殊な装備を用いた消防活動



【消防組織法根拠法令】

①② 44条第1項	③-2 求め . . . 44条第4項
③-1 求め . . . 44条第1、2項	指示 . . . 44条第5項
指示 . . . 44条第5項	④ 求め . . . 44条第3項
	指示 . . . 44条第6項

緊急消防応援隊応援要請の流れ

4 応援隊の受入れ

応援隊の派遣が決定した場合、奈良県広域消防組合消防本部は、次の点に留意して応援隊の活動が十分に行えるよう努める。

- (1) 応援隊の活動拠点、宿営場所及び資機材の保管場所を確保する。
- (2) 応援隊との連絡調整のため連絡担当者を指名する。
- (3) 消防作業実施期間中は、現場に責任者を置き、応援隊指揮者と協議し、作業の推進を図る。
- (4) 必要に応じて天理警察署に対して、被災地域等への誘導を依頼する。
- (5) ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期する。

第3 民間との協力

町は、応援の要請、職員の派遣要請等で十分な要員を確保できない場合、ハローワーク（公共職業安定所）に供給あっせんを依頼するほか、各団体・組織等の協力、法令に基づく従事命令又は協力命令を執行し要員の確保に努める。

1 ハローワーク（公共職業安定所）へのあっせん依頼

所轄のハローワーク桜井に対して必要な労働者の供給あっせんを依頼する。

2 要員等の強制従事

緊急時に対応するため、法令に基づく従事命令又は協力命令を執行し、要員の確保に努める。従事命令又は協力命令を発するとき、あるいは発した命令を変更し、又は取り消すときは公用令書を交付するものとする。

なお、その種類、執行者及び対象者、並びに公用令書は、資料編に示すとおりである。

3 自主防災組織、民間団体等の活用

災害応急対策を実施するにあたり民間団体等の協力によって、万全の体制を期する。

(1) 協力要請

総務部総務班、各部署は、被災者の応急救助業務を円滑に行うため必要な場合、自治会、自主防災組織、日赤奉仕団、婦人会、防犯協会、町社会福祉協議会、民生児童委員協議会などの団体、並びに災害時応援協定を結んだ関係団体（医療救護、消防、建設、交通、郵便、商業等）に対し、協力要請を行う。

(2) 協力内容

- ア 地域内の被害状況等の通報
- イ 本部と地域との連絡
- ウ 避難誘導及び避難所業務の補助
- エ 救助物資等の配給の補助
- オ 炊き出し
- カ 医療救護の協力

キ その他応急救助実施の協力

【本節に関する資料】

- 資料編 2-1-1 自主防災組織一覧表
- 資料編 3-4-2 災害時相互応援協定一覧表
- 資料編 3-4-3 消防相互応援協定一覧表
- 資料編 3-4-4 従事命令・協力命令の対象作業、執行者等
- 資料編 5-6 公用令書

第4節 自衛隊災害派遣の要請要求・受入れ

町は、住民の生命又は財産を保護するため必要と認めた場合は、県に対し自衛隊の災害派遣を要請するとともに、受入体制を整備し、災害応急対策に万全を期する。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 自衛隊災害派遣要請の要求等	総務部	陸上自衛隊第4施設団
第2 災害派遣部隊の受入れ	総務部	
第3 派遣部隊の撤収要請	総務部	

第1 自衛隊災害派遣要請の要求等

1 派遣要請基準

本部長（町長）は、災害応急対策の実施にあたり、町の組織等を活用してもなお事態を収拾することができない場合、又は事態が急迫して緊急を要するときは、次の基準により県知事に対し自衛隊の派遣を要請する。

また、自衛隊の災害派遣を要請した場合は、その旨天理警察署長にも通知する。

なお、災害に際し被害がまさに発生しようとしている場合においても、予防派遣としてその要請を行うことができる。

- (1) 被害状況の把握
- (2) 避難の援助
- (3) 要救助者等の捜索救助
- (4) 水防活動
- (5) 消防活動
- (6) 道路又は水路の啓開
- (7) 応急医療、救護及び防疫
- (8) 人員及び物資の緊急輸送
- (9) 炊飯及び給水
- (10) 物資の無償貸付又は譲与
- (11) 危険物の保安及び除去
- (12) その他臨機の措置等

2 派遣要請要求手続

- (1) 自衛隊派遣要請要求は、総務部本部班が行う。
- (2) 通信の途絶等によって、県知事への要請ができない場合は、直接自衛隊に対して災害の状況を通知することができる。自衛隊は、災害状況の通知を受け、その事態に照らし、特に緊急を要する場合は自主的判断に基づき部隊を派遣することができる。

また、本部長（町長）は、通知した旨を速やかに県知事に通知しなければならない。

(3) 災害対策にあたる各部は、災害時の状況や被害状況等を勘案し、自衛隊派遣に関して本部長（町長）へ上申する。

(4) 災害派遣要請は、原則として文書によるものとし、次の事項を記載する。ただし、文書をもってしては時期を失すおそれがある場合は、前記各記載事項を口頭又は電話等により申し入れ、事後速やかに文書を提出する。

ア 災害の状況及び派遣を要請する理由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ その他参考となるべき事項

3 自衛隊派遣の変更要請

本部長（町長）は、自衛隊の派遣期間、要員等の変更が必要と判断した場合は、その理由を付して、県知事に要請する。

4 自衛隊の自主派遣

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、県知事の要請を待ついとまがないときは、各自衛隊指定部隊等の長は要請を待つことなく、次の基準により部隊等を派遣する。

なお、指定部隊等の長は、県知事の要請を待たずに部隊等の災害派遣を行った場合においても、できる限り早急に県知事に連絡し、密接な連絡調整のもとに救援活動を実施する。

また、連絡を受けた県知事は、直ちにその旨を当該部隊の活動する地域の市町村長その他防災関係機関に連絡する。

(1) 防災関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められるとき。

(2) 県知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められるとき。

(3) 自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められるとき。

(4) その他、災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し、県知事からの要請を待ついとまがないと認められるとき。

第2 災害派遣部隊の受入れ

本部長（町長）は、自衛隊の災害派遣が決定した場合、派遣部隊の活動が十分に行えるよう努める。なお、受入れに伴う活動拠点の確保等後方支援業務については、総務部本部班が行う。

1 派遣部隊の誘導

必要に応じて天理警察署に対して、被災地域等への誘導を依頼する。

2 受入体制

受入れにあたっては、次の点に留意する。

- (1) 自衛隊の活動拠点又は宿営場所及び資機材の保管場所を準備する。
- (2) 派遣部隊が実施する活動に必要な資機材は、できる限り町で準備し、速やかに活動できるように努める。
- (3) 派遣部隊及び県連絡員、防災関係機関との連絡調整のため連絡担当者を指名する。
- (4) 派遣活動期間中は、現場に責任者を置き、自衛隊現地指揮官と協議し、作業の推進を図る。
- (5) ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期する。

3 経費の負担

自衛隊の派遣に要した次の経費は、原則として町の負担とする。ただし、町において負担するのが適当でないものについては県が負担する。

- (1) 災害派遣部隊の宿営施設等の借上料、損料、光熱水費、電話料及び附帯設備料等
- (2) その他必要経費で協議の整ったもの

第3 派遣部隊の撤収要請

本部長（町長）は、作業の進捗状況を把握し、派遣要請の目的を達成した時、又は必要がなくなつたと判断した時は、派遣部隊その他の防災関係機関と協議のうえ、速やかに口頭又は電話により県知事に対して撤収を要請する。

なお、事後速やかに依頼文書を提出する。

【本節に関する資料】

資料編 3-4-1 自衛隊派遣要請連絡先

資料編 5-7 自衛隊災害派遣要請等に関する様式

第5節 救助・救急活動

町は、住民、自主防災組織、天理警察署等との密接な連携のもと、人命救助活動や行方不明者の捜索等、迅速かつ的確な救助・救急活動を実施する。

また、町及び各消防防災関係機関は、救助活動を行うにあたって、相互に情報を提供したり効率的に作業分担をしたりするための連絡調整窓口を設け、救急救助活動を相互協力して実施できるようにする。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 災害発生状況の把握	総務部	磯城消防署、田原本町消防団 天理警察署
第2 人命救助活動	総務部	磯城消防署、田原本町消防団、 天理警察署、陸上自衛隊第4施設団
第3 行方不明者の捜索	健康福祉部、総務部	磯城消防署、田原本町消防団、 天理警察署

第1 災害発生状況の把握

総務部本部班は、より多くの人命の安全確保と被害の拡大防止を図るため、町全域に関して人的被害発生、又は発生のおそれのある状況の有無の把握を最優先で行う。そのため、必要に応じて総務部調査班による特命調査活動を指示する。

また、磯城消防署及び田原本町消防団は、通報、有線、無線通信施設を効果的に活用して災害発生状況の早期把握に努めるとともに、防災関係機関への情報伝達を行う。

第2 人命救助活動

磯城消防署及び田原本町消防団は、町及び天理警察署等との密接な連携のもと、迅速かつ的確に人命救助・救出活動を実施する。

1 活動の方針

(1) 磯城消防署及び田原本町消防団は、天理警察署と相互に緊密な連絡をとり、協力して救出及び救急搬送にあたる。

また、必要に応じて奈良県消防相互応援協定締結市町村、自衛隊等に総務部本部班を通じ協力を要請する。

(2) 特殊機器を必要とする作業は、防災関係機関と密接な連携のもとに行う。

また、作業用重機は、協定業者等の協力を得て、必要とする現場に配置する。

(3) 天理警察署、消防応援隊、自衛隊等と協力して、必要に応じ地区割等を調整し効率的な救助活

動を行う。

- (4) 磯城消防署及び田原本町消防団、天理警察署、消防応援隊、自衛隊等が災害現場に到着するまでの間、自主防災組織及び地域住民が救助作業を実施し、到着した際は作業を引き継ぐが、必要に応じて継続を要請する。

2 活動の要領

- (1) 救命措置を必要とする重傷・重体者の救出を優先する。
- (2) 被害拡大の防止を実施する。
- (3) 傷病者の救出を実施する。
- (4) 救護所・後方医療機関への傷病者の救急搬送を実施する。
- (5) 二次災害の予防措置を徹底し、実施する。
- (6) 遺体を発見した場合は、速やかに所定の手続をとる。

第3 行方不明者の捜索

磯城消防署及び田原本町消防団は、町及び天理警察署等防災関係機関との密接な連携のもと、迅速かつ的確に行方不明者の捜索を実施する。

なお、健康福祉部保険医療班は、町への通報・届出、及び各部が収集した情報をもとに要搜索者名簿を作成する。

また、遺体の収容は、健康福祉部健康福祉班が町における連絡窓口となる。

- 1 災害の規模等の状況を勘案して、天理警察署との密接な連携のもと、地域住民の協力を得て行方不明者の捜索を実施する。
また、防災関係機関と密接に連絡をとり、行方不明者名簿を作成する。
- 2 行方不明者捜索中に遺体を発見した場合は、速やかに所定の手続をとる。
- 3 住民及び自主防災組織は、行方不明者についての情報を町に提供するよう努める。

第6節 医療救護活動

町は、医療機関と連携のもと、災害の状況に応じた迅速かつ的確な医療（助産を含む。）活動を実施する。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 医療情報の収集・提供活動	健康福祉部、 (総務部)	磯城消防署、国保中央病院、 中和保健所
第2 医療対策	健康福祉部	国保中央病院、中和保健所、 田原本町医師会、 日本赤十字社奈良県支部
第3 後方医療対策等	健康福祉部、 (総務部)	磯城消防署、国保中央病院、 田原本町医師会、中和保健所
第4 医薬品等の調達・確保	健康福祉部	中和保健所、田原本町医師会、 日本赤十字社奈良県支部、 奈良県歯科医師会、 奈良県薬剤師会

第1 医療情報の収集・提供活動

1 医療情報の把握

健康福祉部健康福祉班は、磯城消防署と協力して、国保中央病院、田原本町医師会等関係医療機関と密接な連携のうえ、奈良県広域災害・救急医療情報システム（EMIS）、防災行政無線、衛星携帯電話等、あらゆる手段を活用し、以下の内容の把握に努め、速やかに総務部本部班に報告する。

- (1) 傷病者の有無・人数・傷病程度等の被害状況
- (2) 医療機関の医療提供能力、施設・設備の損壊状況
- (3) 必要な支援の内容

2 医療情報の共有

健康福祉部健康福祉班は、医療情報の収集とあわせ、中和保健所との情報共有を図るとともに、住民にも可能な限り医療機関の情報を提供する。

第2 医療対策

健康福祉部健康福祉班は、被災者に対し現地医療活動を実施するため、必要に応じて救護所を設置するとともに、医療救護班を組織・派遣するなど医療を確保する。

1 医療の確保

(1) 初期初動医療救護活動

ア 災害派遣医療チーム（DMAT）及び災害派遣精神医療チーム（DPAT）

災害派遣医療チームは、国または奈良県からの出動要請又は独自の判断で派遣される。派遣要請にあたっては、本町の健康福祉部健康福祉班の調整を必要としないが、奈良県を通じ、活動状況の把握に努める。この際、県に設置されるDHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）、IHEAT（アイヒート）に派遣を要請し、保健医療活動を実施する。

(2) 医療救護所の設置・運営

医療救護所の設置・運営は、国保中央病院、田原本町医師会の協力を得て行う。

なお、医療救護所を設置した場合は、その旨を町ホームページ等により住民に広報するとともに、当該施設の見やすいところに標識を掲示する。

ア 医療救護所の設置

(ア) 設置基準

- a 町内医療機関が被災し、その機能が低下又は停止したために、町内医療機関だけでは対応しきれない場合
- b 傷病者が多数のため、現地におけるトリアージ（負傷者の程度別判別）を行い、町内外医療機関の網羅的な活用により対応する必要がある場合
- c その他被災地域に救護所を設置する必要がある場合

(イ) 設置場所

医療救護所の設置場所は、衛生状態、安全性を確認のうえ、被害状況に応じて決定する。

イ 医療救護所の運営

次の事項に留意のうえ、救護所を運営する。

- (ア) 交代要員の確保
- (イ) 携帯電話等通信手段の確保
- (ウ) 医薬品、医療用資器材の補給
- (エ) 医療用水の確保
- (オ) 食料、飲料水の確保
- (カ) その他医療救護活動に必要な事項

(3) 医療救護班の編成・派遣

健康福祉部健康福祉班は、医療救護所が設置された場合、医療救護班を編成し、派遣する。

ア 医療救護班の編成及び構成

医療救護班の編成及び構成は医師1名、看護師2名、事務職員1名の計4名で1班を構成し、災害の規模等の状況に応じて班数を設定する。

イ 派遣要請手順

医療救護班の派遣要請手順は、次のとおりとする。

(ア) 国保中央病院に医療救護班の派遣を要請する。

(イ) 上記(ア)で不足又はそのおそれがある場合は、田原本町医師会に要請する。

(ウ) 上記(イ)で不足又はそのおそれがある場合は、県及び日本赤十字社奈良県支部に要請する。

(4) 医療救護班の受入れ、調整

健康福祉部健康福祉班は、医療救護班及び災害派遣医療チーム(DMAT)、災害派遣精神医療チーム(DPAT)の受入窓口を設置するとともに、医療救護所への配置調整を行う。

2 現地医療活動

派遣された医療救護班は、救護所において現地医療活動を実施する。

なお、医療救護班が実施する業務は、次のとおりである。

- (1) トリアージ(負傷者の程度別判別)の実施
- (2) 傷病者に対する応急処置
- (3) 傷病者の収容医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (4) 搬送困難な傷病者及び軽症患者に対する医療
- (5) 助産救護
- (6) 被災者等の健康管理
- (7) 死亡の確認及び遺体の検案(死因その他医学的検査)
- (8) その他状況に応じた処置

第3 後方医療対策等

健康福祉部健康福祉班及び磯城消防署は、医療救護所では対応できない重症傷病者(医療機関等が被災したため継続して医療を受けることができない入院患者を含む。)を後方医療機関に搬送し、治療を行う。

なお、災害に際しては、町域における災害医療の拠点である国保中央病院のみで対応可能かどうかを最優先で判断し、対応が困難である場合、県指定の地域災害拠点病院である済生会中和病院(東和保健医療圏)及び被災を免れた他市町村医療機関を後方医療機関として確保する。

1 傷病者の搬送

磯城消防署は、医療救護所及び医療機関からの救急搬送要請に基づき、迅速かつ的確に傷病者を搬送する。

(1) 受入れ医療機関の選定

健康福祉部健康福祉班との連携のもと、奈良県広域災害・救急医療情報システム(EMIS)等で提供される患者受入れ情報に基づき、特定の医療機関に患者が集中しないよう振り分けを調整する。

(2) 搬送手段の確保

ア 陸上搬送

傷病者を陸上搬送する場合は、磯城消防署が管理する車両で実施する。

なお、救急車が確保できない場合は、総務部総務班が搬送車両を確保する。

イ ヘリコプター搬送

遠距離の医療機関への搬送が必要な場合、又は緊急に特別な治療を要する場合は、ヘリコプターを活用して搬送する。この場合、総務部総務班は、県に対しヘリコプターの出動を要請する。

2 後方医療活動

健康福祉部健康福祉班は、医療救護所及び国保中央病院での傷病者の収容と処置対応が困難な場合は、県と調整して被災地域外の医療施設に広域の後方医療活動を要請する。

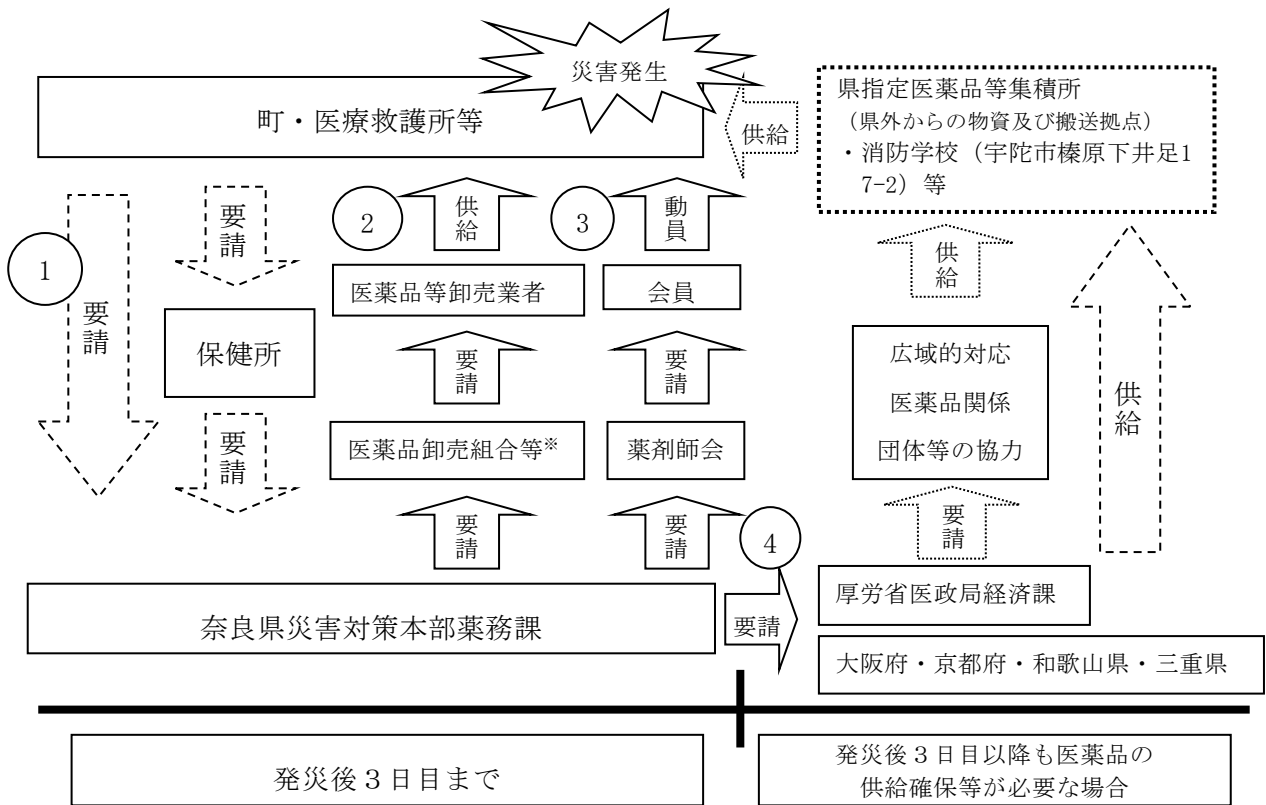
3 個別疾病対策

健康福祉部健康福祉班は、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等の疾病に対する対策を講じ、特定診療災害医療センター及び各専門医会関係団体と協力して、それぞれ現地医療活動、後方医療活動等を行う。

第4 医薬品等の調達・確保

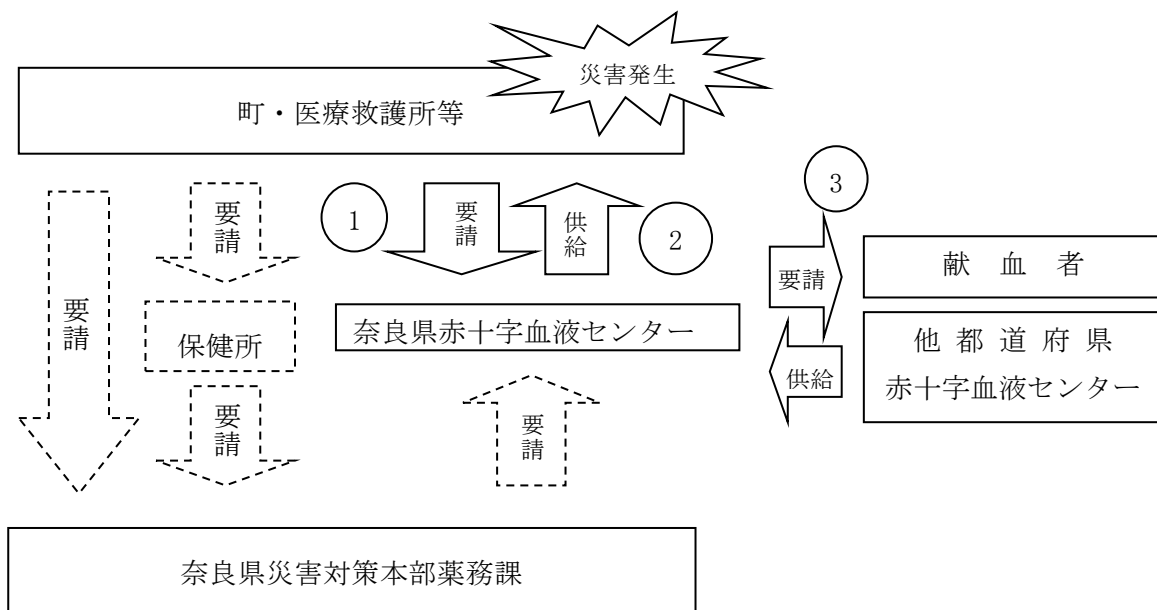
健康福祉部健康福祉班は、奈良県赤十字血液センター、田原本町医師会、奈良県歯科医師会、奈良県薬剤師会の町内会員及び関連業者の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、医療用資器材、輸血用血液等の調達・確保を行う。

また、不足が生じる場合は、中和保健所に対して供給の要請を行う。



※医薬品卸組合等：奈良県製薬協同組合、奈良県医薬品卸協同組合、大阪医療機器協会奈良県支部
日本産業・医療ガス協会近畿地域本部奈良県支部

医薬品等の要請・供給フロー



血液剤の要請・供給フロー

【本節に関する資料】

資料編 3-5-1 医療機関一覧表

第7節 避難所の開設・運営

町は、災害による家屋の損壊、滅失、浸水等によって避難を必要とする住民を臨時に収容する避難所を開設し、良好な生活環境の確保に配慮した、円滑な避難所運営ができるように努めるとともに、在宅被災者等についても、早期の人数把握に努め、必要な物資や情報が確実に行き渡るよう配慮する。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 避難所の開設	健康福祉部、教育部	
第2 避難所の管理・運営	健康福祉部、教育部	
第3 避難所の閉鎖及び縮小	総務部、教育部	
第4 在宅被災者等への支援	健康福祉部	
第5 被災者の安否情報	健康福祉部	

第1 避難所の開設

避難所の開設は、本部長（町長）の指示に基づき、教育部教育総務班がとりまとめを行う。
なお、町は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性の確認を行う。

1 避難所の開設基準

町は、発災時に必要に応じ避難所を開設し、住民等に周知徹底を図る。

ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

さらに、避難所等の運営並びに災害対策本部等との連絡調整を行うため、市町村の職員を避難所に派遣する。

2 避難収容の対象者

(1) 住居が被害を受け、居住の場を失った者

(2) 【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】避難指示、【警戒レベル5】緊急安全確保等により緊急避難の必要がある者

(3) その他、本部長（町長）が必要と認める者

なお、指定緊急避難場所や避難所に避難した旅行者、外国人、ホームレス等について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる。

3 避難所の開設方法

施設管理者は各避難所を開設する。ただし、施設管理者が開設困難な場合は、あらかじめ指定した職員を派遣し開設する。

なお、勤務時間外については、教育部教育総務班の指示伝達により、あらかじめ指定された職員

が避難所に参集し、施設の警備担当者等と協力して避難所を開設する。

また、避難後、感染症の症状がみられる場合を想定し、居住場所、トイレ、食事受け渡し等、ゾーニングを行い、一時的な隔離措置が可能な体制を整える。

なお、感染症が流行している場合の措置について、避難所運営マニュアル等を参照し避難者を受け入れる。

4 避難所が不足した場合の対応

事前に指定した避難所では収容人数が不足する場合など、必要に応じてあらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認のうえ、管理者の同意を得て避難所として開設するものとし、上記対応をした場合でも避難所が不足する場合は、テントの使用も考慮する。

また、県と連携のもと、避難所が不足する場合に備えて被災地以外の地域にあるものを含め、旅館等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

なお、被災者が自発的に避難している施設等も避難所として位置づけることができる。

5 防災関係機関への通知

総務部本部班は、教育部教育総務班の報告を受けて、直ちに避難所開設の状況を県知事に報告する。

また、避難所開設直後に、被害状況や設備状況、要配慮者の避難状況等を迅速に情報収集し、被災地域を管轄する県保健所に設置された地域保健医療調整本部を通じて保健医療調整本部に報告する。

第2 避難所の管理・運営

教育部教育総務班は、施設管理者の協力を得て、避難所を運営・管理するが、自主防災組織等を中心とした避難所内の住民組織の自主的な活動によって、避難所の運営が行われるよう支援する。

1 管理責任者

避難所の管理責任者は、当該施設の管理者又は管理者が事前に指名した者とする。

2 避難所の運営

(1) 運営主体

避難所の運営は、初期段階では避難所派遣職員が中心となり、教職員等の協力を得ながら行う。

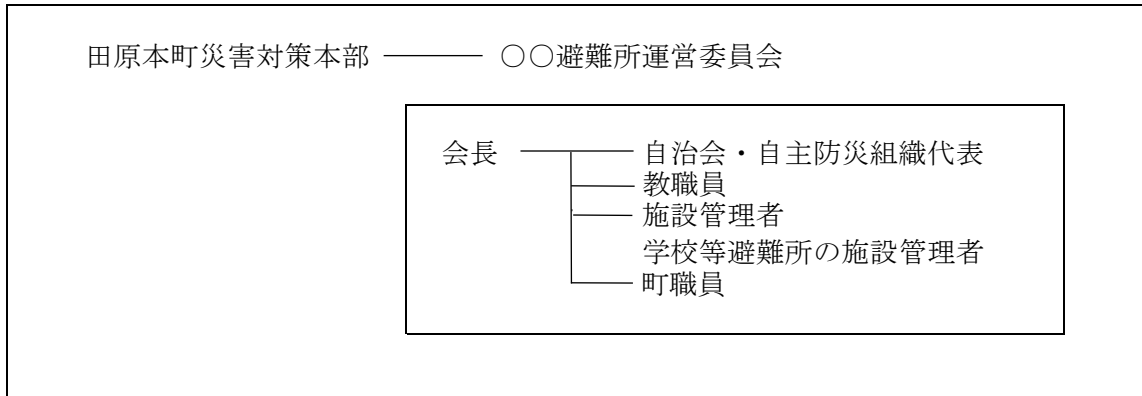
避難所生活が長期にわたると予想される場合は、自治会等を中心とした住民組織が自主的な活動で運営する。

(2) 避難所運営委員会の編成

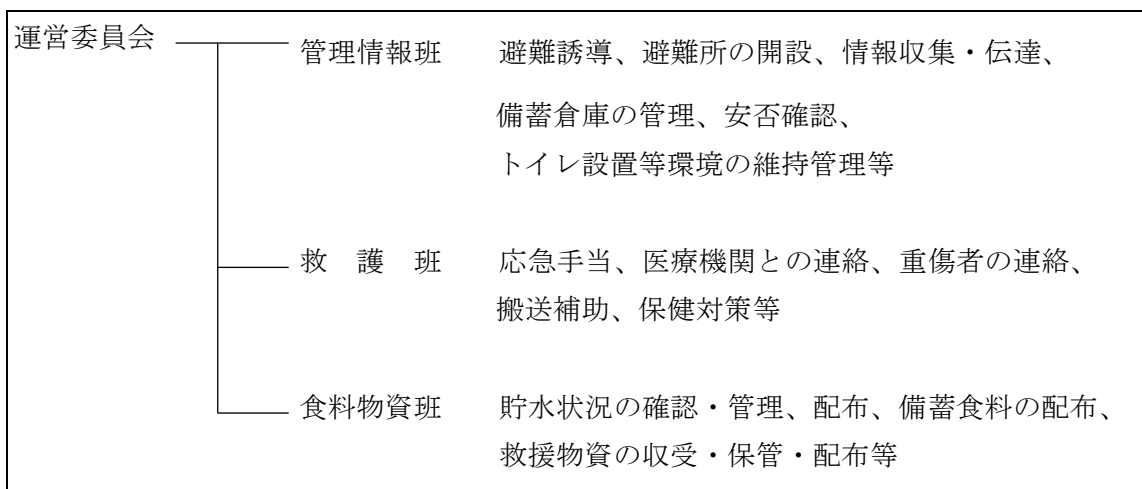
避難所管理責任者は、被災者を早期に収容するため、避難所ごとに自治会・自主防災組織、町職員、施設管理者が参加して避難所運営委員会（仮称）を設置して対応するよう努める。この場合、学校などの避難所については、避難所運営委員会に教職員の参加協力を求める。

なお、避難所運営委員会の編成にあたっては、男女共同参画の視点を取り入れた体制とするよう助言する。

避難所運営委員会編成例



避難所運営委員会の班構成編成例



3 ボランティアの役割

ボランティアは、災害ボランティアセンターと連携・調整しつつ、管理責任者及び避難者の代表と協議しながら、避難所運営を補助する。

4 避難所の管理

避難所管理責任者は、町、住民組織、ボランティア等と連携のもと、以下の事項に留意し、誰もが健康を維持することができる環境であるよう努め、避難所の管理を行う。

なお、人手不足や長期化等により、町職員や避難者による運営が難しい場合は、県防災統括室に連絡を行う。

県は、町より連絡を受けた場合は、県職員や他市町村職員等の応援職員の派遣等についてその都度検討を行う。

また、感染症流行時には、避難所運営マニュアルをもとに、広報活動、公衆衛生等の感染症対策に留意して管理・運営を行う。

- (1) 避難者による自主的な運営
- (2) 避難所の運営における女性の参画
- (3) 避難者の把握

避難者カードを配布・回収し、避難者の実態を把握するとともに、これを基に避難者収容記録簿を作成する。

(4) 食料、生活必需品等の請求、受取り、配布

避難所全体で集約された、食料、生活必需品、その他物資の必要数について教育部教育総務班を通じて健康福祉部保険医療班に報告し、調達を要請する。

また、到着した食料や物資を受け取った場合は、住民組織、ボランティア等の協力を得て配布する。

(5) 情報の提供

避難者の不安感の解消と避難所内の秩序の維持のため、口頭、チラシ、ポスター、館内放送等により応急対策の実施状況・予定等の潤沢な情報の提供を行うとともに、避難者心得等を掲示し、共同生活の場としての避難所の円滑な運営に協力を求める。

(6) 生活環境への配慮

避難所生活の長期化に対応して、避難者の心のケアやプライバシーの確保、老若男女のニーズの違い等を踏まえるとともに、テレビ等の生活機器の確保、入浴支援の実施、ペットへの配慮など生活環境の整備に努める。

(7) 要配慮者への配慮

ア 奈良県災害派遣福祉チーム（奈良DWAT）の派遣を要請し、高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者に対し、適切な福祉支援を実施する。

イ 避難所における要配慮者用相談窓口の設置や要配慮者支援への理解促進に留意する。

ウ 避難所を開設した場合、住民組織や一般ボランティア等の協力を得て、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者を把握し、これらの者に対して健康状態等について聞き取り調査を行う。

エ 調査の結果に基づき、これらの者が必要とする食料、生活必需品等の調達について教育部教育総務班を通じて健康福祉部保険医療班に要請するほか、避難所内でも比較的落ち着いた場所を提供するなどの配慮を行う。

オ スロープが設置されていない施設の場合は、必要に応じて仮設スロープを設置する。

カ 福祉仕様のトイレが設置されていない施設の場合は、必要に応じて仮設トイレの設置・増設などの対応策について健康福祉部健康福祉班、長寿介護班と協議する。

キ 必要に応じて社会福祉施設、病院等への入所、被災地域外への避難等が行えるよう健康福祉部健康福祉班、長寿介護班と協議する。

ク 災害に関する情報や食料・トイレ等避難生活に関する基本的な情報について、多言語や「やさしい日本語」に対応した例文やピクトグラムによる案内板等の掲示を行う。

(8) その他

ア 医療関係機関の協力を得て、避難所に医療救護所を設置するよう努める。

イ 男女別のトイレ・更衣室・洗濯干し場や授乳室の設置等によるプライバシーの確保に努める。

ウ 暑さ寒さ対策に努める。

エ 被災者に対する心身の影響を鑑み、安全安心な居場所の確保に努める。特に、こどもは不安定になりやすいため、キッズスペースの設置などを検討する。

オ 必要に応じ指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、

獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

第3 避難所の閉鎖及び縮小

県及び町は、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供等を行い、避難所の早期解消に努める。

また、施設の本来機能を回復するため、被災地の状況が落ち着き、避難者が帰宅できる状態になった場合は、避難所を閉鎖する。

なお、家屋の倒壊等によって、帰宅が困難な避難者がいる場合は、避難所の規模を縮小し存続させるなど必要な措置を講じる。

- 1 教育部教育総務班は、本部長（町長）から閉鎖及び縮小の指示があった場合は、その旨を避難者等に周知する。
- 2 避難所管理責任者は、避難所を閉鎖した場合、その旨を教育部教育総務班を通じて総務部本部班に報告するとともに、施設管理者にも報告する。
- 3 避難所を閉鎖した場合、総務部本部班はその都度県知事に報告する。

第4 在宅被災者等への支援

健康福祉部保険医療班は、避難所に避難している被災者だけでなく、在宅の被災者（食事のみ受取りに来る被災者を含む。）等に対しても、避難所において食料や生活必需品を配布し、必要な情報やサービスの提供を行う。

そのため、在宅被災者等の避難者名簿への登録など、在宅被災者等の早期把握に努める。

1 在宅被災者等への支援体制の整備

町は、避難せず自宅にとどまる被災者や避難所から自宅に戻った在宅被災者について、保健師等支援チーム等を活用し、迅速に在宅被災者に関する情報収集を行い、保健師の巡回相談等により心身の健康状態の把握と必要な支援を行う。保健活動については、以下の事項に留意するものとする。

- （1）在宅避難の要配慮者については、必要な支援物資の配備や、適切な保健福祉サービスが継続して受けられるように手配を行う。
- （2）在宅避難でも起こりやすい健康課題（エコノミークラス症候群・感染症・ストレス関連障害・便秘等）の予防に関する啓発と必要な支援を行う。
- （3）町は在宅避難者、在宅の要配慮者の状況について、迅速に収集した情報を集約し、県保健所を通じて保健医療調整本部に報告する。

第5 車中泊者への対応

町は、避難所ではなく車中泊により避難している被災者等に対しても、次に掲げる事項について配慮する。

- 1 避難所周辺で車中泊をしている避難者に対する健康管理対策（エコノミークラス症候群防止のための体操の奨励、弾性ストッキングの配付など）
- 2 車中泊者に対する食事配給時間などの情報提供及び配給食料数の把握等（車中泊者等の避難者名簿への登録）
- 3 車中泊が長期にならないための屋内避難所への入所等の勧奨

第6 被災者の安否情報

1 安否情報の提供

健康福祉部保険医療班は、次に掲げる者より被災者の安否に関する情報について照会があったときは、それぞれの場合に応じた情報を提供することができる。その際、当該安否情報に係る被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮する。

(1) 被災者の同居の親族の場合

被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報

(2) 被災者の同居でない親族又は職場等の関係者の場合

被災者の負傷又は疾病の状況

(3) 被災者の知人等被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者の場合

町が保有している安否情報の有無

上記のほか、被災者が提供について同意している安否情報については、その同意の範囲内で、又は公益上特に必要があると認めるときは、必要と認める限度において、当該被災者にかかる安否情報を提供することができる。

なお、照会に対する回答を適切に行い、又は回答の適切な実施に備えるために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長、消防機関、警察その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。

2 安否情報の照会

安否情報について照会しようとする者は、町に対し、次の事項を明らかにして行わなければならない。

- (1) 氏名、住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他の照会者を特定するために必要な事項
- (2) 照会にかかる被災者の氏名、住所、生年月日及び性別
- (3) 照会をする理由

3 被災者に関する情報の利用

健康福祉部保険医療班は、安否情報の回答を適切に行い、又は回答の適切な実施に備えるために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有にあたって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

【本節に関する資料】

- 資料編 3-7-1 指定避難所一覧表
- 資料編 3-7-2 福祉避難所一覧表
- 資料編 3-7-3 避難所位置図
- 資料編 3-7-4 マイ・タイムライン
- 資料編 5-9 避難所開設・運営に関する様式

第8節 要配慮者の支援

町は、被災した要配慮者について、被災状況やニーズの迅速な把握に努めるとともに、防災関係機関・団体・事業所等と連携し継続した支援活動に努める。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 安否の確認・被災状況の把握	健康福祉部	中和保健所、中和福祉事務所、町社会福祉協議会
第2 要配慮者への支援活動	健康福祉部	中和保健所、中和福祉事務所、町社会福祉協議会
第3 外国人への支援活動	健康福祉部、総務部、住民環境部、産業建設部	

第1 安否の確認・被災状況の把握

健康福祉部健康福祉班、長寿介護班は、要配慮者の安否確認並びに被災状況及び被災した要配慮者の福祉ニーズの把握に努める。

1 要配慮者等の安否確認及び被災状況の把握

(1) 避難行動要支援者名簿を活用するほか、地域住民、自治会、自主防災組織、民生児童委員、町社会福祉協議会、団体・事業所、並びに田原本町消防団、磯城消防署の協力を得て、速やかに在宅の要配慮者の安否確認を行うとともに、被災状況の把握に努める。

また、保護者を失う等の要保護園児・児童の早期発見、保護に努める。

(2) 社会福祉施設等の施設設備、職員、通入所者及び福祉関係職員等の被災状況の迅速な把握に努める。

2 福祉ニーズの把握

被災した要配慮者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において、福祉サービスが組織的・継続的に提供できるよう、福祉ニーズの迅速な把握に努める。

第2 要配慮者への支援活動

健康福祉部健康福祉班、長寿介護班は、被災した要配慮者に対し、福祉避難所の設置、在宅福祉サービスの継続的提供、情報提供等の支援活動に努める。

1 福祉避難所の設置及び要配慮者の移送

(1) 福祉避難所の設置

避難生活の長期化が予測されるなど、災害の状況に応じて高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等要配慮者に配慮した福祉避難所を管理責任者と調整して設置するとともに、福祉避難所の開設後は、防災関係機関及び各避難所に開設済みの福祉避難所を周知する。

(2) 要配慮者の移送

避難所における要配慮者の健康状態や特性等の把握に努め、状況に応じて福祉避難所への移送を行う。

なお、健康状態や特性等に関係なく、その障害等により通常の避難所生活が困難な場合も福祉避難所への移送を検討するものとし、福祉避難所に指定された施設や関連団体、又は県等と協力して要配慮者の移送に利用可能な車両等、移送手段の確保に努める。

2 在宅福祉サービスの継続的提供

(1) 被災した要配慮者に対し、居宅、避難所、応急仮設住宅等において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。

(2) 公的福祉サービス以外の生活支援ニーズについては、町社会福祉協議会と連携し、ボランティアによる支援活動に努める。

(3) 被災した園児・児童やその家族の心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するため、心のケア対策に努める。

3 食料等の確保

乳幼児・高齢者等でそしゃく・えん下が不自由なため特別食を必要とする場合、固形食から流動食等への代替食料の確保に努めるほか、乳児のミルクやオムツなどの生活必需品の備蓄にも配慮する。

4 福祉機器等の確保

要配慮者が避難所等で生活するうえで必要な福祉機器の確保に努める。

5 要配慮者施設への緊急入所等

健康福祉部健康福祉班、長寿介護班は、社会福祉施設等通入所者が安心して生活を送れるよう、必要な支援を行うとともに、居宅、（福祉）避難所等では生活ができない要配慮者、身体状況等の悪化により緊急に入院加療が必要な要配慮者等については、本人の意思を尊重したうえで、社会福祉施設等への緊急一時入所の措置を迅速かつ的確に実施する。

町内にある社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受入れるよう努め、通入所者が安心して生活を送れるよう、支援を行う。

6 情報提供

健康福祉部健康福祉班、長寿介護班は、関係団体やボランティア等の協力を得て、要配慮者に対する居宅及び避難所、応急仮設住宅等における福祉サービスの情報提供を行う。

また、地域住民を中心としたきめ細かな援護体制を確立し、住民環境部総合窓口班が開設する被

災者相談窓口と密接に連携して、福祉全般の相談を受付ける。

7 広域支援体制の確立

健康福祉部健康福祉班、長寿介護班は、要配慮者に対する被災状況等の情報提供や奈良DWAT（奈良県災害派遣福祉チーム）の派遣を要請する。

県は、必要に応じて、国や近隣府県、関係団体等からの広域的な人的・物的支援を得ながら、町に奈良DWATや介護職員等の福祉関係職員を派遣し、避難所における福祉支援や要配慮者の他地域への社会福祉施設等への入所支援などが迅速に行えるよう広域調整と支援体制を確立する。

第3 外国人への支援活動

住民環境部総合窓口班は、関係各部各班及び県・国等防災関係機関と連携し、国際交流協会、ボランティア団体等の協力を得て、日本語を解しない、地理に不案内な外国人観光客等外国人被災者に配慮し、必要な支援活動を行うよう努める。

また、外国人向けに、多言語や「やさしい日本語」によるホームページ、SNS等の様々な情報伝達手段を活用した情報提供を行う。

外国人観光客等については、観光施設や集客施設等の関係機関と連携し、安全確認や救助、避難誘導等を行う。

【本節に関する資料】

- 資料編 3-5-3 要配慮者関連施設一覧表
- 資料編 3-7-1 指定避難所一覧表
- 資料編 3-7-2 福祉避難所一覧表
- 資料編 3-7-3 避難所位置図
- 資料編 3-7-4 マイ・タイムライン

第9節 公共土木施設等・建築物応急対策

町は、洪水などによる被害拡大を防止するため、被害状況を速やかに把握し、防災関係機関と協力して、必要な措置を講じる。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 公共土木施設等	産業建設部、（総務部）	奈良国道事務所、中和土木事務所
第2 公共建築物等	各部	

第1 公共土木施設等

産業建設部まちづくり建設班は、公共土木施設や危険箇所の被害状況を把握し、応急措置を講じる。

1 道路・橋梁

道路・橋梁の被害状況等を把握し、必要な応急措置を講じる。

(1) 被害状況の把握

パトロール等により災害緊急点検を実施し、アンダーパスや低地区間の浸水等道路の被害状況、通行障害の状況を把握する。

また、その他危険箇所の早期発見に努める。

なお、負傷者等の発生があった場合は、速やかに防災関係機関に通報するなど所要の措置を講じる。

(2) 被害状況の報告

災害が発生したときは担当する調査事項について、被害状況をとりまとめ、遅滞なく調査事項ごとに中和土木事務所に報告するとともに、総務部本部班を通じて、県（防災統括室）に報告する。

(3) 他の道路管理者への通報

町道以外の道路が浸水、損壊等によって通行に支障をきたしている場合は、当該道路管理者（奈良国道事務所、中和土木事務所）に通報し、応急措置の実施を要請する。

(4) 道路交通の確保

危険箇所を発見した場合は、直ちに天理警察署に連絡のうえ、通行止め等交通規制を行うとともに、迂回路の指定等の措置を講じ、道路交通の確保に努める。

(5) 応急措置

被害を受けた町道については、優先順位の高いものから障害物の除去、仮復旧措置を講じる。

なお、町道以外の道路については、当該道路管理者にその旨を報告するものとするが、事態が緊急を要し、当該道路管理者による応急措置を待ついとまのない場合は、必要最小限度の範囲で応急措置を講じる。

(6) 応急要請

町単独での道路の応急措置が困難な場合は、奈良国道事務所及び中和土木事務所に対し応援を

要請する。

また、本部長（町長）は、必要と認める場合、県知事を通じて自衛隊の災害派遣を要請する。

2 河川、水路、ため池

河川、水路、ため池の被害状況等を把握し、必要に応じて応急措置を実施する。

(1) 被害状況の把握

護岸の被害状況、河川・水路の橋脚、工事箇所の仮設物等に掛かる浮遊物などの障害物の状況、ため池の被害状況を把握するとともに、危険箇所の早期発見に努める。

堤防その他の施設が決壊したときは、直ちにその旨を中和土木事務所、天理警察署及び氾濫する方向の隣接水防管理者に報告する。

(2) 河川管理者、ため池管理者への通報

所管施設以外の被害や障害物等を発見した場合は、当該施設管理者（中和土木事務所、ため池管理者）に通報し、応急措置の実施を要請する。

(3) 避難及び立入制限

著しい被害を生じるおそれがある場合は、速やかに防災関係機関及び住民に連絡するとともに、必要に応じて適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

(4) 応急措置

障害物の除去、応急排水、被害を受けた堤防、護岸、水門等の仮復旧措置を速やかに実施するとともに、所管施設以外の応急措置に協力する。

また、近畿地方整備局が実施するTEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）及びリエゾン（情報連絡員）による迅速な技術支援等の活動等との連携を図る。

(5) 応援要請

町単独での応急措置が困難な場合は、総務部総務班を通じて県に対し応援を要請する。

また、本部長（町長）は、必要と認める場合、県知事を通じて自衛隊の災害派遣を要請する。

第2 公共建築物等

1 公共建築物等

各部は、所管公共建築物の浸水や土砂の堆積等、被害状況を速やかに把握し、総務部本部班へ報告するとともに、必要に応じて応急措置を講じる。

総務部本部班は、必要に応じて総務部調査班による特命調査活動を指示し、県等防災関係機関庁舎等の浸水や土砂の堆積等、被害状況を速やかに把握する。

2 庁舎、避難施設等

産業建設部まちづくり建設班は、県と連携のもと、速やかに庁舎、避難施設等防災上必要な施設の危険度判定を行い、総務部本部班へ報告するとともに、その結果、崩壊等の危険性が高い場合は、使用禁止及び立入禁止等の措置をとるよう施設管理者に勧告する。

産業建設部まちづくり建設班及び教育部教育総務班は、防災上の機能に支障がある場合、緊急措置を講じる。

第10節 ライフライン等の確保

ライフライン・公共交通に関わる事業者は、災害発生時における迅速かつ的確な初動対応と被害拡大防止対策を実施する。

また、災害によって途絶したライフライン施設、公共交通については、速やかに応急復旧を進めるとともに、応急供給、サービス提供を実施する。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 上水道		磯城郡水道企業団
第2 下水道	産業建設部	
第3 電力		関西電力送配電株式会社
第4 LPガス等		LPガス事業者等
第5 電気通信		西日本電信電話株式会社等
第6 公共交通		近畿日本鉄道株式会社

第1 上水道

1 活動体制

磯城郡水道企業団は、飲料水の確保・応急復旧及び情報連絡に必要な人材、資機材等を確保するとともに、必要に応じ協定業者等に応援を要請する。それでもなお不足する場合は、町、県、他の市町村等に応援を要請する。

2 応急措置

磯城郡水道企業団は、災害が発生した場合、水道事故対策書に基づき、速やかに上水道施設の被害状況を把握のうえ、必要に応じて施設の稼働の停止又は制限など二次災害の防止措置を講じる。特に、水道が汚染し、飲料水として使用することが不適當なときは、直ちにその使用の禁止、停止及び制限などの措置を行う。

また、町、県（広域水道センター・水資源政策課）、磯城消防署、天理警察署への通報、並びに付近住民への広報を行う。

3 応急復旧の方針

- （1）施設の応急復旧は、要員・資機材及び消毒薬品を調達して復旧体制の確保を図り、送水管、配水施設等の基幹施設の復旧を最優先に行い、順次配水場に近い箇所から主要管路の復旧を進める。
- （2）配水支管・給水管の被害が大きい地域においては共用栓による拠点給水・運搬給水を実施するものとし、医療機関、避難所、社会福祉施設等への給水再開を優先的に進める。

なお、管路の被害が大きく、送水が困難な場合、復旧に長時間を要する場合については、仮設管による通水などにより、できるだけ断水地域を解消する。

- (3) 作業にあたっては、断水区域を最小限にするために配水調整を行い、順次断水区域の解消に努める。
- (4) 断水地域がおおむね解消した段階で、引き続き各戸給水を目途に復旧を実施する。

4 住民への広報

- (1) 上水道施設の被害状況、給水状況、復旧状況及び今後の見通しを町、防災関係機関、報道機関等に伝達し、広報する。
- (2) 磯城郡水道企業団ホームページで広報するとともに、町ホームページ、広報車、自治会有線放送等を通じて、被害状況、復旧状況等及び節水に努めるよう広報を依頼する。

第2 下水道

1 応急復旧

産業建設部下水道班は、被災した公共下水道・特定環境保全公共下水道施設の応急復旧をおおむね以下のとおり実施する。

- (1) 被災後、速やかに施設の点検、被害状況の把握、応急復旧計画の策定を行う。
- (2) 原則として、最下流部の下水道から順次、応急修理を行うが、医療施設、避難所、社会福祉施設等の復旧作業は優先的に行う。
- (3) 町内及び近隣市町村の下水道工事業者と調整して必要な資機材を確保し、復旧体制を確立する。
- (4) 他ライフライン施設間で、被災状況等相互に情報交換し、的確・円滑な復旧に努める。

2 住民への広報

産業建設部下水道班は、被害状況、復旧状況及び今後の見通しに関する広報を行うとともに、生活水の節水に努めるよう協力を要請する。

第3 電力

関西電力送配電株式会社は、風水害をはじめとする各種災害により電力設備被害が発生した場合、あらかじめ定める応急復旧計画に基づき、災害応急体制を組織して、被災した電力施設の早期復旧を図る。

1 危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として送電を継続するが、被害及び火災の拡大等に伴い、感電等の二次災害のおそれのある場合で関西電力送配電株式会社が認めた場合、又は県、町、警察、消防機関等から要請があった場合は、送電の停止を含む適切な危険予防措置を講じる。

2 応急措置・広報

- (1) 優先順位に基づく復旧作業の実施

ア 災害復旧計画の策定及び実施にあたっては、原則として医療機関、避難所、官公庁等の公共機関、報道機関等を優先する。

イ 復旧作業は原則として上記の施設を優先して行うが、災害状況、各設備の復旧の難易度を勘案して、復旧効果の高いものから順次実施する。

(2) 復旧作業の現状と見通し等の伝達、広報

ア 電力施設の被害状況、供給状況、復旧作業の現状と見通し等について、防災関係機関、報道機関に対し、迅速かつ的確に情報を伝達する。

イ 復旧の見通し、感電や火災等の公衆災害並びに二次災害を防止するための被害地区における電気施設、電気機器使用上の注意等について、あらかじめ作成した広報素材の提供、報道機関による報道及び広報車による巡回放送等により、住民に対する広報宣伝活動を行う。(ただし、大規模・広範囲な災害では、被害地区をくまなく巡回放送するのが困難であり、町等の協力を得ながら広報活動の展開を考える。)

(3) 電力の融通

災害により電気設備等が被災し、大幅な電力供給不足の事態が発生した場合、電力会社間で電力融通を迅速かつ円滑に行う。

第4 LPガス等

LPガス事業者及び簡易ガス事業者は、それぞれ水害、浸水地域のLPガス等施設による災害を最小限に止め、LPガス等の製造者及び消費者並びに地域住民の安全を確保するため、整圧器等の機能監視及び容器の特別見回り、防護及び応急機材の点検整備を行う。

また、磯城消防署、天理警察署、県及び一般社団法人奈良県LPガス協会等の保安関係団体と密接な連携をとりながら、過去の災害事例を参考にした被害予想地区の施設を重点的に監視する。

1 LPガス事業者

(1) 緊急対応措置

緊急対応措置は、「被害状況の確認」と「二次災害の発生防止」であり、そのため以下のとおり行う。

ア LPガス設備の被害状況の確認は、緊急度が高くかつLPガス貯蔵量が大である施設を優先することを原則として、学校・病院等を含む公共施設、集合住宅、業務用施設、一般住宅の順に行う。

イ 確認は、供給停止及び容器撤去等二次災害防止措置の必要性の有無を目視により行うものとし、建物の倒壊、浸水、火災発生の有無又はその発生のおそれの有無、容器の転倒・配管の折損等によるガス漏れの有無について行う。

ウ 確認の結果、二次災害のおそれがある施設に対しては、供給停止又は容器撤去を行う。

エ LPガス施設が浸水した施設では、目視点検で異常が認められない場合も、「供給復活のための安全点検」で定める安全確認により異常がないと確認されるまでは、容器バルブを閉止してガスの使用を中止するよう消費者に呼びかける。

(2) 供給復活のための安全点検

供給復活のための安全点検は、多数のLPガス設備に対して実施する必要があるため、以下のとおり行う。

- ア 安全点検実施対象施設は、目視点検を行った結果、さらに安全点検を行う必要が認められた設備、及びLPガス設備が浸水した地域のLPガス設備全てとする。
- イ 安全点検は、供給停止の及ぼす影響の大小を勘案し、原則として、学校・病院等を含む公共施設、集合住宅、業務用施設、一般住宅の順に行う。
- ウ 安全点検の結果について消費者に説明するとともに、新たに異常が発生したときや漏洩等の異常が認められた場合にとるべき措置について、周知徹底を図る。

2 簡易ガス事業者

LPガス事業者に準じて行う。

3 広報

- (1) 二次災害を防止するため、ガス漏洩時の注意事項についての情報を広報する。
- (2) 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを防災関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

第5 電気通信

1 西日本電信電話株式会社

災害時における電気通信サービスの基本的な考え方として、災害が発生した場合又は通信の著しい輻輳が発生した場合等において、通信不能地域をなくすため及び重要通信の確保を図るため、災害措置計画を作成し、以下のとおり実施する。

(1) 発生直後の対応

ア 災害対策本部の設置

災害の規模や状況により、情報連絡室又は災害対策本部を設置し、災害応急復旧等を効果的に講じられるよう、地域の防災関係機関と密接な連携を保ち、災害応急対策及び災害復旧対策の活動を速やかに実施する。

イ 災害対策情報の連絡体制

災害が発生し、又は発生のおそれのある場合には、災害の規模及び状況により、県（県災害対策本部又は防災統括室）等の防災関係機関へ災害対策本部（情報連絡室）開設連絡及び被災状況・復旧対策等に関する情報を迅速かつ的確に収集し、必要な事項は情報統括班が速やかに報告する。

ウ 情報の収集、報告

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、重要通信の確保、若しくは被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、対策組織の長に報告するとともに、関係組織相互間の連絡、周知を行う。

- (ア) 気象状況、災害予報等
- (イ) 電気通信設備等の被害状況、疎通状況及び停電状況
- (ウ) 当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況

(エ) 被災設備、回線等の復旧状況

(オ) 復旧要員の稼働状況

(カ) その他必要な情報

エ 被害状況の把握及び応急対策要員等の確保

災害が発生し、又は発生のおそれのある場合には、通信設備の被災の全容を災害対策システム等の活用により、より迅速に把握するとともに、早期設備回復に向け、効果的な復旧活動に努める。

(ア) 災害発生のおそれがある場合、事前に復旧要員等を確保する。

(イ) 復旧資機材調達及び災害対策機器・工事車両等を確保する。

(ウ) 被災が大規模に及ぶ場合等は、本社の災害対策本部に支援要請し、NTT西日本グループ総体として広域復旧体制を整える。

オ 防護措置

通信設備等の被害拡大を防止するため、必要な防護措置を実施する。

(2) 災害状況等に関する広報活動体制

災害が発生し、通信が途絶及び一般通話の利用制限等を行った場合は、通信の疎通状況、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の復旧の状況、特設公衆電話設置況等を広報するなど、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

ア 被災等の間合わせに対する受付体制を整える。

イ 被害規模・内容によっては、トーキ案内を行う。

ウ 広報車による広報及び営業所等への掲示による広報活動を行う。

エ 報道機関の協力を得て、テレビ・ラジオ及び新聞掲載等による広報活動を行う。

オ 有機的な連携を強化するため、町及び県等の協力を得ながら広報活動を行う。

(3) 応急復旧

電気通信設備に災害が発生した場合、当該設備及び回線の復旧に関して応急復旧措置を講じる。

また、重要通信の確保に留意し、災害の状況、電気通信設備の被災状況に応じ、別表の復旧順位に基づき、適切な措置をもって復旧に努める。

電気通信設備及び回線の復旧を優先する機関等

順位	復旧回線
第一順位	次の機関に設置されている電話回線及び専用回線等各1回線以上 ○ 気象機関 ○ 水防機関 ○ 消防機関 ○ 災害救助機関 ○ 警察機関 ○ 防衛機関 ○ 輸送確保に直接関係ある機関 ○ 通信確保に直接関係ある機関 ○ 電力供給の確保に直接関係ある機関

順位	復旧回線
第二順位	次の機関に設置されている電話回線及び専用回線等各1回線以上 ○ ガス供給の確保に直接関係ある機関 ○ 水道供給の確保に直接関係ある機関 ○ 選挙管理機関 ○ 新聞社、放送事業又は通信社の機関 ○ 預貯金業務を行う機関 ○ 国又は地方公共団体の機関（第一順位となるものを除く。）
第三順位	第一順位及び第二順位に該当しないもの

(4) 通信疎通に対する応急措置

災害のため通信が途絶し、又は通信が輻輳した場合、災害措置計画に沿った臨時回線の作成、中継順路の変更等疎通確保の措置及び臨時公衆電話の措置を実施する。

(5) 通信の優先利用

災害が発生した場合において取り扱う非常扱い電話、緊急扱い電話又は非常扱い電報、緊急扱い電報を契約約款に定めるところにより、一般の手動電話又は電報に優先して取り扱う。

(6) 通信の利用制限

災害が発生し、通話が著しく困難な場合は、重要通信を確保するため、契約約款に定めるところにより、通信の利用制限等の措置を行う。

(7) 災害用伝言ダイヤル等の提供

災害発生により著しく通信輻輳が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。

(8) 災害対策用無線機による措置

災害が発生し、孤立地帯等が発生又は発生するおそれのある場合は、災害対策用無線機による措置を行う。

2 その他電気通信事業者

株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社及びソフトバンク株式会社は、通信サービスを確保するため、あらかじめ定める応急復旧計画に基づき、災害応急体制を組織して、災害応急対策及び災害復旧対策活動を速やかに実施する。

第6 公共交通

鉄道施設

近畿日本鉄道株式会社は、災害が発生した場合には被害の拡大防止に努め、速やかに被害復旧にあたり旅客の安全確保を図るとともに、輸送力の確保に努める。

1 応急措置

(1) あらかじめ定めた基準により、列車の緊急停止、運転の見合わせ若しくは速度制限を行う。

- (2) 負傷者には、応急救護の措置を講じるとともに、必要に応じて奈良県広域消防組合消防本部、天理警察署に通報し、出動を要請する。
- (3) 乗客の混乱を防止するため、適切な車内放送及び駅構内放送を行うとともに、状況に応じて安全な場所への避難誘導を行う。

2 応急復旧の方針

列車運行上重要な施設を優先して応急復旧を行うとともに、被災状況、緊急性、復旧の難易度などを考慮して、あらかじめ定められた復旧計画に基づき段階的な復旧を行う。

被害状況によっては、他の鉄軌道管理者からの応援を受ける。

3 代替輸送手段の確保

鉄軌道施設の被害状況に応じて代替交通輸送手段を確保するなど、輸送機能維持に努める。

4 災害広報

運行状況、復旧状況、今後の見通しを町及び防災関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じて広報する。

【本節に関する資料】

資料編 3-2-4 防災関係機関連絡先一覧表

第11節 交通規制・緊急輸送活動

町は、救助・救急活動、医療活動及び避難の円滑な実施、緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の確保に努め、状況に応じて人員の派遣等を行いながら、あらかじめ指定された緊急輸送ネットワークの中から、地域内輸送拠点を開設するとともに、その周知徹底を図る。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 緊急輸送体制の確立	総務部、産業建設部	奈良国道事務所、 中和土木事務所、天理警察署
第2 陸上輸送	総務部、産業建設部、 健康福祉部	奈良国道事務所、 中和土木事務所、天理警察署
第3 航空輸送	総務部、健康福祉部	奈良県広域消防組合、天理警察署、 陸上自衛隊第4施設団
第4 交通規制	総務部、産業建設部	奈良国道事務所、中和土木事務所、 県公安委員会、天理警察署、 磯城消防署、陸上自衛隊第4施設団

第1 緊急輸送体制の確立

1 緊急輸送の実施体制

総務部総務班は、大規模災害発生時の救助活動、救急搬送、消火活動、緊急輸送活動、応急復旧活動等を迅速かつ的確に実施するため、陸上交通網の確保はもちろん、ヘリコプターの活用を含む総合的な輸送確保に努め、関係各班が効率的に緊急輸送をできるよう調整を行う。

なお、緊急輸送の実施にあたっては、被害の状況、緊急度、重要度によって判断するものとし、次の事項に配慮して行う。

- (1) 人命の安全
- (2) 被害の拡大防止
- (3) 災害応急対策の円滑な実施

2 緊急輸送の範囲

緊急輸送は、緊急度に応じ、各段階において輸送の範囲を次のとおり設定する。

(1) 第1段階

- ア 救助・救急活動、医療救護活動の従事者、医薬品等の人命救助に要する要員及び物資
- イ 災害の拡大防止のための消防、水防活動等の人員及び物資
- ウ 情報通信、電力、燃料、水道施設等の初動体制に必要な保安要員、及び災害対策要員並びに物資等
- エ 後方医療機関へ搬送する負傷者

- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な要員及び物資
- カ 被災者に対して災害対策本部等が供給する食料及び水等生命維持に必要な物資
- キ 被災者に対して災害対策本部等が供給する生活必需品等の物資
- ク 被災者の緊急避難場所から避難所等への移送

(2) 第2段階

- ア 第1段階の続行
- イ 要配慮者の保護にかかる福祉避難所等への移送
- ウ 傷病者及び被災者の被災外への輸送
- エ 輸送施設の応急復旧等に必要な要員及び物資

(3) 第3段階

- ア 第2段階の続行
- イ 災害応急対策に必要な要員及び物資

3 被害状況の把握

(1) 道路施設の点検

産業建設部まちづくり建設班は、奈良国道事務所、中和土木事務所、天理警察署及び協定業者等と連携してあらかじめ選定した緊急輸送道路の中から使用可能な道路を把握するため、道路施設等（道路・橋梁、信号機）の被害状況及び安全性の点検を行う。

(2) 県への点検結果の報告等

総務部総務班は、必要に応じて総務部調査班による特命調査活動を指示し、緊急輸送道路等の点検結果を県並びに中和土木事務所及び天理警察署に報告するとともに、町域にアクセスするその他の緊急輸送道路の状況について、中和土木事務所から情報を収集する。

第2 陸上輸送

町は、道路啓開によって緊急輸送道路を確保するとともに、輸送手段を確保し、住民の避難、災害応急対策要員の移送、救援・救助のための資機材、その他緊急物資等の陸上輸送を行う。

1 緊急輸送道路の決定と確保

(1) 緊急輸送道路の決定

産業建設部まちづくり建設班は、県（道路管理課）、天理警察署、奈良国道事務所、中和土木事務所と協議のうえ、道路施設の点検結果を踏まえ、被災地の状況、緊急輸送活動等の状況に基づき、確保すべき緊急輸送道路を決定する。

(2) 緊急輸送道路の道路啓開

産業建設部まちづくり建設班は、緊急輸送道路を確保するため、道路啓開に必要な人材、資機材などを協定業者等の協力を得て調達し、町道の啓開作業を行う。

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

また、奈良国道事務所、中和土木事務所が行う道路啓開作業に協力する。

2 緊急輸送道路の周知

(1) 関係各部及び防災関係機関への連絡

総務部本部班は、使用可能な緊急輸送道路について、関係各部及び防災関係機関に連絡する。

(2) 住民への広報

町長公室部秘書広報班は、緊急輸送道路への一般車両の進入を防止し、緊急輸送道路の機能を十分に発揮させるため、住民へ広報する。

3 輸送手段の確保

総務部総務班は、避難者、災害応急対策の実施に必要な人員や資機材等を輸送するため、町の所有する車両を活用するほか、輸送業者等の車両を調達する。

(1) 輸送車両等の確保

ア 町が所有する全ての車両の集中管理を行う（ただし健康福祉部、産業建設部の車両を除く。）。

イ 車両が不足する場合は、輸送業者の車両を借り上げるものとする。それでもなお不足する場合は、次の事項を明示して県又は他市町村等にあつせんを要請する。

(ア) 輸送区間及び借上期間

(イ) 輸送人員又は輸送量

(ウ) 車両等の種類及び台数

(エ) 集結場所及び日時

(オ) 車両用燃料の給油場所及び給油予定量

(カ) その他必要事項

(2) 緊急通行車両の確認

ア 事前届出済の車両

災害対策基本法に基づく交通規制が実施された場合、事前届出済証の交付を受けている車両については、直ちに緊急通行車両の確認を行い、標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を受けるようとりまとめにあたる。

イ 災害発生後の届出

災害対策基本法に基づく交通規制が実施された場合、民間借り上げ等によって調達した車両については、直ちに自動車検査証等の必要書類を天理警察署又は交通検問所に持参し、緊急通行車両としての申請を行うようとりまとめにあたる。

(3) 車両の運用

ア 各部の要請に基づき使用目的に合わせた適正配車に努める。

イ 常に配車状況を把握し、各部の要請に対応する。

ウ 緊急通行車両標章は、車両前面の見やすい位置に掲示し、確認証明書は車両に備え付ける。

4 広域応援・災害派遣部隊等受入拠点、物資集積場の確保

総務部本部班及び健康福祉部保険医療班は、関係各部・防災関係機関の協力を得て、それぞれ広域応援・災害派遣部隊等受入拠点、物資集積場を確保する。

第3 航空輸送

町は、輸送基地及び輸送手段を確保し、緊急物資等の航空輸送を行う。

1 輸送基地の確保

(1) 災害時用臨時ヘリポートの開設

総務部本部班は、県、奈良県広域消防組合消防本部、天理警察署、自衛隊等と協議し、あらかじめ設定した災害時用臨時ヘリポートの中から、開設する災害時用臨時ヘリポートを指定する。

(2) 利用可能状況の調査及び報告

総務部本部班は、選定した災害時用臨時ヘリポートにおける障害物の有無等、利用可能状況を県へ報告する。

(3) 緊急ヘリポートの選定

総務部本部班は、奈良県広域消防組合消防本部と協議のうえ、あらかじめ設定した災害時用臨時ヘリポートのほか、緊急にヘリポートが必要な場合には、次の点に留意して選定する。

ア 地盤は、堅固な平坦地のこと（コンクリート、芝生が最適）

イ 地面斜度が6度以内のこと

ウ 二方向以上からの離着陸が可能であること

エ 離着陸時に、支障となる障害物が周辺にないこと

オ 車両等の進入路があること

カ 離着陸のため必要最小限度の地積が確保できること

（ア）大型ヘリコプター：100m四方の地積

（イ）中型ヘリコプター：50m四方の地積

（ウ）小型ヘリコプター：30m四方の地積

2 輸送手段の確保

総務部本部班及び健康福祉部保険医療班は、災害応急活動上必要があると認めるときは、県に対し、県消防防災ヘリコプター等の出動要請をするほか、天理警察署、自衛隊等の協力を得て、航空輸送手段の確保に努める。

第4 交通規制

町は、奈良国道事務所、中和土木事務所、天理警察署との連携のもと、交通の混乱を最小限度にとどめ、被災者の安全な避難と緊急通行車両等の通行を確保するため、交通規制を実施する。

1 道路管理者による交通規制

産業建設部まちづくり建設班は、天理警察署との密接な連携のもとに、交通規制を実施する。

(1) 町の管理道路

道路の破損、浸水、河川・ため池の決壊等によって交通が危険であると認められる場合、又は被災道路の応急復旧等の措置を講じる必要がある場合には、中和土木事務所、天理警察署との協

議・報告を行い、道路法に基づく通行の禁止又は制限を実施する。

(2) 県の管理道路

防災関係機関相互の協議・報告によって、道路の通行の禁止又は制限を実施する。

(3) 国の管理道路

防災業務要領に基づき、防災関係機関相互の協議、通知等によって交通規制を実施する。

2 県公安委員会、天理警察署による交通規制

県公安委員会及び天理警察署は、災害応急対策活動を実施するため必要があると認めるときは、避難所・避難地の状況、道路の被害程度等を考慮して決定した緊急交通路について、緊急通行車両以外の車両の通行禁止・制限等交通規制を行う。

3 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令

警察官は、通行禁止区域等において、車両等が妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められる場合は、当該車両の所有者等に対し、移動等の措置をとることを命じる。

また、警察官は、移動等の措置をとることを命じられた者が移動等の措置をとらない場合などは、自ら移動等の措置をとる。

なお、警察官がその場にはいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官又は消防吏員は、通行禁止区域等において自衛隊用緊急通行車両又は消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとる。

4 相互連絡

総務部本部班は、奈良国道事務所、中和土木事務所、天理警察署と被災地域の実態、道路及び交通の状況に関する情報を相互に交換するとともに、交通規制を必要とする場合には、事前に道路の通行、制限の対象、区間、理由等を相互に協議する。

5 交通規制の標識等の設置

産業建設部まちづくり建設班は、車両の通行を禁止し、又は制限する措置を講じた場合は、緊急的かつ一時的な場合を除き、法令の定めに基づき、禁止又は制限の対象、区間、期間等を表示した道路標識等を設置する。

6 広報

総務部本部班及び町長公室部秘書広報班は、道路における車両の通行禁止等の交通規制の措置を講じた場合には、前記措置のほか、天理警察署、報道機関等を通じて、消防機関、医療機関、自衛隊、交通関係事業者、ライフライン事業者など緊急輸送活動に係る防災関係機関等に対して、その状況を連絡する。町長公室部秘書広報班は、住民に対して規制内容、迂回路等について広報する。

7 交通規制時の自動車運転者のとるべき措置

災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等内にある運転者は、次の措置をとる。

(1) 速やかに車両を次の場所に移動させること。

ア 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

イ 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

(2) 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の妨害とならない方法により駐車すること。

(3) 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。

【本節に関する資料】

資料編 3-6-1 緊急輸送道路

資料編 3-6-2 町有車両一覧表

資料編 5-8 緊急通行車両確認に関する様式

第12節 災害救助法の適用

災害によって住家が滅失した世帯数が、災害救助法に定める基準以上に達し、又は、多数の者が生命又は身体に危害を受けるおそれが生じた場合であって内閣総理大臣が定める基準に該当し、被災者が現に救助を要する状態にある場合、町は、災害救助法の適用手続きを行い、同法に基づく救助を実施する。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 災害救助法の適用基準等	総務部	
第2 災害救助法の適用手続き	総務部	
第3 救助の実施	各部	

第1 災害救助法の適用基準等

1 災害救助法の適用基準

人口が30,000人超の本町の場合、災害救助法の適用は、災害による町域の被害が次のいずれかに該当する場合において、県知事が指定する。

- (1) 家屋の全壊、全焼、流失等によって住家が滅失した世帯の数（以下「滅失世帯数」という。）が、60世帯以上の場合
- (2) 県域の滅失世帯数が1,500世帯以上である場合において、町域の滅失世帯数が30世帯以上の場合
- (3) 県域の滅失世帯数が7,000世帯以上であって、町域の被害世帯数が多数の場合
- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、滅失世帯が多数である場合
- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合

2 滅失世帯の算定基準

滅失世帯数の算定は、住家が全壊(全焼・流失)した世帯を基準とする。

なお、そこまで至らない半壊等については、災害救助法施行令第1条第2項の規定に基づき、みなし換算を行う。

滅失世帯の算定基準

全壊(全焼・流失)	世帯	1世帯	=	滅失世帯	1世帯
半壊(半焼)等著しく損傷した世帯		2世帯	=	滅失世帯	1世帯
床上浸水、土砂の堆積等によって					
一時的に居住困難な世帯		3世帯	=	滅失世帯	1世帯

(注) 床下浸水、一部損壊は換算しない。

第2 災害救助法の適用手続き

災害救助法の適用については、同法の定めるところによるが、必要と認めた場合は速やかに所定の手続を行う。

1 被害状況の調査・報告

本部長（町長）は、町の災害の規模が災害救助法の適用基準に該当する場合、又は該当する見込みがある場合は、直ちにその状況を県知事に報告する。

なお、おおむね次に定める程度のものはすべて報告しなければならない。

- (1) 災害救助法の適用基準に該当するもの
- (2) その後被害が拡大するおそれがあり、同法の適用基準に該当する見込みのあるもの
- (3) 被害が2市町村以上にわたる広域的で大規模なもの
- (4) 災害の状況及び社会的影響等から報告の必要があると認められるもの
- (5) その他特に報告の指示があったもの

2 災害救助法の適用申請

本部長（町長）は、町の災害の規模が前述の適用基準に該当し、又は該当する見込みがある場合、直ちに次の事項を明確にしたうえで県知事に報告し、災害救助法の適用を要請する。

- (1) 災害発生の日時及び場所
- (2) 災害の原因及び被害の状況
- (3) 法の適用を要請する理由
- (4) 法の適用を必要とする期間
- (5) 既に実施した救助措置及び今後実施予定の救助措置

第3 救助の実施

1 災害救助法による救助の種類

- (1) 避難所の設置
- (2) 応急仮設住宅の供与
- (3) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (4) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (5) 医療及び助産
- (6) 被災者の救出
- (7) 被災した住宅の応急修理
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 遺体の捜索及び処理
- (11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

2 救助の実施機関

(1) 町

災害救助法の適用に基づく救助活動は、国の責任において県知事が実施し、本部長（町長）はこれを補助する。ただし、災害の事態が急迫し県知事による救助活動の実施を待つことができない場合、本部長（町長）は災害救助法に定める救助活動を実施するとともに、事後速やかに県知事に報告し指示を受ける。

また、本部長（町長）は、一次救助の実施機関として住民及び滞在者の安全を確保し、県知事の職権の一部を委任された場合は、本部長（町長）が実施責任者となって、委任された事務を適正に実施し、県知事に報告する。

(2) 県

県は、適用基準に該当している場合は災害救助法を適用することを公告するとともに、同法による救助を実施するにあたり、市町村を包括して広域的・総合的な事務を行い、市町村が行う救助活動を支援し、その調整を行う。

なお、災害救助法を適用する場合で以下の事項に該当する場合、県知事は原則として、その権限に属する災害救助法上の救助事務の実施を市町村長に委任する。

ア 市町村に委任することにより、救助の迅速、的確化が図られるとき。

イ 緊急を要する救助の実施に関する事務（避難所の設置、炊き出しその他による食品の給与、被災者の救出等）及び県においては困難な救助の実施に関する事項（学用品の給与等）であるとき。

3 救助の程度、方法及び期間並びに費用の範囲

(1) 救助の程度、方法及び期間

災害救助法による救助の程度、方法及び期間は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」に基づく。

なお、基準による救助の適切な実施が困難な場合、県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得たうえで、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

(2) 費用

災害救助法第33条により、救助に要する費用は県が支弁する。ただし、同法第36条により国庫は一定の割合で県が支弁した救助費の一部を負担する。

【本節に関する資料】

資料編 3-10-1 災害救助法による救助の程度と期間

第3章 応急復旧期の活動

第1節 緊急物資の供給

町は、家屋の損壊、滅失等によって、水、食料、生活必需品の確保が困難な住民に対し、必要な物資の供給に努める。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 給水活動	総務部	磯城郡水道企業団
第2 水・食料及び生活必需品の供給	健康福祉部、産業建設部、総務部	農林水産省政策統括官、日本赤十字社奈良県支部

第1 給水活動

町は、飲料水の確保が困難な住民に対し、最小限度必要な量の飲料水を供給するよう努める。

1 情報の収集

総務部本部班は、災害発生後、関係各部及び磯城郡水道企業団と連携し、なるべく早期に次の情報を集約・整理して被害の範囲・規模を把握する。

- (1) 配水場、配水池等の状況を確認し、貯水量の把握を行う。
- (2) 県と連絡をとり、被害状況と供給量の確認を行う。
- (3) 各給水区域の断水状況の収集・把握を行う。
- (4) 医療機関、社会福祉施設、避難所等優先給水すべき施設の断水状況の収集・把握を行う。

2 飲料水等の確保

磯城郡水道企業団は、応急用飲料水並びに水道施設の確保を行う。

また、給水車・給水容器・容器運搬用車両の準備をし、整備点検を行う。

3 給水の実施

磯城郡水道企業団は、把握した情報に基づき応急給水計画を作成し、応急給水を実施する。

(1) 給水対象者

災害のため水道施設等に被害を受け、飲料に適する水を得られない者

(2) 目標量

発災当初被災者1人あたり1日3リットルを供給し、応急復旧の進捗にあわせ、以下のとおり順次供給量を増加する。

災害発生からの日数	一人あたり水量 (ℓ/日)	用途内訳	主な給水方法
～3日	3	飲料等 (生命維持に最小限必要な量)	給水車
4～10日	3～20	飲料、水洗トイレ、洗面等 (日周期の生活に最小限必要な量)	配水幹線付近の 仮設給水栓
11～20日	20～100	飲料、水洗トイレ、洗面、風呂、 シャワー、炊事等 (数日周期の生活に最小限必要な量)	配水支線上の 仮設給水栓
21～28日	被災前給水量 (約250)	ほぼ通常的生活	仮配管からの 各戸給水、共用栓

(3) 給水方法

ア 給水拠点における給水

配水場を給水拠点として、給水を実施する。

イ 給水車による給水

避難所となる学校等の施設で水槽又は容器を備えてある場所については、給水車による給水を実施する。

また、配水場が被災し水源を確保することが困難な場合は、他水道事業者等の水源から補給協力を受けて、給水を実施する。

ウ トラックによる給水

病院、診療所、人工透析医療施設、社会福祉施設等で水槽又は容器を備えていない場所、小規模の避難所等については、非常用飲料水用袋等を使用しトラックによる給水を実施する。

エ 応急仮設配管による給水

関連業者等の協力を得て、応急仮設配管の敷設、共用栓の設置を行い、給水を実施する。

(4) 応急給水実施の優先順位

病院、診療所、人工透析医療施設等の緊急に水を要する施設や、高齢者、障害者等の要配慮者の施設には優先的に給水車を配備し、可能になった段階で臨時給水栓をそれらの近くに設置する。

(5) 飲料水の水質検査及び消毒

給水にあたっては、水質管理はもとより、使用する器具等すべて衛生的に処理する。

4 広報

総務部本部班及び町長公室部秘書広報班は、住民の不安を和らげるため、情報提供を積極的かつきめ細かく行う。

(1) 手段

ア 町ホームページ

イ 自治会（有線放送等）

ウ 広報車

エ 広報紙

オ 報道機関（テレビ、新聞、ラジオ等）

(2) 広報内容

ア 給水時間及び給水場所

イ 容器持参の呼びかけ

ウ 断水の解消見込みその他必要な情報

5 応援要請

磯城郡水道企業団は、単独で十分な給水活動を実施することが困難な場合は、奈良県水道災害相互応援協定による要請のほか、次の事項を可能な限り明らかにして、他の水道事業者等の応援を要請する。

(1) 給水を必要とする人員

(2) 給水を必要とする期間及び給水量

(3) 給水する場所

(4) 必要な給水器具・消毒薬品・水道用資材等の品目別数量

(5) 給水車両借り上げの場合は、その必要台数

(6) その他必要な事項

第2 水・食料及び生活必需品の供給

災害の発生に際し、住民・町・県等それぞれの役割分担を明確にして、被災住民の保護を目的とした水・食料及び生活必需品等の供給に努める。

1 住民、町、県の役割分担

(1) 住民

住民は、あらかじめ備蓄しておく1週間分の食料を使用する。

また、個人又は地域において、物資の相互融通に努めるなど、被害を最小限度に抑えるための相互扶助を行う。

(2) 町

町は、被災住民等に対する物資の供給を行うため、計画を策定し、地域に即した方法等により供給を行う。

また、物資の供給を行うため必要があると認めるときは、民間の施設・ノウハウ等を活用する。

(3) 県

県は、被災住民に供給する生活必需品等の物資及び市町村の要請を受けて必要となる物資についての供給を行う。

また、県は被災市町村へ物資の供給を行うため必要があると認めるときは、倉庫協会等民間の施設及び物流事業者等のノウハウを活用して迅速に供給を行う。

2 食料の供給

健康福祉部保険医療班は、避難者、被災者等に対する食料を確保し、応急供給を実施するよう努める。

(1) 食料供給の対象者

- ア 避難所に収容された者
- イ ライフライン被災によって調理ができない者
- ウ 旅行者、町内通過者等で他に食料を得る手段のない者
- エ 救助作業、その他の緊急災害対策業務に従事する者

(2) 必要量の把握

それぞれ所管する各部から報告された食料供給の対象者数から必要な数量を把握するとともに、避難所ごとの必要量も算定し、供給計画を作成する。

また、食料供給対象者数のうち高齢者用食や粉・液体ミルクの必要量をあわせて把握し、供給するよう努める。

(3) 食料の確保

供給計画に基づき、備蓄食料や調達によって確保する。

ア 備蓄食料

災害発生当初は、調理を必要としない町災害用備蓄物資により対応する。

イ 調達食料

産業建設部地域産業推進班の協力を得て、大規模小売店舗等から調達するとともに流通状況に応じ、給食業者・パン製造業者その他の業者からも調達する。

また、災害救助法が適用された場合の米穀の確保については、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、県に対し災害救助用米穀等の供給を要請するものとし、県との間に連絡がつかない場合、農林水産省政策統括官に対して直接災害救助用米穀等の引き渡しに関する情報を連絡する。この連絡を行った場合、町長は、その旨を県知事に連絡するとともに、災害救助用米穀等の引渡要請書により米穀の供給を要請する。

なお、町において食料の調達が困難な場合は、県、他の市町村等に応援を要請するものとし、他の市町村、日本赤十字社奈良県支部に応援要請した場合は、県に報告する。

ウ 食料の内容等

被災者に供給する食料は、以下に示すものとするが、季節等の状況を考慮し食中毒の防止等の衛生面に十分配慮するとともに、臨機に必要な食料を定めて確保する。

確保の方法	食料の内容
備蓄食料	アルファ化米、缶入りパン
調達食料	精米・即席メン等の主食、野菜・漬け物等の副食等、並びに弁当類

(4) 供給方法

備蓄食料は、各避難所に備蓄されるものを使用するほか、ボランティア等の協力を得て、不足する避難所等へ輸送する。

また、調達食料は、調達した業者により避難所等へ直接輸送し、いずれも避難所内住民組織、

地域各種団体、一般ボランティア等の協力を得て、被災者に不安を抱かせないよう迅速に食料を供給する。

なお、供給にあたっては供給品目、数量等を明らかにし、被災者間に不公平が生じることのないよう適切に実施する。

3 炊き出しの実施

健康福祉部保険医療班は、組織体制等が整ってきた段階において、教育部教育総務班の協力により炊き出しを実施する。

(1) 炊き出しの方法

ア 炊き出しは、自治会、日赤奉仕団、婦人会等に協力を得て実施する。

イ 炊き出しの実施については、避難状況、ライフライン復旧状況及び協力体制の整備状況を勘案して決定する。

ウ 他団体等からの炊き出しの申し出については、調整のうえ受入れる。

(2) 炊き出しの場所

炊き出しは、避難所に指定される学校給食施設等を利用して実施する。

なお、調理施設がない、又は利用できない場所においては、応急的な調理施設及び資機材の確保に努める。

4 生活必需品の供給

健康福祉部保険医療班は、被災者に対し寝具、被服等の生活必需品を迅速かつ的確に供給するよう努める。

(1) 生活必需品供給の対象者

ア 避難所に収容された者

イ 住家に被害を受け、生活必需品を失い、必要最小限の日常生活を営むことが困難な者

(2) 必要量の把握

生活必需品の対象者数から必要な数量を把握するとともに、避難所ごとの必要量も算定し、供給計画を作成する。

なお、生活必需品対象者数のうち哺乳瓶、オムツ、生理用品等老若男女のニーズの違い、及び要配慮者のニーズに配慮した物資の必要量をあわせて把握し、供給するよう努める。

(3) 生活必需品の確保

供給計画に基づき、備蓄品や調達によって確保する。

ア 備蓄品

災害発生当初は、各避難所に備蓄される備蓄している毛布等を使用するほか、備蓄倉庫から各避難所等へ輸送する。

イ 調達品

産業建設部地域産業推進班の協力を得て、大規模小売店舗等から調達するとともに、流通状況に応じ、レンタル業者その他の業者からも調達する。

また、町において生活必需品の調達が困難な場合は、総務部本部班を通じて県、他の市町村等に応援を要請する。

なお、他の市町村、日本赤十字社奈良県支部に応援要請した場合は、県に報告する。

ウ 生活必需品の内容等

被災者に供給する生活必需品は、以下に示すものとするが、季節等の状況を考慮するとともに、老若男女のニーズ、要配慮者のニーズ等被災者の実情に応じて臨機に必要な物資を定めて確保する。

確保の方法	生活必需品の内容
備蓄品	紙おむつ（新生児用、S、M、L）、毛布
調達品	※不足する場合の上記のものに加え 被服（肌着等）、炊事用具、光熱用品、タオル、石鹸・歯ブラシ等日用品、要配慮高齢者・障害者等用介護機器、補装具、日常生活用具等

(4) 供給方法

備蓄品は、各避難所に備蓄されるものを使用するほか、ボランティア等の協力を得て、不足する避難所等へ輸送する。

調達品は、調達した業者により避難所等へ直接輸送し、いずれも避難所内住民組織、地域各種団体、一般ボランティア等の協力を得て、被災者に不安を抱かせないように迅速に生活必需品を供給する。

なお、供給にあたっては供給品目、数量等を明らかにし、被災者間に不公平が生じることのないよう適切に実施する。

また、在宅の被災者への配布についても考慮する。

5 物資の調達・供給状況の報告等

総務部本部班は、県に対し、迅速かつ緊密に以下の情報交換を行う。

- (1) 住民等の状況調査結果及び状況の変化
- (2) 物資の調達及び供給状況

【本節に関する資料】

- 資料編 3-8-1 上水道施設の現況
- 資料編 3-8-2 応急給水用資機材の現況
- 資料編 3-8-3 備蓄倉庫・備蓄品目等一覧表

第2節 防疫・保健衛生活動

町は、感染症、食中毒の予防及び被災者の心身両面での健康維持のため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要な措置を講じる。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 防疫活動	健康福祉部	中和保健所、田原本町医師会
第2 食品衛生管理	健康福祉部	中和保健所
第3 保健衛生活動	健康福祉部	中和保健所、田原本町医師会
第4 愛玩動物の収容対策等	健康福祉部	景観・環境総合センター、 県獣医師会、天理警察署

第1 防疫活動

健康福祉部健康福祉班は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）並びに災害防疫実施要綱（昭和40年 厚生省公衆衛生局長通知）に基づき、中和保健所と緊密な連携をとりつつ、患者等の人権に配慮しながら、防疫活動を実施する。

なお、汚水の溢水等が発生した場合は、直ちに防疫措置を講じる。

また、町単独での実施が不可能又は困難なときは、中和保健所に応援を要請し、中和保健所又は保健所管内の他の市町村からの応援を得て実施する。

1 消毒措置の実施（感染症法第27条・第29条）

中和保健所の指導、指示により、家屋、便所、その他必要な場所の消毒を行う。

2 ねずみ族、昆虫等の駆除（感染症法第28条）

中和保健所の指導、指示に基づき速やかにねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。

3 臨時予防接種の実施（予防接種法第6条）

県の指示により、被災地域における感染症の未然防止又は拡大防止のため必要がある場合、県と緊密な連携のもと、中和保健所及び田原本町医師会の協力を得て、種類、対象及び期間を定めて臨時の予防接種を実施する。

4 生活用水の供給（感染症法第31条）

県の指示に基づき、速やかに生活の用に供される水の供給を開始し、給水停止期間中継続する。生活の用に供される水の供給方法は、容器による搬送、ろ過器によるろ過給水等現地の実情に応じ、適切な方法によって行うものとする。この際、特に配水器の衛生的処理に留意する。

なお、生活の用に供される水の使用停止処分に至らない程度であっても、井戸、水道等における

水の衛生的処理について指導を徹底する。

5 防疫調査・健康診断

中和保健所、田原本町医師会等の協力を得て、被災地・避難所での防疫調査・健康診断を実施する。

なお、県は、災害発生後、速やかに感染症の発生状況及び動向に関する調査を行い、一類感染症、二類感染症、三類感染症及び新型インフルエンザ等感染症*のまん延を防止するため必要と認めたときは、健康診断の勧告等を行うとともに、一類感染症及び二類感染症患者が発生した場合、県は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、感染症指定医療機関と連携し、必要病床数を確保するとともに、患者移送車の確保を行う。この場合、中和保健所は、入院の必要がある感染症患者に対して、入院の勧告等を行い、健康福祉部健康福祉班は、この実施に際して協力する。

※ 一類感染症（ペスト、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、ラッサ熱、痘そう、南米出血熱）
二類感染症（ジフテリア、急性灰白髄炎、結核、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、鳥インフルエンザ（H5N1、H7N9）、MERS（中東呼吸器症候群）、新型コロナウイルス感染症（COVID-19））
三類感染症（コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス）
新型インフルエンザ等感染症

6 避難所等の防疫指導

中和保健所の指導、指示のもとに、避難所等における防疫活動を実施し、施設の管理者を通じて、うがい・手洗いの励行等の徹底に努める。

また、避難所に消毒薬等を常備するよう努める。

7 衛生教育及び広報活動

被災地及び避難所において衛生教育及び広報活動を、適宜中和保健所の指導、指示を受け、実施する。

8 薬品の調達、確保

防疫に必要な薬品を調達、確保する。

9 県等への協力要請

中和保健所又は保健所管内の他の市町村からの応援を得ても実施が不可能又は困難なときは、県（福祉医療部 医療政策局 疾病対策課）に連絡し、他の保健所管内の市町村又は県からの応援を得て実施する。

10 その他の措置

その他、感染症法により、県の指示を受け必要な措置を行う。

11 報告

中和保健所を経由して県に被害状況、防疫活動状況、災害防疫所要見込額を報告する。

12 災害防疫完了後の措置

災害防疫活動を終了した場合は、速やかに災害防疫完了報告書を作成し、総務部本部班及び中和保健所を経て県に提出する。

第2 食品衛生管理

健康福祉部健康福祉班は、食中毒の防止及び食中毒発生時における被害の拡大防止のため、衛生上の徹底を推進するなど、中和保健所が実施する活動に協力する。

1 食中毒の防止

中和保健所は、防災関係機関と密接な連携を図りながら、被災地の営業施設及び臨時給食施設（避難所等の炊き出し施設）の実態を把握し、食品衛生監視員により次の事項について、現地指導の徹底によって食中毒の発生を防止する。

- (1) 炊き出し等救護食品の衛生指導及び検査
- (2) 食品取扱者の衛生指導及び健康診断（検便）
- (3) 飲料水の衛生確保のための監視指導と検査
- (4) 食品保管庫・食品器具の衛生指導及び検査

2 食中毒発生時の対応方法

健康福祉部健康福祉班は、食中毒患者が発生した場合、県が行う食品衛生監視員による所要の検査等に協力し、原因究明及び被害の拡大防止に努める。

第3 保健衛生活動

健康福祉部健康福祉班は、避難所における健康相談や集団指導、被災家庭、仮設住宅等への家庭訪問を実施し、健康状態の把握と保健指導、環境整備や防災関係機関との連絡調整等を行い、被災住民の心身のケア等必要な保健活動の充実に努める。

また、必要に応じ、県に対し保健師等の派遣を要請する。

1 在宅難病患者対策

災害時の在宅難病患者に対する医療や保健サービスを確保するため、地域住民の協力による難病患者の把握並びに保健所及び訪問看護ステーション等との連携による安否確認を実施する。

また、奈良県広域災害・救急医療情報システム（EMIS）等を活用し、入院や診療可能な医療機関の把握と情報の発信等を行う。

なお、人工透析患者については、災害時においても継続して治療を行う必要があることから、県の協力のもと、人工透析医療機関の活動状況等の情報を収集し、透析患者、患者団体及び医療機関

等へ提供するなど受療の確保に努める。

2 精神障害者及びメンタルヘルスに関する活動

(1) 安否確認等

中和保健所と連携し、相談支援事業等防災関係機関との連携をはかり、在宅精神障害者の安否及び健康状況を確認して必要な支援の検討、提供を行う。

(2) 障害福祉サービス事業所等の被害状況の把握

障害福祉サービス事業所等の被害状況を把握するとともに、利用可能な施設の活用について検討する。

また、県の協力のもと、入院医療及び保護を必要とする被災者のための精神科病床及び搬送体制を確保する。

第4 愛玩動物の収容対策等

健康福祉部健康福祉班は、被災地域の衛生状態の保持及び安全の確保のため、飼い主のわからない愛玩動物の保護収容や死亡動物の適切な収集・処理等を実施する。

1 愛玩動物の保護

動物愛護の観点から、負傷又は放し飼い状態の動物や、飼い主とともに避難所に避難してきた動物の保護及び適正飼育を行うため、県、県獣医師会等の防災関係機関、ボランティア団体に対して支援要請を行うとともに、連絡調整に努める。

2 特定動物の逸走対策

特定動物[※]の管理状況を確認し、逸走等の事態が生じている場合は、県と連携して付近住民への周知にあたりるとともに、捕獲等が必要な場合は、天理警察署等防災関係機関に協力を要請する。

※ 特定動物：人命等に害を加えるおそれがあるため、動物の愛護及び管理に関する法律において飼養・保管の許可が必要とされる動物。（例：ワニ、クマ等）
--

3 飼養者の責務

愛玩動物等の飼養者は、避難する際は、動物の同行と適切な管理に努める。

また、自身の動物が県等に保護収容された場合は、長期にわたり放置することなく、可能な限り早期に引き取り、又は適正に飼養できる者に譲渡するなど、飼養者の責務を全うするよう努める。

4 死亡動物の処理

災害によって死亡した犬猫等については、所有者が処理することを原則とするが、所有者が不明又は所有者が被災者であって自力で処理できないものについては、健康福祉部健康福祉班が関係各部、防災関係機関等と連携し、死亡動物の適切な収集・焼却等を行う。

【本節に関する資料】

資料編 3-5-2 防疫用備蓄品の現況

第3節 遺体の収容・処理及び火葬等

町は、天理警察署と連携のうえ、遺体の収容・処理及び火葬等について、必要な措置を講じる。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 遺体の収容	健康福祉部	国保中央病院、田原本町消防団、天理警察署、田原本町医師会
第2 遺体の処理及び火葬等	健康福祉部	国保中央病院、天理警察署、田原本町医師会

第1 遺体の収容

健康福祉部健康福祉班は、遺体を発見した場合、住民福祉部等関係各部及び天理警察署、田原本町消防団、国保中央病院、田原本町医師会等防災関係機関と連携し、所定の措置を講じたうえ、遺体収容所へ搬送し収容する。

1 遺体を発見した場合の措置

- (1) 遺体を発見した場合、発見者は速やかに天理警察署に連絡する。
- (2) 天理警察署は、遺体の検視その他所要の処理を行った後、関係者（遺族又は健康福祉部健康福祉班）に引き渡す。

2 遺体の収容

健康福祉部健康福祉班は、防災関係機関等の協力を得て、遺体収容所へ遺体を収容する。

- (1) 遺体収容所の開設
遺体収容所は、公共施設等の中から災害状況に応じて選定し、適宜施設管理者と協議して開設する。
- (2) 検視及び検案
警察官の検視及び医師の検案は、現場又は医療救護所において行う。ただし、現場の状況等によって現場又は医療救護所での検視、検案が困難な場合は、遺体収容所において行う。
- (3) 収容
警察官の検視及び医師の検案を終えた遺体は、健康福祉部健康福祉班及び天理警察署その他防災関係機関の協力を得て、速やかに遺体収容所へ搬送し収容する。

第2 遺体の処理及び火葬等

健康福祉部健康福祉班は、遺族において対応が困難、若しくは不可能な場合は、国保中央病院、田原本町医師会等防災関係機関の協力を得て、遺体の処理及び火葬等を実施する。

1 遺体の処理範囲

- (1) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置
- (2) 遺体の一時保存

2 資機材等や車両の調達

- (1) ドライアイス、柩等の遺体の処理に係る資機材を、速やかに調達する。
- (2) 資機材等や車両の調達が困難な場合は、県に応援を要請するほか、葬儀業者等に協力を要請する。

3 遺体の身元確認

- (1) 遺体の身元を確認し、遺体処理票及び遺留品処理票を作成したうえ納棺し、氏名及び番号を記載した「氏名札」を棺に貼付する。
- (2) 身元不明の遺体については、天理警察署、その他防災関係機関に連絡のうえ、性別、推定年齢、着衣、所持品、特徴等の掲示又は手配を行い身元の確認に努める。ただし、一定期間経過後も身元不明の場合は、行旅死亡人として取り扱う。

4 遺体の引き渡し

- (1) 身元が判明し、遺族、親戚等引取人がある場合は、速やかに引き渡す。
- (2) 縁故者による遺体引き取りの申し出があった場合は、十分調査し、確認のうえ、引渡す。
- (3) 遺体の引取りがあった場合は、遺体処理台帳に必要事項を記載する。
- (4) 身元が判明しない遺体は、本部長（町長）の判断に基づき健康福祉部保険医療班によって埋火葬許可証の交付を受け、火葬を行う。

5 遺体の火葬等

- (1) 対象者は、原則として災害によって死亡した者とするが、災害発生の日以前に死亡した者であっても対象になる。
- (2) 必要に応じ、火葬相談室等を設置し、遺体の火葬等の円滑な実施に努める。
- (3) 遺体の搬送に必要な車両は、場合によっては霊柩車以外の車両を使用できることとし、総務部本部班が確保する。
- (4) 火葬後の遺骨は一時保管して、縁故者が判明次第引き渡すものとし、骨つぼ等の支給など必要な措置を講じる。

6 大規模災害発生時における県及び他市町村との連携

大規模災害により多数の犠牲者が発生した場合には、遺体の処理や火葬が速やかに実施できるよう、次の事項を示したうえで、県に対して県内他市町村、又は近隣市町村の火葬等の受入れを要請する。

また、県の調整結果に基づき具体的に他市町村の各火葬場と打ち合わせを行い、遺体を搬送する。

- (1) 捜索・処理・火葬等の区別及びそれぞれの対象人員
- (2) 捜索地域
- (3) 火葬等施設の使用可否
- (4) 必要な搬送車両の数
- (5) 遺体処理に必要な機材・資材の品目別数量

【本節に関する資料】

資料編 3-9-3 火葬場施設一覧表

第4節 廃棄物の処理等

町は、災害時に排出される廃棄物（浸水・倒壊家屋等から排出される木材・家具などの廃棄物や生活ごみ、し尿等）について、被災地の衛生状態の保持及び迅速かつ確かな災害復旧活動を促進するため、適切な処理を実施する。また、発生した災害廃棄物の種類、性状（土砂、ヘドロ、汚染物等）等を勘案し、その発生量を推計した上で、事前に策定しておいた災害廃棄物処理計画等に基づき、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬及び処分を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 し尿処理	住民環境部	天理市環境クリーンセンター
第2 生活ごみ処理	住民環境部	清掃センター
第3 がれき処理	産業建設部	
第4 環境保全対策	住民環境部、総務部	景観・環境総合センター

第1 し尿処理

住民環境部環境管理班は、被災地域の衛生状態の保持のため、仮設トイレを設置するとともに、し尿の適切な収集を行い、天理市環境クリーンセンターにて処理を実施する。

1 初期対応

処理を計画的に実施するため、以下の情報を把握するとともに、県に報告する。

- (1) 下水道班と連携のもと、それぞれ所管する下水道関連施設の被害状況と復旧見込みを把握する。
- (2) 上・下水道、電気等ライフラインの被害状況と復旧見込み、避難所等の場所、避難人員を勘案し、仮設トイレの必要数を把握する。
- (3) 浸水区域を確認し、倒壊家屋等の便槽及び避難所をはじめ被災地域におけるし尿の収集処理見込み量を把握する。
- (4) 被災者の生活に支障が生じることのないよう、高齢者及び障害者向けに配慮した仮設トイレ等の必要数を把握する。

2 災害時応急処理体制の確立

浸水区域において、くみ取りトイレの便槽や浄化槽は、床下浸水程度の被害であっても水没したり、槽内に雨水・土砂等が流入したりすることがあるので、迅速にバキューム車によるし尿及び浄化槽汚泥の回収体制を立ち上げる。

また、必要に応じて民間事業者の協力を得て、し尿くみ取りに従事可能な人員やバキューム車等を確保する。

3 仮設トイレの設置

必要に応じ関係業者と協力し仮設トイレの設置を行う。

(1) 仮設トイレ設置の基準

仮設トイレを次の基準をめやすとして設置する。

仮設トイレ設置台数：1台/100人

(2) 仮設トイレの調達

仮設トイレの必要数を確保するために業界団体と早急に連絡をとるとともに、総務部本部班を通じ県に協力を要請する。

また、同時に次の手配も行う。

ア トイレットペーパー

イ 清掃用品

ウ 屋外設置時の照明施設

(3) 仮設トイレの設置

ア 仮設トイレは、避難所等公共施設に優先的に設置する。

イ 便槽の冠水等により汚物が流出しない場所を選定し、消毒等衛生上の配慮を行う。

ウ 公園等屋外で照明施設が必要な場合は、防災関係機関と協議のうえ、照明施設を設置する。

(4) 設置期間

上・下水道施設の機能が復旧し、その必要がないと認められるまでの間とする。

4 仮設トイレの管理

関係業者等と協力し、仮設トイレの管理を行う。

(1) 消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、仮設トイレの衛生状態の保持に努める。

(2) し尿収集業者、浄化槽清掃業者等に委託し、くみ取り消毒を行う。

(3) 設置場所の管理者及び自治会等の住民に対して、使用上の注意事項の徹底及び日常の清掃等を要請する。

5 処理

倒壊家屋等の便槽及び仮設トイレのし尿を収集し、天理市環境クリーンセンターで処理する。

なお、浸水等が発生した地域を優先的にかつ迅速な応急くみ取りを実施する。

6 応援要請

町単独でし尿の収集が困難な場合は、必要に応じ関係団体に応援を要請する。それでもなお不足する場合は、県、他の市町村に応援を要請する。

支援の要請は、使用可能な伝達手段によることとし、以下の事項を出来る限り速やかに県に報告する。

(1) 災害の発生日時、場所、し尿の発生状況（処理量、処理期間等）

(2) 支援を必要とする業務、人員、物資、車両、資機材等

- (3) その他必要な事項
- (4) 連絡責任者

第2 生活ごみ処理

産業建設部環境管理班は、被災地域の衛生状態の保持のため、生活ごみの適切な収集・処理を実施する。

1 事前対応

【警戒レベル3】高齢者等避難が出された段階で、早期に水害廃棄物への対応体制を準備する。

2 初期対応

処理を計画的に実施するため、生活ごみ処理に必要な情報を把握し、県に報告するとともに、必要に応じて応急措置を講じる。

- (1) 避難所をはじめ被災地域における生活ごみの収集処理見込み量を把握する。
- (2) 清掃センターの被害状況及び復旧見込みを把握する。支障を発見した場合は、稼働できるような措置を講じる。

なお、復旧にあたっては、事故防止等安全対策に十分注意をしながら施設の稼働を図る。

3 生活ごみ収集体制の確立

- (1) 被災地の状況を考慮して、緊急処理を必要とする地域から生活ごみの収集・搬送を行う。収集を行う際には、あらかじめ収集地域、収集日時を広報する。
- (2) 効率的な収集活動を行うため、交通状況を考慮した収集ルートを設定する。
- (3) 収集作業が効果的に遂行されるよう人員、機械等を投入し、なお不足する場合は、人員、機械等の借り上げにより短期間に作業を完了させる。

4 処理対策の実施

(1) 生活ごみの一時集積

清掃センターでの処理能力を上回るごみが発生したときは、周辺の環境に留意し、総務部本部班と調整のうえ、公有地等をごみの臨時集積所として確保・指定する。

この場合、浸水等により流出又は飛散等による生活環境に影響を及ぼさないよう場所の選定を行うとともに、カラス等による散逸防止の処置を講じる。

また、消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、臨時集積所については定期的な消毒を実施する。

(2) 生活ごみの搬送方法

生活ごみの搬送方法については、原則として以下のとおりとする。

ア 生活ごみは、平時の分別区分による収集を実施する。

イ 生ごみ等腐敗性の大きい廃棄物は、被災地における防疫上、特に早急に収集・搬送・処理する。

ウ 災害により道路に排出された生活ごみは、臨時集積場にじん芥車両を適宜配車して、収集・搬送する。

(3) 生活ごみの処理

ア 生活ごみの処理は、清掃センターで行う。

イ じん芥、汚泥は清掃センターで焼却、若しくは最終処分場へ搬送する。

ウ 最終処分は、搬送先の最終処分場にて行う。

5 応援要請

町単独で生活ごみの収集及び処理が困難な場合は、必要に応じ関係団体に応援を要請する。それでもなお不足する場合は、総務部本部班を通じて県及び他の市町村に応援を要請する。

支援の要請は、使用可能な伝達手段によることとし、以下の事項を出来る限り速やかに県に報告する。特に、最終処分場及び仮置場の確保については、大規模な被害の場合不足することが明らかなため、速やかに県に対し、協力支援を要請する。

- (1) 災害の発生日時、場所、生活ごみの発生状況（処理量、処理期間等）
- (2) 支援を必要とする業務、人員、物資、車両、資機材等
- (3) その他必要な事項
- (4) 連絡責任者

6 住民への広報

水害発生時、生活ごみの排出方法に対する住民の理解を得るため、また、分別排出を徹底するため、住民に対し利用可能なメディアを活用し、できる限り速やかに以下の事項について、必要な情報を広報する。

- (1) 収集方法（戸別収集の有無、ごみの排出場所、分別方法、家庭用ガスボンベ等の危険物、フロン含有廃棄物の排出方法等）
- (2) 住民が生活ごみを排出する集積場（場所によって集積するものが異なる場合はその種類）
- (3) 収集時期及び収集期間
- (4) 仮置場の場所及び設置状況
- (5) ボランティア支援依頼方法
- (6) 町の問い合わせ窓口

第3 がれき処理

産業建設部まちづくり建設班は、迅速かつ的確な災害復旧活動を促進するため、がれきの適切な処理を実施する。

1 初期対応

関係各部及び防災関係機関からがれき処理に必要な情報を把握し、がれき発生量を県に報告するとともに、応急的な収集処理計画を策定する。

- (1) 河川施設被害、道路交通障害、被災家屋調査結果等をもとに、がれきの発生量を把握する。

- (2) がれきの選別・保管・焼却等のために、長期間の仮置きが必要な場合、総務部本部班と調整のうえ、周辺環境に留意し公有地等を仮置場として選定・確保するとともに、がれきの最終処分までの処理ルート確保を図る。

2 がれき処理・収集体制の確立

関係各部及び防災関係機関と連携し、がれき処理・収集体制を確立する。

(1) 住宅関連のがれき処理

災害救助法が適用された場合の住宅関連のがれき処理については、産業建設部まちづくり建設班が、日常生活に支障をきたす住宅障害物の除去及び被災住宅の応急修理に伴い発生したがれきを仮置場又は処理施設まで搬送する。

なお、被災住宅の解体、撤去によるがれきの運搬は、原則としてその所有者が行う。

(2) 道路上のがれき処理

道路上のがれき処理については、産業建設部まちづくり建設班が、町所管の道路の巡視を行い、通行に支障をきたしている障害物（がれき）について仮置場又は処理施設まで搬送する。

(3) 河川関係のがれき処理

河川関係のがれき処理については、産業建設部まちづくり建設班が、災害時における町所管の河川、公共下水道・排水路等の巡視を行うとともに、橋脚、暗渠流入口等につかえるがれきを除去し、仮置場又は処理施設まで搬送する。

(4) 鉄軌道上のがれき処理

鉄軌道上のがれき処理及び処分については、鉄道施設管理者が行う。

(5) 所管の不明ながれき処理並びにがれきの処分

所管の不明ながれきについては、産業建設部まちづくり建設班が仮置場又は処理施設まで搬送するとともに、収集されたがれきの処分を行う。

3 がれきの処理・処分の基本方針

がれきの処理・処分にあたっては、関係各部及び防災関係機関と連携し、以下のとおり行う。

- (1) 危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。
- (2) 倒壊家屋からの廃棄物、焼失家屋の焼け残り等については、住民に対し臨時集積場への直接搬送の協力を要請する。
- (3) 家具類や水分を含んだ畳等、重量のある廃棄物が発生するため、平積みダンプや積み込み・積下しのための重機を確保する。
- (4) 他の所有者の敷地内で作業が必要な場合は、可能な限り管理者、所有者の同意を得て行う。
- (5) がれきの適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等のリサイクルに努める。
- (6) 可燃物で再使用不能のものは、焼却する。
- (7) 仮置場に、がれきの選別、焼却等の処理設備を設置し、最終処分の最小化・円滑化を図る。
- (8) アスベスト等有害ながれきについては、専門業者に処理を委託し環境汚染の未然防止に努めるとともに、住民、作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。
- (9) 道路、公園、河川等への不法投棄を防止する。そのため必要な措置を講じる。

4 応援要請

町単独でがれきの除去・処理が困難な場合、必要に応じ関係団体に応援を要請する。それでもなお不足する場合は、総務部本部班を通じて、県及び他の市町村に応援を要請する。

支援の要請は、使用可能な伝達手段によることとし、以下の事項を出来る限り速やかに県に報告する。

また、災害の状況に応じて、被災者の経済的負担の軽減を図るため、県及び国に対し特別の措置を要請する。

- (1) 災害の発生日時、場所、がれきの発生状況（処理量、処理期間等）
- (2) 支援を必要とする業務、人員、物資、車両、資機材等
- (3) その他必要な事項
- (4) 連絡責任者

5 住民への広報

町長公室部秘書広報班を通じて、がれきの処理・処分方法（特に分別の厳守）、道路、公園、河川等への不法投棄防止への協力について、必要な情報を広報する。

第4 環境保全対策

総務部本部班は、被災地域の環境保全のため、住民環境部環境管理班や県と連携し、大気、水の監視、建築物の被災又は解体に伴う対策等を実施する。

なお、建築物の被災、解体に伴い環境保全対策については、有害物質等の漏洩防止、粉塵飛散防止、アスベスト飛散防止、がれき等の搬出時の飛散防止等について業者等への指導等を行う。

【本節に関する資料】

資料編 3-9-1 ごみ・し尿処理施設一覧表

資料編 3-9-2 ごみ・し尿収集・処理対策に関する業者

第5節 住宅応急対策

町は、被災者の住宅を確保するため、県と協力して速やかに住居障害物の除去、被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅の建設など必要な措置を講じる。あわせて、公営住宅等の空き家への一時入居措置、住居に関する相談窓口の設置などにより被災者の救援に努める。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 住居障害物の除去	産業建設部	
第2 被災住宅の応急修理	産業建設部	
第3 被災宅地の危険度判定	産業建設部、総務部	
第4 応急仮設住宅の建設	産業建設部	一般社団法人プレハブ建築協会
第5 公営住宅等への一時入居	産業建設部	奈良県営住宅管理事務所
第6 住宅に関する相談窓口の設置等	産業建設部	

第1 住居障害物の除去

産業建設部まちづくり建設班は、住宅等に流入した土石等障害物のため、日常生活に著しい支障を及ぼしている者に対し、必要な救援活動を行う。

なお、災害救助法適用による住居障害物の除去は、県知事が実施するものとするが、県知事の委任を受けた場合は、本部長（町長）が実施する。

1 除去の対象者

災害救助法第2条に規定する区域において、浸水等によって、居室、炊事場、玄関等に障害物が流入しているため生活に支障をきたしている者で、かつ自らの資力をもってしては除去できない者とする。

2 除去作業

- (1) 産業建設部まちづくり建設班は、協定業者等の協力のもと、住居障害物を除去し、仮置場へ運搬する。
- (2) 除去作業は緊急的な応急措置の実施上、必要最低限度にとどめ、事後の復旧活動に支障をきたさない範囲とする。

3 応援要請

必要に応じて、総務部本部班を通じ県へ要員の派遣及び機械器具の調達・あっせん等を要請する。

4 その他

仮置場への運搬、処理その他必要な事項については、第3編「風水害等応急対策計画」第3章「応急復旧期の活動」第4節「廃棄物の処理等」第3「がれき処理」による。

第2 被災住宅の応急修理

産業建設部まちづくり建設班は、建築業関係団体の協力を得て、住宅が半壊又は半焼し、最小限度の日常生活を維持するために欠くことのできない部分について応急修理を行う。

なお、災害救助法適用による被災住宅の応急修理は、県知事が実施するものとするが、県知事の委任を受けた場合は、本部長（町長）が実施する。

1 応急修理の対象者

災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が半壊又は半焼した者で、かつ自らの資力をもってしては応急修理できない者とする。

2 修理作業

- (1) 災害救助法が適用された場合、県知事が建設業者に請け負わせて応急修理を実施することを原則とするが、本部長（町長）が県知事の委任を受けた場合及び災害救助法が適用されない場合は、本部長（町長）が建設業者に請け負わせてこれを実施する。
- (2) 修理の範囲は、居室、炊事場、便所等日常生活を維持するために必要な部分とする。

第3 被災宅地の危険度判定

産業建設部まちづくり建設班は、豪雨で宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、宅地の擁壁、法面等の崩壊等による人命への二次災害を防止するため、必要に応じて被災宅地危険度判定士による危険度判定作業を実施する。

なお、被災宅地が膨大な数となり、被災宅地危険度判定士の数が不足する場合、産業建設部まちづくり建設班は、総務部本部班を通じ、県及び他の市町村へ被災宅地の危険度判定の支援を要請する。

第4 応急仮設住宅の建設

産業建設部まちづくり建設班は、災害によって住家が全壊・全焼等により避難生活を余儀なくされた世帯に対し、県及び災害協定に基づく各種団体等の協力を得て応急仮設住宅を供給する。応急仮設住宅の設置に際しては、コミュニティの確保や避難者のニーズに留意し、高齢者、障害者等の要配慮者に配慮する。

なお、災害救助法が適用された場合における応急仮設住宅の供与は、県知事が実施し、本部長（町長）はこれに協力するものとするが、県知事から委任された場合は、本部長（町長）がこれを実施する。

1 入居対象者

災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が全壊、全焼又は流失し、住宅を確保することができない者で、かつ自らの資力をもってしては住宅を確保することができない者とする。

2 応急仮設住宅建設用地

総務部本部班と調整のうえ、あらかじめ定めた応急仮設住宅建設予定地及びその他の公園など公共用地の中から、災害状況や保健衛生、交通、教育等を総合的に検討し建設用地を選定する。

なお、それだけでは不足する場合は、民間の遊休地等の使用についても検討する。

3 応急仮設住宅の建設

- (1) 必要に応じ県に対し、支援を要請して応急仮設住宅を設置する。応急仮設住宅の設置にあたっては、高齢者・障害者に配慮した応急仮設住宅について、その必要量を建設するよう要請するとともに、集会施設等生活環境の整備を促進する。
- (2) 災害救助法が適用された場合、県は、町からの要請により建設場所、戸数、規模、着工期日等について、一般社団法人プレハブ建築協会と調整し、応急仮設住宅を建設する。
- (3) 災害救助法適用による応急仮設住宅の供与期間は、原則として完成の日から2年以内とする。

4 入居者の選定

- (1) 入居者の選定は、原則として、県の委任により、産業建設部まちづくり建設班が行う。ただし、広域避難に対応する場合には、県が町の協力を得ながら実施する。
- (2) 選定にあたっては、次の事項に留意する。
 - ア 高齢者や障害者等の優先入居を行うこと。
 - イ 地域コミュニティとしての一体性を維持し、高齢者や障害者が孤立することのないよう配慮すること。
 - ウ 高齢者や障害者等が過度に集中した応急仮設住宅群を回避すること。
 - エ 入居後の高齢者や障害者等に対し、巡回相談、安否確認などを行うこと。

5 応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅の管理は、県の委任により、産業建設部まちづくり建設班が実施する。

第5 公営住宅等への一時入居

産業建設部まちづくり建設班は、応急仮設住宅への移転までの一時的な収容施設として、公営住宅・公的住宅等の管理者に対し、公営住宅等の一時使用を要請する。

第6 住宅に関する相談窓口の設置等

産業建設部まちづくり建設班は、応急仮設住宅、空き家、融資など住宅に関する相談及び情報提供のため、住宅相談窓口を設置する。

また、費用の法外な高騰や違法行為を行う業者の出現等によるトラブル防止のため、県・国・協力団体等と連携し、建築・補修業者の広域的確保と費用の適正化確保に努めるとともに、民間賃貸住宅への被災者の円滑な入居を確保するため、県と協同で貸主団体及び不動産関係団体への協力要請等適切な措置を講じる。

第6節 応急教育等

町は、災害に際して、幼稚園・小中学校の園児・児童・生徒の安全確保、地域における応急対策活動拠点としての協力、並びに早期の学校教育再開等を迅速に行うため、教職員、防災関係機関等と連携し、必要な措置を講じる。

なお、高校その他の教育施設については、各防災関係機関がその定めるところにより行うが、必要に応じて、町の幼稚園・小中学校に準じて行うよう協力を求める。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 学校・園施設の応急対策	教育部	学校長・園長
第2 応急教育の実施	教育部	学校長・園長
第3 園児・児童・生徒に対する援助	教育部	学校長・園長、中和保健所、中央こども家庭相談センター
第4 社会教育施設等の応急対策	教育部	

第1 学校・園施設の応急対策

教育部教育総務班は、各学校長・園長等と連携し、以下のとおり災害発生後の応急対策を行う。

この際、警報、特別警報が発表されている期間については休校となることから、連絡体制及び登下校時の安全確保等必要な措置を講じる。

1 園児・児童・生徒の安全確保

(1) 幼稚園・小中学校における防災計画の策定

幼稚園・小中学校の各学校長・園長等は、災害発生時における園児・児童・生徒の安全確保を図るため、以下の事項に留意のうえ、町地域防災計画を踏まえて防災計画を策定する。

ア 防災体制に関する内容

(ア) 校内の防災組織（平常時と災害時の役割の明確化、被災時における学校（園）防災本部の設置）

(イ) 教職員の参集体制（災害の種類や規模、発生時の状況に応じた教職員の参集体制）

(ウ) 家庭や地域との連携（園児・児童・生徒の引き渡し訓練や町地域防災計画に基づいた訓練の実施等による日常的な連携強化）

イ 安全点検に関する内容

(ア) 安全点検の実施（点検場所、内容、責任者等を明確にした定期的な点検体制の確立）

(イ) 防災設備の点検（防火シャッター、消火器、消火栓、救助袋等の定期的な点検）

(ウ) 避難経路の点検（災害発生時の避難経路の点検、通学路の安全点検）

ウ 防災教育の推進に関する内容

(ア) 防災教育の推進及び指導計画の作成

(イ) 教職員の指導力、実践力の向上（校内外の研修による防災リテラシー、応急処理能力の向上や「心のケア」対策の充実）

エ 防災（避難）訓練の実施に関する内容

(ア) 避難経路、避難場所の設定（地震、火災、風水害等の災害の種類に応じた複数の避難経路、避難場所の設定）

(イ) 防災（避難）訓練指導（実践的で多様な訓練の実施）

(ウ) 園児・児童・生徒の安否確認

(エ) 園児・児童・生徒の保護者への引き渡し訓練

オ 緊急時の連絡体制及び情報収集

(ア) 教職員及び保護者への連絡体制（複数の連絡方法の整備）

(イ) 防災関係機関（消防、警察、医療機関等）への連絡体制

(ウ) ラジオやテレビ、インターネット等による災害の情報収集（災害の内容や規模、地域の被害状況等）

カ 学校等が避難所になった場合の対応

(ア) 町及び地域との連携体制（施設開放の手順の確認等）

(イ) 施設開放区域の明示

(ウ) 避難所支援体制（避難者誘導、避難所運営組織づくり支援、名簿作成 等）

(2) 応急措置

幼稚園・小中学校の各学校長・園長等は、あらかじめ定めた計画に基づき、園児・児童・生徒の生命の保護を最優先とした避難誘導活動に努める。

ア 校内での応急対応

(ア) 園児・児童・生徒、教職員自身の生命を最優先し、安全確保を指示する。

(イ) 施設・設備の被害状況、危険箇所等の情報収集を行い、安全なルートを確認、状況に応じて校内放送等による全校避難（避難経路・避難場所）の指示を行う。

(ウ) 非常持ち出し品の搬出を指示する。

(エ) 避難場所において、避難場所の安全を再確認しながら、状況の把握に努め、二次避難の必要性を検討するとともに、園児・児童・生徒の安否確認を行い、必要性に応じて二次避難を指示する。

(オ) 避難措置完了後、速やかに保護者等と連絡をとり、引き渡し等の適切な措置を講じる。

イ 登下校時及び休日等の応急対応

(ア) 登下校時及び夜間・休日等に災害が発生した場合は、保護者等と連絡をとり、園児・児童・生徒の安否確認及び状況把握に努める。

(イ) 園児・児童・生徒の登校前に休校の措置をした場合は、防災行政無線、家庭連絡網等により保護者又は園児・児童・生徒に連絡する。

(ウ) 避難場所の安全を確認、確保するとともに、登校してきた園児・児童・生徒を誘導し、安全確保、安否確認を行う。

なお、下校時においては、学校等に戻ってきた園児・児童・生徒を避難場所に誘導し、安全確保、安否確認を行う。

(エ) 保護者に対して、正確な情報を速やかに提供するとともに、窓口対応を一本化する。

ウ 幼稚園・小中学校行事（校外）における応急対応

- (ア) 現場の責任者との連絡を確保し、情報の把握に努め、園児・児童・生徒、教職員の生命を最優先し、安全確保と安否確認を指示するとともに、定期的な連絡、報告を指示する。
- (イ) 全体的な状況判断をもとに、可能ならば現場に応援の職員を派遣し、情報の収集と連絡経路を確保する。
- (ウ) 保護者に対して、正確な情報を速やかに提供するとともに、窓口対応を一本化する。

(3) 留意事項

台風等、警報の発表が予想される場合、奈良地方気象台の情報に注意し、次の事項に留意する。

- ア 午前中に警報等の発表が予想される場合は、休校（園）の措置を講じ、保護者等に連絡する。
- イ 下校前に警報等が発表された場合は、奈良地方気象台の情報に注意し、校（園）内にとどめ、保護者等の迎えを待つか、安全な時期に集団下校させるかを決定する。

2 施設の被害状況の把握・報告

(1) 幼稚園・小中学校の管理責任者

幼稚園・小中学校の管理責任者は、以下の項目について、調査・把握し、教育部教育総務班に速やかに連絡報告する。

なお、第1報は、迅速を第一に、人的被害、施設の被害及び教職員の参集状況について把握している限りを報告する。

- ア 園児・児童・生徒等の安否・被災状況
- イ 教職員の被災状況
- ウ 幼稚園・小中学校施設の被害状況
- エ 応急措置を必要と認める事項
- オ 応急教育の実施にあたって必要と認める事項（施設・設備、人員等）

(2) 町

教育部教育総務班は、以下の項目について、調査・把握・とりまとめを行い、直ちに総務部本部班に被害状況を報告するとともに、必要に応じて速やかに県教育委員会企画管理室に報告する。

- ア 園児・児童・生徒等の安否・被災状況
- イ 教職員の被災状況
- ウ 学校・園施設の被害状況
- エ その他教育施設等の被害状況
- オ 応急措置を必要と認める事項

3 避難所等の開設及び運営への協力

幼稚園・小中学校の管理責任者は、避難所等災害対策活動拠点となる幼稚園・小中学校における避難所の開設及び運営に積極的に協力する。

4 応急復旧対策

教育部教育総務班は、災害発生後、以下のとおり速やかに施設の応急復旧を行い、通常の授業の実施体制を整える。

- (1) 災害による被害の軽易な復旧は、学校長・園長に委任する。

- (2) 授業又は施設利用に支障がある場合は、仮間仕切り、仮設トイレ等の設置を検討する。
- (3) 被害が甚大で応急修理では使用できないときは、一時的に施設を閉鎖し、完全復旧するまで管理監督するとともに、応急仮設校・園施設等の建設を検討する。
- (4) 上記のとおり被災施設の応急復旧に努めるほか、できる限り多数の教室を確保するため次の方策をとる。
 - ア 隣接学校・園等との協議、調整を行い教室の確保に努める。
 - イ 学校・園施設以外の教育施設及び公共建築物のほか、協力の得られる適当な民間施設を教室として利用する。

第2 応急教育の実施

教育部教育総務班及び幼稚園・小中学校の各学校長・園長等は、災害により学校教育活動が中断することのないよう、応急教育実施のための施設又は教職員の確保等について、必要な措置を講じるものとし、通常の授業が実施できない場合は、施設の応急復旧の状況等に応じて応急教育を実施する。

1 応急教育の区分

災害によって施設が損傷、若しくは避難所として使用され、通常の授業が実施できない場合は、施設の応急復旧の状況、教職員・園児・児童・生徒及びその家族の、罹災程度、避難者の収容状況、交通機関、道路の復旧状況その他を勘案し、次の区分に従って応急教育を実施する。

- (1) 臨時休校
- (2) 短縮授業
- (3) 二部授業
- (4) 分散授業
- (5) 複式授業
- (6) 上記の併用授業

2 教室等の確保

学校等への避難が長期化することが見込まれる場合は、授業実施のための教室等の確保が必要となるため、近隣の代替施設及び学校敷地、近隣公園など仮設校舎等の建築可能場所をあらかじめ選定しておく。

3 授業時数の確保

休校、二部授業その他のために授業時数の不足が考えられるので、できるだけ速やかに平常授業を再開するなど授業時数の確保に努める。

4 教職員の確保

教職員の被災等によって教職員が不足し、通常の授業が実施できない場合は、次の方法をもって教職員の確保の応急措置を講じる。

- (1) 不足教職員が少ない場合は、当該学校内で操作する。
- (2) 当該学校内で操作できない場合は、教育部教育総務班において操作する。

(3) 教育部教育総務班で操作できない場合は、県教育委員会に応援を要請する。

5 危険防止

被害状況に応じ危険場所が予測される場合は、立入禁止区域の設定等安全対策を講じるとともに、園児・児童・生徒に対して危険防止に関する指導の徹底を図る。

また、施設・設備に被害を受けた場合は、授業継続に利用できる残存教育施設・設備について調査し、校舎内外の整備復旧に努める。

なお、災害規模や被害の程度によっては、県教育委員会へ専門家（震災建築物応急危険度判定士等）による判定を要請し、校舎や施設設備等の使用再開の決定は、専門家の調査結果を待って行う。

6 園児・児童・生徒及び保護者への対応

(1) 地域ごとに教職員の分担を定め、できるだけ速やかに、教職員による家庭訪問、避難所訪問等を行い、園児・児童・生徒の正確な被災状況の把握に努める。

(2) 休校（園）や避難所等での応急教育の実施も視野に入れ、園児・児童・生徒の心のケアを優先的に考えた対応を行う。

(3) 園児・児童・生徒及び保護者への周知は、掲示、家庭訪問、メール、Web ページ、電話、防災行政無線等の放送などの中から利用可能な方法で実施する。

第3 園児・児童・生徒に対する援助

教育部教育総務班は、各学校長・園長等及び関係各部・機関と連携し、学校給食の早期再開、園児・児童・生徒の健康管理に万全を尽くすとともに、被災によって就学が困難となり、又は学資の支弁が困難となった児童・生徒に対し援助するとともに、就学上支障のある児童・生徒に対しては、学用品を支給する。

1 学校給食の措置

災害を受けるおそれが解消したときは、学校再開にあわせ速やかに学校給食が実施できるよう措置する。ただし、被災状況等により完全給食の実施が困難な場合は、簡易給食を実施する。

なお、次の場合は、学校給食は一時中止する。

- (1) 避難所となった学校において、非常緊急措置として学校給食施設で炊き出しを実施する場合
- (2) 給食施設が被災し、給食実施が不可能となった場合
- (3) 感染症の発生が予想される場合
- (4) 給食物資が入手困難な場合
- (5) その他給食の実施が適当でないと認められる場合

2 園児・児童・生徒の健康管理

- (1) 被害の状況を勘案し、学校長・園長を通じ平素の保健管理、安全指導を強化する。
- (2) 被災地域の園児・児童・生徒に対して、中和保健所、学校医及び健康福祉部健康福祉班と緊密な連絡をとり臨時の健康診断等を行い、感染症の予防について適切な措置をとる。
- (3) 被災した園児・児童・生徒に対しては、中和保健所、中央子ども家庭センター等専門機関との

連携を図りながら、その被災状況に応じて保健指導やカウンセリング等を実施し、PTSD（心的外傷後ストレス障害）等の解消、健康の保持、心のケア等に努める。

(4) 被災状況に応じて、中和保健所及び健康福祉部健康福祉班と緊密な連絡をとり被災学校・園施設の清掃、消毒等を行い、感染症の予防に努める。

3 就学援助等に関する措置

被災によって就学が困難となり、又は学資の支弁が困難となった町立学校の児童・生徒に対し、就学援助費の支給について、必要な措置を講じる。

4 学用品の支給

災害救助法に基づき、就学上支障のある児童・生徒に対して教科書、教材、文房具及び通学用品を支給するため、応急教育に必要な教科書及び学用品について、その種類、数量を調査し、県教育委員会に報告するとともに、その調達及び配分を行う。

また、調査の結果、教科書等の確保が困難な場合、県教育委員会に調達のあっせんを依頼する。

5 転出、転入の手続き

園児・児童・生徒の転出・転入について、状況に応じ、迅速かつ弾力的措置をとる。

第4 社会教育施設等の応急対策

教育部生涯教育班及び図書館班は、災害に際して、所管する田原本町公民館、町立図書館、唐古・鍵考古学ミュージアム等社会教育施設の利用者の安全確保、地域における応急対策活動拠点としての協力、並びに施設の再開等を迅速に行うため、以下のとおり必要な措置を講じる。

1 利用者の安全確保

施設の管理者は、災害発生時には、施設で開催されている事業等の中止、延期又は利用者による事業を中止するなど状況に応じた適切な指示を行い、入館者及び施設の利用者、職員の安全を確保する。

2 避難誘導

施設の管理者は、施設利用者の来館時にあっては、あらかじめ定めた避難に関する要領等に基づき適切に避難誘導を行うとともに、混乱防止に努める。

3 その他の応急措置

(1) 施設の管理者は、負傷者の有無を確認し、必要な措置を講じる。

(2) 施設の管理者は、建物等の被害の調査を早急に実施し、危険箇所の応急的な安全措置を講じる。

(3) 施設の管理者は、以下の項目について、教育部生涯教育班に速やかに連絡報告する。

なお、第1報は、迅速を第一に、人的被害、施設の被害及び職員の参集状況について把握している限りを報告する。

ア 入館者・施設利用者の安否・被災状況

- イ 職員の被災状況
- ウ 施設の被害状況
- エ 応急措置を必要と認める事項

(4) 教育部生涯教育班は、以下の項目について、調査・把握・とりまとめを行い、教育総務班を通じて、総務部本部班に被害状況を報告する。

- ア 入館者・施設利用者の安否・被災状況
- イ 職員の被災状況
- ウ 社会教育施設の被害状況
- エ 応急措置を必要と認める事項

【本節に関する資料】

資料編 3-11-1 田原本町気象警報発令等における臨時休業の措置要領

第7節 文化財応急対策

町は、指定されている文化財等（以下「文化財」という。）の所有者又は管理者の協力のもと、文化財の安全性を確保することを第一の目的とし、文化財的価値を損なわないよう、被害の拡大防止に努める。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 被害状況の把握	教育部	
第2 応急措置（文化財別の保護の方法）	教育部	
第3 埋蔵文化財に関する措置	教育部	

第1 被害状況の把握

1 被害状況の把握

教育部文化財保存班は、災害発生後、指定文化財の被害について調査し、文化財の被害状況の調査とともに、所有者、管理者の安否を確認する。

また、調査後、県へ報告する。

2 災害発生の通報

指定文化財の所有者又は管理者は、災害が発生した場合、その被害状況について直ちに消防並びに県教育員会へ通報する。

なお、災害によって交通等が遮断され、被害の確認が困難な場合にも、同様にその旨を通報する。

第2 応急措置（文化財別の保護の方法）

1 建造物

文化財所有者は、二次災害等により被害拡大のおそれのあるものについては、可能な限り応急的措置を施し、本格的な修理・修復まで現状維持できるような対応を行うものとする。

(1) 文化財建造物等に延焼の危険がある場合

消火活動に努めるとともに、延焼により焼失が確実と思われる場合は、当該文化財建造物等の解体あるいは撤去も含めた適切な対応をとる。

(2) 文化財建造物が災害により大きく破損した場合

ア 危険部分を撤去及び格納するとともに、雨水の浸透を防ぐため、破損部分を防水シートで覆う。

イ 軒先の垂れ下がりに対しては、支柱等で支持するとともに、危険部分に立入制限の措置をとる。

ウ 破損部分が公共道路等をふさぎ、周囲に甚大な影響を与えることが予想される場合には、速

やかに部材等の解体あるいは撤去を行う。

- (3) 文化財建造物の主要な構造部分が災害により大きく傾斜した場合
支柱やワイヤー等で一時的に支持するとともに、全体に立入制限の措置をとる。

2 美術工芸品・有形民俗文化財

文化財所有者は、文化財が展示・収蔵されている施設そのものの倒壊、浸水又はその危険性がある場合、可能な限り速やかに当該施設から文化財を搬出し、その保護・保存を図る。

あわせて、被災した文化財に関しては、文化財の所在場所や被災の実態を写真、ビデオ、図示等での確かつ詳細に記録し、本格的な修理・修復に備えるものとする。

- (1) 転倒、落下等によって損傷した場合

損傷の状況を写真等で記録したうえ、破片等を慎重にもれなく集めて袋や箱等の容器に個別別に収納して保管するとともに、容器には破損した文化財の一部であることを明記する。

- (2) 火によって損傷した場合

素材が非常に脆くなっている場合が多いため、原則として手を触れることなく、その取扱いについて早急に専門家の助言を求める。

また、煤、汚れなどを清掃することは避ける。

- (3) 水によって損傷した場合

水を含んで重量が増加し構造的に弱くなっているため、注意しながら取扱いに便利な場所へ移動する。その後は、カビの発生に注意しながら低温の環境を保つ。その際、並行して汚れや泥を落とし、水分を除去する必要がある文化財もあるが、材質によってその扱いは一様ではないため、専門家に相談するなどの対応をとる。

- (4) 損壊した建物等から文化財を搬出し、他の施設に移動して保管する場合

搬出作業にあたっては、あらかじめ現場の下見を行う必要がある。その際、作業者の安全と搬出の必要がある文化財の現状及び搬出の経路を確認し、効率的に作業が行えるように交通輸送手段、建物への進入手段、搬出した文化財や資材等の置き場などを確保する。

搬出にあたっては、被災した文化財の取扱いに慎重を期しながらその員数を確認し、写真等でその状況を記録する。

3 史跡、名勝、天然記念物

文化財所有者は、可能な限り被害状況の把握に努めるとともに、二次的倒壊・崩落を極力防止するため、危険のない範囲で応急的措置を講じるものとする。

第3 埋蔵文化財に関する措置

- 1 教育部文化財保存班は、災害復旧事業として認定された事業などに伴い、発掘調査を必要とする場合には、県及び文化庁と対応について協議する。
- 2 その他必要と認める場合には、文化財保護法に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地に関する措置に準ずる取扱いを行う。
- 3 教育部文化財保存班は、県、国等に要請し、他都道府県等の発掘調査担当技師による調査支援体

制を確立する。

【本節に関する資料】

資料編 2-1-6 指定文化財一覧表

資料編 2-1-7 田原本町文化財分布図

第8節 ボランティア等自発的支援の受入れ

町は、町・県社会福祉協議会等の防災関係機関・関係団体と連携を図り、ボランティアに関する被災地の情報の把握に努めるとともに、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティア活動者への情報提供等に努め、円滑なボランティア活動を進められるよう支援する。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 ボランティアの受入れ	各部	町社会福祉協議会 県社会福祉協議会 日本赤十字社奈良県支部
第2 義援金・救援物資の受入れ及び配分	総務部、健康福祉部	日本赤十字社奈良県支部
第3 海外からの支援の受入れ	町長公室部	

第1 ボランティアの受入れ

健康福祉部健康福祉班及び町社会福祉協議会は、各地から寄せられるボランティア等の支援申し入れに対して、県、日本赤十字社奈良県支部、県社会福祉協議会、その他ボランティア活動推進機関と相互に協力・連携し、県の「県ボランティア・NPO活動情報提供システム」等を活用してボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう適切に対処する。

また、町及び県は、町及び県の社会福祉協議会と協働して、地元や外部から被災地入りしているボランティア団体及びNPO等との連携を図るとともに、必要に応じて全国域で活動する中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらと異なる組織の活動調整を行う組織）との連携を図りながら、被災地のニーズや支援活動の全体像を把握・調整するため、情報を共有する場を設置し、連携のとれた支援活動の展開を図る。

1 一般ボランティアの受入れ

(1) 活動内容

関係各部署は、各部署が所管する応急対策の実施にあたって、次のような活動内容のボランティアの協力を得る。

また、そのために必要な情報（ボランティアの活動場所、活動内容、人数等）をとりまとめ、健康福祉部健康福祉班に連絡する。

- ア 被災者に対する炊き出し
- イ 救助物資の仕分け・配付
- ウ 高齢者・障害者など要配慮者の介助
- エ 避難所内における給食・清掃などの運営補助

オ 要配慮者のニーズ把握や安否確認

カ その他被災者に対する支援活動

(2) 人材の確保

健康福祉部健康福祉班は、各部が必要とするボランティアの活動場所、活動内容、人数等を把握し、町社会福祉協議会に連絡する。

(3) 災害ボランティアセンターの設置

健康福祉部健康福祉班は、町社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターにおいて、町社会福祉協議会と連携のうえ、ボランティアの受入れ、活動の調整を行う窓口を開設する。

2 活動支援体制

(1) 必要資機材、活動拠点の提供

健康福祉部健康福祉班は、災害ボランティアセンターをはじめとして、ボランティア活動に必要な資機材及び活動拠点の提供を行う。

(2) 災害情報の提供

健康福祉部健康福祉班は、災害ボランティアセンターと情報を共有・連携し、ボランティア関係団体に対して災害の状況及び災害応急対策の実施状況等の情報を提供するとともに、ボランティアからもたらされる情報についても積極的に受入れる。

また、町社会福祉協議会と連携のうえ、県が県社会福祉協議会と共同して設置・運営する奈良県災害ボランティア本部との情報交換等を行う。

3 専門的なボランティアの取り扱い

(1) 人材の確保

ボランティア活動の調整、無線通信、通訳等の災害応急対策において、町単独では人材が不足する場合、総務部本部班は各部が必要とする災害応急対策活動の内容、人数等を把握し、県へ要請を行う。専門的なボランティアは次のとおりである。

ア 医療分野（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、助産師等）

イ ボランティアコーディネーター

ウ アマチュア無線技師

エ 通訳（外国語、手話）

オ 特殊車両等の操縦、運転の資格者等

(2) 受入れ及び配置

受入れ及び配置については、総務部本部班が行う。

第2 義援金・救援物資の受入れ及び配分

総務部総務班、総務部本部班及び健康福祉部保険医療班は、寄託された義援金・救援物資の受入れ及び配分を行う。

1 義援金の受入れ及び配分等

(1) 受入れ

総務部総務班（経理担当）は、義援金の受入窓口を開設し、町としての受入業務を行う。

(2) 保管

義援金は、被災者に配分するまでの間、当該災害に関する義援金受付専用口座を設け、町指定金融機関で保管する。

(3) 配分

ア 義援金の配分については、各部長を構成員とする義援金配分委員会を設置し、配分方法、伝達方法等を協議のうえ決定する。

イ 定められた方針、所定の手続を経て被災者等に情報を提供し、配分する。

(4) 日本赤十字社等の義援金募集に関する広報

町長公室部部秘書広報班は、日本赤十字社奈良県支部、又は義援金募集委員会等が行う義援金の受入れ・管理等について、町ホームページ、広報紙等により広報活動その他必要な支援を行う。

2 救援物資の受入れ及び配分

健康福祉部保険医療班は、救援物資の受入れ及び配分を行う。ただし、大規模災害発生により町の受入体制が整わないと判断される場合は、救援物資の受入れが困難であり、当面の受付は義援金に限る旨の本部長（町長）声明を町ホームページに掲載するとともに、報道機関に対して周知協力を要請する。

(1) 受入れ

ア 町役場等に救援物資の受入窓口を開設し運営を行う。

イ 仕分け作業が迅速に行えるよう受入品目を限定し、荷物には物資の内容、数量等の必要事項を記入する。

ウ 救援物資の申し出があった場合は次のことを要請する。

（ア）救援物資は荷物を開梱することなく物資名、数量がわかるように表示すること

（イ）複数の品目を梱包しないこと

（ウ）腐敗する食料は避けること

(2) 保管

救援物資は、被災者に配分するまでの間、物資集積場等で保管する。

(3) 救援物資の配分

救援物資の配分については要配慮者を優先し、実施する。

(4) 救援物資の搬送

ア 県及びその他の市町村等からの物資は、あらかじめ定めた物資集積所に受入れ、仕分けのうえ各避難所へ搬送する。

イ 搬送は、ボランティアの協力を得て実施する。

第3 海外からの支援の受入れ

町長公室部人事班は、海外からの支援について、国が作成する受入計画に基づき、必要な措置を講じる。

1 連絡調整

海外からの支援が予想される場合、県と連携して、あらかじめ国に、被災状況の概要、想定されるニーズを連絡し、また、国からの照会に迅速に対応する。

2 支援の受入れ

各部、県等防災関係機関と連携し、海外からの支援の受入れを以下のとおり行う。

(1) 次のことを確認のうえ、受入れの準備を行う。

ア 支援内容、到着予定日時、場所、活動日程等

イ 被災地域のニーズと受入体制

(2) 海外からの支援の受入れにあたっては、極力自力で活動するよう要請するが、必要に応じて次のことを行う。

ア 案内者、通訳等の確保

イ 活動拠点、宿泊場所等の確保

第4章 その他災害応急対策

第1節 大規模火災対策

町は、火災発生時の初期消火、延焼阻止等の消防活動を迅速かつ円滑に実施するため、自主防災組織等を中心とした地域住民の手により出火や延焼の未然防止を図るとともに、消防相互応援体制等の整備・充実を図る。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 消火活動	総務部	磯城消防署、田原本町消防団
第2 人命救助活動	総務部	磯城消防署、天理警察署、田原本町消防団
第3 消防活動に係る応援の要請・受入れ	総務部	奈良県広域消防組合消防本部
第4 地域住民との連携	総務部	

第1 消火活動

磯城消防署は、火災の状況に応じた部隊配備を行うとともに、道路状況、建物状況、延焼状況等を勘案した消火活動を実施する。総務部本部班は、各部各班をとりまとめ、これに協力し必要な後方支援を行う。

また、田原本町消防団は、磯城消防署と協力し、消火活動を実施する。

1 災害対応の優先度

延焼火災及び救出・救助事案が同時に多発している場合は、延焼火災現場での人命救助活動を優先するなど、救命効果の高い活動を実施する。

2 火災防御活動の原則

(1) 避難地、避難路確保優先

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難所、避難路の確保等防御を行う。

(2) 消火活動重点地域・消火可能地域優先

同時に多数の延焼火災が発生した場合は、消火活動重点地域及び消火可能地域を優先に防御する。

(3) 市街地火災防御優先

工場等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地火災防御を優先し、それを鎮圧した後に部隊を集中して防御にあたる。

(4) 特殊建物等の重要対象物優先

特殊建物等の重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、特殊建物等の重要対象物の防護上必要な防御を優先する。

第2 人命救助活動

磯城消防署は、天理警察署や田原本町消防団等との密接な連携のもと、迅速かつ的確に人命救助・救出活動を実施する。総務部本部班は、各部各班をとりまとめ、これに協力し必要な後方支援を行う。

1 活動の方針

(1) 磯城消防署は、天理警察署と相互に緊密な連絡をとり、協力して救出にあたる。

また、必要に応じて奈良県消防相互応援協定締結市町村、自衛隊等に総務部本部班を通じ協力を要請する。

(2) 特殊機器を必要とする作業は、防災関係機関と密接な連携のもとに行う。

また、作業用重機は、業者等の協力を得て、必要とする現場に配置する。

(3) 天理警察署、消防応援隊、自衛隊等と協力して、必要に応じ地区割等を調整し効率的な救助活動を行う。

2 活動の要領

(1) 重傷・重体者の救出を優先する。

(2) 被害拡大の防止を実施する。

(3) 傷病者の救出を実施する。

(4) 救護所への傷病者の搬送を実施する。

(5) 二次災害の予防措置に徹底を図り実施する。

(6) 遺体を発見した場合は速やかに所定の手続をとる。

第3 消防活動に係る応援の要請・受入れ

町が保有する消防力で火勢の鎮圧が困難な場合は、第3編「風水害等応急対策計画」第2章「災害発生後の活動」第3節「応援協力活動」第2「消防に係る応援の要請・受入れ」に定めるとおり、消防相互応援協定等に基づき応援要請を行う。

第4 地域住民との連携

自治会等地域住民は、磯城消防署が災害現場に到着するまでの間、初期消火・救助作業を実施し、消防隊が到着した際は作業を引き継ぐ。

また、磯城消防署は、必要に応じて自治会等地域住民に、災害現場における消火・救出作業への協力を求める。

第2節 危険物施設等災害応急対策

町は、災害により危険物施設等が被害を受け、又は危険物、毒物・劇物等の流出による事故が発生した場合において、災害の拡大を防止し、被害の軽減を図るため、適切かつ迅速な防災活動を実施し、事業所の関係者及び周辺住民等に被害を及ぼさないように努める。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 危険物施設等災害応急対策	総務部	磯城消防署、奈良県広域消防組合、天理警察署、危険物施設等管理者
第2 高圧ガス施設等災害応急対策	総務部	磯城消防署、天理警察署、一般社団法人奈良県LPガス協会、LPガス施設等事業者
第3 毒物・劇物施設災害応急対策	総務部	磯城消防署、天理警察署、毒物・劇物施設管理者
第4 放射性物質保管施設災害応急対策	総務部	磯城消防署、天理警察署、放射性物質保管施設管理者
第5 原子力災害応急対策	総務部	

第1 危険物施設等災害応急対策

磯城消防署は、屋外タンク等の危険物施設が破損あるいは不等沈下等し、石油類等が流出し、又は火災が発生した場合、県及び施設の管理者と密接な連携を図りながら、必要な応急対策を実施する。

総務部本部班は、町各部各班をとりまとめ、これに協力し必要な後方支援を行う。

1 施設の管理者が実施する対策

(1) 関係防災機関への通報

火災の場合は、奈良県広域消防組合消防本部に通報するが、石油類流出の場合は「異常水質対応措置要領」に基づき、奈良県広域消防組合消防本部のほか関係市町村、県景観・環境総合センター、県（環境政策課）に次の事項を速やかに連絡する。

ア 発生日時及び場所

イ 通報者及び原因者

ウ 現状及びその時点での対応状況

(2) 消火活動及び被災者の救出救助

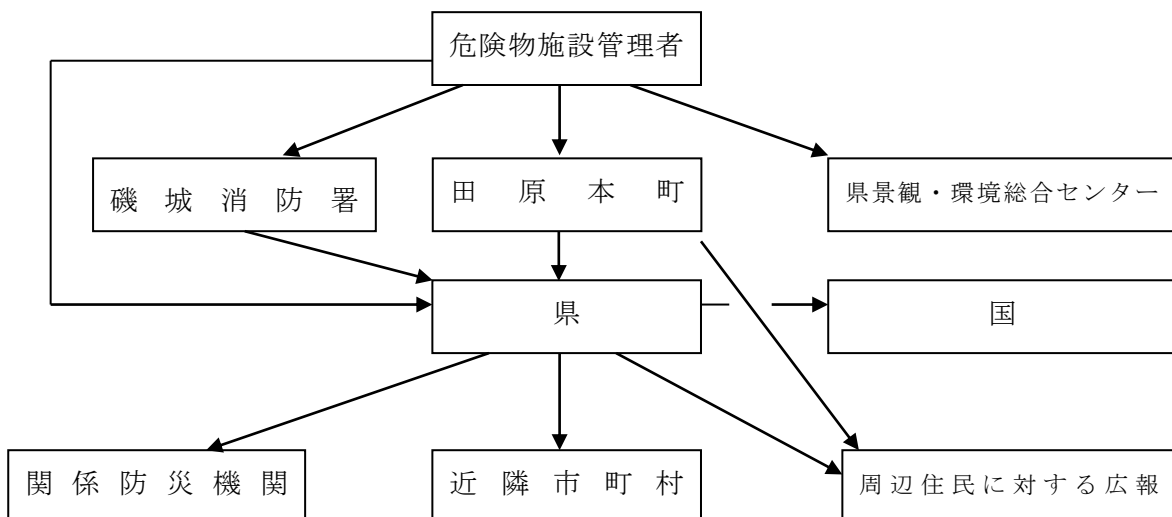
(3) 危険物除去及び流出石油類等の拡散防止

2 県及び磯城消防署が実施する対策

- (1) 関係防災機関及び流出下流地域への通報
- (2) 立入禁止区域の設定及び交通規制
- (3) 避難誘導及び群衆整理
- (4) 消防活動及び被災者の救出救助
- (5) 危険物除去及び流出石油類等の拡散防止
- (6) 周辺住民への広報

3 危険物等輸送車両災害応急対策

- (1) 磯城消防署は、危険物、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物輸送車両による事故が発生した場合、天理警察署等防災関係機関と連携し、事故の状況及び積載危険物等の種類、性状等に応じた適切な措置を行う。
- (2) 警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策は、危険物施設等災害応急対策に準じて行う。



危険物施設災害応急対策に係る情報系統図

第2 高圧ガス施設等災害応急対策

磯城消防署は、高圧ガス・LPガス貯蔵施設等において災害が発生した場合、県及び施設の管理者と密接な連携を図りながら、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報、避難の指示等必要な応急対策を実施する。

総務部本部班は、町各部各班をとりまとめ、これに協力し必要な後方支援を行う。

1 高圧ガス施設等の管理者が実施する対策

高圧ガスによる災害を最小限に止め、高圧ガスの製造者及び消費者並びに周辺地域住民の安全を確保するため、磯城消防署、天理警察署、県及び奈良県高圧ガス地域防災協議会等の保安関係団体と密接な連携をとりながら、適切な措置を講じる。

- (1) 施設が危険な状態になったときの作業の中止及び関係者以外の退避指示
- (2) 発生した高圧ガスに係る事故等の応援活動に関し、指定された防災事業所への応援活動の要請
- (3) 関係先への通報及び事故の拡大防止
- (4) 高圧ガスの漏洩、あるいは爆発のおそれのある施設の配管の各種弁類等の緊急遮断措置及び災害の拡大防止措置
- (5) 周辺地域住民の避難誘導

2 LPガス施設等事業者が実施する対策

LPガスによる災害を最小限に止め、LPガスの消費者及び地域住民の安全を確保するため、磯城消防署、天理警察署、県及び一般社団法人奈良県LPガス協会等の保安関係団体と密接な連携をとりながら、適切な措置を講じる。

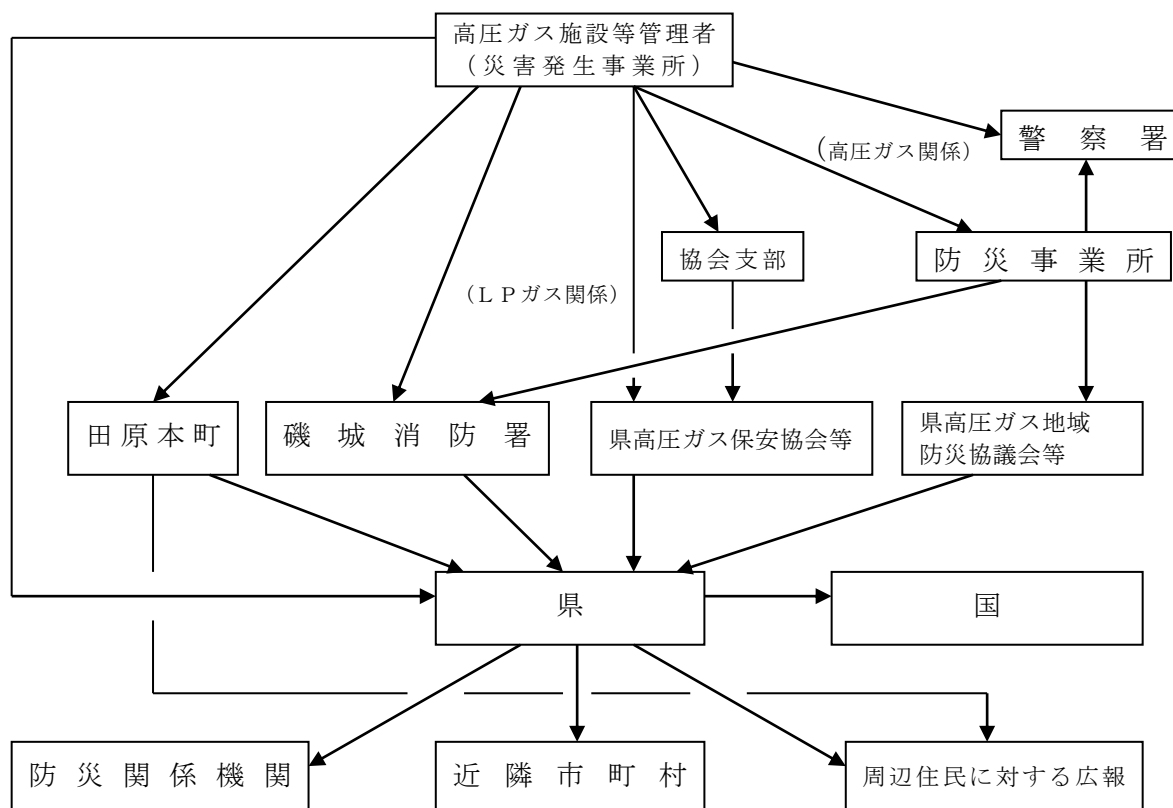
- (1) 被害状況の把握並びに一般社団法人奈良県LPガス協会等の保安関係団体への連絡及び報告
- (2) 被害状況に応じた応急処置の指示・出動による対処
- (3) 必要に応じて、支部を活動単位とする地域防災組織への応援出動、防災資機材の提供要請及び受入れに必要な作業
- (4) 周辺住民の避難誘導

3 一般社団法人奈良県LPガス協会、磯城消防署等保安関係団体が実施する対策

- (1) 被害状況のとりまとめ、県への連絡及び報告
- (2) 立入禁止区域の設定及び交通規制
- (3) 避難誘導及び群衆整理
- (4) 消防活動及び被災者の救出救助

4 県が実施する対策

- (1) 国（経済産業省、中部近畿産業保安監督部近畿支部、消防長）への報告並びに防災関係機関及び近隣地域への通報
- (2) 避難等の措置及び周辺住民への広報
- (3) 高圧ガス等関係法令に基づいた措置命令



高圧ガス・LPガス貯蔵施設災害応急対策に係る情報系統図

第3 毒物・劇物施設災害応急対策

町は、毒物・劇物施設において災害が発生した場合、県、磯城消防署、天理警察署及び毒物・劇物保管施設管理者と連携を図りながら、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報、避難の指示等必要な応急対策を実施する。

総務部本部班は、各部各班をとりまとめ、これに協力し必要な後方支援を行う。

1 毒物・劇物施設の管理者が実施する対策

- (1) 保健所、警察及び消防署への通報
- (2) 中和剤による除毒作業

2 県が実施する対策

- (1) 中和剤による除毒作業の指示
- (2) 保健所等から事故状況等の連絡を受けた際の防災関係機関との連絡調整

3 磯城消防署が実施する対策

被災者の救出救助

4 天理警察署が実施する対策

- (1) 立入禁止区域の設置及び交通規制
- (2) 避難誘導

5 町が実施する対策

災害状況の把握及び周辺住民に対する災害発生への広報活動

第4 放射性物質保管施設災害応急対策

磯城消防署は、放射性物質保管施設において災害が発生した場合、県及び施設の管理者と密接な連携を図りながら、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報、避難の指示等必要な応急対策を実施する。

総務部本部班は、各部各班をとりまとめ、これに協力し必要な後方支援を行う。

1 磯城消防署及び町が実施する対策

- (1) 放射性物質保管施設の設置者等から事故が発生、若しくは発生のおそれがある旨の通報を受けた場合、直ちに防災関係機関へ連絡するとともに、関係各部と連携し必要な措置を講じる。
- (2) 放射性物質の輸送事業者等から、輸送時に事故が発生、若しくは発生するおそれがある旨の通知を受けた場合、直ちに防災関係機関へ連絡するとともに、関係各部と連携し必要な措置を講じる。

2 応急対策の内容

- (1) 関係防災機関への通報
- (2) 放射線量の測定
- (3) 危険区域の設定
- (4) 立入禁止制限及び交通規制
- (5) 危険区域住民の退避措置及び群衆整理
- (6) 被ばく者等の救出救助
- (7) 周辺住民に対する広報
- (8) その他災害の状況に応じた必要な措置

第5 原子力災害応急対策

町は、県より原子力災害対策特別措置法（平成11年12月17日法律第156号。以下「原災法」という。）第10条第1項に基づく原子力事業者からの特定事象発生への通報があった旨及び同法第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言が発出された場合は、法令、県地域防災計画及び町地域防災計画の定めるところにより、以下のとおり災害応急対策を実施する。

1 町の活動体制

本部長（町長）は、災害の状況に応じ、災害対策本部を設置する。
総務部本部班は、各部各班をとりまとめ、必要な応急対策を実施する。

2 県初動体制の確立

県は、原子力事業者からの特定事象発生のお知らせを受けた場合、直ちに、被害状況の把握、応急対策実施のための情報収集活動を行う。

また、関係周辺市町村など防災関係機関へ情報を迅速に伝達するとともに、相互に連絡体制を強化する。

なお、オフサイトセンターにおいて原子力災害合同対策協議会等が開催された場合、関係者は必要に応じオフサイトセンターへ参集する。

3 災害時の広報

放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなど原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民の心理的動揺あるいは混乱を抑え、原子力災害による影響をできる限り少なくするため、県との連絡体制を強化し、住民に対する迅速かつ的確な情報提供に努める。

4 被害状況等の調査報告

総務部本部班は、各部各班をとりまとめ、県の行う被害状況等の調査に協力する。

5 原子力発電所立地地域からの避難者の受入れ

県は、福井県などの原発立地県等から原発事故発生時に避難者の受入れについて要請があった場合、避難所の開設や避難者用住宅の提供等について県内市町村に協力を求め、可能な限り要請に応じる。

総務部本部班は、県から、又は原発立地市町村等から、避難者の受入れについて要請があった場合、可能な限り要請に応じるとともに、県と連携し、受入れた避難者のニーズの的確な把握に努め、対応する。

【本節に関する資料】

資料編 2-2-6 危険物施設等一覧表

第3節 突発重大事故災害応急対策

町は、町内において航空機の墜落や鉄道事故等による大規模交通災害が発生した場合、防災関係機関と緊密な連携を図りながら、速やかに応急活動を要請する。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 突発重大事故災害の種類	総務部	
第2 応急対策	各部	磯城消防署、奈良県広域消防組合、 国保中央病院、天理警察署

第1 突発重大事故災害の種類

突発重大事故等として取り上げる災害の例は、次のとおり大規模交通災害とする。

- 1 航空機墜落事故
- 2 旅客列車の衝突転覆事故
- 3 大規模な自動車事故

第2 応急対策

大規模交通災害が発生した場合、防災関係機関と協力のうえ、総務部本部班は、各部各班をとりまとめ、必要な応急対策を実施する。

1 連絡体制

(1) 施設管理者からの通報

施設管理者は、奈良県広域消防組合消防本部へ大規模交通災害の発生を連絡する。

(2) 防災関係機関への連絡

磯城消防署及び町は、町域において大規模交通災害の発生の通報を受けた場合、災害状況の把握に努めるとともに、事故の概要を直ちに県に報告のうえ、天理警察署及び防災関係機関に連絡する。

2 応急対策の実施

(1) 町の災害応急活動体制

災害の状況に応じた災害応急活動体制をとるとともに、必要に応じて県及び防災関係機関の職員並びに関係者の派遣を要請する。

町の災害応急活動体制は、原則として本部長（町長）の判断によって決定する。

(2) 現地災害対策本部の設置

必要に応じて現地災害対策本部を現地又は適当な場所に設置する。現地災害対策本部では、情報の一元化、効果的な災害応急対策を実施するため総合的な連絡調整を行う。

(3) 応急対策活動

ア 災害の拡大防止等

必要に応じて警戒区域を設定し、避難の指示等の応急対策を実施し、住民の身体・生命の安全確保、災害の拡大防止に努める。

イ 防災関係機関との連携

県をはじめ防災関係機関との連絡を強化し、各防災関係機関の行う災害応急対策に積極的に協力する。

ウ 救助、救急医療活動（国保中央病院及び当該事故防災関係機関）

(ア) 医師及び看護師の派遣

(イ) 医療資器材及び医薬品の輸送

(ウ) 負傷者の救助

(エ) 現地における応急対策及び負傷者の救急医療施設の確保

エ 消防活動（磯城消防署）

消防活動等災害拡大防止、危険物等による二次災害の防止を迅速かつ的確に実施し、被害の軽減に努める。

オ 救援物資の輸送

健康福祉部保険医療班、県及び当該事故防災関係機関は、相互連絡のもと被災者に必要な物資を速やかに確保し、これを輸送する。

カ 応急復旧用資機材の確保

総務部本部班、磯城消防署、県及び当該事故防災関係機関は、応急復旧に必要な資機材を確保する。

キ 交通対策

天理警察署、防災関係機関、当該事故防災関係機関等は、相互連絡のもとに必要な交通規制等を行い、交通の安全、緊急輸送の確保に努める。

(4) 広域協力体制

災害が広域に及ぶ場合は、隣接市町、府県と協力体制をとる。

第4編 地震災害応急対策計画

第1章 応急活動実施体制の確立

第1節 組織体制

町は、町域内に地震が発生した場合、迅速かつ的確に災害予防対策及び災害応急対策を実施するため、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、地震の規模に応じた組織体制をとるものとする。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 田原本町防災会議	各部	
第2 活動体制の確立	各部	
第3 休日・夜間等地震初動体制	各部	
第4 災害対策本部の設置	各部	磯城消防署、田原本町消防団 磯城郡水道企業団

第1 田原本町防災会議

防災会議は、田原本町防災会議条例（昭和37年12月8日条例第12号）に基づき設置される組織で、町長を会長とし、町地域防災計画の作成と実施を行う。

町域において、地震が発生し、各種の応急対策活動を実施する上で必要のある場合は、防災会議を開催し、防災関係機関相互の情報交換等を行い、円滑な防災活動の実施に努める。

第2 活動体制の確立

職員の活動体制は次のとおりとする。

体制	動員区分	設置基準・状況	動員配備基準
警戒体制	注意配備	①地震が発生し、県外で震度6弱以上の地震が発生したとき。 ②総務部長が必要と認めたとき。 (※甚大な被害が予想され、トイレトレーラの支援が予想されるとき。)	①防災課の必要人員
	予備動員	①町域に震度4又は震度5弱の地震が発生したとき。 ②町長が必要と認めたとき。	①各班長(部長) ②各班の当番予備動員職員 ※1個班体制
災害対策本部	1号動員	①町域に震度5強の地震が発生したとき。 ②町長が必要と認めたとき。 (隣接市町に震度5強の地震が発生したとき。)	①各班長(部長) ②各班の当番予備動員職員 ③各班の次班予備動員職員 ※2個班体制
	2号動員	①町域に震度6弱以上の地震が発生したとき。 ②町長が必要と認めたとき。 (隣接市町に震度6弱以上の地震が発生したとき。)	全職員をもって対処

第3 休日・夜間等地震初動体制

休日・夜間等勤務時間外に町域に震度4以上の地震が発生したときは、予備動員体制として、総務部防災課で情報収集、防災関係機関との連絡調整、及び各庁舎等施設・設備の被害状況の把握、点検等に万全を期するものとする。

1 任務

(1) 任務

- ア 災害対策本部設置前の初動の体制づくりを確立すること
- イ 災害対策本部の総務部本部班との連絡調整にあたること
- ウ 災害対策本部の各班との連絡調整にあたること
- エ 災害の情報を的確に収集すること
- オ 災害の状況に応じ、防災関係機関との連絡調整にあたること
- カ その他、災害対策本部設置に移行するまでの事務にあたること

2 災害対策本部体制への移行

予備動員体制は、上記表に示す設置基準により設置し、1号、2号の各動員指定職員が参集次第任務を引き継ぎ、災害対策本部(1号動員・2号動員)体制へ移行する。

なお、災害対策本部の自動設置基準に該当しない場合において、調査の結果、災害対策本部を設置して災害応急対策を実施する方が望ましいと町長が認めた場合は、災害対策本部体制に切り替える。

第4 災害対策本部の設置

町長は次の設置基準に該当する場合に災害対策本部を設置する。

1 設置基準

- (1) 町域で震度5強以上の地震が発生した場合、地震の発生と同時に町災害対策本部を自動設置する。
- (2) 隣接市町域で震度5強以上の地震が発生した場合で、本部を設置してその対策を必要とするとき。
- (3) その他本部を設置してその対策を必要とする町長が認めたとき。

2 解散基準

- (1) 災害対策を一応終了したとき。
- (2) 災害発生のおそれなくなり、本部の解散を適当と認めたとき。

3 組織及び運営

(1) 災害対策本部の組織

災害対策本部に部及び班を設ける。

その他災害対策本部の組織、運営については、別に定める災害対策本部組織及び事務分掌による。

(2) 本部会議

災害に対する総合対策その他必要な事項を協議するため、本部に本部会議を置く。

本部会議は重要な節目ごとに開催し、災害応急対策に関する重要事項について検討し、実施の指令を行うため、本部長（町長）が必要に応じて招集する。ただし、本部長（町長）は、極めて緊急を要し本部会議を招集するいとまがない場合は、副本部長又は一部の本部員との協議をもってこれに代える。

なお、本部員が出席できないときは、副本部長又は班長等が代理出席する。

ア 構成員

本部会議の構成員は、次のとおりである。

なお、磯城消防署長、田原本町消防団長は、あらかじめ併任手続をとっておくものとする。

職名	構成員
本部長	町長
副本部長	副町長、教育長
本部員	総務部長、町長公室長、住民環境部長、健康福祉部長、産業建設部長、教育部長、（磯城消防署長、田原本町消防団長、磯城郡水道企業団事務局

	長)
--	----

イ 協議事項

- (ア) 災害予防、災害応急対策に関すること。
- (イ) 動員・配備体制に関すること。
- (ウ) 災害対策本部の解散に関すること。
- (エ) 各部間調整事項に関すること。
- (オ) 住民への避難勧告・指示及び警戒区域の設定に関すること。
- (カ) 県及び防災関係機関との連絡調整に関すること。
- (キ) 自衛隊災害派遣要請に関すること。
- (ク) 他の市町村への応援要請に関すること。
- (ケ) 災害救助法の適用要請に関すること。
- (コ) 激甚災害の指定の要請に関すること。
- (サ) 災害復旧に関すること。
- (シ) その他災害応急対策の実施及び調整に関すること。

ウ 災害対策本部の庶務

本部の庶務は総務部本部班が行う。

エ 決定事項の通知

本部会議等の決定事項のうち必要と認める事項は、その都度、各防災関係機関に通知する。

また、職員に周知を要するものについては、防災メール、庁内放送等により速やかに周知徹底を図るとともに、総務部長は各部相互間の連絡調整を迅速に行うものとする。

オ 本部会議の開催時期

第1回目の本部会議を、発災後1時間を目途に開催する。その後の開催については、当時の状況により決定する。

4 設置及び解散の通知

本部長（町長）が災害対策本部を設置又は解散した場合、総務部本部班は各部、県知事、防災関係機関、防災会議委員、報道機関に連絡するとともに、総務部総務班及び各自治会長、田原本町消防団各分団に対し電話で連絡し、自治会有線放送による放送連絡、並びに要配慮者への周知徹底、協力を要請する。

5 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、町役場内に設置する。ただし、当該施設が使用不可能と判断される場合、又は特別な事情がある場合は、本部長（町長）の判断によりその他の町施設に設置する。この場合、各部、県知事、防災関係機関、防災会議委員、報道機関等に電話等によって周知徹底を図るものとする。

災害対策本部を設置する場合、総務部本部班は、直ちに設置される場所の安全を点検し、必要な機器等を配置する。

6 標識

災害対策本部が設置された場合、町役場正面玄関及び本部の入口等に「田原本町災害対策本部」の標識を掲示する。

7 職務・権限の代行

- (1) 災害対策本部の本部長は町長があたり、町長が何らかの事情により不在の場合には、副町長、総務部長の順位で代行する。
- (2) 本部員（各部長）及び班長の代行は、各部においてあらかじめ指名した副部長又は班長、副班長その他の班員が行う。

8 対策の実施

各部は、それぞれの組織を整備し、本部の決定に基づき災害応急対策活動を実施する。

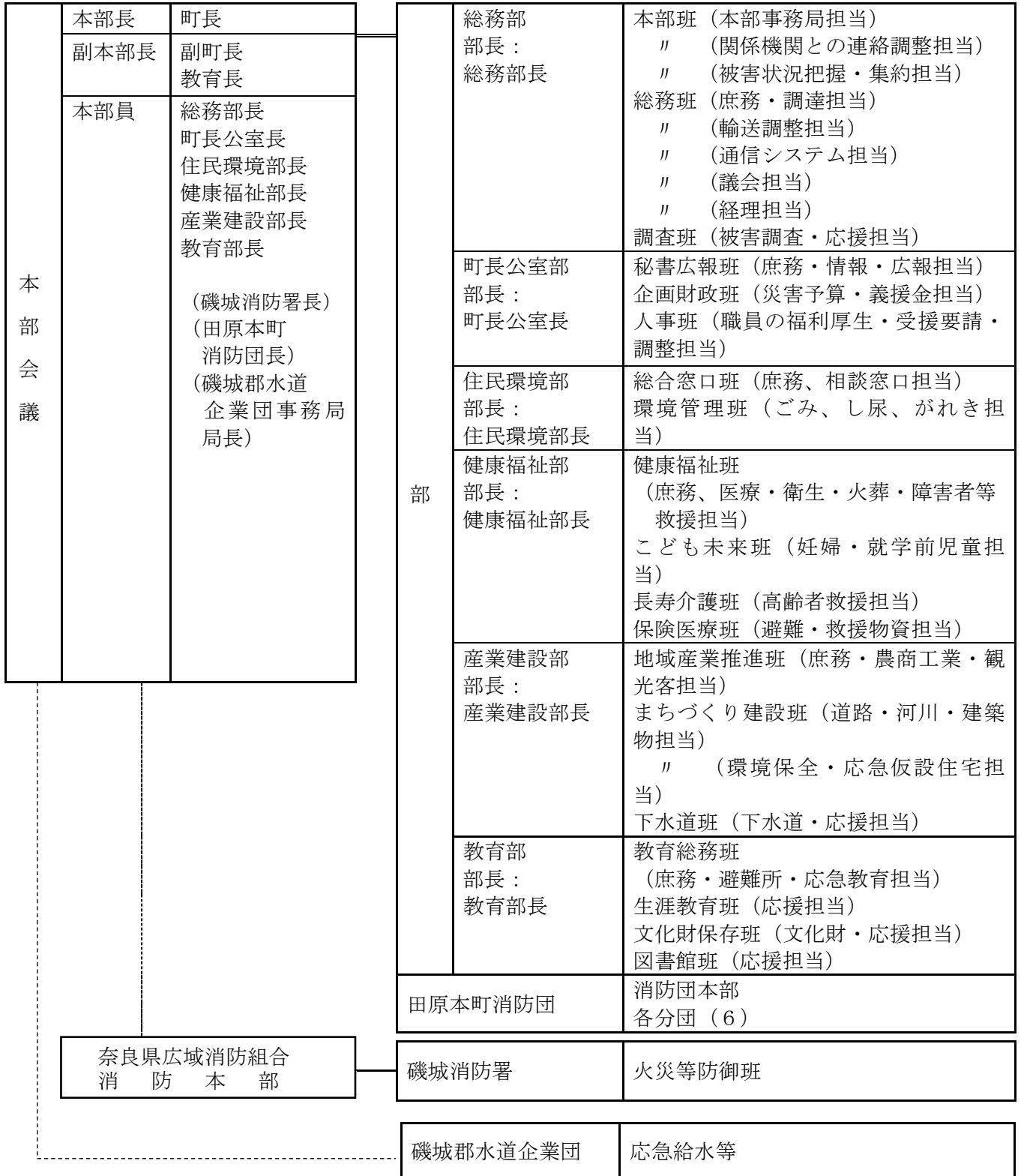
9 県との連携

県が現地災害対策本部を設置した場合は、この組織と連携を図ることとし、職員を連絡要員として派遣する。

10 現地災害対策本部の設置

本部長（町長）は、災害応急対策を局地的又は特定地域を重点的かつ臨機応変に実施する必要がある場合、災害現地に近い町施設その他適当と認める施設に現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部は、本部長（町長）が指示する業務内容に応じて、災害対策副本部長、災害対策本部員、及びその他の職員の中から必要な人員を指名確保し、必要な権限を委譲するなど弾力的に構成する。



災害対策本部組織図

【本節に関する資料】

- 資料編 3-1-1 田原本町防災会議条例
- 資料編 3-1-2 田原本町防災会議委員
- 資料編 3-1-3 田原本町災害対策本部条例
- 資料編 3-1-4 災害対策本部組織及び事務分掌

第2節 動員体制

町は休祝日・勤務時間外に災害が発生した状況に応じて、迅速かつ的確に災害応急対策が実施できるよう、予め指定された職員を動員配備する。

勤務時間内においては、各部それぞれの所掌業務により災害対応を行うものとする。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 動員人員	各部	磯城消防署、田原本町消防団
第2 動員方法	各部	
第3 福利厚生	町長公室部	

第1 動員人員

職員の動員は次のとおりとする。

動員区分	動員人数		
予備動員	1班	部長級1名以上含む30名程度	} の輪番制とし、状況により 出動班を増やす。
	2班	部長級1名以上含む30名程度	
	3班	部長級1名以上含む30名程度	
	4班	部長級1名以上含む30名程度	
1号動員	2個班体制		
2号動員	全職員		

(注) 磯城消防署については、奈良県広域消防組合 警防規定による。なお、町が予備動員体制を敷いた場合は、田原本町消防団長・副団長は町役場庁舎、各分団長は各分団器具庫に待機し、本部長(町長)の出動指令に備える。また、町が災害対策本部を設置し、1号動員体制を敷いた場合、田原本町消防団全団員は、特に指名されたものを除き各分団器具庫へ集合(出動)し警戒配備につく。

第2 動員方法

1 出動指令の決定

町域において、震度4以上の地震が発生した場合の出動指令は、自動発令とする。

その他の場合の出動指令については、以下のとおり行う。

(1) 予備動員

予備動員についての事務は次のとおりとして、総務部防災課において行う。

ア 予備動員発令のための準備は、情報の収集、関係部関係課との協議などである。

イ 予備動員の発令

総務部長は、配備動員を発令するとともに、町長にこれを報告し、総務部防災課は予備動員の発令を担当班職員に伝達するものとする。

ウ 被害報告等のとりまとめ

エ 被害報告等のとりまとめの結果、1号動員ないし2号動員の必要がある場合は、町長にこれを報告し、その指示により町災害対策本部会議を招集する。

(2) 1号動員及び2号動員

ア 1号動員又は2号動員は、本部長（町長）が発令する。本部長（町長）は、必要と認めた場合は、本部会議を経ずして、発令することができるものとする。

なお、本部長（町長）が不在のときは副本部長（副町長）又は総務部長がこれを代行する。

イ 各部長は、動員が決定された場合は、直ちに各班長に連絡しなければならない。

連絡を受けた各班長は、所定の動員を行うとともに動員した人員、その他必要な事項を総務部本部班に連絡しなければならない。

(3) 休日・夜間等地震初動配備

震度4以上の地震が夜間・休日等の勤務時間外に発生した場合、当番予備動員職員は、それぞれ町役場及び各部長があらかじめ指定する庁舎等に自主参集する。

2 勤務時間内の動員方法

(1) 連絡体制

各部への連絡は、総務部防災課がガールーン、防災メール等によって行う。

総務部防災課は震度階に応じて警戒体制又は災害対策本部体制に移行し、県防災情報システムにより県との連絡体制を維持する。

各部は震度階の災害対応について、所掌業務に基づき各班に指示するものとする。

また、勤務時間外に移行する場合の動員区分による職員の招集については、総務部防災課がガールーン、防災メール等によって行う。

(2) 活動体制への移行

総務部防災課は、警戒体制又は災害対策本部体制に移行する。

連絡を受けた場合、各部は平常の勤務体制から各班を編成して直ちに災害応急活動体制に切り替える。

なお、勤務時間外の災害応急活動体制に移行する場合は、確実に引継ぎを行うものとする。

3 勤務時間外の動員方法

(1) 勤務時間外に職員の非常招集を行う必要が生じた場合にあっては、防災課長は直ちに総務部長を通じて町長に状況を報告し、その指揮を受けて招集するものとする。

なお、職員は自らラジオ・テレビ等によって地震情報等を収集し、震度階に対応する動員区分により自主的に参集する。特に、当番予備動員職員は、町域に震度4以上の地震が発生した場合、速やかに所定のとおり参集するものとする。

(2) 町長が職員に非常招集を命じたときは、防災課長は直ちに副町長、教育長、各部長等に連絡しなければならない。

各部長等は、あらかじめ定めた連絡網により所属の職員を招集する。

(3) 非常招集の方法

担当部課長による非常招集の方法は、防災メール、電話等によることとする。

4 動員状況の報告及び連絡

- (1) すべての職員は参集後、所属班長に参集を報告する。
- (2) 各班長は、参集職員の氏名、参集時刻、参集免除者等の班員参集状況を部長に報告する。
- (3) 各部長は、各班の参集状況を総務部本部班へ報告する。
- (4) 総務部本部班は、防災活動を実施するため職員を動員した場合は、その状況を速やかに県に報告する。

5 連絡責任者

連絡責任者（各班長）は、所属班と町災害対策本部との連絡にあたる。

6 過渡的措置

各部長は、勤務時間外の過渡的措置として非常時の配備体制に移行した場合、職員の参集状況に応じて順次応急的な班編成を行い、正規の班編成と異なる体制をもって緊急の応急対策活動を実施する。

7 人員の確保

(1) 予備動員の場合

各部長は、災害警戒活動の遂行において、現状の人員で対応しがたいと判断される場合には、出動班を増やし対応する。

(2) 1号動員の場合

各部長は、各部の応急対策活動の遂行において、現状の人員で対応しがたいと判断される場合には、部内で配備人員を増員し、その旨を総務部本部班へ報告する。

(3) 2号動員の場合

各部長は、各部の防災活動遂行において、部内の人員で対応しがたいと判断される場合には、応援を総務部長に要請する。この場合、総務部長は、各部長と調整し、速やかに可能な範囲内において、応援要員の派遣を行う。

8 平常業務の機能確保

2号動員体制下では、災害の発生からの時間経過とともに、平常業務の機能を確保していく必要があるため、これらの業務機能確保については、総務部長と協議のうえ、住民サービス部門等から平常業務を確保していく。

9 災害時における職員の服務

- (1) 職員は、この計画の定めるところにより、上司の指揮に従って防災活動に従事しなければならない。
- (2) 職員は、出動指令が出されたときはもちろん、災害が発生し、又は発生するおそれのあることを知った場合は、動員区分に従い速やかに所定の勤務場所に参集しなければならない。

10 動員対象から除外する職員

次に掲げるいずれかに該当する職員は、非常招集を免除する。これに該当する職員は、速やかに

所属班長に連絡し、以後の指示を受ける。ただし、参集を妨げる事態が収束でき次第、直ちに参集しなければならぬ。

- (1) 公務のため管外出張中の場合
- (2) 職員自身が災害発生時に療養中又は災害の発生によって傷病の程度が重傷である場合
- (3) 親族に死亡者又は重傷の傷病者が発生し、当該職員が付き添う必要がある場合
- (4) 自宅から火災が発生し、又は周辺で火災が発生し、延焼するおそれがある場合
- (5) 同居する家族に高齢者、障害者、乳幼児等があり、当該職員の介護や保護がなければ、その者の最低限の生活が維持できない場合
- (6) 当該職員が居住する自宅が全壊、全焼、流失、床上浸水等の被害を受けた場合
- (7) その他事情により特に所属班長がやむを得ないと認めた場合

第3 福利厚生

総務部長は、災害対策の第一線で勤務する職員の体力・知力・判断力持続のため、健康管理、勤務条件等を考慮し、活動の長期化に対処するとともに、他の市町村の職員等の受入れに際し、福利厚生の充実を図る。

1 宿泊及び仮眠施設等の確保

災害対策活動従事者の宿泊及び一時的な仮眠施設を公共施設、公営住宅の利用、民間宿泊施設等の随時借り上げによって確保・調整に努める。

2 食料等の調達

総務部本部班は、災害対策活動従事者への食料等を備蓄所により供給するとともに、健康福祉部保険医療班及び産業建設部地域産業推進班と協議のうえ、協定業者等から調達する。

なお、配送については、被災者への救護物資及び給食等の配送とあわせ、輸送の合理化を図る。

3 勤務状況の把握・管理

災害対策活動従事者の勤務時間の把握・管理に努め、各部の実情に即し適宜要員の交替等を行う。

第3節 情報の収集・伝達

地震発生後、県及び防災関係機関との連携協力のもと、直ちに防災行政無線や県防災行政通信ネットワークシステム等を活用し、被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集並びに伝達活動を行う。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 地震情報等の収集・伝達	総務部、産業建設部	奈良地方気象台、中和土木事務所、西日本電信電話株式会社、天理警察署 奈良県広域消防組合
第2 災害情報の収集・伝達系統	各部	磯城消防署、田原本町消防団、天理警察署
第3 被害状況の把握	各部	中和土木事務所、中和保健所、天理警察署、磯城消防署
第4 避難及び応急対策の実施状況の把握	各部	磯城消防署、田原本町消防団、天理警察署
第5 被害状況等の集約・整理等	各部	
第6 県及び国への報告	各部	
第7 通信手段の確保	総務部	西日本電信電話株式会社、磯城消防署

第1 地震情報等の収集・伝達

総務部本部班は、地震発生後、直ちに奈良県震度情報ネットワークや気象庁（奈良地方気象台）から発表される地震情報及び気象予警報等の収集・伝達を行い、奈良県広域消防組合消防本部等の防災関係機関と情報の共有を図り、二次災害の防止など適切な応急対策の実施に備える。

1 地震情報の種類

(1) 地震に関する情報の種類

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 （大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度に関する情報 （注1）	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報または津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村ごとの観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報 （注1）	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載）。
遠隔地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。

	する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。

(注1) 気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、「震源・震度に関する情報」と「各地の震度に関する情報」はまとめた形の一つの情報で発表している。

(2) 地震に関する情報の通知基準

奈良地方気象台は、県内で震度3以上を観測したときに「震源・震度に関する情報」を、県内で震度1以上を観測したときに「各地の震度に関する情報」を、県及び日本放送協会奈良放送局に通知する。また、その他、地震に関する情報を発表することが、公衆の利便を増進すると認められるときに同機関に通知する。

(3) 地震活動に関する解説資料等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために奈良地方気象台が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料。

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料 (速報版) (注1)	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・奈良県で震度4以上を観測(ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。)	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、奈良県の情報等、及び地震の図情報を取りまとめた資料。
地震解説資料 (詳細版)	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・奈良県で震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表し、地震の特徴を解説するため、地震解説資料(速報版)の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。
奈良県の地震	・定期(毎月初旬から中旬)	地震防災に係る活動を支援するために、毎月の奈良県の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。

(注1) 地震解説資料(速報版)はホームページでの発表をしていない。

(4) 南海トラフ地震に関する情報

ア 「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」の情報名称で発表。

イ 「南海トラフ地震臨時情報」には、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるように、防災対応等を示すキーワードを情報名に付記。

ウ 「南海トラフ地震関連解説情報」では、「南海トラフ地震臨時情報」発表後の地震活動や地殻変動の状況等を発表。また、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における評価結果もこの情報で発表。

詳細は下表のとおり。

「南海トラフ地震に関連する情報」の名称及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> ・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） <p>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。</p>

「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報を発表する。

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から 5～30分程度	調査中	<p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監視領域内^{*1}でマグニチュード6.8以上^{*2}の地震^{*3}が発生 ・1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から最短で2時間程度	巨大地震警戒	・ 想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード ^{※4} 8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	・ 監視領域内 ^{※1} において、モーメントマグニチュード ^{※4} 7.0以上の地震 ^{※3} が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く）
	調査終了	・ （巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

- ※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲。
- ※2 モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する。
- ※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。
- ※4 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間を要する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

(5) 奈良県震度情報ネットワークシステムの震度

奈良県震度情報ネットワークシステムの各震度計は震度1以上で各市町村の庁舎に表示するとともに、県庁へ送信する。観測した情報は、全てオンライン回線で気象庁へ送られ、震度発表される。

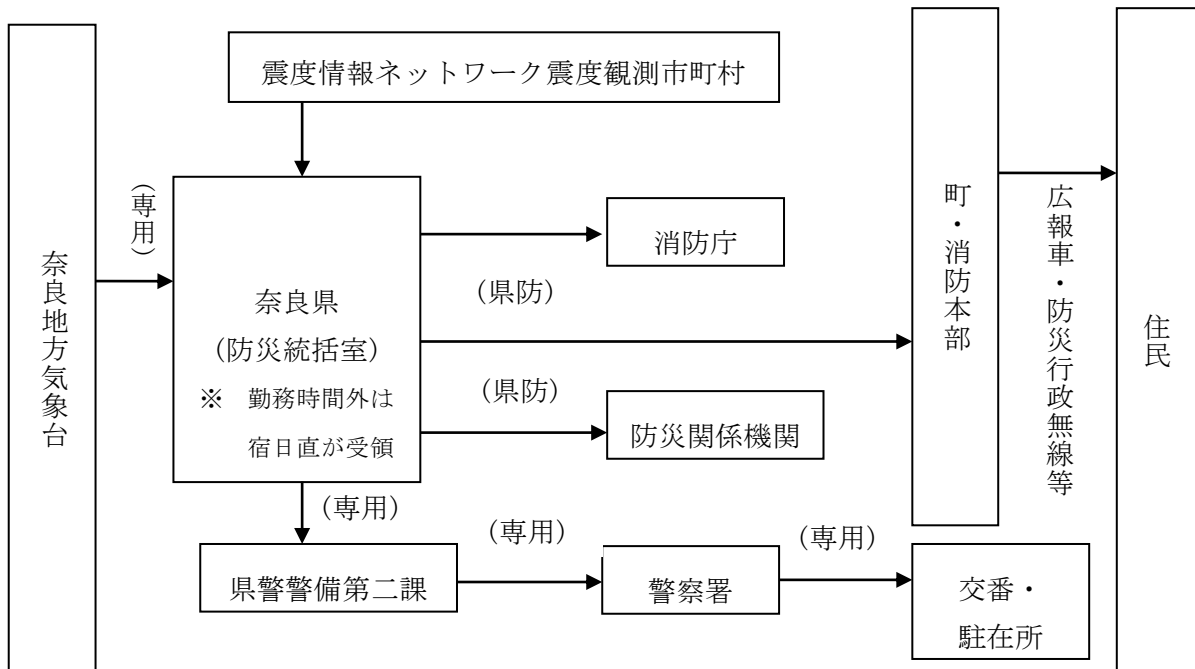
2 地震情報の伝達系統

(1) 気象庁からの地震情報は、オンラインで県へ送られる。

(2) 県からは、県防災行政通信ネットワーク等により、市町村、消防本部、防災関係機関へ情報が送られる。

なお、県（防災統括室）では、この震度情報を震度1以上で奈良地方気象台に通知する。

また、震度3以上で県内市町村及び消防本部に、震度4以上で消防庁、県警察本部警備第二課及び陸上自衛隊第4施設団に通知する。



(県防) は県防災行政通信ネットワーク、(専用) は専用線又は専用無線を表す。

伝達系統

3 異常現象の発見及び通報

(1) 発見者の通報義務

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なく、町又は警察官に通報する。

(2) 警察官の措置

異常現象の通報を受けた警察官は、その旨を速やかに町に通報する。

(3) 町の措置

異常現象の通報を受けた町は、災害対策基本法第54条第4項に基づき、速やかに県（防災統括室）及び奈良地方気象台に通報するとともに、現象によって予想される災害と関係のある県事務所あるいは隣接市町村に連絡する。

また、状況に応じて警戒区域等の設定、又は防災関係機関に警戒区域等の設定を要請する。

異常現象の種類と内容

異常現象の種類	内容
気象	竜巻、ひょう、突風等で激しく異常なもの
水象	河川、ため池等の異常水位、堤防等の水もれ
地象	地割れ等
その他	ガス・石油等の流出

4 気象予警報等に関する情報の収集

県及び西日本電信電話株式会社から通知される情報のほか、ラジオ、テレビ、インターネット、並びにファクシミリ・電話等、防災関係機関との連携によって収集する。

5 庁内における伝達方法

庁内における伝達は以下のとおり行う。

なお、町域又は隣接市町（天理市、桜井市、橿原市、三宅町、広陵町）において震度5弱以上が観測された場合の地震情報は、勤務時間内外の別なく直ちに町長及び副町長に報告する。

(1) 勤務時間内

ア 勤務時間内において総務部防災課が受けた地震情報及び気象予警報等は、すべて庁内放送で放送する。

また、予備動員指定職員に対し庁内メールで配信する。

イ 震度4以上の地震情報、緊急地震速報及びその他重要なものについては、あわせて電話又は伝令で行う。電話及び伝令は、予備動員指定職員及び災害対策本部本部員となる各部長等に対して行うが、部長等に連絡できない場合は、これに代わる職員に対して行う。

(2) 勤務時間外

ア 職員は自らラジオ・テレビ等によって地震情報等を収集し、震度階に対応する配備基準により自主的に参集する。

イ 電話連絡が可能な場合は、防災課長が予備動員指定班長に対し電話で連絡する。班長に連絡できない場合は、これに代わる職員に対して行う。

ウ その他の職員に対する連絡は、あらかじめ定められた連絡網による連絡方法で行う。

6 住民等への周知

地震関連情報等は、ラジオ、テレビ、新聞等の報道機関を通じて住民等に周知されるが、特殊な情報、特定地域のみに対する情報等については、予想される事態並びにこれに対してとるべき措置もあわせて周知する。

また、周知にあたっては、要配慮者に配慮する。

なお、住民等は、ラジオ、テレビを利用して地震関連情報等を知るよういつも留意するものとする。

(1) 勤務時間内

ア 勤務時間内において総務部防災課が受けた地震関連情報等は、必要に応じて庁内放送等を行う。

イ 震度6弱以上の地震動の伝達を受けたとき、あるいは異常現象を覚知したときは、住民及び防災関係機関に対し、直ちに周知するとともに対策等を講じる。

(2) 勤務時間外

勤務時間外における住民等への周知については、総務部本部班が行う。

第2 災害情報の収集・伝達系統

町は、収集した情報を、有効かつ適切に利用できるよう、各部及び防災関係機関相互の迅速かつ的確な伝達系統を確保する。

1 情報の収集・伝達手段

- (1) 防災行政無線
- (2) 自治会有線放送、電話、携帯電話、ファクシミリ等の通信手段
- (3) 車両、バイク、自転車等を用いた伝令

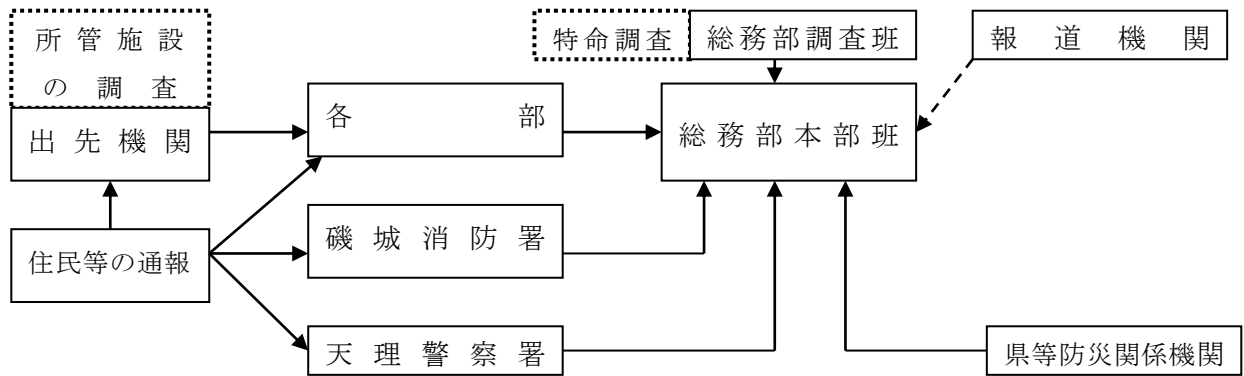
2 情報収集・伝達系統

各部は、災害発生後直ちに所管施設の被害の有無・活動拠点施設としての機能の現況を最優先で把握し、総務部本部班に報告する。

総務部本部班は、県、磯城消防署、天理警察署等防災関係機関から情報を収集し、人的被害の有無・活動拠点施設の機能の現況を最優先で把握する。

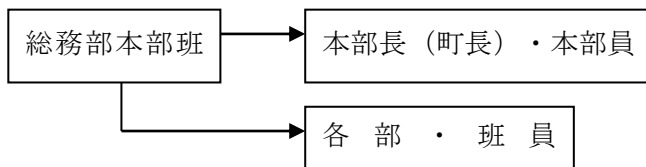
情報の収集及び伝達については、情報のとりまとめにあたる総務部本部班を中心とし、以下の系統で行う。

(1) 情報収集系統

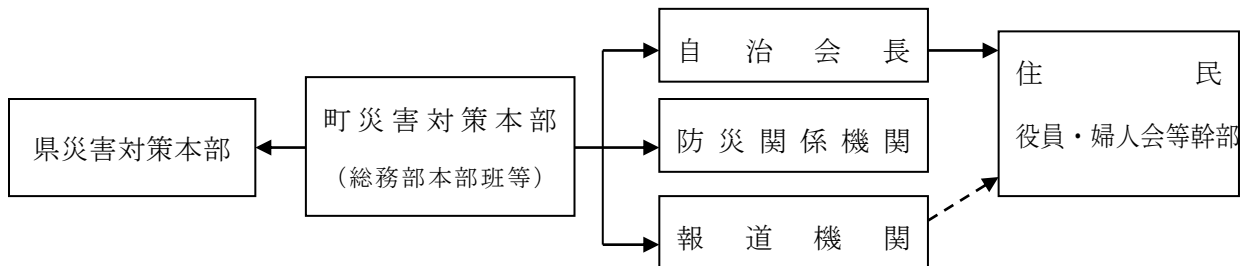


(2) 情報伝達系統

ア 庁内伝達系統



イ 住民及び防災関係機関との伝達系統



第3 被害状況の把握

町は、迅速かつ的確な応急対策活動の実施に必要な被害概況について、災害発生後、なるべく早期に把握するとともに、防災関係機関、住民等の協力を得て、詳細な被害状況を把握する。

1 被害概況の把握

町は、被害の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報（以下「災害情報」という。）を収集する。その際、当該被害が自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができない災害である場合は、他機関への応援要請等を検討するため、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意する。また、報告・公表等に用いる人的被害の数が統一的に行われるよう、関係機関との緊密な連携を図り、人的被害の数の一元的な集約・調整等を行うよう留意する。

(1) 実施担当

各部各班は、事務分掌に基づき、被害概況を把握し総務部本部班に報告する。
なお、勤務時間外の場合は、参集途上の情報も把握する。

(2) 把握する内容

- ア 人的被害、建物被害の発生状況
- イ 火災発生の状況
- ウ 避難の状況、住民の動向
- エ ブロック塀倒壊等による通行障害等道路交通の状況
- オ 公共交通機関（電車・バス）の状況
- カ ライフラインの被害状況、供給等の停止状況
- キ その他災害の拡大防止措置上必要な状況

(3) 把握の手段

- ア 防災行政無線を用いる。
- イ 電話、携帯電話、ファクシミリ等を用いる。
- ウ 町が所有する車両の乗り合い利用、職員のバイク・自転車の借り上げ、徒歩等によって行う。

2 被害概況の集約

総務部本部班は、各部各班からの報告に基づき、被害概況を随時とりまとめる。
とりまとめる被害概況は、次のとおりである。

(1) 人的被害

死者、行方不明者、負傷者の状況

(2) 建物被害

全壊、半壊、全焼・半焼等の状況

(3) 公共土木施設等の被害

- ア 道路、橋梁の状況
- イ 道路交通、公共交通機関（電車・バス）の状況
- ウ ライフラインの状況

(4) その他

- ア 消火・人命救助活動の状況
- イ 医療活動の状況
- ウ 【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】避難指示、【警戒レベル5】緊急安全確保、警戒区域の設定の状況
- エ その他必要な情報

3 詳細被害状況の把握

各部各班は、自己の班に属する被害状況を把握する。

なお、自己の班に属さない被害であっても、緊急の報告を受けた場合は、速やかに総務部本部班へ報告する。

また、被害状況を専門的に把握するために必要と認められる場合は、部内で調整のうえ、他班の協力によって調査を行う。把握する内容及び実施担当は、次のとおりである。

把握する内容		実施担当
人的被害	死者、行方不明者の状況	総務部調査班
	負傷者の状況	総務部調査班
住家被害	床上浸水・床下浸水、全壊（流失）、半壊、一部損壊、土砂流入等の状況	総務部調査班
非住家被害	公共建物（官公署庁舎、公民館等）	産業建設部まちづくり建設班 各所管部
	その他（倉庫、土蔵、車庫、納屋）	各所管部
その他被害	田畑の被害状況	産業建設部地域産業推進班
	文教施設の被害状況	教育部教育総務班
	医療機関の被害状況	健康福祉部健康福祉班
	浸水等の道路関連被害状況	産業建設部まちづくり建設班
	河川、水路、ため池の被害状況	産業建設部各班
	下水道施設の被害状況	産業建設部下水道班
	ごみ・し尿処理施設等の被害状況	住民環境部環境管理班
電気、ガス、上水道、電話、鉄道の被害状況	総務部本部班	

4 罹災状況、被害金額の把握

詳細被害状況に基づき、罹災状況と被害金額を把握する。

把握する内容と実施担当は、次のとおりである。

把握する内容		実施担当
罹災状況	罹災世帯数、罹災者数	総務部調査班
被害金額	公共文教施設の被害金額	教育部教育総務班・生涯教育班
	農業施設の被害金額	産業建設部地域産業推進班、 まちづくり建設班
	その他公共施設の被害金額	各所管部
	農林、商工の被害金額	産業建設部地域産業推進班

5 リエゾン（災害時緊急連絡員）との連携

県は、平常時から「災害時緊急連絡員」を編成し、県が災害対策本部を設置するような災害が発生した際には、災害時緊急連絡員に登録されている職員の中から必要な人員を抽出し、速やかに被災市町村に派遣することとしており、町に派遣された連絡員は、原則として、連続7日間を上限として、町が把握した災害情報、人員、物資等の不足の程度等の情報について、迅速かつ的確に県災害対策本部に報告する。

総務部本部班は、町内で災害が発生し、災害時緊急連絡員の派遣を受けた場合、災害時緊急連絡員と連携し、円滑な災害情報の収集・伝達の実施に努める。

第4 避難及び応急対策の実施状況の把握

その後の応急対策の方針を決めるため、時間の経過とともに変化する避難及び応急対策の実施状況をなるべく詳細に把握する。

1 避難状況の把握

各実施担当は、避難状況を把握し教育部教育総務班に報告する。教育部教育総務班は、報告をとりまとめ本部長（町長）に報告する。

把握する内容と実施担当は、次のとおりである。

把握する内容		実施担当
避難の状況	所管施設の避難状況	各部各班
	避難所の状況	教育部教育総務班
	要配慮者の避難状況	健康福祉部健康福祉班、 長寿介護班

2 応急対策の実施状況の把握

各実施担当は、応急対策の実施状況を把握し総務部本部班に報告する。

把握する内容と実施担当は、次のとおりである。

把握する内容		実施担当
応急対策の 実施状況	応急給水	総務部本部班
	給食の状況	健康福祉部保険医療班 教育部教育総務班
	救護所の開設状況、医療・救護活動の状況等	健康福祉部健康福祉班
	防災活動に必要な情報及びその他応急対策に必要な状況	総務部本部班、調査班

第5 被害状況等の集約・整理等

1 被害状況等の集約・整理

総務部本部班は、各部各班から収集した被害状況等の情報及び資料を集約・整理するとともに、各部や防災関係機関からの求めに応じて速やかに報告できるよう準備する。

また、必要に応じて次に掲げる資料を作成する。

- (1) 災害関連情報、配備指令等の状況、被害状況等
- (2) 被害分布図等

なお、必要に応じて派遣される I S U T（災害時情報集約支援チーム）とも連携し、対応に当たる。

2 集約・整理の注意事項

被害状況等の集約・整理にあたっては、次の点に留意する。

- (1) 確認された情報と未確認の情報（至急確認すべき情報）を区別すること。
- (2) 確認された情報に基づき災害の全体像を把握すること。
- (3) 応援要請等に係る情報を整理すること。
- (4) 情報の空白地を把握すること。
- (5) 被害が軽微な地区又は被害がない地区を把握すること。

3 被害状況等に基づく判断

総務部本部班は、町単独の災害応急対策実施が困難であるか否かの判断を最優先で行う。
困難であると判断された場合は、迅速に県への応援要請を行う。

第6 県及び国への報告

被害状況等の報告については、災害対策基本法第53条第1項並びに消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防防第267号）に従い、基本的に県に対して実施する。この場合、県（防災統括室）への報告は総務部本部班が、県（事業担当課）への報告は各部事業担当班が行う。

1 報告すべき災害の基準

町が報告すべき火災、事故、災害等の詳細な基準は、資料編「火災・災害等即報要領」の定めるところによる。

2 総務部本部班による県（防災統括室）への報告

総務部本部班は災害が発生した時から、当該災害に対する応急対策が完了するまでの間、県（防災統括室）に対して、次の報告区分及び要領により報告を行う。

(1) 報告区分

ア 災害概況即報（第1報）

災害覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲（例えば死傷者の有無、火災の発生の有無等）で災害に関する第1報を報告する。

イ 被害状況即報（逐次報告）

第1報を報告し、以後判明したものから区域内の被害状況及び応急措置の実施状況等を取りまとめ、逐次報告する。

ウ 災害確定報告

応急対策終了後、14日以内に「被害状況即報」と同じ様式により報告する。

エ 災害年報

毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況を翌年3月10日までに「災害年報」様式により報告する。

(2) 報告要領

ア 災害概況即報、被害状況即報は、県防災行政通信ネットワーク等で迅速を旨として報告する。

イ 県への報告が、通信の途絶等によって不可能な場合は、一時的に報告先を総務省消防庁に変更する。ただし、この場合にも県との連絡確保に努め、連絡が取れるようになった後は、県に対し報告する。

ウ 即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合、第1報を県に対してだけでなく総務省消防庁に対しても原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。ただし風水害についての直接即報基準は定められていない。

エ 火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到した場合には、直ちに消防庁、県（防災統括室）それぞれに対し、通報が殺到している状況を報告する。

オ 被害状況即報は、定時の被害状況即報等、県知事（県災害対策本部長）が必要と認めた場合はその指示に従い報告する。

カ 応急対策の実施状況については、避難者の人員に占める要配慮者の人員を併記する等日常的に介護を必要とする要配慮者の被害状況に特に配慮する。

3 各部各班による県（事業担当課）への報告

各部各班は、担当する調査事項について、被害状況をとりまとめ、県の所定の様式により、県地域防災計画に定める被害状況等報告先に従って県の各事業担当課へ報告する。

第7 通信手段の確保

災害発生時における通信連絡を迅速かつ的確に実施するため、通信混乱の防止に努めるとともに、有線電話が途絶した場合の緊急通信体制を確保する。

1 県防災行政通信ネットワークの活用

県防災行政通信ネットワークシステムは、県と市町村、消防本部、防災関係機関及び県出先機関相互を結ぶ無線通信網で一斉通信（ファクシミリ）、回線統制等の機能を有している。

県から町等へ気象予警報、地震情報及び災害に関する情報を伝達するときは、一斉通信により行われる。

総務部本部班は、県防災行政通信ネットワーク等を活用し、迅速かつ円滑に県との情報連絡を行う。

2 無線通信機能の点検及び復旧

総務部本部班は、災害発生後、直ちに防災行政無線の通信機能を点検するとともに、支障を発見した場合は、施設設備の復旧を行う。

3 災害時優先電話・衛星携帯電話の確保及び通信取扱責任者の指定

(1) 災害時優先電話

総務部本部班は、災害時においてその機能が発揮できるように災害時優先電話を定め、原則として着信を防止し、本部からの指示伝達用として発信専用とし、迅速かつ円滑な通信連絡を確保

する。

(2) 衛星携帯電話

総務部本部班は、災害発生時における通信連絡を確保するため、必要に応じ、県を通じて国や通信事業者に対し、衛星携帯電話の貸与を要請する。

(3) 通信取扱責任者

各部及び防災関係機関は、災害時の防災関係機関相互の迅速かつ円滑な通信連絡を確保するため専任の通信取扱責任者を指定する。通信取扱責任者は、各部及び防災関係機関相互の通信連絡を統括する。

4 電気通信設備の利用

(1) 電気通信事業者への要請

総務部本部班は、西日本電信電話株式会社に対し、応急回線の作成、利用制限等の措置による通信輻輳の緩和及び通信の疎通確保を要請する。

(2) 優先利用

総務部本部班は、必要に応じて西日本電信電話株式会社に対して非常電話又は非常電報を申し込み、電気通信設備の優先利用による非常通信を行う。

5 有線電話途絶時の措置

有線電話途絶のため、災害情報の収集・伝達に支障をきたす場合は、次のような措置を講じる。

(1) 県、近隣市町村との連絡

県防災行政通信ネットワークを利用して行う。

また、必要に応じ消防無線、警察無線、非常通信、携帯電話を活用するとともに、状況によっては伝令の派遣を行う。

(2) 防災関係機関との連絡

総務部本部班は、防災関係機関に対し、連絡要員の町本部への派遣及び所属機関との連絡用無線機等を可能な限り携行するよう要請する。

(3) 非常通信の利用

総務部本部班は、有線電話が途絶し、かつ防災行政無線による通信が困難な場合、電波法（昭和25年法律第131号）第52条に基づき、次に掲げる機関の無線局を利用し、災害に関する通信の確保を図る。

ア 天理警察署、近畿日本鉄道株式会社等の防災関係機関が保有する無線

イ 放送局の有する無線

ウ アマチュア無線等

(4) 放送機関への放送要請

総務部本部班は、加入電話及び県防災行政通信ネットワークが使用不能になったときは、災害対策基本法第57条の規定に基づき、県を通じ放送機関に対し、連絡のための放送を要請する。

6 災害現場等出勤者との連絡

災害現場等に出動している各部職員との連絡は、携帯電話、防災行政無線、伝令（自転車、バイク、徒歩等）等の適当な手段によって行う。

7 無線通信の統制

災害発生時には、各種通信の混乱が予想されるため、それぞれの無線通信施設の管理者は、適切な通信の統制を実施し、円滑・迅速な通信の確保に努める。

【本節に関する資料】

資料編	3-2-3	田原本町デジタルMCA同報通信システム管理運用要綱
資料編	3-2-4	防災関係機関連絡先一覧表
資料編	3-3-1	被害報告基準
資料編	3-3-2	大規模半壊世帯の認定基準
資料編	3-3-3	被害状況等報告先
資料編	5-1	応急被災状況報告書
資料編	5-2	被害状況報告様式（災害概況即報・被害状況即報）
資料編	5-3	災害報告取扱要領
資料編	5-4	火災・災害等即報要領
資料編	5-5	被害状況等報告様式

第4節 災害広報・広聴対策

町は、情報不足による混乱の発生を防止するため、平常時の広報手段を活用するほか、避難所への広報紙の掲示、報道機関による報道など、住民一人一人が漏れなく正確な情報を得られるよう多様な方法によって広報活動を実施する。

また、被災者の不安や悩みの解消に努めるため、被災者相談窓口を設置し、広聴活動を実施する。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 災害広報	町長公室部	
第2 報道機関への情報提供	町長公室部	NHK奈良放送局、奈良テレビ放送株式会社
第3 広聴活動の実施	各部	

第1 災害広報

地震発生直後の速やかな災害広報、並びにその後の状況に応じた災害広報は、人心の安定やパニック防止等を図るうえで重要であることから、総務部本部班及び町長公室部秘書広報課は、防災関係機関と協力のうえ、住民向けの広報活動を実施する。

1 広報の内容

次の事項を中心に広報活動を実施する。

なお、広報内容は簡潔で誤解を招かない表現に努めるとともに、重複をいとわず繰り返し行う。

(1) 地震発生直後の広報

地震発生後の状況に応じ、二次災害防止に重点を置き、以下の事項について広報を行う。

- ア 出火防止、出火時の初期消火への呼びかけ（火気使用注意）
- イ 建物倒壊のある場合の屋外退避等二次的災害危険防止のための呼びかけ
- ウ 要配慮者への支援及び人命救助等の協力の呼びかけ
- エ 電話混雑回避のための緊急以外の電話使用自粛協力の呼びかけ
- オ 緊急通行車両の通行を確保するためのマイカー利用自粛協力の呼びかけ

(2) その後の広報

地震発生後の状況に応じて、上記の項目に加え、以下の事項について広報を行う。

- ア 避難所に関する情報
- イ 余震情報その他気象庁（奈良地方気象台）より発表される情報（地震の規模・気象情報等）
- ウ 被災状況とその後の見通し
- エ 被災者のために講じている施策
- オ ライフライン、交通施設等の復旧状況
- カ 医療機関などの生活関連情報
- キ 交通規制情報

- ク 応急給水及び給食、その他の救援活動の情報
- ケ 義援物資等の取り扱い及びボランティアの受入れ等
- コ 教育及び福祉関連情報

2 広報の方法

- (1) 町ホームページ、SNSによる広報
- (2) デジタルMC A同報通信システム、広報車、携帯マイク等による現場広報
- (3) 広報紙の掲示、配布等による広報
- (4) 避難所への職員の派遣による広報
- (5) 自治会有線放送等住民組織による地区広報
- (6) 報道機関による広域報道

3 要配慮者への広報

要配慮者への広報は、拡大文字、ボランティアなどの協力による手話、点字、録音、外国語等によるよう努める。また、文字放送やファクシミリ、テレホンサービスや町ホームページ等のメディアを活用する。

第2 報道機関への情報提供

町長公室部秘書広報班は、情報不足による混乱の発生を防止するため、報道機関と連携し住民への総合的な災害情報提供に努める。

1 災害情報の報道依頼

各部からの災害情報の報道依頼をとりまとめ、新聞等の報道機関へ報道を依頼する。

テレビ・ラジオ等については、県（広報広聴課）を通じて「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定」に基づき、NHK奈良放送局及び奈良テレビ放送株式会社に対し放送要請する。

2 災害情報の提供

災害情報を総括し提供するためのプレスセンターを災害対策本部とは別の施設又はフロアに設置し、広報担当者が報道機関に対し、資料配布・掲出及び本部長記者会見設定等により適宜情報の発表を行う。

なお、個人情報については十分にプライバシー保護に配慮する。

3 情報提供の内容

情報提供の主な項目は、次のとおりである。

- (1) 地震発生日時及び震度
- (2) 被害状況
- (3) 応急対策の状況
- (4) 指定避難所の開設状況

- (5) 住民に対する協力呼びかけ及び注意喚起事項
- (6) 支援施策に関すること

第3 広聴活動の実施

1 被災者相談窓口による広聴活動

町は、災害によって家や財産が滅失した被災者の不安や悩みを解消し、生活再建を支援するため、被災者相談窓口を開設し、積極的な広聴活動を実施する。

(1) 被災者相談窓口の開設

住民環境部総合窓口班は、被災地域の住民の要望事項等を把握するとともに、住民からの各種問い合わせ及び相談に対応するため、防災関係機関と連携し、必要に応じて町役場等に被災者相談窓口を開設する。

(2) 相談内容

被災者相談窓口への相談内容については、被害及び復旧の状況、時間の経過とともに異なるが、主に次のようなものが考えられる。

- ア 土地、建物の登記に関すること。
- イ 住宅の応急復旧、解体、融資制度の利用に関すること。
- ウ 町税等の減免、徴収猶予等に関すること。
- エ 要配慮者対策等の福祉に関すること。
- オ 災害弔慰金等の支給に関すること。
- カ 災害援護資金・生活資金等の貸付に関すること。
- キ 罹災証明書の発行に関すること。
- ク 上水道・下水道の修理に関すること。
- ケ 中小企業及び農業関係者の支援に関すること。
- コ その他生活再建に関すること。

(3) 実施体制

- ア 各部から広聴担当者として対応職員を派遣し、電話及び住民対応業務全般について実施する。
- イ 相談窓口の開設時には、設置場所、開設時間等について、広報紙等で住民へ周知する。

(4) 要望の処理

- ア 被災した住民からの相談・要望・苦情等の積極的な聞き取りに努める。
- イ 被災者相談窓口で聴取した要望事項は、直ちに関係各部及び防災関係機関へ連絡し、必要なものについては速やかに対応できるよう努める。

2 記録写真の撮影、収集並びに記録動画等の作成

町長公室部秘書広報班は、災害記録作成のため、必要に応じ、災害現地において災害現地写真を撮影する。

また、災害写真等を撮影したときは、速やかに県（広報記録班）に提供する。

第5節 応援協力活動

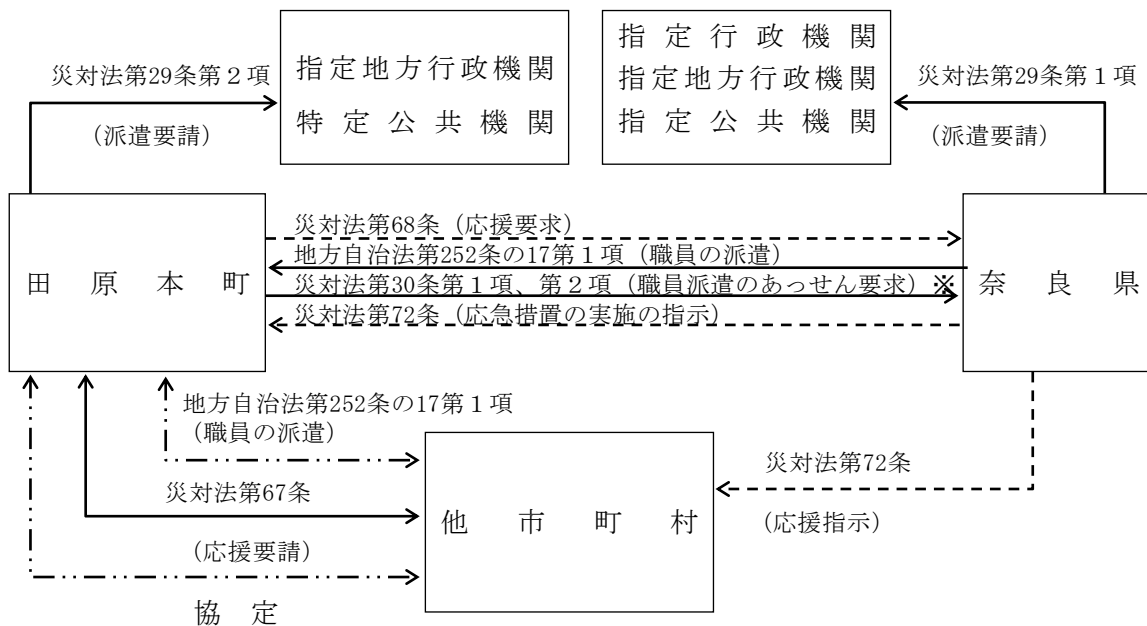
町は、住民の生命又は財産を保護するため必要と認めた場合、県、他の市町村等への応援を要請するとともに、受入体制を整備し、災害応急対策に万全を期する。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 行政機関等との協力体制の確立	各部	
第2 消防活動に係る応援の要請・受入れ	総務部	奈良県広域消防組合消防本部
第3 民間との協力	各部	ハローワーク桜井

第1 行政機関等との協力体制の確立

本部長（町長）は、町単独では十分に被災者に対する救助等の応急措置が実施できない場合、法令及び市町村相互応援協定等に基づき、必要事項を明確にしたうえで、所定の手続きにより応援協力を要請する。



---> 全般的な相互応援協力要請

----> 応急措置の応援要求、指示

—> 職員の派遣要請、派遣、派遣のあっせん要求

※奈良県（知事）に職員のあっせんを要求する対象
 災対法第30条第1項：指定地方行政機関、特定公共機関
 災対法第30条第2項：他の地方公共団体、特定地方公共機関
 （災対法：災害対策基本法）

法律、協定に基づく応援協力の要請系統

1 県及び他市町村との相互協力

本部長（町長）は、町単独では十分に被災者に対する救助等の応急措置が実施できない場合、法令及び市町村相互応援協定等に基づき、必要事項を明確にしたうえで、所定の手続きにより応援協力を要請する。

なお、要請に関する窓口業務については、町長公室部人事班が行う。

また、他市町村が被災し、応援を要請されたときは、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、速やかに応援体制を整える。

(1) 応援要請の種類

災害時における応援要請の種類は以下のとおりである。

- ア 食料、飲料水及び生活必需品並びにその他供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- イ 応急対策及び復旧対策に必要な職員の派遣
- ウ 被災者の一次収容のための施設の提供及びあっせん
- エ その他特に要請のあった事項

(2) 応援要請の手続き

ア 他の市町村の応援を必要とするときは、必要とする応援内容をできるだけ明らかにし、県に対して電話等により応援要請の依頼を行う。

イ 応援要請の依頼を受けた県は、他の市町村に対し、速やかに応援要請を行う。

ウ 応援を受けた場合、県及び応援を実施した市町村に対し、後日速やかに以下の事項を記載した要請に関する文書を提出する。

(ア) 災害の状況

(イ) 応援を要請する理由

(ウ) 応援を希望する物資・資材・機械・器具等の品名及び数量

(エ) 応援を必要とする活動内容

(オ) その他必要事項

(3) 応援部隊の受入れ

応援部隊の派遣が決定した場合は、派遣を要請した各部は、次の点に留意して応援部隊の活動が十分に行えるよう努める。

ア 応援部隊の宿泊施設は、基本的に応援部隊で確保を行い、必要に応じて宿泊場所の確保に努める。

イ 応援部隊との連絡調整のため連絡担当者を指名する。

ウ 作業実施期間中は、現場に責任者を置き、応援部隊指揮者と協議し、作業の推進を図る。

エ 必要に応じて天理警察署に対して、被災地域等への誘導を依頼する。

オ ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期する。

(4) 自主応援の実施

ア 町は、被災市町村又は県からの応援要請がない場合であっても、自主的に被災市町村の被災状況等に関する情報収集を行い、被害の状況に応じ自主的に応援を行う。

イ 上記アにより自主的に行う応援については被災市町村からの応援要請があったものとみなして市町村相互応援協定を適用する。

2 ヘリコプター等の派遣要請及び受入れ

本部長（町長）は、救出救助活動、人員・物資の輸送活動、空中消火活動、上空偵察活動等のためにヘリコプターの派遣要請を必要とする場合は、防災関係機関と迅速かつ的確に連絡を取り、派遣の要請を行うとともに、受入れの調整や準備を行う。

(1) 県消防防災ヘリコプターの派遣要請

ア 緊急運航の要件

県消防防災ヘリコプターの緊急運航は、「奈良県消防防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「奈良県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」に基づき実施するものとし、主に次に掲げる活動等で、地域並びに地域住民の生命、身体、財産等を災害から保護することを目的とするなど公共性を有し、緊急で差し迫った必要性が認められ、県消防防災ヘリコプター以外に適切な手段がない場合に実施する。

(ア) 救急・救助活動

(イ) 災害応急対策活動

(ウ) 火災防御活動

(エ) 広域航空消防防災応援活動

イ 県消防防災ヘリコプターの派遣要請手続き

本部長（町長）は、緊急運航が必要と認める場合、「奈良県消防防災ヘリコプター支援協定」に基づき、県に対し、県消防防災ヘリコプターの派遣要請を行う。

(2) その他の機関に対するヘリコプターの派遣要請

本部長（町長）は、県と連携のもと、必要に応じて、自衛隊及び奈良県警察本部等に対し、ヘリコプターの派遣要請を行う。

(3) 離着陸不能の条件

ヘリコプターの飛行又は離着陸不能の条件はおおむね次のとおりである。

ア 雨天又は霧等が発生し、視界が不良の場合

イ 前線通過などのため突風や乱気流のある場合

ウ 日没後から日出前

エ 着陸地の傾斜及び障害物が規定以上である場合

(4) 受入体制の整備

本部長（町長）は、緊急運航を要請した場合、県防災航空隊及び奈良県広域消防組合消防本部と緊密な連絡を図るとともに、次の受入体制を整える。

ア 離着陸場所の確保及び安全対策

(ア) ヘリポートに紅白の吹流し又は国旗等を掲揚して、地上の風向を知らせる。

(イ) 離着陸地点には (H) 記号を石灰等を用いて表示する。

(ウ) ヘリポート周辺への一般人の立入りを禁止し、事故防止に努める。

(エ) ヘリポートの離着陸に障害となる物体については、除去又は物件所在地の表示をする。

なお、表示方法は、上空から良く判断できるよう白布又は赤布等を縛り付ける。

(オ) 離着陸周辺の木片、小石等は吹き飛ばされるので、できるだけ取り除く。

(カ) 離着陸時の砂塵発生の防止対策として消防車等による散水を行う。

また、総務部本部班及び災害時用臨時ヘリポート施設の管理者はヘリポートの被災状況を調査し、県災害対策本部に報告する。

(キ) 道路通行規制時における、ヘリコプターによる救援物資の迅速な搬送を確保するため、県と連携し、ヘリポートの再確認を行う。

イ 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配

ウ その他必要な事項

3 職員の派遣・派遣あっせんの要請及び受入れ

本部長（町長）は、職員のみでは十分に被災者に対する救助等の応急措置が実施できない場合、防災関係機関に必要な職員の派遣を要請する。

(1) 職員の派遣要請

国土交通省近畿地方整備局との災害時等の応援に関する申し合わせ及び災害対策基本法第29条の規定に基づき、指定行政機関又は地方行政機関の長に対して職員の派遣を要請する。

また、地方自治法第252条の17の規定に基づき、県知事又は他市町村長に対して職員の派遣を要請する。

要請にあたっては、次の事項を記載した文書を提出するものとするが、そのいとまがない場合には、電話又はファクシミリによって要請を行い、事後速やかに文書を提出する。

ア 派遣を要請する理由

イ 派遣を要請する職員の職種別人員数

ウ 派遣を必要とする期間

エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件

オ その他必要な事項

(2) 職員の派遣あっせん要請

災害対策基本法第30条に基づき、県知事に対して指定地方行政機関、特定公共機関、他の地方公共団体、特定地方公共機関の職員の派遣あっせんに要請する。

要請にあたっては、次の事項を記載した文書を提出するものとするが、そのいとまがない場合には、電話又はファクシミリによって要請を行い、事後速やかに文書を提出する。

ア 派遣あっせんに要請する理由

イ 派遣あっせんに要請する職員の職種別人員数

ウ 派遣あっせんに必要とする期間

エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件

オ その他必要な事項

(3) 経費の負担

派遣職員の待遇及び経費の負担については、災害対策基本法第32条、第92条、同施行令17、18、19条に定めるところによる。

(4) 従事内容

派遣要請を受けた職種に応じ指示された業務に従事する。

(5) 派遣職員の受入れ

派遣職員の派遣が決定した場合、派遣を要請した各部署は、次の点に留意して派遣職員の活動が十分に行えるよう努める。

ア 派遣職員であることの住民への周知、広報上の配慮を行う。

イ 作業の実施に必要な資機材は可能な限り準備するほか、必要な設備の使用等に配慮する。

第2 消防活動に係る応援の要請・受入れ

1 消防相互応援協定に基づく応援要請

奈良県広域消防組合消防本部長は、災害による災害の拡大が著しく、単独では十分に消防活動が実施できない場合又は資機材が必要な場合は、消防相互応援協定に基づき他市町村等消防機関の応援を要請する。

2 航空消防応援の要請

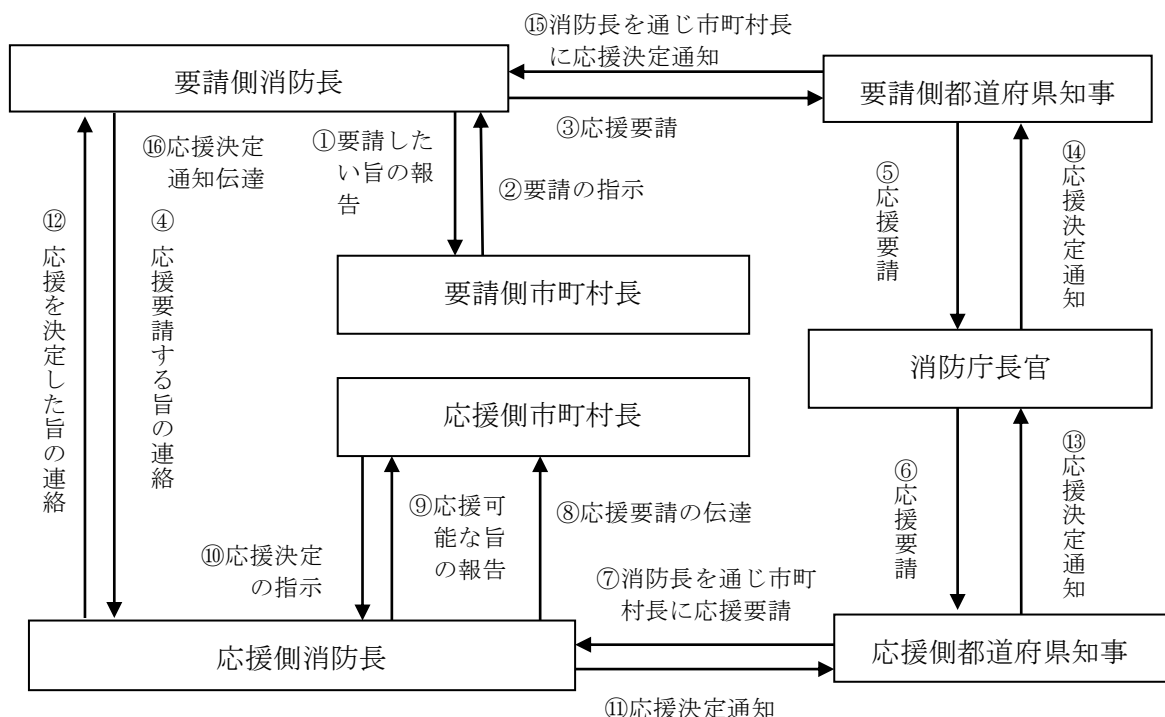
大規模特殊災害時にヘリコプターを使用することが、必要と認められる場合、本部長（町長）は、奈良県広域消防組合消防本部長と相互に連携のもと、県知事を通じて航空消防応援を要請する。

(1) 対象とする災害

- ア 大規模な地震の自然災害
- イ 陸上からの接近が著しく困難な地域での、大火災、大災害、大事故等
- ウ 高層建物の火災
- エ 航空機事故、列車事故等集団救助・救急事故
- オ その他上記各号に掲げる災害に準ずる災害

(2) 要請の方法等

応援要請及び決定ルートは次のとおりである。この場合、要請は原則として、電話、無線、ファクシミリ等により行い、後日、正式文書を送付する。



広域航空消防の応援要請及び決定通知ルート

3 緊急消防援助隊の応援要請

(1) 緊急消防援助隊の応援要請の流れ

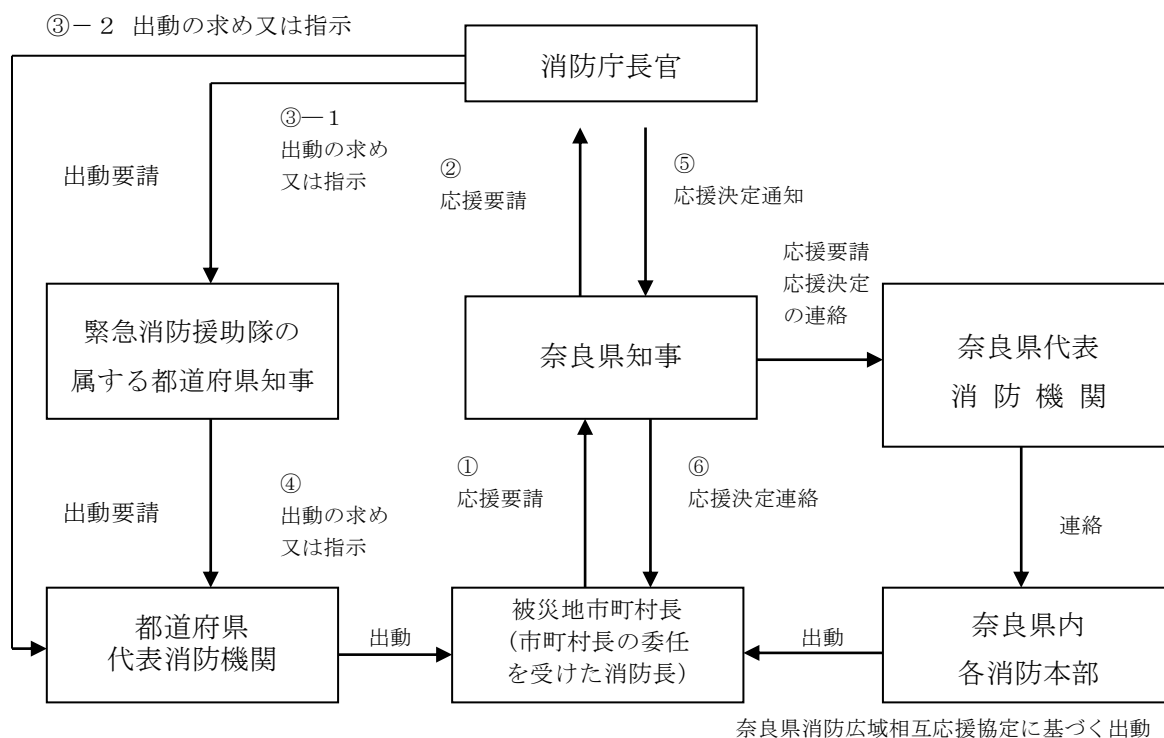
本部長（町長）は、被害の状況、町の消防力及び県内の消防応援だけでは、十分な対応がとれ

ないと判断した場合、消防組織法第44条に基づき、速やかに県知事に対して緊急消防援助隊の出動要請を行う。ただし、この場合において、県知事との連絡がとれない場合には、直接、消防庁長官に対して要請を行う。

(2) 緊急消防援助隊の活動内容

緊急消防援助隊の活動内容は次のとおりである。

- ア 消火活動
- イ 要救助者の検索、救助活動
- ウ 救急活動
- エ 航空機を用いた消防活動
- オ 特殊な災害（毒劇物等）に対する消防活動
- カ その他特殊な装備を用いた消防活動



【消防組織法根拠法令】

①② 44条第1項	③-2 求め . . . 44条第4項
③-1 求め . . . 44条第1、2項	指示 . . . 44条第5項
指示 . . . 44条第5項	④ 求め . . . 44条第3項
	指示 . . . 44条第6項

緊急消防応援隊応援要請の流れ

4 応援隊の受入れ

応援隊の派遣が決定した場合、奈良県広域消防組合消防本部は、次の点に留意して応援隊の活動が十分に行えるよう努める。

- (1) 応援隊の活動拠点、宿営場所及び資機材の保管場所を確保する。
- (2) 応援隊との連絡調整のため連絡担当者を指名する。
- (3) 消防作業実施期間中は、現場に責任者を置き、応援隊指揮者と協議し、作業の推進を図る。
- (4) 必要に応じて天理警察署に対して、被災地域等への誘導を依頼する。
- (5) ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期する。

第3 民間との協力

町は、応援の要請、職員の派遣要請等で十分な要員を確保できない場合、ハローワーク（公共職業安定所）に供給あっせんを依頼するほか、各団体・組織等の協力、法令に基づく従事命令又は協力命令を執行し要員の確保に努める。

1 ハローワーク（公共職業安定所）へのあっせん依頼

所轄のハローワーク桜井に対して必要な労働者の供給あっせんを依頼する。

2 要員等の強制従事

緊急時に対応するため、法令に基づく従事命令又は協力命令を執行し、要員の確保に努める。従事命令又は協力命令を発するとき、あるいは発した命令を変更し、又は取り消すときは公用令書を交付するものとする。

なお、その種類、執行者及び対象者、並びに公用令書は、資料編に示すとおりである。

3 自主防災組織、民間団体等の活用

災害応急対策を実施するにあたり、民間団体等の協力によって、万全の体制を期する。

(1) 協力要請

総務部総務班・各部署は、被災者の応急救助業務を円滑に行うため必要な場合、自治会、自主防災組織、日赤奉仕団、婦人会、防犯協会、町社会福祉協議会、民生児童委員協議会などの団体、並びに災害時応援協定を結んだ関係団体（医療救護、消防、建設、交通、郵便、商業等）に対し、協力要請を行う。

(2) 協力内容

- ア 地域内の被害状況等の通報
- イ 本部と地域との連絡
- ウ 避難誘導及び避難所業務の補助
- エ 救助物資等の配給の補助
- オ 炊き出し
- カ 医療救護の協力

キ その他応急救助実施の協力

【本節に関する資料】

- 資料編 2-1-1 自主防災組織一覧表
- 資料編 3-4-2 災害時相互応援協定一覧表
- 資料編 3-4-3 消防相互応援協定一覧表
- 資料編 3-4-4 従事命令・協力命令の対象作業、執行者等
- 資料編 5-6 公用令書

第6節 自衛隊災害派遣の要請要求・受入れ

町は、住民の生命又は財産を保護するため必要と認めた場合は、県に対し自衛隊の災害派遣を要請するとともに、受入体制を整備し、災害応急対策に万全を期する。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 自衛隊災害派遣要請の要求等	総務部	陸上自衛隊第4施設団
第2 災害派遣部隊の受入れ	総務部	
第3 派遣部隊の撤収要請	総務部	

第1 自衛隊災害派遣要請の要求等

1 派遣要請基準

本部長（町長）は、災害応急対策の実施にあたり、町の組織等を活用してもなお事態を収拾することができない場合、又は事態が急迫して緊急を要するときは、次の基準により県知事に対し自衛隊の派遣を要請する。

また、自衛隊の災害派遣を要請した場合は、その旨天理警察署長にも通知する。

なお、災害に際し被害がまさに発生しようとしている場合においても、予防派遣としてその要請を行うことができる。

- (1) 被害状況の把握
- (2) 避難の援助
- (3) 要救助者等の搜索救助
- (4) 水防活動
- (5) 消防活動
- (6) 道路又は水路の啓開
- (7) 応急医療、救護及び防疫
- (8) 人員及び物資の緊急輸送
- (9) 炊飯及び給水
- (10) 物資の無償貸付又は譲与
- (11) 危険物の保安及び除去
- (12) その他臨機の措置等

2 派遣要請要求手続

- (1) 自衛隊派遣要請依頼要求は、総務部本部班が行う。
- (2) 通信の途絶等によって、県知事への要請ができない場合は、直接自衛隊に対して災害の状況を通知することができる。自衛隊は、災害状況の通知を受け、その事態に照らし、特に緊急を要する場合は自主的判断に基づき部隊を派遣することができる。

また、本部長（町長）は、通知した旨を速やかに県知事に通知しなければならない。

- (3) 災害対策にあたる各部は、災害時の状況や被害状況等を勘案し、自衛隊派遣に関して本部長（町長）へ上申する。
- (4) 災害派遣要請は、原則として文書によるものとし、次の事項を記載する。ただし、文書をもってしては時期を失すおそれがある場合は、前記各記載事項を口頭又は電話等により申し入れ、事後速やかに文書を提出する。
 - ア 災害の状況及び派遣を要請する理由
 - イ 派遣を希望する期間
 - ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
 - エ その他参考となるべき事項

3 自衛隊派遣の変更要請

本部長（町長）は、自衛隊の派遣期間、要員等の変更が必要と判断した場合は、その理由を付して、県知事に要請する。

4 自衛隊の自主派遣

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、県知事の要請を待ついとまがないときは、各自衛隊指定部隊等の長は要請を待つことなく、次の基準により部隊等を派遣する。

なお、指定部隊等の長は、県知事の要請を待たずに部隊等の災害派遣を行った場合においても、できる限り早急に県知事に連絡し、密接な連絡調整のもとに救援活動を実施する。

また、連絡を受けた県知事は、直ちにその旨を当該部隊の活動する地域の市町村長その他防災関係機関に連絡する。

- (1) 防災関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められるとき。
- (2) 県知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められるとき。
- (3) 自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められるとき。
- (4) その他、災害に際し上記に準じ特に緊急を要し県知事からの要請を待ついとまがないと認められるとき。

第2 災害派遣部隊の受入れ

本部長（町長）は、自衛隊の災害派遣が決定した場合、派遣部隊の活動が十分に行えるよう努める。なお、受入れに伴う活動拠点の確保等後方支援業務については、総務部本部班が行う。

1 派遣部隊の誘導

必要に応じて天理警察署に対して、被災地域等への誘導を依頼する。

2 受入体制

受入れにあたっては、次の点に留意する。

- (1) 自衛隊の活動拠点又は宿営場所及び資機材の保管場所を準備する。
- (2) 派遣部隊が実施する活動に必要な資機材は、できる限り町で準備し、速やかに活動できるように努める。
- (3) 派遣部隊及び県連絡員、防災関係機関との連絡調整のため連絡担当者を指名する。
- (4) 派遣活動期間中は、現場に責任者を置き、自衛隊現地指揮官と協議し、作業の推進を図る。
- (5) ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期する。

3 経費の負担

自衛隊の派遣に要した次の経費は、原則として町の負担とする。ただし、町において負担するのが適当でないものについては県が負担する。

- (1) 災害派遣部隊の宿営施設等の借上料、損料、光熱水費、電話料及び附帯設備料等
- (2) その他必要経費で協議の整ったもの

第3 派遣部隊の撤収要請

本部長（町長）は、作業の進捗状況を把握し、派遣要請の目的を達成した時、又は必要がなくなつたと判断した時は、派遣部隊その他の防災関係機関と協議のうえ、速やかに口頭又は電話により県知事に対して撤収を要請する。

なお、事後速やかに依頼文書を提出する。

【本節に関する資料】

資料編 3-4-1 自衛隊派遣要請連絡先

資料編 5-7 自衛隊災害派遣要請等に関する様式

第7節 交通規制・緊急輸送活動

町は、救助・救急活動、医療活動及び避難の円滑な実施、緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の確保に努め、状況に応じて人員の派遣等を行いながら、あらかじめ指定された緊急輸送ネットワークの中から、地域内輸送拠点を開設するとともに、その周知徹底を図る。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 緊急輸送体制の確立	総務部、産業建設部	奈良国道事務所、 中和土木事務所、天理警察署
第2 陸上輸送	総務部、産業建設部、 健康福祉部	奈良国道事務所、 中和土木事務所、天理警察署
第3 航空輸送	総務部、健康福祉部	奈良県広域消防組合、天理警察署、 陸上自衛隊第4施設団
第4 交通規制	総務部、産業建設部	奈良国道事務所、中和土木事務所、 県公安委員会、天理警察署、 磯城消防署、陸上自衛隊第4施設団

第1 緊急輸送体制の確立

1 緊急輸送の実施体制

総務部本部班は、大規模災害発生時の救助活動、救急搬送、消火活動、緊急輸送活動、応急復旧活動等を迅速かつ的確に実施するため、陸上交通網の確保はもちろん、ヘリコプターの活用を含む総合的な輸送確保に努め、関係各班が効率的に緊急輸送をできるよう調整を行う。

なお、緊急輸送の実施にあたっては、被害の状況、緊急度、重要度によって判断するものとし、次の事項に配慮して行う。

- (1) 人命の安全
- (2) 被害の拡大防止
- (3) 災害応急対策の円滑な実施

2 緊急輸送の範囲

緊急輸送は、緊急度に応じ、各段階において輸送の範囲を次のとおり設定する。

(1) 第1段階

- ア 救助・救急活動、医療救護活動の従事者、医薬品等の人命救助に要する要員及び物資
- イ 災害の拡大防止のための消防、水防活動等の人員及び物資
- ウ 情報通信、電力、燃料、水道施設等の初動体制に必要な保安要員、及び災害対策要員並びに物資等
- エ 後方医療機関へ搬送する負傷者

- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な要員及び物資
- カ 被災者に対して災害対策本部等が供給する食料及び水等生命維持に必要な物資
- キ 被災者に対して災害対策本部等が供給する生活必需品等の物資
- ク 被災者の緊急避難場所から避難所等への移送

(2) 第2段階

- ア 第1段階の続行
- イ 要配慮者の保護にかかる福祉避難所等への移送
- ウ 傷病者及び被災者の被災外への輸送
- エ 輸送施設の応急復旧等に必要な要員及び物資

(3) 第3段階

- ア 第2段階の続行
- イ 災害応急対策に必要な要員及び物資

3 被害状況の把握

(1) 道路施設の点検

産業建設部まちづくり建設班は、奈良国道事務所、中和土木事務所、天理警察署及び協定業者等と連携してあらかじめ選定した緊急輸送道路の中から使用可能な道路を把握するため、道路施設等（道路・橋梁、信号機）の被害状況及び安全性の点検を行う。

(2) 県への点検結果の報告等

総務部本部班は、必要に応じて総務部調査班による特命調査活動を指示し、緊急輸送道路等の点検結果を県並びに中和土木事務所及び天理警察署に報告するとともに、町域にアクセスするその他の緊急輸送道路の状況について、中和土木事務所から情報を収集する。

第2 陸上輸送

町は、道路啓開によって緊急輸送道路を確保するとともに、輸送手段を確保し、住民の避難、災害応急対策要員の移送、救援・救助のための資機材、その他緊急物資等の陸上輸送を行う。

1 緊急輸送道路の決定と確保

(1) 緊急輸送道路の決定

産業建設部まちづくり建設班は、県（道路管理課）、天理警察署、奈良国道事務所、中和土木事務所と協議のうえ、道路施設の点検結果を踏まえ、被災地の状況、緊急輸送活動等の状況に基づき、確保すべき緊急輸送道路を決定する。

(2) 緊急輸送道路の道路啓開

産業建設部まちづくり建設班は、緊急輸送道路を確保するため、道路啓開に必要な人材、資機材などを協定業者等の協力を得て調達し、町道の啓開作業を行う。

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

また、奈良国道事務所、中和土木事務所が行う道路啓開作業に協力する。

2 緊急輸送道路の周知

(1) 関係各部及び防災関係機関への連絡

総務部本部班は、使用可能な緊急輸送道路について、関係各部及び防災関係機関に連絡する。

(2) 住民への周知

町長公室部秘書広報班は、緊急輸送道路への一般車両の進入を防止し、緊急輸送道路の機能を十分に発揮させるため、住民へ周知する。

3 輸送手段の確保

総務部総務班は、避難者、災害応急対策の実施に必要な人員や資機材等を輸送するため、町の所有する車両を活用するほか、輸送業者等の車両を調達する。

(1) 輸送車両等の確保

ア 町が所有する全ての車両の集中管理を行う（ただし健康福祉部、産業建設部の車両を除く。）。

イ 車両が不足する場合は、輸送業者の車両を借り上げるものとする。それでもなお不足する場合は、次の事項を明示して県又は他市町村等にあつせんを要請する。

(ア) 輸送区間及び借上期間

(イ) 輸送人員又は輸送量

(ウ) 車両等の種類及び台数

(エ) 集結場所及び日時

(オ) 車両用燃料の給油場所及び給油予定量

(カ) その他必要事項

(2) 緊急通行車両の確認

ア 事前届出済の車両

災害対策基本法に基づく交通規制が実施された場合、事前届出済証の交付を受けている車両については、直ちに緊急通行車両の確認を行い、標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を受けるようとりまとめにあたる。

イ 災害発生後の届出

災害対策基本法に基づく交通規制が実施された場合、民間借り上げ等によって調達した車両については、直ちに自動車検査証等の必要書類を天理警察署又は交通検問所に持参し、緊急通行車両としての申請を行うようとりまとめにあたる。

(3) 車両の運用

ア 各部の要請に基づき使用目的に合わせた適正配車に努める。

イ 常に配車状況を把握し、各部の要請に対応する。

ウ 緊急通行車両標章は、車両前面の見やすい位置に掲示し、確認証明書は車両に備え付ける。

4 広域応援・災害派遣部隊等受入拠点、物資集積場の確保

総務部本部班及び健康福祉部保険医療班は、関係各部・防災関係機関の協力を得て、それぞれ広域応援・災害派遣部隊等受入拠点、物資集積場を確保する。

第3 航空輸送

町は、輸送基地及び輸送手段を確保し、緊急物資等の航空輸送を行う。

1 輸送基地の確保

(1) 災害時用臨時ヘリポートの開設

総務部本部班は、県、奈良県広域消防組合消防本部、天理警察署、自衛隊等と協議し、あらかじめ設定した災害時用臨時ヘリポートの中から、開設する災害時用臨時ヘリポートを指定する。

(2) 利用可能状況の調査及び報告

総務部本部班は、選定した災害時用臨時ヘリポートにおける障害物の有無等、利用可能状況を県へ報告する。

(3) 緊急ヘリポートの選定

総務部本部班は、奈良県広域消防組合消防本部と協議のうえ、あらかじめ設定した災害時用臨時ヘリポートのほか、緊急にヘリポートが必要な場合には、次の点に留意して選定する。

ア 地盤は、堅固な平坦地のこと（コンクリート、芝生が最適）

イ 地面斜度が6度以内のこと

ウ 二方向以上からの離着陸が可能であること

エ 離着陸時に、支障となる障害物が周辺にないこと

オ 車両等の進入路があること

カ 離着陸のため必要最小限度の地積が確保できること

（ア）大型ヘリコプター：100m四方の地積

（イ）中型ヘリコプター：50m四方の地積

（ウ）小型ヘリコプター：30m四方の地積

2 輸送手段の確保

総務部本部班及び住民福祉部住民保険班は、災害応急活動上必要があると認めるときは、県に対し、県消防防災ヘリコプター等の出動要請をするほか、天理警察署、自衛隊等の協力を得て、航空輸送手段の確保に努める。

第4 交通規制

町は、奈良国道事務所、中和土木事務所、天理警察署との連携のもと、交通の混乱を最小限度にとどめ、被災者の安全な避難と緊急通行車両等の通行を確保するため、交通規制を実施する。

1 道路管理者による交通規制

産業建設部まちづくり建設班は、天理警察署との密接な連携のもとに、交通規制を実施する。

(1) 町の管理道路

道路の破損、浸水、河川・ため池の決壊等によって交通が危険であると認められる場合、又は被災道路の応急復旧等の措置を講じる必要がある場合には、中和土木事務所、天理警察署との協

議・報告を行い、道路法に基づく通行の禁止又は制限を実施する。

(2) 県の管理道路

防災関係機関相互の協議・報告によって、道路の通行の禁止又は制限を実施する。

(3) 国の管理道路

防災業務要領に基づき、防災関係機関相互の協議、通知等によって交通規制を実施する。

2 県公安委員会、天理警察署による交通規制

県公安委員会及び天理警察署は、災害応急対策活動を実施するため必要があると認めるときは、避難所・避難地の状況、道路の被害程度等を考慮して決定した緊急交通路について、緊急通行車両以外の車両の通行禁止・制限等交通規制を行う。

3 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令

警察官は、通行禁止区域等において、車両等が妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められる場合は、当該車両の所有者等に対し、移動等の措置をとることを命じる。

また、警察官は、移動等の措置をとることを命じられた者が移動等の措置をとらない場合などは、自ら移動等の措置をとる。

なお、警察官がその場にはいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官又は消防吏員は、通行禁止区域等において自衛隊用緊急通行車両又は消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとる。

4 相互連絡

総務部本部班は、奈良国道事務所、中和土木事務所、天理警察署と被災地域の実態、道路及び交通の状況に関する情報を相互に交換するとともに、交通規制を必要とする場合には、事前に道路の通行、制限の対象、区間、理由等を相互に協議する。

5 交通規制の標識等の設置

産業建設部まちづくり建設班は、車両の通行を禁止し、又は制限する措置を講じた場合は、緊急的かつ一時的な場合を除き、法令の定めに基づき、禁止又は制限の対象、区間、期間等を表示した道路標識等を設置する。

6 広報

総務部本部班及び町長公室部秘書広報班は、道路における車両の通行禁止等の交通規制の措置を講じた場合には、前記措置のほか、天理警察署、報道機関等を通じて、消防機関、医療機関、自衛隊、交通関係事業者、ライフライン事業者など緊急輸送活動に係る防災関係機関等に対して、その状況を連絡するとともに、住民に対しても、規制内容、迂回路等について広報する。

7 交通規制時の自動車運転者のとるべき措置

災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等内にある運転者は、次の措置をとる。

(1) 速やかに車両を次の場所に移動させること。

ア 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

イ 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

(2) 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の妨害とならない方法により駐車すること。

(3) 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。

【本節に関する資料】

資料編 3-6-1 緊急輸送道路

資料編 3-6-2 町有車両一覧表

資料編 5-8 緊急通行車両確認に関する様式

第8節 災害救助法の適用

災害によって住家が滅失した世帯数が、災害救助法に定める基準以上に達し、又は、多数の者が生命又は身体に危害を受けるおそれが生じた場合であって内閣総理大臣が定める基準に該当し、被災者が現に救助を要する状態にある場合、町は、災害救助法の適用手続きを行い、同法に基づく救助を実施する。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 災害救助法の適用基準等	総務部	
第2 災害救助法の適用手続き	総務部	
第3 救助の実施	各部	

第1 災害救助法の適用基準等

1 災害救助法の適用基準

人口が30,000人超の本町の場合、災害救助法の適用は、災害による町域の被害が次のいずれかに該当する場合において、県知事が指定する。

- (1) 家屋の全壊、全焼、流失等によって住家が滅失した世帯の数（以下「滅失世帯数」という。）が、60世帯以上の場合
- (2) 県域の滅失世帯数が1,500世帯以上である場合において、町域の滅失世帯数が30世帯以上の場合
- (3) 県域の滅失世帯数が7,000世帯以上であって、町域の被害世帯数が多数の場合
- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、滅失世帯が多数である場合
- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合

2 滅失世帯の算定基準

滅失世帯数の算定は、住家が全壊(全焼・流失)した世帯を基準とする。

なお、そこまで至らない半壊等については、災害救助法施行令第1条第2項の規定に基づき、みなし換算を行う。

滅失世帯の算定基準

全壊(全焼・流失)	世帯	1世帯	=	滅失世帯	1世帯
半壊(半焼)等著しく損傷した世帯		2世帯	=	滅失世帯	1世帯
床上浸水、土砂の堆積等によって					
一時的に居住困難な世帯		3世帯	=	滅失世帯	1世帯

(注) 床下浸水、一部損壊は換算しない。

第2 災害救助法の適用手続き

災害救助法の適用については、同法の定めるところによるが、必要と認めた場合は速やかに所定の手続を行う。

1 被害状況の調査・報告

本部長（町長）は、町の災害の規模が災害救助法の適用基準に該当する場合、又は該当する見込みがある場合は、直ちにその状況を県知事に報告する。

なお、おおむね次に定める程度のものはすべて報告しなければならない。

- (1) 災害救助法の適用基準に該当するもの
- (2) その後被害が拡大するおそれがあり、同法の適用基準に該当する見込みのあるもの
- (3) 被害が2市町村以上にわたる広域的で大規模なもの
- (4) 災害の状況及び社会的影響等から報告の必要があると認められるもの
- (5) その他特に報告の指示があったもの

2 災害救助法の適用申請

本部長（町長）は、町の災害の規模が前述の適用基準に該当し、又は該当する見込みがある場合、直ちに次の事項を明確にしたうえで県知事に報告し、災害救助法の適用を要請する。

- (1) 災害発生の日時及び場所
- (2) 災害の原因及び被害の状況
- (3) 法の適用を要請する理由
- (4) 法の適用を必要とする期間
- (5) 既に実施した救助措置及び今後実施予定の救助措置

第3 救助の実施

1 災害救助法による救助の種類

- (1) 避難所の設置
- (2) 応急仮設住宅の供与
- (3) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (4) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (5) 医療及び助産
- (6) 被災者の救出
- (7) 被災した住宅の応急修理
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 遺体の捜索及び処理
- (11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

2 救助の実施機関

(1) 町

災害救助法の適用に基づく救助活動は、国の責任において県知事が実施し、本部長（町長）はこれを補助する。ただし、災害の事態が急迫し県知事による救助活動の実施を待つことができない場合、本部長（町長）は災害救助法に定める救助活動を実施するとともに、事後速やかに県知事に報告し指示を受ける。

また、本部長（町長）は、一次救助の実施機関として住民及び滞在者の安全を確保し、県知事の職権の一部を委任された場合は、本部長（町長）が実施責任者となって、委任された事務を適正に実施し、県知事に報告する。

(2) 県

県は、適用基準に該当している場合は災害救助法を適用することを公告するとともに、同法による救助を実施するにあたり、市町村を包括して広域的・総合的な事務を行い、市町村が行う救助活動を支援し、その調整を行う。

なお、災害救助法を適用する場合で以下の事項に該当する場合、県知事は原則として、その権限に属する災害救助法上の救助事務の実施を市町村長に委任する。

ア 市町村に委任することにより、救助の迅速、的確化が図られるとき。

イ 緊急を要する救助の実施に関する事務（避難所の設置、炊き出しその他による食品の給与、被災者の救出等）及び県においては困難な救助の実施に関する事項（学用品の給与等）であるとき。

3 救助の程度、方法及び期間並びに費用の範囲

(1) 救助の程度、方法及び期間

災害救助法による救助の程度、方法及び期間は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」に基づく。

なお、基準による救助の適切な実施が困難な場合、県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得たうえで、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

(2) 費用

災害救助法第33条により、救助に要する費用は県が支弁する。ただし、同法第36条により国庫は一定の割合で県が支弁した救助費の一部を負担する。

【本節に関する資料】

資料編 3-10-1 災害救助法による救助の程度と期間

第2章 初動期の応急活動

第1節 大規模火災対策

町は、地震発生後の初期消火、延焼阻止等の消防活動を迅速かつ円滑に実施するため、自主防災組織等を中心とした地域住民の手により出火や延焼の未然防止を図るとともに、消防相互応援体制等の整備・充実を図る。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 消火活動	総務部	磯城消防署
第2 人命救助活動	総務部	磯城消防署、天理警察署
第3 消防活動に係る応援要請・受入れ	総務部	奈良県広域消防組合消防本部
第4 地域住民との連携	総務部	

第1 消火活動

磯城消防署は、火災の状況に応じた部隊配備を行うとともに、道路状況、建物状況、延焼状況等を勘案した消火活動を実施する。総務部本部班は、各部各班をとりまとめ、これに協力し必要な後方支援を行う。

1 災害対応の優先度

延焼火災及び救出・救助事案が同時に多発している場合は、延焼火災現場での人命救助活動を優先するなど、救命効果の高い活動を実施する。

2 火災防御活動の原則

(1) 避難所、避難路確保優先

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難所、避難路の確保等防御を行う。

(2) 消火活動重点地域・消火可能地域優先

同時に多数の延焼火災が発生した場合は、消火活動重点地域及び消火可能地域を優先に防御する。

(3) 市街地火災防御優先

工場等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地火災防御を優先し、それを鎮圧した後に部隊を集中して防御にあたる。

(4) 特殊建物等の重要対象物優先

特殊建物等の重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、特殊建物等の重要

対象物の防護上必要な防御を優先する。

第2 人命救助活動

磯城消防署は、天理警察署等との密接な連携のもと、迅速かつ的確に人命救助・救出活動を実施する。総務部本部班は、各部各班をとりまとめ、これに協力し必要な後方支援を行う。

1 活動の方針

- (1) 磯城消防署は、天理警察署と相互に緊密な連絡をとり、協力して救出にあたる。
また、必要に応じて消防相互応援協定締結市町村、自衛隊等に総務部本部班を通じ協力を要請する。
- (2) 特殊機器を必要とする作業は、防災関係機関と密接な連携のもとに行う。
また、作業用重機は、業者等の協力を得て、必要とする現場に配置する。
- (3) 天理警察署、消防応援隊、自衛隊等と協力して、必要に応じ地区割等を調整し効率的な救助活動を行う。

2 活動の要領

- (1) 救命措置を必要とする重傷・重体者の救出を優先する。
- (2) 被害拡大の防止を実施する。
- (3) 傷病者の救出を実施する。
- (4) 救護所・後方医療機関への傷病者の救急搬送を実施する。
- (5) 二次災害の予防措置を徹底し、実施する。
- (6) 遺体を発見した場合は、速やかに所定の手続をとる。

第3 消防活動に係る応援の要請・受入れ

町が保有する消防力で火勢の鎮圧が困難な場合は、第4編「地震災害応急対策計画」第1章「応急活動実施体制の確立」第5節「応援協力活動」第2「消防に係る応援の要請・受入れ」に定めるとおり、消防相互応援協定等に基づき応援要請を行う。

第4 地域住民との連携

自治会等地域住民は、磯城消防署が災害現場に到着するまでの間、初期消火・救助作業を実施し、消防隊が到着した際は作業を引き継ぐ。

また、磯城消防署は、必要に応じて自治会等地域住民に、災害現場における消火・救出作業への協力を求める。

第2節 危険物施設等災害応急対策

町は、地震により危険物施設等が被害を受け、又は危険物、毒物・劇物等の流出による事故が発生した場合において、災害の拡大を防止し、被害の軽減を図るため、適切かつ迅速な防災活動を実施し、事業所の関係者及び周辺住民等に被害を及ぼさないように努める。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 危険物施設等災害応急対策	総務部	磯城消防署、奈良県広域消防組合 天理警察署、危険物施設等管理者
第2 高圧ガス施設等災害応急対策	総務部	磯城消防署、天理警察署、 一般社団法人奈良県LPガス協会、 LPガス施設等事業者
第3 毒物・劇物施設災害応急対策	総務部	磯城消防署、天理警察署、 毒物・劇物施設管理者
第4 放射性物質保管施設災害応急対策	総務部	磯城消防署、天理警察署、 放射性物質保管施設管理者

第1 危険物施設等災害応急対策

磯城消防署は、屋外タンク等の危険物施設が破損あるいは不等沈下等し、石油類等が流出し、又は火災が発生した場合、県及び施設の管理者と密接な連携を図りながら、必要な応急対策を実施する。

総務部本部班は、各部各班をとりまとめ、これに協力し必要な後方支援を行う。

1 施設の管理者が実施する対策

(1) 関係防災機関への通報

火災の場合は、奈良県広域消防組合消防本部に通報するが、石油類流出の場合は「異常水質対応措置要領」に基づき、奈良県広域消防組合消防本部のほか関係市町村、県景観・環境総合センター、県（環境政策課）に次の事項を速やかに連絡する。

- ア 発生日時及び場所
- イ 通報者及び原因者
- ウ 現状及びその時点での対応状況

(2) 消火活動及び被災者の救出救助

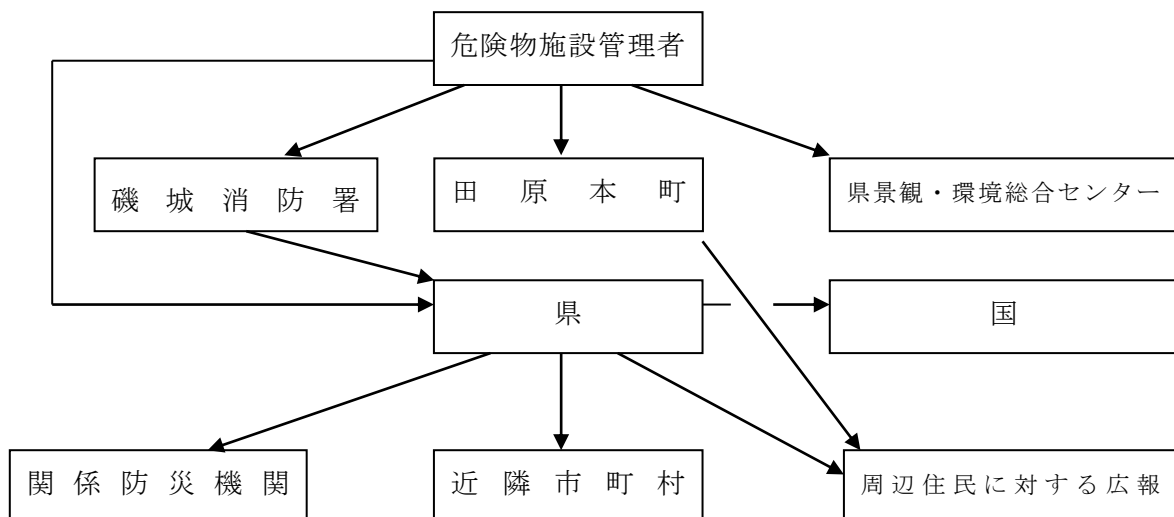
(3) 危険物除去及び流出石油類等の拡散防止

2 県及び磯城消防署が実施する対策

- (1) 関係防災機関及び流出下流地域への通報
- (2) 立入禁止区域の設定及び交通規制
- (3) 避難誘導及び群衆整理
- (4) 消防活動及び被災者の救出救助
- (5) 危険物除去及び流出石油類等の拡散防止
- (6) 周辺住民への広報

3 危険物等輸送車両災害応急対策

- (1) 磯城消防署は、危険物、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物輸送車両による事故が発生した場合、天理警察署等防災関係機関と連携し、事故の状況及び積載危険物等の種類、性状等に応じた適切な措置を行う。
- (2) 警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策は、危険物施設等災害応急対策に準じて行う。



危険物施設災害応急対策に係る情報系統図

第2 高圧ガス施設等災害応急対策

磯城消防署は、高圧ガス・LPガス貯蔵施設等において災害が発生した場合、県及び施設の管理者と密接な連携を図りながら、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報、避難の指示等必要な応急対策を実施する。

総務部本部班は、各部各班をとりまとめ、これに協力し必要な後方支援を行う。

1 高圧ガス施設等の管理者が実施する対策

高圧ガスによる災害を最小限に止め、高圧ガスの製造者及び消費者並びに周辺地域住民の安全を確保するため、磯城消防署、天理警察署、県及び奈良県高圧ガス地域防災協議会等の保安関係団体と密接な連携をとりながら、適切な措置を講じる。

- (1) 施設が危険な状態になったときの作業の中止及び関係者以外の退避指示
- (2) 発生した高圧ガスに係る事故等の応援活動に関し、指定された防災事業所への応援活動の要請
- (3) 関係先への通報及び事故の拡大防止
- (4) 高圧ガスの漏洩、あるいは爆発のおそれのある施設の配管の各種弁類等の緊急遮断措置及び災害の拡大防止措置
- (5) 周辺地域住民の避難誘導

2 LPガス施設等事業者が実施する対策

LPガスによる災害を最小限に止め、LPガスの消費者及び地域住民の安全を確保するため、磯城消防署、天理警察署、県及び一般社団法人奈良県LPガス協会等の保安関係団体と密接な連携をとりながら、適切な措置を講じる。

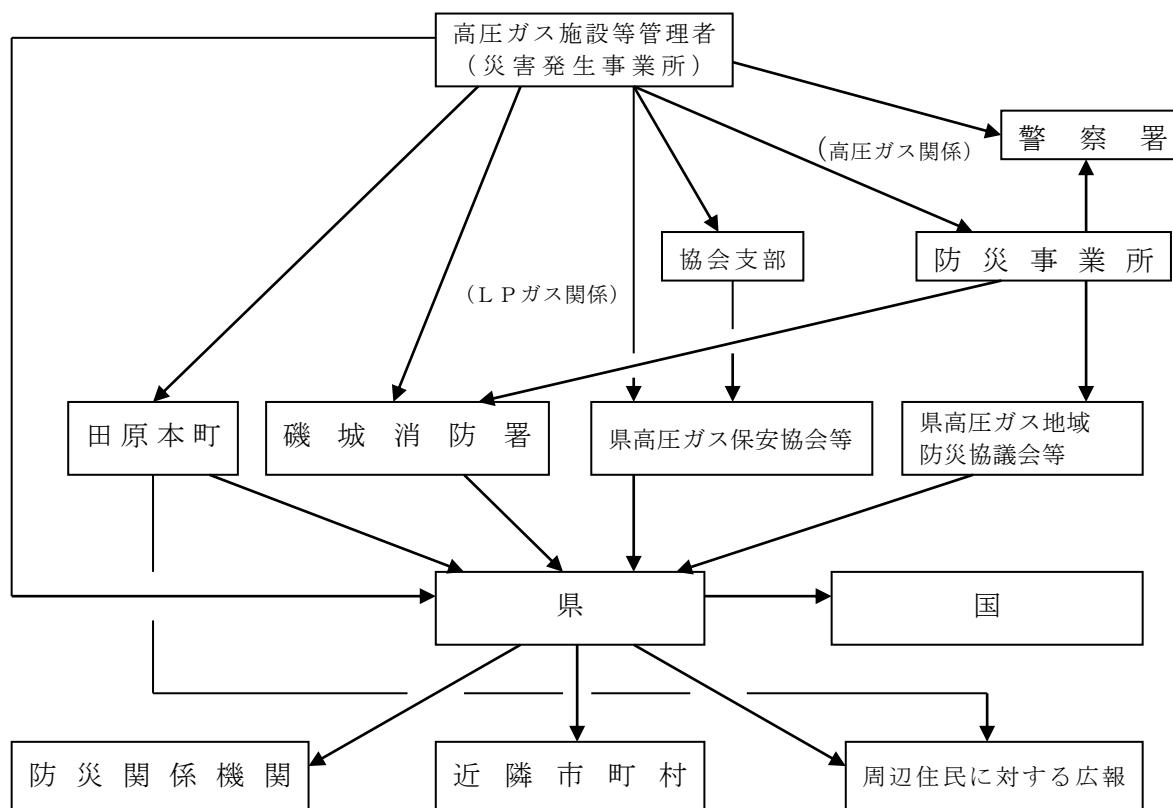
- (1) 被害状況の把握並びに一般社団法人奈良県LPガス協会等の保安関係団体への連絡及び報告
- (2) 被害状況に応じた応急処置の指示・出動による対処
- (3) 必要に応じて、自主防災組織への応援出動、防災資機材の提供要請及び受入れに必要な作業
- (4) 周辺住民の避難誘導

3 一般社団法人奈良県LPガス協会、磯城消防署等保安関係団体が実施する対策

- (1) 被害状況のとりまとめ、県への連絡及び報告
- (2) 立入禁止区域の設定及び交通規制
- (3) 避難誘導及び群衆整理
- (4) 消防活動及び被災者の救出救助

4 県が実施する対策

- (1) 国（経済産業省、中部近畿産業保安監督部近畿支部、消防長）への報告並びに防災関係機関及び近隣地域への通報
- (2) 避難等の措置及び周辺住民への広報
- (3) 高圧ガス等関係法令に基づいた措置命令



高圧ガス・LPガス貯蔵施設災害応急対策に係る情報系統図

第3 毒物・劇物施設災害応急対策

町は、毒物・劇物施設において災害が発生した場合、県、磯城消防署、天理警察署及び毒物・劇物保管施設管理者と連携を図りながら、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報、避難の指示等必要な応急対策を実施する。

総務部本部班は、各部各班をとりまとめ、これに協力し必要な後方支援を行う。

1 毒物・劇物施設の管理者が実施する対策

- (1) 保健所、警察及び消防署への通報
- (2) 中和剤による除毒作業

2 県が実施する対策

- (1) 中和剤による除毒作業の指示
- (2) 保健所等から事故状況等の連絡を受けた際の防災関係機関との連絡調整

3 磯城消防署が実施する対策

被災者の救出救助

4 天理警察署が実施する対策

- (1) 立入禁止区域の設定及び交通規制
- (2) 避難誘導

5 町が実施する対策

災害状況の把握及び周辺住民に対する災害発生のお知らせ活動

第4 放射性物質保管施設災害応急対策

磯城消防署は、放射性物質保管施設において災害が発生した場合、県及び施設の管理者と密接な連携を図りながら、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報、避難の指示等必要な応急対策を実施する。

総務部本部班は、各部各班をとりまとめ、これに協力し必要な後方支援を行う。

1 磯城消防署及び町が実施する対策

- (1) 放射性物質保管施設の設置者等から事故が発生、若しくは発生のおそれがある旨の通報を受けた場合、直ちに防災関係機関へ連絡するとともに、関係各部と連携し必要な措置を講じる。
- (2) 放射性物質の輸送事業者等から、輸送時に事故が発生、若しくは発生するおそれがある旨の通知を受けた場合、直ちに防災関係機関へ連絡するとともに、関係各部と連携し必要な措置を講じる。

2 応急対策の内容

- (1) 関係防災機関への通報
- (2) 放射線量の測定
- (3) 危険区域の設定
- (4) 立入禁止制限及び交通規制
- (5) 危険区域住民の退避措置及び群衆整理
- (6) 被ばく者等の救出救助
- (7) 周辺住民に対する広報
- (8) その他災害の状況に応じた必要な措置

【本節に関する資料】

資料編 2-2-6 危険物施設等一覧表

第3節 救助・救急活動

町は、住民、自主防災組織、天理警察署等との密接な連携のもと、人命救助活動や行方不明者の捜索等、迅速かつ的確な救助・救急活動を実施する。

また、町及び各消防防災関係機関は、救助活動を行うにあたって、相互に情報を提供したり効率的に作業分担をしたりするための連絡調整窓口を設け、救急救助活動を相互協力して実施できるようにする。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 災害発生状況の把握	総務部	磯城消防署、田原本町消防団、天理警察署
第2 人命救助活動	総務部	磯城消防署、田原本町消防団、天理警察署、陸上自衛隊第4施設団
第3 行方不明者の捜索	健康福祉部、総務部	磯城消防署、田原本町消防団、天理警察署

第1 災害発生状況の把握

総務部本部班は、より多くの人命の安全確保と被害の拡大防止を図るため、町全域に関して人的被害発生、又は発生のおそれのある状況の有無の把握を最優先で行う。そのため、必要に応じて総務部調査班による特命調査活動を指示する。

また、磯城消防署及び田原本町消防団は、通報、有線、無線通信施設を効果的に活用して災害発生状況の早期把握に努めるとともに、防災関係機関への情報伝達を行う。

第2 人命救助活動

磯城消防署及び田原本町消防団は、町及び天理警察署等との密接な連携のもと、迅速かつ的確に人命救助・救出活動を実施する。

1 活動の方針

(1) 磯城消防署及び田原本町消防団は、天理警察署と相互に緊密な連絡をとり、協力して救出及び救急搬送にあたる。

また、必要に応じて消防相互応援協定締結市町村、自衛隊等に総務部本部班を通じ協力を要請する。

(2) 特殊機器を必要とする作業は、防災関係機関と密接な連携のもとに行う。

また、作業用重機は、協定業者等の協力を得て、必要とする現場に配置する。

(3) 天理警察署、消防応援隊、自衛隊等と協力して、必要に応じて地区割等を調整し効率的な救助活

動を行う。

- (4) 磯城消防署及び田原本町消防団、天理警察署、消防応援隊、自衛隊等が災害現場に到着するまでの間、自主防災組織及び地域住民が救助作業を実施し、到着した際は作業を引き継ぐが、必要に応じて継続を要請する。

2 活動の要領

- (1) 救命措置を必要とする重傷・重体者の救出を優先する。
- (2) 被害拡大の防止を実施する。
- (3) 傷病者の救出を実施する。
- (4) 救護所・後方医療機関への傷病者の救急搬送を実施する。
- (5) 二次災害の予防措置を徹底し、実施する。
- (6) 遺体を発見した場合は、速やかに所定の手続をとる。

第3 行方不明者の捜索

磯城消防署及び田原本町消防団は、町及び天理警察署等防災関係機関との密接な連携のもと、迅速かつ的確に行方不明者の捜索を実施する。

なお、健康福祉部保険医療班は、町への通報・届出、及び各部が収集した情報をもとに要搜索者名簿を作成する。

また、遺体の収容は、健康福祉部健康福祉班が町における連絡窓口となる。

- 1 災害の規模等の状況を勘案して、天理警察署との密接な連携のもと、地域住民の協力を得て行方不明者の捜索を実施する。
また、防災関係機関と密接に連絡をとり、行方不明者名簿を作成する。
- 2 行方不明者捜索中に遺体を発見した場合は、速やかに所定の手続をとる。
- 3 住民及び自主防災組織は、行方不明者についての情報を町に提供するよう努める。

第4節 応急避難

町は、地震発生後の二次的災害危険から住民の安全を確保するため、防災関係機関は相互に連携し、【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】避難指示、【警戒レベル5】緊急安全確保、警戒区域の設定、避難誘導、並びに要配慮者の避難完了確認等必要な措置を講じる。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 避難指示等の発令	総務部、産業建設部、健康福祉部	磯城消防署、田原本町消防団、中和土木事務所、天理警察署
第2 警戒区域の設定	総務部、産業建設部	磯城消防署、田原本町消防団、中和土木事務所、天理警察署
第3 避難	健康福祉部	磯城消防署、田原本町消防団、中和土木事務所、天理警察署
第4 要配慮者（避難行動要支援者）への避難支援	健康福祉部、教育部	町社会福祉協議会

詳細については、第3編「風水害等応急対策計画」第1章「災害警戒期の活動」第5節「応急避難」を参照。

第1 避難指示等の発令

1 避難勧告等の実施機関

避難準備・高齢者等避難開始発令、避難勧告及び指示の実施責任者は、災害対策基本法等に定めるところにより、住民の生命身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民等に対し、避難の勧告等を発令する。

なお、県知事は、町が災害により全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、本部長（町長）が実施すべき事務の全部又は一部を代わりに実施する。

詳細については、第3編「風水害等応急対策計画」第1章「災害警戒期の活動」第5節「応急避難」を参照。

2 【警戒レベル3】高齢者等避難

事態の推移によっては当該地域等に避難の勧告又は指示を発令することが予想される場合は、当該地域の住民に対し、【警戒レベル3】高齢者等避難を周知する。

【警戒レベル3】高齢者等避難の指示

【警戒レベル3】高齢者等避難の指示は、本部長（町長）が防災関係機関と協議し、地区の住民の生命又は身体を災害から保護し、被害の拡大を防止するため、特に必要がある場合に発表する。

本町域内において、地震発生時における【警戒レベル3】高齢者等避難の発令のめやすは以下のとおりである。

- (1) 倒壊のおそれのある建物や延焼火災発生等で、気象予警報等に基づき、風向如何によっては危険が及ぶおそれがあり、事態の推移によっては当該地域等に避難の勧告又は指示を実施することが予想されるとき
- (2) 危険物取扱施設の爆発など、二次災害の発生するおそれがあるとき
- (3) 市街地火災が延焼拡大するおそれがあるとき
- (4) 大和川水系河川で「氾濫注意水位（警戒水位）」に達し、洪水によって被害が発生するおそれがあるとき
- (5) 水防警報指定河川以外の河川、ため池、その他の危険から要配慮者の迅速な避難に配慮し、先行的に「【警戒レベル3】高齢者等避難」を発表する必要があると認めるとき

3 【警戒レベル4】避難指示

住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難のための指示を行う。

実施責任者は、指示を行った場合、その旨を速やかに防災関係機関に通報する。

なお、緊急の場合以外は、原則として実施責任者相互の連絡協議のもとに行う。

【警戒レベル4】避難指示の発令

【警戒レベル4】避難指示は、本部長（町長）又はその他の実施責任者が当該地区の住民の生命又は身体を災害から保護し、被害の拡大を防止するため、特に必要がある場合に発令する。

本町域内において、地震発生時における勧告又は指示のめやすは以下のとおりである。

- (1) 地震による建築物の倒壊の危険や、火災発生のため避難の必要が生じたとき
- (2) 危険物取扱施設の爆発など、二次災害の発生するおそれがあるとき
- (3) 市街地火災が延焼拡大するおそれがあるとき
- (4) 大規模地震発生後の降雨期に大和川水系河川で「避難判断水位（特別警戒水位）」に達し、さらに水位上昇が見込まれ、洪水によって被害が発生するおそれがある場合、並びに大和川水系河川で「危険水位」に達したとき、あるいは河川氾濫の前兆（漏水、堤防の洗掘、変形等）や氾濫（溢水、決壊等）が発生したとき
- (5) 水防警報指定河川以外の河川、ため池、その他の危険から住民の生命又は身体を保護するため必要と認めるとき

【警戒レベル4】避難指示

区分	基準及び方法
条件	状況が悪化し、避難すべき時期が切迫した場合
伝達内容	避難対象地域、指示者、避難すべき理由、避難先、避難経路、避難時の注意事項等
伝達方法	自治会有線放送（各自治会長に要請）、町ホームページ、テレビ放送、ラジオ放送（NHK奈良放送局等報道機関に要請）、電話による口頭伝達、サイレン（水防第4号信号）を併用する。（注）

（注）洪水時の広報車による伝達は、浸水20cm程度でも普通自動車の場合車輪全体の3分の1程度水没し、勢いよく進入するとエンジン停止の可能性があります、使用困難と想定し除外

4 屋内での退避等の安全確保措置、【警戒レベル5】緊急安全確保

本部長（町長）は、避難のための立ち退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき又は災害が発生したときは、屋内での退避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置（以下「屋内での退避等の安全確保措置」という。）若しくは命を守る最善の行動を指示することができる。

区分	基準及び方法
条件	避難のための立ち退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき又は災害が発生した時
伝達内容	避難対象地域、指示者、避難すべき理由、避難先、避難経路、避難時の注意事項等
伝達方法	デジタルMCA同報通信システム、自治会有線放送（各自治会長に要請）、町ホームページ、テレビ放送、ラジオ放送（NHK奈良放送局等報道機関に要請）、電話による口頭伝達、サイレン（水防第4号信号）を併用する。（注）

（注）洪水時の広報車による伝達は、浸水20cm程度でも普通自動車の場合車輪全体の3分の1程度水没し、勢いよく進入するとエンジン停止の可能性があり、その際は使用困難であると想定されるため使用しないこととする。

5 避難指示等の周知の実施要領

避難指示等を周知する場合の実施要領は、次のとおりである。

なお、周知漏れを防ぐため、避難指示等の発令は、庁内放送、町ホームページ掲載を行うとともに、町内全自治会長に対し、その旨を通報する。

ア 健康福祉部各班は、避難指示等が発令された場合は、その対象地域内にある要配慮者関連施設の管理者に対し、その旨を通報し、通入所者・利用者の安全避難の確保を図るよう指示するとともに、避難にあたっては安全避難の状況について確認し、未了の場合は、所定の計画に基づき緊急的な安全確保を図るよう指示する。

イ 各部各班は、避難指示等が発令された場合は、その対象地域内にあるそれぞれ所管する施設、各種サービス事業者、団体等の管理者等に対し、その旨を通報し、特に要配慮者の安全避難に配慮するよう要請する。

区分	基準及び方法
条件	災害発生のおそれがあり、事態の推移によっては、避難の指示等を実施する必要が予想される場合
伝達内容	発表者、危険予想地域、避難準備すべき理由、避難に際しての携帯品、避難方法
伝達方法	広報車による伝達、自治会有線放送（各自治会長に要請）、町ホームページ、その他必要に応じてテレビ放送、ラジオ放送（NHK奈良放送局等報道機関に要請）を併用する。

6 報告等

(1) 県への報告

本部長（町長）は、【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】避難指示、【警戒レベル5】緊急安全確保を発令し、又は屋内での退避等の安全確保措置を指示したときは、可能な限り次の事項と併せ、その旨を速やかに県知事に報告する。

また、警察官が避難の指示や屋内での退避等の安全確保措置の指示を行い、その旨を本部長（町長）に報告してきたときも同様の扱いとする。

ア 【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】避難指示、【警戒レベル5】緊急安全確保・屋内での退避等の安全確保措置の種類

イ 発令時刻

ウ 対象地域

エ 対象世帯数及び人員

オ その他必要事項

なお、避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、速やかに県知事に報告する。

(2) 相互連絡

町、県、警察及び自衛隊は、避難の指示等をしたときは、その内容を相互に連絡する。

第2 警戒区域の設定

住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じる。

1 設定権者

警戒区域の設定権者は、次のとおりである。

なお、県知事は、町が災害により全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、災害対策基本法第63条第1項の規定により、実施すべき応急措置の全部又は一部を代わりに実施する。

詳細については、第3編「風水害等応急対策計画」第1章「災害警戒期の活動」第5節「応急避難」を参照。

2 規制の実施

警戒区域の設定のために必要な措置は、以下のとおりとするが、総務部本部班が町におけるとりまとめにあたる。

- (1) 本部長（町長）は、警戒区域の設定については、警察署長等関係者との連絡調整を行う。
- (2) 本部長（町長）は、警戒区域を設定した場合、必要な区域を定めて、ロープ等によりこれを明示するとともに、警察署長に協力を要請して警戒区域からの退去又は立入禁止の措置をとる。
- (3) 本部長（町長）は、天理警察署、田原本町消防団、自治会、自主防災組織等の協力を得て、住民の退去を確認するとともに、防犯、防火の警戒を行う。

3 警戒区域の設定の周知

避難の指示などと同様、防災関係機関及び住民にその内容を周知し、警戒区域内に住民が立ち入らないように措置する。

4 警戒区域への一時帰宅、一時立入

警戒区域を設定した場合においても、行政機関や、復旧工事等に携わる事業者等やむを得ず立ち入らなければならない者には本部長（町長）が許可証等を発行し、一時立入を認めることができる。

また、住民には、警察、消防機関、町職員等の監視のもと、日時を設定して一時帰宅を認めることができる。

一時立入、一時帰宅を許可するにあたっては、危険が切迫している度合や天候等を勘案し、国（近畿地方整備局）、県、消防機関、警察、住民、専門家等の意見を聞くための協議会等の場で慎重に検討する。その基準は、住民に対して分かりやすいものとすることや、生活面での影響、経済的な影響、観光面での影響等に十分配慮することが望ましいが、「災害による死者をなくす・人命を守る」ことを念頭に置いて、安全面を第一に考えて基準を策定する。

5 警戒区域の縮小・解除

警戒区域を縮小・解除する場合は、専門家の意見も十分に考慮し、協議会等の場において慎重に検討したうえで決定する。

また、警戒区域を縮小・解除した後の監視体制や、避難指示の継続についても協議会等の場で検討する。

第3 避難

地震発生後の二次的災害危険から住民の安全を確保するため、防災関係機関相互に連携のもと、要配慮者に配慮しつつ、避難誘導等必要な措置を講じる。

1 避難にあたっての留意点

避難にあたっては、あらかじめ次の事項の周知徹底を図る。

- (1) 避難にあたっては、必ず火気・危険物等の始末を完全に行うこと。
- (2) 事業所は、発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安処置を講じること。
- (3) 避難者は、食料、飲料水、手ぬぐい、着替え用の肌着等必要最小限度の見回り品のほか、必要に応じ防寒雨具、懐中電灯、携帯ラジオ、常備薬等を携行する。
- (4) 避難者は、できれば氏名票（氏名、住所、本籍、年齢、血液型を記入したもので水に濡れてもよいもの）を肌に着用すること。
- (5) 素足、無帽は避け、できれば頭をヘルメット等で保護すること。
- (6) 貴重品以外の荷物は持ち出さないこと。
- (7) 上記のうちから、必要なものを「非常持ち出し袋」に準備しておくこと。
- (8) その他【警戒レベル3】高齢者等避難による自主的避難呼びかけ、避難の指示が発令されたとき、直ちに避難できるよう準備を整えておくこと。

2 避難路の確保

産業建設部まちづくり建設班は、県、天理警察署、道路管理者との連携のもと、住民の安全のために避難路の確保に努める。

3 避難誘導

本部長（町長）が指定避難所を開設した場合は、住民の避難誘導を実施する。

(1) 指定避難所への住民の避難誘導

健康福祉部保険医療班は、田原本町消防団、天理警察署の協力を得るとともに、自治会、自主防災組織、日赤奉仕団等の住民組織等と連携して実施する。

(2) 学校、病院、社会福祉施設等公共施設における避難誘導

原則として、施設の管理責任者及び防火管理者が実施する。

(3) 事業所及び店舗等における避難誘導

原則として、事業所等の管理責任者及び防火管理者が実施する。

(4) 交通機関等における避難誘導

交通機関の防災計画及び避難計画に基づいて実施する。

4 避難誘導の方法

避難誘導にあたっては、できるだけ集団避難を実施するとともに、要配慮者の確認と誘導に配慮する。

- (1) 避難の順序は、緊急避難の必要のある地域から行うものとし、老人、幼児、傷病者、障害者、妊産婦及びこれらに必要な介助者を優先して行う。
- (2) 避難の経路については、あらかじめ選定した経路の安全を確認し、危険箇所には表示、なわ張り等を行うほか、要所に誘導員を配置して事故防止に努める。
- (3) 特に、火災等の発生や、家屋・石垣・歩道橋の倒壊などによる道路遮断もあるため、避難の誘導には注意を払い安全かつ迅速に行う。
- (4) 夜間においては、照明器具を携行した誘導員を配置するとともに、できるだけ、投光機、照明器具を使用し、避難方向を照射する。
- (5) 避難のための輸送は、避難者が各個に行くことを原則とするが、避難者が自力で立ち退き不可能な場合や避難先が遠い場合等は、必要に応じ車両等によって実施する。
- (6) 火災、爆発、有毒ガス漏洩、浸水等で最初の避難所が危険と判断された場合は、総務部本部班の指示に基づき、近くの他の指定避難所へ移動する。

5 避難所の開設及び避難収容状況のとりまとめ

- (1) 本部長（町長）は、災害から住民の安全を確保するため、被害状況に応じて安全な避難所を指定し、住民にその旨周知する。避難所を指定した場合、施設管理者は、速やかに避難所を開設する。ただし、施設管理者が開設困難な場合は所管する職員が開設する。
- (2) 教育部教育総務班は、指定した避難所について、避難収容状況のとりまとめを行う。

第4 要配慮者（避難行動要支援者）の避難支援

1 避難行動要支援者の避難支援対応

(1) 避難支援等関係者等の対応原則

平常時から名簿情報を避難支援等関係者に提供することに同意した避難行動要支援者の避難支援については、名簿情報に基づいて避難支援を行う。

なお、避難行動要支援者の避難支援にあたっては、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提となるため、避難支援等関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮する。

(2) 名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務の考え方

名簿情報の提供を受けた者が、災害発生時に、避難行動要支援者の避難支援等に必要な応援を得るため、緊急に名簿情報を近隣住民等に知らせるような場合は、「正当な理由」に該当すると考えられるため、守秘義務違反にはあたらないものとする。ただし、避難支援等の応援を得ることを目的とした場合であっても、災害が現に発生していない平常時から、他者に名簿情報を提供することは、「正当な理由」には該当しないものとする。

(3) 避難行動要支援者名簿の平常時からの提供に不同意であった者への避難支援

ア 不同意者を含む避難行動要支援者名簿の提供

現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するため、特に必要があるときは、その同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供できる。ただし、発災

時等であれば無条件に認められるものではなく、予想される災害種別や規模、予想被災地域の地理的条件や過去の災害経験等を総合的に勘案し、同意のない避難行動要支援者名簿の情報を提供することが適切かを判断することに留意する。

イ 不同意者を含む避難行動要支援者名簿の提供先

自衛隊の部隊や他の都道府県警察からの応援部隊など、他地域から避難支援等が受けられる場合、それらの者にも名簿情報を提供することができる。

また、平常時から民間企業等とも協定を結ぶなど、あらかじめ関係者と連携して避難支援に取り組むものとする。

ウ 不同意者を含む避難行動要支援者名簿の情報漏えいの防止

発災時に、本人の同意の有無に関わらず、緊急に名簿情報を提供する場合、あらかじめ定められた避難支援等関係者のみならず、平常時から名簿情報を保有していない者に対しても名簿情報を提供することが考えられるため、これらの者が適正な情報管理を図るよう、名簿情報の廃棄・返却等、情報漏えいの防止のために必要な措置を講じる。

(4) 避難支援等関係者の安全確保の措置

避難支援等関係者の避難支援時における安全を確保するため、避難行動要支援者や避難支援等関係者を含めた地域住民全体で、次の事項に留意してルールや計画を作成し、周知する。

ア 一人一人の避難行動要支援者に避難行動要支援者名簿制度の活用や意義等について理解してもらうこととあわせて、避難支援等関係者等は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあることを理解してもらうこと。

イ 地域において、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義、あり方を説明するとともに、避難支援等関係者の安全確保の措置を決めておくこと。

ウ 避難支援は避難しようとする人を支援するものであり、避難することについての避難行動要支援者の理解は、平常時において、避難行動要支援者名簿の提供に係る同意を得る段階で得ておくこと。

(5) 避難行動要支援者情報等の引継ぎ

避難場所等において、避難行動要支援者及び名簿情報が避難支援等関係者から避難場所等の責任者に適正に引き継がれるよう、その方法等について、あらかじめ規定し、避難行動要支援者の引継ぎを行うとともに、その際、名簿情報を避難所生活後の生活支援に活用できるよう配慮する。

2 情報伝達、避難誘導等

要配慮者（避難行動要支援者）の避難は、健康福祉部健康福祉班が以下のとおり関係各部、各施設管理者、自治会、自主防災組織、団体・事業所、並びに田原本町消防団、磯城消防署の協力を得て行う。

また、避難完了が確認されない避難行動要支援者及び在宅の要配慮者の避難については、状況に応じて、最寄りの避難所等へ緊急避難するよう措置する。

(1) 避難行動要支援者

避難行動要支援者避難支援プラン等に基づき避難支援等関係者による情報伝達及び避難誘導の支援を行うとともに、避難確認を行う。

なお、避難経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。

(2) 在宅の要配慮者

原則として避難を完了させるものとし、その状態や特性に応じた適切な情報提供、避難誘導を行うとともに、避難確認を行う。

(3) 要配慮者関連施設の通入所者・利用者

各施設管理者が住民福祉部に対し、避難完了を速やかに報告する。その場合、安否・所在の確認された施設利用者の氏名をあわせて報告する。

3 要配慮者（避難行動要支援者）の安否確認の実施

健康福祉部健康福祉班は、要配慮者（避難行動要支援者）の避難状況を速やかに確認し、優先的に避難所を確保するとともに、健康状態等を把握する。

なお、避難行動要支援者の安否確認にあたっては、健康福祉部で把握している避難行動要支援者名簿と教育部が把握する避難者名簿とを照合し、避難完了を確認する。

【本節に関する資料】

資料編 3-7-1 指定避難所一覧表

資料編 3-7-2 福祉避難所一覧表

資料編 3-7-3 避難所位置図

資料編 3-7-4 マイ・タイムライン

第5節 医療救護活動

町は、医療機関と連携のもと、災害の状況に応じた迅速かつ的確な医療（助産を含む。）活動を実施する。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 医療情報の収集・提供活動	健康福祉部、総務部	磯城消防署、国保中央病院、中和保健所
第2 医療対策	健康福祉部	国保中央病院、中和保健所、田原本町医師会 日本赤十字社奈良県支部
第3 後方医療対策等	健康福祉部、総務部	磯城消防署、国保中央病院、田原本町医師会、中和保健所
第4 医薬品等の調達・確保	健康福祉部	中和保健所、田原本町医師会、日本赤十字社奈良県支部、奈良県歯科医師会、奈良県薬剤師会

第1 医療情報の収集・提供活動

1 医療情報の把握

健康福祉部健康福祉班は、磯城消防署と協力して、国保中央病院、田原本町医師会等関係医療機関と密接な連携のうえ、奈良県広域災害・救急医療情報システム（EMIS）や防災行政無線、衛星携帯電話等、あらゆる手段を活用し、以下の内容の把握に努め、速やかに総務部本部班に報告する。

- (1) 傷病者の有無・人数・傷病程度等の被害状況
- (2) 医療機関の医療提供能力、施設・設備の損壊状況
- (3) 必要な支援の内容

2 医療情報の共有

健康福祉部健康福祉班は、医療情報の収集とあわせ、中和保健所との情報共有を図るとともに、住民にも可能な限り医療機関の情報を提供する。

第2 医療対策

健康福祉部健康福祉班は、被災者に対し現地医療活動を実施するため、必要に応じて救護所を設置するとともに、医療救護班を組織・派遣するなど医療を確保する。

1 医療の確保

(1) 医療救護所の設置・運営

医療救護所の設置・運営は、国保中央病院、田原本町医師会の協力を得て行う。

なお、医療救護所を設置した場合は、その旨を町ホームページ等により住民に広報するとともに、当該施設の見やすいところに標識を掲示する。

ア 医療救護所の設置

(ア) 設置基準

- a 町内医療機関が被災し、その機能が低下又は停止したために、町内医療機関だけでは対応しきれない場合
- b 傷病者が多数のため、現地におけるトリアージ（負傷者の程度別判別）を行い、町内外医療機関の網羅的な活用により対応する必要がある場合
- c その他被災地域に救護所を設置する必要がある場合

(イ) 設置場所

医療救護所の設置場所は、衛生状態、安全性を確認のうえ、被害状況に応じて決定する。

イ 医療救護所の運営

次の事項に留意のうえ、救護所を運営する。

- (ア) 交代要員の確保
- (イ) 携帯電話等通信手段の確保
- (ウ) 医薬品、医療用資器材の補給
- (エ) 医療用水の確保
- (オ) 食料、飲料水の確保
- (カ) その他医療救護活動に必要な事項

(2) 医療救護班の編成・派遣

健康福祉部健康福祉班は、医療救護所が設置された場合、医療救護班を編成し、派遣する。

ア 医療救護班の編成及び構成

医療救護班の編成及び構成は医師1名、看護師2名、事務職員1名の計4名で1班を構成し、災害の規模等の状況に応じて班数を設定する。

イ 派遣要請手順

医療救護班の派遣要請手順は、次のとおりとする。

- (ア) 国保中央病院に医療救護班の派遣を要請する。
- (イ) 上記（ア）で不足又はそのおそれがある場合は、田原本町医師会に要請する。
- (ウ) 上記（イ）で不足又はそのおそれがある場合は、県及び日本赤十字社奈良県支部に要請する。

(3) 医療救護班の受入れ、調整

健康福祉部健康福祉班は、医療救護班の受入窓口を設置するとともに、医療救護所への配置調整を行う。

2 現地医療活動

派遣された医療救護班は、救護所において現地医療活動を実施する。

なお、医療救護班が実施する業務は、次のとおりである。

- (1) トリアージ（負傷者の程度別判別）の実施
- (2) 傷病者に対する応急処置
- (3) 傷病者の収容医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (4) 搬送困難な傷病者及び軽症患者に対する医療
- (5) 助産救護
- (6) 被災者等の健康管理
- (7) 死亡の確認及び遺体の検案（死因その他医学的検査）
- (8) その他状況に応じた処置

第3 後方医療対策等

健康福祉部健康福祉班及び磯城消防署は、医療救護所では対応できない重症傷病者（医療機関等が被災したため継続して医療を受けることができない入院患者を含む。）を後方医療機関に搬送し、治療を行う。

なお、災害に際しては、町域における災害医療の拠点である国保中央病院のみで対応可能かどうかを最優先で判断し、対応が困難である場合、県指定の地域災害拠点病院である済生会中和病院（東和保健医療圏）及び被災を免れた他市町村医療機関を後方医療機関として確保する。

1 傷病者の搬送

磯城消防署は、医療救護所及び医療機関からの救急搬送要請に基づき、迅速かつ的確に傷病者を搬送する。

(1) 受入れ医療機関の選定

健康福祉部健康福祉班との連携のもと、奈良県広域災害・救急医療情報システム（EMIS）等で提供される患者受入れ情報に基づき、特定の医療機関に患者が集中しないよう振り分けを調整する。

(2) 搬送手段の確保

ア 陸上搬送

傷病者を陸上搬送する場合は、磯城消防署が管理する車両で実施する。

なお、救急車が確保できない場合は、総務部本部班が搬送車両を確保する。

イ ヘリコプター搬送

遠距離の医療機関への搬送が必要な場合、又は緊急に特別な治療を要する場合は、ヘリコプターを活用して搬送する。この場合、総務部本部班は、県に対しヘリコプターの出動を要請する。

2 後方医療活動

健康福祉部健康福祉班は、医療救護所及び国保中央病院での傷病者の収容と処置対応が困難な場合は、県と調整して被災地域外の医療施設に広域の後方医療活動を要請する。

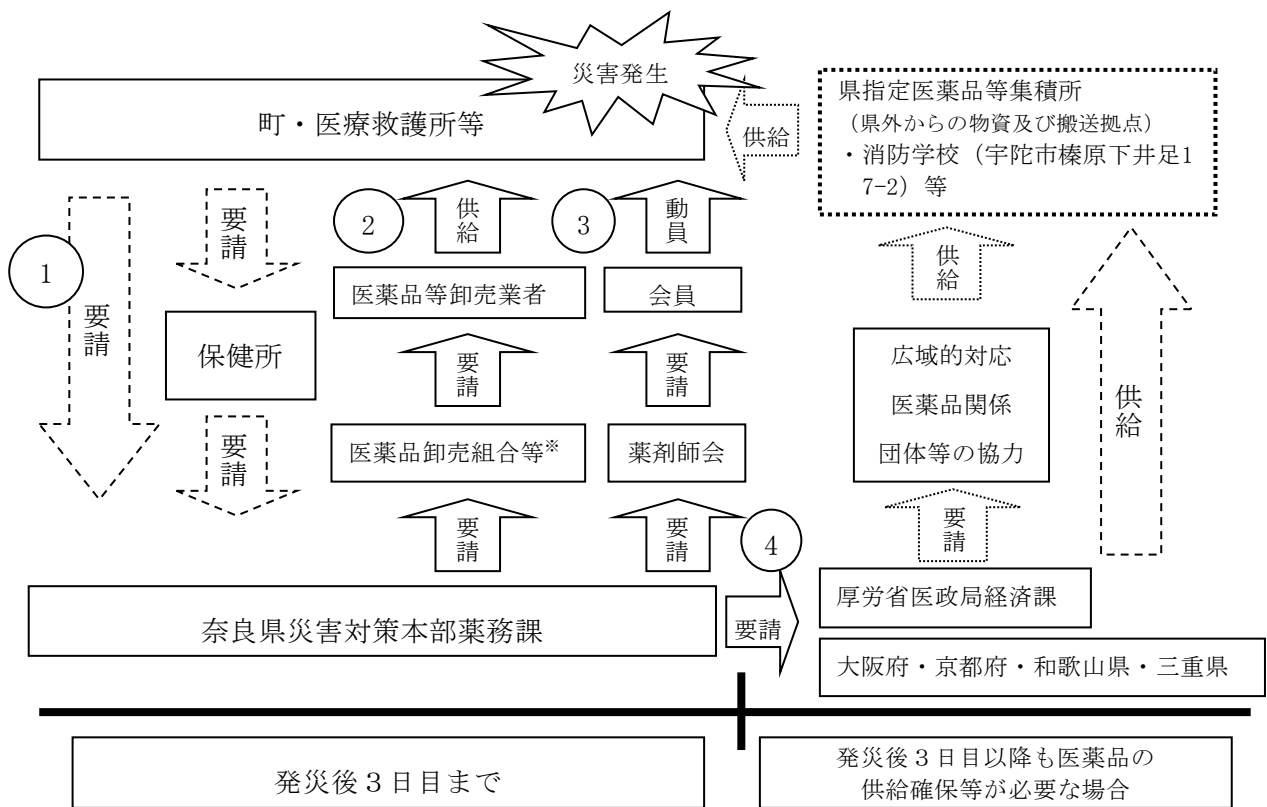
3 個別疾病対策

健康福祉部健康福祉班は、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等の疾病に対する対策を講じ、特定診療災害医療センター及び各専門医会関係団体と協力して、それぞれ現地医療活動、後方医療活動等を行う。

第4 医薬品等の調達・確保

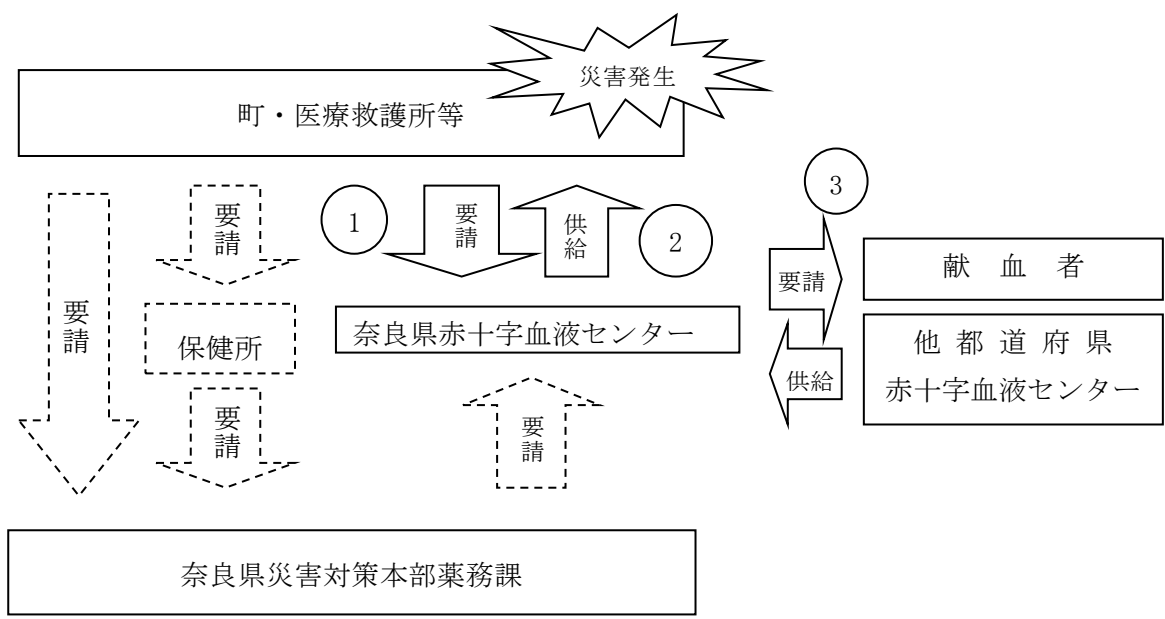
健康福祉部健康福祉班は、奈良県赤十字血液センター、田原本町医師会、奈良県歯科医師会、奈良県薬剤師会の町内会員及び関連業者の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、医療用資器材、輸血用血液等の調達・確保を行う。

また、不足が生じる場合は、中和保健所に対して供給の要請を行う。



※医薬品卸組合等：奈良県製薬協同組合、奈良県医薬品卸協同組合、大阪医療機器協会奈良県支部
日本産業・医療ガス協会近畿地域本部奈良県支部

医薬品等の要請・供給フロー



血液製剤の要請・供給フロー

【本節に関する資料】

資料編 3-5-1 医療機関一覧表

第6節 避難所の開設・運営

町は、災害による家屋の損壊、滅失、浸水等によって避難を必要とする住民を臨時に収容する避難所を開設し、良好な生活環境の確保に配慮した、円滑な避難所運営ができるように努めるとともに、在宅被災者等についても、早期の人数把握に努め、必要な物資や情報が確実に行き渡るよう配慮する。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 避難所の開設	総務部、健康福祉部、教育部	
第2 避難所の管理・運営	健康福祉部、教育部	
第3 避難所の閉鎖及び縮小	総務部、教育部	
第4 在宅被災者等への支援	健康福祉部	
第5 被災者の安否情報	健康福祉部	

第1 避難所の開設

避難所の開設は、本部長（町長）の指示に基づき、教育部教育総務班がとりまとめを行う。

1 避難所の開設基準

- (1) 震度6弱以上の地震が発生し、多数の避難者が予測される場合は、あらかじめ選定した避難所全てを開設する。
- (2) 震度5強以下の場合は、避難状況に応じて開設する。

ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

2 避難収容の対象者

- (1) 住居が被害を受け、居住の場を失った者
- (2) 家屋倒壊、火災等により緊急避難の必要がある者
- (3) その他、町長が必要と認める者

なお、指定緊急避難場所や避難所に避難した旅行者、外国人、ホームレス等について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる。

3 避難所の開設方法

施設管理者は、震度5強以上の地震が発生した場合は、速やかに施設を点検し、安全が確認された場合は、その旨を教育部教育総務班に報告する。その後開設基準に基づき各避難所を開設する。ただし、施設管理者が開設困難な場合は、あらかじめ指定した職員を派遣し開設する。

なお、勤務時間外については、教育部教育総務班の指示伝達により、あらかじめ指定された職員が避難所に参集し、施設の警備担当者等と協力して避難所を開設する。

また、避難後、感染症の症状がみられる場合を想定し、居住場所、トイレ、食事受け渡し等、

ゾーニングを行い、一時的な隔離措置が可能な体制を整える。

なお、感染症が流行している場合の措置について、避難所運営マニュアル等を参照し避難者を受け入れる。

4 避難所が不足した場合の対応

事前に指定した避難所では収容人数が不足する場合など、必要に応じてあらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認のうえ、管理者の同意を得て避難所として開設するものとし、上記対応をした場合でも避難所が不足する場合は、テントの使用も考慮する。

また、県と連携のもと、避難所が不足する場合に備えて被災地以外の地域にあるものを含め、旅館等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

なお、被災者が自発的に避難している施設等も避難所として位置づけることができる。

5 防災関係機関への通知

総務部本部班は、教育部教育総務班の報告を受けて、直ちに避難所開設の状況を県知事に報告する。

また、避難所開設直後に、被害状況や設備状況、要配慮者の避難状況等を迅速に情報収集し、被災地域を管轄する県保健所に設置された地域保健医療調整本部を通じて保健医療調整本部に報告する。

第2 避難所の管理・運営

教育部教育総務班は、施設管理者の協力を得て、避難所を運営・管理するが、自主防災組織等を中心とした避難所内の住民組織の自主的な活動によって、避難所の運営が行われるよう支援する。

1 管理責任者

避難所の管理責任者は、当該施設の管理者又は管理者が事前に指名した者とする。

2 避難所の運営

(1) 運営主体

避難所の運営は、初期段階では避難所派遣職員が中心となり、教職員等の協力を得ながら行う。

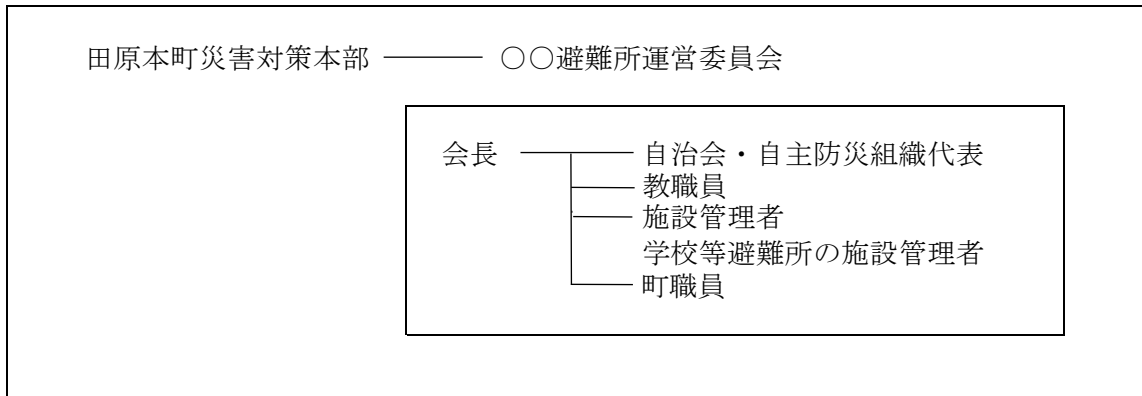
避難所生活が長期にわたると予想される場合は、自治会等を中心とした住民組織が自主的な活動で運営する。

(2) 避難所運営委員会の編成

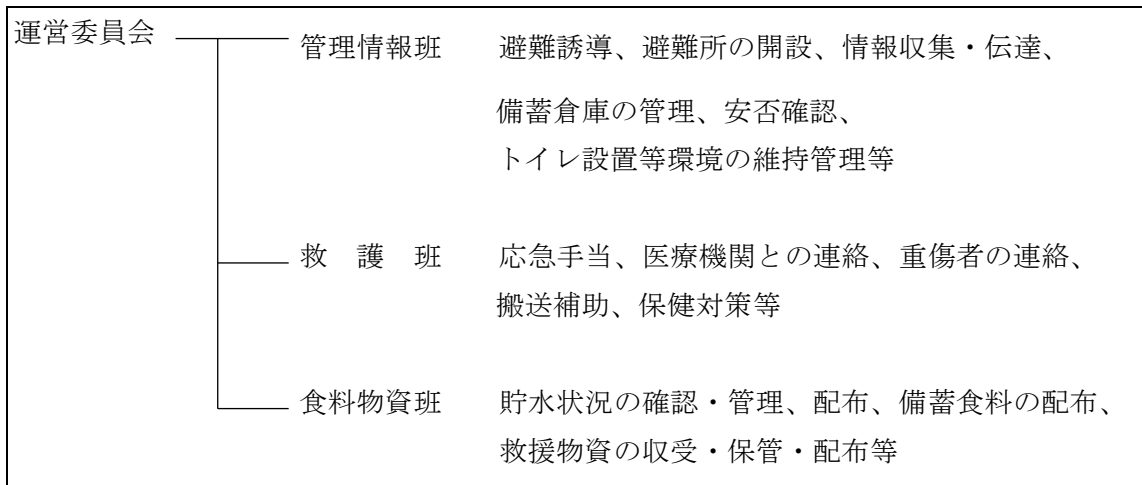
避難所管理責任者は、被災者を早期に収容するため、避難所ごとに自治会・自主防災組織、町職員、施設管理者が参加して避難所運営委員会（仮称）を設置して対応するよう努める。この場合、学校などの避難所については、避難所運営委員会に教職員の参加協力を求める。

なお、避難所運営委員会の編成にあたっては、男女共同参画の視点を取り入れた体制とするよう助言する。

避難所運営委員会編成例



避難所運営委員会の班構成編成例



3 ボランティアの役割

ボランティアは、災害ボランティアセンターと連携・調整しつつ、管理責任者及び避難者の代表と協議しながら、避難所運営を補助する。

4 避難所の管理

避難所管理責任者は、町、住民組織、ボランティア等と連携のもと、以下の事項に留意し、誰もが健康を維持することができる環境であるよう努め、避難所の管理を行う。

なお、人手不足や長期化等により、町職員や避難者による運営が難しい場合は、県防災統括室に連絡を行う。

県は、町より連絡を受けた場合は、県職員や他市町村職員等の応援職員の派遣等についてその都度検討を行う。

また、感染症流行時には、避難所運営マニュアルをもとに、広報活動、公衆衛生等の感染症対策に留意して管理・運営を行う。

- (1) 避難者による自主的な運営
- (2) 避難所の運営における女性の参画
- (3) 避難者の把握

避難者カードを配布・回収し、避難者の実態を把握するとともに、これを基に避難者収容記録簿を作成する。

(4) 食料、生活必需品等の請求、受取り、配布

避難所全体で集約された、食料、生活必需品、その他物資の必要数について教育部教育総務班を通じて健康福祉部保険医療班に報告し、調達を要請する。

また、到着した食料や物資を受け取った場合は、住民組織、ボランティア等の協力を得て配布する。

(5) 情報の提供

避難者の不安感の解消と避難所内の秩序の維持のため、口頭、チラシ、ポスター、館内放送等により応急対策の実施状況・予定等の潤沢な情報の提供を行うとともに、避難者心得等を掲示し、共同生活の場としての避難所の円滑な運営に協力を求める。

(6) 生活環境への配慮

避難所生活の長期化に対応して、避難者の心のケアやプライバシーの確保、老若男女のニーズの違い等を踏まえるとともに、テレビ等の生活機器の確保、入浴支援の実施、ペットへの配慮など生活環境の整備に努める。

(7) 要配慮者への配慮

ア 奈良県災害派遣福祉チーム（奈良DWAT）の派遣を要請し、高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者に対し、適切な福祉支援を実施する。

イ 避難所における要配慮者用相談窓口の設置や要配慮者支援への理解促進に留意する。

ウ 避難所を開設した場合、住民組織や一般ボランティア等の協力を得て、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者を把握し、これらの者に対して健康状態等について聞き取り調査を行う。

エ 調査の結果に基づき、これらの者が必要とする食料、生活必需品等の調達について教育部教育総務班を通じて健康福祉部保険医療班に要請するほか、避難所内でも比較的落ち着いた場所を提供するなどの配慮を行う。

オ スロープが設置されていない施設の場合は、必要に応じて仮設スロープを設置する。

カ 福祉仕様のトイレが設置されていない施設の場合は、必要に応じて仮設トイレの設置・増設などの対応策について健康福祉部健康福祉班、長寿介護班と協議する。

キ 必要に応じて社会福祉施設、病院等への入所、被災地域外への避難等が行えるよう健康福祉部健康福祉班、長寿介護班と協議する。

(8) その他

ア 医療関係機関の協力を得て、避難所に医療救護所を設置するよう努める。

イ 男女別のトイレ・更衣室・洗濯干し場や授乳室の設置等によるプライバシーの確保に努める。

ウ 暑さ寒さ対策に努める。

エ 被災者に対する心身の影響を鑑み、安全安心な居場所の確保に努める。特に、こどもは不安定になりやすいため、キッズスペースの設置などを検討する。

オ 必要に応じ指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

第3 避難所の閉鎖及び縮小

県及び町は、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供等を行い、避難所の早期解消に努める。

また、施設の本来機能を回復するため、被災地の状況が落ち着き、避難者が帰宅できる状態になった場合は、避難所を閉鎖する。

なお、家屋の倒壊等によって、帰宅が困難な避難者がいる場合は、避難所の規模を縮小し存続させるなど必要な措置を講じる。

- 1 教育部教育総務班は、本部長（町長）から閉鎖及び縮小の指示があった場合は、その旨を避難者等に周知する。
- 2 避難所管理責任者は、避難所を閉鎖した場合、その旨を教育部教育総務班を通じて総務部本部班に報告するとともに、施設管理者にも報告する。
- 3 避難所を閉鎖した場合、総務部本部班はその都度県知事に報告する。

第4 在宅被災者等への支援

健康福祉部保険医療班は、避難所に避難している被災者だけでなく、在宅の被災者（食事のみ受取りに来る被災者を含む。）等に対しても、避難所において食料や生活必需品を配布し、必要な情報やサービスの提供を行う。

そのため、在宅被災者等の避難者名簿への登録など、在宅被災者等の早期把握に努める。

1 在宅被災者等への支援体制の整備

町は、避難せず自宅にとどまる被災者や避難所から自宅に戻った在宅被災者について、保健師等支援チーム等を活用し、迅速に在宅被災者に関する情報収集を行い、保健師の巡回相談等により心身の健康状態の把握と必要な支援を行う。保健活動については、以下の事項に留意するものとする。

- （1）在宅避難の要配慮者については、必要な支援物資の配備や、適切な保健福祉サービスが継続して受けられるように手配を行う。
- （2）在宅避難でも起こりやすい健康課題（エコノミークラス症候群・感染症・ストレス関連障害・便秘等）の予防に関する啓発と必要な支援を行う。
- （3）町は在宅避難者、在宅の要配慮者の状況について、迅速に収集した情報を集約し、県保健所を通じて保健医療調整本部に報告する。

第5 車中泊者への対応

町は、避難所ではなく車中泊により避難している被災者等に対しても、次に掲げる事項について配慮する。

- 1 避難所周辺で車中泊をしている避難者に対する健康管理対策（エコノミークラス症候群防止のた

- めの体操の奨励、弾性ストッキングの配付など)
- 2 車中泊者に対する食事配給時間などの情報提供及び配給食料数の把握等（車中泊者等の避難者名簿への登録）
 - 3 車中泊が長期にならないための屋内避難所への入所等の勧奨

第6 被災者の安否情報

1 安否情報の提供

健康福祉部保険医療班は、次に掲げる者より被災者の安否に関する情報について照会があったときは、それぞれの場合に応じた情報を提供することができる。その際、当該安否情報に係る被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮する。

(1) 被災者の同居の親族の場合

被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報

(2) 被災者の同居でない親族又は職場等の関係者の場合

被災者の負傷又は疾病の状況

(3) 被災者の知人等被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者の場合

町が保有している安否情報の有無

上記のほか、被災者が提供について同意している安否情報については、その同意の範囲内で、又は公益上特に必要があると認めるときは、必要と認める限度において、当該被災者にかかる安否情報を提供することができる。

なお、照会に対する回答を適切に行い、又は回答の適切な実施に備えるために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長、消防機関、警察その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。

2 安否情報の照会

安否情報について照会しようとする者は、町に対し、次の事項を明らかにして行わなければならない。

- (1) 氏名、住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他の照会者を特定するために必要な事項
- (2) 照会にかかる被災者の氏名、住所、生年月日及び性別
- (3) 照会をする理由

3 被災者に関する情報の利用

健康福祉部保険医療班は、安否情報の回答を適切に行い、又は回答の適切な実施に備えるために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有にあたって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

【本節に関する資料】

- 資料編 3-7-1 指定避難所一覧表
- 資料編 3-7-2 福祉避難所一覧表
- 資料編 3-7-3 避難所位置図
- 資料編 3-7-4 マイ・タイムライン
- 資料編 5-9 避難所開設・運営に関する様式

第7節 要配慮者の支援

町は、被災した要配慮者について、被災状況やニーズの迅速な把握に努めるとともに、防災関係機関・団体・事業所等と連携し継続した支援活動に努める。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 安否の確認・被災状況の把握	健康福祉部	中和保健所、中和福祉事務所、町社会福祉協議会
第2 要配慮者への支援活動	健康福祉部	中和保健所、中和福祉事務所、町社会福祉協議会
第3 外国人への支援活動	健康福祉部、 総務部、産業建設部	

第1 安否の確認・被災状況の把握

健康福祉部健康福祉班、長寿介護班は、要配慮者の安否確認並びに被災状況及び被災した要配慮者の福祉ニーズの把握に努める。

1 要配慮者等の安否確認及び被災状況の把握

(1) 避難行動要支援者名簿を活用するほか、地域住民、自治会、自主防災組織、民生児童委員、町社会福祉協議会、団体・事業所、並びに田原本町消防団、磯城消防署の協力を得て、速やかに在宅の要配慮者の安否確認を行うとともに、被災状況の把握に努める。

また、保護者を失う等の要保護園児・児童の早期発見、保護に努める。

(2) 社会福祉施設等の施設設備、職員、通入所者及び福祉関係職員等の被災状況の迅速な把握に努める。

2 福祉ニーズの把握

被災した要配慮者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において、福祉サービスが組織的・継続的に提供できるよう、福祉ニーズの迅速な把握に努める。

第2 要配慮者への支援活動

健康福祉部健康福祉班、長寿介護班は、被災した要配慮者に対し、福祉避難所の設置、在宅福祉サービスの継続的提供、情報提供等の支援活動に努める。

1 福祉避難所の設置及び要配慮者の移送

(1) 福祉避難所の設置

避難生活の長期化が予測されるなど、災害の状況に応じて高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等要配慮者に配慮した福祉避難所を管理責任と調整して設置するとともに、福祉避難所の開設後は、防災関係機関及び各避難所に開設済みの福祉避難所を周知する。

(2) 要配慮者の移送

避難所における要配慮者の健康状態や特性等の把握に努め、状況に応じて福祉避難所への移送を行う。

なお、健康状態や特性等に関係なく、その障害等により通常の避難所生活が困難な場合も福祉避難所への移送を検討するものとし、福祉避難所に指定された施設や関連団体、又は県等と協力して要配慮者の移送に利用可能な車両等、移送手段の確保に努める。

2 在宅福祉サービスの継続的提供

(1) 被災した要配慮者に対し、居宅、避難所、応急仮設住宅等において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。

(2) 公的福祉サービス以外の生活支援ニーズについては、町社会福祉協議会と連携し、ボランティアによる支援活動に努める。

(3) 被災した園児・児童やその家族の心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するため、心のケア対策に努める。

3 生活必需品・食料等の確保

乳幼児・高齢者等でそしゃく・えん下が不自由なため特別食を必要とする場合、固形食から流動食等への代替食料の確保に努めるほか、乳児のミルクやオムツなどの生活必需品の備蓄にも配慮する。

4 福祉機器等の確保

要配慮者が避難所等で生活するうえで必要な福祉機器の確保に努める。

5 要配慮者施設への緊急入所等

健康福祉部健康福祉班、長寿介護班は、社会福祉施設等通入所者が安心して生活を送れるよう、必要な支援を行うとともに、居宅、（福祉）避難所等では生活ができない要配慮者、身体状況等の悪化により緊急に入院加療が必要な要配慮者等については、本人の意思を尊重したうえで、社会福祉施設等への緊急一時入所の措置を迅速かつ的確に実施する。

町内にある社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受入れるよう努め、通入所者が安心して生活を送れるよう、支援を行う。

6 情報提供

健康福祉部健康福祉班、長寿介護班は、関係団体やボランティア等の協力を得て、要配慮者に対する居宅及び避難所、応急仮設住宅等における福祉サービスの情報提供を行う。

また、地域住民を中心としたきめ細かな援護体制を確立し、健康福祉部保険医療班が開設する被

災者相談窓口と密接に連携して、福祉全般の相談を受付ける。

7 広域支援体制の確立

健康福祉部健康福祉班、長寿介護班は、要配慮者に対する被災状況等の情報を県に連絡する。

県は、必要に応じて、国や近隣府県、関係団体等からの広域的な人的・物的支援を得ながら、町に介護職員等の福祉関係職員の派遣や要配慮者の他の地域の社会福祉施設等への入所が迅速に行えるよう、広域調整を行うとともに、支援体制を確立する。

8 留意事項

地震の場合は、平時に想定していない者が被災による負傷や長期間の避難生活等により要配慮者になる可能性があるため、避難行動要支援者名簿登載者だけでなく、これらの者の情報も可能な限り収集し、行政機関へ伝達する。なお、避難場所については個別計画に定めた避難先に避難支援するが、災害の規模や現地の状況によってはこれにこだわらず、「命を守る」という視点に立って柔軟に対応する。

第3 外国人への支援活動

健康福祉部保険医療班は、産業建設部地域産業推進班等の関係各部各班及び県・国等防災関係機関と連携し、国際交流協会、ボランティア団体等の協力を得て、日本語を解しない、地理に不案内な外国人観光客等外国人被災者に配慮し、必要な支援活動を行うよう努める。

また、外国人向けに、多言語や「やさしい日本語」によるホームページ、SNS等の様々な情報伝達手段を活用した情報提供を行う。

外国人観光客等については、観光施設や集客施設等の関係機関と連携し、安全確認や救助、避難誘導等を行う。

【本節に関する資料】

- 資料編 3-5-3 要配慮者関連施設一覧表
- 資料編 3-7-1 指定避難所一覧表
- 資料編 3-7-2 福祉避難所一覧表
- 資料編 3-7-3 避難所位置図
- 資料編 3-7-4 マイ・タイムライン

第8節 帰宅困難者の支援

震災発生直後に、人々が一斉に徒歩帰宅を開始した場合、大混雑が発生し、集団転倒等の二次災害が発生するおそれがあるため、町は、早期に「むやみに移動を開始しない」という基本原則を呼びかけるとともに、帰宅困難者への速やかな情報提供や状況が落ち着いた後の帰宅支援を実施する。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 発災直後の対応	総務部	
第2 帰宅困難者への支援活動	総務部、教育部	

第1 発災直後の対応

1 一斉帰宅抑制の呼びかけ

総務部本部班は、発災直後の一斉帰宅行動を抑制するため、住民、企業等に対してむやみに移動を開始しないことの呼びかけを行う。

2 事業者における対応

事業者は、発災直後の一斉帰宅行動を抑制するため、施設の安全を確認したうえで、従業員等を施設内又は安全な場所に待機させる。

3 集客施設等における対応

集客施設や公共交通機関等の事業者は、施設の安全を確認後、利用者を施設内の安全な場所で保護する。

第2 帰宅困難者への支援活動

1 帰宅困難者への情報提供等

町長公室部秘書広報班は、帰宅困難者に対し、地震に関する情報、地域の被害情報、通行可能な道路情報、災害時帰宅支援ステーションの開設状況に関する情報等について情報提供を行う。

2 一時滞在施設の開設

総務部本部班は、教育部総務班と連携のもと、あらかじめ指定した一時滞在施設について、施設の安全を確認したうえで、一時滞在施設として開設する。

第9節 ライフライン等の確保

ライフライン・公共交通に関わる事業者は、地震発生時における迅速かつ的確な初動対応と被害拡大防止対策を実施する。

また、地震によって途絶したライフライン施設、公共交通については、速やかに応急復旧を進めるとともに、応急供給、サービス提供を実施する。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 上水道		磯城郡水道企業団
第2 下水道	産業建設部	
第3 電力		関西電力送配電株式会社
第4 LPガス等		LPガス事業者等
第5 電気通信		西日本電信電話株式会社等
第6 公共交通		近畿日本鉄道株式会社

第1 上水道

1 活動体制

磯城郡水道企業団は、飲料水の確保・応急復旧及び情報連絡に必要な人材、資機材等を確保し、必要に応じ協定業者等に応援を要請する。それでもなお不足する場合は、県、他の市町村等に応援を要請する。

2 応急措置

磯城郡水道企業団は、地震が発生した場合、水道事故対策書に基づき、速やかに上水道施設の被害状況を把握のうえ、必要に応じて施設の稼働の停止又は制限など二次災害の防止措置を講じる。特に、水道が汚染し、飲料水として使用することが不相当なときは、直ちにその使用の禁止、停止及び制限などの措置を行う。

また、県（広域水道センター・水資源政策課）、磯城消防署、天理警察署への通報、並びに付近住民への広報を行う。

3 応急復旧の方針

- (1) 施設の応急復旧は、要員・資機材及び消毒薬品を調達して復旧体制の確保を図り、送水管、配水施設等の基幹施設の復旧を最優先に行い、順次配水場に近い箇所から主要管路の復旧を進める。
- (2) 配水支管・給水管の被害が大きい地域においては共用栓による拠点給水・運搬給水を実施するものとし、医療機関、避難所、社会福祉施設等への給水再開を優先的に進める。

なお、管路の被害が大きく、送水が困難な場合、復旧に長時間を要する場合については、仮設

管による通水などにより、できるだけ断水地域を解消する。

- (3) 作業にあたっては、断水区域を最小限にするために配水調整を行い、順次断水区域の解消に努める。
- (4) 断水地域がおおむね解消した段階で、引き続き各戸給水を目途に復旧を実施する。

4 住民への広報

- (1) 水道施設の被害状況、給水状況、復旧状況及び今後の見通しを防災関係機関、報道機関等に伝達し、広報する。
- (2) 町ホームページ、広報車、自治会有線放送等を通じて、被害状況、復旧状況等についての広報活動に努めるとともに節水に努めるよう広報する。

第2 下水道

1 応急復旧

産業建設部下水道班は、被災した公共下水道・特定環境保全公共下水道施設の応急復旧をおおむね以下のとおり実施する。

- (1) 被災後、速やかに施設の点検、被害状況の把握、応急復旧計画の策定を行う。
- (2) 原則として、最下流部の下水道から順次、応急修理を行うが、医療施設、避難所、社会福祉施設等の復旧作業は優先的に行う。
- (3) 町内及び近隣市町村の下水道工事業者と調整して必要な資機材を確保し、復旧体制を確立する。
- (4) 他ライフライン施設間で、被災状況等相互に情報交換し、的確・円滑な復旧に努める。

2 住民への広報

産業建設部下水道班は、総務部本部班を通じて、被害状況、復旧状況及び今後の見通しに関する広報を行うとともに、生活水の節水に努めるよう協力を要請する。

第3 電力

関西電力送配電株式会社は、地震により電力設備被害が発生した場合、あらかじめ定める応急復旧計画に基づき、災害応急体制を組織して、被災した電力施設の早期復旧を図る。

1 危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として送電を継続するが、被害及び火災の拡大等に伴い、感電等の二次災害のおそれのある場合で関西電力送配電株式会社が認めた場合、又は県、町、警察、消防機関等から要請があった場合は、送電の停止を含む適切な危険予防措置を講じる。

2 応急措置・広報

- (1) 優先順位に基づく復旧作業の実施

ア 災害復旧計画の策定及び実施にあたっては、原則として医療機関、避難所、官公庁等の公共

機関、報道機関等を優先する。

イ 復旧作業は原則として上記の施設を優先して行うが、災害状況、各設備の復旧の難易度を勘案して、復旧効果の高いものから順次実施する。

(2) 復旧作業の現状と見通し等の伝達、広報

ア 電力施設の被害状況、供給状況、復旧作業の現状と見通し等について、防災関係機関、報道機関に対し、迅速かつ的確に情報を伝達する。

イ 復旧の見通し、感電や火災等の公衆災害並びに二次災害を防止するための被害地区における電気施設、電気機器使用上の注意等について、あらかじめ作成した広報素材の提供、報道機関による報道及び広報車による巡回放送等により、住民に対する広報宣伝活動を行う。(ただし、大規模・広範囲な災害では、被害地区をくまなく巡回放送するのが困難であり、町等の協力を得ながら広報活動の展開を考える。)

(3) 電力の融通

災害により電気設備等が被災し、大幅な電力供給不足の事態が発生した場合、電力会社間で電力融通を迅速かつ円滑に行う。

第4 LPガス等

LPガス事業者及び簡易ガス事業者は、地震発生地域のLPガス等施設による災害を最小限に止め、LPガス等の消費及び地域住民の安全を確保するため、整圧器等の機能監視及び容器の特別見回り、防護及び応急機材の点検整備を行う。

また、磯城消防署、天理警察署、県及び一般社団法人奈良県LPガス協会等の保安関係団体と密接な連携をとりながら、過去の災害事例を参考にした被害予想地区の施設を重点的に監視する。

1 LPガス事業者

(1) 緊急対応措置

緊急対応措置は、「被害状況の確認」と「二次災害の発生防止」であり、そのため以下のとおり行う。

ア LPガス設備の被害状況の確認は、緊急度が高くかつLPガス貯蔵量が大である施設を優先することを原則として、学校・病院等を含む公共施設、集合住宅、業務用施設、一般住宅の順に行う。

イ 確認は、供給停止及び容器撤去等二次災害防止措置の必要性の有無を目視により行うものとし、建物の倒壊、浸水、火災発生の有無又はその発生のおそれの有無、容器の転倒・配管の折損等によるガス漏れの有無について行う。

ウ 確認の結果、二次災害のおそれがある施設に対しては、供給停止又は容器撤去を行う。

エ 震度6弱以上の地震が発生した地域では、目視点検で異常が認められない場合も、「供給復活のための安全点検」で定める安全確認により異常がないと確認されるまでは、容器バルブを閉止してガスの使用を中止するよう消費者に呼びかける。

(2) 供給復活のための安全点検

供給復活のための安全点検は、多数のLPガス設備に対して実施する必要があるため、以下の

とおりに行う。

ア 安全点検実施対象施設は、目視点検を行った結果、さらに安全点検を行う必要が認められた設備、並びに震度6弱以上の地震が発生した地域及びLPガス設備が浸水した地域のLPガス設備全てとする。

イ 安全点検は、供給停止の及ぼす影響の大小を勘案し、原則として、学校・病院等を含む公共施設、集合住宅、業務用施設、一般住宅の順に行う。

ウ 安全点検の結果について消費者に説明するとともに、新たに異常が発生したときや漏洩等の異常が認められた場合にとるべき措置について、周知徹底を図る。

2 簡易ガス事業者

LPガス事業者に準じて、行う。

3 広報

(1) 二次災害を防止するため、ガス漏洩時の注意事項についての情報を広報する。

(2) 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを防災関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

第5 電気通信

1 西日本電信電話株式会社

災害時における電気通信サービスの基本的な考え方として、災害が発生した場合又は通信の著しい輻輳が発生した場合等において、通信不能地域をなくすため及び重要通信の確保を図るため、災害措置計画を作成し、以下のとおり実施する。

(1) 発生直後の対応

ア 災害対策本部の設置

災害の規模や状況により、情報連絡室又は災害対策本部を設置し、災害応急復旧等を効果的に講じられるよう、地域の防災関係機関と密接な連携を保ち、災害応急対策及び災害復旧対策の活動を速やかに実施する。

イ 災害対策情報の連絡体制

災害が発生し、又は発生のおそれのある場合には、災害の規模及び状況により、県（県災害対策本部又は防災統括室）等の防災関係機関へ災害対策本部（情報連絡室）開設連絡及び被災状況・復旧対策等に関する情報を迅速かつ的確に収集し、必要な事項は情報統括班が速やかに報告する。

ウ 情報の収集、報告

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、重要通信の確保、若しくは被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、対策組織の長に報告するとともに、関係組織相互間の連絡、周知を行う。

(ア) 気象状況、災害予報等

(イ) 電気通信設備等の被害状況、疎通状況及び停電状況

(ウ) 当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況

(エ) 被災設備、回線等の復旧状況

(オ) 復旧要員の稼働状況

(カ) その他必要な情報

エ 被害状況の把握及び応急対策要員等の確保

災害が発生し、又は発生のおそれのある場合には、通信設備の被災の全容を災害対策システム等の活用により、より迅速に把握するとともに、早期設備回復に向け、効果的な復旧活動に努める。

(ア) 災害発生のおそれがある場合、事前に復旧要員等を確保する。

(イ) 復旧資機材調達及び災害対策機器・工事車両等を確保する。

(ウ) 被災が大規模に及ぶ場合等は、本社の災害対策本部に支援要請し、NTT西日本グループ総体として広域復旧体制を整える。

オ 防護措置

通信設備等の被害拡大を防止するため、必要な防護措置を実施する。

(2) 災害状況等に関する広報活動体制

災害が発生し、通信が途絶及び一般通話の利用制限等を行った場合は、通信の疎通状況、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の復旧の状況、特設公衆電話設置状況等を広報するなど、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

ア 被災等の間合わせに対する受付体制を整える。

イ 被害規模・内容によっては、トーキ案内を行う。

ウ 広報車による広報及び営業所等への掲示による広報活動を行う。

エ 報道機関の協力を得て、テレビ・ラジオ及び新聞掲載等による広報活動を行う。

オ 有機的な連携を強化するため、町及び県等の協力を得ながら広報活動を行う。

(3) 応急復旧

電気通信設備に災害が発生した場合、当該設備及び回線の復旧に関して応急復旧措置を講じる。

また、重要通信の確保に留意し、災害の状況、電気通信設備の被災状況に応じ、別表の復旧順位に基づき、適切な措置をもって復旧に努める。

電気通信設備及び回線の復旧を優先する機関等

順位	復旧回線
第一順位	次の機関に設置されている電話回線及び専用回線等各1回線以上 ○ 気象機関 ○ 水防機関 ○ 消防機関 ○ 災害救助機関 ○ 警察機関 ○ 防衛機関 ○ 輸送確保に直接関係ある機関 ○ 通信確保に直接関係ある機関 ○ 電力供給の確保に直接関係ある機関

順位	復旧回線
第二順位	次の機関に設置されている電話回線及び専用回線等各1回線以上 ○ ガス供給の確保に直接関係ある機関 ○ 水道供給の確保に直接関係ある機関 ○ 選挙管理機関 ○ 新聞社、放送事業又は通信社の機関 ○ 預貯金業務を行う機関 ○ 国又は地方公共団体の機関（第一順位となるものを除く。）
第三順位	第一順位及び第二順位に該当しないもの

(4) 通信疎通に対する応急措置

災害のため通信が途絶し、又は通信が輻輳した場合、災害措置計画に沿った臨時回線の作成、中継順路の変更等疎通確保の措置及び臨時公衆電話の措置を実施する。

(5) 通信の優先利用

災害が発生した場合において取り扱う非常扱い電話、緊急扱い電話又は非常扱い電報、緊急扱い電報を契約約款に定めるところにより、一般の手動電話又は電報に優先して取り扱う。

(6) 通信の利用制限

災害が発生し、通話が著しく困難な場合は、重要通信を確保するため、契約約款に定めるところにより、通信の利用制限等の措置を行う。

(7) 災害用伝言ダイヤル等の提供

災害発生により著しく通信輻輳が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。

(8) 災害対策用無線機による措置

災害が発生し、孤立地帯等が発生又は発生するおそれのある場合は、災害対策用無線機による措置を行う。

2 その他電気通信事業者

株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社及びソフトバンク株式会社は、通信サービスを確保するため、あらかじめ定める応急復旧計画に基づき、災害応急体制を組織して、災害応急対策及び災害復旧対策活動を速やかに実施する。

第6 公共交通

鉄道施設

近畿日本鉄道株式会社は、地震が発生した場合には被害の拡大防止に努め、速やかに被害復旧にあたり旅客の安全確保を図るとともに、輸送力の確保に努める。

1 応急措置

(1) あらかじめ定めた基準により、列車の緊急停止、運転の見合わせ若しくは速度制限を行う。

(2) 負傷者には、応急救護の措置を講じるとともに、必要に応じて奈良県広域消防組合消防本部、

天理警察署に通報し、出動を要請する。

- (3) 乗客の混乱を防止するため、適切な車内放送及び駅構内放送を行うとともに、状況に応じて安全な場所への避難誘導を行う。

2 応急復旧の方針

列車運行上重要な施設を優先して応急復旧を行うとともに、被災状況、緊急性、復旧の難易度などを考慮して、あらかじめ定められた復旧計画に基づき段階的な復旧を行う。

被害状況によっては、他の鉄軌道管理者からの応援を受ける。

3 代替輸送手段の確保

鉄軌道施設の被害状況に応じて代替交通輸送手段を確保するなど、輸送機能維持に努める。

4 災害広報

運行状況、復旧状況、今後の見通しを町及び防災関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じて広報する。

【本節に関する資料】

資料編 3-2-4 防災関係機関連絡先一覧表

第10節 その他二次災害防止のための応急対策

町は、余震、洪水などによる被害拡大を防止するため、地震による被害状況を速やかに把握し、防災関係機関と協力して、必要な措置を講じる。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 公共土木施設等	産業建設部	奈良国道事務所、中和土木事務所
第2 被災建築物・被災宅地	各部	
第3 地震水防活動	総務部、産業建設部	奈良地方気象台、中和土木事務所 磯城消防署、田原本町消防団

第1 公共土木施設等

産業建設部まちづくり建設班は、公共土木施設や危険箇所の被害状況を把握し、施設の損壊の状況に応じて、適切な応急措置を講じる。

1 道路・橋梁

震度4以上の地震が発生した場合は、緊急輸送道路指定路線となる道路・橋梁の被害状況等を把握し、必要な応急措置を講じる。

(1) 被害状況の把握

パトロール等により災害緊急点検を実施し、道路、橋梁、アンダーパス区間等の被害状況、通行障害の状況を把握する。

また、必要に応じて、指定路線以外の道路の被害状況、並びにその他危険箇所の早期発見に努める。

(2) 被害状況の報告

地震が発生したときは担当する調査事項について、被害状況をとりまとめ、遅滞なく調査事項ごとに中和土木事務所に報告するとともに、総務部本部班を通じて、県（防災統括室）に報告する。

(3) 他の道路管理者への通報

町道以外の道路が損壊等によって通行に支障をきたしている場合は、当該道路管理者（奈良国道事務所、中和土木事務所）に通報し、応急措置の実施を要請する。

(4) 道路交通の確保

危険箇所を発見した場合は、直ちに天理警察署に連絡のうえ通行止め等交通規制を行うとともに、迂回路の指定等の措置を講じ、道路交通の確保に努める。

(5) 応急措置

被害を受けた町道について優先順位の高いものから障害物の除去、仮復旧措置を講じる。

なお、町道以外の道路については、事態が緊急を要し、当該道路管理者による応急措置を待つ

いとまのない場合は、必要最小限度の範囲で応急措置を講じるとともに、当該道路管理者にその旨を報告する。

(6) 応急要請

町単独での道路の応急措置が困難な場合は、奈良国道事務所及び中和土木事務所に対し応援を要請する。

また、本部長（町長）は、必要と認める場合、県知事を通じて自衛隊の災害派遣を要請する。

2 河川、水路、ため池

河川、水路、ため池の被害状況等を把握し、施設の損壊の状況に応じて、適切な応急措置を実施し二次災害の防止に努める。

(1) 被害状況の把握

護岸の被害状況、河川・水路の橋脚、工事箇所の仮設物等に掛かる浮遊物などの障害物の状況、ため池の被害状況を把握するとともに、危険箇所の早期発見に努める。

堤防その他の施設が決壊したときは、直ちにその旨を現地指導班（中和土木事務所）、天理警察署及び氾濫する方向の隣接水防管理者に報告する。

(2) 河川管理者、ため池管理者への通報

所管施設以外の被害や障害物等を発見した場合は、当該施設管理者（中和土木事務所、ため池管理者）に通報し、応急措置の実施を要請する。

(3) 避難及び立入制限

著しい被害を生じるおそれがある場合は、速やかに防災関係機関及び住民に連絡するとともに、必要に応じて適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

(4) 応急措置

障害物の除去、応急排水、被害を受けた堤防、護岸、水門等の仮復旧措置を速やかに実施するとともに、所管施設以外の応急措置に協力する。

また、近畿地方整備局が実施するTEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）及びリエゾン（情報連絡員）による迅速な技術支援等の活動等との連携を図る。

(5) 応急要請

町単独での応急措置が困難な場合は、総務部本部班を通じて県に対し応援を要請する。

また、本部長（町長）は、必要と認める場合、県知事を通じて自衛隊の災害派遣を要請する。

第2 被災建築物・被災宅地

町は、大規模地震により被災した建築物の倒壊又は宅地擁壁の崩壊等による人命への二次災害を防止するために、必要な応急対策を実施する。

1 公共建築物

各部は、防災上必要な庁舎等の施設及び設備、並びに所管する公共建築物の被害状況を速やかに把握し、総務部本部班へ報告するとともに、二次災害を防止するため、倒壊の危険性のある建物の使用禁止、又は立ち入り禁止措置や適切な避難対策を実施する。

総務部本部班は、必要に応じて総務部調査班による特命調査活動を指示し、県等防災関係機関庁舎等の被害状況を速やかに把握する。

なお、産業建設部まちづくり建設班及び教育部教育総務班は、庁舎等について防災上の機能に支障がある場合、応急的補強等緊急措置を講じる。

2 民間建築物

産業建設部まちづくり建設班は、被害状況を県に報告するとともに、対象とする建築物、区域等を定めて、応急危険度判定を実施する。

(1) 田原本町被災建築物危険度判定実施本部の設置

大規模地震により被災した建築物の倒壊、部材の落下等による人命への二次災害を防止するために、必要に応じて庁内に田原本町被災建築物危険度判定実施本部（以下「判定実施本部」という。）を設置し、県が設置する奈良県被災建築物危険度判定支援本部と連携して実施計画を作成のうえ、被災建築物応急危険度判定（以下「応急危険度判定」という。）を実施する。

被災建築物が膨大な数になり、被災建築物応急危険度判定士（以下「判定士」という。）が不足する場合は、県を通じて、建築関係団体、他都道府県等へ被災建築物の応急危険度判定の支援を要請する。

(2) 応急危険度判定作業

ア 判定実施本部は、判定士、判定コーディネーターの支援を含む必要支援事項の検討を行い、必要に応じ、県へ要請する。また、地元判定士等の参集連絡・調整を行う。

イ 判定実施本部は、応急危険度判定に係る調整を実施する。

ウ 判定実施本部は、判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により建築物の所有者等にその応急危険度を周知し、二次災害の防止に努める。

(3) 応急危険度判定の広報

判定実施本部は、応急危険度判定の実施に関わる内容、注意事項を整理し、住民に理解を得るための広報を総務部本部班及び町長公室部秘書広報班に依頼する。

なお、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

3 被災宅地

被災宅地についても被災建築物に準じて、危険度判定士による危険度判定作業を実施する。

第3 地震水防活動

大規模地震後における河川、水路又はため池の決壊、溢水による水害を防止し、被害の軽減を図るため、防災関係機関と連携し、適切な地震水防応急対策を実施する。

1 監視警戒活動

本部長（町長）は、大規模地震発生後、市街地延焼火災の危険が回避された場合は、河川・ため

池等の管理者と連携し、直ちに区域内の河川、水路、ため池、樋門、井堰等の監視警戒活動を行う。巡視の結果、水防上危険な箇所を発見したときは、直ちに当該施設の管理者に連絡して必要な措置を講じるよう求める。ただし、緊急を要する場合は、樋門、井堰等の操作その他適宜に水防活動を行う。

2 応急警戒復旧

地震時に実施する水防上の応急措置としては、特に河川・ため池の堤防、樋門、井堰等の応急補強などが想定されるが、必要な応急措置を実施する。

- (1) 産業建設部は、ため池、樋門、井堰等の管理者と連絡を密にし、水位の変動及び状況に応じて門扉等の適正な開閉を行う。
- (2) 町管理の水防施設については、状況等から判断して、時期を逸しないよう門扉の開閉等の措置をとる。
- (3) 地震により堤防等が被害を受け危険と考えられる場合は、水防工法等により応急措置を講じる。
- (4) 本部長（町長）は、水防法第29条に基づき水防のため必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、関係者以外の立ち入りを禁止するなどの措置を講じるとともに、天理警察署に対して警察官又は警察職員の出動を求める。

3 水防に必要な資機材の点検整備等

総務部本部班及び産業建設部は、それぞれ所管する水防倉庫、河川防災ステーション、資材置場の備蓄資機材の点検整備を行うとともに、協力団体・業者との応援調達ルートの確保を行う。

その他必要な事項は、田原本町水防計画に基づき行う。

【本節に関する資料】

- | | | |
|-----|-------|----------------|
| 資料編 | 2-2-1 | 重要水防箇所一覧表 |
| 資料編 | 2-2-2 | 雨水対策施設整備箇所一覧表 |
| 資料編 | 2-2-3 | 井堰・樋門一覧表 |
| 資料編 | 2-2-4 | 水防倉庫・水防資機材等一覧表 |

第3章 応急復旧期の活動

第1節 緊急物資の供給

町は、家屋の損壊、滅失等によって、水、食料、生活必需品の確保が困難な住民に対し、必要な物資の供給に努める。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 給水活動		磯城郡水道企業団
第2 水・食料及び生活必需品の供給	健康福祉部、産業建設部、総務部	農林水産省政策統括官、日本赤十字社奈良県支部

第1 給水活動

町は、飲料水の確保が困難な住民に対し、最小限度必要な量の飲料水を供給するよう努める。

1 情報の収集

磯城郡水道企業団は、災害発生後、関係各部と連携し、なるべく早期に次の情報を集約・整理して被害の範囲・規模を把握する。

- (1) 配水場、配水池等の状況を確認し、貯水量の把握を行う。
- (2) 県と連絡をとり、被害状況と供給量の確認を行う。
- (3) 各給水区域の断水状況の収集・把握を行う。
- (4) 医療機関、社会福祉施設、避難所等優先給水すべき施設の断水状況の収集・把握を行う。

2 飲料水等の確保

磯城郡水道企業団は、応急用飲料水並びに水道施設の確保を行う。

また、給水車・給水容器・容器運搬用車両の準備をし、整備点検を行う。

3 給水の実施

磯城郡水道企業団は、把握した情報に基づき応急給水計画を作成し、応急給水を実施する。

(1) 給水対象者

災害のため水道施設等に被害を受け、飲料に適する水を得られない者

(2) 目標量

発災当初被災者1人あたり1日3リットルを供給し、応急復旧の進捗にあわせ、以下のとおり順次供給量を増加する。

災害発生からの日数	一人あたり水量 (ℓ/日)	用途内訳	主な給水方法
～3日	3	飲料等 (生命維持に最小限必要な量)	給水車、 (耐震性貯水槽)
4～10日	3～20	飲料、水洗トイレ、洗面等 (日周期の生活に最小限必要な量)	配水幹線付近の 仮設給水栓
11～20日	20～100	飲料、水洗トイレ、洗面、風呂、 シャワー、炊事等 (数日周期の生活に最小限必要な量)	配水支線上の 仮設給水栓
21～28日	被災前給水量 (約250)	ほぼ通常的生活	仮配管からの 各戸給水、共用栓

(3) 給水方法

ア 給水拠点における給水

配水場を給水拠点として、給水を実施する。

イ 給水車による給水

避難所となる学校等の施設で水槽又は容器を備えてある場所については、給水車による給水を実施する。

また、配水場が被災し水源を確保することが困難な場合は、他水道事業者等の水源から補給協力を受けて、給水を実施する。

ウ トラックによる給水

病院、診療所、人工透析医療施設、社会福祉施設等で水槽又は容器を備えていない場所、小規模の避難所等については、非常用飲料水用袋等を使用しトラックによる給水を実施する。

エ 応急仮設配管による給水

関連業者等の協力を得て、応急仮設配管の敷設、共用栓の設置を行い、給水を実施する。

(4) 応急給水実施の優先順位

病院、診療所、人工透析医療施設等の緊急に水を要する施設や、高齢者、障害者等の要配慮者の施設には優先的に給水車を配備し、可能になった段階で臨時給水栓をそれらの近くに設置する。

(5) 飲料水の水質検査及び消毒

給水にあたっては、水質管理はもとより、使用する器具等すべて衛生的に処理する。

4 広報

町長公室部秘書広報班及び磯城郡水道企業団は、住民の不安を和らげるため、情報提供を積極的かつきめ細かく行う。

(1) 手段

ア 町ホームページ

イ 自治会（有線放送等）

ウ デジタルMC A同報通信システム

エ 広報車

- オ 広報紙
- カ 報道機関（テレビ、新聞、ラジオ等）
- オ 磯城郡水道企業団ホームページ

(2) 広報内容

- ア 給水時間及び給水場所
- イ 容器持参の呼びかけ
- ウ 断水の解消見込みその他必要な情報

5 応援要請

磯城郡水道企業団は、単独で十分な給水活動を実施することが困難な場合は、奈良県水道災害相互応援協定による要請のほか、次の事項を可能な限り明らかにして、他の水道事業者等の応援を要請する。

- (1) 給水を必要とする人員
- (2) 給水を必要とする期間及び給水量
- (3) 給水する場所
- (4) 必要な給水器具・消毒薬品・水道用資材等の品目別数量
- (5) 給水車両借り上げの場合は、その必要台数
- (6) その他必要な事項

第2 水・食料及び生活必需品の供給

災害の発生に際し、住民・町・県等それぞれの役割分担を明確にして、被災住民の保護を目的とした水・食料及び生活必需品等の供給に努める。

1 住民、町、県の役割分担

(1) 住民

住民は、あらかじめ備蓄しておく3日分でできれば1週間分の食料を使用する。

また、個人又は地域において、物資の相互融通に努めるなど、被害を最小限度に抑えるための相互扶助を行う。

(2) 町

町は、被災住民等に対する物資の供給を行うため、計画を策定し、地域に即した方法等により供給を行う。

また、物資の供給を行うため必要があると認めるときは、民間の施設・ノウハウ等を活用する。

(3) 県

県は、被災住民に供給する生活必需品等の物資及び市町村の要請を受けて必要となる物資についての供給を行う。

また、県は被災市町村へ物資の供給を行うため必要があると認めるときは、倉庫協会等民間の施設及び物流事業者等のノウハウを活用して迅速に供給を行う。

2 食料の供給

健康福祉部保険医療班は、避難者、被災者等に対する食料を確保し、応急供給を実施するよう努める。

(1) 食料供給の対象者

- ア 避難所に収容された者
- イ 在宅避難者で調理ができない者
- ウ ライフライン被災によって調理ができない者
- エ 旅行者、町内通過者等で他に食料を得る手段のない者
- オ 救助作業、その他の緊急災害対策業務に従事する者

(2) 必要量の把握

それぞれ所管する各部から報告された食料供給の対象者数から必要な数量を把握するとともに、避難所ごとの必要量も算定し、供給計画を作成する。

また、食料供給対象者数のうち高齢者用食や粉・液体ミルクの必要量をあわせて把握し、供給するよう努める。

(3) 食料の確保

供給計画に基づき、備蓄食料や調達によって確保する。

ア 備蓄食料

災害発生当初は、調理を必要としない町災害用備蓄物資により対応する。

イ 調達食料

産業建設部地域産業推進班の協力を得て、大規模小売店舗等から調達するとともに流通状況に応じ、給食業者・パン製造業者その他の業者からも調達する。

また、災害救助法が適用された場合の米穀の確保については、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、県に対し災害救助用米穀等の供給を要請するものとし、県との間に連絡がつかない場合、農林水産省政策統括官に対して直接災害救助用米穀等の引き渡しに関する情報を連絡する。この連絡を行った場合、本部長（町長）は、その旨を県知事に連絡するとともに、災害救助用米穀等の引渡要請書により米穀の供給を要請する。

なお、町において食料の調達が困難な場合は、総務部本部班を通じて県、他の市町村等に応援を要請するものとし、他の市町村、日本赤十字社奈良県支部に応援要請した場合は、県に報告する。

ウ 食料の内容等

被災者に供給する食料は、以下に示すものとするが、季節等の状況を考慮し食中毒の防止等の衛生面に十分配慮するとともに、臨機に必要な食料を定めて確保する。

確保の方法	食料の内容
備蓄食料	アルファ化米、缶入りパン
調達食料	精米・即席メン等の主食、野菜・漬け物等の副食等、並びに弁当類

(4) 供給方法

備蓄食料は、各避難所に備蓄しているものを使用するほか、ボランティア等の協力を得て、不

足する避難所等へ輸送する。

また、調達食料は、調達した業者により避難所等へ直接輸送し、いずれも避難所内住民組織、地域各種団体、一般ボランティア等の協力を得て、被災者に不安を抱かせないよう迅速に食料を供給する。

なお、供給にあたっては供給品目、数量等を明らかにし、被災者間に不公平が生じることのないよう適切に実施する。

3 炊き出しの実施

健康福祉部保険医療班は、組織体制等が整ってきた段階において、教育部教育総務班の協力により炊き出しを実施する。

(1) 炊き出しの方法

ア 炊き出しは、自治会、日赤奉仕団、婦人会等に協力を得て実施する。

イ 炊き出しの実施については、避難状況、ライフライン復旧状況及び協力体制の整備状況を勘案して決定する。

ウ 他団体等からの炊き出しの申し出については、調整のうえ受入れる。

(2) 炊き出しの場所

炊き出しは、避難所に指定される学校給食施設等を利用して実施する。

なお、調理施設がない、又は利用できない場所においては、応急的な調理施設及び資機材の確保に努める。

4 生活必需品の供給

健康福祉部保険医療班は、被災者に対し寝具、被服等の生活必需品を迅速かつ的確に供給するよう努める。

(1) 生活必需品供給の対象者

ア 避難所に収容された者

イ 住家に被害を受け、生活必需品を失い、必要最小限の日常生活を営むことが困難な者

(2) 必要量の把握

生活必需品の対象者数から必要な数量を把握するとともに、避難所ごとの必要量も算定し、供給計画を作成する。

なお、生活必需品対象者数のうち哺乳瓶、オムツ、生理用品等老若男女のニーズの違い、及び要配慮者のニーズに配慮した物資の必要量をあわせて把握し、供給するよう努める。

(3) 生活必需品の確保

供給計画に基づき、備蓄品や調達によって確保する。

ア 備蓄品

災害発生当初は、各避難所に備蓄している毛布等を使用するほか、備蓄倉庫から各避難所等へ輸送する。

イ 調達品

産業建設部地域産業推進班の協力を得て、大規模小売店舗等から調達するとともに、流通状況に応じ、レンタル業者その他の業者からも調達する。

また、町において生活必需品の調達が困難な場合は、県、他の市町村等に応援を要請する。

なお、他の市町村、日本赤十字社奈良県支部に応援要請した場合は、県に報告する。

ウ 生活必需品の内容等

被災者に供給する生活必需品は、以下に示すものとするが、季節等の状況を考慮するとともに、老若男女のニーズ、要配慮者のニーズ等被災者の実情に応じて臨機に必要な物資を定めて確保する。

確保の方法	生活必需品の内容
備蓄品	紙おむつ（新生児用、S、M、L）、毛布
調達品	※不足する場合の上記のものに加え 被服（肌着等）、炊事用具、光熱用品、タオル、石鹸・歯ブラシ等日用品、要配慮高齢者・障害者等用介護機器、補装具、日常生活用具等

(4) 供給方法

備蓄品は、各避難所に備蓄しているものを使用するほか、ボランティア等の協力を得て、不足する避難所等へ輸送する。

調達品は、調達した業者により避難所等へ直接輸送し、いずれも避難所内住民組織、地域各種団体、一般ボランティア等の協力を得て、被災者に不安を抱かせないように迅速に生活必需品を供給する。

なお、供給にあたっては供給品目、数量等を明らかにし、被災者間に不公平が生じることのないよう適切に実施する。

また、在宅の被災者への配布についても考慮する。

5 物資の調達・供給状況の報告等

総務部本部班は、県に対し、迅速かつ緊密に以下の情報交換を行う。

- (1) 住民等の状況調査結果及び状況の変化
- (2) 物資の調達及び供給状況

【本節に関する資料】

- 資料編 3-8-1 上水道施設の現況
- 資料編 3-8-2 応急給水用資機材の現況
- 資料編 3-8-3 備蓄倉庫・備蓄品目等一覧表

第2節 防疫・保健衛生活動

町は、感染症、食中毒の予防及び被災者の心身両面での健康維持のため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要な措置を講じる。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 防疫活動	健康福祉部	中和保健所、田原本町医師会
第2 食品衛生管理	健康福祉部	中和保健所
第3 保健衛生活動	健康福祉部	中和保健所、田原本町医師会
第4 愛玩動物の収容対策等	健康福祉部	景観・環境総合センター、 県獣医師会、天理警察署

第1 防疫活動

健康福祉部健康福祉班は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）並びに災害防疫実施要綱（昭和40年 厚生省公衆衛生局長通知）に基づき、中和保健所と緊密な連携をとりつつ、患者等の人権に配慮しながら、防疫活動を実施する。

なお、汚水の溢水等が発生した場合は、直ちに防疫措置を講じる。

また、町単独での実施が不可能又は困難なときは、中和保健所に応援を要請し、中和保健所又は保健所管内の他の市町村からの応援を得て実施する。

1 消毒措置の実施（感染症法第27条・第29条）

中和保健所の指導、指示により、家屋、便所、その他必要な場所の消毒を行う。

2 ねずみ族、昆虫等の駆除（感染症法第28条）

中和保健所の指導、指示に基づき速やかにねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。

3 臨時予防接種の実施（予防接種法第6条）

県の指示により、被災地域における感染症の未然防止又は拡大防止のため必要がある場合、県と緊密な連携のもと、中和保健所及び田原本町医師会の協力を得て、種類、対象及び期間を定めて臨時の予防接種を実施する。

4 生活用水の供給（感染症法第31条）

県の指示に基づき、速やかに生活の用に供される水の供給を開始し、給水停止期間中継続する。生活の用に供される水の供給方法は、容器による搬送、ろ過器によるろ過給水等現地の実情に応じ、適切な方法によって行うものとする。この際、特に配水器の衛生的処理に留意する。

なお、生活の用に供される水の使用停止処分に至らない程度であっても、井戸、水道等における

水の衛生的処理について指導を徹底する。

5 防疫調査・健康診断

中和保健所、田原本町医師会等の協力を得て、被災地・避難所での防疫調査・健康診断を実施する。

なお、県は、災害発生後、速やかに感染症の発生状況及び動向に関する調査を行い、一類感染症、二類感染症、三類感染症及び新型インフルエンザ等感染症*のまん延を防止するため必要と認めたときは、健康診断の勧告等を行うとともに、一類感染症及び二類感染症患者が発生した場合、県は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、感染症指定医療機関と連携し、必要病床数を確保するとともに、患者移送車の確保を行う。この場合、中和保健所は、入院の必要がある感染症患者に対して、入院の勧告等を行い、健康福祉部健康福祉班は、この実施に際して協力する。

※ 一類感染症（ペスト、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、ラッサ熱、痘そう、南米出血熱）
二類感染症（ジフテリア、急性灰白髄炎、結核、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、鳥インフルエンザ（H5N1、H7N9）、MERS（中東呼吸器症候群）、新型コロナウイルス感染症（COVID-19））
三類感染症（コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス）
新型インフルエンザ等感染症

6 避難所等の防疫指導

中和保健所の指導、指示のもとに、避難所等における防疫活動を実施し、施設の管理者を通じて、うがい・手洗いの励行等の徹底に努める。

また、避難所に消毒薬等を常備するよう努める。

7 衛生教育及び広報活動

被災地及び避難所において衛生教育及び広報活動を、適宜中和保健所の指導、指示を受け、実施する。

8 薬品の調達、確保

防疫に必要な薬品を調達、確保する。

9 県等への協力要請

中和保健所又は保健所管内の他の市町村からの応援を得ても実施が不可能又は困難なときは、総務部本部班を通じ、県（福祉医療部 医療政策局 疾病対策課）に連絡し、他の保健所管内の市町村又は県からの応援を得て実施する。

10 その他の措置

その他、感染症法により、県の指示を受け必要な措置を行う。

11 報告

中和保健所を経由して県に被害状況、防疫活動状況、災害防疫所要見込額を報告する。

12 災害防疫完了後の措置

災害防疫活動を終了した場合は、速やかに災害防疫完了報告書を作成し、中和保健所を経て県に提出する。

第2 食品衛生管理

健康福祉部健康福祉班は、食中毒の防止及び食中毒発生時における被害の拡大防止のため、衛生上の徹底を推進するなど、中和保健所が実施する活動に協力する。

1 食中毒の防止

中和保健所は、防災関係機関と密接な連携を図りながら、被災地の営業施設及び臨時給食施設（避難所等の炊き出し施設）の実態を把握し、食品衛生監視員により次の事項について、現地指導の徹底によって食中毒の発生を防止する。

- (1) 炊き出し等救護食品の衛生指導及び検査
- (2) 食品取扱者の衛生指導及び健康診断（検便）
- (3) 飲料水の衛生確保のための監視指導と検査
- (4) 食品保管庫・食品器具の衛生指導及び検査

2 食中毒発生時の対応方法

健康福祉部健康福祉班は、食中毒患者が発生した場合、県が行う食品衛生監視員による所要の検査等に協力し、原因究明及び被害の拡大防止に努める。

第3 保健衛生活動

健康福祉部健康福祉班は、避難所における健康相談や集団指導、被災家庭、仮設住宅等への家庭訪問を実施し、健康状態の把握と保健指導、環境整備や防災関係機関との連絡調整等を行い、被災住民の心身のケア等必要な保健活動の充実に努める。

また、必要に応じ、県に対し保健師等の派遣を要請する。

1 在宅難病患者対策

災害時の在宅難病患者に対する医療や保健サービスを確保するため、地域住民の協力による難病患者の把握並びに保健所及び訪問看護ステーション等との連携による安否確認を実施する。

また、奈良県広域災害・救急医療情報システム（EMIS）等を活用し、入院や診療可能な医療機関の把握と情報の発信等を行う。

なお、人工透析患者については、災害時においても継続して治療を行う必要があることから、県の協力のもと、人工透析医療機関の活動状況等の情報を収集し、透析患者、患者団体及び医療機関

等へ提供するなど受療の確保に努める。

2 精神障害者及びメンタルヘルスに関する活動

(1) 安否確認等

中和保健所と連携し、相談支援事業等防災関係機関との連携をはかり、在宅精神障害者の安否及び健康状況を確認して必要な支援の検討、提供を行う。

(2) 障害福祉サービス事業所等の被害状況の把握

障害福祉サービス事業所等の被害状況を把握するとともに、利用可能な施設の活用について検討する。

また、県の協力のもと、入院医療及び保護を必要とする被災者のための精神科病床及び搬送体制を確保する。

第4 愛玩動物の収容対策等

健康福祉部健康福祉班は、被災地域の衛生状態の保持及び安全の確保のため、飼い主のわからない愛玩動物の保護収容や死亡動物の適切な収集・処理等を実施する。

1 愛玩動物の保護

動物愛護の観点から、負傷又は放し飼い状態の動物や、飼い主とともに避難所に避難してきた動物の保護及び適正飼育を行うため、県、県獣医師会等の防災関係機関、ボランティア団体に対して支援要請を行うとともに、連絡調整に努める。

2 特定動物の逸走対策

特定動物[※]の管理状況を確認し、逸走等の事態が生じている場合は、県と連携して付近住民への周知にあたりるとともに、捕獲等が必要な場合は、天理警察署等防災関係機関に協力を要請する。

※ 特定動物：人命等に害を加えるおそれがあるため、動物の愛護及び管理に関する法律において飼養・保管の許可が必要とされる動物。（例：トラ、ワニ等）
--

3 飼養者の責務

愛玩動物等の飼養者は、避難する際は、動物の同行と適切な管理に努める。

また、自身の動物が県等に保護収容された場合は、長期にわたり放置することなく、可能な限り早期に引き取り、又は適正に飼養できる者に譲渡するなど、飼養者の責務を全うするよう努める。

4 死亡動物の処理

災害によって死亡した犬猫等については、所有者が処理することを原則とするが、所有者が不明又は所有者が被災者であって自力で処理できないものについては、健康福祉部健康福祉班が関係各部、防災関係機関等と連携し、死亡動物の適切な収集・焼却等を行う。

【本節に関する資料】

資料編 3-5-2 防疫用備蓄品の現況

第3節 遺体の収容・処理及び火葬等

町は、天理警察署と連携のうえ、遺体の収容・処理及び火葬等について、必要な措置を講じる。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 遺体の収容	健康福祉部	国保中央病院、田原本町消防団、天理警察署、田原本町医師会
第2 遺体の処理及び火葬等	健康福祉部、総務部	国保中央病院、天理警察署、田原本町医師会

第1 遺体の収容

健康福祉部健康福祉班は、遺体を発見した場合、健康福祉部等関係各部及び天理警察署、田原本町消防団、国保中央病院、田原本町医師会等防災関係機関と連携し、所定の措置を講じたうえ、遺体収容所へ搬送し収容する。

1 遺体を発見した場合の措置

- (1) 遺体を発見した場合、発見者は速やかに天理警察署に連絡する。
- (2) 天理警察署は、遺体の検視その他所要の処理を行った後、関係者（遺族又は健康福祉部健康福祉班）に引き渡す。

2 遺体の収容

健康福祉部健康福祉班は、防災関係機関等の協力を得て、遺体収容所へ遺体を収容する。

- (1) 遺体収容所の開設
遺体収容所は、公共施設等の中から災害状況に応じて選定し、適宜施設管理者と協議して開設する。
- (2) 検視及び検案
警察官の検視及び医師の検案は、現場又は医療救護所において行う。ただし、現場の状況等によって現場又は医療救護所での検視、検案が困難な場合は、遺体収容所において行う。
- (3) 収容
警察官の検視及び医師の検案を終えた遺体は、健康福祉部健康福祉班及び天理警察署その他防災関係機関の協力を得て、速やかに遺体収容所へ搬送し収容する。

第2 遺体の処理及び火葬等

健康福祉部健康福祉班は、遺族において対応が困難、若しくは不可能な場合は、国保中央病院、田原本町医師会等防災関係機関の協力を得て、遺体の処理及び火葬等を実施する。

1 遺体の処理範囲

- (1) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置
- (2) 遺体の一時保存

2 資機材等や車両の調達

- (1) ドライアイス、柩等の遺体の処理に係る資機材を、速やかに調達する。
- (2) 資機材等や車両の調達が困難な場合は、県に応援を要請するほか、葬儀業者等に協力を要請する。

3 遺体の身元確認

- (1) 遺体の身元を確認し、遺体処理票及び遺留品処理票を作成したうえ納棺し、氏名及び番号を記載した「氏名札」を棺に貼付する。
- (2) 身元不明の遺体については、天理警察署、その他防災関係機関に連絡のうえ、性別、推定年齢、着衣、所持品、特徴等の掲示又は手配を行い身元の確認に努める。ただし、一定期間経過後も身元不明の場合は、行旅死亡人として取り扱う。

4 遺体の引き渡し

- (1) 身元が判明し、遺族、親戚等引取人がある場合は、速やかに引き渡す。
- (2) 縁故者による遺体引き取りの申し出があった場合は、十分調査し、確認のうえ、引渡す。
- (3) 遺体の引取りがあった場合は、遺体処理台帳に必要事項を記載する。
- (4) 身元が判明しない遺体は、本部長（町長）の判断に基づき健康福祉部保険医療班によって埋火葬許可証の交付を受け、火葬を行う。

5 遺体の火葬等

- (1) 対象者は、原則として災害によって死亡した者とするが、災害発生の日以前に死亡した者であっても対象になる。
- (2) 必要に応じ、火葬相談室等を設置し、遺体の火葬等の円滑な実施に努める。
- (3) 遺体の搬送に必要な車両は、場合によっては霊柩車以外の車両を使用できることとし、総務部総務班が確保する。
- (4) 火葬後の遺骨は一時保管して、縁故者が判明次第引き渡すものとし、骨つぼ等の支給など必要な措置を講じる。

6 大規模災害発生時における県及び他市町村との連携

大規模災害により多数の犠牲者が発生した場合には、遺体の処理や火葬が速やかに実施できるよう、次の事項を示したうえで、県に対して県内他市町村、又は近隣市町村の火葬等の受入れを要請する。

また、県の調整結果に基づき具体的に他市町村の各火葬場と打ち合わせを行い、遺体を搬送する。

- (1) 搜索・処理・火葬等の区別及びそれぞれの対象人員
- (2) 搜索地域
- (3) 火葬等施設の使用可否

(4) 必要な搬送車両の数

(5) 遺体処理に必要な機材・資材の品目別数量

【本節に関する資料】

資料編 3-9-3 火葬場施設一覧表

第4節 廃棄物の処理等

町は、災害時に排出される廃棄物（浸水・倒壊家屋等から排出される木材・家具などの廃棄物や生活ごみ、し尿等）について、被災地の衛生状態の保持及び迅速かつ確な災害復旧活動を促進するため、適切な処理を実施する。また、発生した災害廃棄物の種類、性状（土砂、ヘドロ、汚染物等）等を勘案し、その発生量を推計した上で、事前に策定しておいた災害廃棄物処理計画等に基づき、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬及び処分を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 し尿処理	住民環境部	天理市環境クリーンセンター
第2 生活ごみ処理	住民環境部	清掃センター
第3 がれき処理	産業建設部	
第4 環境保全対策	住民環境部、総務部	景観・環境総合センター

第1 し尿処理

住民環境部環境管理班は、被災地域の衛生状態の保持のため、仮設トイレを設置するとともに、し尿の適切な収集を行い、天理市環境クリーンセンターにて処理を実施する。

1 初期対応

処理を計画的に実施するため、以下の情報を把握するとともに、県に報告する。

- (1) 産業建設部下水道班と連携のもと、それぞれ所管する下水道関連施設の被害状況と復旧見込みを把握する。
- (2) 上・下水道、電気等ライフラインの被害状況と復旧見込み、避難所等の場所、避難人員を勘案し、仮設トイレの必要数を把握する。
- (3) 浸水区域を確認し、倒壊家屋等の便槽及び避難所をはじめ被災地域におけるし尿の収集処理見込み量を把握する。
- (4) 被災者の生活に支障が生じることのないよう、高齢者及び障害者向けに配慮した仮設トイレ等の必要数を把握する。

2 災害時応急処理体制の確立

浸水区域において、くみ取りトイレの便槽や浄化槽は、床下浸水程度の被害であっても水没したり、槽内に雨水・土砂等が流入したりすることがあるので、迅速にバキューム車によるし尿及び浄化槽汚泥の回収体制を立ち上げる。

また、必要に応じて民間事業者の協力を得て、し尿くみ取りに従事可能な人員やバキューム車等を確保する。

3 仮設トイレの設置

必要に応じ関係業者と協力し仮設トイレの設置を行う。

(1) 仮設トイレ設置の基準

仮設トイレを次の基準をめやすとして設置する。

仮設トイレ設置台数：1台/100人

(2) 仮設トイレの調達

仮設トイレの必要数を確保するために業界団体と早急に連絡をとるとともに、県に協力を要請する。

また、同時に次の手配も行う。

ア トイレットペーパー

イ 清掃用品

ウ 屋外設置時の照明施設

(3) 仮設トイレの設置

ア 仮設トイレは、避難所等公共施設に優先的に設置する。

イ 便槽の冠水等により汚物が流出しない場所を選定し、消毒等衛生上の配慮を行う。

ウ 公園等屋外で照明施設が必要な場合は、防災関係機関と協議のうえ、照明施設を設置する。

(4) 設置期間

上・下水道施設の機能が復旧し、その必要がないと認められるまでの間とする。

4 仮設トイレの管理

関係業者等と協力し、仮設トイレの管理を行う。

(1) 消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、仮設トイレの衛生状態の保持に努める。

(2) し尿収集業者、浄化槽清掃業者等に委託し、くみ取り消毒を行う。

(3) 設置場所の管理者及び自治会等の住民に対して、使用上の注意事項の徹底及び日常の清掃等を要請する。

5 処理

倒壊家屋等の便槽及び仮設トイレのし尿を収集し、天理市環境クリーンセンターで処理する。

なお、浸水等が発生した地域を優先的にかつ迅速な応急くみ取りを実施する。

6 応援要請

町単独でし尿の収集が困難な場合は、必要に応じ関係団体に応援を要請する。それでもなお不足する場合は、県、他の市町村に応援を要請する。

支援の要請は、使用可能な伝達手段によることとし、以下の事項を出来る限り速やかに県に報告する。

(1) 災害の発生日時、場所、し尿の発生状況（処理量、処理期間等）

(2) 支援を必要とする業務、人員、物資、車両、資機材等

- (3) その他必要な事項
- (4) 連絡責任者

第2 生活ごみ処理

住民環境部環境管理班は、被災地域の衛生状態の保持のため、生活ごみの適切な収集・処理を実施する。

1 事前対応

【警戒レベル3】高齢者等避難等が出された段階で、早期に水害廃棄物への対応体制を準備する。

2 初期対応

処理を計画的に実施するため、生活ごみ処理に必要な情報を把握し、県に報告するとともに、必要に応じて応急措置を講じる。

- (1) 避難所をはじめ被災地域における生活ごみの収集処理見込み量を把握する。
- (2) 清掃センターの被害状況及び復旧見込みを把握する。支障を発見した場合は、稼働できるような措置を講じる。

なお、復旧にあたっては、事故防止等安全対策に十分注意をしながら施設の稼働を図る。

3 生活ごみ収集体制の確立

- (1) 被災地の状況を考慮して、緊急処理を必要とする地域から生活ごみの収集・搬送を行う。収集を行う際には、あらかじめ収集地域、収集日時を広報する。
- (2) 効率的な収集活動を行うため、交通状況を考慮した収集ルートを設定する。
- (3) 収集作業が効果的に遂行されるよう人員、機械等を投入し、なお不足する場合は、人員、機械等の借り上げにより短期間に作業を完了させる。

4 処理対策の実施

(1) 生活ごみの一時集積

清掃センターでの処理能力を上回るごみが発生したときは、周辺の環境に留意し、総務部本部班と調整のうえ、公有地等をごみの臨時集積所として確保・指定する。

この場合、浸水等により流出又は飛散等による生活環境に影響を及ぼさないよう場所の選定を行うとともに、カラス等による散逸防止の処置を講じる。

また、消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、臨時集積所については定期的な消毒を実施する。

(2) 生活ごみの搬送方法

生活ごみの搬送方法については、原則として以下のとおりとする。

ア 生活ごみは、平時の分別区分による収集を実施する。

イ 生ごみ等腐敗性の大きい廃棄物は、被災地における防疫上、特に早急に収集・搬送・処理する。

ウ 災害により道路に排出された生活ごみは、臨時集積場にじん芥車両を適宜配車して、収集・搬送する。

(3) 生活ごみの処理

ア 生活ごみの処理は、清掃センターで行う。

イ じん芥、汚泥は清掃センターで焼却、若しくは最終処分場へ搬送する。

ウ 最終処分は、搬送先の最終処分場にて行う。

5 応援要請

町単独で生活ごみの収集及び処理が困難な場合は、必要に応じ関係団体に応援を要請する。それでもなお不足する場合は、県及び他の市町村に応援を要請する。

支援の要請は、使用可能な伝達手段によることとし、以下の事項を出来る限り速やかに県に報告する。特に、最終処分場及び仮置場の確保については、大規模な被害の場合不足することが明らかのため、速やかに県に対し、協力支援を要請する。

- (1) 災害の発生日時、場所、生活ごみの発生状況（処理量、処理期間等）
- (2) 支援を必要とする業務、人員、物資、車両、資機材等
- (3) その他必要な事項
- (4) 連絡責任者

6 住民への広報

地震発生後、生活ごみの排出方法に対する住民の理解を得るため、また、分別排出を徹底するため、住民に対し利用可能なメディアを活用し、できる限り速やかに以下の事項について、必要な情報を広報する。

- (1) 収集方法（戸別収集の有無、ごみの排出場所、分別方法、家庭用ガスボンベ等の危険物、フロン含有廃棄物の排出方法等）
- (2) 住民が生活ごみを排出する集積場（場所によって集積するものが異なる場合はその種類）
- (3) 収集時期及び収集期間
- (4) 仮置場の場所及び設置状況
- (5) ボランティア支援依頼方法
- (6) 町の問い合わせ窓口

第3 がれき処理

住民環境部環境管理班は、迅速かつ的確な災害復旧活動を促進するため、がれきの適切な処理を実施する。

1 初期対応

関係各部及び防災関係機関からがれき処理に必要な情報を把握し、がれき発生量を県に報告するとともに、応急的な収集処理計画を策定する。

- (1) 河川施設被害、道路交通障害、被災家屋調査結果等をもとに、がれきの発生量を把握する。

- (2) がれきの選別・保管・焼却等のために、長期間の仮置きが必要な場合、総務部本部班と調整のうえ、周辺的环境に留意し公有地等を仮置場として選定・確保するとともに、がれきの最終処分までの処理ルート確保を図る。

2 がれき処理・収集体制の確立

関係各部及び防災関係機関と連携し、がれき処理・収集体制を確立する。

(1) 住宅関連のがれき処理

災害救助法が適用された場合の住宅関連のがれき処理については、産業建設部まちづくり建設班が、日常生活に支障をきたす住宅障害物の除去及び被災住宅の応急修理に伴い発生したがれきを仮置場又は処理施設まで搬送する。

なお、被災住宅の解体、撤去によるがれきの運搬は、原則としてその所有者が行う。

(2) 道路上のがれき処理

道路上のがれき処理については、産業建設部まちづくり建設班が、町所管の道路の巡視を行い、通行に支障をきたしている障害物（がれき）について仮置場又は処理施設まで搬送する。

(3) 河川関係のがれき処理

河川関係のがれき処理については、産業建設部まちづくり建設班が、災害時における町所管の河川、公共下水道・排水路等の巡視を行うとともに、橋脚、暗渠流入口等につかえるがれきを除去し、仮置場又は処理施設まで搬送する。

(4) 鉄軌道上のがれき処理

鉄軌道上のがれき処理及び処分については、鉄道施設管理者が行う。

(5) 所管の不明ながれき処理並びにがれきの処分

所管の不明ながれきについては、住民環境部環境管理班が仮置場又は処理施設まで搬送するとともに、収集されたがれきの処分を行う。

3 がれきの処理・処分の基本方針

がれきの処理・処分に当たっては、関係各部及び防災関係機関と連携し、以下のとおり行う。

- (1) 危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。
- (2) 倒壊家屋からの廃棄物、焼失家屋の焼け残り等については、住民に対し臨時集積場への直接搬送の協力を要請する。
- (3) 家具類や水分を含んだ畳等、重量のある廃棄物が発生するため、平積みダンプや積込み・積下しのための重機を確保する。
- (4) 他の所有者の敷地内で作業が必要な場合は、可能な限り管理者、所有者の同意を得て行う。
- (5) がれきの適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等のリサイクルに努める。
- (6) 可燃物で再使用不能のものは、焼却する。
- (7) 仮置場に、がれきの選別、焼却等の処理設備を設置し、最終処分の最小化・円滑化を図る。
- (8) アスベスト等有害ながれきについては、専門業者に処理を委託し環境汚染の未然防止に努めるとともに、住民、作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。
- (9) 道路、公園、河川等への不法投棄を防止する。そのため必要な措置を講じる。

4 応援要請

町単独でがれきの除去・処理が困難な場合、必要に応じ関係団体に応援を要請する。それでもなお不足する場合は、県及び他の市町村に応援を要請する。

支援の要請は、使用可能な伝達手段によることとし、以下の事項を出来る限り速やかに県に報告する。

また、災害の状況に応じて、被災者の経済的負担の軽減を図るため、県及び国に対し特別の措置を要請する。

- (1) 災害の発生日時、場所、がれきの発生状況（処理量、処理期間等）
- (2) 支援を必要とする業務、人員、物資、車両、資機材等
- (3) その他必要な事項
- (4) 連絡責任者

5 住民への広報

町長公室部秘書広報班を通じて、がれきの処理・処分方法（特に分別の厳守）、道路、公園、河川等への不法投棄防止への協力について、必要な情報を広報する。

第4 環境保全対策

総務部本部班は、被災地域の環境保全のため、住民環境部環境管理班や県と連携し、大気、水の監視、建築物の被災又は解体に伴う対策等を実施する。

なお、建築物の被災、解体に伴い環境保全対策については、有害物質等の漏洩防止、粉塵飛散防止、アスベスト飛散防止、がれき等の搬出時の飛散防止等について業者等への指導等を行う。

【本節に関する資料】

資料編 3-9-1 ごみ・し尿処理施設一覧表

資料編 3-9-2 ごみ・し尿収集・処理対策に関する業者

第5節 住宅応急対策

町は、被災者の住宅を確保するため、県と協力して速やかに住居障害物の除去、被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅の建設など必要な措置を講じる。あわせて、公営住宅等の空き家への一時入居措置、住居に関する相談窓口の設置などにより被災者の救援に努める。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 住居障害物の除去	産業建設部	
第2 被災住宅の応急修理	産業建設部	
第3 応急仮設住宅の建設	産業建設部	一般社団法人プレハブ建築協会
第4 公営住宅等への一時入居	産業建設部	奈良県営住宅管理事務所
第5 住宅に関する相談窓口の設置等	産業建設部	

第1 住居障害物の除去

産業建設部まちづくり建設班は、住宅等に流入した土石等障害物のため、日常生活に著しい支障を及ぼしている者に対し、必要な救援活動を行う。

なお、災害救助法適用による住居障害物の除去は、県知事が実施するものとするが、県知事の委任を受けた場合は、本部長（町長）が実施する。

1 除去の対象者

災害救助法第2条に規定する区域において、浸水等によって、居室、炊事場、玄関等に障害物が流入しているため生活に支障をきたしている者で、かつ自らの資力をもってしては除去できない者とする。

2 除去作業

- (1) 産業建設部まちづくり建設班は、協定業者等の協力のもと、住居障害物を除去し、仮置場へ運搬する。
- (2) 除去作業は緊急的な応急措置の実施上、必要最低限度にとどめ、事後の復旧活動に支障をきたさない範囲とする。

3 応援要請

必要に応じて、総務部本部班を通じ県へ要員の派遣及び機械器具の調達・あっせん等を要請する。

4 その他

仮置場への運搬、処理その他必要な事項については、第3編「風水害等応急対策計画」第3章「応急復旧期の活動」第4節「廃棄物の処理等」第3「がれき処理」による。

第2 被災住宅の応急修理

産業建設部まちづくり建設班は、建築業関係団体の協力を得て、住宅が半壊又は半焼し、最小限度の日常生活を維持するために欠くことのできない部分について応急修理を行う。

なお、災害救助法適用による被災住宅の応急修理は、県知事が実施するものとするが、県知事の委任を受けた場合は、本部長（町長）が実施する。

1 応急修理の対象者

災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が半壊又は半焼した者で、かつ自らの資力をもってしては応急修理できない者とする。

2 修理作業

- (1) 災害救助法が適用された場合、県知事が建設業者に請け負わせて応急修理を実施することを原則とするが、本部長（町長）が県知事の委任を受けた場合及び災害救助法が適用されない場合は、本部長（町長）が建設業者に請け負わせてこれを実施する。
- (2) 修理の範囲は、居室、炊事場、便所等日常生活を維持するために必要な部分とする。

第3 応急仮設住宅の建設

産業建設部まちづくり建設班は、災害によって住家が全壊・全焼等により避難生活を余儀なくされた世帯に対し、県及び災害協定に基づく各種団体等の協力を得て応急仮設住宅を供給する。応急仮設住宅の設置に際しては、コミュニティの確保や避難者のニーズに留意し、高齢者、障害者等の要配慮者に配慮する。

なお、災害救助法が適用された場合における応急仮設住宅の供与は、県知事が実施し、本部長（町長）はこれに協力するものとするが、県知事から委任された場合は、本部長（町長）がこれを実施する。

1 入居対象者

災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が全壊、全焼又は流失し、住宅を確保することができない者で、かつ自らの資力をもってしては住宅を確保することができない者とする。

2 応急仮設住宅建設用地

総務部本部班と調整のうえ、あらかじめ定めた応急仮設住宅建設予定地及びその他の公園など公共用地の中から、災害状況や保健衛生、交通、教育等を総合的に検討し建設用地を選定する。

なお、それだけでは不足する場合は、民間の遊休地等の使用についても検討する。

3 応急仮設住宅の建設

- (1) 必要に応じ県に対し、支援を要請して応急仮設住宅を設置する。応急仮設住宅の設置にあつ

ては、高齢者・障害者に配慮した応急仮設住宅について、その必要量を建設するよう要請するとともに、集会施設等生活環境の整備を促進する。

(2) 災害救助法が適用された場合、県は、町からの要請により建設場所、戸数、規模、着工期日等について、一般社団法人プレハブ建築協会と調整し、応急仮設住宅を建設する。

(3) 災害救助法適用による応急仮設住宅の供与期間は、原則として完成の日から2年以内とする。

4 入居者の選定

(1) 入居者の選定は、原則として、県の委任により、産業建設部まちづくり建設班が行う。ただし、広域避難に対応する場合には、県が町の協力を得ながら実施する。

(2) 選定にあたっては、次の事項に留意する。

ア 高齢者や障害者等の優先入居を行うこと。

イ 地域コミュニティとしての一体性を維持し、高齢者や障害者が孤立することのないよう配慮すること。

ウ 高齢者や障害者等が過度に集中した応急仮設住宅群を回避すること。

エ 入居後の高齢者や障害者等に対し、巡回相談、安否確認などを行うこと。

5 応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅の管理は、県の委任により、産業建設部まちづくり建設班が実施する。

第4 公営住宅等への一時入居

産業建設部まちづくり建設班は、応急仮設住宅への移転までの一時的な収容施設として、公営住宅・公的住宅等の管理者に対し、公営住宅等の一時使用を要請する。

第5 住宅に関する相談窓口の設置等

産業建設部まちづくり建設班は、応急仮設住宅、空き家、融資など住宅に関する相談及び情報提供のため、住宅相談窓口を設置する。

また、費用の法外な高騰や違法行為を行う業者の出現等によるトラブル防止のため、県・国・協力団体等と連携し、建築・補修業者の広域的確保と費用の適正化確保に努めるとともに、民間賃貸住宅への被災者の円滑な入居を確保するため、県と協同で貸主団体及び不動産業関係団体への協力要請等適切な措置を講じる。

第6節 応急教育等

町は、災害に際して、幼稚園・小中学校の園児・児童・生徒の安全確保、地域における応急対策活動拠点としての協力、並びに早期の学校教育再開等を迅速に行うため、教職員、防災関係機関等と連携し、必要な措置を講じる。

なお、高校その他の教育施設については、各防災関係機関がその定めるところにより行うが、必要に応じて、町の幼稚園・小中学校に準じて行うよう協力を求める。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 学校・園施設の応急対策	教育部	学校長・園長
第2 応急教育の実施	教育部	学校長・園長
第3 園児・児童・生徒に対する援助	教育部	学校長・園長、中和保健所、中央こども家庭相談センター
第4 社会教育施設等の応急対策	教育部	

第1 学校・園施設の応急対策

教育部教育総務班は、各学校長・園長等と連携し、以下のとおり災害発生後の応急対策を行う。

1 園児・児童・生徒の安全確保

(1) 幼稚園・小中学校における防災計画の策定

幼稚園・小中学校の各学校長・園長等は、地震発生時における園児・児童・生徒の安全確保を図るため、以下の事項に留意のうえ、町地域防災計画を踏まえて防災計画を策定する。

ア 防災体制に関する内容

(ア) 校内の防災組織（平常時と災害時の役割の明確化、被災時における学校（園）防災本部の設置）

(イ) 教職員の参集体制（地震発生時の状況に応じた教職員の参集体制）

(ウ) 家庭や地域との連携（園児・児童・生徒の引き渡し訓練や町地域防災計画に基づいた訓練の実施等による日常的な連携強化）

イ 安全点検に関する内容

(ア) 安全点検の実施（点検場所、内容、責任者等を明確にした定期的な点検体制の確立）

(イ) 防災設備の点検（防火シャッター、消火器、消火栓、救助袋等の定期的な点検）

(ウ) 避難経路の点検（地震時の避難経路の点検、通学路の安全点検）

ウ 防災教育の推進に関する内容

(ア) 防災教育の推進及び指導計画の作成

(イ) 教職員の指導力、実践力の向上（校内外の研修による防災リテラシー、応急処理能力の向上や「心のケア」対策の充実）

エ 防災（避難）訓練の実施に関する内容

- (ア) 避難経路、避難場所の設定（地震、火災の災害の種類に応じた複数の避難経路、避難場所の設定）
- (イ) 防災（避難）訓練指導（実践的で多様な訓練の実施）
- (ウ) 園児・児童・生徒の安否確認
- (エ) 園児・児童・生徒の保護者への引き渡し訓練

オ 緊急時の連絡体制及び情報収集

- (ア) 教職員及び保護者への連絡体制（複数の連絡方法の整備）
- (イ) 防災関係機関（消防、警察、医療機関等）への連絡体制
- (ウ) ラジオやテレビ、インターネット等による災害の情報収集（地震の規模、地域の被害状況等）

カ 学校等が避難所になった場合の対応

- (ア) 町及び地域との連携体制（施設開放の手順の確認等）
- (イ) 施設開放区域の明示
- (ウ) 避難所支援体制（避難者誘導、避難所運営組織づくり支援、名簿作成 等）

(2) 応急措置

幼稚園・小中学校の各学校長・園長等は、あらかじめ定めた計画に基づき、園児・児童・生徒の生命の保護を最優先とした避難誘導活動に努める。

ア 校内での応急対応

- (ア) 園児・児童・生徒、教職員自身の生命を最優先し、安全確保を指示する。
- (イ) 施設・設備の被害状況、危険箇所等の情報収集を行い、安全なルートを確認、状況に応じて校内放送等による全校避難（避難経路・避難場所）の指示を行う。
- (ウ) 非常持ち出し品の搬出を指示する。
- (エ) 避難場所において、避難場所の安全を再確認しながら、状況の把握に努め、二次避難の必要性を検討するとともに、園児・児童・生徒の安否確認を行い、必要性に応じて二次避難を指示する。
- (オ) 避難措置完了後、速やかに保護者等と連絡をとり、引き渡し等の適切な措置を講じる。

イ 登下校時及び休日等の応急対応

- (ア) 登下校時及び夜間・休日等に地震が発生した場合は、保護者等と連絡をとり、園児・児童・生徒の安否確認及び状況把握に努める。
- (イ) 園児・児童・生徒の登校前に地震が発生した場合は、防災行政無線、家庭連絡網等により保護者又は園児・児童・生徒に連絡する。
- (ウ) 避難場所の安全を確認、確保するとともに、登校してきた園児・児童・生徒を誘導し、安全確保、安否確認を行う。

なお、下校時においては、学校等に戻ってきた園児・児童・生徒を避難場所に誘導し、安全確保、安否確認を行う。

- (エ) 保護者に対して、正確な情報を速やかに提供するとともに、窓口対応を一本化する。

ウ 幼稚園・小中学校行事（校外）における応急対応

- (ア) 現場の責任者との連絡を確保し、情報の把握に努め、園児・児童・生徒、教職員の生命を最優先し、安全確保と安否確認を指示するとともに、定期的な連絡、報告を指示する。

(イ) 全体的な状況判断をもとに、可能ならば現場に応援の職員を派遣し、情報の収集と連絡体制を確保する。

(ウ) 保護者に対して、正確な情報を速やかに提供するとともに、窓口対応を一本化する。

2 施設の被害状況の把握・報告

(1) 幼稚園・小中学校の管理責任者

幼稚園・小中学校の管理責任者は、以下の項目について、調査・把握し、教育部教育総務班に速やかに連絡報告する。

なお、第1報は、迅速を第一に、人的被害、施設の被害及び教職員の参集状況について把握している限りを報告する。

ア 園児・児童・生徒等の安否・被災状況

イ 教職員の被災状況

ウ 幼稚園・小中学校施設の被害状況

エ 応急措置を必要と認める事項

オ 応急教育の実施あたって必要と認める事項（施設・設備、人員等）

(2) 町

教育部教育総務班は、以下の項目について、調査・把握・とりまとめを行い、直ちに総務部本部班に被害状況を報告するとともに、必要に応じて速やかに県教育委員会企画管理室に報告する。

ア 園児・児童・生徒等の安否・被災状況

イ 教職員の被災状況

ウ 幼稚園・小中学校施設の被害状況

エ その他教育施設等の被害状況

オ 応急措置を必要と認める事項

3 避難所等の開設及び運営への協力

教育部教育総務班は、避難所等災害対策活動拠点となる幼稚園・小中学校における避難所の開設及び運営に積極的に協力する。

4 応急復旧対策

教育部教育総務班は、地震発生後、以下のとおり速やかに施設の応急復旧を行い、通常の授業の実施体制を整える。

(1) 地震による被害の軽易な復旧は、学校長・園長に委任する。

(2) 授業又は施設利用に支障がある場合は、仮間仕切り、仮設トイレ等の設置を検討する。

(3) 被害が甚大で応急修理では使用できないときは、一時的に施設を閉鎖し、完全復旧するまで管理監督するとともに、応急仮設校・園施設等の建設を検討する。

(4) 上記のとおり被災施設の応急復旧に努めるほか、できる限り多数の教室を確保するため次の方策をとる。

ア 隣接学校・園等との協議、調整を行い教室の確保に努める。

イ 学校・園施設以外の教育施設及び公共建築物のほか、協力の得られる適当な民間施設を教室として利用する。

第2 応急教育の実施

教育部教育総務班及び幼稚園・小中学校の各学校長・園長等は、災害により学校教育活動が中断することのないよう、応急教育実施のための施設又は教職員の確保等について、必要な措置を講じるものとし、通常の授業が実施できない場合は、施設の応急復旧の状況等に応じて応急教育を実施する。

1 応急教育の区分

災害によって施設が損傷、若しくは避難所として使用され、通常の授業が実施できない場合は、施設の応急復旧の状況、教職員・園児・児童・生徒及びその家族の、罹災程度、避難者の収容状況、交通機関、道路の復旧状況その他を勘案し、次の区分に従って応急教育を実施する。

- (1) 臨時休校
- (2) 短縮授業
- (3) 二部授業
- (4) 分散授業
- (5) 複式授業
- (6) 上記の併用授業

2 教室等の確保

学校等への避難が長期化することが見込まれる場合は、授業実施のための教室等の確保が必要となるため、近隣の代替施設及び学校敷地、近隣公園など仮設校舎等の建築可能場所をあらかじめ選定しておく。

3 授業時数の確保

休校、二部授業その他のために授業時数の不足が考えられるので、できるだけ速やかに平常授業を再開するなど授業時数の確保に努める。

4 教職員の確保

教職員の被災等によって教職員が不足し、通常の授業が実施できない場合は、次の方法をもって教職員の確保の応急措置を講じる。

- (1) 不足教職員が少ない場合は、当該学校内で操作する。
- (2) 当該学校内で操作できない場合は、教育部教育総務班において操作する。
- (3) 教育部教育総務班で操作できない場合は、県教育委員会に応援を要請する。

5 危険防止

被害状況に応じ危険場所が予測される場合は、立入禁止区域の設定等安全対策を講じるとともに、園児・児童・生徒に対して危険防止に関する指導の徹底を図る。

また、施設・設備に被害を受けた場合は、授業継続に利用できる残存教育施設・設備について調査し、校舎内外の整備復旧に努める。

なお、災害規模や被害の程度によっては、県教育委員会へ専門家（震災建築物応急危険度判定士等）による判定を要請し、校舎や施設設備等の使用再開の決定は、専門家の調査結果を待って行う。

6 園児・児童・生徒及び保護者への対応

- (1) 地域ごとに教職員の分担を定め、できるだけ速やかに、教職員による家庭訪問、避難所訪問等を行い、園児・児童・生徒の正確な被災状況の把握に努める。
- (2) 休校（園）や避難所等での応急教育の実施も視野に入れ、園児・児童・生徒の心のケアを優先的に考えた対応を行う。
- (3) 園児・児童・生徒及び保護者への周知は、掲示、家庭訪問、メール、Web ページ、電話、防災行政無線等の放送などの中から利用可能な方法で実施する。

第3 園児・児童・生徒に対する援助

教育部教育総務班は、各学校長・園長等及び関係各部・機関と連携し、学校給食の早期再開、園児・児童・生徒の健康管理に万全を尽くすとともに、被災によって就学が困難となり、又は学資の支弁が困難となった児童・生徒に対し援助するとともに、就学上支障のある児童・生徒に対しては、学用品を支給する。

1 学校給食の措置

災害が発生するおそれが解消したときは、学校再開にあわせ速やかに学校給食が実施できるよう措置する。ただし、被災状況等により完全給食の実施が困難な場合は、簡易給食を実施する。

なお、次の場合は、学校給食は一時中止する。

- (1) 避難所となった学校において、非常緊急措置として学校給食施設で炊き出しを実施する場合
- (2) 給食施設が被災し、給食実施が不可能となった場合
- (3) 感染症の発生が予想される場合
- (4) 給食物資が入手困難な場合
- (5) その他給食の実施が適当でないと認められる場合

2 園児・児童・生徒の健康管理

- (1) 被害の状況を勘案し、各学校長・園長を通じ平素の保健管理、安全指導を強化する。
- (2) 被災地域の園児・児童・生徒に対して、中和保健所、学校医及び健康福祉部健康福祉班と緊密な連絡をとり臨時の健康診断等を行い、感染症の予防について適切な措置をとる。
- (3) 被災した園児・児童・生徒に対しては、中和保健所、中央子ども家庭センター等専門機関との連携を図りながら、その被災状況に応じて保健指導やカウンセリング等を実施し、PTSD（心的外傷後ストレス障害）等の解消、健康の保持、心のケア等に努める。
- (4) 被災状況に応じて、中和保健所及び健康福祉部健康福祉班と緊密な連絡をとり被災学校・園施設の清掃、消毒等を行い、感染症の予防に努める。

3 就学援助等に関する措置

被災によって就学が困難となり、又は学資の支弁が困難となった町立学校の児童・生徒に対し、就学援助費の支給について、必要な措置を講じる。

4 学用品の支給

災害救助法に基づき、就学上支障のある児童・生徒に対して教科書、教材、文房具及び通学用品を支給するため、応急教育に必要な教科書及び学用品について、その種類、数量を調査し、県教育委員会に報告するとともに、その調達及び配分を行う。

また、調査の結果、教科書等の確保が困難な場合、県教育委員会に調達のあっせんを依頼する。

5 転出、転入の手続き

園児・児童・生徒の転出・転入について、状況に応じ、迅速かつ弾力的措置をとる。

第4 社会教育施設等の応急対策

教育部生涯教育班及び図書館班は、災害に際して、所管する田原本町公民館、町立図書館、唐古・鍵考古学ミュージアム等社会教育施設の利用者の安全確保、地域における応急対策活動拠点としての協力、並びに施設の再開等を迅速に行うため、以下のとおり必要な措置を講じる。

1 利用者の安全確保

施設の管理者は、地震発生時には、施設で開催されている事業等の中止、延期又は利用者による事業を中止するなど状況に応じた適切な指示を行い、入館者及び施設の利用者、職員の安全を確保する。

2 避難誘導

施設の管理者は、施設利用者の来館時にあつては、あらかじめ定めた避難に関する要領等に基づき適切に避難誘導を行うとともに、混乱防止に努める。

3 その他の応急措置

- (1) 施設の管理者は、負傷者の有無を確認し、必要な措置を講じる。
- (2) 施設の管理者は、建物等の被害の調査を早急に実施し、危険箇所の応急的な安全措置を講じる。
- (3) 施設の管理者は、以下の項目について、教育部生涯教育班に速やかに連絡報告する。

なお、第1報は、迅速を第一に、人的被害、施設の被害及び職員の参集状況について把握している限りを報告する。

- ア 入館者・施設利用者の安否・被災状況
- イ 職員の被災状況
- ウ 施設の被害状況
- エ 応急措置を必要と認める事項

- (4) 教育部生涯教育班は、以下の項目について、調査・把握・とりまとめを行い、教育部教育総務班を通じて、総務部本部班に被害状況を報告する。

- ア 入館者・施設利用者の安否・被災状況
- イ 職員の被災状況
- ウ 社会教育施設の被害状況
- エ 応急措置を必要と認める事項

第7節 文化財応急対策

町は、文化財の所有者又は管理者との協力のもと、文化財の安全性を確保することを第一の目的とし、文化財的価値を損なわないよう、被害の拡大防止に努める。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 被害状況の把握	教育部	
第2 応急措置（文化財別の保護の方法）	教育部	
第3 埋蔵文化財に関する措置	教育部	

第1 被害状況の把握

1 被害状況の把握

教育部文化財保存班は、地震発生後、指定文化財の被害について調査し、文化財等の被害状況の調査とともに、所有者、管理者の安否を確認する。

また、調査後、県へ報告する。

2 災害発生の通報

指定文化財の所有者又は管理者は、地震が発生した場合、その被害状況について直ちに磯城消防署並びに県へ通報する。

なお、地震によって交通等が遮断され、被害の確認が困難な場合にも、同様にその旨を通報する。

第2 応急措置（文化財別の保護の方法）

1 建造物

文化財所有者は、二次災害等により被害拡大のおそれのあるものについては、可能な限り応急的措置を施し、本格的な修理・修復まで現状維持できるような対応を行うものとする。

(1) 文化財建造物等に延焼の危険がある場合

消火活動に努めるとともに、延焼により焼失が確実と思われる場合は、当該文化財建造物等の解体あるいは撤去も含めた適切な対応をとる。

(2) 文化財建造物が災害により大きく破損した場合

ア 危険部分を撤去及び格納するとともに、雨水の浸透を防ぐため、破損部分を防水シートで覆う。

イ 軒先の垂れ下がりに対しては、支柱等で支持するとともに、危険部分に立入制限の措置をとる。

ウ 破損部分が公共道路等をふさぎ、周囲に甚大な影響を与えることが予想される場合には、速やかに部材等の解体あるいは撤去を行う。

- (3) 文化財建造物の主要な構造部分が災害により大きく傾斜した場合
支柱やワイヤー等で一時的に支持するとともに、全体に立入制限の措置をとる。

2 美術工芸品・有形民俗文化財

文化財所有者は、文化財が展示・収蔵されている施設そのものの倒壊、浸水又はその危険性がある場合、可能な限り速やかに当該施設から文化財を搬出し、その保護・保存を図る。

あわせて、被災した文化財に関しては、文化財の所在場所や被災の実態を写真、ビデオ、図示等で確かかつ詳細に記録し、本格的な修理・修復に備えるものとする。

(1) 転倒、落下等によって損傷した場合

損傷の状況を写真等で記録したうえ、破片等を慎重にもれなく集めて袋や箱等の容器に個別別に収納して保管するとともに、容器には破損した文化財の一部であることを明記する。

(2) 火によって損傷した場合

素材が非常に脆くなっている場合が多いため、原則として手を触れることなく、その取扱いについて早急に専門家の助言を求める。

また、煤、汚れなどを清掃することは避ける。

(3) 水によって損傷した場合

水を含んで重量が増加し構造的に弱くなっているため、注意しながら取扱いに便利な場所へ移動する。その後は、カビの発生に注意しながら低温の環境を保つ。その際、並行して汚れや泥を落とし、水分を除去する必要がある文化財もあるが、材質によってその扱いは一様ではないため、専門家に相談するなどの対応をとる。

(4) 損壊した建物等から文化財を搬出し、他の施設に移動して保管する場合

搬出作業にあたっては、あらかじめ現場の下見を行う必要がある。その際、作業者の安全と搬出の必要がある文化財の現状及び搬出の経路を確認し、効率的に作業が行えるように交通輸送手段、建物への進入手段、搬出した文化財や資材等の置き場などを確保する。

搬出にあたっては、被災した文化財の取扱いに慎重を期しながらその員数を確認し、写真等でその状況を記録する。

3 史跡、名勝、天然記念物

文化財所有者は、可能な限り被害状況の把握に努めるとともに、二次的倒壊・崩落を極力防止するため、危険のない範囲で応急的措置を講じるものとする。

第3 埋蔵文化財に関する措置

- 1 教育部文化財保存班は、災害復旧事業として認定された事業などに伴い、発掘調査を必要とする場合には、県及び文化庁と対応について協議する。
- 2 その他必要と認める場合には、文化財保護法に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地に関する措置に準ずる取扱いを行う。
- 3 教育部文化財保存班は、県、国等に要請し、他都道府県等の発掘調査担当技師による調査支援体制を確立する。

【本節に関する資料】

資料編 2-1-6 指定文化財一覧表

資料編 2-1-7 田原本町文化財分布図

第8節 ボランティア等自発的支援の受入れ

町は、町・県社会福祉協議会等の防災関係機関・関係団体と連携を図り、ボランティアに関する被災地の情報の把握に努めるとともに、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティア活動者への情報提供等に努め、円滑なボランティア活動を進められるよう支援する。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 ボランティアの受入れ	各部	町社会福祉協議会、 県社会福祉協議会、 日本赤十字社奈良県支部
第2 義援金・救援物資の受入れ及び配分	総務部、健康福祉部	日本赤十字社奈良県支部
第3 海外からの支援の受入れ	町長公室部	

第1 ボランティアの受入れ

健康福祉部健康福祉班及び町社会福祉協議会は、各地から寄せられるボランティア等の支援申し入れに対して、県、日本赤十字社奈良県支部、県社会福祉協議会、その他ボランティア活動推進機関と相互に協力・連携し、県の「県ボランティア・NPO活動情報提供システム」等を活用してボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう適切に対処する。

また、町及び県は、町及び県の社会福祉協議会と協働して、地元や外部から被災地入りしているボランティア団体及びNPO等との連携を図るとともに、必要に応じて全国域で活動する中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらと異なる組織の活動調整を行う組織）との連携を図りながら、被災地のニーズや支援活動の全体像を把握・調整するため、情報を共有する場を設置し、連携のとれた支援活動の展開を図る。

1 一般ボランティアの受入れ

(1) 活動内容

関係各部は、各部が所管する応急対策の実施にあたって、次のような活動内容のボランティアの協力を得る。

また、そのために必要な情報（ボランティアの活動場所、活動内容、人数等）をとりまとめ、健康福祉部健康福祉班に連絡する。

- ア 被災者に対する炊き出し
- イ 救援物資の仕分け・配付
- ウ 高齢者・障害者など要配慮者の介助
- エ 避難所内における給食・清掃などの運営補助

オ 要配慮者のニーズ把握や安否確認

カ その他被災者に対する支援活動

(2) 人材の確保

健康福祉部健康福祉班は、各部が必要とするボランティアの活動場所、活動内容、人数等を把握し、町社会福祉協議会に連絡する。

(3) 災害ボランティアセンターの設置

健康福祉部健康福祉班は、町社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターにおいて、町社会福祉協議会と連携のうえ、ボランティアの受入れ、活動の調整を行う窓口を開設する。

2 活動支援体制

(1) 必要資機材、活動拠点の提供

健康福祉部健康福祉班は、災害ボランティアセンターをはじめとして、ボランティア活動に必要な資機材及び活動拠点の提供を行う。

(2) 災害情報の提供

健康福祉部健康福祉班は、災害ボランティアセンターと情報を共有・連携し、ボランティア関係団体に対して災害の状況及び災害応急対策の実施状況等の情報を提供するとともに、ボランティアからもたらされる情報についても積極的に入手する。

また、町社会福祉協議会と連携のうえ、県が県社会福祉協議会と共同して設置・運営する奈良県災害ボランティア本部との情報交換等を行う。

3 専門的なボランティアの取り扱い

(1) 人材の確保

ボランティア活動の調整、無線通信、通訳等の災害応急対策において、町単独では人材が不足する場合、総務部本部班は各部が必要とする災害応急対策活動の内容、人数等を把握し、県へ要請を行う。専門的なボランティアは次のとおりである。

ア 医療分野（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、助産師等）

イ ボランティアコーディネーター

ウ アマチュア無線技師

エ 通訳（外国語、手話）

オ 特殊車両等の操縦、運転の資格者等

(2) 受入れ及び配置

受入れ及び配置については、総務部本部班が行う。

第2 義援金・救援物資の受入れ及び配分

総務部総務班及び健康福祉部保険医療班は、寄託された義援金・救援物資の受入れ及び配分を行う。

1 義援金の受入れ及び配分等

(1) 受入れ

総務部総務班（経理担当）は、義援金の受入窓口を開設し、町としての受入業務を行う。

(2) 保管

義援金は、被災者に配分するまでの間、当該災害に関する義援金受付専用口座を設け、町指定金融機関で保管する。

(3) 配分

ア 義援金の配分については、各部長を構成員とする義援金配分委員会を設置し、配分方法、伝達方法等を協議のうえ決定する。

イ 定められた方針、所定の手続を経て被災者等に情報を提供し、配分する。

(4) 日本赤十字社等の義援金募集に関する広報

町長公室部秘書広報班は、日本赤十字社奈良県支部、又は義援金募集委員会等が行う義援金の受入れ・管理等について、町ホームページ、広報紙等により広報活動その他必要な支援を行う。

2 救援物資の受入れ及び配分

健康福祉部保険医療班は、救援物資の受入れ及び配分を行う。ただし、大規模災害発生により町の受入体制が整わないと判断される場合は、救援物資の受入れが困難であり、当面の受付は義援金に限る旨の本部長（町長）声明を町ホームページに掲載するとともに、報道機関に対して周知協力を要請する。

(1) 受入れ

ア 町役場等に救援物資の受入窓口を開設し運営を行う。

イ 仕分け作業が迅速に行えるよう受入品目を限定し、荷物には物資の内容、数量等の必要事項を記入する。

ウ 救援物資の申し出があった場合は次のことを要請する。

(ア) 救援物資は荷物を開梱することなく物資名、数量がわかるように表示すること

(イ) 複数の品目を梱包しないこと

(ウ) 腐敗する食料は避けること

(2) 保管

救援物資は、被災者に配分するまでの間、物資集積場等で保管する。

(3) 救援物資の配分

救援物資の配分については要配慮者を優先し、実施する。

(4) 救援物資の搬送

ア 県及びその他の市町村等からの物資は、あらかじめ定めた物資集積所等に受入れ、仕分けのうえ各避難所へ搬送する。

イ 搬送は、ボランティアの協力を得て実施する。

第3 海外からの支援の受入れ

町長公室部人事班は、海外からの支援について、国が作成する受入計画に基づき、必要な措置を講じる。

1 連絡調整

海外からの支援が予想される場合、町長公室部人事班は、県と連携して、あらかじめ国に、被災状況の概要、想定されるニーズを連絡し、また、国からの照会に迅速に対応する。

2 支援の受入れ

町長公室部人事班は、各部、県等防災関係機関と連携し、海外からの支援の受入れを以下のとおり行う。

(1) 次のことを確認のうえ、受入れの準備を行う。

- ア 支援内容、到着予定日時、場所、活動日程等
- イ 被災地域のニーズと受入体制

(2) 海外からの支援の受入れにあたっては、極力自力で活動するよう要請するが、必要に応じて次のことを行う。

- ア 案内者、通訳等の確保
- イ 活動拠点、宿泊場所等の確保

第 5 編 災害復旧・復興計画

第1章 被災者のくらしとしごとの再建の支援

第1節 罹災証明書の交付及び被災者台帳の作成

町は、各種の被災者に対し早期に支援措置を講じるため、被災者台帳を作成するとともに、罹災証明書の交付体制を確立する。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 被災者台帳の作成	総務部	
第2 罹災証明書の発行	総務部	磯城消防署（火災）

第1 被災者台帳の作成

本部長（町長）は、町域に係る災害が発生し、公平な支援を効率的に実施するために必要があると認めるときは、災害対策基本法第90条の3に基づき、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳「被災者台帳」を作成する。

被災者台帳の作成にあたっては、総務部調査班が、被災状況を調査のうえ、被災者台帳を整備し、必要事項を登録する。

- 1 家屋台帳及び住民基本台帳から被災世帯について、罹災台帳を作成する。
- 2 建築物の被災状況調査の結果に基づき、必要事項を登録する。

第2 罹災証明書の交付

町域に係る災害が発生し、当該被災者から、罹災証明書の申請がなされたとき、本部長（町長）は、災害対策基本法第90条の2に基づき、遅滞なく住家の被害及びその他町の定める種類の被害状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面「罹災証明書」を交付する。また、被害認定調査を行う際は、原則内閣府が採用している様式及び手法を用いて調査するとともに、必要に応じて、航空写真や被災者が撮影した写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、効率的な手法について検討する。

なお、罹災証明書の発行体制の整備にあたっては、住家被害認定調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後の応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

総務部調査班は、遅滞なく罹災証明書を交付するため、マニュアル等の作成並びにそれに伴う必要な業務の実施体制確保のための職員の育成及び他の地方公共団体、民間の団体等との連携の確保等に

努めるとともに、罹災証明書交付業務を支援するシステムの活用など、効率的な手法について検討する。

なお、罹災証明書の発行は、1回限りとし、やむを得ない理由のある場合は、写しに証印のうえ再交付する。

また、火災による罹災証明書は、磯城消防署が発行する。

【本節に関する資料】

資料編 5-10 罹災証明に関する様式

第2節 被災者の生活確保

町は、災害を受けた地域住民の民生安定のため、住宅対策をはじめ各般にわたる救済措置を講じることにより、被災者の生活の確保を図る。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 被災者生活再建支援金	総務部	
第2 住宅の確保	産業建設部	
第3 雇用対策	総務部、産業建設部	ハローワーク桜井
第4 町税等の減免・徴収猶予等	総務部、健康福祉部、関係各部	
第5 災害援護資金・生活資金等の貸付	健康福祉部、総務部	町社会福祉協議会
第6 災害弔慰金等の支給	健康福祉部	

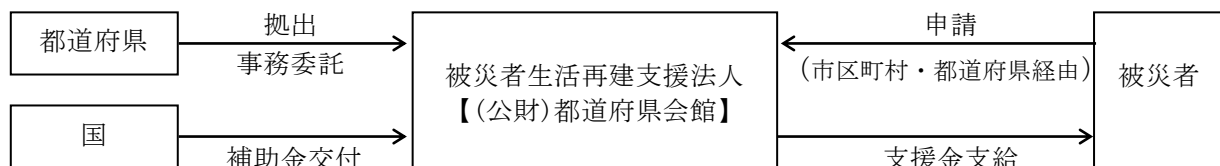
第1 被災者生活再建支援金

被災者生活再建支援金は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な者に対し、「被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）」に基づき、県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、国の指定を受けた被災者生活再建支援法人（財団法人都道府県会館）が、支援金を支給する。

総務部総務班は、支援法に基づき基金の事務の一部を委託された場合、申請書の審査（総務部調査班による住宅の被害認定及び罹災証明書等の発行）・とりまとめ（総務部総務班による被災者からの被災者生活再建支援金支給申請書等の必要書類の受け付け及び県への送付）等、支給に関する事務が、適切かつ速やかに実施されるよう県と連携を図りながら事務を行う。

県は、市町村からの被害状況をとりまとめ、国・被災者生活再建支援基金に対して被害状況の報告を行うとともに、「被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）」の適用の公示、書類のとりまとめなど必要な措置を行い、被災者生活再建支援法人に対して支援金の迅速な支給を要請する。

なお、被災者生活再建支援金制度の概要については、資料編に示すとおりである。



(所管・内閣府) (支援金の1/2)

支援金支給の仕組み

第2 住宅の確保

産業建設部まちづくり建設班は、県及び防災関係機関と連携のうえ、応急住宅対策に引き続いて、被災者の恒久的な住宅確保支援策として、必要に応じて災害公営住宅の建設、公営住宅等への特別入居等を行う。

また、復興過程における被災者の居住の安全を図るため、公営住宅等の空き家活用、仮設住宅等の提供等を行うとともに、自力で住宅を確保する被災者に対しての支援を行う。

1 住宅復興計画の策定

被災者の居住の安定を図るため、県と連携のもと、住宅復興計画を策定し、被災地の実情にあった施策を推進する。

2 住宅の供給促進

民間、県、都市再生機構の協力を得て、住宅の供給促進に努める。

(1) 公営住宅、都市機構賃貸住宅の空き家活用

既存の空き家若しくは建設中の住宅について、可能な限り被災者の住宅として活用できるよう配慮する。

(2) 災害公営住宅の建設・供給

災害により住宅が滅失し、自力で住宅確保が困難な低所得世帯等を対象として、災害公営住宅を建設・供給する。

(3) 民間賃貸住宅の供給促進

県と連携し、民間賃貸住宅への入居を希望する被災者に対し、関係団体の協力を得て、物件の紹介に努める。

また、災害の規模等に応じて、住宅金融支援機構を利用し、優良な民間賃貸住宅を建設する者に対して利子補給を行い、被災者の住宅としても活用できる賃貸住宅の供給を図る。

(4) 災害住宅に対する融資

県と連携し、住宅金融支援機構法に規定する災害復興建築物の建設若しくは購入又は被災建築補修に必要な資金の貸し付けが、被災者に対し円滑に行われるよう、借入手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施する。

なお、県は、あらかじめ締結している住宅金融支援機構との「災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定」に基づき、災害復興住宅融資に係る臨時相談窓口を設置する。

3 その他の対策

(1) 公営住宅法による既設公営住宅の復旧

災害（火災にあつては、地震による火災に限る。）によって公営住宅が滅失し、又は著しく損傷した場合は、既設公営住宅を復旧する。

(2) 被災者再建支援相談窓口の活用

被災者再建支援相談窓口の活用により被災者の住宅確保のための相談に積極的に対応する。

第3 雇用対策

1 事業者への雇用維持の要請

産業建設部地域産業推進班は、総務部各班と連携し、失業者の発生を未然に防ぎ、被災者の経済的な生活基盤を確保し、迅速な生活再建を図る。このため、被災者向け救援を行うにあたっては、町内被災事業者の復旧の妨げにならないよう留意し、可能な限り町内事業者・被災者の活用・雇用に努めるとともに、県と連携し、町内の事業主や経済団体等に対し、雇用の維持を要請する。

また、雇用調整助成金等を活用し、雇用の維持と失業の予防を図る事業主への支援助成を行う。

2 職業のあっせん等の要請

産業建設部地域産業推進班は、総務部各班と連携し、災害による離職者の把握に努めるとともに、災害により離職を余儀なくされた被災者の生活再建を図るため、県と連携し、ハローワーク桜井に対し、以下の事項の実施について要請する。

- (1) 災害による離職者の把握
- (2) 求人開拓による就職先の確保
- (3) 広域的な職業紹介による就職機会の提供
- (4) 被災者のための臨時職業相談窓口の設置
- (5) 被災者の再就職促進のための就職説明会等の開催

3 雇用保険の失業給付に関する特別措置

ハローワーク桜井は、災害救助法第2条の規定に基づき指定された区域に所在する雇用保険適用事業所に雇用される被保険者（日雇用労働被保険者を除く。）が、当該事業所が災害により事業を休止又は廃止し、休業するに至ったため、一時的に離職を余儀なくされた場合であって、離職前の事業主に再雇用されることが予定されている者を、雇用保険上の失業者として取り扱い、雇用保険法に基づく基本手当（傷病手当を含む。）を支給する。

また、失業により基本手当受給中の者が災害により認定日に出向いて行くことができない場合には、事後に証明書により基本手当を支給する。

第4 町税等の減免・徴収猶予等

1 町税の減免措置等

総務部調査班は、地方税法、田原本町税条例等に基づき期限の延長、徴収の猶予及び減免措置を講じる。

(1) 期限の延長

納税義務者等が災害によって、期限までに申告等又は町税を納付若しくは納入することができないと認められる場合は、当該期限を延長する。

(2) 徴収猶予

災害によって財産に損害を受けた納税（付）義務者が町税等を一時に納付することができないと認められる場合は、その者の申請に基づき徴収を猶予する。

(3) 減免

災害によって被災した者に対して、個人の住民税・固定資産税等の町税を軽減又は免除する減免措置を講じる。

2 国民健康保険税の減免

健康福祉部保険医療班は、災害によって生活が著しく困難になった者に対し、被災の状況に応じて保険税を減免する。

3 介護保険料の特例措置

健康福祉部長寿介護班は、災害によって被災した住民に対して、介護保険法に基づき、次の特例措置を講じる。

- (1) 認定更新期限の延長措置（有効期間満了日から1ヶ月）の周知（介護保険法第33条第3項）
- (2) 給付割合の増額（介護保険法第50条、第60条）
- (3) 保険料の減免（介護保険法第142条、田原本町介護保険条例第11条）
- (4) 保険料の徴収猶予（介護保険法第142条、田原本町介護保険条例第10条）

4 その他徴収金の減免等

関係各班は、災害によって損失を受けた場合は、その損失の程度に応じて条例に基づき減免する。

第5 災害援護資金・生活資金等の貸付

健康福祉部健康福祉班及び健康福祉部こども未来班は、総務部総務班（経理担当）と連携のもと、災害によって被害を受けた者に対し、災害援護資金等の貸付融資を行い、被災者の早期立ち直りと生活の安定化を促進する。

1 災害援護資金の貸付

自然災害によって町域に災害救助法が適用された場合、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、条例の定めるところによって、被災世帯に対して生活の立て直しに資するため、災害援護資金を貸し付ける。

2 生活福祉資金の災害援護資金貸付

低所得世帯等に対し、経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、「生活福祉資金の貸付制度要綱」に基づき、県社会福祉協議会が県内居住の低所得者世帯に対して行っている、生活福祉資金の災害援護資金貸付が迅速かつ的確に行われるよう必要な措置を講じる。

なお、災害弔慰金の支給に関する法律に基づく災害援護資金の貸し付け対象となる世帯は、原則として生活福祉資金の災害援護資金及び住宅資金の貸し付け対象とはならない。

3 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付

- (1) 母子福祉資金

母子家庭の母（配偶者のいない女子で、現に20歳未満の児童を扶養している者）に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長及び扶養している児童の福祉の増進を図ることを目的として、県が貸付を行う。

一般的な融資制度であるが、災害の場合には、措置期間を延長することができる特例措置がある。

(2) 父子福祉資金

父子家庭の父（配偶者のいない男子で、現に20歳未満の児童を扶養している者）に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長及び扶養している児童の福祉の増進を図ることを目的として、県が貸付を行う。

一般的な融資制度であるが、災害の場合には、措置期間を延長することができる特例措置がある。

(3) 寡婦福祉資金

寡婦（配偶者のない女子で、かつて母子家庭であった者）等に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長及び寡婦の福祉の増進を図ることを目的として、県が貸付を行う。

一般的な融資制度であるが、災害の場合には、措置期間を延長することができる特例措置がある。

第6 災害弔慰金等の支給

健康福祉部健康福祉班は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、条例の定めるところによって、災害弔慰金及び災害障害見舞金を支給する。

【本節に関する資料】

- | | | |
|-----|-----|-----------------|
| 資料編 | 4-1 | 災害弔慰金の支給等に関する条例 |
| 資料編 | 4-2 | 被災者生活再建支援金制度の概要 |

第2章 被災者のこころとからだのケア

第1節 被災者生活再建相談窓口の開設

町は、被災者生活再建相談窓口を開設し、災害によって家や財産が滅失した被災者の不安や悩みを解消し、生活再建を支援する。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 被災者生活再建相談窓口の開設	健康福祉部、各部	
第2 相談内容・要望の処理	健康福祉部、各部	

第1 被災者生活再建相談窓口の開設

1 被災者生活再建相談窓口の開設

健康福祉部保険医療班は、被災者からの各種問い合わせ及び相談に対応するため、防災関係機関と連携し、必要に応じて町役場等に被災者生活再建相談窓口を開設する。

2 実施体制

- (1) 各部から状況に応じて相談窓口担当者として対応職員を派遣し、電話及び住民対応業務全般について実施する。
- (2) 災害によって生じた夫婦、親子関係や避難所等における女性独自の悩みについては、女性の専門相談員が電話、面接相談等により相談を行う。
- (3) 相談窓口の開設時には、設置場所、開設時間等について、広報紙等で住民へ周知する。

第2 相談内容・要望の処理

1 相談内容

相談窓口への相談内容については、被害の状況、復旧の状況、時間の経過とともに異なるが、主に次のようなものが考えられる。

- (1) 職業のあっせん等雇用対策に関する事。
- (2) 町税等の減免、徴収猶予等に関する事。
- (3) 災害弔慰金等の支給、災害援護資金・生活資金等の貸付に関する事。
- (4) 住宅の修理、解体、再建、融資制度の利用に関する事。
- (5) 土地、建物の登記に関する事。
- (6) ライフラインの復旧に関する事。
- (7) 罹災証明書の発行に関する事。

- (8) 要配慮者対策等の福祉に関すること。
- (9) 中小企業及び農業関係者の支援に関すること。
- (10) 女性独自の相談（心の悩み、DV（ドメスティックバイオレンス）相談、性暴力被害相談、法律相談等）に関すること。
- (11) その他生活再建に関すること。

2 要望の処理

相談窓口で聴取した要望事項は、直ちに関係各部及び防災関係機関へ連絡し、必要なものについては速やかに対応できるよう努める。

第2節 被災者健康維持活動

町は、被災者の健康状態、栄養状況を十分に把握するとともに、中和保健所、総合リハビリテーションセンター、精神保健福祉センター、田原本町医師会等防災関係機関の協力を得て、助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動を実施する。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 巡回相談等の実施	健康福祉部	中和保健所、田原本町医師会
第2 心の健康相談の実施	健康福祉部	中和保健所

第1 巡回相談等の実施

健康福祉部健康福祉班は、被災者の健康管理や生活環境の整備を行うため、応急仮設住宅、被災地区等において、保健師等による巡回健康相談、訪問指導、健康教育、健康診断等を実施する。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。

- 1 被災者の栄養状況を把握し、食生活改善ボランティア団体の協力を得て、不足しやすい栄養素を確保するための調理方法等の指導を行う。
- 2 高度医療を要する在宅療養者を把握し、適切な指導を行う。
- 3 中和保健所は、保健・医療等のサービスの提供、食事の栄養改善等について、町に助言する。

第2 心の健康相談の実施

健康福祉部健康福祉班は、災害による心的外傷後ストレス障害(P T S D)、生活の激変による依存症等に対応するため、必要に応じて、心の健康に関する相談窓口を設置する。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。

また、環境の激変による精神疾患患者の発生、通院患者の医療中断状況を踏まえて、臨機に精神科救護所を設置する。

第3章 公共施設の災害復旧及び経済の振興対策

第1節 公共施設等の復旧

町は、災害により被災した公共施設の早期の原状復旧のみならず、再度の被害発生防止を考慮して、可能な限り改良復旧の実施を図る。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 災害復旧事業計画の作成	各部	
第2 災害復旧事業の実施	各部	

第1 災害復旧事業計画の作成

1 災害復旧事業計画の作成

各部は、それぞれが所管する公共施設に関し、被災の原因、被災状況等を的確に把握し、県と十分協議し、災害復旧事業計画の策定に努める。

なお、総務部は、計画相互の調整等庶務業務を行う。

2 災害復旧事業期間の短縮

各部は、災害復旧事業計画の作成にあたって、被災状況を的確に把握し、速やかに効果の上がるよう防災関係機関と十分に連絡調整を図り、事業実施期間の短縮に努めるとともに、復旧完了予定時期の明示に努める。

なお、公共施設の災害復旧事業計画のうち、町に関連するものはおおむね次のとおりである。

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画

- ア 河川災害復旧事業計画
- イ 道路災害復旧事業計画
- ウ 下水道災害復旧事業計画
- エ 公園災害復旧事業計画

(2) 農林水産業施設災害復旧事業計画

(3) 都市災害復旧事業計画

(4) 社会福祉施設災害復旧事業計画

(5) 公立学校施設災害復旧事業計画

(6) 公営住宅災害復旧事業計画

(7) 公立医療施設災害復旧事業計画

(8) その他の災害復旧事業計画

3 災害復旧に伴う財政援助及び助成計画の作成

各部は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、国及び県が費用の全部又は一部を負担又は補助するものについては、関係書類等を作成し、査定実施が速やかに行われるように努める。

なお、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲については、国庫負担法、同施行令、同施行規則、国庫負担法事務取扱要綱及び同査定方針による。

第2 災害復旧事業の実施

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、復旧事業の事業費が決定され次第、早期に実施するため必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等について措置する。

第2節 激甚災害の指定

町は、甚大な被害が発生した場合、迅速に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号、以下「激甚災害法」という。）による援助、助成等を受けて適切な復旧計画を実施する。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 激甚災害指定の手続き	各部	
第2 激甚災害の指定促進措置	各部	

第1 激甚災害指定の手続き

1 激甚災害の指定

激甚災害の指定は、内閣総理大臣が、知事の報告に基づき、中央防災会議の意見を聴いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。

各部は、県が行う激甚災害又は局地激甚災害に関する調査等について協力する。

2 特別財政援助の交付手続き

総務部総務班は、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けた場合は、本部長（町長）の指示のもと、速やかに特別財政援助額の交付に関わる調書を作成し、県に提出する。

第2 激甚災害の指定促進措置

各部は、著しく激甚である災害が発生した場合、被害の状況を速やかに調査し、把握するとともに、県を通じて早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努める。

【本節に関する資料】

資料編 4-3 激甚災害制度の概要

第3節 被災中小企業の振興

町は、被災した中小企業の再建を促進し、生産力の回復と経営の安定を図るために行われる支援が迅速かつ的確に行われるよう県に要請するとともに、関係団体等の協力を得て、支援制度についての必要な広報活動を積極的に行う。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 資金需要の調査	産業建設部	田原本町商工会
第2 中小企業者に対する支援制度の周知	産業建設部	田原本町商工会

第1 資金需要の調査

産業建設部地域産業推進班は、再建資金の需要を把握するために県が実施する中小企業の被害状況調査に協力する。

第2 中小企業者に対する支援制度の周知

産業建設部地域産業推進班は、日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫による災害復旧融資、その都度必要に応じて県の協力要請により実施される地元一般銀行等による中小企業向け災害復旧資金緊急融資などの支援制度について、商工会やその他中小企業関係団体との協力のもと、中小企業者に周知徹底を図る。

第4節 被災農業者への融資

町は、被災した農業者の再建を促進し、生産力の回復と経営の安定を図るために行われる支援が迅速かつ的確に行われるよう県に要請するとともに、関係団体等の協力を得て、支援制度についての必要な広報活動を積極的に行う。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 資金需要の調査	産業建設部	奈良県農業協同組合
第2 農業者に対する支援制度の周知	産業建設部	奈良県農業協同組合

第1 資金需要の調査

産業建設部地域産業推進班は、再建資金の需要を把握するために県が実施する農業関係者の被害状況調査に協力する。

第2 農業者に対する支援制度の周知

産業建設部地域産業推進班は、天災融資資金、及び日本政策金融公庫による農林漁業セーフティネット融資等の支援制度について、奈良県農業協同組合等の農業関係団体との協力のもと、農業関係者に周知徹底を図る。

第4章 災害復旧・復興計画の策定

第1節 災害復旧・復興方針

町は、災害発生後から被災者が速やかに再起できるよう各種支援を行うとともに、社会経済基盤の再構築を図る。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 基本方針	町長公室部	
第2 復旧・復興対策体制の整備	各部	

第1 基本方針

被災地の復旧・復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。

また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

なお、「復旧」とは「旧に復すこと」であり、原形復帰を基本とする活動であるのに対し、「復興」とは、災害以前の状態に戻すことにとらわれるのではなく、地域が被災前の状態に比してよりよいものとなるよう、くらしと環境を再建する活動のことである。

町は、県、住民、事業者等と一体となって、各種の復興対策を実施する。その際、復旧・復興のあらゆる場に障害者、高齢者、女性等の参画を促進する。

第2 復旧・復興対策体制の整備

本部長（町長）は、発災直後の救命・救急、応急復旧中心の体制（災害対策本部体制）から各種の復興対策を実施する体制へと円滑に移行（又は併設）できるよう、県と連携し、災害の規模等に応じて、適宜復旧・復興本部等の体制を確立するとともに、以下の業務を必要に応じて復旧・復興対策体制において適宜実施する。

- 1 復旧・復興計画の策定
- 2 復旧・復興対策に必要な情報及び復旧・復興状況の収集及び伝達
- 3 県その他の防災関係機関に対する復旧・復興対策の実施又は支援の要請
- 4 県の設立する復興基金への協力
- 5 復旧・復興計画の進捗管理
- 6 被災者の生活再建の支援

- 7 相談窓口等の運営
- 8 民心安定上必要な広報
- 9 その他の復旧・復興対策

第2節 災害復旧・復興計画の策定

町は、単に災害前の姿に戻すことにとどまるのではなく、総合的かつ長期的な視点に立って、より安全で快適な空間創造・住民生活をめざし、発災後、復旧・復興の主役である住民各層の意見を踏まえて、復旧・復興計画を策定する。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 復旧・復興計画の策定	町長公室部	県（関係各課）
第2 地域住民の合意形成	町長公室部	県（関係各課）
第3 技術的・財政的支援	町長公室部	県（関係各課）

第1 復旧・復興計画の策定

県は、各市町村が策定する復興計画間の整合を図るため、県下全域の被災規模等に応じて必要と認められるときは、復興に関する基本的な方針（復興ビジョン）を策定し、これを周知する。

本部長（町長）は、被災規模等に応じて必要と認められるときは、県の示す復興基本方針に基づき、学識経験者、有識者、町議会議員、住民代表、行政関係職員によって構成される災害復旧・復興検討委員会を設置し、災害復旧・復興計画を策定する。

この計画では、市街地の復旧・復興に関する計画、住宅の復旧・復興に関する計画、産業の復旧・復興に関する計画、生活の復旧・復興に関する計画及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

また、計画作成段階で地域住民の参加と理解を求め、生活の安全確保と環境保全に配慮した防災まちづくりをめざすものとし、災害復旧・復興計画を策定した場合は、速やかにその内容を住民に公表する。

第2 事前の復旧・復興対策

復旧・復興にあたっては、限られた時間内に意志決定、都市計画決定や人材の確保等の膨大な業務を実施する必要がある。そこで、県及び市町村は復旧・復興対策の手順の明確化や必要となる基礎データの整備等、事前に確認・対応が可能なものについて検討・把握しておく。その際、計画的な復旧・復興を進めるため、必要に応じて国（国土院）から提供される計画的復興の基盤となる地理空間情報を活用する。

また、地籍調査の未実施による権利調査の遅れから復興計画の策定や事業に支障が生じることがあるため、平時から地籍調査を実施し、特に被害が想定される地区や応急仮設住宅の候補地がある場合は、その地区を先行的に実施する。

第3 地域住民の合意形成

地域復興の主体は、その地域住民であることから、本部長（町長）は、早期にまちづくりに関する協議会等を設置するなど、地域住民の意見等を反映させながら、復興計画のあり方から復興事業・施策の展開に至る災害復興のあらゆる段階において、地域住民の参加と協力を得て行う。

また、決定事項については速やかに公表し、周知徹底を図る。

第4 技術的・財政的支援

県は、市町村が円滑に復興対策を実施できるよう、必要に応じて、連絡調整や技術的支援等を行うための職員を派遣する。

また、必要に応じ、国や他の自治体に対し、職員の派遣その他の協力を求めるとともに、被災後できるだけ早い時期に財政需要見込み額を把握し、復興財源の確保を図るほか、復興財源を確保するのに必要であると認められる場合は、復興基金の設立について、検討する。

本部長（町長）は、県に対し必要な情報提供、技術的・財政的支援の要請を適宜行う。

第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節 総則

南海トラフ巨大地震等の広域災害に伴う被害の発生に対して、「人命を守る」ことを最大の目標に、できる限り被害を減少させるという「減災」の考え方にに基づき、住民、地域及び防災関係機関のとるべき基本的事項を定める。

第1 推進計画の目的

本編に定める計画は、南海トラフ巨大地震等の広域災害に備えるため、国が公表した「南海トラフ巨大地震の被害想定」（平成24年8月及び平成25年3月公表）及び「南海トラフ巨大地震対策について（最終報告）」（平成25年5月公表）に基づき、本町における南海トラフ巨大地震等の広域災害対策の推進を図ることを目的とする。

また、「南海トラフ巨大地震の被害想定について」（令和元年6月公表）についても必要に応じて活用する。ただし、国における公式の被害想定は平成24年・25年に公表されたものであり、本想定はあくまでも参考資料として取り扱う。取扱いに際しては、このことを念頭に置いた上で十分に留意するものとする。

なお、本計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に関し、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項その他南海トラフ地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項等を定める計画とみなすものとする。

第2 基本的な考え方

この計画は、南海トラフ巨大地震等の広域災害に伴う被害の発生に対して、「人命を守る」ことを最大の目標に、住民一人一人ができる限り被害を減少させるよう「減災」の考え方に基づいて「自助」の取り組みを推進するとともに、地域や事業所等における「共助」の取り組みを促進し、町及び県による「公助」との連携・協働を図るため、住民、地域及び防災関係機関のとるべき基本的事項を定める。

また、南海トラフ巨大地震による被害は超広域にわたり甚大であることから、近隣の被災自治体や被災地域外の自治体との応援・受援が限定的にならざるを得ず、まずは自立した災害対応を行うことが必要であり、次の点に留意しながら、本計画の推進を図る。

なお、本編に記載のない南海トラフ巨大地震等に係る地震防災対策については、前編までの規定に基づき実施する。

1 地震防災対策の推進

第2次奈良県地震被害想定調査において最大の被害が想定されている直下型地震（奈良盆地東縁断層帯）の被害想定は、国の南海トラフ巨大地震の被害想定を上回っており、町内で想定される被害に対しては、住宅の耐震化や町有建築物の耐震化促進など、これまでの地震防災対策を着実に進

める。

2 住民の地震防災対策への支援

突発的な地震に備えた対策を日頃から進めておくことが重要であり、住民一人一人が「自助」に基づき、災害リスクに対する理解を深め、住民主体でより安全な防災行動を選択することができるよう、町や県はその支援を行う。

3 計画的かつ早急な事前防災対策の推進

政府地震調査研究推進本部地震調査委員会における長期評価によると、南海トラフで次に発生する地震は多様な震源パターンがあり得るとされ、その中で、最大クラスの地震（マグニチュード9クラス）の発生は、千年に一度かそれよりも低い確率であるとされている。一方、今後30年以内にマグニチュード8～9クラスの地震が発生する確率は70～80%に達するとされており（2021年1月13日現在）、計画的かつ早急な事前防災対策を進める。

4 地震の時間差発生による災害の拡大防止

過去に南海トラフ沿いで発生した大規模地震を見ると、数時間から数日、あるいは約2年間の間隔をおいて発生している場合も見受けられる。

また、東日本大震災においても本震の約1ヶ月後にマグニチュード7.2の余震が発生し、復旧を遅らせたという事実もある。

このように複数の地震が時間差で発生する可能性があることを考慮し、応急活動、避難者保護、復旧活動における注意喚起等の対策の検討を行う。

第3 防災関係機関が行う事務又は業務の大綱

第1編「総則」第2節「業務の大綱及び住民等の責務」に準じる。

第2節 南海トラフ地震臨時情報

過去に南海トラフ沿いで発生した大規模地震を見ると、数時間から数日、あるいは約2年間の間隔をおいて発生している場合も見受けられる。また、東日本大震災においても本震の約1ヶ月後にマグニチュード7.2の余震が発生し、復旧を遅らせたという事実もある。このように複数の地震が時間差で発生する可能性があることを考慮し、応急活動、避難者保護、復旧活動における注意喚起等の対策の検討が必要である。

第1 地震の時間差発生による災害の拡大防止

- 1 過去の南海トラフ沿いで発生した大規模地震の傾向及び東日本大震災における余震による復旧の遅れという事実を踏まえ、複数の地震が時間差で発生する可能性があることを考慮し、応急活動、避難者保護、復旧活動における注意喚起等の対策の検討を行う。
- 2 気象庁が、①南海トラフ地震臨時情報（調査中）、②南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、③南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の情報を発表した場合においては、時間差を置いた複数の地震発生等に備えて、災害応急対策を実施する。

第2 南海トラフ地震臨時情報の発表

1 臨時情報について

南海トラフ巨大地震の想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたマグニチュード6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した場合、大規模地震発生との関連性について調査を開始する、「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表される。

これらの地震又は現象が発生した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震を、以下「後発地震」と称する。なお、後発地震発生の可能性は最初の地震発生直後ほど高く、時間とともに減少する。

2 後発地震について

世界の事例では、マグニチュード8.0以上の地震発生後に隣接領域で1週間以内に同クラス以上の地震が発生する頻度は十数回に1回とされている。また、マグニチュード7.0以上の地震発生後に同じ領域で1週間以内にマグニチュード8.0クラス以上の地震が発生する頻度は数百回に1回程度とされている。

- 3 南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表後、気象庁に設置された「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」における評価を踏まえ、以下の情報が発表される。

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価が出された場合、後発地震の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

①南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でマグニチュード7.0以上8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲で、マグニチュード7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地域は除く。）が発生、若しくは、②南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたと評価が出された場合、後発地震の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す。

(3) 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）

上記2つの臨時情報のいずれの発表条件も満たさなかった場合、その旨を示す。

4 臨時情報の発表に対する警戒等措置

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

対象とする後発地震に対して、後発地震発生の可能性と社会的な受忍の限度を踏まえ、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるマグニチュード8.0以上の地震の発生から1週間（対象地震発生から168時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）、警戒する措置をとる。

また、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるマグニチュード8.0以上の地震の発生から1週間を経過した後は、後発地震に対して警戒する措置は原則解除するものとし、さらに1週間（対象地震発生から336時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）、注意する措置をとる。なお、それを経過した後は、後発地震に対して注意する措置は原則解除する。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

対象とする後発地震に対して、後発地震発生の可能性を踏まえ、①南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でマグニチュード7.0以上8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲で、マグニチュード7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地域は除く。）の発生から1週間（対象地震発生から168時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）若しくは、②南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、通常と異なる変化が観測されていた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの間、注意する措置をとる。

なお、それを経過した後は、後発地震に対して注意する措置は原則解除する。

(3) 後発地震に対して警戒・注意する措置等の例

県は、明らかに被災するリスクが高い事項について回避する防災対応をとり、県全体としては後発地震に備えつつ通常の社会活動をできるだけ維持することに留意する。

ア 日頃からの地震の備えの再確認

(ア) 家具等の固定（ただし、地震の規模によっては家具等の固定をしても転倒するおそれがあり、固定が必ずしも万能でないことに留意する。）

(イ) 避難場所・避難経路の確認

(ウ) 家族等との安否確認手段の取り決め

(エ) 家庭等における備蓄の確認

イ 行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設等の設備点検

(4) 必要な体制の確保

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合には、その程度に応じて災害対策本部等を設置するなど、必要な体制を確保する。

5 必要な情報の伝達・周知等

(1) 町及び県等は、次の内容等を正確かつ迅速に防災関係機関及び町民に伝達する。

ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容

イ 国からの指示、国民に対する周知及び呼びかけの内容

(2) 町及び県等は、人命救助・被災地への物資支援等に取り組むため、交通、物流等をはじめとする企業に対して、あらかじめ定めた計画に基づいて企業活動にあたるよう周知する。

(3) 町及び県等は、後発地震に対する警戒及び注意する措置の実施に当たり、相互に情報共有を図るとともに、密接な連携をとりながら、実態に即応した効果的な措置を講ずることに努める。

第3 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項

1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

町は、気象庁が南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表した場合、必要に応じて担当職員の緊急参集、情報の収集及び共有、地域住民等に密接に関係のある事項に関する通知、その他必要な措置を行うものとする。

なお、その情報伝達の経路、体制及び方法については、「第8節地震発生時の応急対策等」により定めるものとする。

第4 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達

(1) 町や県、関係機関及び県民等における情報伝達の経路、体制及び方法については、勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じて確実に情報が伝達されるよう留意する。伝達の手段は可能な限り多重化・多様化に努めるものとし、短い時間内において正確かつ広範に伝達を行うよう留意する。また、必要に応じて地域の自主防災組織や公共的団体等の協力を得るものとする。

(2) 町民に対して情報伝達を行う際には、具体的にとるべき行動をあわせて示すこと等に配慮する。なお、外国人等特に配慮を要する者に対する情報伝達については、多言語・やさしい日本語等を用いた様々な周知手段を活用するよう努める。

(3) 町は、状況の変化等に応じて必要な情報を逐次伝達するために必要な措置を講じるとともに、地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用い、反復継続して行うよう努める。

(4) 周知については、冷静な対応を行うよう呼びかけるとともに、交通及びライフラインに関する情報や生活関連情報など、町民に密接に関係のある事項について周知する。また、町民からの問合せに対応できるよう、窓口等の体制を整備する。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

町は、災害応急対策の実施状況や諸般の状況を具体的に把握するため、各種情報の収集体制を整備する。また、これらの情報が正確かつ迅速に災害対策本部等に集約するために必要な措置をとる。

第3節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

施設等の整備は、おおむね五箇年を目途として行うものとし、町は、具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮する。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 地震防災緊急事業五箇年計画の推進	関係各部	
第2 南海トラフ巨大地震等に備えた計画的なまちづくりの推進	総務部、産業建設部	

第1 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

町は、南海トラフ巨大地震による災害から住民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等について、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づき県が策定する「奈良県地震防災緊急事業五箇年計画」に基づき事業を推進する。

第2 南海トラフ巨大地震等に備えた計画的なまちづくりの推進

町は、上記第1以外の事業についても、別に年次計画を定め、その施設等の整備促進に努める。

1 緊急避難場所等の整備

次に掲げる施設又は設備の整備を行う。

- (1) 避難場所誘導看板整備
- (2) 防災機能を有する公園の整備
- (3) 避難所・避難路の整備

2 消防用施設等の整備等

次に掲げる消防用施設及び消防用資機材の整備を行う。

- (1) 防火水槽整備
- (2) 消防団救助用器具整備

3 通信施設等の整備

町、その他防災関係機関は情報の収集及び伝達に関する計画に従い、地震防災応急対策を実施するため必要な次の通信施設の維持・管理及び整備に努める。

- (1) 町防災行政無線
- (2) その他の防災機関等の無線

4 公共施設の災害予防対策の推進

町役場庁舎をはじめ学校等の公共施設は、災害時において避難・救護・救援・復旧等防災活動上重要な役割を担うため、「官庁施設の総合耐震計画基準」に準じて、必要に応じて耐火・耐震構造化等安全対策に努める。

また、新設にあたっては、「官庁施設の総合耐震計画基準」に準じる。

第4節 防災訓練計画等

町は、南海トラフ巨大地震等、広域に被害が及ぶ災害が発生した場合において、住民（自主防災組織等）、県、その他防災関係機関等と連携して防災活動を的確に実施できるよう、防災訓練を実施する。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 防災訓練計画	総務部、関係各部	
第2 公共施設における防災対策の充実	総務部、関係各部	

第1 防災訓練計画

町は、次の点に留意して第2編「災害予防計画」第1章「災害に強いひとづくり」第4節「防災訓練の実施」に基づく防災訓練を実施する。

- 1 南海トラフ巨大地震等に関する応急対策活動を迅速かつ的確に行うため、職員参集訓練、情報伝達訓練などの災害対策本部運営訓練、患者搬送訓練、物資輸送訓練などの現場対応訓練を実施し、職員の防災業務に対する習熟を図る。
- 2 防災訓練の実施にあたっては、ロールプレイング方式など災害対応能力を高める効果の高い訓練手法を導入するとともに、可能な限り住民や自主防災組織の参加を求め、地域防災力の向上を図る。
- 3 町は、防災訓練を通じて各種マニュアル、応援協定、防災関係施設の有効性の検証を行い、発災時の対応能力の向上を図る。
- 4 中長期的視点に立った各種訓練の体系化、訓練実施結果の分析と次期訓練への反映など、適切な訓練の管理及び訓練成果の着実な蓄積により防災力の向上を図る。

第2 公共施設における防災対策の充実

公共施設は、多数の者が出入りする場合が多く、また、地震発生時の応急対策活動を行ううえで重要な役割を果たさなければならないことから、町は、南海トラフ巨大地震等による混乱を最小限にし、機能を迅速に回復するため、避難対策、職員への連絡体制、被害状況の報告方法その他の対策について防災計画を定め、計画に基づいた訓練を定期的に行うよう努める。

また、県と連携し、公共施設の管理者等に対し、公共施設における防災対策の充実を促進する。

第5節 地震防災上必要な防災知識の普及計画

町は、県、その他の防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、第2編「災害予防計画」第1章「災害に強いひとづくり」第1節「防災知識の普及」に基づく取り組みのほか、南海トラフ巨大地震等に対する防災上必要な防災知識の普及を推進する。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 職員に対する防災知識の普及	総務部、関係各部	
第2 住民等に対する防災知識の普及	総務部	
第3 学校教育等における地震防災上必要な防災知識の普及計画	教育部	

第1 職員に対する防災知識の普及

町は、南海トラフ巨大地震等の防災対策の円滑な実施を図るため、職員の各種セミナー受講や、「阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター」での研修受講等を促進することにより、必要な防災知識の普及を図る。

また、各課においては、地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、以下の内容を含む必要な防災教育を行う。

なお、防災上重要な施設管理者に対する防災知識の普及についても、職員に準じて実施する。

- 1 南海トラフ沿いで発生した既往地震及びその被害の歴史に関する知識
- 2 南海トラフ沿いで発生する地震等に伴い発生するおそれのある活断層地震に関する知識
- 3 南海トラフ沿いで発生する地震等に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- 4 南海トラフ沿いで発生する地震等に伴い発生すると予想される被害に関する知識で、特に、次の点に留意したもの。
 - (1) 広域かつ甚大な人的被害、建物被害、ライフライン・インフラ被害
 - (2) 膨大な数の避難者の発生
 - (3) 被災地内外にわたる全国的な生産・サービス活動への多大な影響
 - (4) 被災地内外の食料、飲料水、生活物資の不足
 - (5) 電力・燃料等のエネルギー不足
 - (6) 帰宅困難者や多数の孤立集落の発生
 - (7) 復旧・復興の長期化
- 5 地震及び津波に関する一般的な知識
- 6 地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- 7 職員等が果たすべき役割
- 8 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識

第2 住民等に対する防災知識の普及

住民及び事業所等の従業員一人一人が「自らの身は、自ら守る。自分たちの地域は、自分たちで守る。」という自主防災意識を普及させるため、町は、県と協力して、町広報紙、町ホームページ等を活用し、住民等に対する防災意識の普及を図る。

なお、防災知識の普及は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、次の事項を含むものとする。

- 1 地震発生時における地域の災害危険箇所
- 2 過去の地震災害の事例及びその教訓
- 3 地域の指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路、避難勧告の発令基準など避難に関する知識
- 4 家庭における災害予防や安全対策（食料や生活必需品等の備蓄、非常持ち出し品の準備等）
- 5 災害発生時の行動（家族の安否確認、出火防止等）
- 6 緊急地震速報の活用など正確な情報入手の方法
- 7 住宅の耐震診断・耐震改修の必要性（家具の固定、ブロックの倒壊防止対策等を含む。）
- 8 南海トラフ巨大地震等に伴い発生すると予想される被害に関する知識で、特に、次の点に留意したもの
 - (1) 広域かつ甚大な人的被害、建物被害、ライフライン・インフラ被害
 - (2) 被災地内外の食料、飲料水、生活物資の不足
 - (3) 電力・燃料等のエネルギー不足
 - (4) 帰宅困難者や多数の孤立集落の発生 等

第3 学校教育等における地震防災上必要な防災知識の普及計画

町は、学校長・園長に対し、阪神・淡路大震災及び東日本大震災等の教訓を踏まえ、教職員への教育を行うよう指導するとともに、学校安全計画に地震災害に関する必要事項（防災組織、分担等）を定め、児童・生徒が災害に関する基礎的事項等を理解し、判断力を高め、適切な行動ができるよう安全教育の徹底を図る。

なお、学校教育を通じての教職員及び生徒への防災知識の普及には、次の事項を含むものとする。

- 1 教育・指導（防災訓練の実施を含む。）の内容
 - (1) 南海トラフ地震に関する知識
 - (2) 地震・津波及びそれに伴う原子力災害に関する一般的知識
 - (3) 地震発生時の緊急行動
 - (4) 応急処置の方法
 - (5) 教職員の業務分担
 - (6) 園児・児童・生徒の登下校（園）時等の安全確保方法

- (7) 学校（園）に残留する園児・児童・生徒の保護方法
- (8) ボランティア活動
- (9) J-SPEED（災害時診療概況報告システム）の活用
- (10) その他

2 教育・指導の方法

- (1) 教育活動全体を通じた園児・児童・生徒への地震防災教育
- (2) 研修等を通じた教職員への地震防災教育
- (3) P T A活動等を通じた保護者への地震防災に係る知識の周知徹底

3 その他

防災関係機関と連携し、防災教育に係る資料、教材等の情報の共有化を図る。

第6節 地域防災力の向上に関する計画

南海トラフ巨大地震等は広域的かつ甚大な被害が予想され、地震発生直後は他地域からの受援が困難であることが想定されるため、町は、住民及び事業所等の従業員一人一人による防災対策の実践に加え、住民、企業、自主防災組織、NPO等の主体的な参加・連携による地域の総合的な防災力の向上を図る。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 自主防災組織の災害対応能力の向上	総務部	磯城消防署、田原本町消防団
第2 事業所等の災害対応能力の向上	総務部、産業建設部	田原本町商工会

第1 自主防災組織の災害対応能力の向上

町は、南海トラフ巨大地震の特性を踏まえ、第2編「災害予防計画」第1章「災害に強いひとづくり」第2節「自主防災体制の整備」の内容に加え、特に次の行動を重点的に実施し、自主防災組織の災害対応能力の向上を図る。

- 1 南海トラフ巨大地震の特性及びその対策についての知識の普及（他地域からの応援が相当の期間困難になることの周知等）
- 2 自主防災組織が主体となり実施する訓練に対する支援（特に避難所運営訓練、避難所生活体験への支援）
- 3 長期の孤立や物資不足時に活用可能な地域の人的・物的資源の事前確認（ワークショップ形式による地域防災マップの作成において各種防災関係資器材の保有者・医療従事経験者・井戸の位置の確認等）
- 4 自主防災組織同士の連携の促進（交流会の開催、自主防災組織連絡協議会の設立促進等）

第2 事業所等の災害対応能力の向上

南海トラフ巨大地震は、広域的かつ甚大な被害が予想されるため、個々の事業所等の被災に加え、流通の停滞等による生産への影響も懸念され、広範囲で事業活動に支障が及ぶおそれがあるので、事業活動の維持・再開は地域経済等の維持にとって重要な課題になる。

事業所等は、南海トラフ巨大地震による事業所等の被害を最小限にとどめ、事業活動の維持・再開は地域経済等の維持を図るため、防災計画、事業継続計画（BCP）の作成、各種防災関係資器材や備蓄食料の確保、従業員の帰宅対策等、災害対応能力の向上に努める。

また、地域防災力の向上のため、被災時における地域コミュニティとの連携など防災活動への事業所等としての協力体制の確立を図る。

町は、これらの活動を推進するため、日頃から、事業所等との情報交換や連携を進める。

第7節 広域かつ甚大な被害への備え

国の公表した被害想定によると、最大クラスの南海トラフ巨大地震が発生すれば、西日本を中心に、広域かつ甚大な人的・物的被害をもたらすとともに、我が国全体の国民生活・経済活動に極めて深刻な影響が生じるとされている。

町は、このような被害の発生に対して、「人命を守る」ことを最大の目標に、できる限り被害を減少させるよう「減災」の考え方にに基づき、建築物の耐震化や、地震動への対応、さらには、帰宅困難者対策や文化財保護対策等の事前の防災対策に取り組む。

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 建築物の耐震性の確保	産業建設部 (注) 町有建築物は各所管課	
第2 長周期地震動対策	総務部	
第3 液状化対策	総務部、産業建設部	
第4 時間差発生による災害の拡大防止	総務部、産業建設部	
第5 帰宅困難者対策	総務部、教育部、産業建設部	
第6 支援・受援体制の整備	総務部、町長公室部	

第1 建築物の耐震性の確保

政府地震調査研究推進本部地震調査委員会における長期評価によると、南海トラフで次に発生する地震は多様な震源パターンがあり得るとされ、その中で、最大クラスの地震（マグニチュード9クラス）の発生は、千年に一度がそれよりも低い確率であるとされている。一方、今後30年以内にマグニチュード8～9クラスの地震が発生する確率は70～80%に達するとされており（2021年1月13日現在）、計画的かつ早急な事前防災対策を進める。

なお、南海トラフ巨大地震の被害想定では、奈良県での津波被害は想定されないため、想定死者のおよそ90%が建築物の倒壊等によるものとされており、建築物の倒壊等は、出火・火災延焼、避難者の発生、救助活動の妨げ、災害廃棄物の発生等の被害拡大の要因になり得ることから、町は、これらの被害をできる限り減少させるため、田原本町耐震改修促進計画に基づき建築物の耐震化を重点的に取り組む。

1 住宅の耐震化促進等

住宅の耐震化は、地震による被害から住民が自らの身の安全を守るための最も重要な課題である。町は、住民による耐震診断・改修の積極的な実施を促すため、耐震セミナーを開催するなど、地震に強い住宅に関する関心を高めるよう啓発を行うとともに、耐震診断・改修への補助、相談窓口の開設、技術者の養成等の対策により、住民の自発的な取り組みを支援する。

また、屋内において、固定していない家具等の移動や転倒、その他の落下物による被害を防止するため、自助による事前の防災対策として、住民に対して家具固定等の推進を図るための啓発を実施する。

2 多数の者が利用する建築物等の耐震化促進等

建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正（平成25年5月29日公布）により、全ての建築物の耐震化に向けた努力義務が課せられたとともに、多数の者が利用する建築物等については、耐震診断が義務化されている。

町は、既存建築物の耐震性向上のための耐震知識の普及啓発を図る。

また、耐震診断が義務化された建築物については、所有者への周知に努めるとともに、耐震診断に対する助成制度の充実を図る。

3 非構造部材の耐震対策

町は、既存建築物について、天井等の非構造部材の耐震点検及び脱落防止等の耐震対策の促進に努める。

第2 長周期地震動対策

南海トラフ巨大地震は、震源域が非常に広範囲に及び、地盤の軟弱な地域では、地盤の固有周期に応じて地震波の長周期成分が増幅され、継続時間が長くなることが確認されている。

町は、長周期地震動が構造物に及ぼす影響について、今後の国等の調査研究成果に基づき、新たな対策の必要性を検討する。

第3 液状化対策

第2次奈良県地震被害想定調査結果によると、本町でも海溝型地震（⑤東海・東南海・南海地震同時発生）が発生した場合、町域の約80%の地域で液状化危険度が高くなる。

また、国が平成25年5月に公表した南海トラフ巨大地震対策最終報告においても、ライフライン・インフラ施設の液状化対策、大規模盛土造成地の危険度評価や耐震改修工事を通じた宅地耐震化の促進等の必要性が指摘されている。

町は、液状化の可能性のある地域や対策工法の啓発に努めるとともに、町が管理する施設等の液状化対策に努める。また、液状化のメカニズムや液状化が及ぼす影響、液状化ハザードマップ等について、一人でも多くの住民が内容を理解できるよう周知方法を検討する。

なお、国等による液状化対策が明らかになった場合には、所要の対策に努めるものとする。

第4 時間差発生による災害の拡大防止

1 地震の時間差発生による災害の拡大防止

過去に南海トラフ沿いで発生した大規模地震において、1854年の安政東海地震・安政南海地震は

32時間の間隔で発生し、1944年の東南海地震と1946年の南海地震は約2年間の間隔をおいて発生している。

また、東日本大震災においても本震の約1ヶ月後にマグニチュード7.2の余震が発生し、復旧を遅らせたという事実もある。

町は、このように複数の地震が、数時間から数年の時間差で発生する可能性があることを考慮し、応急活動、避難者保護、復旧活動における注意喚起等を行うとともに、地震が連続発生した場合に生じる危険について広報するなど住民意識の啓発に努める。

2 応急危険度判定の迅速な実施

(1) 予防計画

町は、最初の地震で脆弱になった建築物等が次の地震で倒壊することによる人的被害を防止するため、震災後の応急危険度判定活動が速やかに実施できるよう、奈良県被災建築物・宅地応急危険度判定連絡協議会を通じて、県内の相互支援体制及び実施体制のさらなる整備を進める。

(2) 応急対策計画

町は、大規模地震により地盤災害が発生した場合、迅速に状況を把握し、早急に機能回復のため応急復旧の措置を講じる。

また、二次災害の防止に配慮し、被災建築物の応急危険度判定、被災宅地の危険度判定の円滑な実施に努める。

第5 帰宅困難者対策

南海トラフ巨大地震が発生すると広域かつ甚大な被害が予想され、交通機関が長期かつ広範囲に渡って不通になる可能性があり、帰宅困難者対策は一層重要になるため、町は、次の対策を推進する。

- 1 町外への就業者・就学者（住民）に対して「まずは津波の心配のない場所まで逃げる」こと及び「むやみに移動を開始しない」こと等の啓発や、他府県等との広域連携による災害時帰宅支援ステーション等の帰宅困難者対策を推進する。
- 2 本町に訪れる観光客等を対象とする帰宅困難者対策について、観光施設・交通機関・町・県等で協議を行う場を設定し、協力して、観光客向けの避難場所・物資の確保、正確な情報提供による適切な行動の誘導など帰宅困難者対策を検討する。

第6 支援・受援体制の整備

1 広域防災体制の確立

町は、救命救助活動等の災害応急対策活動のほか、避難所や医療施設等の機能維持のため、石油等の燃料の確保について団体等と協定締結等を進める。

2 被災地への人的支援

町は、医師、保健師、土木及び農林関係等、派遣可能な専門職員の人数をあらかじめ把握しておき、災害時における応援協定からの要請等に基づき、被災地に迅速に職員を派遣する。

第8節 地震発生時の応急対策等

《実施担当》

項目	実施担当	備考
第1 南海トラフ巨大地震等の関連情報が発表された場合の対応	各部	磯城消防署、田原本町消防団
第2 災害対策本部の設置等	各部	磯城消防署、田原本町消防団、磯城郡水道企業団
第3 資機材、人員等の配備手配	総務部	
第4 地震発生時の応急対策	各部	磯城消防署、田原本町消防団、天理警察署
第5 広域的な連携による応急対策	総務部	奈良県広域消防組合消防本部

第1 南海トラフ巨大地震等の関連情報が発表された場合の対応

町長は、南海トラフ巨大地震等の関連情報が発表された場合、地震が発生するまで又は警戒宣言解除が発せられるまでの間、予備動員又は注意配備の指示を行い、警戒活動を行う。ただし、南海トラフ巨大地震等は、いくつかの地震が同時又は連続して発生するおそれがあるため、警戒宣言解除が発せられた後も、状況により必要と認められる場合は、警戒態勢を継続する。

なお、住民等に対する周知事項は、「南海トラフ巨大地震等発生時の町における揺れの程度」、「南海トラフ巨大地震等が連続して発生した場合に生ずる危険性」、「報道機関及び町からの南海トラフ巨大地震等関連情報の発表に留意し、冷静に行動する旨の協力要請」等とする。

第2 災害対策本部の設置等

1 災害対策本部の設置

本部長（町長）は、南海トラフ巨大地震、東南海・南海地震または当該地震等が発生した場合には、応急対策を総合的に推進する中心的な組織である災害対策本部をできる限り速やかに設置し、活動体制を確立する。

2 町の組織体制

第4編「地震災害応急対策計画」第1章「応急活動実施体制の確立」第1節「組織体制」に準じる。

3 町の動員体制

第4編「地震災害応急対策計画」第1章「応急活動実施体制の確立」第2節「動員体制」に準じる。

第3 資機材、人員等の配備手配

1 資機材等の調達手配

総務部総務班は、各部が所管する災害応急対策を円滑に進めることができるよう各部における必要な物資、資材の確保状況を把握し、各部から当該資材等の供給の要請があった場合は、当該資材等の供給体制の確保を図り、必要に応じて配分調整を行う。

2 人員の配備

第4編「地震災害応急対策計画」第1章「応急活動実施体制の確立」第2節「動員体制」に準じる。

第4 地震発生時の応急対策

1 地震情報の収集・伝達

第4編「地震災害応急対策計画」第1章「応急活動実施体制の確立」第3節「情報の収集・伝達」第1「地震情報等の収集・伝達」に準じる。

2 被害状況の調査・報告計画

(1) 被害状況の把握、並びに災害情報及び防災情報の収集・伝達等

第4編「地震災害応急対策計画」第1章「応急活動実施体制の確立」第3節「情報の収集・伝達」第2「災害情報の収集・伝達系統」、第3「被害状況の把握」、第4「避難及び応急対策の実施状況の把握」、第5「被害状況等の集約・整理等」に準じる。

(2) 県及び国への報告

総務部本部班は、南海トラフ巨大地震等が発生した場合には、被害状況及び応急措置の実施状況等を県（防災統括室）へ報告する。

その他第4編「地震災害応急対策計画」第1章「応急活動実施体制の確立」第3節「情報の収集・伝達」第6「県及び国への報告」に準じる。

3 施設の緊急点検・巡視

本部長（町長）は、必要に応じて、通信施設、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努める。

そのほか、第4編「地震災害応急対策計画」第1章「応急活動実施体制の確立」第7節「交通規制・緊急輸送活動」第1「緊急輸送体制の確立」及び第2章「初動期の応急活動」第10節「その他二次災害防止のための応急対策」に準じる。

4 二次災害の防止

本部長（町長）は、危険物施設等における地震による二次被害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置、防災関係機関との相互協力等を実施する。

また、県等の協力を得て、最初の地震で脆弱になった建築物が次の地震で倒壊することにより発生する人的被害を防止するため、被災建築物の応急危険度判定を早急に実施するとともに、危険な建築物への立入禁止や警戒区域の設定等を行う。

さらに、倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災への警戒等について、必要な措置をとる。

そのほか、第4編「地震災害応急対策計画」第2章「初動期の応急活動」第2節「危険物施設等災害応急対策」、第9節「ライフライン等の確保」及び第10節「その他二次災害防止のための応急対策」に準じる。

5 消火・救急救助活動

(1) 消火活動

第4編「地震災害応急対策計画」第2章「初動期の応急活動」第1節「大規模火災対策」に準じる。

(2) 救急救助活動

第4編「地震災害応急対策計画」第2章「初動期の応急活動」第3節「救助・救急活動」に準じる。

6 応急避難

第4編「地震災害応急対策計画」第2章「初動期の応急活動」第4節「応急避難」に準じる。

7 医療救護活動

第4編「地震災害応急対策計画」第2章「初動期の応急活動」第5節「医療救護活動」に準じる。

8 要配慮者の支援

第4編「地震災害応急対策計画」第2章「初動期の応急活動」第7節「要配慮者の支援」に準じる。

9 食料及び生活必需品等の調達

第4編「地震災害応急対策計画」第3章「応急復旧期の活動」第1節「緊急物資の供給」に準じる。

10 交通規制・緊急輸送活動

第4編「地震災害応急対策計画」第1章「応急活動実施体制の確立」第7節「交通規制・緊急輸送活動」に準じる。

11 防疫・保健衛生活動

第4編「地震災害応急対策計画」第3章「応急復旧期の活動」第2節「防疫・保健衛生活動」に準じる。

12 帰宅困難者対策

第4編「地震災害応急対策計画」第2章「初動期の応急活動」第8節「帰宅困難者の支援」に準じる。

第5 広域的な連携による応急対策

1 他機関に対する応援要請

本部長（町長）は、住民の生命又は財産を保護するため必要と認めた場合、県、他の市町村等への応援を要請するとともに、受入体制を整備し、災害応急対策に万全を期する。

そのほか第4編「地震災害応急対策計画」第1章「応急活動実施体制の確立」第5節「応援協力活動」及び第6節「自衛隊災害派遣の要請要求・受入れ」に準じる。

2 広域避難

(1) 広域避難の要請

本部長（町長）は、広域避難を行う必要が生じた場合、県の調整のもと、広域避難受入先となる県内市町村又は県外の受入先市町村を含む県と協議し、避難所の供与その他必要な要請を行う。

(2) 広域避難者の受入れ

ア 受入体制の整備

本町における被害が比較的軽微な場合、県の調整のもと、甚大な被害を受けた近隣府県等からの避難者の受入れ及び生活支援を行う。

このため、県と連携して、南海トラフ巨大地震等の発生や原子力発電所事故等による大量の被災者を受入れるための体制整備を進める。

また、大量の被災者を長期間受入れる場合を想定して、賃貸住宅のあっせん等について事業者と協議を進める。

イ 広域避難者への対応

広域避難者に対しては、県、他市町村、NPO団体、ボランティア等と連携して、訪問調査や総合相談窓口（ワンストップサービス）の設置を行うなど、避難者のニーズをきめ細かく把握し、住居の確保や学校の手続きなど生活全般について「とことん親切に対応」する。

また、避難所における避難自治体が被災者の所在地等の情報を共有する仕組みを円滑に運用する。

田原本町地域防災計画

令和5年度修正

発行 田原本町防災会議

令和5年6月

編集 田原本町総務部防災課

〒636-0392

奈良県磯城郡田原本町890-1

TEL 0744-32-2901

FAX 0744-32-2977
